EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03148 8604

昭和七年一月十五日印刷
昭和七年一月二十日發行

國譯一切經 律部十三

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所 東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝(二)一一六番
(三)〇四〇番

製本所 兩角製本所

不許複製

索　引

（頁數は通頁を表はす）

—ア—

阿夷羅河　135,192
阿闍世王　41
阿闍梨　154
阿荼脾邑　66,143,235
阿那頻頭國　136
阿那含　136
阿那律　79,231
阿難　27,79
阿耨達池　209
阿耨達龍王　82
阿練若　73,112
阿練若處　281
阿練比丘　34
阿羅漢　136
阿羅漢道　29
阿梨吒　221
頞脾・分那婆　96
愛・恚・癡・畏　74,314
阿邪見　221
安居　26
安居三月未滿八月　133
安居請　338
安居施　30
安陀園　110
安陀林　306
安那頻頭邑　215
安般安念　47

—イ—

移書　303
異分中　78
異分中片若似片　303
違要　108
維衞佛　27
一阿練若比丘　213
一學・等學・不等學・不餘學　37
一羯磨・等羯磨・不等羯磨・不餘羯磨　37
一語受戒比丘　36
一劫受樂　91
一坐食　112
一切如法說者　294
一食道　125
一種食　112
一受食　112
一修伽陀磔手　147
一尋　229
一搯　216
一說戒・等說戒・不等說戒・不餘說戒　37
一特牛　154
一毒龍　233
一鉢他飯　141
乙師達多　139,220
乙師羅山　39
因緣を除く　197,269
咽咽　329
婬法　37
婬欲供養　62

—ウ—

右繞三匝　31
有行處　69
有主　72
有食家　354
有知男子　158
有蟲水　179
有比丘住處　342
雨舍大臣　40
雨浴衣　135,273
優善那邑　108
優禪那國　196
優蹉比丘尼　304
優陀夷　56
優波害　52
優波斯那　111
優波者　52
優波頭　52
優波離　237,341
鬱單越　27

—エ—

衣疑　208
衣時　139,198
衣直　120
衣食湯藥　136
衣・鉢・坐具・針具　262
依止羯磨　159
壞色割截衣　147
壞色割截衣を持せる比丘　36
翳加　46
液下隱處　331
涎唾を食ふ　85
閻浮提　134
閻浮檀金　130

—オ—

汚辱人衣　190
王舍城　283
王舍大臣　121
黃門　38
應學法　283
憶念比丘　75
憶念毗尼　296
飲酒　284
遠行食　176
園　43
園物　43
園林　252

—カ—

火行三昧　247
火光三昧　73
可意言　155
可呵法　276
可信優婆夷　100
可責羯磨　159
呵梨勒・阿摩勒・鞞醯勒・畢跋羅　241
柯傑　83
伽伽毗尼　296
迦夷國　68
迦維羅衞城尼狗類園　281
迦葉佛　28
迦絺那衣　102
迦留　63
喝斛　142
過五六語　158

過中飯 239
過半時 38
過二十 181
過人法 54
過人法聖利滿足 54
臥具を案行す 34
蝦蟆 234
噉半時 38
戒 36,242
戒を結せず 28
戒不淸淨 85
戒羸 35
界場 181
階次 74
懷姙女 347
街巷 277
學家白二羯磨 279
客舍 230
客作 195
客比丘 126
客比丘食 136,194
角房 96
學戒 344
學處 36
割截衣 36,105
羯磨 92
粥及び油蜜の煎餅 215
浣・染・擘 148
看病人食 136
灌頂王 40
願 135

—キ—

寄 44
吉羅邑 96
器物 323
棄金銀及錢人 151
棄去食 209
耆闍崛山 39
綺疏牖戶 39
毀形 31
毀呰 155
毀呰戒 167
疑悔 227
佉闍尼 307,202
急施衣 139
駏驢 84
共坐・共語・共宿・共事 225
孝子 96
輕欵 337
敎誡及び羯磨時 346
敎誡語 155
教誡師 841
敎誡諍事 77
敎誡比丘尼十法成就 181
憍戶迦 210
憍賒耶 143
憍陳如 83
行香 303
行鉢 141
形起五因緣 57
形笑 135
形變 301
金銀及び錢 152
欽婆羅 320
欽婆羅衣 103

—ク—

九月日 105
九次第定 53
九十六種沙門 200
九惱 77
供養利の爲に 186
苦集盡道 90
拘舍彌國 232,71
拘攝 171
拘那含牟尼佛 28
狗法 37
拘樓孫佛 28
瞿伽梨 264
瞿師羅 278
瞿師羅園 83
瞿曇 88
瞿曇彌 112
恐怖林 288,29
舊住比丘 126
驅出羯磨 365
驅出羯磨 9,7,159
具足戒 31
空噉 329
空地 42
空簇 39
熏鉢 227

—ケ—

下意羯磨 159
下衣 283
下水 193
夏坐藥 239
夏初 27
外道男女 215
懈怠法 37
輕衣 321
繫念心 58
擊攊 229
墼 178
結跏趺坐 230
結綱 280
見過比丘 36
堅固比丘 36
見責 259
見不淸淨 84
見法得果 73,278
見忘聞忘疑忘 77
見・聞・疑罪を請ず 338
堅信・堅法 53
犍推 363
現前毗尼 296
減半分一歼 27
觜角 155

—コ—

居士間得 101
故衣 114
故尼師檀 147
故妄語 153
買客主 203
虛空神 32
虛空物 43
擧罪羯磨 159
擧事 75
五陰 81
五衣 111
五戒 90
五新衣 333
乞比丘 36
骨・牙・角 270
五錢 41
五種の師 84

五種蒲闍尼食 208
五衆 77
五衆畜 101
五大賊 54
五法數 86
五六波羅 148
牛屎 305
後安居 102
後坐 102
護身・護衣・護僧牀褥 271
國内恐怖處 339
黒離車比丘尼 320
乞食 73,112
行路時 200
好衣長者 116
好聟好兒 193
好色を壞す 147
好の爲の故に 120
交會像 190
香 359
更請 240
劫具衣 103
劫具四張革屣一綱 30
後宮 130
後宮門限 244
恒水 67
曠野鬼村 210
金華鬘 129
金剛神 33
金鞞廬 80
言諍事 77

—サ—

作衣時 199
作を以て作に易ふ 150
作人 209
差 187
差次會者 72
差摩比丘尼 321,341,368
差摩比丘尼と旃荼修摩那 362
坐禪 73
坐坫人 319
薩闍子摩納 288
薩婆帝 30
最下鉢 141
細作 245
細氎 284
數々食 197,300
先に自恣請せざるに 120
三衣 101,112
三解脫門 53
三語受戒比丘 36
三師 235
三十事 242
三獸本生經 156
三尊 90,279
三鉢他飯 141
三明六神通 53
三由句 148
散亂心眠五種過失 57
殘食作法 208
殘食法 206
殘宿食 142,213
慚愧者 166

—シ—

尸棄佛 27
尸利踙 298
四遠人 201
四月自恣請 240
四悔過法 275
四指 229
四事 242
四沙門果 53,222
四種種子 169
四種兵 80
四衆 111
四禪 52
四天王 32,214
四方僧 128,252
四念處 52
四無色定 52
四無量處 52
泗戲 230
指點 352
伺路 44
斯陀含 136
睒陀尼食 207
齒木 168
次 144,215
次差會人 73
次請 200
次請に差す 72
次第乞食 112
自言治毗尼 296
自言擯 74
自在天魔 46
自恣 92,139,204
自恣請 240
治病經方 357
持律 73
持律比丘五功德 166
時飯 207
事諍事 77
慈地比丘 170
慈心三昧 336
慈比丘尼 77
幟 262
食を嘗むる 209
食家 218
食前食後 268
七弓 105
七法の林 81
七滅諍法 296
質多 221
實比丘 36
出罪 165
出息 108
出息坫 280
出要法 55
沙竭陀 233
沙門會時 200
沙蘭 153
娑竭陀邑 104
娑婆世界主梵天王 218
娑鞞陀邑 102
娑羅樹林 210
舍衞城 169
舍利弗 27
捨墮悔過 126
捨墮法 101,316
捨褥比丘 144
遮月水衣 320
遮受戒法 346
邪命諂曲 84
石蜜 131

赤骨聚 222
赤骨觀 232
釋提桓因 210,214
釋摩男 79,239
主人 195,266
守園人 126
首摩羅山 288
衆を成ぜず 201
衆學法 282
衆學法第一 282
衆學法第八一十上衣着法戒 284
衆學法第十一好覆身人家內戒 284
衆學法第十二好覆手坐家內戒 285
衆學法第十三・十五・十七反抄衣入家內戒 285
衆學法第十四・十六・十八反抄衣坐家內戒 285
衆學法第十九・第二十搖身入家內(坐家內)戒 285
衆學法第二十一・二十二搖頭入家內(坐家內)戒 285
衆學法第二十三・二十四搖手入家內(坐家內)戒 285
衆學法第二十五・二十六携手入家內(坐家內)戒 285
衆學法第二十七・二十八隱人入家內(坐家內)戒 286
衆學法第二十九・三十扠腰入家內(坐家內)戒 286
衆學法第三十一・三十二拄頰入家內(坐家內)戒 286
衆學法三十三・三十四掉臂入家內戒 286
衆學法第三十五・三十六高視入家內(坐家內)戒 286
衆學法第三十七・三十八左右顧視入家內(坐家內)戒 286
衆學法第三十九・四十企行人家內(坐家內)戒 287
衆學法第四十一・四十二蹲行入家內(坐家內)戒 287
衆學法第四十三・四十四覆頭入家內(坐家內)戒 287
衆學法第四十五・四十六戲笑入家內(坐家內)戒 287
衆學法四十七・四十八高唱入家內(坐家內)戒 287
衆學法第四十九・五十庠序入家內(坐家內)戒 287
衆學法第五十一・一心受食戒 288
衆學法五十二溢鉢受食戒 288
衆學法第五十三羹飯俱食戒 289
衆學法第五十四鉢中處々食戒 289
衆學法五十五刳中央食戒 289
衆學法第五十六指抆鉢食戒 289
衆學法第五十七餪食食戒 289
衆學法第五十八諦視鉢食戒 289
衆學法第五十九棄飯食戒 290
衆學法第六十食手捉淨飯器戒 290
衆學法第六十一・六十二吸食食戒嚼飯食作聲戒 290
衆學法第六十三舌舐食戒 290
衆學法第六十四滿手食戒 290
衆學法第六十五張口食戒 291
衆學法第六十六張口待食戒 291
衆學法第六十七縮鼻食戒 291
衆學法第六十八含食語戒 291
衆學法第六十九張頰食戒 291
衆學法第七十齧半食戒 291
衆學法第七十一舒臂取食戒 291
衆學法第七十二振手食戒 291
衆學法第七十三吐舌食戒 291
衆學法第七十四全呑食戒 292
衆學法第七十五擲食口中戒 292
衆學法第七十六棄洗鉢水戒 292
衆學法第七十七飯覆羹戒 292
衆學法第七十八嫌呵食戒 292
衆學法第七十九爲自索羹飯戒 292
衆學法第八十視比坐鉢戒 292
衆學法第八十一立大小便戒 293
衆學法第八十二水中大小便戒 293
衆學法第八十三生學菜上大小便戒 293
衆學法第八十四著屐人說法戒 293
衆學法第八十五著革屐人說法戒 293
衆學法第八十六現胷人說法戒 294
衆學法第八十七人坐已立說法戒 294
衆學法第八十八高坐已下坐說法戒 294
衆學法第八十九人臥已坐說法戒 294
衆學法第九十人前已後說法戒 294
衆學法第九十一人道中已道外說法戒 294
衆學法第九十二覆頭人說法戒 295
衆學法第九十三反抄衣人說法戒 295
衆學法第九十四左右反抄衣人說法戒 295
衆學法第九十五持蓋覆手人說法戒 295
衆學法第九十六騎乘人說法戒 295
衆學法第九十七拄杖人說法戒 295
衆學法第九十八扠刀人說法戒 295
衆學法第九十九捉弓箭人說法戒 295
衆學法第百條上樹戒 295
須陀洹 29,136
須陀洹果 90
須達多 220
須提那 30

種々俗事 176
種々餅 202
種々名姓 29
戍邏 245
呪誓 352
呪術 52
受戒犍 228
受作淨施比丘 266
聚落所行處 62
聚落物 43
樹下坐 112
誦修多羅 73
修伽 270
修伽陀衣已量衣 273
修休摩 301
修休摩、婆頗 312
執事人 121
十一切入 53
十二分教 29
十七群比丘 103,173
十直道 53
十種女 65
十種の分 82
十種不淨 58
十善十不善道 159
十利 33,299
重衣 320
重閣屋 178
宿更 131
宿處 253
粥 136
熱酥 131
春餘一月 137
春餘一月半・夏如一月 255
純黑羺羝 144
所稱名比丘 266
所說不善 84
所長の衣 266
初作 38
初中後善・善義・善味 181
初登位 40
諸願永離 135
諸釋 303
諸天所說 294
除檀越先發心作 195
小罪 181
小食 207
少知識比丘尼 189
正中 212
生處疑 228
生酥 131
生草木 168
招堤僧堂 252
清淨可得 135
障礙法 221
燥土 236
聲聞所說 294
上座 35
上水 193
成上行時 200
城防の大材 40
城門 184
常食 198
淨飲器 290
淨施 103
淨施衣を作す 265
淨人 148
乘 43,355
乘物 44
心施 198
身分 33
新受大戒比丘 183
針鼻缺 38
神樹 71
神變 131
眞珠等 253
瞋不喜 175
盡一箭 42
盡形壽 31,37,111

—ス—

孫陀羅難陀 35
頭陀 111
水洗 330
水蕩洙處 70
水浴衣 135
隨喜偈 30,137
隨葉佛 28
隨順答 169
隨心殺 49
隨病食 136
隨數坐 112

—セ—

施一食處 201
施衣時 198
施論・戒論・生天論 90
施人物 335
世界中間 233
是事應爾 123
是鉢 140
雪山脇林下 68
仙人所說 294
尖脚林 178
旃茶修摩那 314,335,352
旃茶修摩比丘尼 307
船 44
船物 44
賤價直四大錢 321
賤價直二大錢半 321
錢財捨法 151
擔 44
擔物 44
瞻婆城 296
闡陀比丘 71,94,300
闡陀母 314
氈衣白二羯磨 146
前安居 105
前後安居 337
前食・後食 276
善飯長者 73
善來 194
善來受戒比丘 36
染著心男子 308

—ソ—

蘇摩鉢 141
麁惡語 61
麁罪 165,258
麁泥 70
宋闕賓三藏 25
草菴 39
草蓋 356
草布地毗尼 296
僧伽尸國 30
僧殘法第一故出不淨戒 56
僧殘法第二摩觸女人戒 59
僧殘法第三麁惡語戒 61

僧殘法第四歎身索供養戒 62
僧殘法第五媒嫁戒 63
僧殘法第六無主作房戒 66
僧殘法第七有主作房戒 71
僧殘法第八無根波羅夷法謗他戒 72
僧殘法第九異分事波羅夷法謗他戒 77
僧殘法第十破僧違諫戒 79
法僧殘第十一助破僧違諫戒 93
僧殘法第十二惡性拒諫戒 94
僧殘法第十三汚衆惡行擯違諫戒 96
僧食 216
僧所羯磨人 166
僧所差人 170
僧中得 101
僧坊內 253
僧房內 174
僧物 127,264
澡豆 254
增上慢 54
雜碎戒 167
族姓子 69
族姓出家 181
族誅 220
賊帥 110
續種 32
續方一磔手 272

—タ—

他家を汙す 98
多人語毗尼 296
多羅樹心 38
陀婆比丘 170
陀婆力士子 72,296
墮 177
對人淨施 266
大惡家 88
大會時 200
大迦葉 67,209
大捨定 302
提舍尼法第一受比丘尼食戒 275
提舍尼法第二比丘尼偏心授食戒 277
提舍尼法第三學家受食戒 278
提舍尼法第四阿蘭若安坐受食戒 257
提婆達多比丘本生譚 85
澤枯 359
探手 69
達嚫 128
達尼迦 39
達摩 125
達摩比丘 258
單提法 153
怛鉢 131
怛鉢那 239,276
彈 226
彈指 96,163
斷頭法 37

—チ—

知識家 205
知受 173
地上物 42
地神 32
地中物 42
直渡 193
畜生命 227
竺道生 25
中表親戚 278
中裝 190
偷羅遮 35,300
偷羅難陀比丘尼 77,298,319
佇衣 103
楮 233
塚間 112
長衣 101
長五修伽陀磔手、廣二磔手半 273
長四修伽陀磔手、廣二磔手 273
長請 241
長二修伽陀磔手、廣一磔手半 272
長鉢 142
長老伽毘 106
調達 79,198
調達、瞿伽梨 352
定共戒 37

—ツ—

都路頭 190
頭を盆す 272

—テ—

剃頭人優波離 80
剃髮割截衣人 353
天中天 69
典材令 40
玷辱 309
展轉相告 32
轉輪王 30
田 43
田物 43

—ト—

突吉羅 35
突吉羅悔過 92
兜率陀大威德天 32
時に時疑す 213
時に非時想す 213
得叉尸羅 154
獨淨施法 266
忉利天 32
同學戒法 35
同和尙阿闍梨 154
童子迦葉 238
禿頭居士 215

—ナ—

那隣伽 100
那隣伽婆羅門 230
泥洹 81
難 346
難陀 273
難提 79
汝是を知れ 169

—ニ—

二衣 119
二儀 87
二根 38
二根女 232
二根人 366
二語受戒比丘 36
二三宿 220
二指一節 330
二沙彌 225
二十八鬼神將軍 214
二百五十戒 242

二部戒律 181
二部衆 183
二部僧 128
二羙純黑羺羝第三分白第四分下 145
二獼猴 78
尼悔過法第一乞酥食戒 374
尼悔過法第二乞油食戒 375
尼悔過法第三乞蜜食戒 375
尼悔過法第四乞石蜜食戒 375
尼悔過法第五乞乳食戒 375
尼悔過法第六乞酪食戒 375
尼悔過法第七乞魚食戒 375
尼悔過法第八乞肉食戒 375
尼薩耆第一長衣戒 101
尼薩耆第二離衣宿戒 103
尼薩耆第三月望衣戒 106
尼薩耆第四取非親尼衣戒 108
尼薩耆第五浣故衣戒 114
尼薩耆第六乞衣戒 116
尼薩耆第七過分取衣戒 118
尼薩耆第八勸僧衣價戒 119
尼薩耆第九勸二人增價戒 120
尼薩耆第十忽切索衣戒 121
尼薩耆第十一乞縷戒 123
尼薩耆第十二勸織戒 123
尼薩耆第十三瞋恚奪衣戒 125
尼薩耆第十四廻僧物戒 127
尼薩耆第十五長藥戒 129
尼薩耆第十六阿練若離衣戒 132
尼薩耆第十七雨浴衣戒 134
尼薩耆第十八急施衣戒 138
尼薩耆第十九乞新鉢戒 140
尼薩耆第二十長鉢戒 142
尼薩耆第二十一蠶綿敷具戒 143
尼薩耆第二十二糅毛敷具戒 144
尼薩耆第二十三雜黑毛敷具戒 144
尼薩耆第二十四六年敷具戒 145
尼薩耆第二十五不貼坐具戒 146
尼薩耆第二十六持羊毛戒 147
尼薩耆第二十七使非親尼浣染羊毛戒 148
尼薩耆第二十八種々販賣戒 149
尼薩耆第二十九用金銀錢戒 150
尼薩耆第三十受畜錢寶戒 151
尼師壇 100,146,272
尼捨墮法第一長衣戒 316
尼捨墮法第二離衣宿戒 316
尼捨墮法第三月望衣戒 316
尼捨墮法第四乞衣戒 316
尼捨墮法第五過量受衣戒 316
尼捨墮法第六勸增衣價戒 316
尼捨墮法第七勸二人增價戒 317
尼捨墮法第八忽切索衣戒 317
尼捨墮法第九乞縷戒 317
尼捨墮法第十勸織戒 317
尼捨墮法第十一瞋恚奪衣戒 317
尼捨墮法第十二廻僧物戒 318
尼捨墮法第十三長藥戒 318
尼捨墮法第十四急施衣戒 318
尼捨墮法第十五乞新鉢戒 318
尼捨墮法第十六種々販賣戒 318
尼捨墮法第十七用金錢戒 318
尼墮第法第十八受畜錢寶戒 318
尼捨墮法第十九乞鉢解繫戒 318
尼捨墮法第二十非時衣作時衣戒 319
尼捨墮法第二十一貿衣後瞋奪戒 319
尼捨墮法第二十二先言不用後先取戒 320
尼捨墮法第二十三乞重衣戒 320
尼捨墮法第二十四乞輕衣戒 321
尼捨墮法第二十五為僧乞廻餘川戒 321
尼捨墮法第二十六為僧諸處乞廻餘用戒 322
尼捨墮法第二十七為自乞廻餘用戒 322
尼捨墮法第二十八為自諸處乞廻餘用戒 322
尼捨墮法第二十九蓄器物戒 323
尼捨墮法第三十多積聚鉢戒 —
尼僧殘第一媒嫁戒 302
尼僧殘第二無根波羅夷法謗多戒 302
尼僧殘第三異分事波羅夷他戒 303
尼僧殘第四有罪女受具足戒 303
尼僧殘第五輒作解羯磨戒 304
尼僧殘第六獨行、獨宿、獨渡水、獨在後行戒 305
尼僧殘第七詣斷事官所戒 306
尼僧殘第八染污心人邊受食戒 304
尼僧殘第九勸無染心比丘尼戒 309
尼僧殘第十破僧違諫戒 309
尼僧殘第十一助破僧違諫戒 310
尼僧殘第十二惡性拒諫戒 310
尼僧殘第十三污家惡行擯謗違諫戒 311
尼僧殘第十四習近住相覆三諫不捨戒 312
尼僧殘第十五謗僧呵諫戒 313
尼僧殘第十六說僧有愛有怖戒 314
尼僧殘第十七瞋恚自言捨三寶戒 314
尼墮法第一故妄語戒 324
尼墮法第二毀呰語戒 324
尼墮法第三兩舌語戒 324
尼墮法第四與男說法戒 324
尼墮法第五發諍戒 324
尼墮法第六未具同誦戒 324
尼墮法第七未具同宿戒 324

尼墮法第八實得道戒 324
尼墮法集九說麤罪戒 324
尼墮法第十輕呵戒 324
尼墮法第十一壞生種戒 324
尼墮法第十二異語惱他戒 324
尼墮法第十三嫌罵知事人戒 324
尼墮法第十四露敷僧物戒 324
尼墮法第十五覆處敷僧物戒 324
尼墮法第十六牽出房戒 325
尼墮法第十七强敷坐戒 325
尼墮法第十八閣上尖脚林坐戒 325
尼墮法第十九飲用蟲水戒 325
尼墮法第二十數々食戒 325
尼墮法第二十一別請衆食戒 325
尼墮法第二十二過一宿食戒 325
尼墮法第二十三食過受戒 325
尼墮法第二十四不作餘食法戒 325
尼墮法第二十五勸足食戒 325
尼墮法第二十六不受食戒 325
尼墮法第二十七非時食戒 325
尼墮法第二十八殘宿食戒 325
尼墮法第二十九食家屏處坐戒 325
尼墮法第三十觀軍陣戒 325
尼墮法第三十一軍中過三宿戒 325
尼墮法第三十二觀軍戰戒 326
尼墮法第三十三惡見違諫戒 326
尼墮法第三十四隨擧比戒 386
尼墮法第三十五隨擯沙彌戒 326
尼墮法第三十六疑惱比丘尼戒 326
尼墮法第三十七默然起去戒 326
尼墮法第第三十八擊攊他戒 326
尼墮法第三十九水中戲戒 326
尼墮法第四十與男子同宿戒 326
尼墮法第四十一飲酒戒 326
尼墮法第四十二輕師戒 326
尼墮法第四十三掘地戒 326
尼墮法第四十四屏聽諍事戒 327
尼墮法第四十五請食過受戒 327
尼墮法第四十六勸學戒 327
尼墮法第四十七不尊重布薩戒 327
尼墮法第四十八與賊期行戒 327
尼墮法第四十九與男期行戒 327
尼墮法第五十露地燃火戒 327
尼墮法第五十一捉寶戒 327
尼墮法第五十二半月浴戒 327
尼墮法第五十三瞋打比丘戒 327
尼墮法第五十四搏比丘戒 327
尼墮法第五十五恐怖他戒 327
尼墮法第五十六全根僧殘謗他戒 327
尼墮法第五十七瞋恚驅出聚落戒 327
尼墮法第五十八不染壞著新衣戒 328
尼墮法第五十九藏他鉢戒 328
尼墮法第六十與欲後悔戒 328
尼墮法第六十一謗廻衆利物戒 328
尼墮法第六十二不輙著衣戒 328
尼墮法第六十三食前食後至餘家戒 328
尼墮法第六十四兜羅貯褥戒 328
尼墮法第六十五過量牀脚戒 328
尼墮法第六十六骨牙角針筒戒 328
尼墮法第六十七過量作衣戒 328
尼墮法第六十八廻僧物餘人戒 328
尼墮法第七十食蒜戒 329
尼墮法第七十一拍根戒 329
尼墮法第七十二胡膠作根戒 329
尼墮法七十三過二指節水淨戒 330
尼墮法第七十四剃隱處毛戒 330
尼墮法第七十五與比丘共立語戒 331
尼墮法第七十六與白衣外道共立共語戒 331
尼墮法第七十七與比丘露所共立共語戒 331
尼墮法第七十八與白衣外道露處共立共語戒 331
尼墮法第七十九街巷中與比丘共立耳語戒 332
尼墮法第八十街巷中與白衣外道共立耳語戒 332
尼墮法第八十一裸形洗浴戒 332
尼墮法第八十二離水浴衣行戒 332
尼墮法第八十三不還先供養新衣戒 332
尼墮法第八十四遮分衣戒 333
尼墮法第八十五縫衣過五日不成戒 333
尼墮法第八十六離五衣行戒 334
尼墮法第八十七與白衣外道女尼衣戒 334
尼墮法第八十八廻施人物與僧戒 335
尼墮法第八十九護惜白衣家戒 335
尼墮法第九十不安居戒 337
尼墮法第九十一不依比丘衆安居戒 337
尼墮法第九十二安居內遊行戒 337

尼墮法第九十三安居竟僧中不請三事戒 338
尼墮法第九十四安居竟一宿不遊行戒 338
尼墮法第九十五國內恐怖處獨行戒 339
尼墮法第九十六國外恐怖處獨行戒 339
尼墮法第九十七安居竟不屬精舍出行戒 339
尼墮法第九十八安居竟不捨還精舍戒 340
尼墮法第九十九種々遊看戒 340
尼墮法第百半月不乞教誡師戒 340
尼墮法第百一不白入比丘住處戒 341
尼墮法第百二不滿十二歲畜眷屬戒 342
尼墮法第百三僧不聽畜眷屬戒 343
尼墮法第百四度未滿十二歲已嫁女戒 344
尼墮法第百五僧不聽度滿十二歲已嫁女戒 344
尼墮法第百六與未滿十八歲童女授學法戒 344
尼墮法第百七僧不聽滿十八歲童女授學法戒 345
尼墮法第百八語與衣授具方便不授戒 345
尼墮法第百九緣責如法語諸比丘戒 345
尼墮法第百十不往聽羯磨教誡戒 346
尼墮法第百十一先許方便不受具足戒 346
尼墮法第百十二度婬女戒 346
尼墮法第百十三與未滿二歲學戒尼受具足戒 346
尼墮法第百十四僧不聽二歲學戒尼受具足戒 347
尼墮法第百十五與滿二歲學戒尼不學戒者受具足戒 347
尼墮法第百十六與懷姙女受具足戒 347
尼墮法百十七與新產婦受具足戒 347
尼墮法第百十八年々畜衆戒 348
尼墮法第百十九經宿往比丘僧中受具足戒 348
尼墮法第百二十年不依承和上戒 348
尼墮法第百二十一畜弟子不教誡攝護戒 349
尼墮法百二十二受具後不令離本處戒 349
尼墮法第百二十三不看病戒 349
尼墮法第百二十四與屬人婦女受具戒 349
尼墮法第百二十五與長病人受具足戒 350
尼墮法第百二十六與屬夫婦人受具足戒 350
尼墮法第百二十七與負債女人受具足戒 350
尼墮法第百二十八與男子闇處共立語戒 351
尼墮法第百二十九先不問坐牀戒 351
尼墮法第百三十自手持食與外道男子戒 351
尼墮法第百三十一向白衣說比丘戒 351
尼墮法第百三十二自打啼泣戒 352
尼墮法第百三十三不審諦瞋他戒 352
尼墮法第百三十四自咒咒他戒 352
尼墮法第百三十五隔墻不善觀擲屎尿戒 353
尼墮法第百三十六隔墻不善觀察擲糞掃殘食戒 353
尼墮法第百三十七生草上大小便戒 353
尼墮法第百三十八坐草上擲糞掃殘食戒 354
尼墮法第百三十九宿有食家戒 354
尼墮法第百四十如法問不答戒 354
尼墮法第百四十一乘々行戒 355
尼墮法第百四十二著革屣持蓋戒 356
尼墮法第百四十三水扇供給戒 356
尼墮法第百四十四誦治病經方戒 356
尼墮法第百四十五教誦治病經方戒 357
尼墮法法第百四十六作醫師活命戒 357
尼墮法第百四十七教人授醫方活命戒 357
尼墮法第百四十八爲白衣家作戒 358
尼墮法第百四十九與白衣外道婦女同衣臥戒 358
尼墮法第百五十與比丘尼、式叉摩那、沙彌尼同衣臥戒 358
尼墮法第百五十一與白衣外道婦女同覆眠戒 358
尼墮法第百五十二與比丘尼、式叉摩那、沙彌尼同覆眠戒 358
尼墮法第百五十三塗身香戒 359
尼墮法第百五十四澤枯揩身戒 359
尼墮法第百五十五畜著華鬘戒 360
尼墮法第百五十六著寶瓔珞戒 360
尼墮法第百五十七著卑身衣戒 360
尼墮法第百五十八畜種々嚴身具戒 360
尼墮法第百五十九畜髮戒 360
尼墮法第百六十髮長戒 360

尼墮法第百六十二著嚴身具戒 261
尼墮法第百六十二爲他作敎身具戒 361
尼墮法第百六十三績縷戒 361
尼墮法第百六十四不問輒敷臥具住戒 361
尼墮法第百六十五不語主人出行戒 362
尼墮法第百六十六自煮作食戒 362
尼墮法第百六十七聽安居住後嫌呵驅出戒 362
尼墮法第百六十八不白衆輒使男子破癰戒 363
尼墮法第百六十九夜出都門不語餘比丘戒 363
尼墮法第百七十非時入白衣衣戒 363
尼墮法第百七十一未唱隨意含食戒 364
尼墮法第百七十二被擯不吉戒 365
尼墮法第百七十三如法集會時不住戒 365
尼墮法第百七十四往觀歌舞作伎戒 365
尼墮法第百七十五遊地遊行戒 365
尼墮法第百七十六與二根人受具戒 366
尼墮法第百七十七與二道合女受具足戒 366
尼墮法第百七十八與常月水女受具戒 366
尼墮法第百七十九比丘不起禮不請坐戒 366
尼墮法第百八十燒隱處毛戒 367
尼墮法第百八十一不著僧祇支戒 367
尼墮法第百八十二與白衣臨身說法戒 367
尼墮法第百八十三自歌舞戒 368
尼墮法第百八十四遮受迦絺那衣戒 368
尼墮法第百八十五遮捨迦絺那衣戒 368
尼墮法第百八十六不白比丘間比丘戒 368
尼墮法第百八十七自內形中不淨戒 369
尼墮法第百八十八作外道事火法戒 369
尼墮法第百八十九有人處浴戒 369
尼墮法第百九十誦外道呪術戒 370
尼墮法第百九十一衆受具足戒 370
尼墮法第百九十二自作畜衆羯磨戒 370
尼墮法第百九十三自作二歲學戒羯磨戒 370
尼墮法第百九十四身授二歲學戒戒 370
尼墮法第百九十五作二歲學戒竟羯磨經宿授具戒 370
尼墮法第百九十六作二歲學戒羯磨竟經宿授學戒 371
尼墮法第百九十七白識作衣戒 371
尼墮法第百九十八國內恐怖處中遊行戒 371
尼墮法第百九十九自作己像戒 371
尼墮法第二百莊嚴女人戒 372
尼墮法第二百一水中逆流行戒 372
尼墮法第二百二仰臥水來下處戒 372
尼墮法第二百三治腰戒 373
尼墮法第二百四種々治身戒 373
尼墮法第二百五如妓女法著衣 373
尼墮法第二百六如白衣婦法著衣戒 373
尼墮法第二百七自勸形體戒 373
尼墮法第二百八照鏡戒 373
尼墮法第二百九自卜地卜戒 374
尼墮法第二百十墮世俗諍戒 374
尼波羅夷第五摩觸受樂戒 298
尼波羅夷第六八事成犯戒 299
尼波羅夷第七隨與比丘戒 350
尼波羅夷第八覆他重罪戒 301
尼律悔過法 374
尼律僧殘法 302
尼律墮法 323
尼律波羅夷法 297
似人 49
入王宮十過失 244
日沒 185
女女想人女活女 60
如法悔 225
如法に與欲す 263
如法白四羯磨受戒比丘 37
人女・非人女・畜生女 38

—ネ—

熱時 27, 255

—ノ—

後に更に呵す 263

—ハ—

波逸提第二毀呰語戒 154
波逸提第三兩舌語戒 155
波逸提第四與女說法戒 157
波逸提第五發諍戒 159
波逸提第六未具同誦戒 161
波逸提第七未具同宿戒 162
波逸提第八實得道戒 164
波逸提第九麤罪戒 164
波逸提第十輕呵戒 166
波逸提第十一壞生種戒 167
波逸提第十二異語惱他戒 169
波逸提第十三嫌罵知事人戒 170
波逸提第十四露敷僧物戒 171
波逸提第十五覆處敷僧物戒 173

波逸提第十六牽出房戒 174
波逸提第十七强敷坐戒 176
波逸提第十八閣上尖脚牀坐戒 178
波逸提第十九覆屋過限戒 178
波逸提第二十飲用蟲水戒 179
波逸提第二十一不差敎尼戒 180
波逸提第二十二說法至暮戒 183
波逸提第二十三不白往尼精舍戒 185
波逸提第二十四譏敎尼人戒 186
波逸提第二十五與尼獨屛處坐戒 187
波逸提第二十六與非親里尼衣戒 187
波逸提第二十七與非親里尼作衣戒 189
波逸提第二十八與比丘尼期行戒 190
波逸提第二十九與比丘尼期同船戒 192
波逸提第三十食尼讃歎食戒 193
波逸提第三十一數喰戒 195
波提第三十二別請衆食戒 198
波逸提第三十三過一宿食戒 201
波逸提第三十四食過受戒 209
波逸提第三十五不作餘食法 205
戒波逸提第三十六勸足食戒 208
波逸提第三十七不受食戒 209
波逸提第三十八非時食戒 212
波逸提第三十九殘宿食戒 213
波逸提第四十外道與食戒 214
波逸提第四十一索美食戒 216
波逸提第四十二食家婬處强坐戒 217
波逸提第四十三食家屛處坐戒 218
波逸提第四十四與女露坐戒 218
波逸提第四十五觀軍陣戒 219
波逸提第四十六軍中過三宿戒 220
波逸提第四十七觀軍戰戒 221
波逸提第四十八惡見違諫戒 221
波逸提第四十九隨擧比丘戒 224
波逸提第五十隨擯沙彌戒 225
波逸提第五十一奪畜生命戒 226
波逸提第五十二疑惱比丘戒 227
波逸提第五十三默然超吉戒 228
波逸提第五十四擊攊他戒 229
波逸提第五十五水中戲戒 230
波逸提第五十六與女人同宿戒 230
波逸提第五十七飲酒戒 232
波逸提第五十八輕師戒 235
波逸提第五十九掘池戒 235
波逸提第六十屛處默聽戒 236
波逸提第六十一未滿二十受具戒 237
波逸提第六十二請食過受戒 238
波逸提第六十三拒勸學戒 242
波逸提第六十四不尊重布薩戒 243
波逸提第六十五突入王宮戒 243
波逸提第六十六與賊期行戒 245
波逸提第六十七與女期行戒 247
波逸提第六十八露地燃火戒 248
波逸提第六十九提寶戒 250
波逸提第七十半月浴戒 254
波逸提第七十一瞋打比丘戒 255
波逸提第七十二搏比丘戒 256
波逸提第七十三恐怖他戒 257
波逸提第七十四覆他麁罪戒 258
波逸提第七十五無根僧殘謗他戒 259
波逸提第七十六瞋恚驅出聚落戒 259
提逸提第七十七不染壞著新衣戒 261
波逸提第七十八藏他衣鉢戒 262
波逸提第七十九與欲復悔戒 263
波逸提第八十謗廻衆利物戒 263
波逸提第八十一不問輙著衣戒 264
波逸提第八十二食前食後至餘家戒 266
波逸提第八十三非時入聚落戒 268
波逸提第八十四兜羅貯褥戒 269
波逸提第八十五過量牀脚戒 270
波逸提第八十六骨牙角針筒戒 270
波逸提第八十七過量尼師檀戒 271
波逸提第八十八過量覆瘡衣戒 272
波逸提第八十九過量雨浴衣戒 273
波逸提第九十過量作衣戒 273
波逸提第九十一廻僧物施餘人戒 274
波耆羅僧房 163
波闍波提 330
波闍波提比丘尼 109
波羅 145
波羅夷第一婬戒 30
波羅夷第二盜戒 39
波羅夷第三殺生戒 46
波羅夷第四大妄語戒 52
波羅提々舍尼法 375
波羅提木叉を說かず 28
波羅奈 108
波利國 27

波利邑諸比丘 102
跛 44
破惡比丘 36
婆伽國 288
婆救末河 46
婆婆 79
婆羅門の妻 178
唄匿 73
薄領 154
八月賊 132, 337
八月半 138
八月日 105
八敬法 182
八解脫 53
八正道分 53
八種美食 216
八難 269, 302
八分戒 138
鉢盂 31
跋耆子 144
跋耆邑比丘 35
跋陀 233
跋陀比丘尼 186
跋提王 79
跋提羅城 80
跋難陀 100, 111, 157, 205, 217
半月 243
半月內 255
半由旬 192
般陀比丘 183

—ヒ—

日(々) 73
比丘尼教誡 181
比丘尼讃歎食 194
比丘尼住所 185
非威儀事 96
非殘食 208
非時 269
非非衣 106, 319
非非漿 131, 202
非非食 212
非時に非時疑す 213
非時に非時想す 213
非時に時想す 213
非時入聚落不白善比丘 94
非時入聚落不白善比丘第八十三波逸提 300
非沙門法 37
非親里比丘 113, 189
非法非律 84
非梵行法 37
被羯磨比丘 160
毘舍佉鹿子母 100, 252, 298
毘舍佉鹿子母因緣 134
毘舍遮 212
毘舍離 30
毘尼 33
毗羅茶比丘 272
毗蘭若 26
毗蘭邑 26
畢陵伽婆蹉 129, 197, 237
百姓 89
白衣及び外道 335
白衣儀法 34
白四羯磨 35
白四羯磨諫 224
白四羯磨未竟 342
白二羯磨 73
白二羯磨差 182
白二羯磨畜衆寶 343
平旦 258
瓶沙王太子衆樂 82
瓶沙王弟 200
病時 197
病時・作時・行路時・風雨時 255
屛處可婬處 100

—フ—

不可共語 90
不見罪羯磨 300
不護口 313
不失衣界 105
不失衣羯磨 104
不定法 100
不定法第一屛處可婬處坐戒 100
不淨 57
不淨觀 46
不癡毗尼 296
不如法羯磨 225
不滿五綴 141
不滿十二歲 342
不輸稅 44
不與取 41
布薩 92
布薩戒經 243
布薩道 321
普全講堂 47
負處に墮す 153
誣說 170
奉事火 30
富闍・優樓伽 97
富蘭那 139, 220
蒲闍尼 307
風 271
風法 283
覆藏 258
覆瘡衣 272
福田 205
佛所說 294
佛陀什 25
佛福田 30
分衣 333
分衞 26
分臥具人 72
分臥具比丘 163
糞掃衣 101, 112
糞掃衣比丘 104
糞掃, 殘食 353

—ヘ—

陛 270
弊惡比丘十法 226
別衆食 94, 300
別住 165
別請衆食 199
別房食 198
反覆 194
販馬師 27
販賣 150
編髮梵處 233

—ホ—

蒲博 96
菩提王太子 288

法眼淨 90, 196
法師 73
寶・賣等物 252
房を差す 103
房室 217
本言治毗尼 296
本二 32
本日 165
犯戒疑 228
犯罪諍事 77

—マ—

末利夫人 230, 306
麻衣 103
摩竭 245
摩竭大臣 41
那摩埵 57, 165
魔波旬 26
媒法 64
滿八月日 133
曼陀羅華 18

—ミ—

未受具戒人 161
未滿十八歲童女 344
未離欲 29
美食 217
彌沙塞部和醯五分律 25
彌多羅尼 74
彌那邑阿㝹林 79
彌隣蒲陀羅 46
獼猴河邊重閣講堂 30
蜜 131
水を行す 127
明相未出 212
明相出時 103

—ム—

無央數 84
無間阿鼻地獄 91
無間罪 91
無根僧伽婆尸沙 259
無根波羅夷 76
無難處 69
貿易 189

—メ—

滅擯 35, 226

—モ—

妄語得過人法 153
木簀 178
目犍連 27

—ヤ—

野蚕綿衣 103
藥 136
易受 266

—ユ—

由旬 42
油 131
優諾 300

—ヨ—

與欲 229
餘人 274
餘の師僧 238
餘半月 137
要 31
葉綠 335
紡領牛 346
遙示淨施 265
欲 33
欲覺 33
欲盛變心 60, 299
欲想 33
欲熱 33
揚枝及び水 209

—ラ—

裸形外道 215
羅睺羅 75
羅吒波羅 69
邏人 261
樂靜 73

—リ—

利益語 155
兩舌鬪亂 156
龍 88
楞求羅山 129
龍王 67
龍王惜王惜寶珠本生譚 67
糧食 203

—ル—

留難 80

—レ—

蓮華色 108

—ロ—

漏盡意解 29
露坐 112
露地 171
露處 101
櫨栿棟柱 39
六群比丘 72, 193
六群比丘尼 183
六突吉羅悔過 224
六年 146
六法 183

—ワ—

和伽羅母 275
和合僧 91
和上 154

—律部十三索引終—

を捉へざらん、食を吸うて食せざらん、食を嚼むに聲を作さゞらん、舐め取りて食せざらん、手に食を滿して食せざらん、大に口を張りて食せざらん、飯未だ至らざるに大に口を張りて待たざらん、鼻を縮めて食せざらん、食を含みて語らざらん、頰を脹りて食せざらん、半を嚙みて食せざらん、臂を舒べて食を取らざらん、手を振りて食せざらん、舌を吐いて食せざらん、食を全呑せざらん、揣飯を遙に口中に擲げざらん、鉢中に飯ある水を以て白衣屋内に灑がざらん、飯を以て羹を覆うて更に得んと望まざらん、嫌呵して食せざらん、己の爲に食を益さんことを索めざらん、嫌心にて比坐の鉢を視て食せざらん、立ちて大小便せざらん病を除く、淨水中に大小便せざらん病を除く、[100]

生草菜上に大小便せざらん病を除く、人屐を著せんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人、革屣を著せんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人、眥を現はさんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人て坐し比丘尼立たんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人高坐に在り比丘尼下きに在らんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人臥して比丘尼坐せんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人前に在り比丘尼後に在らんに應に爲に法を說くべからず病を除く、人道中に在り比丘尼道外に在らんに應に爲に法を說くべからず病を除く、頭を覆へる人の爲に法を說かざらん病を除く、衣を反抄せる人の爲に法を說かざらん病を除く、左右に衣を反抄せる人の爲に法を說かざらん病を除く、蓋を持し身を覆へる人の爲に法を說かざらん病を除く、騎乘人の爲に法を說かざらん病を除く、拄杖人の爲に法を說かざらん病を除く、刀を捉へる人の爲に法を說かざらん、弓箭を捉れる人の爲に法を說かざらん、樹、人に過ぎんに上るを得ざらんと、大因緣を除き應に當に學すべし、大因緣とは惡獸諸難なり、是を大因緣と名く」と』[101]

五分律法第十四

【一〇〇】本律註(一〇の一四四)には、比丘尼衆學法は比丘衆學法中より此戒を除くと記せり。今、除かざるは不審なり。

【一〇一】諸律比丘尼戒には次に七滅諍を加ふるも、本律比丘尼戒には之を加へず。以上本律十四巻に於て比丘の二百五十一條と比丘尼の三百七十三條とを廣釋し竟れり。

の如くに說くべきなり、「高く下衣を著せざらんと應に當に學すべし、下く下衣を著せざらん、參差して下衣を著せざらん、多羅葉の如く下衣を著せざらん、象鼻の如く下衣を著せざらん、圓椽の如く下衣を著せざらん、細褶して下衣を著せざらん、高く衣を被ざらん、下く衣を被ざらん、參差して衣を被ざらん、好く身を覆うて白衣舍に入らん、好く身を覆うて白衣舍に坐せん、衣を反抄して右肩上に著して白衣舍に入らざらん、衣を反抄して右肩上に著して白衣舍に坐せざらん、衣を反抄して左肩上に著して白衣舍に入らざらん、衣を反抄して左肩上に著して白衣舍に坐せざらん、左右に衣を反抄して兩肩上に著して白衣舍に入らざらん、左右に衣を反抄して兩肩上に著して白衣舍に坐せざらん、身を搖りて白衣舍に入らざらん、身を搖りて白衣舍に坐せざらん、頭を搖りて白衣舍に入らざらん、頭を搖りて白衣舍に坐せざらん、肩を搖りて白衣舍に入らざらん、肩を搖りて白衣舍に入りて坐せざらん、手を携へて白衣舍に入らざらん、手を携へて白衣舍に坐せざらん、人を隱して白衣舍に入らざらん、人を隱して白衣舍に坐せざらん、腰に扠して白衣舍に入らざらん、腰に叉して白衣舍に坐せざらん、頰を拄へて白衣舍に入らざらん、頰を拄へて白衣舍に坐せざらん、臂を掉りて白衣舍に入らざらん、臂を掉りて白衣舍に坐せざらん、高視して白衣舍に入らざらん、高視して白衣舍に坐せざらん、左右に顧視して白衣舍に入らざらん、左右に顧視して白衣舍に坐せざらん、蹲行して白衣舍に入らざらん、蹲行して白衣舍に坐せざらん、企行して白衣舍に入らざらん、企行して白衣舍に坐せざらん、頭を覆うて白衣舍に入らざらん、頭を覆うて白衣舍に坐せざらん、戲笑して白衣舍に入らざらん、戲笑して白衣舍に坐せざらん、高聲に白衣舍に入らざらん、高聲に白衣舍に坐せざらん、庠序として白衣舍に入らん、庠序として白衣舍に坐せん、一心に食を受けん、溢鉢して食を受けざらん、羹飯俱食せん、鉢中に於て處々に食を取らざらん、中央を刳りて食せざらん、指を曲げて鉢を拭うて食せざらん、食を齅いで食せざらん、鉢を諦視して食せん、飯食を棄てざらん、食手を以て淨飲器

爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の爲に[九一]波羅提提舍尼法を結せん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、酥を食せんに應に諸比丘尼邊に悔過すべきなり、「我れ可呵法に墮せり、今諸阿姨に向うて悔過す」と。是を悔過法と名く』。時に諸比丘尼は僧中食・請家食及び乞食に於て酥を得たるも敢へて噉はざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、比丘尼に乞はずして酥を得んには應に噉ふべきを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、酥を乞うて食せんに、是比丘尼は應に諸比丘尼邊に悔過すべきなり、「我れ可呵法に墮せり、今諸阿姨に向うて悔過す」と。是を悔過法と名く』。諸病比丘尼あり、須らく酥をもちふべかりしに敢へて乞はざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、病比丘尼は酥を乞うて食することを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、無病に自ら爲に酥を乞うて食せんに、是比丘尼は應に諸比丘尼邊に悔過すべきなり、「我れ可呵法に墮せり、今諸阿姨に向うて悔過す」と。是を悔過法と名く』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

比丘尼、[九二]油を乞ひ、[九三]蜜を乞ひ、[九四]石蜜を乞ひ、[九五]乳を乞ひ、[九六]酪を乞ひ、[九七]魚を乞ひ、[九八]肉を乞ふにも、皆上に說けるが如し。

第二分の六　[九九]尼律衆學法

爾の時優波離は佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に應學法を結したまへり、「高く下衣を著せざらんと應に當に學すべし」、……乃至、「樹、人を過ぎんに上るを得ざらんと、大因緣を除き應に當に學すべし」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持を作すべし、今より是戒は應に是

本律註（八の三七）參照。

【九一】　波羅提提舍尼法。悔過法なり。本律註（一〇の二）參照。

【九二】　尼悔過法第二乞油食戒。

【九三】　尼悔過法第三乞蜜食戒。

【九四】　尼悔過法第四乞石蜜食戒。

【九五】　尼悔過法第五乞乳食戒。

【九六】　尼悔過法第六乞酪食戒。

【九七】　尼悔過法第七乞魚食戒。

【九八】　尼悔過法第八乞肉食戒。以上の八法の中、十誦律は蜜・石蜜を除いて熟酥と脯とを加へて八法とし、有部律は八法に熟酥と脯と見諦學家受食戒を加へて十一法とせり。

【九九】　尼律衆學法。本律註（一〇の二六—一四四）參照。

……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、鏡を照さんに波逸提なり」と』。若し水中に照さんには突吉羅なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し面に瘡ありて照し看んには不犯なり。

[八六]爾の時諸比丘尼は種々に自ら卜し亦他に從うて卜せり。諸白衣譏呵して言はく、「此等は邪見を捨せず、何が應に道を得べき」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら卜し若しは他に就て卜せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[八七]爾の時諸比丘尼は共に私に論議すらく、「我等出家は當に究竟を得とや爲ん究竟を得じや爲ん、應に道を罷むべきか應に道を罷むべからざるか、若し道を罷めんには好壻を得るや不や、兒子多きや少きや、相祿や云何」と。此論說に因みて世俗の情を生じて復道を樂はず、遂に反俗し外道者と作るを致せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責して言はく、「云何が比丘尼、世俗論を作して以て道意を忘れたる……」と。……乃至、『「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、世俗論に隨はんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。[八八]（二百七竟る）

第二分の五　[八九]尼律悔過法

[九〇]爾の時諸比丘尼は好みて酥を食し、數人に從うて乞へり。諸白衣譏呵して言はく、「酥は人をして悅澤ならしむれば世人の食する所なり、云何が比丘尼、法味を求めずして貪著して美味を嗜み、好顏色を求むること婬女と何ぞ異らん、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に

【八六】尼墮法第二百九自卜他卜戒。諸律に此戒なし。

【八七】尼墮法第二百十隨世俗論戒。四分第九十九條、巴利第三十六條（百六條に相當）、羅什譯十誦比丘尼戒本第百六十四條、十誦律第百六十三條、僧祇第八十六條に相當すべし。有部律になし。中に於て四分・巴利にては三諫不捨に波逸提を成ずとせるは諸律と異る點なり。但、巴利律には Caṇḍakāli bhikkhunī の名を擧ぐるも四分律には名を出さず。十誦律には修闍多比丘尼と稱し多羅長者の兒とし、僧祇律には迦梨比丘尼の弟子なる離車第三女となす。

【八八】宋・元・明・宮本には凡一百五戒とあり、聖本には凡二百五戒とせり。何れも記數の誤なり。前註（一七）に於て一百五十とあるも一百五十二を計し、前註（二六）に於て一戒を增す故に合して三條を增す、よりて五分廣律にては二百七條なるも戒本にては二百十條を計し得るなり。

【八九】尼律悔過法。八波羅提提舍尼法（aṭṭha pāṭidesanīyā dhammā）なり。有部律は十一法とせり。宋・元・明・宮本には尼律八提舍尼法とし、聖本には尼律悔過法の語なし。

【九〇】尼悔過法第一乞酥食戒。

波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

八〇 爾の時諸比丘尼は繩を以て腰を以て腰に纏ひて細好ならしめんと欲し、愛欲心を生ぜり。諸白衣譏呵して言はく、「此等は腰を治して細からしむること婬女人の如くなり、道心あることなくして但邪事を作せり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、腰を治して細からしめんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。(二百)

八一 爾の時諸比丘尼は種々に身を治して好ならしめて愛欲心を生じ……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、種々に身を治せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

八二 爾の時諸比丘尼は妓女法の如くに衣を著して、道を樂はざるの心を生じ、遂に反俗するを致せり、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、妓女法の如くに衣を著せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

八三 爾の時諸比丘尼は白衣婦女法の如くに衣を著して道を樂はざるの心を生じ、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣婦女法の如くに衣を著せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

八四 爾の時諸比丘尼は欲心を以て自ら形體を觀じて愛欲心を生じ、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、欲心を以て自ら形體を觀ぜんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

八五 爾の時諸比丘尼は鏡を照して道を樂はざるの心を生じ、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、

【八〇】尼墮法第二百三治腰戒。諸律に此戒なし。

【八一】尼墮法第二百四種々治身戒。諸律に此戒なし。

【八二】尼墮法第二百五如妓女法著衣戒。諸律に此戒なし。

【八三】尼墮法第二百六如白衣婦女法著衣戒。諸律に此戒なし。

【八四】尼墮法第二百七自觀形體戒。諸律に此戒なし。

【八五】尼墮法第二百八照鏡戒。諸律に此戒なし。

像を見已りて染著心を生じて是念を作さく、「我が色貌は是の如くなるに、云何が之を毀てゝ梵行を修せる」。諸長老比丘尼見て種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら己像を作り若しは人をして作らしめんに波逸提なり」と』。「己像を作る」とは、或は書き或は木を以て或は泥を以てするなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し人密に作りて之に示さんには不犯なり。

七七 爾の時諸比丘尼は女人を莊嚴して便ち道を樂はざるの心を生じ、遂に反俗し外道者と作るを致せり。諸白衣譏呵して言はく、「云何が比丘尼、女人を莊嚴して莊母の如くせる、自らを莊嚴すると何等の異かあらん。行道を念ぜずして但邪飾を作せること、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、女人を莊嚴せんに波逸提なり」と』。「莊嚴」とは、其が爲に頭を梳り……乃至、一華を挿み一釧を着せんに一々に波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

七八 爾の時諸比丘尼は水中に洗浴して流に逆うて行き、水の觸るゝ所と爲りて愛欲心を生じ、遂に反俗し外道者と作るを致せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水中に流に逆うて行かん波逸提なり」と』。若し流に逆うて行かんに、歩々に波逸提、不淨を失せんに偸羅遮なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し欲心なきには不犯なり。

七九 爾の時諸比丘尼は屋溜處に仰臥して渧、形中に入るに愛欲心を生じ、遂に反俗し外道者と作るを致せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水來り下る處に仰臥せんに

【七七】尼墮法第二百莊嚴女人戒。諸律に此戒なし。

【七八】尼墮法第二百一水中逆流行戒。諸律に此戒なし。

【七九】尼墮法二百二仰臥水來下處戒。諸律に此戒なし。

出に至らんに突吉羅、明相出で已らんに和尙は波逸提、餘の師衆は突吉羅なり。若しは病若しは難起り若しは僧集會せざらんには不犯なり。

七三 爾の時諸比丘尼は二歳學戒羯磨を作し竟り、宿を經て乃し其學戒を授けんとせしに、其中に難起りて遂に受くるを得ざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、…… 亦上に說けるが如し…… 今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、二歳學戒羯磨を作し竟り、宿を經て乃し共に學戒を授けんに波逸提なり」と』。發心より乃し明相未出に至らんに突吉羅、明相出で已らんに和尙は波逸提、餘の師衆は突吉羅なり。不犯とは上に說けるが如し。

七四 爾の時諸比丘尼は自ら織りて衣を作れり。諸白衣譏呵して言はく、「云何が比丘尼、行道を念ぜずして身自ら織り作らんこと餘の織師の如くなるは」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し…… 今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら織りて衣を作らんには波逸提なり」と』。若し織りて梭を擲げんに、擲々に波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し腰繩・禪帶を織らんには不犯なり。

七五 爾の時波斯匿王の左右人及び諸比丘尼は恐怖處に於て遊看して賊の爲に剝がれ、或は梵行を破られ、或は虜られて將ゐ去りぬ。餘比丘尼是を以て王に白すに、王言はく、「我今自在を得ず、當に比丘尼を奈何がすべき」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責して言はく、「何ぞ以て恐怖處に於て遊行せる」、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、國內恐怖處にて中に於て遊行せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し先に路行に在りて後に難ありて起らんには不犯なり。

七六 爾の時諸比丘尼は自ら己像を作り亦人をして作らしめぬ。時に偷羅難陀も亦人をして作らしめ、己

【七三】 尼墮法第百九十六作二歳學戒羯磨竟經宿授學戒戒。諸律に此戒なし。今日二歳學戒羯磨を授けて式叉摩那となしつゝ、明日學戒卽ち六法を授くるならば和尙は波逸提なりとの意。

【七四】 尼墮法第百九十七自織作衣戒。諸律に此戒なし。

【七五】 尼墮法第百九十八國內恐怖處中遊行戒。本律註(一三の一六)第九十五條は國內恐怖處獨行戒にして、此戒は諸比丘尼連行を制せるなり。餘律に此戒なし。

【七六】 尼墮法第百九十九自作己像戒。諸律に此戒なし。

吉羅なり。

六七 爾の時諸比丘尼は外道呪術を誦せり。諸白衣譏呵すらく、「此等は外道呪を誦して求道の心なし……」。……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……昔治病經方を誦する中に説けるが如し……今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「若し比丘尼、外道呪術を誦し若しは人をして誦せしめんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六八 爾の時諸比丘尼衆のみにて自ら具足戒を授けしに、彼れ愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に説けるが如し……今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「若し比丘尼一衆のみにて具足戒を授けんに波逸提なり」と』。發心より乃し白四羯磨未竟に至らんに突吉羅、竟らんに和尚は波逸提にして餘の師僧は突吉羅なり。(一百九十)

六九 爾の時諸比丘尼は自ら畜衆羯磨を作し、七〇 自ら二歳學戒羯磨を作し、七一 自ら二歳學戒を授けしに、弟子を敎誡すること能はず、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼に聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に説けるが如し……今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「若し比丘尼、自ら畜衆羯磨を作さんに波逸提なり」、「若し比丘尼、自ら二歳學戒羯磨を作さんに波逸提なり」、「若し比丘尼、自ら二歳學戒を授けんに波逸提なり」と』。餘は上に説けるが如し。

七二 爾の時諸比丘尼は二歳學戒竟羯磨を作し、宿を經て乃し與に具足戒を授けんとせしに、中間に難ありて遂に具足戒を受くるを得ざりき。諸長老比丘尼聞いて種々呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に説けるが如し……今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「若し比丘尼、二歳學戒竟羯磨を作し、宿を經て乃し具足戒を授けんには波逸提なり」と』。發心より乃し明相未

【六七】尼隨法第百九十誦外道呪術戒。諸律になし。第百四十四條誦治病經方戒の分出なり。

【六八】尼隨法第百九十一一衆受具足戒。諸律に此戒なし。

【六九】尼隨法第百九十二自作畜衆羯磨戒。

【七〇】尼隨法第百九十三自作二歳學戒羯磨戒。

【七一】尼隨法第百九十四自授二歳學戒戒。此等の三條諸律になし。

【七二】尼隨法第百九十五作二歳學戒竟羯磨經宿授具戒。諸律に此戒なし。式叉摩那として二年の間學戒を受け六法を學し竟れりとの僧伽の證明を得るや、直に白四羯磨受戒式を擧行すべきに、一宿を經て受戒式を擧行するならば和尚は波逸提なりとの意。

て復愚闇無知にして學戒すること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に先に比丘に白して、問ふことを聽さんには問ふを聽す。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘に白せずして輙ちに義を問はんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六四 爾の時跋難陀は常に偸羅難陀比丘尼所に出入せり。後の時衣を著し鉢を持し往いて彼所に到りしに、坐起に輕脫して更相に形を見、跋難陀は遂に不淨を失せり。偸羅難陀、內衣を取りて浣ひ、不淨を以て自ら形中に內れ遂に娠あるを致せり。諸比丘尼見て問うて言はく、「汝、梵行を修せざりしや」。答へて言はく、「梵行を修せざりしには非じ。我れ男子の不淨を以て自ら形中に內れしに此娠を致せるのみ」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、男子の不淨を以て自ら形中に入れんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六五 爾の時諸比丘尼は外道事火法を作して火を然し及び其呪語を誦せり。諸居士譏呵して言はく、「此等は尙ほ其見を淨すること能はず、何に況んや道を得んをや、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに語くべきなり、「若し比丘尼、外道事火法を作して火を然さんに波逸提なり」と』。若し邪見を以て之を作さんに偸蘭遮、若し種々諸外道事を作さんに皆波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六六 爾の時諸比丘尼は有人處に在りて浴し、衆人之を見て觀看戲弄せり。諸長老比丘尼見て種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有人處に在りて浴せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は染

【六四】尼墮法第百八十七自內形中不淨戒。諸律になし。

【六五】尼墮法第百八十八作外道事火法戒諸律になし。

【六六】尼墮法第百八十九有人處浴戒。第八十一條裸、洗浴戒の分出なり。諸律になし。

染著心を生じ遂に返俗し外道者と作ることを致せり。諸白衣譏呵し、諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣と對坐し身に臨み相近づきて說法せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

五九 爾の時諸比丘尼は自ら歌舞せしに、諸居士譏呵して言はく、「此比丘尼は自ら歌舞せること婬女人の如くなり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら歌舞せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六〇 爾の時諸比丘尼は迦絺那衣を受くるを遮し、諸比丘尼待つこと久しきも至らず、行道を妨廢せり。諸長老比丘尼種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、迦絺那衣を受くるを遮せんに波逸提なり」と』。若しは病若しは聞かざるには不犯なり。

六一 爾の時諸比丘尼は迦絺那衣を捨するを遮し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、迦絺那衣を捨するを遮せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

六二 爾の時、差摩[六三]比丘尼は聰明機辯にして諸比丘に難問せしに、諸比丘答ふる能はずして便ち大に羞恥せり。後に諸比丘尼を見ては輒ち路を下りて之を避け、遂に復比丘尼を教誡する者なかりければ、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘に問難せんに波逸提なり」と』。諸比丘尼あり、疑あるも敢へて問難せず、此を以

【五九】尼墮法第百八十三自歌舞戒。有部律第七十二條に自舞教二他舞一、第七十三條に自唱教二他唱一、第七十四條に數二音樂一とあるに相應す。其他の諸律になし。

【六〇】尼墮法第百八十四遮受迦絺那衣戒。諸律に此戒なし。

【六一】尼墮法第百八十五遮捨迦絺那衣戒。僧祇律に此戒なし。

【六二】尼墮法第百八十六不白比丘問比丘戒。僧祇律に此戒なし。

【六三】差摩比丘尼。四分律は安隱比丘尼、巴利律に名を出さず、十誦律に結髮比丘尼、有部律に吐羅難陀とせり。

佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責して言はく、『我先に八敬法にて「應に比丘を禮すべし」と說かざりしや。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘を見て起たず禮せず坐を請ぜざらんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは病若しは先に怨嫌ありて共語せざるには不犯なり。

五五 爾の時諸比丘尼は是念を作さく、「佛は我等に隱處毛を剃ることを聽したまはざれば、今當に火にて燒くべし」。即ち便ち之を燒きしに、時に婆羅門あり羊を失ひ之を覓めて比丘尼の巷に到り、毛を燒くの氣を聞いて謂へらく、「比丘尼は其の羊を偷殺せり」。便ち王所に至り事を以て王に白すに、王即ち比丘尼を呼びて問うて言はく、「阿姨、婆羅門の羊を殺せりや不や」。答へて言はく、「殺さず」。又問ふ、「若し殺さざらんには那ぞ羊毛を燒くの氣あることを得ん」。便ち實を以て答ふるに、王聞いて大笑し即ち放して去らしめぬ。諸臣之を聞いて譏呵して言はく、「云何が比丘尼、行道を念ぜずして乃し隱處毛を燒ける」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、隱處毛を燒かんに波逸提なり」と』。餘は隱處毛を剃る中に說けるが如し。

五六 爾の時諸比丘尼は僧祇支を著せずして白衣舍に往き、風上衣を吹いて其身體を露はせり。諸白衣見て便ち弄して共に麁惡語を說き、此を以て羞耻せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、五七「若し比丘尼、僧祇支を著せずして白衣家に入らんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは浣ひ・染め・打ち・縫ひ、若しは無からんには皆不犯なり。(一百八十)

五八 爾の時諸比丘尼は白衣と對坐し身に臨み相近づきて說法せること私語するが似若くし、中に於て

【五五】 尼墮法第百八十燒隱處毛戒。本律に存するのみ。第七十四條、分出なり。

【五六】 尼墮法第百八十一不著僧祇支戒。四分第百六十條、巴利第九十六條に存するのみ。僧祇第七十四條に僧祇支應量作の制あるも此戒緣と相違せり。

【五七】 …asaṃkacchikā gāmaṃ paviseyya…。

【五八】 尼墮法第百八十二與白衣臨身說法戒。本律に存するのみ。

けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、邊地に往かんに波逸提なり」と』。「邊地」とは、比丘・比丘尼なき處なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し經行せんには不犯なり。

五〇 爾の時諸比丘尼は五一二根人を度せり。諸白衣譏呵して言はく、「云何が比丘尼、二根人を度せる、可度(者)と不可度者と無し、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、二根人を度せんに波逸提なり」と』。若し疑はんには應に先に看るべく、發心より乃し三羯磨未竟に至らんに突吉羅、竟らんには和尙は波逸提にして餘の尼師僧は突吉羅なり。

五二 爾の時諸比丘尼は二道合して一道と作れる女人を度せり。諸長老比丘尼種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、二道合して一道と作れる女人を度せんに波逸提なり」と』。若し度し竟りて是病あらんには不犯、餘は上に說けるが如し。

五三 爾の時諸比丘尼は常に月水ある女人を度し、行いて乞食するに血流れて脚を汙せり。諸白衣見て惡賤し譏呵して言はく、「諸比丘尼には可度と不可度と無し、此の如き輩を度して人の牀席を汙せり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、常に月水ある女人を度せんに波逸提たり」と』。餘は上に說けるが如し。

五四 爾の時諸比丘尼は比丘を禮せず迎へず送らず亦坐を請ぜざりしに、諸比丘瞋りて復敎誡せざりければ、諸比丘尼愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に呵責し是を以て

【五〇】 尼墮法第百七十六與二根人受具戒。四分律第百六十六條に存するのみ。

【五一】 二根人(ubhatovyañjanaka)。二形生又は半陰陽者なり。

【五二】 尼墮法第百七十七與二道合女受具戒。四分律第百六十七條に存するのみ。

【五三】 尼墮法第百七十八與常月水女受具戒。四分律第百六十五條に常漏大小便・涕唾常出の女人に具足戒をさづくるを制せるに類す。

【五四】 尼墮法第百七十九見比丘不起禮不請坐戒。四分律第百七十五條、十誦律及び羅什譯十誦比丘尼戒本第百〇三條に存するのみ。

食せよ」と唱へざるに食せんには、口々に波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。（一百七十）

四三 爾の時諸比丘尼は如法に四四、駈出羯磨を作し竟りしに、被駈比丘尼は肯んじ去らざりき。諸長老比丘尼種々に呵責して言はく、「駈出羯磨を被れると駈出羯磨を被らざると何等の異かあらん」……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し…… 今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、駈出羯磨を被りつゝ去らざらんには波逸提なり」と』。「駈出羯磨」とは、白四羯磨なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは病若しは八難起り若しは非法羯磨には皆不犯なり。

四五 爾の時諸比丘尼如法集僧の時、比丘尼あり卽ちに往かず、諸比丘尼之を待ち以て行道を妨げければ、諸長老比丘尼種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し………今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、僧如法集會に卽ちに往かざらんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは病若しは聞かず、若しは八難起らんには不犯なり。

四六 爾の時諸比丘尼は往いて歌舞作伎を觀じ、染著心を生じて復道を樂はず、遂に反俗し外道と作る者ありき。諸白衣見て譏呵して言はく、「此等は歌舞作伎を觀ぜること婬女人の如くなり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、四七「若し比丘尼、歌舞作伎を觀ぜんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは上の四八觀王宮觀畫中に說けるが如し。

四九 爾の時諸比丘尼は往いて邊地に至りしに、邊地の人抄取して婢と作し、或は衣鉢を奪ひ、或は梵行を破せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說

【四三】尼墮法第百七十二被擯不去戒。四分律第百七十一條に存するのみ。

【四四】駈出羯磨、律部八、註（七の五一）擯出羯磨參照。

【四五】尼墮法第百七十三如法集會時不往戒。本律のみにして餘律になし。

【四六】尼墮法第百七十四往觀歌舞作伎戒。有部律に缺く。

【四七】巴利戒文は諸律より委細なり、律部十一、註（三九の七三）參照。

【四八】本律註（一三の二四）種々遊看戒なり。

【四九】尼墮法第百七十五邊地遊行戒。本律註（一三の一六）國內恐怖處獨行戒の分出なり。諸律になし。

人譏呵して言はく、「若し此比丘尼にして非時に來らざりせば、我れ門を開かず此難に遭はざりしならん。供養して福を望みて反りて禍を致せり、怨家を養ふと何等の異かあらん」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、非時に白衣家に入らんに波逸提なり」と』。復諸比丘尼あり、白衣喚ぶも敢へて往かざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、比丘尼に白衣喚ばんには往くを得ることを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣喚ばざるに非時に其家に入らんには波逸提なり」と』。「非時」とは、中後より明相未出に至るなり。若し白衣喚ばんに應に詳察すべきなり、「彼使は是れ可信人なりや不や」。又應に審問して其虛實を知るべく、若し猶ほ疑あらんには、門に至りて應に先に其家竟に喚ぶことを爲せりや不やを問ひ、然して後乃し入るべきなり。復應に是れ可畏時に非ざるや不やを籌量すべきなり。若し非時に白衣家に往かんとて一脚門を出でんに突吉羅、兩脚出でんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[四二] 爾の時居士あり比丘尼僧に食を請ぜしに、諸比丘尼は食前に衣を著け鉢を持し往いて其家に到り、作食人より飲を索め或は餈燋を索め或は飯を索めしに、作食人是念を作さく、「今、此食を辦ふるは正しく此輩の爲なれば、前に與ふると後に與ふると亦復何か在らん」とて、便ち盡く之に與へて飯飲都べて盡せり。主人時至り揵槌を打ちて集僧し勅して下食せしめしに、作食人具に事を以て答へぬ。居士便ち譏呵して言はく、「此諸比丘尼は小兒の如くに小しく忍ぶこと能はずして食を貪ること此の如し、何の道かあらん」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり』、『若し比丘尼、請を受けて主人未だ「意に隨うて食せよ」と唱へざるに食せんには波逸提なり』と。若し未だ「意に隨うて

【四二】尼薩法第百七十一未唱隨意食食戒。諸律に此戒なし。

しつゝ而も後に瞋謗せる」。……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、先に住を聽しつゝ後に瞋謗せんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し實なるありて瞋恨せんには不犯なり。

[三七] 爾の時跋陀伽毗羅比丘尼は髀裏に癰を生じ、僧に白せずして輒ちに男子醫をして破らしめ、膿を出し洗ひ訖りて藥を布けり。諸長老比丘尼見て呵責して言はく、「汝已に離欲せるが故に此の如くし(得)可けんも、若し未離欲の人ならんには當に大事を犯すべからざらんや」。……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[三八]「若し比丘尼、僧に白せずして輒ちに男子をして病を治せしめんに波逸提なり」と』。若し男子をして病を治せしめんと欲せんには、應に[三九]犍椎を打ちて集僧し、來りて病人の前に在ら(しめ)、然して後に衣にて身體を裹みて唯可應治處のみを留むべきなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し女人をして治せしめんには不犯なり。

[四〇] 爾の時諸比丘尼は夜輒ちに都門を開き出で後人に語げ閉さしめざりければ、夜に賊あり來りて諸比丘尼の衣鉢を奪へり。諸長老比丘尼は種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、夜に輒ちに都門を開き出でんに、餘比丘尼に語げ閉さしめざらんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。恐怖なき處にては不犯なり。

[四一] 爾の時諸比丘尼は非時に白衣家に到れり。一家あり大富にして、賊常に之を劫はんと欲して未だ得ざりき。便ち行人に借問すらく、「誰か此家に出入する者やある」。人あり言はく、「偷羅難陀比丘尼は此家と善くして數相往返せり」。賊便ち往いて偷羅難陀に語げて言はく、「阿姨、某甲は汝を喚べり」。卽ち語に從うて暮に往き主人爲に門を開きしに、賊便ち突入して物を劫うて蕩盡せり。主

【三七】 尼墮法第百六十八不白衆輒使男子破癰戒。髀は戒叉は髀にして股なり。

【三八】 本律戒文の如くに餘律戒文も極めて簡なるも、四分律と巴利律と羅什譯十誦比丘尼戒本とは精細なり。

【三九】 犍椎(ghaṇṭā)。律部八、註(四の一〇九)參照。

【四〇】 尼墮法第百六十九夜出都門不語餘比丘戒。四分第百六十二條に存するのみ。

【四一】 尼墮法第百七十非時入白衣衣戒。四分第百六十一條に存するのみ。

自家を出でて他家に住せる、我等は此不吉利の物を見るを喜ます」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣に問はずして輒ちに其家に在りて臥具を敷いて住せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し親里家に住せんには不犯なり。

三二 爾の時諸比丘尼は白衣家に在りて主人の坐臥具を敷き若しは人をして敷かしめ、去る時自ら擧げず人をして擧げしめざりき。諸白衣譏呵して言はく、「云何が比丘尼人の坐臥具を敷きつゝ去るに復擧げざる、我等常に此等の爲に奴婢と作れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣家に至り主人の坐臥具を敷き若しは人をして敷かしめつゝ、去る時自ら擧げず人をして擧げしめざらんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し擧ぐることを囑せんには不犯なり。

三三 爾の時諸比丘尼は自ら生物を煮て食を作れり。諸白衣譏呵して言はく、「云何が比丘尼、自ら生物を煮たる、旣にして自ら煮て食を作らんには何爲ぞ復人に就て乞ふや、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「三四 若し比丘尼、自ら生物を煮て食を作らんに波逸提なり」と』。若し病の爲には不犯なり。

三五 爾の時三六 差摩比丘尼來りて舍衞城に至りしに、旃荼修摩那比丘尼は精舍を以て借して住止せしめぬ。差摩は慈心三昧を得、大威德ありて眷屬成就しければ、旃荼の弟子は皆共に尊重して並に隨逐せんと欲せり。旃荼は之を覺り便ち瞋罵して言はく、「我れ精舍を以て借して汝をして住せしめしに、反りて更に人の弟子を誘はんとす」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責すらく、「云何が他に精舍を借

【三二】 尼薩法第百六十五不語主人出行戒。僧祇にのみ此戒なし。

【三三】 尼薩法第百六十六自煮作食戒。

【三四】 この戒文の如くに餘律の戒文も極めて簡略なるに、巴利戒文のみ甚だ精細なるは注意すべし。…āmakadhañña-ṃ viññitvā vā viññāpetvā vā bhañjitvā vā bhañjāpetvā vā koṭṭitvā vā koṭṭāpetvā vā pacitvā vā pacāpetvā vā bhuñjeyya…(自ら生穀を乞ひ又は乞はしめ、焙り又は焙らしめ、搗き又は搗かしめ、煮又は煮らしめて食はんには…)とあり。

【三五】 尼薩法第百六十七聽安居住後嫌呵驅出戒。

【三六】 差摩比丘尼と旃荼修摩那。四分律は餘比丘尼と偸羅難陀、巴利律は Bhaddā Kāpi-lānī 十誦は一無智比丘尼と偸蘭難陀・僧祇律は樹提比丘尼と偸蘭難陀とせり。有部律は餘律とその戒緣戒文を異にす。

長からんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼にして髪を畜へ及び髪長くして剃らざらんに突吉羅なり。半月に一たび剃るべく、此を過ぎんに名けて髪長しと爲す。若し人の剃るなく、及び强力に逼られて剃るを得ざらんには皆不犯なり。

二七 爾の時諸比丘尼は白衣女人の嚴身具を著して愛欲心を生ぜり。時に偷羅難陀比丘尼の主人新に婦を取りしに、婦の嚴身具を以てして與に著せしめ、著し已りて頭を覆うて牀上に眠れり。壻外より還り其婦に近づかんと欲して頭を發すに方に知り、呵して言はく、「我若し頭を發さずして便ち欲を行ぜんには豈に大罪を致さゞらんや。云何が比丘尼にして此の如きの事を作せる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、嚴身具を著せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは上の如し。

二八 爾の時諸比丘尼は他の爲に嚴身具を作りしに、諸白衣譏呵して言はく、「此等は婬女人の如くに嚴身具を作れり」と、諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、他の爲に嚴身具を作らんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

二九 爾の時諸比丘尼は縷を績ぎしに、諸白衣譏呵して言はく、「此等は衣食を他に仰ぎつゝ行道を念ぜず、以て信施に報ゆるに縷を績ぎて何爲ぞ、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、縷を績がんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し腰繩・禪帶・三〇絡囊・縫衣縷を作らんには不犯なり。(一百六十)

三一 爾の時諸比丘尼は知識せる白衣家に隨うて臥具を敷いて住せり。諸白衣譏呵して言はく、「云何が

【二七】 尼墮法第百六十一著嚴身具戒。諸律になし。

【二八】 尼墮法第百六十二爲他作嚴身具戒。諸律になし。

【二九】 尼墮法第百六十三績縷戒。僧祇にのみ此戒なし。

【三〇】 絡囊。律部八、註(三の一一七)參照。

【三一】 尼墮法第百六十四不問輒敷臥具住戒。四分第百十五條、巴利第四十二條に相當するも、四分・巴利の戒文最も善く一致せり。

式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[二二]爾の時諸比丘尼は華鬘を畜へ或は著せしに、染著心を生じ梵行を樂修せずして遂に反俗することを致し外道者と作れり。諸長老比丘尼見て種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、華鬘を畜へ若しは著せんに波逸提なり」と』。……乃至、草葉を以て頭に係けて好の爲ならんには、皆華鬘を著すと名く。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し强力に逼られんには不犯なり。

[二三]爾の時諸比丘尼は寶瓔珞を著し、愛欲心を生じて梵行を樂修せず、遂に反俗することを致し外道者と作れり。諸長老比丘尼見て種々に呵責し、……乃至『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如く、に說くべきなり、「若し比丘尼、寶瓔珞を著せんに波逸提なり」と』。……乃至、木を以て瓔珞を作らんにも亦是の如し。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは上の如し。

[二四]爾の時諸比丘尼は卑身衣を著して形をして腰纖して中を得せしめ、愛欲心を生じ……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、卑身衣を著せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは上の如し。

[二五]爾の時諸比丘尼に種々嚴身具を畜へて愛欲心を生じ……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、種々嚴身具を畜へんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[二六]爾の時諸比丘尼は髮を畜へ……乃至、『今、諸比丘の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、髮を畜へんに波逸提なり、（若し）比丘尼、髮

【二二】尼隨法第百五十五畜著華鬘戒。諸律に此戒なし。

【二三】尼隨法第百五十六著寶瓔珞戒。十誦律第百四十七條に存するのみ、其他の律になし。

【二四】尼隨法第百五十七著卑身衣戒。五分比丘尼戒本には裨身衣とせり。これ四分律第百五十六條の袴褸衣（跨衣）、巴利律第八十六條（百五十六條に相當す）の saṃghāṇi に相當すべし。餘律に此戒なし。この衣をつけて姿體を均直にしほそやかならしむる（腰纖）なり。

【二五】尼隨法第百五十八畜種々嚴身具戒。四分第百五十七條、巴利第八十七條に相應す。有部第百八十條に畜二假髻一とあるも此戒に相應すべし。僧祇になし。

【二六】尼隨法第百五十九畜髮戒。尼隨法第六十髮長戒。此戒は戒本には畜髮と髮長との二條に分ち第一五九・一六〇戒とせり。隨つて戒數の順位一つづゝ相違す。諸律になし。

比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘尼・式叉摩那・沙彌尼と與に更相に覆眼せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。[一七]（一百五十）

[一八]爾の時諸比丘尼は香を以て身に塗り亦人をして塗らしめ、愛欲心を生じ梵行を樂修せずして遂に反俗するを致し外道者と作れり。諸白衣は其香氣を聞きて譏呵して言はく、「此等は香を以て身に塗りて婬女に同ぜり、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一九]香を以て身に塗らんに波逸提なり」と』。「香」とは、根香・莖香・葉香・華香・蟲香・膠香なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し治病の爲に若しは强力に逼られて塗らんには不犯なり。

[二〇]爾の時諸比丘尼は澤枯を以て身を揩りて光潤あらしめしに、諸白衣譏呵して言はく、「此等は澤枯を以て身を揩りて光潤あらしむること婬女人の如し、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[二一]澤枯を以て身を揩らんに波逸提なり」と』。時に跋陀迦毘羅比丘尼は身體に潤少く、枯燥して擗裂しければ醫に問へり。醫言はく、「應に澤枯を用ひて身を揩るべし」と。答へて言はく、「佛は我に澤枯にて身を揩るを聽したまはず、願はくは更に餘治を思へ」。醫言は、、「更に餘治なし」。比丘尼是念を作さく、「若し世尊、病時には澤枯にて身を揩るを聽したまはんには、我乃し復此苦患あらざらん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、比丘尼に病時には澤枯を以て身を揩るを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、無病に澤枯を以て身を揩らんに波逸提なり」と』。

【一七】一百五十とあるも一百五十二を計し得るなり、宋本も一百五十二なり。宋・元・明・宮・聖本には以下戒數の細註なし。

【一八】尼墮法第百五十三塗身香戒。

【一九】香（gandhavaṇṇaka）。

【二〇】尼墮法第百五十四澤枯揩身戒。

【二一】澤枯。音義に麻滓或は麻澤とせり。本律第二十七卷（大正藏 779c）に澤枯羹を食すとあり。これ僧祇律第四十卷（律部十一、註四〇の一八）の麻粈羹に相當し、十誦律第六十一卷（張 7,37 b）胡麻滓合菜煮と相當す。智度論卷二（大正藏 25,70c）にも麻滓菜とあり。この智度論の記述は實に十誦律の記と一致し舍利弗・波斯匿王・毒蛇因緣等皆一致するは特に留意すべきなり。されば今は胡麻滓を以て身を揩りて光潤あらしめ在家の非難を受けしなり。巴利律第八十九條（百五十九條に相當す）には「香ある石鹼（vāsitaka piññāka）を以て洗ふならば…」とせり。

一二 爾の時諸比丘尼は知識家の爲に作せるに、諸居士譏呵して言はく、「此等は本家作を捨てゝ他家作を爲せり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、飮食を以ての故に白衣家作を爲さんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しに憐愍若しは强力に逼られんには不犯なり。

一三 爾の時諸比丘尼に白衣及び外道婦女と與に同衣にて臥して身體相觸し、愛欲心を生じて梵行を樂はず、遂に反俗するを致し外道者と作れり。諸白衣は後に比丘尼を見て便ち指弄して言はく、「好身體とは此比丘尼の身體には是の如きの好あり」。諸婦女は後に知識に隨うて語げて言はく、「某甲比丘尼是れなり、彼比丘尼是れなり」と。諸比丘尼は此を以て羞恥せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣及び外道婦女と共に同衣にて臥せんに波逸提なり」と』。若し同牀に共に內衣を被んに應に隔あらしむべし。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

一四 爾の時諸比丘尼は比丘尼・式叉摩那・沙彌尼と與に同衣にて臥し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘尼・式叉摩那・沙彌尼と與に同衣にて臥せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

一五 爾の時諸比丘尼は白衣及び外道婦女と與に更相に覆うて眠り、形體を相見て愛欲心を生じ……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣及び外道婦女と與に更相に覆うて眠らんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。若し先に已に覆ありて重覆せんには不犯なり。

一六 爾の時諸比丘尼は比丘尼・式叉摩那・沙彌尼と與に更相に覆眠して形體を相見し、……乃至、『今、諸

【一二】 尼墮法第百四十八爲白衣家作戒。

【一三】 白衣家作(gihiveyyāva-cca)。在家の爲に粥・麨食・堅食を煮、上衣若しは頭にまきつける布を洗ふ類をいふ。

【一三】 尼墮法第百四十九與白衣外道婦女同衣臥戒。

【一四】 尼墮法第百五十與比丘尼・式叉摩那・沙彌尼同衣臥戒。四分・巴利・僧祇は前條と此條とを分たず。十誦律には一敷具臥・一衣覆臥として二條とせるも、五分の如く外道白衣と比丘尼等とによりて分てるに非ず。有部律に前條と此條とに相應する戒文なし。

【一五】 尼墮法第百五十一與白衣ト道婦女同覆眠覆。

【一六】 尼墮法第百五十二與比丘尼・式叉摩那・沙彌尼同覆眠戒。諸律には前條と此條とを分たず、唯共牀臥の一條のみ。僧祇になし。

『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[七]治病經方を誦せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは自病若しは慈愍の爲に、若しは强力に逼られて看讀せんには不犯なり。

[八]爾の時諸比丘尼は他をして治病經方を誦せしめ、諸白衣譏呵し、諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、他をして治病經方を誦せしめんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[九]爾の時諸比丘尼は人の爲に病を治せんとて、諸藥を合和煮擣して初夜後夜に未だ曾て休息せざりき。諸白衣見て譏呵して言はく、「此等は醫の如く醫弟子の如し、何ぞ道を求めて生死の病を療せざる、而も反りて此世俗事を營みて爲せん」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、人の爲に病を治して以て生業と爲さんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは憐愍若しは强力に逼られて利養の爲ならざらんには不犯なり。

[一〇]爾の時諸比丘尼は人をして病を治せしめしに、諸白衣來り語げて言はく、「我が爲に法を說け」と。便ち語げて言はく、「熱を治するには是の如し、冷を治するには是の如し、風を治するには是の如し、諸病を治するには是の如し」と。諸白衣言はく、「我れ法の爲に來りて治病の爲ならず」。復譏呵して言はく、「此等は唯醫術を學して道法を知らず、若し爾らざらんには何ぞ法を以て我に敎へざる」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、他をして治病せしめて以て生業と爲さんに波逸提なり」と』餘は上に說けるが如し。

【七】治病經方。治病の咒法なり。四分律には支節咒・刹利咒・鬼咒・吉兇咒、或は轉輪を習ひ、或は音聲を解知するの方を習ふ等を列ぬ。十誦律には治齒咒・腹痛咒・治毒咒及び守護安隱の爲の故なるは不犯とせり。巴利戒文には tiracchānavijjum pariyāpu-ṇeyya…(非宗敎的無利益なる術を誦せんには…)とあり、且つ lekha, dhāraṇa, paritta 暗誦するは不犯なりとせり。

【八】尼墮法第百四十五敎誦治病經方戒。

【九】尼墮法第百四十六作醫師活命戒。四分第百六十九條、僧祇第八十二條に存して餘律になし。

【一〇】尼墮法第百四十七敎人授醫方活命戒。四分第百七十條、僧祇第八十三條に存して餘律になし。

卷の第十四　彌沙塞

[一]第二分の四　尼律墮法の三

[二]爾の時諸比丘尼は革屣を著し蓋を持して諸白衣に詣りしに、諸白衣譏訶して言はく、「此の諸比丘尼は婬女の行來するが如くなり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、革屣を著し蓋を捉りて行來せんに波逸提なり」と』。「蓋」とは、……[三]乃至、草蓋なり。「革屣」とは、……[四]乃至、一重なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。不犯は上の如し。

[五]爾の時夫婦二人倶時に出家せるあり、彼夫比丘乞食より持し還りて婦比丘尼の住處に至りて食せるに、其婦比丘尼水瓶を捉り前に立ちて扇を以て之を扇ぎ水を與へては輒ち冷暖を問へり。彼夫比丘低頭して食して視ず共語せざりしに、彼比丘先に白衣たりし時私通女人あり亦出家し彼に在りて住せるが、來り出でて之に見えしに比丘便ち笑へり。其婦比丘尼、嫉妬心發りて卽ち水瓶を以て比丘の頭を打ち破れり。諸比丘尼呵して言はく、「云何が比丘尼、水瓶及び扇を捉り比丘の前に立ちて水を給し及び扇ぎ、遂に復其頭を打ち破れる」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水瓶及び扇を捉り比丘の前に立ちて若しは水を給し若しは扇がんに波逸提なり」と』。若し水を給せんと欲せんに、與へ竟らば應に遠く去るべく、應に前に住まり立つべからず。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[六]爾の時諸比丘尼は治病經方を誦せしに、諸白衣譏呵して言はく、「此等は但醫術を學びて道を求むる意なきなり、何ぞ此を以て佛經を誦讀せざる」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、

【一】宋・元本には第二分墮法之餘尼律とし、明本には第二分第四尼律墮法之三とし、宮本には第二分單提法之餘とせり。

【二】尼墮法第百四十二著革屣持蓋戒。

【三】乃至草蓋。律部十一、註(三九の三三)の本文參照。四分律第五十八條には樹皮蓋・葉蓋・竹蓋の三種、巴利律には tīṇi chattāni(三種蓋)として setachatta(工所持の白蓋＝龍蓋)、kilañjachatta(纖維製の蓋)、paṇṇachatta(葉蓋)を擧げたり。

【四】乃至一重。兩重・一重なり。

【五】尼墮法第百四十三水扇供給戒。諸律に夫婦の名を出さゞるも、巴利律にのみ Āro-hanta なる大臣となせり。

【六】尼墮法第百四十四誦治病經方戒。僧祇律に此戒なし。

逸提なり」と』。時に六群比丘は麤惡語を作して比丘尼に問ひしに、比丘尼答ふと雖而も羞恥を懐けり。事を以て佛に白すに佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に若し比丘如法に問はんには應答するを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、若し比丘如法に問うて答へざらんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し先より相嫌ひ共語せざるには答へざるも不犯なり。

九五 爾の時諸比丘尼は乘に乘じて諸白衣に詣りしに、諸白衣譏訶して言はく、「此の諸比丘尼は王夫人・貴家婦女の如くに、乘に乘じて行來して儀法あることなし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、九六乘に乘して行來せんに波逸提なり」と。「乘」とは、車・輿・象・馬……乃至、屐を著せをるも皆名けて乘と爲す。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは老若しは病、若しは强力の爲に逼られ、若しは行路にて乃し脚指痛むに至らんには皆不犯なり。（一百四十一九七）

五分律卷第十三

第二分の四、尼律墮法の二

【九五】尼墮法第百四十一乘乘行戒。

【九六】乘（yāna）。諸律戒文には無病（agilāna）の語あるに此戒文に缺けり。有部律には此戒を缺く。僧祇律に八種乘を列ぬ、律部九、註（二二の一二三）の本文參照。こゝに屐をも乘と爲せるは僻見なり。

【九七】宋・元・明・宮本には一百四十竟となす。

の坐禪行道を亂せり。諸比丘尼厭患して便ち共に中に於て大小便し、汙して不淨ならしめ以て衆人を却けんとせり。衆人後に來り常の如くに嬉戲して其手脚衣服器物を汙しければ、便ち大に恚りて言はく、「誰ぞ此處に於て漫に屎溺を縱にせるは」。人あり言はく、「是れ比丘尼なり」。皆譏訶して言はく、「此等出家は道を求めて清淨なるに、如何ぞ此の如きの好處を穢汙して人の樂事を斷ぜる」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、生草上に於て大小便せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し急病なるには不犯なり。

[九一]爾の時諸比丘尼は復糞掃殘食を王園精舍前の地に擲げ以て衆人を却けんとせり。諸白衣譏嫌し長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、糞掃・殘食を生草上に擲げんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し坑中・非淨潔處に擲げんに不犯なり。

[九二]爾の時諸比丘尼は[九三]有食家に於て宿して彼夫婦交會時の聲を聞き、愛欲心を生じて復道を樂はず、遂に反俗し外道と作る者ありき。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有食家に於て宿せんに波逸提なり」と』。「有食」とは、男女あり情に相食入るなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し病にて須らく宿すべく及び諸難起らんには皆不犯なり。

[九四]爾の時諸比丘は諸比丘尼に、「某甲家は何處に在りや、此路は何處に向ふや」と問ひ、諸比丘尼輕慢して答へざりしに、諸比丘瞋嫌して復教誡せざりければ便ち愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘問うて答へざらんに波

【九一】　尼僧法第百三十八生草上擲糞掃殘食戒。四分・巴利は前條に合して此戒を分たず。其他の諸律は戒文少異あるも皆二戒に分てり。

【九二】　尼僧法第百三十九宿有食家戒。僧祇律及び有部律の戒緣は五分律と相應せるも、四分律・巴利律・十誦律の戒緣とは異れり。

【九三】　有食家（sabhojanakulā）。律部十一、註（三九の五四）食家婬處の下參照。

【九四】　尼僧法第百四十如法問不答戒。諸律に此戒なし。

羅なり。

八五 爾の時諸比丘尼は屎溺を籬牆外に擲げて人及び非人を汙泥せり。時に婆羅門大臣あり八六冠冕を被り齋潔清淨に、晨朝洗浴し香熏衣を著し、天祠に至りて其官に復せんことを求めんと欲し、八七剃髮割截衣人を見んことを恐れて頭を裹みて路を行き、比丘尼の牆外に至りて過りしに、擲屎に値ひ其頭上に灌ぎて擧體流漫せり。便ち大に恚りて言はく、『我れ此不吉人を見るを畏れしに而も今乃ち擲屎の爲に灌がれぬ、必らず是れ我命の不吉祥事にして然らん、我要らず當に波斯匿王の所に至りて「禿婢を殺せ」と言ふべし』と。是に於て便ち還りて一相師婆羅門に逢ひしに、婆羅門問うて言はく、「何の故に此の如きや」。具に事を以て答ふるに相師言はく、「乃ち是れ大吉なり、汝今當に金錢一千を得て本の官位に復すべし」と。猶も瞋已まず、此屎汙の形を持して逕ちに王所に詣りしに、王問ふらく、「何の故に此の如きや」。卽ち具に事を以て答ふるに王は手を拍ちて大笑し、卽ちに勅して金錢一千を賜ひ先の官位を復せり。王の諸傍臣便ち譏訶して言はく、「屎を擲げて人を汙さんは、豈に是れ求道濟物の意ならんや」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、屎溺を籬牆外に擲げ若しは人をして擲げしめんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

八八 爾の時諸比丘尼は糞掃及び殘食を籬牆外に擲げて人及び非人を汙泥せり。諸白衣見て譏訶して言はく、「云何が比丘尼、牆を隔てゝ糞掃を擲げて人を汙泥せる、此等は法則あることなし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、八九糞掃及び殘食を籬牆外に擲げ、若しは人をして擲げしめんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

九〇 爾の時王園精舍前の地極めて平正にして軟好草を生じ衆人常に中に於て嬉戲しければ、諸比丘尼

「汝をして四念處・四正勤を得ざらしめん」と呪ふなり。泥黎呪とは「汝をして世々に地獄・畜生等に墮せしめん」と呪ふなり。

【八五】尼墮法第百三十五隔牆不善觀擲屎尿戒。

【八六】本文に時有婆羅門大臣被冕齋潔清淨晨朝洗浴著香熏衣欲至天祠求復其官…とあり。被冕の二字、宮本には罷勉とし、聖本には被勉とせり、今、本文を重んじて改めざるも被冕の意に解する方、文意通ずるが如し。宋・元・明・宮本には求福其官とあるも、本文及び後の文に照合して復の字を正しとす。

【八七】剃髮割截衣人。頭を剃り割截衣(條葉衣)を著けたる人。

【八八】尼墮法第百三十六隔牆不善觀察擲糞掃殘食戒。諸律は前條に攝して此戒を分出せざるに、本律のみ別條となせり。巴利戒文にも uccāraṃ vā passāvaṃ vā saṃkāraṃ vā vighāsaṃ vā(大便・小便・糞掃・殘食)として前條に合せり。

【八九】糞掃・殘食 (saṃkāra, vighāsa)。

【九〇】尼墮法第百三十七生草上大小便戒。

種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣に向うて比丘の過を說かんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し白衣先に聞いて問はんに應に反問して言ふべし、「汝、云何が聞ける」。若し「我れ是の如く是の如くに聞けり」と言ひ、諸比丘尼の聞けるも亦是の如くならんには、然して後に實を以て答ふるは不犯なり。

[七八][七九]爾の時旃茶修摩那比丘尼は人と鬪諍し已りて自ら撾き自ら打ちて大喚啼哭せり。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、人と鬪ひ已りて自ら打ちて啼哭せんに波逸提なり」と』。若し自ら撾き自ら打たんに下々に皆波逸提、式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[八〇]爾の時諸比丘尼は共に遙に旃茶修摩那を[八一]指點して其鬪事を說きしに、便ち己を罵ると謂ひて復大喚して言はく、「諸比丘尼は我を罵れり」と。諸比丘尼卽ち往いて問うて言はく、「我等何等の罵をか作せる、汝便ち何を道へるかを知らざるなり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責して言はく、「云何が比丘尼なる、人語を諦了せずして妄に己を罵れりと云へる」と、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、人語を諦了せずして妄に他を瞋らんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[八二]爾の時諸比丘尼は共に諍ひて各呪誓を作して言はく、「我若し是の如きには當に地獄に墮つべし、[八三]調達・瞿伽梨が罪を受けしが如くに我亦當に爾るべし。我若し是の如くならざるには汝當に是の如きの罪を受くべし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら[八四]呪誓して實に以て彼を呪はんに波逸提なり」と』。此呪誓を作さんに語々に波逸提、式叉摩那・沙彌尼は突吉

【七八】尼墮法第百三十二自打啼泣戒。
【七九】旃茶修摩那。四分律には拘睒彌瞿師羅園にて迦羅比丘尼を緣とし、巴利律には舍衞城にてCaṇḍakālīを緣とせり。十誦律は舍衞城にて迦羅比丘尼、有部律には名を出さず。僧祇律は舍衞城にて偷蘭難陀比丘尼を緣とせり。
【八〇】尼墮法第百三十三不諦瞋他戒。
【八一】指點。點をうつが如くに一々にゆびさし示すなり。
【八二】尼墮法第百三十四自咒呪他戒。
【八三】調達・瞿伽梨(Devadatta, Kokālika)。こゝには提婆達多及び彼が反逆を助けたる瞿伽梨等が生きながら地獄に落ちたりとの說話を承けて例證せるなり。
【八四】呪誓(abhisapana)。自ら咒言を出すなり。十誦律戒文には作法呪泥梨呪とし、羅什譯比丘尼戒本には以法以地獄呪咀者とあり、巴利戒文には nirayena vā brahmacariyena vā(地獄により梵行によりて)とあり。四分律にも「三惡道に墮せよ、佛法中に生ぜざれと呪咀せんには……」とせり。然るに五分戒文は泥梨呪・法呪の義顯はれざるは注意すべきなり。法呪とは

七四 爾の時諸比丘尼は闇處に於て男子と與に共立共語して染著心を生じ、梵行を樂修せずして反俗し外道と作る者あるを致せり。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、男子と與に闇處にて共立共語せんに波逸提なり」と』。若し闇處にて語らんに語々に波逸提、式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは疑怖處若しは燈卒に滅せんには不犯なり。

七五 爾の時諸比丘尼は知識する所の家に隨うて輙ちに其牀に坐せり。諸白衣譏訶して言はく、「此の不吉利の物を見るを喜まず、可坐と不可坐とを知らず、風法あることなし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、主人に語げずして輙ちに其牀に坐せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し主人坐せしめんには不犯なり。

七六 爾の時諸比丘尼は自ら手づから白衣及び外道男子に食を與へしに、彼是念を作さく、「此比丘尼は必らず染著心を以て我に食を與へしなり」と。便ち調弄して麤惡婬欲語を說けり。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら手づから白衣及び外道男子に食を與へんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し自ら手づから與へず、及び自ら手づから親里に與へんには皆不犯なり。（一百三十）

七七 爾の時諸比丘尼は諸白衣に向うて諸比丘の過失を說いて言はく、「彼比丘は破戒・破威儀・破見なり」と。諸比丘は聞いて便ち瞋り、復敎誡せざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、「我先に汝の爲に八敬法を說かざりしや」と。

【七四】尼墮法第百二十八與男子闇處共立語戒。五分律には制緣人を出さゞるも、四分律は六群比丘尼、十誦律は助調達比丘尼とせり。而して僧祇律に跋陀羅比丘尼とし、巴利律に跋陀羅比丘尼(Bhaddā Kāpilānī)の弟子とせるは注意すべし。有部律に此戒を缺く。

【七五】尼墮法第百二十九先不問坐牀戒。

【七六】尼墮法第百三十自手持食與外道男子戒。四分第百十二條、巴利第四十六條（百十六條に相當す）、僧祇第八十一條に存して餘律になし。

【七七】尼墮法第百三十一向白衣說比丘過戒。諸律に此戒なし。

度者となし」。諸居士言ふあり、「應に衣鉢を奪取して將ゐて官者に付ふべし」。言ふあり、『波斯匿王に令あり、「若し比丘・比丘尼を輕[illegible]せんには當に重罪を與ふべし」と。應に速かに放ち去るべし、人をして聞かしむること莫れ』。皆言はく、「此等は沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[七〇]「若し比丘尼、人に屬する婦女を度せんに波逸提なり」と』。「人に屬す」とは、若しは官若しは餘人に屬するなり。發心より乃し白四羯磨竟に至ること亦上に說けるが如し。若し主聽さんには不犯なり。

[七一]爾の時諸比丘尼は長病女人を度せしに、學戒に堪へず愚闇無知なりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、長病女人を度せんに波逸提なり」と』。「長病」とは、長く寒熱を患ひて發作に常あるなり。發心より乃し白四羯磨竟に至ること亦上に說けるが如し。若し受戒の後に此病を得んには不犯なり。

[七二]爾の時諸比丘尼は夫に屬する婦人を度せり。白衣譏訶して或は衣を奪はんと欲し或は放ち遣らんと欲せしに、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……皆人に屬する婦女中に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、夫に屬する婦人を度せんに波逸提なり」と』。發心より乃し白四羯磨竟に至ること亦上に說けるが如し。

[七三]爾の時諸比丘尼は負債女人を度し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……皆上の「人に屬する婦女を度する」中に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、負債女人を度せんに波逸提なり」と』。發心より乃し白四羯磨竟に至ること亦上に說けるが如し。若し「出家し竟りて然して後に還債せん」と言はんに、此人を度せんには不犯なり。

【七〇】　四分戒文に父母夫主不聽與受具足戒者とあり、巴利戒文にも mātāpitūhi vā sāmikena vā ananuññātaṃ sikkhamānaṃ vuṭṭhāpeyya …とありて能く相應せるは注意すべし。十誦・有部の戒文は本律の戒文に同ず。

【七一】　尼墮法第百二十五與長病人受具足戒。四分律第百六十八條と本律とに存するのみ。

【七二】　尼墮法第百二十六與屬夫婦人受具足戒。本律に存するのみ。

【七三】　尼墮法第百二十七與負債女人受具足戒。四分律第百六十八條（前註七〇）の知下有ニ負債難病難ー與受ニ具足戒ー者とある戒文に含まるのみにして他律になし。

亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼新に具足戒を受けんに、六年和尚に依承せず若しは人をして依承せしめざらんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し和尚にして依承すべからざるには不犯なり。(一百二十)

六六 爾の時諸比丘尼は弟子の與に具足戒を受け已るに攝取せず教誡せず誦習を教へざりければ、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、弟子を畜へんに六年の中自ら攝取せず人をして攝取せしめざらんに波逸提なり」と』。若し弟子にして教を受けざらんに不犯なり。

六七 爾の時諸比丘尼は弟子の與に具足戒を受けつゝ將ゐて其本處を離れ(しめ)ざりしに、先に知識せる男子は見て染著心を生じ、便ち調弄して共に麤惡婬欲語を作せり。諸長老比丘尼は見て種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、弟子を畜へつゝ自ら將ゐず、人をして將ゐて本處を離るゝことを五六由旬ならしめざらんに波逸提なり」と』。「本處」とは、若しは生處、若しは嫁處なり。若しは弟子從はざらんには不犯なり。

六八 爾の時諸比丘尼は同學病むも看視せず、故に或は時に差えず或は命過ぐるに至れり。諸長老比丘尼見て種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、同學病まんに自ら看ず人をして看せしめざらんに波逸提なり」と』。「同學」とは、同和尚阿闍梨及び常に共なる伴なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し住止同じからざるには不犯なり。

六九 爾の時諸比丘尼は人に屬する婦女を度せり。諸白衣譏訶して言はく、「此諸比丘尼には可度と不可

【六六】 尼墮法第百二十一畜弟子不教誡攝護戒。巴利律に此戒なし。

【六七】 尼墮法第百二十二受具後不令離本處戒。僧祇には犯罪女、四分・有部・十誦には婬女とし、巴利律には sahajīvinī(saddhivihārinī) となす。

【六八】 尼墮法第百二十三不看病戒。僧祇に此戒なし。

【六九】 尼墮法第百二十四與屬人婦女受具戒。僧祇に此戒なし。

と欲せんには、應に先に乳を看るべく、若し見なき相なるには不犯、若し受戒し竟りて方に懐妊を知らんにも亦不犯なり。

[六〇]爾の時諸比丘尼は新産婦の與に具足戒を受けしに、一手に鉢を捉へ一手に兒を抱へ行きて乞食せり。諸白衣見て戯弄して言はく、「速かに二人食を與へよ」と。諸白衣譏嫌し、……長老比丘尼種々訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[六一]新産婦の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は上の畜眷屬中に說けるが如し。

[六二]爾の時諸比丘尼は年々に弟子の與に具足戒を受けしに、弟子衆多にして一々敎誡すること能はず、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、年々に弟子の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。比丘尼は一年を隔てゝ一弟子の與に具足戒を受くるを得るなり。餘は畜眷屬中に說けるが如し。

[六三]爾の時諸比丘尼は比丘尼僧中に於て弟子に具足戒を授け、宿を經て然して後比丘僧に就いて受戒せんとせしに、[六四]受戒人は一宿の中に於て遮受戒病を得、比丘僧は復與に受けざりき。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、宿を異にして弟子の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。發心より乃し明相未出に至るには突吉羅、明相出には和尚は波逸提、餘の師僧は突吉羅なり。若し僧和集せず及び八難起らんには不犯なり。

[六五]爾の時諸比丘尼は新受戒せしに、和尚に依承せず人の敎誡するなき故に、愚にして所知なく學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……

【六〇】　尼隨法第百十七與新産婦受具足戒。四分第百二十條、巴利第六十二條と本律とに存して餘律になし。

【六一】　新産婦（pāyantī）。乳兒を抱へたる婦、母又は乳母なり。

【六二】　尼隨法第百十八年々畜衆戒。

【六三】　尼隨法第百十九經宿往比丘僧中受具足戒。此戒は巴利律及び羅什譯十誦比丘尼戒本に缺く。

【六四】　本文に受戒人於一宿中得遮受戒病比丘僧不復與受とあり。遮受戒病の訓點加點は縮藏・新藏・大正藏皆誤まれり。即ち遮受戒と病とを分てるも、今は分つべきにあらず、受戒遮難病の義なり。律部十、註（六〇三）の本文參照。

【六五】　尼隨法第百二十六年不依承和上戒。此戒諸律になし。

すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、未だ二歲學戒を滿さゞる尼の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は畜眷屬中に說けるが如し。

[五六] 爾の時諸比丘尼は、二歲學戒を滿せる尼なりしと雖而も聾盲瘖瘂種々諸病なるに與に具足戒を受けぬ。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上說の滿十二歲已嫁女中に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、二歲學戒を滿せる尼に、僧羯磨を作さゞるに與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は畜眷屬中に說けるが如し。

[五七] 爾の時諸比丘尼は二歲學戒を滿せる尼の不學戒者の與に具足戒を受けしに、愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、二歲學戒を滿せる尼の不學戒者の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は畜眷屬中に說けるが如し。

[五八] 爾の時諸比丘尼は懷妊女の與に具足戒を受け、村に入りて乞食せしに諸白衣見て戲弄して言はく、「此比丘尼は重擔を擔へり、應に速かに食を與ふべし」。或は言ふあり、「且らく其腹を觀よ」。或は言ふあり、「此等は梵行を修せざるなり」。或は言ふあり、「此は梵行を修せるも、是れ未だ出家せざりし時の事なり」。便ち諸比丘尼を訶責して言はく、「何ぞ產し竟るを待ちて然して後出家せ(しめ)ざる。此を以て梵行を毀辱せり」、諸比丘尼は可度と不可度とを知らず、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[五九]懷妊女の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。發心より乃し白四羯磨竟に至ること皆上に說けるが如し。若し與に具足戒を受けん

【五六】尼墮法第百十四僧不聽與二歲學戒尼受具足戒。有部律にのみ此戒なし。

【五七】尼墮法第百十五與滿二歲學戒尼不學戒者受具足戒。

【五八】尼墮法第百十六與懷妊女受具足戒。十誦・僧祇に此戒なし。

【五九】懷妊女(gabbhinī)。

丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、諸比丘尼に語げて、「佛所說の如くなるには應に與に畜衆羯磨を作すべきも、汝に是事なければ……」と言はんに、便ち諸比丘尼を訶せんには波逸提なり』と。

[四八]爾の時諸比丘尼に教誡時に往いて聽かず、羯磨時にも亦往いて聽かざりければ、便ち愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[四九]教誡及び羯磨時に往いて聽かざらんに波逸提なり」と』。「教誡」とは、八敬等の法を說くなり。「羯磨」とは、白羯磨・白二・白四羯磨なり。(一百一十)

[五〇]爾の時諸比丘尼は學戒尼あり滿二歲なりしも與に具足戒を受けざりしに、彼れ後時に重病にて聾盲瘖瘂種々諸病の[五一]遮受戒法を得たり。差摩比丘尼の弟子學戒して二歲を滿ぜしに亦與に具足戒を受けずして語げて言はく、「汝且らく是戒を學せよ」と。彼れ後時に白癩病を得たれば云何せんかを知らざりき。諸長老比丘尼種々に訶責し、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、式叉摩那二歲を滿じ[五二]難なきに與に具足戒を受けずして語げて、「汝且らく是戒を學せよ」と言はんに波逸提なり』と。

[五三]爾の時諸比丘尼は婬女を度せるに教誡を受けず、譬へば[五四]窮領牛の駕車に堪へず、駕車時には但轅を出でんと欲するが如くなりき。諸長老比丘尼種々に訶責し、……乃至『、今諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきたり、「若し比丘尼、婬女を度せんに波逸提なり」と』。發心より乃し白四羯磨未竟に至るは突吉羅、白四羯磨竟るに和尙は波逸提、餘の尼師衆は突吉羅、彼れ女身を厭惡せんには之を度するも不犯なり。

[五五]爾の時諸比丘尼は未だ二歲學戒を滿さざる尼の與に具足戒を受けしに、彼れ愚闇無知にして學戒

【四八】尼墮法第百十不往聽羯磨教誡戒。

【四九】教誡及び羯磨時(ovād-āya vā saṃvāsāya vā)。教誡とは八敬法を說き、羯磨時とは羯磨を一にし說を一にし學を同じくするなり。

【五〇】尼墮法第百十一先許方便不受具足戒。

【五一】遮受戒法。受戒時の遮難法なり。律部十、註(二三の四一・四三)參照。

【五二】難。受戒遮難法なり。

【五三】尼墮法第百十二度婬女戒。巴利律第六十八條は相當戒條なるべきも sahajīvinī なる語を出し註釋には sadd-hivihārinī(共住の女)とせるも婬女の語を出さず。

【五四】窮領牛。宋・元・明・宮・聖本には穿領牛とせるも今改めず。うなじのうるはしい牛。

【五五】尼墮法第百十三與未滿二歲學戒尼受具足戒。諸律に此戒なし。

[四三] 爾の時諸比丘尼は滿十八歲童女なりしと雖而も女は聾啞種々諸病なるに與に學戒を受け、……乃至、「今、諸比丘尼に白二羯磨して滿十八歲童女の與に二歲學戒を受くるを聽さん」。學戒を受けんと欲する人は應に比丘尼僧中に到りて白言すべきなり、「阿姨僧聽きたまへ、我は某甲、和尙は某甲なり、今僧に從うて二歲學戒を乞はんとす、善い哉阿姨僧、我が爲に二歲學戒を受けたまはんことを、憐愍の故に」。是の如く三たび乞ひ已らんに、諸比丘尼は應に善く可與受と不可與受とを籌量すべく、應に一比丘尼羯磨すること如上の說に依るべきなり。諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、滿十八歲童女なりと雖、僧羯磨を作さゞるに與に學戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[四四] 爾の時偸羅難陀比丘尼の[四五]主人婦は出家を求欲せしに、偸羅難陀言はく、「汝先に我に衣を與へよ、我當に汝を度すべし」。主人婦便ち訶責して言はく、「我は是れ主人なるに云何が先に我より衣を索め然して後に度せんとせらるゝや。我を生老病死より度せんと欲せずして反りて我より衣を利せんとせり、此等は沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、[四六]『若し比丘尼、「先に我に衣を與へよ、我當に汝を度すべし」と白衣婦女に語げんに波逸提なり』と。若し比丘尼、式叉摩那・沙彌尼に語げんに突吉羅なり。若し彼れ債を負はんに償うて然して後に度するは不犯なり。

[四七] 爾の偸羅難陀比丘尼は諸比丘尼に語げて言はく、「我が與に畜衆羯磨を作せ」。諸比丘尼言はく、「佛所說の如くなるには應に與に畜衆羯磨を作すべき者ならんも、汝に是事なければ汝が與に畜衆羯磨を作すを得ず」。彼比丘尼便ち言はく、「諸比丘尼は愛・恚・癡・畏に隨へり。畏るゝ者には便ち與に作し、畏れざる者には便ち與に作さず」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、「今、諸比

[四三] 尼墮法第百七僧不聽滿十八歲童女授學法戒。

[四四] 尼墮法第百八語與衣授具方便不授戒。僧祇律に此戒なし。

[四五] 主人婦。自に常に衣食を供養する居士婦なり。

[四六] 本律及び十誦律の戒文は四分律・巴利律の戒文と大に相違せり。有部律は稍四分律に同ず。十誦律第百二十三條、四分律第百三十七條、巴利律第七十七條（百四十七條に相當す）、有部律第百二十二條の戒文參照。

[四七] 尼墮法第百九嫌責如法語諸比丘尼戒。四分第百三十三條、僧祇第百九條に存するのみ。

[三七]爾の時諸比丘尼は未滿十二歳の[三八]已嫁女の與に具足戒を受けしに、愚闇無知にして學戒に堪へざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、未滿十二歳の已嫁女の與に具足戒を受けんに波逸提たり」と』。「未滿十二歳」とは、已に嫁せりと雖而も未だ十二歳に滿たざるなり。「嫁」とは、已に男子に經へるたり。餘は上の畜眷屬中に說けるが如し。

[三九]爾の時諸比丘尼は滿十二歳已嫁女なりしと雖而も女は聾啞種々諸病なるに與に具足戒を受け、愚癡無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼は見て種々に訶責し、……乃至、「今、諸比丘尼に白四羯磨して滿十二歳已嫁女の與に具足戒を受くるを聽す」と。彼の具足戒を受けんと欲する人は應に比丘尼僧中に到りて白言すべきなり、「阿姨僧聽きたまへ、我は某甲なり、已に嫁して滿十二歳、某甲和尙に具足戒を受けんことを求め、今僧に從うて具足戒を受けんことを乞へり。善い哉僧よ」我が與に具足戒を受けたまはんことを、隣愍の故に」。是の如く三たび乞ひ已るに諸比丘尼は應に可與受と不可與受とを籌量すべく、應に一比丘尼羯磨すること如上の說に依るべきなり。諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、滿十二歳已嫁女たるも僧、羯磨を作さゞるに與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。餘は畜眷屬中に說けるが如し。

[四〇]爾の時諸比丘尼は[四一]未滿十八歳童女の與に[四二]學戒を受けんに、愚闇無知にして學戒に堪へざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、未滿十八歳童女の與に學戒を受けんに波逸提なり」と』。「童女」とは、未だ男子に經はざるなり。發心及び方便して乃至、白二羯磨未だ滿ぜざるには突吉羅、白二羯磨(竟らんに)波逸提、餘の師衆は皆突吉羅なり。

【三七】尼薩法第百〇四度未滿十二歳已嫁女戒。
【三八】已嫁女(gihigatā)。律部十一、註(三九の三)參照。
【三九】尼薩法第百〇五僧不聽度滿十二歳已嫁女戒。
【四〇】尼薩法第百六與未滿十八歳童女授學法戒。本律に存するのみ
【四一】未滿十八歳童女(ūnaṭ-thārasavassā kumāribhūtā)。
【四二】學戒。六法を學するもの(chasu dhammesu sikkhi-tasikkhā)、卽ち式叉摩那(sik-khamānā)なり。六法とは律部八、註(二の二五)參照。

[三五]爾の時諸比丘尼は滿十二歲なりと雖而も聾盲瘖瘂種々諸病にて所知なきに、而も弟子を畜へ敎誡することと能はず攝取することと能はず、弟子愚闇無知にして學戒することと能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、「云何が比丘尼、盲聾瘖瘂の種々諸病なるに而も弟子を畜へ、敎誡することと能はず攝取することと能はず、弟子をして愚闇無知にして學戒することと能はざらしめたる」。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に[三六]白二羯磨畜衆を聽さん。彼比丘尼は應に比丘尼僧中に到り革屣を脫し偏袒右肩し胡跪合掌して白し言ふべきなり、「阿姨僧聽きたまへ、我は某甲比丘尼なり、已に滿十二歲なれば畜衆せんと欲し僧に從うて畜衆羯磨を乞はんとす。善い哉僧よ、我が與に畜衆羯磨を作したまはんことを」と。是の如く三たび乞はんに諸比丘尼は應に此比丘尼の畜衆に堪ふるや不やを籌量し觀察すべし。若し堪へざらんに應に與に畜衆羯磨を作すべからず、若し堪へんには應に與に作すべし。應に一比丘尼の若しは上座、若しは上座に等しき知法知律の者唱へて言ふべし、「阿姨僧聽きたまへ、此は某甲比丘尼なり、已に滿十二歲なれば某甲を畜へて衆と爲さんと欲し僧に從うて畜衆羯磨を乞へり。僧は今與に畜衆羯磨を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「阿姨僧聽きたまへ、此は某甲比丘尼なり、已に滿十二歲なれば某甲を畜へて衆と爲さんと欲し、僧に從うて畜衆羯磨を乞へり。僧は今與に畜衆羯磨を作さんとす。誰諸阿姨にして忍ぜんには默然し、若し忍せざらんには便ち說きたまへ。僧は已に某甲比丘尼の與に畜衆羯磨を作し竟りぬ。僧は忍ぜり默然するが故に。是事是の如く持つ」と。今諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、滿十二歲なるも僧與に畜衆羯磨を作さゞるに畜衆せんには波逸提なり」と』。

餘は上に說けるが如し。

[三五] 尼墮法第百〇三僧不聽畜眷屬戒。

[三六] 白二羯磨畜衆(ñattidutiya kamma vuṭṭhāpanasammuti)。畜衆白二羯磨なり。弟子を畜ふるに就て僧伽の同意を得る白二羯磨の作法なり。

丘に白し、比丘聽して然して後に入るを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有比丘の住處に入らんに比丘に白せざるには波逸提なり」と』。諸比丘尼あり緣事ありて僧坊に入らんと欲せしに、諸比丘は或は坐禪し或は眠りて白するを得ること能はざりき。事を以て佛に白すに佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に坊內に進み入りて比丘に見えて便ち白するを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有比丘の住處に入らんに比丘を見て白せざらんには波逸提なり」と』。諸比丘尼あり急難時に難を避けて僧坊に入らんと欲せしも而も敢へて入らず、或は賊の爲に奪はれ、或は惡獸の爲に害せられき。事を以て佛に白すに佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、比丘尼若し急難時には意に隨うて僧坊に入るを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有比[三一]丘の住處に入らんに比丘を見て白せざらんには、急難時を除き波逸提なり」と』。若し比丘に見えず白するを得ずして入らんに、須らく比丘を見んには便ち往いて白すべく、彼比丘は應に籌量すべく、若し可入時には應に入るを聽すべく、若し不可入時には應に入るを聽すべからず。見るも白せず及び聽さざるに而も入らんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[三二]爾の時諸比丘尼未だ十二歲に滿たざるに眷屬を畜へ、教誡すること能はず攝取すること能はざりければ、弟子愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[三三]不滿十二歲にして眷屬を畜へんに波逸提なり」と』。「不滿十二歲」とは、受戒してより未だ十二歲に滿たざるたり。「眷屬を畜ふ」とは、人の爲に和尙と作るなり。若し發心して衆を畜へんと欲してより[三四]白四羯磨未竟に至らんに突吉羅、白四羯磨竟らんに和尙は波逸提、餘の尼師僧は突吉羅なり。

【三一】有比丘住處(sabhikkh-uka ārāma)。

【三二】尼隨法第百〇二不滿十二歲畜眷屬戒。

【三三】不滿十二歲(Ūnadvād-asavassā)。

【三四】白四羯磨未竟。受戒作法に於ける白四羯磨秉法に於て第三羯磨今まさに竟らんとする剎那をいふ。

に、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に諸比丘尼を訶責したまはく、「我先に八敬法を說いて汝等をして半月(半月)に教誡師を乞はしめざりしや」と。訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、半月(半月)僧中に於て〔二七〕教誡師を乞はざらんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼にして教誡悔過を求めざらんに突吉羅、若し請ふも得ず若しは病まんには不犯なり。(一百)

〔二八〕爾の時〔二九〕差摩比丘尼命過し、諸比丘尼は比丘僧坊中に於て爲に骨塔を起せり。其眷屬日に三反圍遶して啼哭して言はく、「我に法を施せる者、我に衣食・牀臥具・醫藥を施せる者、如何が一旦にして我を捨てゝ長逝せる」と。諸比丘は厭患して坐禪行道を妨廢せり。時に〔三〇〕優波離來りて僧坊に入り舊住比丘に問ふらく、「此は是れ何の聲なりや」。具に事を以て答ふるに、優波離即ちに人をして之を壞せしめぬ。諸比丘尼聞いて共に是議を作さく、「我等皆當に杖を持して彼比丘を打つべし、若し同じく往かざらんに復共に住せざらん」と。議し已るに皆杖を執りて僧坊に詣り比丘を見ては便ち圍遶して打たんと欲せしに非を知りて乃ち止め、前に進みて狹路に於て優波離に逢ふに前後に共に遮りて杖を擧げて打たんと欲せり。優波離即ち神力を以て飛びて佛所に到り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、『汝等實に爾りや不や』。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に比丘尼を訶責して言はく、「汝等の所作非法なり、云何が比丘尼にして比丘を打たんとせる」。訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘住處に入らんに波逸提なり」と』。諸比丘尼あり行路して空僧坊を見、入りて禮拜せんと欲せしも敢へて入らざりき。事を以て佛に白すに佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、比丘尼に緣事あり須らく僧坊に入るべきには比

【二七】教誡師。比丘尼を教誡する比丘(bhikkhunovāda-ka)なり。律部十、註(三〇の一〇八・一一一)參照。
【二八】尼墮法第百一不白入比丘住處戒。
【二九】差摩比丘尼。四分には一多知識比丘尼、十誦には迦留羅提舍比丘尼命終すとなす。巴利・僧祇は四分・五分・十誦等と戒緣を異にせり。
【三〇】優波離。十誦には迦陀比丘、四分には迦毗羅比丘となす。

二三 爾の時諸比丘尼は毗舍佉母精舍に在りて安居し竟り、精舍を捨し主に還さずして去りしに後に於て火起れり。人あり之を見て毗舍佉母に語げて言はく、「汝が所作の比丘尼精舍は火の爲に燒かる」と。毗舍佉母言はく、「置きて燒盡せしめよ。先には諸比丘尼は付囑せずして出で行き火を失せしむることを致し、後に還りて復所失の物を過長して說きて我に惡名を貽せり」。彼比丘尼後に復還り來りしに毗舍佉母問うて言はく、「阿姨、去りし時物を精舍中に留めしや不や」。答へて言はく、「無し」。便ち訶責して言はく、「云何が去るに我に精舍を還さずして燒盡せしむることを致せる。若し我に語げんには自ら當に守護して此を致さしめざりしに」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、安居竟るに精舍を捨して主に還さずして去らんには波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

二四 爾の時諸比丘尼は王の宮殿を看及び畫舍を看、又諸嬉戲處を遊觀して華池上に到りしに、彼處に多人聚看しければ比丘尼は諸男子に語げて言はく、「汝可しく小避すべし、我に逼近すること莫れ」。諸男子言はく、「不吉利人、頭を剃り割截衣を著せる（者）、應に此に來るべからずして此に來れるは是れ男子を求めんと欲してなり、云何が我をして避去せしめんとせる」とて、便ち捉へて牽曳して麁惡婬欲語を作せり。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、二五「若し比丘尼、種々遊看せんに波逸提なり」と』。發心及び方便せんに突吉羅、若し發行せんに步々に波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、看戲の爲ならずして往かんには皆不犯なり。

二六 爾の時諸比丘尼は半月（半月）布薩に比丘僧中に來りて教誡師を乞はず、人の教誡するなきを以ての故に愚闇無知にして學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し事を以て佛に白す

【二三】 尼隨法第九十八安居竟不捨還精舍戒。諸律に缺く。

【二四】 尼隨法第九十九種々遊看戒。四分第百條、巴利第四十一條、十誦並に羅什譯戒本第九十九條にして、有部 僧祇に缺く。

【二五】 四分戒文に若比丘尼往觀（王宮文飾畫堂園林浴池）者波逸提とあり、十誦戒文には若比丘尼故往看畫舍波逸提、羅什譯戒文にも故往觀綵畫舍とあり。巴利戒文には…rājāgāraṃ vā cittāgāraṃ vā ārāmaṃ vā uyyānaṃ vā pokkharaṇiṃ vā dassanāya gaccheyya…（王宮・畫舍・果樹園・王園 蓮池を觀んとて往くならば…）とありて四分戒文と一致するは注意すべし。

【二六】 尼隨法第百半月不乞教誡師戒。有部律に缺く。

比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一七]國內恐怖處に於て[一八]依怙する所なくして獨行かんには波逸提なり」と』。衆多比丘尼と共に行くと雖、而も白衣の强伴なきには名けて獨行と爲し、一聚落より一聚落に至り、若しは聚落なきには行くこと半由旬ならんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し急難にて叛走せんには皆不犯なり。

[一九]爾の時諸比丘尼は國境を出でたる恐怖處を行き、亦救護者なかりければ惡人の爲に剝奪せられぬ。……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、國境を出でたる恐怖處にて、依怙する所なくして獨行かんには波逸提なり。餘は上に說けるが如し。

[二〇]爾の時諸比丘尼は毗舍佉母所作の精舍に在りて安居し竟り、囑付する所なくして寺を空しくして出行し後に於て火起れり。人あり之を見て毗舍佉母に語げて言はく、「汝が所作の比丘尼精舍は火の爲に燒かる」と。彼便ち奴婢を遣し往いて救はしむるに燒盡せざるを得たりき。諸比丘尼後に還るに毗舍佉母問うて言はく、「阿姨、汝物を失はざりしや不や」。答へて言はく、「我是の如き是の如きの物を失へり」とて、遂に所失の物を[二一]過長して說けり。毗舍佉母訶責して言はく、「云何が我精舍に在りて安居しつゝ付囑せずして去りて火をして燒かしむるを致し、而も復所失の物を過長して說ける」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、…… 乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[二二]「若し比丘尼安居し竟るに精舍を付囑せずして出で行かんには波逸提なり」と』「若し付囑せずして行いて一脚、門を出でんに突吉羅、兩脚門を出でんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは更に比丘・比丘尼ありて來往し、若しは人の付囑すべきなきには不犯なり。

文に一宿とせると異れり。しかし五六由旬を遊行の一日行程とせば、勢ひ他處に一宿せざるを得ざることになるなり。

【一六】 尼墮法第九十五國內恐怖處獨行戒。

【一七】 國內恐怖處 antoraṭṭhe sāsaṅkasammate sappaṭibh-aye)。界內疑恐怖處なり。

【一八】 依怙する所なしとは、巴利戒文には asatthikā(除商に屬することなしに)とせり。諸律には相當する文なし。

【一九】 尼墮法第九十六國外恐怖處獨行戒。

【二〇】 尼墮法第九十七安居竟不屬精舍出行戒。巴利第四十八條、羅什譯十誦比丘尼戒本第百四十條、十誦廣律第三十九條、僧祇第百十五條、有部第百四十九條に存して四分律にのみ缺く。

【二一】 過長。長は多の義、過多なり。

【二二】 巴利戒文には…āvasa-thaṃ anissajjitvā cārikaṃ pakkameyya…とあり。

の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、安居內に於て遊行せんに波逸提なり」と』。「遊行」とは、若しは一聚落より一聚落に至り、若しは聚落なきには半由旬ならんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅、若し八難起らんには不犯なり。[10]

[11]爾の時[12]諸比丘尼は安居し竟りて比丘僧中に於て見・聞・疑罪を請ぜず、人の敎誡するなく、愚にして知る所なく、學戒すること能はざりき。諸長老比丘尼は種々に訶責して事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、『我先に八敬法にて「比丘尼は安居し竟るに應に比丘衆に從うて[13]見・聞・疑罪を請ずべし」と說かざりしや』。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼安居し竟るに比丘僧に從うて見・聞・疑罪を請ぜざらんには波逸提なり」と』。若しは僧和集せず、若しは八難時には不犯なり。

[14]爾の時諸長者は差摩比丘尼に舍衞城に於て安居せんことを請じて是言を作さく、「若し我請を受けんに當に時に隨うて供給すべし」と。便ち其請を受けしに遂に長住して復餘行せざりければ、彼長者譏訶して言はく、「我等應に餘事を作すべきに諸比丘尼は籌量することを知らず復去ることを知らず、此等は常に少欲知足を說きつゝ而も今厭くことなし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[15]「若し比丘尼、安居請に就くこと竟らんに、一宿して去らざらんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは病、若しは恐怖、若しは齊限請ならず、若しは非受請處に安居して去らざらんに不犯なり。

[16]爾の時諸比丘尼は國內恐怖處に於て行き、救護者なかりければ惡人の爲に剝奪せられぬ。諸長老

【一〇】宋・元・明・宮本には九十一事竟の細註あり。且つ此處を以て三本・宮本共に卷第十二終とせり。

【一一】宋・元本には卷第十三第二分墮法之二尼律首とあり、明本には卷第十三第二分第四尼律墮法之二首とし、宮本には卷第十三第二分單提法之二尼律首とせり。

【一二】尼墮法第九十三安居竟僧中不請三事戒。僧祇に缺けるのみ。

【一三】見・聞・疑罪を請ずとは、自恣に比丘を請ずることなり。自恣とは律部八、註(四の二四八)及び律部十、註(三〇の一二一)第七敬法の本文參照。

【一四】尼墮法第九十四安居竟一宿不遊行戒。

【一五】安居請。本文に比丘尼就安居請竟一宿不去波逸提とあり。十誦律比丘尼戒第九十六條に自恣竟不遊行餘一宿者波逸提とあるに相當する戒文なり、安居請とは安居せんことを願ひ其間所須を供養せんことを請ずるなり。今、就安居請竟とは、安居して供養を受け來りてその期限過ぎたるをいふ。一宿不去とは、去りて他處に一宿せざるにはとの意。巴利戒文には…antama-

四〇 Chappañcayojanāni…(乃至五六由旬)とありて諸律戒

巻の第十三（彌沙塞

第二分の四[一]　尼律墮法の二

[二]爾の時諸比丘尼は安居せずして人間に遊行し、或は[三]八月賊に遇ひ或は水火の諸難に遇へり。諸長老比丘尼見て種々に訶責すらく、「云何が比丘尼と名けん、夏安居せざるとは」と。……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、安居せざらんに波逸提なり」と』。「安居」とは、[四]前後安居なり。若し緣事なくして後安居を待たんには突吉羅・式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し八難起らんには不犯なり。[五]（九十）

[六]爾の時諸比丘尼は比丘衆なき處に於て安居せしに便ち諸疑ありて、「應に度すべきか應に度すべからざるか、受戒を與ふべきか受戒を與ふべからざるか、作衣如法なりや不如法なりや」と、戒中に於て是の如き等の種々の疑ありしも誰に問ふべきかを知らず、又惡人外道の爲に[七]輕欺せられき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責して言はく、『我先に八敬法にて比丘尼は應に比丘衆に依りて安居すべし」と說かざりしや』。訶し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[八]「若し比丘尼、比丘衆に依りて安居せざらんに波逸提なり」と』。比丘衆に依ると雖而も教誡者なきには突吉羅、式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し安居中、比丘衆移り去り、死亡し、罷道し、若しは强力の爲に制せられ、若しは病には皆不犯なり。

[九]爾の時諸比丘尼は安居せりと雖、中に於て遊行して賊火の諸難に遇へり。諸長老比丘尼見て種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是

【一】本文に第二分之四第八十九事とあるも明本に依りて改む。
【二】尼墮法第九十不安居戒。本律と四分律第百六十四條になするのみ。
【三】八月賊。本律註（五の二七）參照。
【四】前後安居。前安居・後安居なり、律部八、註（八の一四七・一四八）參照。
【五】前に第二分之四、八十九事とあるにこゝに九十とせるはこれ第三十六條奪畜生命戒を加算せるものと考へらる。
【六】尼隨法第九十一不依比丘衆安居戒。僧祇律に缺く。
【七】輕欺。輕んじ欺くなり。
【八】戒文に不ㇾ依₂比丘衆₁安居波逸提とあるも、四分戒文（百四十三條）には在₂無比丘處₁夏安居者波逸提とあり。巴利戒文に abhikkhuke āvāsa vassam vaseyya, pācittiyan ti とありて四分戒文に一致す。十誦（百四十九條）・有部（百二十八條）戒文も四分に同ず。
【九】尼隨法第九十二安居內遊行戒、

するなかりければ、便ち嫉妬心を生じて言はく、「我れ諸家に囑して彼をして多く供養を得せしめたるに、而も彼反りて更に我惡を道說して我をして復食を得ざらしめぬ」。諸比丘尼種々に訶責して言はく、「云何が比丘尼、他家を護惜せる」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一六二]他家を護惜せんに波逸提なり」と』。「他家を護惜す」とは、他家をして已に供養せしめて餘人に供養せざらしめんと欲するなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。[一六三]

五分律卷第二

【一六一】心慈三昧。身にも口にも意にも慈を行ずること、即ち慈け　きをいふ。
【一六二】他家を護惜すとは、律部十一、註（三八の六三）參照。
【一六三】宋・元・明・宮本には此處に於て卷及び章を分たず。

し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一五三]比丘尼衣を以て[一五四]白衣及び外道女に與へんに波逸提なり」と』。「比丘尼衣」とは、[一五五]葉あり緣あり、[一五六]帖あるなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。彼に比丘尼衣ありて從うて貿易し、若しは負債にて用ひ償はんには皆不犯なり。

[一五七]爾の時差摩比丘尼、舍衞城に來らんと欲せり。旃荼修摩那比丘尼は其來らんと欲するを聞いて、便ち其主人家に到り語げて言はく、「差摩比丘尼は當に來るべし、可しく爲に少多に供を設くべし」と。答へて言はく、「我亦其の當に來るべきを聞いて乃し自ら竭して美飲食を辦へ及び衣を以て施さんと欲せり」。彼比丘尼便ち言はく、「何ぞ衣を以て僧に施さゞる、僧中には正趣正行の人ありて攝せざる所なきに、何ぞ用つて一比丘尼に施して爲せん」。主人聞き已りて卽ち轉じて僧に施さんとせり。差摩比丘尼到るに爲に多美飲食を設け、手づから自ら斟酌し、食し竟るに竊に語ぐらく、「今正に是れ施衣時なるも、而も旃荼修摩那比丘尼は我が此事を斷ぜり」と、諸比丘尼問ふらく、「汝等何の說く所ぞ」と。具に事を以て答ふるに、長老比丘尼種々に訶責すらく、「云何が施人物を斷じて僧に與へんとせる」と。種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一五八]施人物を斷じて僧に與へんに波逸提なり」と』。「施人」とは、僧中に於て別に與ふる所あるを名けて施人と爲す。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[一五九]爾の時差摩比丘尼は舍衞城に到りしに、[一六〇]旃荼修摩那比丘尼語げて言はく、「我當に主人に囑して汝を看視せしむべし」と。差摩言はく、「汝が囑を須ゐじ」。旃荼修摩那復言はく、「汝、我が囑を受けんに既にして利養を得、又彼を福度せん」。是に於て差摩默然して之に許せり。彼卽ち諸家に將ゐ到るに、差摩比丘尼は大眷屬あり[一六一]慈心三昧を行じければ宗敬せざるなく、復旃荼修摩那比丘尼に供養

【一五三】比丘尼衣。巴利戒文には(samaṇacīvara)(沙門衣)せり。

【一五四】白衣及び外道女(agārika, paribbājikā)。

【一五五】葉・緣。律部十、註(二八の六八・六八)の下參照。

【一五六】帖、宋・元・宮本には怗、明本には貼とす、袈裟の四隈をくづれざらしめん爲に貼れる小片(四天王)なり。

【一五七】尼墮法第八十八廻施人物與僧戒、本律存するのみ、餘律に缺く。

【一五八】施人物。こゝの人とは一比丘尼をいふ、衆多人(二三人)比丘尼、及び僧(四人以上)に對する語なり。卽ち別請物なり。

【一五九】尼墮法第八十九護惜白衣家戒。

【一六〇】旃荼修摩那。四分には安隱比丘尼の弟子提舍比丘尼とし、僧祇・十誦には偸蘭難陀、有部には吐羅とし、巴利律には名を出さず。

り來れるを見て便ち瞋訶して言はく、「我等は此比丘尼に供養して反りて怨家を成ぜり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し……乃至『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら比丘尼衣を撤し若しは人をして撤せしめつゝ、還して縫成せざらんに波逸提なり」と』。復比丘尼あり比丘尼衣を撤して一日に成ずるを得ず、四五日して乃し竟りければ事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に衣を撤せんに四五日に成ぜんことを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘尼衣を撤し若しは人をして撤せしめんに、四五日を過ぎて成ぜざらんには波逸提なり」と』。復比丘尼あり比丘尼衣を撤せしに病を得て成ずること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼に他衣を撤し已りて病まんには、成ずるを得ざることを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘尼衣を撤し已りて、病なきに四五日を過ぎて、成ぜざらんには波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[一五二]爾の時諸比丘尼は五衣を離れ、麁弊衣を著して諸家に至りしに。諸長老比丘尼見て種々に訶責し……乃至『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、五衣を離れて行かんに波逸提なり」と』。「五衣を離る」とは、一家より一家に至り、乃至、所住の門を出でんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し浣・染・打・縫時には不犯なり。

[一五三]爾の時諸比丘尼は比丘尼衣を以て白衣及び外道女に與へ、彼便ち著し行くに餘の白衣見て向うて禮を作しければ、彼言はく、「我は是れ白衣なり、我は是れ外道女なり」と。諸白衣便ち譏訶して言はく、「云何が比丘尼、比丘尼衣を以て白衣及び外道女に與へたる」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責

【一五二】尼墮法第八十六離五衣行戒。本律及び僧祇律に存するのみ。

【一五三】尼墮法第八十七與白衣外道女尼衣戒。

著して行きぬ。諸比丘尼見て問うて言はく、「汝獨五新衣を得つゝ何の故にか著せざる」。答へて言はく、「我先に用ひて和尚に供養せしに、和尚復還されざるなり」。諸比丘尼は旃荼修摩那を訶責すらく、「云何が弟子新衣を得て先に以て供養せるに便ち復還さゞる」。諸長老比丘尼、事を以て佛に白すに、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、新衣を得て先に以て供養せんに、便ち復還さゞらんには波逸提なり」と』。若し比丘尼、新衣を得て彼比丘尼に供養せんに、彼比丘尼は應に一日著すべく、若し更に著せしめんには復應に爲に著して主意の久近に隨ふべく、若し限を過ぎんに波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

一四八 爾の時比丘尼あり僧分衣するを遮し、餘比丘尼之を待ちて坐禪行道を妨げぬ。諸長老比丘尼訶責すらく、「云何が比丘尼、僧分衣するを遮せる」。種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、僧一四九分衣するを遮せんに波逸提なり」。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは病みて往くを得ず、若しは聞かざらんには不犯なり。

一五〇 爾の時一下座比丘尼あり未成衣を得たるも、知識少く自ら作るを知らざりければ、持して偸羅難陀比丘尼所に至りて作らんことを求めしに、答へて言はく、「我多事にして汝の爲に作るを得ず」。復持して餘の比丘尼所に至るに、餘の比丘尼爲に作し成じぬ。偸羅難陀問うて言はく、「誰か汝の爲に作れる、取り來れ、如法たりや不やを看ん」。卽ち以て之に示すに便ち言はく、「此衣如法ならざれば可しく速に撤壞すべし、我更に汝の爲に作らん」彼卽ち撤壞して持し往きしに便ち爲に作らず、彼比丘尼成ずるを得ること能はざりければ麁弊衣を著して行き、所壞の衣段は屋上に曬せり。爾の時火を失して火の爲に燒かれ、風吹いて白衣の屋上に墮ちて諸家に延燒せり。白衣は火、比丘尼住處よ

【一四七】五新衣。比丘は三衣、比丘尼は五衣受持すべきなり。五衣は本律(卅九)には三衣と覆肩衣と雨浴衣とあり。諸律五衣不同なり。律部十、註(三〇の八七)雨衣下參照。

【一四八】尼墮法第八十四遮分衣戒。僧祇律にのみ缺く。

【一四九】分衣(Cīvaravibhaṅga)。

【一五〇】尼墮法第八十五縫衣過五日不成戒。有部・僧祇に缺く。

餘は上に說けるが如し。

[一四二]爾の時諸比丘尼は比丘と與に獨街巷中にて共立耳語して、伴比丘尼を遣して遠く去らしめぬ。諸居士譏呵し……長老比丘尼聞いて種々に呵責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘と與に獨街巷中にて共立耳語し、伴比丘尼を遣して遠く去らしめんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[一四三]爾の時諸比丘尼は白衣及び外道と與に獨街巷中にて共立耳語し、伴比丘尼を遣して遠く去らしめぬ。居士見て譏呵し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが汝如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣及び外道と與に獨街巷中にて共立耳語し、伴比丘尼を遣して遠く去らしめんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[一四四]爾の時諸比丘尼は裸形にて洗浴せしに、諸白衣見て圍遶して調笑せり。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、裸形にて洗浴せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは人を遮して來らしめず、若しは屛處にて浴し、若しは樹若しは衣物にて障へたるには皆不犯なり(八十)

[一四五]爾の時諸比丘尼は水浴衣を離れて行き、何物を著けて浴す(べき)かを知らざりき。諸長老比丘尼見て種々に呵責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん…… 亦上に說けるが如し…… 今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水浴衣を離れて行かんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは染め・浣ひ・打ち、若しは火燒、若しは水漂及び壞せるには不犯なり。

[一四六]爾の時掬茶修摩那比丘尼の弟子は獨[一四七]五新衣を得て和尚に白して言さく、「我が爲に先に著して我をして福を獲せしめられんことを」。和尚既にして著して便ち復還さざりければ、弟子は弊衣を

外道露處共立共語戒。

【一四二】尼墮法第七十九街巷中與比丘共立耳語戒。四分・巴利・僧祇になし。

【一四三】尼墮法第八十街巷中與白衣外道共立耳語戒。僧祇律にのみ缺く。

【一四四】尼墮法第八十一裸形洗浴戒。僧祇律にのみ缺く。

【一四五】尼墮法第八十二離水浴衣行戒。本律のみにあり餘律になし。

【一四六】尼墮法第八十三不還先供養新衣戒。本律のみにして餘律になし。

く沙門の法を破れり」』。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、腋下・隱處[一三七]の毛を剃らんに波逸提なり」と』。若し剃らんに刀刀に波逸提、式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し爲に瘡を生じて剃るを須ゐんに、若しは人强捉して剃らんには皆不犯なり。

[一三八]爾の時諸比丘尼は比丘と與に獨屛處に共立・共語して染著心を生じ、遂に反俗し外道と作る者ありき。諸白衣見て是言を作さく、「此比丘比丘尼は獨屛處にて共立共語せり、必らず婬欲事を說けるならん、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼見聞して種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘と與に獨屛處にて共立共語せんに波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは衆多比丘尼と一比丘、若しは八難時には不犯なり。

[一三九]爾の時諸比丘尼は白衣及び外道と與に獨屛處にて共立、共語して、身體を摩觸し麁惡婬欲語を說き或は强逼して婬欲事を作さしむることを致せり。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣及び外道と共に屛處に共立共語せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[一四〇]爾の時諸比丘尼は比丘と與に獨露處にて共立共語して染著心を生じ、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘と與に獨露處にて共立共語せんに波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[一四一]爾の時諸比丘尼は白衣及び外道と與に獨露處にて共立共語して、身體を摩觸し……せしむることを致し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、白衣及び外道と與に獨露處にて共立共語せんに波逸提なり」と』。

【一三七】腋下隱處(samādha) 兩腋(ubho upakacchakā)と小便道(muttakaraṇa)となり。
【一三八】尼墮法第七十五與比丘共立共語戒。四分・巴利になし。
【一三九】尼墮法第七十六與白衣外道共立共語戒。
【一四〇】尼墮法第七十七與比丘露處共立共語戒、四分・巴利・僧祇になし。
【一四一】尼墮法第七十八與白衣

摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

〔一三二〕爾の時諸比丘尼は或は一指……乃至五指を以て女根中に內れて洗ひ、肉を傷け血出で此を以て病を致せり。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水を以て女根を洗はんに波逸提なり」と』。佛既に洗ふことを聽したまはず、便ち臭穢不淨にして熱時には蟲を生じければ、〔一三三〕波闍波提比丘尼は五百比丘尼と倶に佛所に至り佛に白して言さく、「世尊、我等女人は形體臭穢にして正しく〔一三四〕水洗に賴れば願はくは聽許せられんことを」。佛、諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼に水を以て作淨することを聽す」と。佛既に聽したまひ已るに復前法の如くせり。諸比丘尼見て種々に訶責し……乃至諸比丘に告げたまはく……亦上に說けるが如し……『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、水を以て女根を洗はんに、應に〔一三五〕二指を用ひて一節を齊るべし、若し過ぎんには波逸提なり」と』。式叉摩那、沙彌尼は突吉羅なり。若し根內に瘡を生じ、若しは蟲ありて入り、若しは草石入りて指を用ひんには一節を過ぐるも不犯なり。

〔一三六〕爾の時諸比丘尼は腋下と隱處との二處の毛を剃り愛欲心を生じ、遂に反俗し外道と作る者ありき。時に偸羅難陀も亦自ら隱處毛を剃りしに、其主人家の嫁女(及び)女は之を見んと欲し、便ち信を遣して呼ばしむるに比丘尼即ちに往きぬ。時に家にて女の爲に浴を作せしに、女言はく、「先に比丘尼をして浴せしめよ」。即ち呼びて浴せしめんとせしに、答へて言はく、「我れ浴を須ゐず」。諸女人便ち强ひて衣を脫して浴せしめ、其の隱處毛を剃れるを見るに因みて即ち問ふらく、「阿姨、何の故にか此を剃れる」。便ち反問して言はく、「汝等は何を以てか之を剃れる」。諸女言はく、「我れ男子の爲の故なり」。比丘尼言はく、「我も亦是の如し」。諸女便ち譏訶して言はく、「此等は常に欲を毀呰しつつ而も今是の如きの事を作して梵行を修せず、何ぞ還俗して自ら五欲を恣にせざる、沙門の行な

---

ttikā (粘土)の四種を列ぬ。

【一三二】尼墮法第七十三過二指節水淨戒。僧祇律にのみ缺く。

【一三三】波闍波提 (Mahāpajāpatī Gotamī)。

【一三四】水洗(udakasuddhika)。水淨なり。

【一三五】二指一節(dvaṅgulapabbaparamaṃ)。然るに巴利註釋には(dvinnaṃ aṅgulānaṃ dve pabbaparamā (兩指もて兩節を齊る)とせり。四分律には兩指各一節とし、十誦・有部は二指節、僧祇は兩指一節とす。

【一三六】尼墮法第七十四剃隱處毛戒。僧祇律にのみ缺く。

り』。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、蒜[一二六]を噉はんに波逸提なり」と』。若し生蒜を噉はんに[一二七]咽咽に波逸提、熟蒜を噉はんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し病時に噉ひ、强力に伏せ(られ)て噉はしめ(られ)んには不犯なり。

[一二八]爾の時諸比丘尼は手を以て女根を拍ち愛欲心を生じ、遂に反俗し外道と作る者ありき。偸羅難陀亦手を以て女根を拍ち、女根大に腫れて復行くこと能はず、弟子爲に常供養家に到りて云はく、「師病めり、爲に食を索む」と。彼卽ち之に與へしに、其家の婦女尋ね來り問訊して言はく、「阿姨、患苦する所何ぞ」。答へて言はく、「我病めり」。又問ふ、「是れ何等の病なりや、同じく是れ女人なるに何ぞ以て道はざる」。便ち具に事を以て答ふるに、是に於て諸女譏訶して言はく、「此等は常に欲・欲想・欲熱・欲覺を毀呰せるに而も今此の如きの事を作せり、何ぞ道を罷めて五欲の樂を受けざる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、手を[一二九]以て女根を拍たんに波逸提なり」と』。若し手を以て拍たんに拍々に波逸提、不淨を出さんに偸羅遮なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。(七十竟る)

[一三〇]爾の時諸比丘尼、胡膠を用ひて男根を作り、女根中に內れて愛欲心を生じ遂に反俗し外道と作る者ありき、復一比丘尼あり作りて脚根に繫著して女根中に內れぬ。時に一式叉摩那、油を煎じて火を失し屋を燒きしに、彼比丘尼惶怖して解くを忘れ脚に著けたるまゝ外に出でぬ。諸の救火人見て問うて言はく、「阿姨、脚邊なるは何等なりや」。具に實を以て答ふるに、卽ち便ち譏訶し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[一三一]男根を作り女根中に內れんに波逸提なり」と』。不淨を出さんに偸羅遮なり。式叉

比丘尼不共の戒條なり。

【一二三】比丘廣律には前註(八七)の如く第三十六條の奪畜生命を缺ける故に以上にて六十八事とするも、宋・元・明・宮本の如くに六十九事竟るとすべきなり。よりて諸律出沒の對照上、以下は本文の記數よりも一條づゝを增せり。

【一二四】尼墮法第七十條食蒜戒。四分第七十條、羅什譯(推定)十誦比丘尼戒本第七十三條、十誦第七十二條、有部第七十三條、僧祇第八十條、巴利は第一條なるも其實第七十一條なり。四分・巴利は偸羅難陀を緣となす。諸律にはその名を出さず。

【一二五】空噉。他の可食物と合はせずしてそのまゝ噉ふなり。

【一二六】蒜(lasuṇa=māgadha-ka)。

【一二七】咽咽にとは、咽みくだす每に(ajjhohāre ajjhohāre)又は一口々々にとの意なり。

【一二八】尼墮法第七十一拍根戒。僧祇律にのみ缺く。僧祇になし。

【一二九】talaghātaka pācittiya ti.

【一三〇】尼墮法第七十二胡膠作根戒。僧祇律にのみ缺く。

【一三一】jatumaṭṭhaka。巴利律註釋には jatu(樹脂), kaṭṭha(木), piṭṭha(麥粉), ma-

(60)「若し[一二四]比丘尼、斷事の時、如法に與欲し竟りて後更に訶せんに波逸提なり」。(六十竟る)
(61)『若し[一二五]比丘尼、「諸比丘尼は知識に隨うて僧物を廻らし與ふ」、と是語を作さんに波逸提なり』。
(62)「若し[一二六]比丘尼、比丘、比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼と與に衣を淨施しつゝ、强ひて奪ひ取らんに波逸提なり」。(63)「若し[一二七]比丘尼、他請を受けつゝ、食前・食後に行いて諸家に到り、餘の比丘尼に近づき白せざらんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、衣時なり、是を因緣と名く」。(64)「若し[一二八]比丘尼、兜羅を以て坐臥具に貯へんに波逸提なり」。(65)「若し[一二九]比丘尼、自ら坐臥繩牀・木牀を作らんに、足應に高きこと修伽陀八指なるべきなり、陛孔に入れるを除く、若し過ぎんに波逸提なり」。(66)「若し[一三〇]比丘尼、骨・牙・角を用ひて針筩を作らんに波逸提なり」。(67)「若し[一三一]比丘尼、修伽陀衣量の衣を作り、若し過ぎんには波逸提なり。修伽陀衣量とは、長さ九修伽陀搩手、廣さ六搩手なり、是を修伽陀衣量と名く」。(68)「若し[一三二]比丘尼、檀越にして僧に與へんと欲する物なるを知りつゝ、廻らして餘人に與へんに波逸提なり」[一三三]。(六十八竟る)

[一三四]爾の時諸比丘尼は中前・中後に生・熟の蒜を噉ひ、若しは[一三五]啖噉し、若しは食に合せて噉ひて房舍(隨)處に臭かりき。諸居士來り看て蒜臭を聞き譏訶して言はく、「正に白衣家の作食處に似たり」。復、諸比丘尼あり長者家に至りしに、長者は蒜を噉へる臭を聞いて便ち語げて言はく、「阿姨、遠く去れ、口中蒜臭し」。諸比丘尼羞恥せり。復、一賣蒜人あり諸比丘尼に蒜を與へんことを請じ、此を以て貧を致して飲食繼がざりければ家人語げて言はく、「若し我に食を與ふる能はざらんには我を放ちて去らしめ、汝自ら長く比丘尼の與に奴と作れ」。隣人之を聞いて訶して言はく、「汝が家は自ら食なきなり、何ぞ諸比丘尼に豫らん」。具に事を以て答ふるに、佛法を信樂せざる者あり語げて言はく、「汝は比丘尼に親近せるに由るが故に此の如きの苦を致せり、若し復親近せんに方に當に是より劇しかるべし。此等出家は本解脫を求めしに而も今美味に貪著せり、沙門の行なく沙門の法を破れ

出聚落戒。本律註(九の五七)參照。
【一二一】尼墮法第五十八不染壞著新衣戒。本律註(九の五九)參照。
【一二二】識。宋・元・明・宮本には諸となす。
【一二三】尼墮法第五十九藏他鉢戒。本律註(九の六三)參照。
【一二四】尼墮法第六十與欲後悔戒。本律註(九の六八)參照。
【一二五】尼墮法第六十一諍廻衆利物戒。本律註(九の七二)參照。
【一二六】尼墮法第六十二不問輒著衣戒。本律註(九の七八)參照。
【一二七】尼墮法第六十三食前食後至餘家戒。本律註(九の九〇)參照。
【一二八】尼墮法第六十四兜羅貯褥戒。本律註(九の九八)。
【一二九】尼墮法第六十五過量牀脚戒。本律註(九の一〇一)參照。
【一三〇】尼墮法第六十六骨牙角針筒戒。本律註(九の一〇六)參照。
【一三一】尼墮法第六十七過量作衣戒。本律註(九の一二四)參照。
【一三二】尼墮法第六十八廻僧物餘人戒。本律註(九の一二八)參照)。以上にて比丘と共ずる墮法竟り、次の食蒜戒以下は

の持法持律者に問ふべし」と是語を作さんに波逸提なり』。(47)[九九]『若し比丘尼、說戒時に是語を作さん、「我今始めて是法半月(半月)布薩戒經中に說かるゝを知りぬ」と。諸比丘尼は是比丘尼已に再三に說戒中に坐せるを知らんに、是比丘尼は知らざるを以ての故なりとて脫るゝを得ず、[一〇〇]所犯の罪に隨うて如法治し、應に其不知を訶すべきなり、「汝の所作不善なり、說戒時に一心聽せず、心中に著せざらんとは」と。(訶し已らんに)波逸提なり』。(48)[一〇一]「若し比丘尼、賊と期して道行を共にし此聚落より彼聚落に到らんに波逸提なり」。(49)[一〇二]「若し比丘尼、男子と期して道行を共にし此聚落より彼聚落に到らんに波逸提なり」。(50)[一〇三]「若し比丘尼、無病に炙らんが爲の故に自ら火を然し若しは人をして然さしめんに波逸提なり」。(五十竟る)

(51)[一〇四]「若し比丘尼、若しは寶若しは寶等物にして、若しは自ら取り若しは人をして取らしめんに、僧坊內及び宿處を除きて波逸提なり。若し僧坊內及び宿處にて寶・寶等物を取らんに、後に主ありて索めんに應に還すべきなり、是事應爾なり」。(52)[一〇五]「若し比丘尼、半月內に浴せんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは病時・作時・行路時・風雨時・熱時なり、是を因緣と名く」。(53)[一〇六]「若し比丘尼、瞋の故に手を以て比丘尼に擬せんに波逸提なり」。(54)[一〇七]「若し比丘尼、瞋の故に比丘尼を打たんに波逸提なり」。(55)[一〇八]「若し比丘尼、故に比丘尼を恐怖せしめんに波逸提なり」。(56)[一〇九]「若し比丘尼、無根僧伽婆尸沙を以て比丘尼を謗らんに波逸提なり」。(57)[一一〇]『若し比丘尼、彼比丘尼に語ぐらく、「共に諸家に到り汝に多美飮食を與へん」と。既にして到り與へずして、「汝去れ、汝と共に若しは坐し若しは語ることを樂はず、我獨坐し獨語するを樂ふ」と、是語を作して惱まさしめんと欲せんに波逸提なり』。(58)[一一一]「若し比丘尼、新に衣を得んに應に三種色にて[一一二]識を作すべし、若しは青・若しは黑・若しは木蘭なり。若し三色を以て識を作さゞらんに波逸提なり」。(59)[一一三]「若し比丘尼、戲笑の爲の故に比丘尼の若しは衣若しは鉢若しは坐具針筩の是の如きの一々生活具を藏し、若しは人をして藏せしめんに波逸提なり」。

事戒。本律註(八の一二八)參照。

【九七】尼墮法第四十五請食過受戒。本律註(八の一三七)參照。

【九八】尼墮法第四十六拒勸學戒。本律註(八の一四七)參照。

【九九】尼墮法第四十七不尊重布薩戒。本律註(九の二)參照。

【一〇〇】本文に隨所犯罪如法治應訶其不知汝所作不善說戒時不一心聽不著心中波逸提とあり、こゝに汝の一字あるを以て、本律註(九の七)にも汝の一字を補ひしなり。

【一〇一】尼墮法第四十八與賊期行戒。本律註(九の一二)參照。

【一〇二】尼墮法第四十九與男期行戒。本律註(九の一九)參照。

【一〇三】尼墮法第五十露地燃火戒。本律註(九の二三)參照。

【一〇四】尼墮法第五十一捉寶戒。本律註(九の二六)參照。

【一〇五】尼墮法第五十二半月浴戒。本律註(九の三六)參照。

【一〇六】尼墮法第五十三瞋打比丘戒。本律註(九の四五)參照。

【一〇七】尼墮法第五十四搏比丘戒。本律註(九の四六)參照。

【一〇八】尼墮法第五十五恐怖他戒。本律註(九の四八)參照。

【一〇九】尼墮法第五十六無根僧殘謗他戒。本律註(九の五四)參照。

【一一〇】尼墮法第五十七瞋恚

く道を障ふと說きたまへり。汝、是惡邪見を捨てよ」と。是の如く諫むるも堅持して捨てさらんに應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てさらんには波逸提なり』。(34)[八五]「若し比丘尼、是比丘尼の如法悔せず惡邪見を捨てざるを知りつゝ、共語・共坐・共宿・共事せんに波逸提なり」。(35)[八六]「若し沙彌尼、是語を作さん、「我が如きは佛所說を解せり、若し五欲を受くるとも道を障ふる能はず」と。諸比丘尼、是沙彌尼に語げん、「汝、是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふること莫れ、佛は五欲障道は實に能く道を障ふと說きたまへり。汝、沙彌尼よ是惡邪見を捨てよ、」と。是の如く教ふるも堅持して捨てさらんに應に第二第三教ぐべし。第二第三教して是事を捨てんには善し、若し捨てさらんに諸比丘尼は應に是沙彌尼に語ぐべし、「汝、出で去れ、今より佛は是れ我師なりと言ふこと莫れ、諸比丘尼の後に在りて行くこと莫れ、餘の沙彌尼の如きは諸比丘尼と共に二宿するを得るも、汝に亦是事なし。癡人出で去れ滅し去れ、此中に住すること莫れ」と。若し比丘尼、如法に擯せる沙彌尼なるを知りつゝ、畜使して共住・共語せんに波逸提なり』。[八七](36)[八八]『若し比丘尼、故に比丘尼をして疑悔を生ぜしめて、「是比丘尼をして乃至少時にも惱まさしめん」と是念を作さんに波逸提なり』。(37)[八九]「若し比丘尼、僧斷事の時與欲せずして起ち去らんに波逸提なり」。(38)[九〇]「若し比丘尼、比丘尼を擊攊せんに波逸提なり」。(39)[九一]「若し比丘尼、水中にて戲れんに波逸提なり」。(40)[九二]「若し比丘尼、男子と同室に宿せんに波逸提なり」。(四十竟る)

(41)[九三]「若し比丘尼、飮酒せんに波逸提なり」。(42)[九四]「若し比丘尼、師を輕んぜんに波逸提なり」。(43)[九五]『若し比丘尼、自ら地を掘り若しは人をして掘らしめて「是を掘れ」と言はんに波逸提なり』。(44)[九六]『若し比丘尼、共に諍ひ已りて默聽して、「諸比丘尼の所說を我當に憶持すべし」と是念を作さんに波逸提なり』。(45)[九七]「若し比丘尼、四月自恣請を受けて是を過ぎて受けんに、更請・自送請及び長請を除き波逸提なり」。(46)[九八]『若し比丘尼、數々犯罪し諸比丘尼如法に諫めんに、「我れ是戒を學せず、當に餘比丘尼

【八三】 尼墮法第三十二觀軍陣戒。本律註(八の五六)參照。
【八四】 尼墮法第三十三惡見違諫戒。本律註(八の五七)參照。
【八五】 尼墮法第三十四隨擧比丘戒。本律註(八の六九)參照。
【八六】 尼墮法第三十五隨擯沙彌戒。本律註(八の七三)參照。
【八七】 宋・元・明・宮本には第三十六條を若比丘尼故奪畜生命波逸提とし、以下一條づゝ條數に相違を來せり。これ麗本に遺落せるもの、今本文のまゝに條數を記せるも、常に一條づゝを加へて實際の條數とすべきなり。奪畜生命戒は本律註(八の七七)參照。
【八八】 尼墮法第三十六疑惱比丘尼戒。本律註(八の八三)參照。
【八九】 尼墮法第三十七默然起去戒。本律註(八の八九)參照。
【九〇】 尼墮法第三十八擊攊他戒。本律註(八の九三)參照。
【九一】 尼墮法第三十九水中戲戒。本律註(八の九五)參照。
【九二】 尼墮法第四十與男子同宿戒。本律註(八の一〇〇)參照。
【九三】 尼墮法第四十一飮酒戒。本律註(八の一〇九)參照。
【九四】 尼墮法第四十二輕師戒。本律註(八の一二〇)參照。
【九五】 尼墮法第四十三掘地戒。本律註(八の一二三)參照。
【九六】 尼墮法第四十四屛聽諍

なり』。(17)[六八]『若し比丘尼、他の先に臥具を敷けるを知りつゝ、後に來り强ひて自ら敷き若しは人をして敷かしめて、「若し樂まざる者は自ら當に出で去れ」と、是念を作さんに波逸提なり』。(18)[六九]「若し比丘尼、僧の重閣上にて尖脚縄牀・木牀に力を用ひて坐臥せんに波逸提なり」。(19)[七〇]「若し比丘尼、水に蟲あるを知りつゝ若しは取りて泥に澆ぎ、若しは飲食諸用せんに波逸提なり」。(20)[七一]「若し比丘尼、數々食せんに因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時なり、是を因緣と名く。(二十竟る)

(21)[七二]「若し比丘尼、別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時・作衣時・行路時・船上行時・大會時なり、是を因緣と名く」。(22)[七三]「若し比丘尼、無病に施一食處にて過一食せんには波逸提なり」。(23)[七四]「若し比丘尼、白衣家に到り、自恣に多く飲食若しは䴵若しは麨を與へんに、若し其家に住して食せざらんには二三鉢を須ゐんに應に受けて外に出づべく、應に餘比丘尼と共に食すべし。若し無病に是を過ぎて受け及び餘比丘尼と共に食せざらんに波逸提なり」。(24)[七五]「若し比丘尼、食し竟るに殘食法を作さずして食せんに波逸提なり」。(25)[七六]「若し比丘尼、比丘尼の食し竟れるを知りつゝ殘食法を作さずして强ひて勸めて食せしめ他をして犯ぜしめんと欲せんに波逸提なり」。(26)[七七]「若し比丘尼、食を受けずして口中に著れんに、食を嘗むると楊枝及び水とを除き波逸提なり」。(27)[七八]「若し比丘尼、非時食せんに波逸提なり」。(28)[七九]「若し比丘尼、殘宿食を食せんに波逸提なり」。(29)[八〇]「若　比丘尼、食家中に男子と與に屏處に坐せんに波逸提なり」。(30)[八一]「若し比丘尼、軍發行を觀ぜんに波逸提なり」。(三十竟る)

(31)[八二]「若し比丘尼、因緣ありて軍中に到り乃し二三宿に至らん、若し過ぎんに波逸提なり」。(32)[八三]「若し比丘尼、因緣ありて軍中に到り二三宿せんに、軍陣合戰を觀ぜんには波逸提なり」。(33)[八四]「若し比丘尼、是語を作さん「我が如きは佛所說を解せり、障道の法も道を障ふる能はず」と。諸比丘尼、是比丘尼に語げん、「汝、是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふること莫れ、佛は障道の法は實に能

【六八】尼墮法第十七强敷坐戒。本律註(六の八三)參照。
【六九】尼墮法第十八閣上尖脚牀坐戒。本律註(六の八七)參照。
【七〇】尼墮法第十九飲用蟲水戒。本律註(六の九八)參照。
【七一】尼墮法第二十數々食戒。本律註(七の五三)參照。
【七二】尼墮法第二十一別請衆食戒。本律註(七の七五)參照。
【七三】尼墮法第二十二過一宿食戒。本律註(七の八九)參照。
【七四】尼墮法第二十三食過受戒。本律註(七の九三)參照。䴵は麥の粉製の餅なり。
【七五】尼墮法第二十四不作餘食法戒。本律註(七の一〇三)參照。
【七六】尼墮法第二十五勸足食戒。本律註(七の一一五)參照。
【七七】尼墮法第二十六不受食戒。本律註(七の一二〇)參照。
【七八】尼墮法第二十七非時食戒。本律註(八の二)參照。
【七九】尼墮法第二十八殘宿食戒。本律註(八の一五)參照。
【八〇】尼墮法第二十九食家屏處坐戒。本律註(八の四四)參照。
【八二】尼墮法第三十觀軍陣戒。本律註(八の四七)參照。
【八三】尼墮法第三十一軍中過三宿戒。本律註(八の四九)參照。

ゝ廻らして餘人に與へんに波逸提なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり』、(1)[五二]「若し比丘尼故妄語せんに波逸提なり」。(2)[五三]「若し比丘尼、比丘尼を毀呰せんに波逸提なり」。(3)[五四]「若し比丘尼、兩舌して比丘尼を鬪亂せんに波逸提なり」。(4)[五五]「若し比丘尼、男子の爲に法を說いて若し五六語を過ぎんに、別に好惡語を知る女人あるを除き波逸提なり」。(5)[五六]「若し比丘尼、僧如法に斷事し已れるを知りつゝ還更に發起せんに波逸提なり」。(6)[五七]「若し比丘尼、未受具戒女人に經を敎へて並誦せんに波逸提なり」。(7)[五八]「若し比丘尼、未受具戒女人と與に同室宿して二夜を過えんに波逸提なり」。(8)『若し[五九] 比丘尼、未受具戒女人に向うて自ら過人法を得たりと說いて言はく、「我れ是の如くに知り是の如くに見たり」とて、實ならんには波逸提なり』。(9)[六〇]「若し比丘尼、比丘尼の麁罪を知りて未受具戒女人に向うて說かんに、僧羯磨せるを除き波逸提なり」。10[六一]『若し比丘尼是語を作さく、「何ぞ是の雜碎戒を用ひて爲せん」とて、是戒を說く時人をして憂惱せしめんとて是の如くに戒を毀呰することを作さんには波逸提なり』。

(十事竟る)

(11)[六二]『若し比丘尼、自ら鬼村を伐り、若しは人をして伐らしめんとて「是を伐れ」と言はんに波逸提なり』。(12)[六三]「若し比丘尼、故に問に隨うて答へざらんに波逸提なり」。(13)[六四]「若し比丘尼、僧所差人を謗說せんに波逸提なり」。(14)[六五]「若し比丘尼、露地に於て自ら僧臥具を敷き、若しは人をして敷かしめ、若しは他の敷けるに若しは坐し若しは臥しつゝ、去る時自ら擧げず人をして擧げしめず、擧ぐることを囑せざらんに波逸提なり」。(15)[六六]「若し比丘尼、僧房内に於て自ら僧臥具を敷き、若しは人をして敷かしめ、若しは他の敷けるに若しは坐し若しは臥しつゝ 去る時自ら擧げず人をして擧げしめず、擧ぐることを囑せざらんに波逸提なり」。(16)[六七]『若し比丘尼、瞋り喜ばずして僧房中より自ら比丘尼を牽き出し、若しは人をして牽かしめて「出で去れ滅し去れ、此中に住する莫れ」と、是語を作さんに波逸提

【五二】尼墮法第一故妄語戒。本律註(六の三)以下及び本文參照。
【五三】尼墮法第二毀呰語戒。本律註(六の八)參照。
【五四】尼墮法第三兩舌語戒。本律註(六の一一)參照。
【五五】尼墮法第四與男說法戒。本律註(六の一四)與女說法戒參照。
【五六】尼墮法第五發諍戒。本律註(六の一九)參照。
【五七】尼墮法第六未具同誦戒。本律註(六の三六)參照。
【五八】尼墮法第七未具同宿戒。本律註(六の三八)參照。
【五九】尼墮法第八實得道戒。本律註(六の四二)參照。
【六〇】尼墮法第九說麤罪戒。本律註(六の四三)參照。
【六一】尼墮法第十輕呵戒。本律註(六の四八)參照。
【六二】尼墮法第十一壞生種戒。本律註(六の五七)參照。
【六三】尼墮法第十二異語惱他戒。本律註(六の六一)參照。
【六四】尼墮法第十三嫌罵知事人戒。本律註(六の六六)參照。
【六五】尼墮法第十四露敷僧物戒。本律註(六の七一)參照。
【六六】尼墮法第十五覆處敷僧物戒。本律註(六の七七)參照。
【六七】尼墮法第十六牽出房戒。本律註(六の八〇)參照。

し。

[四七] 爾の時諸比丘尼は多く器物を聚積して前・後・屋中の處々に皆有りき。遇火屋を燒き、諸物を韲出して極まり已むことあることなかりき。諸白衣は火を救ひ、見て問うて言はく、「此は是れ誰が物ぞ」。答ふ、「是れ諸比丘尼の物なり」。便ち譏訶して言はく、「此輩の大不吉利は無爲法中に於て出家して壞色割截衣を著しつゝ、而も器物を聚積せること王・大臣の如くなり。常に少欲知足を說きつゝ、而も今藏積して厭くことなし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、器物を藏積せんに尼薩耆波逸提なり」と』。[四八]「器物」とは、資生の器物にして、唯、酥・油・蜜・香・藥・醬・酢を盛るに各一瓶を畜ふるを聽す。又、釜・鍑・杓各一及び一小瓮の米食を盛るとを聽す。是を過ぎて畜へんに尼薩耆波逸提なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[四九] 爾の時諸比丘尼は多く鉢を聚積して、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、多く鉢を積聚せんに尼薩耆波逸提なり」と』。七種の鑢鉢を畜ふるを聽す、一は以て飲食を盛り、二は以て香を盛り、三は以て藥を盛り、四は以て殘食を盛り、五は以て唾を除き、六は以て除掃し、七は以て小便を除くなり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり、[五〇](捨墮竟る)

第二分の四 [五一] 尼律墮法の一

佛、舍衞城に在しき。爾の時優波離問ふらく、『佛世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘故妄語せんに波逸提なり」、……乃至、若し比丘、檀越にして僧に與へんと欲する物なるを知りつ

[四七] 尼捨墮法第二十九藏器物戒。此戒は四分第二十九條に存するのみ、餘律になし。

[四八] 器物。四分律戒文解釋には十六枚器を列ね、僧祇律尼薩耆第十四多積聚鉢戒戒文解釋には十六枚鉢を擧げたり。四分・僧祇の十六枚種類は大に相違す。律部十一、註(三七の四八)及びその本文參照。

[四九] 尼捨墮法第三十多積聚鉢戒。比丘の長鉢戒文は atirekapattaṃ dhāreyya……にして此戒文は……pattasannicayaṃ kareyya……なり。律部十一、註(三七の四五)參照。

[五〇] 聖語藏本は此處にて彌沙塞律第十一終とし、以下凡て斷缺す。

[五一] 尼律墮法。墮法とは單提又は波逸提(pācittiya)なり、律部九、註(一二の一)單提の下參照。四分・十誦は178條、巴利律は166條、有部律は180條、僧祇律は141條而して、五分廣律は207條、五分戒本は210條となす。

已に竟りぬ」。居士聞き已るに便ち譏訶して言はく、「我れ歡喜せず、何を以ての故に、前には布薩堂を作らんに最も第一たりと云ひつゝ、而も今云何が持用して作衣せる」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し丘丘尼、僧の爲に是事を爲さんとて一居士より乞ひつゝ而も餘用せんには尼薩耆波逸提なり」と』。若し發心して分たんと欲し、及び方便せんに皆突吉羅なり。是物應に僧に捨與すべく、一二三比丘尼に捨與するを得ず。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し是事の爲に乞ふと雖、櫝越にして後に自ら餘用を作さしめんには不犯なり。

[四四] 爾の時差摩比丘尼は露地に布薩し……乃至、蚊虻の爲に惱まされたること前に說けるが如し。諸比丘尼は布薩堂を作らんが爲の故に處々に乞索し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、僧の爲に是事を爲さんとて衆多居士より乞ひて、而も餘用せんには尼薩耆波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[四五] 爾の時差摩比丘尼に住止處なかりければ、一居士に詣りて語げて言はく、「我に住止處なければ我が爲に精舍を作せ」。居士答ふるに前の如くして便ち物を與へぬ。物を得已るに是念を作さく、「我衣は麤にして弊壞せり、當に用ひて之を作るべし、住處は自ら多ければ」。便ち用ひて作衣し、作衣し竟るに往いて居士に語ぐらく、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら是事の爲に一居士より乞うて、自ら餘用を作さんには尼薩耆波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如し。

[四六] 爾の時差摩比丘尼に住止處なかりければ、衆多居士より乞ひ、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、自ら是事の爲に衆多居士より乞うて、自ら餘用と作さんには尼薩耆波逸提なり」と』。餘は上に說けるが如

【四四】尼捨墮法第二十六爲僧諸處乞廻餘用戒。僧の爲に布薩堂等の價直を衆多居士より得つゝ餘事に廻用するなり。

【四五】尼捨墮法第二十七爲自乞廻餘用戒。住止處を作さんが爲に自ら一居士に乞うて得たる價直を以て餘事に廻用するなり。

【四六】尼捨墮法第二十八爲自諸處乞廻餘用戒、前條の一居士より乞へるを衆多居士に代へたるなり。

の恩を蒙りて罪厄を免るゝを得たり、今所須あらんに當に以て相奉ずべし」。便ち言はく、「我れ重衣を須う」。復言はく、「幾價の重衣を須うるや」。答へて言はく、「千錢價の衣を須う」。諸人便ち譏訶して言はく、「我曹官事に復五倍六倍を費え用ふと雖此價に及ばず。此輩常に少欲知足を說きつゝ而も今厭くことなし」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、…乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、重衣を乞はんに應に[三七]賤價直四大錢の者を取るべく、若し貴價衣を受けんに尼薩耆波逸提なり」と』。「重衣」とは、寒時衣なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[三八]爾の時偷羅難陀比丘尼は復波斯匿王に就て所著の輕衣を索め、黑離車比丘尼は諸離車より五百錢價の[三九]輕衣を索めければ、諸臣・諸人譏訶し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、輕衣を乞はんに應に[四〇]賤價直二大錢半の者を取るべく、若し貴價衣を受けんに尼薩耆波逸提なり」と』。「輕衣」とは、熱時服なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[四一]爾の時[四二]差摩比丘尼は舍衞城に到り露地に在りて布薩して、風雨塵土蚊虻の爲に惱まされければ、舊住比丘尼は一居士に語げて言はく、『今、比丘尼僧は露地に布薩して是の如く是の如きの惱あれば、佛所說の如くに若し僧に堂舍を施さんに最も第一たり、善い哉居士、可しく僧の爲に[四三]布薩堂を作るべし」。答へて言はく、「我れ多事にして自ら作るを得ざれば、今此物を以て阿姨に付へん、可しく共に料理すべし。作り竟らんに我に語げよ、我當に自ら往いて僧に施すべけん」。諸比丘尼既にして物を得已りて共に是議を作さく、「我等衣服弊壞せり、可しく此物を分ちて各用ひて之を作り、兼ぬるに露地布薩の惱を御ぐべし」。議し已るに便ち分ちて作衣し、作衣し竟りて居士に語げて言はく、「汝宜しく應に歡喜すべし、諸比丘尼の衣服弊壞したれば汝が所與の物分ちて作衣に用ひ、作衣

【三七】賤價直四大錢。賤價直はやすい價格といふよりも最高極限の意なり。卽ち最上四大錢、重衣價格の最上の齊限を賤價直といへり。四大錢は僧祇律によるに四羯梨沙槃、律部十一、註(三七の六一)參照。

【三八】尼捨墮法第二十四乞輕衣戒。諸律の戒順は前條に次ぐ。

【三九】輕衣(lahupāvuraṇa)。熱時に着する衣。

【四〇】賤價直二大錢半。律部十一、註(三七の六八)兩羯梨沙槃半の下參照。

【四一】尼捨墮法第二十五爲僧乞廻餘用戒。僧の爲に布薩堂等の價直を一居士より得つゝ餘事に廻用するなり。

【四二】差摩比丘尼(Sāmā)。以下の四條に於て巴利・有部・僧祇には凡てThullanandā(偷羅難陀)とし、十誦は諸比丘尼、四分には諸比丘尼及び安穩比丘尼とせり。

【四三】布薩堂(uposathāgāra)。說戒堂なり。

[二九]爾の時毘舍佉母は比丘尼僧に[三〇]遮月水衣を與へんことを請じ、信を遣して身量を求めしに、即ち皆之に與へしも唯[三一]偸羅難陀のみ與へざりければ、更に信を遣して索むるに答へて言はく、「我已に欲を離れて復月水なければ此衣を須ゐず」。毘舍佉母、衣を作り竟り信を遣して諸比丘尼に白さく、「衣已に竟りぬ、願はくは各來り取らんことを」。諸比丘尼皆往いて坐に就きしに、時に偸羅難陀は月水正に出でければ便ち先んじて衣を取り、諸比丘尼は次第して之を取るに衣少けて足らず下座の一人得ざりき。毘舍佉母問ふらく、「盡く衣を得たりや不や」。答へて言はく、「下座の一人得ず」。問ふ、「何を以ての故なりや」。答へて言はく、「偸羅難陀先に須ゐずと言ひて身量を付へざりしに、今便ち先んじて取り、是を以て足らざるなり」。毘舍佉母言はく、「云何が先には須ゐずと言ひつゝ、時に臨みて便ち取りて他をして得ざらしめたる」。諸長老比丘尼種々に訶責し、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し…… 今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、諸比丘尼が「汝、遮月水衣を取れ」と語ぐるに自ら「用ひず」と言ひつゝ、時に臨みて先んじて取らんに尼薩耆波逸提なり』。此衣は應に僧中に捨すべく、一二三比丘尼に與ふるを得ず。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。先に「用ひず」と言へりと雖最後に長ありて取らんには不犯なり。

[三二]爾の時[三三]偸羅難陀比丘尼は常に波斯匿王宮內に出入せしに、王言はく、「阿姨、若し所須あらんに我に就いて之を取れ」。便ち語げて言はく、「我れ[三四]重衣を須ふ」。王言はく、「後宮に就りて取れ」。即ち復言はく、「我れ王所著の[三五]欽婆羅を得んと欲す」。王即ち之に與へしに諸臣譏訶して言はく、「此比丘尼は無爲法中に於て出家して壞色割截衣を著しつゝ、而も今云何が乃し王所著の者を索むるや。王は惜むことなしと雖受者は自ら應に量を知るべきなり。此輩常に少欲知足を說きつゝ而も今厭くことなし、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。時に[三六]黑離車比丘尼は毘舍離の諸離車の爲に恭敬供養せられ、諸人若し官事あらんに能く爲に救解しければ歡喜して言はざるはなかりき、「我れ阿姨

【二九】　尼捨墮法第二十二先言不用後先取戒。四分第二十六條、僧祇第十六條なり。四分・五分は遮月水衣、僧祇は僧迦梨を條とす。巴利・十誦・有部になし。

【三〇】　遮月水衣（āvasathacīvara）。月經期の比丘尼の受用する衣。

【三一】　四分律には旃檀輸那とせり。

【三二】　尼捨墮法第二十三乞重衣戒。四分・十誦第二十九條、巴利第十一條、有部第三十二條、僧祇第十九條なり。

【三三】　巴利の戒緣は五分律と一致す。四分は迦羅と跋陀迦毗羅とし、十誦は達摩提那、有部は珠髻難陀、僧祇は跋陀羅沙門尼となす。

【三四】　重衣（garupāvuraṇa）。冬時に着する衣。

【三五】　欽婆羅　（kambala）。羊毛衣。

【三六】　黑離車比丘尼。離車族（Licchavi）より出家せる黑（Kāla）比丘尼。四分律にも此戒緣を出せり。

少に隨うて一々に尼薩耆波逸提なり。式叉摩那 沙彌尼は突吉羅なり。

[二五]爾の時諸比丘尼は [二六]非時衣を時衣と作して受け、諸客比丘尼は便ち衣を得ること能はざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、非時衣を時衣と作して受けんに尼薩耆波逸提なり」』と』。此衣應に僧に捨與すべく、一二三比丘尼に捨與すべからず。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[二七]爾の時一下座比丘尼あり知識少く、未成衣を得たるも之を作るを知らざりければ、持して諸比丘尼所に至り語げて言はく、「我は最下座にして知識少し、願はくは我が爲に作らんことを」。諸比丘尼言はく、「我事務多くして汝の爲に作るを得ざれば、汝可しく偸羅難陀所に至りて之に問むべし、彼に成衣多ければ或は汝と貿易せん」。彼比丘尼卽ち持し往いて偸羅難陀に問めしに、便ち成衣を以て之に易へぬ。彼比丘尼得已りて所住處に還り到るに、諸比丘尼問うて言はく、「汝、衣を得たりや不や」。答へて言はく、「得たり」。又問ふらく、「誰より得しや」。答へて言はく、「偸羅難陀より」。諸比丘尼言はく、「取り來れ、共に看ん」。便ち衣を出し示すに諸比丘尼言はく、「此衣は汝が衣に勝ること數倍、由來人能く彼が利を得る(もの)なきに、汝今忽に得たることゝ甚だ希有たり」。時に偸羅難陀は壁を隔て聞きて便ち彼比丘尼に語ぐらく、「我に衣を還し來れ、汝と貿へじ」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、……乃至、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、比丘尼 衣を貿へ、後に悔いて還し索めて得んには尼薩耆波逸提なり」と』。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若しは兩ながら悔い、若しは衣を得んに [二八]本要の如くならずして還し取らんには不犯なり。

卽ち鉢を乞うて得つゝも用ひずして還して更に餘物を乞ふなり)と第五條 aññaṃ Cetāpeyya(此を買うて彼を乞ふならば。卽ち蘇を買うて得つゝも用ひずして還さしめて更に油を買はしむるが如し)との二條とに分つ。僧祇律に此戒なし。

【二二】 偸羅難陀比丘尼。四分・巴利は同じ、十誦律は施越、有部律は珠髻難陀とせり。

【二三】 坐坫人。坫は店なり、販買人。

【二四】 比坫人。隣店の人。

【二五】 尼捨墮法第二十非時衣作時衣戒。四分第二十七條、巴利第二條、十誦第二十(時衣を非時分とす)第二十一(非時衣を時分とす)とに分ち、有部も第二十二・二十三條に分てり。僧祇に此戒なし。

【二六】 非時衣。律部八、註(八の二〇四)參照。

【二七】 尼捨墮法第二十一貿衣後瞋奪戒、四分第二十八條、巴利第三條、十誦第二十二條、有部・僧祇になし。

【二八】 本要。初めの約束。

ひ若しは人をして奪はしめて、「我に衣を還せ、汝に與へじ」是語を作さんに尼薩耆波逸提なり』。
12[一四]「若し比丘尼、檀越にして僧に與へんと欲する物なるを知りつゝ、廻らして以て己に入れんに尼薩耆波逸提なり」。(13)[一五]「若し比丘病尼まんに四種含消藥・酥・油・蜜・石蜜を服するを得、一たび受けて乃し七日に至らん、若し過ぎんに尼薩耆波逸提なり」。(14)[一六]「若し比丘尼、前後安居の十日未だ自恣に至らざるに急施衣を得んに、若し須ゐんには應に受けて乃し衣時に至るべし、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」。(15)[一七]「若し比丘尼、鉢未だ五綴に滿たずして更に新鉢を乞ひ、好の爲の故ならんに尼薩耆波逸提なり」。(16)[一八]「若し比丘尼、種々販賣して利を求めんに尼薩耆波逸提なり」と。(17)[一九]「若し比丘尼、金・銀及び錢を以て種々賣買せんに尼薩耆波逸提なり」。(18)[二〇]「若し比丘尼、自ら金銀及び錢を捉へ、若しは人をして捉へしめ、若し發心して受けんに尼薩耆波逸提なり」と。

[二一]爾の時[二二]偸羅難陀比丘尼は[二三]坐坫人より鉢を乞ひ、彼即ち鉢を買うて之に與へしに、既にして得て便ち言はく、「我復須ゐざれば可しく酥を以て施さるべし」。即ち復之に與へて所買の鉢を賣らんとせしに、[二四]比坫人見て語げて言はく、「汝、坫上物を賣りて活くるを得ざるか、乃し復販鉢人と作りて爲せん」。答へて言はく、「偸羅難陀は我より鉢を乞ひ、我買うて與へんと欲せしに彼復用ひずして更に我より酥を乞ひ、酥を以て之に與へしが故に此鉢を賣らんのみ」。諸人言はく、「乞人の法、應に乞ふ所に隨うて取むべきに、何に緣りてか既に得つゝ取らずして復餘物を索めたる。此輩常に少欲知足を說きつゝ而も今厭くことなし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて偸羅難陀比丘尼に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼先に是を乞ひ、既にして得つゝ用ひずして更に餘物を乞はんに尼薩耆波逸提なり」と』。更に乞ふことの多

[一四] 尼捨墮法第十二廻僧物戒。本律註(五の二一)及び律部八、註(一一の八九)の本文參照。
[一五] 尼捨墮法第十三長藥戒。本律註(五の八)及び律部八、註(一〇の一三〇)の本文參照。
[一六] 尼捨墮法第十四急施衣戒。本律註(五の五八)及び律部八、註(一一の五三)の本文參照。
[一七] 尼捨墮法第十五乞新鉢戒。本律註(五の六五)及び律部八、註(一〇の一〇五)以下參照。
[一八] 尼捨墮法第十六種々販賣戒。本律註(五の一〇六)及び律部八、註(一〇の六九)以下參照。
[一九] 尼捨墮法第十七用金銀戒。本律註(五の一一〇)及び律部八、註(一〇の三八)以下參照。
[二〇] 尼捨墮法第十八受畜錢寶戒。本律註(五の一一四)及び律部八、註(一〇の一)以下參照。
[二一] 尼捨墮法第十九乞鉢解繫戒。以下比丘と共ぜざる戒條なり。四分第十九條、有部第三十一條、十誦第二十五條、巴利律には第四條(aññam viññāpetvā aññam viññāpeyya 此を乞うて彼を乞ふならば、

(7)『若し[九]非親里居士・居士婦共に議すらく、「我當に各是の如き衣直を以て衣を作り某甲比丘尼に與へん」と。是比丘尼先に自恣請せ(られ)ざるに、便ち往いて居士・居士婦に問うて言はん、「汝各我が爲に是の如き衣直を以て衣を作らんとせしや不や」。答へて言はん、「是の如し」。便ち「善い哉居士・居士婦よ、可しく合して一衣と作して我に與ふべし」と言ひて、好の爲の故ならんに尼薩耆波逸提なり』。(8)『若し[一〇]は王若しは大臣・婆羅門・居士にして比丘尼の爲の故に使を遣して衣直を送りて比丘尼所に到らしめて言はん、「阿姨、彼王・大臣は此衣直を送れり、阿姨之を受けよ」と。是比丘尼言はん、「我應に衣直を受くべからず、若し淨衣を得んに當に手づから受持すべし」。使言はん、「阿姨、執事人ありや不や」。比丘尼即ち處を指示せんに、使便ち執事所に到り語げて言はん、「某王・大臣は此衣直を送りて某甲比丘尼と與へんとす、汝爲に受けて作れ」とて、取りて便ち之に與へんに、使既にして與へ已りて比丘尼所に還りて白言せん、「阿姨が示せる所の執事人に我已に與へ竟りぬ。阿姨、衣を須ゐんに便ち可しく往いて取むべし」と。是比丘尼二反三反執事所に到りて「我衣を須ゐん、我衣を須ゐん」と是言を作して若し得んには善し。若し得ざらんに四反五反六反執事前に到りて默然立せよ。若し得んには善し、若し是を過ぎて求め得んには尼薩耆波逸提なり。若し衣を得ざらんに應に使の來れる處に隨うて若しは自ら往き若しは信を遣して語言すべきなり、「汝、某甲比丘尼の爲に衣直を送りしに是比丘尼竟に得ざれば、汝自ら還し索めて失せしむること莫れ」と。是事應爾なり』。(9)[一一]「若し比丘尼、自ら行いて縷を喩ひ織師を雇うて衣を作らんに尼薩耆波逸提なり」。(10)若し[一二]居士・居士婦にして比丘尼の爲に織師をして織らしめて衣を作らんに、是比丘尼先に自恣請せ(られ)ざるに便ち織師の所に到りて是言を作さん、「汝知るや不や、此衣我が爲に作れるを。汝我が爲に好く織りて極緻廣ならしめよ、當に別に相報ゆべし」とて、後に若しは一食若しは一食直を與へて得んには尼薩耆波逸提なり』。(11)若し[一三]比丘尼、比丘尼に衣を與へ、後に瞋り喜ばずして若しは自ら奪

【九】尼捨墮法第七勸二人增價戒。本律註(四の九八)及び律部八、註(九の八五)の本文參照。

【一〇】尼捨墮法第八怱切索衣戒。本律註(四の九九)及び律部八註(九の八七)の本文參照。

【一一】尼捨墮法第九乞縷戒。本律註(四の一〇四)及び律部八、註(一一の三二)の本文參照。

【一二】尼捨墮法第十勸織戒。本律註(四の一〇六)及び律部、八、註(一一の四一)の本文參照。

【一三】尼捨墮法第十一瞋恚奪衣戒。本律註(四の一〇九)及び律部八、註(一一の一)の本文參照。

卷の第十二[一]

第二分の三　尼律　[二]捨墮法

佛、舍衛城に在しき。爾の時優波離は佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、三衣竟り迦絺那衣を捨し已るに、長衣乃し十日に至り、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり。……乃至、若し比丘、自ら金銀及び錢を捉へ若しは人をして捉へしめ、若し發心して受けんに尼薩耆波逸提なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、「應に二部僧持と作すべし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、(1)「[三]若し比丘尼、三衣竟り迦絺那衣を捨し已るに、長衣乃し十日に至り、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」。(2)「[四]若し比丘尼、衣竟り迦絺那衣を捨し已るに、五衣中若し一々衣を離れて宿して一夜を過ぎんに、僧羯磨せるを除き尼薩耆波逸提なり」。(3)「[五]若し比丘尼、衣竟り迦絺那衣を捨し已りて非時衣を得んに、若し須ゐんには應に受けて速に作りて受持すべきも、若し足せんには善し、若し足ぜざらんには更に得處あるに望めて具足し成ぜしめんとて乃し一月に至らん、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」。(4)「[六]若し比丘尼、非親里居士・居士婦より衣を乞はんに、因緣を除き尼薩耆波逸提なり。因緣とは、奪衣・失衣・燒衣・漂衣・壞衣なり、是を因緣と名く」。(5)「[七]若し比丘尼、奪衣・失衣・燒衣・漂衣・壞衣して非親里居士・居士婦より衣を乞ひ、若し居士・居士婦にして多く衣を與へんと欲せんに、是比丘尼應に二衣を受くべし、若し是を過ぎて受けんに尼薩耆波逸提なり」。(6)『[八]若し非親里居士・居士婦共に議すらく、「當に是の如きの衣直を以て衣を作りて某甲比丘尼に與へん」と。是比丘尼先に自恣請せ(られ)ざるに便ち往いて居士・居士婦に問うて言はん、「汝、我が爲に是の如きの衣直を以て衣を作らんとせしや不や」。答へて言はん、「是の如し」。便ち「善い哉居士・居士婦可しく是の如きの衣を作りて我に與へよ」と言ひて好の爲の故ならんに尼薩耆波逸提なり』。

【一】聖本には此處にて卷を分たず。

【二】捨墮法。三十尼薩耆波逸提法（tiṃsa nissaggiyā pācittiyā dhammā）なり。律部八、註（八の一）參照。有部律・西藏律には三十三條とし、兩律の戒順全く一致す。

【三】尼捨墮法第一長衣戒。本律註（四の一一）の本文及び律部八、註（八の四二・四三）以下參照。以下第十八條までは比丘戒と共通せり。

【四】尼捨墮法第二離衣宿戒本律。註（四の三二）及び律部八、註（八の八七）以下參照。

【五】尼捨墮法第三月望衣戒。本律註（四の四五）及び律部八、註（八の二〇一）以下參照。

【六】尼捨墮法第四乞衣戒。本律註（四の四九）及び律部八、註（九の二〇）以下參照。

【七】尼捨墮法第五過量受衣戒。本律註（四の九一）及び律部八、註（九の四一）の本文參照。

【八】尼捨墮法第六勸增衣價戒。本律註（四の九四）及び律部八、註（九の六四）の本文參照。

莫れ、是語を作すこと莫れ、「我れ佛を捨て、……乃至、彼に於て梵行を淨修せん」と。何を以ての故に、餘の沙門・婆羅門には戒を學することなく慚愧なければ、汝云何がして彼に於て梵行を修するを得ん。汝、是惡見を捨せよ、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん』と。是の如く諫むるも堅持して捨てざりければ、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、好みて他と共に鬪ひ、僧は其事を斷ぜんに便ち言はん、「我れ佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、戒を捨て、外道と作らん。餘の沙門・婆羅門も亦戒を學し亦慚愧あれば、我當に彼（かしこ）に於て梵行を淨修すべし」と。諸比丘尼語げて言はん、『汝、好みて他と共に鬪ふこと莫れ、是語を作すこと莫れ、「我れ佛を捨て、法を捨て、僧を捨てん」と。何を以ての故に、餘の沙門・婆羅門には戒を學することなく慚愧なければ、汝云何がして彼に於て梵行を修するを得ん。汝是惡見を捨せよ、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん』と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼は三諫し已るに僧伽婆尸沙を犯ず、悔過すべし』と。餘は上に說けるが如し。[七四]（僧殘竟る）

【七四】四分・巴利・五分・十誦の諸律は比丘尼僧殘法を十七條とするも僧祇律は十九條、有部律は二十條とせり。其等の戒條の出沒は律部十一、註（三七の二二）十九僧伽婆尸沙法の下參照。

諸比丘尼復言はん、「是語を作すこと莫れ、何を以ての故に、僧は汝の羸弱を見て汝等を輕易せしには不じ。汝等可しく相遠離して是の惡を作し、僧を觸惱する事を捨てよ、佛法中に於て增廣し安樂住を得ん」。と是の如く諫むるも堅持して捨てざらんには是比丘尼三諫にて僧伽婆尸沙を犯す、悔過すべし』と。……餘は上に說けるが如し。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[六九]爾の時　闡陀母[七〇]を修摩那と名けしが、人と爲り惡性なりければ時人遂に號して旃荼修摩那と爲せり。好みて他と共に鬪ひ、僧は其事を斷ぜるに便ち言へらく、「僧は愛・恚・癡・畏[七一]に隨へり」と。諸比丘尼語げて言はく、『汝好みて他と共に鬪ふこと莫れ、是語を作すこと莫れ、「僧は愛・恚・癡・畏に隨へり」と。何を以ての故に、僧は愛・恚・癡・畏に隨はざればなり。汝、是語を捨てよ、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん』と。是の如く諫むるも堅持して捨てざりければ、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、……亦上に說けるが如し。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼好みて他と共に鬪ひ、僧は其事を斷ぜんに便ち言はん、「僧は愛・恚・癡・畏に隨へり」と。諸比丘尼語げて言はん、『汝、好みて他と共に鬪ふこと莫れ、是語を作すこと莫れ、「僧は愛・恚・癡・畏に隨へり」と。何を以ての故に、僧は愛・恚・癡・畏に隨はざれば なり。汝等は是語を捨せよ、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん』と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼は三諫にて僧伽婆尸沙を犯す、悔過すべし』と。餘は上に說けるが如し。

[七二]爾の時　旃荼修摩那比丘尼[七三]は好みて他と共に鬪ひ、僧は其事を斷ぜるに便ち瞋恚して言はく、「我佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、戒を捨て、外道と作らん。餘の沙門・婆羅門も亦戒を學し亦慚愧あれば、我當に彼に於て梵行を淨修すべし」と。諸比丘尼語げて言はく、『汝、好みて他と共に鬪ふこと

【六九】　尼僧殘第十六說僧有愛有怖戒。四分第十七條、巴利・十誦・僧祇第十五條、有部第十四條なり。
【七〇】　闡陀母。四分律には黑、十誦律には迦羅、僧祇・有部は吐羅難陀、巴利律は Caṇḍakālī となす。
【七一】　愛・恚・癡・畏。律部八、註(七の一二一)隨愛隨瞋隨怖隨癡の下參照。
【七二】　尼僧殘第十七瞋恚自言捨三寶戒。四分第十六條、巴利・十誦第十四條、有部第十三條、僧祇第十九條なり。
【七三】　旃荼修摩那。四分律は六群比丘尼、十誦律は迦羅、有部律は黑色苾芻、僧祇律は釋種女母子、巴利律は Caṇḍakālī となす。

諸比丘尼復語げて言はん、「是語を作すこと莫れ、何を以ての故に、此中更に餘の二比丘尼の惡を作し僧を惱ませるなく、唯汝等あるのみ。可しく相遠離して是の惡を作し、僧を觸惱するの事を捨すべし、佛法中に於て增廣して安樂住するを得ん」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼三諫にて僧伽婆尸沙を犯す、悔過すべし』と。「更相に覆罪す」とは、若しは僧伽婆尸沙、若しは偸羅遮、若しは波逸提、若しは波羅提提舍尼、六七若しは突吉羅、若しは口を護らざるとなり。「僧を惱ます」とは、若しは布薩、若しは自恣、若しは諸羯磨なり、皆調達破僧中に說けるが如し。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六八 爾の時修休摩比丘尼は婆頗比丘尼と共に惡行を作し、惡名聲あり……乃至、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん」……亦上に說けるが如し。二比丘尼言はく、「我等惡行を作さず、亦衆僧を觸惱せざるに、僧は我等の羸弱を見て我を輕易するが故に是の如きの語を作すなり」と。諸比丘尼復言はく、「汝等是語を作すこと莫れ、何を以ての故に、僧は汝の羸劣を見て汝等を輕易せしに不ず、汝等自ら惡行を作し、衆僧を觸惱したればなり。可しく相遠離して是の惡を作し、僧を觸惱するの事を捨すべし、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざりければ、諸長老比丘尼は訶責し、……乃至、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん……亦上に說けるが如し……今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し二比丘尼して共に惡行を作し、惡名聲あり、更相に覆罪して衆僧を觸惱せんに、諸比丘尼語げて言はん、「汝、二比丘尼して共に惡行を行じ、惡名聲あり、更相に覆罪して衆僧を觸惱すること莫れ、汝相遠離して是の惡を作し、僧を觸惱することを捨せよ、佛法中に於て增廣して安樂住を得ん」と。二比丘尼言はん、「我等惡行を作さず、惡名聲なく、相覆罪せず、僧を觸惱せざるに、僧は我等の羸弱を見て我等を輕易するが故に是の如きの語を作すなり」と。

【六七】 本文に若突吉羅若不護口とあり。突吉羅(dukkaṭa)は惡作、不護口は惡說(dub-bhāsita)なり。

【六八】 尼僧殘第十五誹僧呵諫戒。四分第十五條、巴利・十誦第十七條、有部第十六條、僧祇第十八條なり、五分の戒緣は餘律と異るが如きもこれ文を略せるが故なり。即ち諸律には二の惡行比丘尼に共住を勸むるを制せるも、五分律は二惡行比丘尼を呵諫して別住せしめんとするに、二比丘尼は却つて比丘尼僧は他に同罪の比丘尼あるに拘はらず我等力弱きを輕易して特にかゝる處置をとりたるなれば別住する要なしと反抗し離ずるに緣れるなり。

過すべし」と』。

[六五]爾の時[六六]修休摩比丘尼・婆頻比丘尼は共に惡行を作して惡名聲あり、更相に覆罪して衆僧を觸惱せり。諸比丘尼語げて言はく、「汝等は惡行を作して惡名聲あり、汝、相遠離して是の惡を作し僧を觸惱するの事を捨せんに、佛法中に於て增廣して安樂住するを得ん」と。二比丘言はく、「我等は惡行を作さず惡名聲なし、亦衆僧を觸惱せず。此中更に餘の二比丘尼ありて共に惡行を作し、惡名聲あり、衆僧を觸惱せり」。諸比丘尼言はく、「汝等是語を作すこと莫れ、何を以ての故に、此中餘の二比丘尼ありて惡を作し僧を惱ませることなく、唯汝等あるのみなり。可しく相遠離して是の惡を作し僧を觸惱するの事を捨すべし、佛法中に於て增廣して安樂住するを得ん」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざりければ、諸比丘尼は事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて彼二比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に一比丘尼の彼二比丘尼と親善なる者をして往いて屛處に諫むべし。若し受けんには善し、若し受けざらんに應に衆多比丘尼往いて諫むべし。若し受けんには善し、若し受けざらんに應に比丘尼僧往いて諫むべし」と。諸比丘は教を受けて卽ち諸比丘尼に勅し、往いて諫むること三返せるも皆受けざりければ諸長老比丘尼は種々に訶責して事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて種々に遙に彼二比丘尼を訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し二比丘尼して共に惡行を作し、惡名聲あり、更相に覆罪して衆僧を觸惱せんに、諸比丘尼語げて言はん、「汝二比丘尼は惡行を作し、惡名聲あり、更相に覆罪して衆僧を觸惱せり、汝相遠離して是の惡を作し僧を觸惱するの事を捨せよ、佛法中に於て增廣して安樂住するを得ん」と。彼二比丘尼言はん、「我等惡行を作さず、惡名聲なく、相覆罪せず、僧を觸惱せじ。此中餘の二比丘尼ありて共に惡行を作して衆僧を觸惱せり」と。

【六五】尼僧殘第十四習近住相覆三諫不捨戒。四分第十四條、十誦・巴利第十六條、有部第十五條、僧祇第十七條なり。

【六六】修休摩・婆頗。四分律には蘇摩・婆頗、十誦律は達摩・曇彌、有部律は可愛・臨愛、僧祇は眞檀・欝多羅・巴利律はThullanandā比丘尼の二依止弟子とせり。

が持すべき』」佛言はく、「當に二部僧持と作すべし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘尼、惡性にして共語し難くし、諸比丘尼と與に同じく戒經を學しつゝ數々罪を犯じ、諸比丘尼は法の如く律の如くに其所犯を諫むるに答へて言はく、「阿姨、汝我が若しは好若しは惡を語ること莫れ、我亦好惡を以て汝に語げじ」。諸比丘尼復語げて言はく、「汝自ら我に不可共語を作すこと莫れ、汝當に諸比丘尼の爲に如法語を說くべく、諸比丘尼も亦當に汝の爲に如法語を說くべし。是の如くして展轉相敎へんに、轉相出罪して如來衆を成ぜん」。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、若し捨てざらんには、是比丘尼、三諫にて僧伽婆尸沙を犯ず、悔過すべし』と。

六四 優波離は又問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、聚落に依りて住して惡行を行じ他家を汙し……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、「當に二部僧持と作すべし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、聚落に依りて住して惡行を行じ他家を汙し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知・他家を汙せるをも亦見・聞・知せんに、諸比丘尼は是比丘尼に語ぐらく、「汝、惡行を行じ他家を汙し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し他家を汙せるをも亦見・聞・知せり。汝出で去れ、應に是中に住すべからず」。彼比丘尼言はく、「諸阿姨は愛・恚・癡・畏に隨へり、何を以ての故に、是の如き等の同罪比丘尼あるに驅者あり不驅者あり」。諸比丘尼復語げて言はく、『汝、是語を作すこと莫れ、「諸阿姨は愛・恚・癡・畏に隨へり、是の如き等の同罪比丘尼あるに驅者あり不驅者あり」と。汝が惡行を行じ他家を汙し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し他家を汙せるをも亦見・聞・知したれば、汝の是の愛・恚・癡・畏に隨へりとの語を捨てよ。汝出で去れ、應に是中に住すべからず』と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼は三諫にて僧伽婆尸沙を犯ず、悔

【六四】尼僧殘第十三汚家惡行擯謗違諫戒。四分・巴利・十誦第十二條、有部第十九條、僧祇に缺く。本律の註（三の一三〇）以下參照。

し。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、和合僧を破らんが爲に懃方便し、諸比丘尼は是比丘尼に語ぐらく、「汝、和合僧を破らんが爲に懃方便すること莫れ、當に僧と與に和合すべし、僧和合の故に歡喜して諍ふことなく、心を一にし學を一にして水乳の合するが如く、共に師敎を弘めて安樂に行ぜん」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに應に第二第三諫すべし、第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼三諫にて僧伽婆尸沙を犯す、悔過すべし」と』。

（六二）優波離又問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、破和合僧を助けんに……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、「應に二部僧持と作すべし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、破和合僧を助けんに、若しは一若しは二若しは衆多して諸比丘尼に語げて言はく、「是比丘尼の所說は是れ知りて說き知らずして說けるには非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なり」と。諸比丘尼は是比丘尼に語ぐらく、『汝、是語を作すこと莫れ、「是比丘尼の所說は是れ知りて說き知らずして說けるには非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なり」と。何を以ての故に。是比丘尼は知りて說けるには非ず、法を說けるには非ず、律を說けるには非じ。汝樂みて破和合僧を助くること莫れ、當に樂みて和合僧を助くべし。僧和合する故に歡喜して諍ふことなく、心を一にして學を一にして水乳の合するが如く、共に師敎を弘めて安樂に行ぜん』と。是の如くに諫むるも堅持して捨てざらんに應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼は三諫にて僧伽婆尸沙を犯す、悔過すべし』と。

（六三）優波離は又問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、惡性にして共語し難くし、諸比丘と與に同じく戒經を學しつゝ數々罪を犯じ……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何

【六二】尼僧殘第十一助破僧違諫戒、諸律の戒條順位は前條に次ぐ。本律註（三の一二二）以下參照。

【六三】尼僧殘第十二惡性拒諫戒。四分・巴利・十誦第十三條、有部第二十條、僧祇第十六條なり。本律註（三の一二四）以下參照。

叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

五九 爾の時彼估客は復是念を作さく、「我先に食を以て彼比丘尼を誘ひしも日月淺近にして是を以て果さゞりき、今當に更に食を以て誘引すること久しくすべし、意或は廻らさんか」。便ち其所に到り語げて言はく、「我先に虛戲して遂に不遂を至せり、願はくは我悔過を受けよ。今より先の如くに我より食を取らんことを」。彼比丘尼言はく、「止みね止みね男子、汝先に我を惱まして佛をして苦責せしめ、諸比丘尼の爲に結戒したまひしに、今日何ぞ應に再び六〇玷辱せらるべき」。彼比丘尼の和尙語げて言はく、「汝先に多く多美飮食を得たるに、今何の故にか復能く得ざる」。答へて言はく、「彼人先に我を惱觸し、佛因りて制戒したまひたれば敢へて復取らざるなり」。和尙復言はく、「汝但染著を生じて食を取ること莫からんに何の苦かあらん、若し他が染著を生ぜんに何ぞ汝が事に豫らん」。彼比丘尼は和尙を嫌訶して言はく、「佛は種々に男子に親近するを毀呰して遠離を讚歎したまひしに、云何が我をして染著心男子の飮食を取らしめんとせる」。諸比丘尼聞いて彼師を訶責して言はく、「云何が弟子をして染著心男子の食を受けしめんとせる」。種々に訶責し已り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて旃荼修摩那に問ひたまはく、『汝實に爾りや不や』。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、他比丘尼に敎へて、「汝但染著を生ずる莫くんば汝染著男子の飮食を受けんに何の苦かあらん」と、是語を作さんに是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし』。と若し此敎を作さんに、語々に僧伽婆尸沙なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

六一 優波離又問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、和合僧を破らん爲に懃方便し……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、「當に二部僧持と作すべ

【五九】尼僧殘第九勸無染心比丘尼戒。四分・巴利も第九條、十誦・有部第五條、僧祇第十二條なり。

【六〇】玷辱。けがしはづかしむるなり。本文に點辱とあり、宋・元・宮本も同じ。今明本により玷辱に改む、點も玷も共に同じ。

【六一】尼僧殘第十破僧違諫戒。四分・巴利・十誦も第十條、有部第十七條、僧祇第十三條なり。本律註(三の四九)以下參照。

初の如くなりければ、餘估客見て便ち劫迫し嚇(おびやか)して言はく、「汝若し他の爲に婦と作るを欲せさらんに何の故にか他の飲食を受けたる、若し必らず能はざらんには當に汝が衣鉢を奪ふべし」。或は復言へるあり、「速に遣して去らしめ人をして聞かしむる勿れ。若し王知るを得んに必らず我等を重治せん」。諸居士聞いて譏訶して言はく、「云何が比丘尼にして他の染著男子の飲食を受けたる、此輩は沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて修摩比丘尼に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼・他の[五八]染著心男子(ぜんちやくしんなんし)の飲食を受けんに、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。諸男子あり比丘尼に前食・後食を請じて中に於て染著心を生じ、諸比丘尼知りて敢へて受けず、事を以て佛に白すに佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘尼に染著心なくして他の染著心男子の飲食を受けて僧伽婆尸沙を犯ずとせんには是處あることとなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼に染著心ありて他の染著心男子の飲食を受けんに、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。復一比丘尼ありて染著心あり、一染著心男子より飲食を受け、受け已りて疑を生ずらく、「我將に僧伽婆尸沙を犯ずるなからんとするや」と。卽ち持し歸りて餘比丘尼に與へしに、餘比丘尼問ふらく、「此の美飲食、汝何の故にか噉はざる」。具に事を以て答ふるに餘比丘尼言はく、「汝が畏るゝ所は我も亦應に畏るべきなり」とて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘尼に染著心ありて自ら手づから染著心男子の食を受け、食はずして他に與へて食せんに、皆不犯なり。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼に染著心ありて自ら手づから染著心男子の食を受けて食せんに、是比丘尼は初犯にて僧伽婆尸沙なり悔過すべし」と』。式

【五八】 染著心男子 (avassu-tapurisapuggala)。

ず、官に詣りて言はしむること勿れ、汝更に大に物を輸さん」。彼肯んじ還さゞりければ、卽ちに官に詣りて之に言ひしに便ち大に物を輸しね。諸居士見て譏呵して言はく、「云何が此比丘尼は官に詣りて人に言ひ大に物を失はしめたる。此輩は彼が供養を受けつゝ猶尙之に言へり、況んや餘人に於てをや、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、[五三]官に詣りて人に言はんに、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。若し比丘尼、人の爲に輕欺せられんに應に其父母に語ぐべく、若し父母なきには應に其親族に語ぐべく、若し親族なきには應に比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷に語ぐべし。若し比丘・比丘尼にして勢力ありつゝ援護せざらんには突吉羅なり。語ぐる時應に云ふべし、「彼は我を輕欺せり」と。「我が爲に訶諫せよ」と、應に之に言ふべからず。若し官に詣り人に言はんとて一往返せんに一僧伽婆尸沙なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

[五四]爾の時一估客あり、婦を喪うて是念を作さく、「我今當に何處に於て好婦を求索すべき」。時に[五五]旃荼修摩那比丘尼に弟子あり、修摩と名け色貌殊特なり、彼見て染著心を生じて是念を作さく、「食を以て之を誘はんに或は果すを得べけん」。便ち語げて言はく、「汝若し酥・油・蜜・石蜜・[五六]蒲闍尼・[五七]佉闍尼を須ゐんに皆我より取れ」。彼比丘卽ち便ち往いて取るに既にして相狎習しければ便ち比丘尼に問うて言はく、「汝知るや不や、我汝に食を與ふる意を」。答へて言はく、「汝は福を求めんが爲の故に我に食を與ふるなり」。彼言はく、「此事を以てせず、我れ婦を喪失し汝が淸修を見て甚だ相貪樂せり、能く意を降すや不や」。答へて言はく、「能くせず」。其人復言はく、「我が與に婦と作らんに當に奇珍を以て相與へ、衣服極麗に、飲食時に隨うて要らず乏くることなからしむべし」。亦答ふるに

【五三】「官に詣りて人に言はんに」とは、巴利戒文には ussayavādikā vihareyya とあり。その註釋には事件の原因により(判定を)なす人(aṭṭakārikā)とせり。卽ち斷事官所に連れ行くならばとの意。巴利律の戒緣起には vohārika mahāmatta の語を以て斷事官を示せり。

【五四】尼僧殘第八染汚心人邊受食戒。四分・巴利も第八條、十誦・有部第四條、僧祇第十一條なり。

【五五】旃荼修摩那比丘尼(Caṇḍasumanā)。後註(七〇)の本文參照。四分律は提舍難陀比丘尼・十誦律は施越比丘尼、有部律は珠髻比丘尼、巴利律は Sundarīnandā とせり。

【五六】蒲闍尼。律部十一、註(三六の一〇四)參照。

【五七】佉闍尼。律部十一、註(三六の一〇三)參照。

に、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。時に諸比丘尼あり路行に在りて疑恐怖ありければ便ち聚落に走り向ひて親里家に至りぬ。復諸比丘尼あり行路して疲極せり。又老病ありて相及ぶ能はざりき。或は小水あり或は橋船ありしに敢へて獨渡らざりき。或は宿處あるも諸男子を畏れて敢へて獨餘處に於て宿せざりき。諸比丘尼は云何を知らず事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『因緣あらんに意に隨うて獨去くを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、獨行き・獨宿し・獨水を渡り・道中に於て獨後に在りて男子に染著せんに、因緣を除き是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし。因緣とは、恐怖して走ぐる時、老病・疲極して伴に及ばざる時、水狹淺にして橋船ある處、男子を畏るゝ處なり、是を因緣と名く」と』。若し獨行くに聚落なき處は半由旬、若し聚落ある處は一聚落より一聚落に至らんに皆僧伽婆尸沙なり、若し後に在りて遙に比丘尼を見るも聲を聞かず、或は聲を聞くも形を見ざらんに皆突吉羅、若し見ず聞かざらんに僧伽婆尸沙なり。若し獨水を渡らんに、水の廣さ十肘・深さ半䏶ならんに僧伽婆尸沙、若し減なるには突吉羅なり。若し宿せん時は應に手をして相及ばしむべく、若し相及ばずして、初夜より中夜に及ばんには偸羅遮、明相出でんに僧伽婆尸沙なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。

五〇 爾の時一長者あり宅を以て比丘僧に布施せしに、比丘僧は比丘尼衆と與に五一安陀林に貿へぬ。五二末利夫人後に王園を以て比丘尼僧に施せしに、比丘尼僧は前の所貿處屋を壞し王園に於て更に起し、先處は便ち空地を成ぜり。時に宅を施せる長者の子は是念を作さく、「我父昔以て僧に施せるに僧は比丘尼と與に貿へ、今諸比丘尼は復中に住せざれば我可しく還し取り中に於て耕種すべし」。卽ち便ち之を取りしに諸比丘尼語げて言はく、「汝、僧地を取ること莫れ」。答へて言はく、「我父以て僧に施せりと雖僧は復用ひざれば應に還して我に屬せ(しむ)べし」。諸比丘尼言はく、「我等此地を捨て

【五〇】 尼僧殘第七詣斷事官所戒。四分・巴利・僧祇第四條、十誦第七條、有部に缺く。
【五一】 安陀林。今は祇園精舍の西北にある開眼林(andhavana)のことには非ざるべし。十誦律には安闍那林とせり。安陀林に相當する音寫として十誦律には別に安和林の語あり。
【五二】 末利夫人。本律註(八の九六)參照。

りければ、比丘尼僧は與に（四七）不見罪擯を作せり。時に偷羅難陀比丘尼は優蹉の心未だ調伏せず、僧に敬順せざるを知りて、便ち衆に隨はずして自ら眷屬と與に界外に於て其解擯を爲せり。彼比丘尼既にして解擯を得て、倍更に憍慢して衆僧を敬せざりき。諸長老比丘尼見て種々に訶責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて偷羅難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、僧如法に比丘尼を擯し、比丘尼の心未だ調伏せず僧に隨順せざるを知りつゝ、自ら眷屬と與に界外に於て其擯を解せんには、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。解擯せんと欲し及び方便して乃し三羯磨に至らんに、未だ竟らざるには皆突吉羅、三羯磨竟らんに羯磨師は僧伽婆尸沙、餘僧は皆偷羅遮なり。

（四八）爾の時諸比丘尼は獨道路を行きしに諸白衣見て調弄して麁惡婬欲語を作し、或は捉へて捫摸し或は共に不淨行を爲さんと欲せり。復、衆多比丘尼あり估客と伴行せしに、偷羅難陀は一男子を見て心に染著を生じ漸遲して後に在りければ、諸比丘尼語げて言はく、「汝何ぞ速に行いて伴に及ばざる。此處可畏なれば惡人の剝脫する所と爲ること勿れ」。答へて言はく、「汝、後來の人を見るや不や」。諸比丘尼言はく、「見る」。偷羅難陀言はく、「我此人を見て心甚だ樂著せり」。諸比丘尼呵責して言はく、「汝云何が行路中に於て男子に染著せる」。復衆多比丘尼あり、河を渡りて（四九）牛屎を取らんとし、既にして渡るに水漲りて還るを得ず、賊の爲に抄掠せられき。復諸比丘尼あり、獨宿せしに衣鉢を失し梵行を破せり。諸長老比丘尼見聞して種々に呵責し具に以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、獨行き・獨宿し・獨水を渡り・道中に於て獨後に在りて男子に染著せん

【四七】不見罪擯。不見罪擧羯磨なり。

【四八】尼僧殘第六獨行・獨宿・獨渡水・獨在後行戒。四分第七條・巴利第六條には獨渡水・獨入村・獨宿・獨在後行の四種を攝し、有部には第六・七・八・九の四條、十誦は第六條に渡水・彼岸一身獨宿の二種、僧祇は第五獨行無伴・第六離衆宿・第九獨渡河の三條に分てり。

【四九】牛屎（gomaya）牛糞なり、律部八、註（九の四六）參照。

比丘尼と爲さんには、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。復諸賊女・偸女・應死女ありしに、諸居士言はく、「若し能く出家せんに我當に汝を活かすべし」。便ち出家を求めんとて卽ち諸比丘尼に白さく、「願はくは度脫せられんことを」。諸比丘尼言はく、「佛未だ我等に汝輩が如きを度するを聽したまはざれば」とて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し主聽さんには、比丘尼に之を度するを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有罪女にして主聽さゞるを知りつゝ而も度せんには、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。復犯罪女あり佛法に於て出家するを得ず便ち外道に入りしに、諸居士後に見えて言へるあり、「此は是れ我等が犯罪女なり、當に其外道衣服を奪ふべし」。[四四]或は言へるあり、「外道出家せんに已に是れ重罰なれば自ら可しく置て去るべきなり」。卽ち便ち之を放せるに、此諸女等後に諸比丘尼に來り投じて是言を作さく、「姊妹、我等本佛法を敬信せずして外道に於て出家せるには非じ。諸姊妹は肯んじて度せられざりければ、逼りて已むことを獲ずして外道に入れるのみ。我等が所畏は今已に出家を聽されたれば、願はくは愍みて度せられんことを」。諸比丘尼は云何を知らず是を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し有罪女にして先に已に出家せんには今之を度するを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有罪女にして主聽さゞるに度して道を爲め(しめ)んに、先に出家せるを除き是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と』。「有罪」とは、若しは奸若しは偸盜を犯ぜるを是を有罪と名く。「主」とは、殺活の由る所なり、是を名けて主と爲す。若し比丘尼發心して此女を度せんとし、及び方便して乃し集僧するに至らんに、三羯磨未だ竟らさるには皆突吉羅、三羯磨竟らんに和尙は僧伽婆尸沙、餘の尼師僧は皆偸羅遮なり。

[四五]爾の時、[四六]優蹉比丘尼は數々犯罪し上牀下牀に皆如法ならず、數々食し・別衆食し・非時に他家に入

[四四] 本文に或有言外道出家已是重罰自可宜去……とあり。今、宜去の二字を宋・元・明・宮本によりて置去と改めたり。

[四五] 尼僧殘第五親作解舉羯磨戒。

[四六] 優蹉比丘尼。四分律に尉次比丘尼となす。巴利律には Caṇḍakālī、十誦律には車匿の妹闡提となし、有部律には亂意苾芻尼となし、僧祇律には安梨比丘尼の弟子となす。

三九 爾の時四〇諸釋は共に是四一要を作せり、「我等は庶姓と與に婚姻せざらん。若し犯者あらんに當に重く之に罪すべし」。時に釋種の黑離車女は夫を喪ひしに、夫の弟取りて婦と爲さんと欲して彼女は從はざりき。是の如く三反誓らんとして相許さゞりければ便ち是念を作さく、「彼女必らず外通の意あれば我當に之を殺すべし」と。便ち兄の爲に會を作さんことに託して語げて言はく、「汝が夫の爲に會を作さん、汝來りて四二行香せよ」。彼女便ち往き到り已るに飲酒して醉はしめて共に不淨を行じ、然して後爪を以て其肉を搯傷して官司に告げて言はく、「黑離車女は是れ我婦なるに、今外人と與に私通せり」。官卽ち收へしめんとせしに、彼女醉醒めて自ら身體處々に傷破せるを見て是念を作さく、「此人必らず當に殺を見るべし」と。便ち叛走して舍衞城に向ひ、比丘尼所に到りて出家學道せり。官收へんとして得ず、舍衞城に向へるを知りて便ち四三移書を作り波斯匿王に與へて言はく、「我國の女人罪を犯して死に應ずるに叛きて彼國に入れり、可しく送りて我に還さるべし。若し彼に罪人ありて叛きて我國に來らんに亦當に之に送るべし」。時に波斯匿王卽ち左右に問ふらく、「此女人の我國に入れるありや不や」。答へて言さく、『有り、諸比丘尼已に度して道を爲めぬ。王先に令あり、「若し我國內にて比丘・比丘尼を犯す者あらんに當に重罪を與ふべし」と。今已に出家したれば敢へて毀辱する者なきなり』。王便ち移書に報へて言はく、「實に此女來りて我國に入れるあり、今已に出家したれば追罪すべからず、若し餘事ありて敬せんに如來示したまはん」。諸釋便ち譏呵して言はく、「凡そ此罪あるに復治するを得ず、我國を亂せり。諸比丘尼に復可度(者)と不可度者と無きこと、何の道かあらん、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘尼聞いて種々に呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、有罪女なるを知りつゝ度して

【三七】尼僧殘第三異分事波羅夷諦他戒。比丘戒の第九條なり。
【三八】異分中片若似片。律部八、註(七の六)異分中小々事の下參照。
【三九】尼僧殘第四有罪女受具足戒。四分・巴利第五條、十誦第八條、有部第十條、僧祇第七・八の二條なり。
【四〇】諸釋。釋迦種族の人々。
【四一】要。誓約なり。
【四二】行香。香爐を執りて佛殿中を繞り行く儀式なるも、今は香を施す意、卽ち香を進むる意なり。
【四三】移書。古の公文書の一體、まはしぶみなり。

第二分の二　[三三] 尼律僧殘法

[三四] 爾の時長老優波離は佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、媒法を行じて乃し一交會に至らんに僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼、媒法を行じ若しは私通事の爲に男意を持して女邊に至り、女意を持して男邊に至り、乃し一交會に至らんに、[三五] 是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」』と。

[三六] 長老優波離又問ふらく、『世尊已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、自ら如法ならずして惡瞋の故に無根波羅夷を以て無波羅夷比丘を謗りて……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、自ら如法ならずして惡瞋の故に無根波羅夷を以て無波羅夷比丘尼を謗りて彼梵行を破らんと欲し、是比丘尼後の時若しは問はれ若しは問はれざるに、「我れ、是事無根なるも瞋に任せるが故に謗れり」と言はんに、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし』と。

[三七] 長老優波離又佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、自ら如法ならずして惡瞋の故に、異分中に於て片若しは似片を取りて……乃至、僧伽婆尸沙なり」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘尼、自ら如法ならずして惡瞋の故に、[三八] 異分中に於て片若しは似片を取りて波羅夷と作し、無波羅夷比丘尼を謗りて彼梵行を破らんと欲し、是比丘尼後の時若しは問はれ若しは問はれざるにも、「我れ、是事異分中に片若しは似片を取りて瞋に任せるが故に謗れり」と言はんに、是比丘尼は初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし』と。

---

dika 'ti の語あり、餘律に此語なし。

【三一】 大捨定。僧祇律の捨心相應に相當すべし、律部十一、註(三六の四〇)參照、

【三二】 八難。本律註(九の九五)參照。

【三三】 尼律僧殘法 sattarasa saṃghādisesā dhammā)。十七條なり。僧祇律は十九條、有部律は二十條なり。僧殘法は律部八、註(三の一九三)參照。

【三四】 尼僧殘第一媒嫁戒。比丘僧殘戒の第五條なり。

【三五】 本文に是比丘尼初犯僧伽婆尸沙可悔過とあり。新藏の訓點には初犯ニ僧伽……可悔過ニとせるも、巴利戒文の終に ayam pi bhikkhunī paṭhamāpattikaṃ dhammaṃ āpannā nissāraṇīyaṃ saṃghādisesan ti (是比丘尼は初法を犯じて僧殘罪に墮す、悔退すべきなり)とあれば「初犯に僧伽婆尸沙なり、悔過すべし」と訓ずべきなり。これ惡性拒諫戒等の如き、一諫二諫して最後の三諫竟るに僧殘となる罪に對して初法を犯ぜんに僧殘罪に墮すとの意なり。以下皆之に準ず。

【三六】 尼僧殘第二無根波羅夷法謗他戒。比丘戒の第八條なり。

諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには是比丘尼は波羅夷を得ん、共住せざれ』と[25]。餘は皆[26]調達破僧中に說けるが如し。不犯も亦彼に說けるが如し。

[27]爾の時[28]修休摩比丘尼と婆頗比丘尼とは常に共に行止し、後に婆頗命過せしに修休摩は之が爲に悲泣せり。諸比丘尼語げて言はく、「汝、是の如くすること莫れ、一切は有爲にして悉く皆磨滅せんこと佛所說の如くなり、恩愛別離して長く存する者なけん。若し有爲の法にして壞せず散ぜざらんに是處あることなけん」。修休摩言はく、「我今復び其が爲に啼哭せざらん。何を以ての故に、彼生ける時梵行を修せざりければ」。諸比丘尼問うて言はく、「汝云何が知れる」。答へて言はく、「彼れ我と共行し親しく男子と與に婬欲事を行ぜるを見たれば」。諸比丘尼訶責して言はく、「汝云何が生ける時に共罪を覆藏し、死して乃し發露せる」。諸長老比丘尼は種々に訶責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて修休摩に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、比丘尼の波羅夷を犯ぜるを見て覆藏し、彼比丘尼後の時若しは在り、若しは死し、若しは遠行し、若しは擯せられ、若しは罷道し、若しは[29]形變せんに、「我先に親しく其が波羅夷を犯ぜるを見たり」と是語を作さんに、是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ』[30]と。「覆藏」とは、晨朝より初夜初分に至らんに時々に皆突吉羅、初夜初分より明相未出に至らんに時々に皆偸羅遮、明相出に至らんに波羅夷なり。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。若し說かんと欲しつゝ而も比丘尼なくして未だ說くを得ず、若しは[31]大捨定に入り及び[32]八難起らんには皆不犯なり。八難とは、一に病、二に王、三に賊、四に水、五に火、六に衣鉢、八に命、七に梵行なり。

（八重法竟る）

【二五】四分戒文には是比丘尼波羅夷不共住の次に犯隨擧の三字あり、巴利戒文にも ayam pi pārājikā hoti asaṃvāsā の次に ukkhittānuvattikā 'ti の語ありて、餘律に此語なし。

【二六】調達破僧中。本律註（三の四九）僧殘法第十破僧違諫戒なり。

【二七】尼波羅夷第八覆他重罪戒。巴利第六條、其他は第七條なり。

【二八】修休摩と婆頗。巴利律には Sundarīnandā が Sālha Migāranatta と不淨行を犯し其子を宿せるを偸羅難陀比丘尼が知りつゝ覆藏せるを緣とせり。四分律には坻舍難陀が婬婆羅夷法を犯せるを姉なる偸羅難陀が覆藏せるを緣とす。十誦律は姉燭多羅の非行を妹彌帝隸が覆藏せりとし、有部律には小友苾芻尼と他の苾芻尼、僧祇律は迦梨比丘尼とその弟子を緣とし、諸律相違せり。

【二九】形變。女根を轉じて男子を成ずるなり。諸律戒文に此語なし。

【三〇】四分戒文には是比丘尼波羅夷不共住の次に覆重罪故の四字あり、巴利戒文にも ayam pi pārājikā hoti asaṃvāsā の次に vajjapaṭicchā-

り。「獨共に一座に坐す」とは、獨男子と共に一牀上に坐するなり。「身男子に親近す」とは、共に一座に坐する時身轉じて男子に就るなり。若し捉手……乃至、身轉じて男子に就ることを犯ぜんに一々に皆[17]偸羅遮、若し七事を犯じ已りて隨うて悔すと雖、後に一事を犯じて八を滿さんに亦波羅夷を成す。式叉摩那・沙彌尼は突吉羅なり。」

[18]爾の時[19]闡陀比丘數々罪を犯じて上牀下牀に皆如法ならず、[20]數々食し・[21]別衆食し・[22]非時に聚落に入るに善比丘に白せざりければ、比丘僧は與に[23]不見罪羯磨を作せしに、共姉比丘尼[24]優蹉と名くるが來往共語し及び衣食を與へぬ。諸比丘尼見て語げて言はく、「姉妹、此比丘は比丘僧已に和合して與に不見罪羯磨を作し、諸比丘已に共住せず・共事せず・共語せざるに、汝今云何が來往共語して共衣食を與ふるや」。優蹉言はく、「此は是我弟なり、我若し視さらんに誰か當に視るべき者ぞ」。諸長老比丘尼種々に呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて優蹉に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『應に一比丘尼の優蹉と親善なる者をして往いて屏處に諫めしむべし、「汝、僧羯磨せる不見罪比丘に隨順すること莫れ」と。若し受けんには善し、若し受けさらんに應に衆多比丘尼往いて諫むべし。若し受けんには善し、若し復受けさらんに應に比丘尼僧往いて諫むべし』。諸比丘は教を受けて諸比丘尼に勅すらく、「一比丘尼をして往いて諫めしめ、……乃至、比丘尼僧往いて諫めよ」。皆受けさりければ諸長老比丘尼は事を以て佛に白し、佛は是事を以て二部僧を集めて種々に遙に優蹉を呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘尼、僧如法に比丘の與に不見罪羯磨を作して、諸比丘共住せず共事せず共語せざるを知りつゝ而も之に隨順し、諸比丘尼、是比丘尼に語げん、「姉妹、此比丘は比丘僧已に不見罪羯磨を作して諸比丘は共住せず共事せず共語せされば汝隨順すること莫れ」と。是の如く

【一七】偸羅遮。律部八、註(一の一二二)偸蘭罪の下參照。

【一八】尼波羅夷第七隨擧比丘戒。巴利律も第七條なり。僧祇・四分・十誦・有部は第八條とす。

【一九】闡陀比丘。律部八、註(六の一四七)參照。巴利律には Arittha(阿梨多比丘)、十誦律には梨留羅提舍比丘、四分・僧祇は闡陀、有部律は根本苾芻となす。

【二〇】數々食。第三十一波逸提なり。本律註(七の六三)參照。

【二一】別衆食。第三十二波逸提なり、本律註(七の七七)の本文參照。

【二二】非時入聚落不白善比丘。第八十三波逸提なり、本律註(九の九二)の本文參照。

【二三】不見罪羯磨。律部二、註(二四の一二〇)及び律部八、註(七の五二)參照。

【二四】優蹉。四分律に尉次、十誦律に偸羅難陀等の七姉妹比丘尼・巴利・有部は叶羅難陀、僧祇には闡陀母となす。

へり、「此の如し」と。諸比丘尼種々に呵責して言はく、「佛種々に男子と與に身相觸するを毀呰して、種々に男子身に觸れざるを讃歎したまへるに、汝今云何がして此惡事を作せる」。訶し已りて往いて佛所に到り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて偸羅難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛上の如く種々に訶責し已りて諸比丘に告げたまはく、『[一二]十利を以ての故に今諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼・[一三]欲盛變心にて男子の種々摩觸を受くること髮際已下・膝已上・肘已後ならんに、是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ」と[一四]』。比丘尼とは、白四羯磨して具足戒を受けたるなり。欲盛變心已下を釋すること、比丘の觸女人身戒中に說けるが如し。

[一五]爾の時諸比丘尼は男子の捉手・捉衣を受け、共に期し獨共に行き・獨共に住し・獨共に語り・獨共に一座に坐し・身男子に親近し、此欲染心を以て復道を樂はず、或は反俗し及び外道と作る者ありき。時に偸羅難陀比丘尼は新染衣を著し身體を摩拭し眉目を畫治して多人處に往きしに、諸男子あり其手を捉り其衣を捉りて言はく、「汝が手柔輭にして好く、汝が衣細滑にして好し」。諸長老比丘尼見て種々に呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て二部僧を集めて諸比丘尼に問ひたまはく、「汝等實に上の八法を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘尼の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘尼欲盛變心にて男子の捉手・捉衣を受け・共に期し・獨共に行き・獨共に住し・獨共に語り・獨共に一座に坐し・身男子に親近して八法具せんには、是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ」と[一六]』。「捉手」とは、肘より已前。「捉衣」とは、身所著の衣。「共に期す」とは、期して某處に至りて婬法を行じ或は身を摩觸せんとて往いて彼に到るなり。「獨共に行く」とは、獨男子と共に道行を一にするなり。「獨共に住す」とは、獨男子と共に一處に住するなり。「獨共に語る」とは、獨男子と共に一處に語るな

【一二】十利、律部八、註(一の五一)參照。

【一三】欲盛變心。律部八、註(五の七八)婬欲變心の下參照。

【一四】四分戒文には是比丘尼波羅夷不共住の次に是身相觸也の五字を存し、巴利戒文にも ayaṃ pi pārājikā hoti asaṃvāsā の次に ubbhajānu-maṇḍalikā 'ti の語あるは注意すべきなり。餘律になし。

【一五】尼波羅夷第六八事成犯戒。巴利律のみ八條とす。

【一六】四分戒文には是比丘尼波羅夷不共住の次に犯此八事故の五字を存し、巴利戒文にも ayaṃ pi pārājikā hoti asaṃvāsā の次に aṭṭhavatthukā 'ti の語あり。餘律に此語なし。

是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ』と。爾の時優波離は復佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、過人法を知らず見ざるに……乃至、共住せざれ」と。我當に云何が持すべき』と。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、〔七〕「若し比丘尼、過人法聖利滿足を知らず見ざるに、自ら「我れ是の如くに知り是の如くに見たり」と稱し、是比丘尼後の時若しは問はれ若しは問はれざるにも、出罪清淨を求めんが爲の故に是言を作さく、「我れ知らざるに知れりと言ひ、見ざるに見たりと言へり」とて虛誑妄語せんに、增上慢を除き是比丘尼は波羅夷を得ん、共住せざれ』と。

〔八〕爾の時毗舍佉の壻あり鹿子と名け、鹿子、毗舍佉を敬ふこと猶母を敬ふが如くなりければ、時人遂に名けて〔九〕毗舍佉鹿子母と爲せり。其孫は〔一〇〕尸利跋と名け、尸利跋常に念を〔一一〕偸羅難陀比丘尼に繫けぬ。後に比丘尼僧を請ぜしに、偸羅難陀は病に託して往かず一小沙彌尼と共に坐して僧房を守れり。時到りて比丘尼僧皆其家に詣り、尸利跋手づから自ら下食して問うて言はく、「偸羅難陀何の故にか來らざる」。諸比丘尼答へて言はく、「其病めるを以て僧差して房を守らしめたれば是故に來らず」。彼れ上坐に食を下き已り便ち馳せ往いて問ふらく、「患苦する所何ん」。答へて言はく、「骨節皆痛し」。彼即ち爲に按摩せしに比丘尼言はく、「汝に處々按摩するを聽さん、但欲を行ずるを得じ」。旣にして按摩し已りて問うて言はく、「汝何物をか須うる」。答へて言はく、「我れ乾棗を須う」。便ち買うて之に與ふるに比丘尼手を以て棗を捧げて問うて言はく、「汝、是乾棗を見るや不や」。答へて言はく、「見る」。比丘尼言はく、「若し人、心を不可行欲處に繫けんに神明乾縮せんこと亦此の如きなり」。是に於て尸利跋は此比丘尼と與に種々に身相觸し已りて便ち出づるに、諸比丘尼は食より還りて門に入り遙に見て咸「已に偸羅難陀と共に不淨行を作せり」と疑ひ、問うて言はく、「汝已に梵行を破せりや」。答へて言はく、「我れ梵行を破せず、唯男子と與に身相觸せるのみ」。小沙彌尼も亦云

【七】　尼波羅夷第四妄語戒。

【八】　尼波羅夷第五摩觸受樂戒。

【九】　毗舍佉鹿子母(Visākhā migāramātā)。律部八、註(七の一四九・一五〇)參照、一說に migāra の子なる puṇṇavaddhana に嫁し、舅を佛門に導き、舅 migāra 之を喜びて「汝は今日以後我母なり」といへりと。之に依りて migāramātā と呼ばるとせり。

【一〇】　尸利跋。巴利律には Sīlha Migāranatta (migāra の孫なる尸利跋) となす。四分律には大善鹿樂長者とし、十誦律には鹿子居士兒、有部律には毗舍佉長者とせり。

【一一】　偸羅難陀比丘尼(Thullanandā)巴利律には Sundarīnandā とし、四人の姉妹比丘尼(Nandā, Nandavatī, Sundarīnandā, Thullanandā)の一人とせり。有部律は珠髻難陀尼、十誦律は周那難陀、四分律は五分と同じ。僧祇律のみは賴吒比丘尼を擧とせり。

卷の第十一

第二分の初　尼律八波羅夷法〔一〕

佛、舍衛城に在しき。爾の時長老優波離は佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、諸比丘と共に〔二〕學・戒法を同じくしつゝ、戒羸きに捨せずして婬法を行じ……乃至、畜生と共にせんに、是比丘波羅夷を得ん、共住せざれ」と。是戒は我當に云何が持すべき、應に〔三〕一部僧持と作すべきとやせん、二部僧持と（作すべきとやせん）』と。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、〔四〕「若し比丘尼、諸比丘尼と共に學・戒法を同じくしつゝ、戒羸きに捨せずして意に隨うて婬を行じ……乃至畜生と共にせんに、是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。爾の時長老優波離は復佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、若しは聚落若しは空地にて盜心にて不與取し……乃至共住せざれ」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、『應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり』、〔五〕『若し比丘尼、若しは聚落若しは空地にて盜心にて不與取し、若しは王若しは大臣にして、若しは捉へ若しは縛り若しは殺さんとし若しは擯して語げて言はん、「汝賊なり、汝癡なり」と、是比丘尼波羅夷を得ん、共住せざれ』と。爾の時優波離は復佛に問ふらく、『世尊は已に諸比丘の爲に結戒したまへり、「若し比丘、若しは人若しは似人を、若しは自ら殺し……乃至、共住せざれ」と。我當に云何が持すべき』。佛言はく、「應に二部僧持と作すべし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、〔六〕『若し比丘尼、若しは人若しは似人を、若しは自ら殺し若しは刀藥を與へて殺し、若しは人をして殺さしめ若しは人をして自殺せしめんとて死を譽め死を讚ずらく、「咄、人、惡活を用ひて爲ん、死は生に勝らん」と。是心を作して心に隨うて殺さんとて是の如くに種々に因緣し、彼れ是に因りて死なんに

【一】本文には尼律波羅夷法とあるも宋・元・明本により尼律八波羅夷法（aṭṭha pārājika dhamma）とし、宮本には尼律八重法とせり。波羅夷法は律部八、註（一の六）四波羅夷法の下參照。

【二】學戒法を同じくすとは、本律註（一の九〇）參照。

【三】一部僧持・二部僧持。比丘僧伽のみの受持すべきものとなすか、或は比丘・比丘尼の二部僧伽の受持すべきものとなすかとの意。

【四】尼波羅夷第一婬戒。

【五】尼波羅夷第二盜戒。

【六】尼波羅夷第三殺戒。

四卷の終り（大正藏 22. p. 100c）には除かず、明徽集出の五分比丘尼戒本（大正藏22. p. 213 b）にも除かざるは不審なり。聖語藏本に不大小便生草菜上除病の十字を除けるは此處の文によりてなるべし。本律註（一四の一〇〇）參照。

【一四四】本文には五分律第一分之八、七滅諍法とあり。今、明本によりて改む。

【一四五】七滅諍法（satta adhikaraṇasamathā dhammā）。律部八、註（七の一七）參照。

【一四六】現前毘尼（sammukhāvinaya）。律部九、註（一二の四八）の本文參照。

【一四七】瞻婆城（Campā）。鴦伽國の首都。

【一四八】憶念毘尼（sativinaya）。律部九、註（一二の七五）の本文參照。

【一四九】陀婆力士子（Dabbamallaputta）。律部八、註（六の一七〇）陀驃摩羅子の下參照。

【一五〇】不癡毘尼（amūḷhavinaya）。律部九、註（一三の一一）の本文參照。

【一五一】伽伽比丘（Gagga）。本律第十八卷（大正藏22.p. 125c）布薩法の下に出づ。狂病の爲に僧事を癡することありしを以て狂羯磨を與へ、次で此比丘今は病癒えたれば不癡毘尼羯磨を與へて僧事に列せしめたるの因緣を記せり。

【一五二】自言治毘尼（paṭiññāyavinaya）。律部九、註（一三の二三）參照。明了論には隨喜言毘尼となす。

【一五三】多人語毘尼（yebhuyyasikāvinaya）。多覓罪相毘尼ともいふ。律部九、註（一三の三八）の本文參照。解脫戒經には多人宗毘尼とせり。

【一五四】草布地毘尼（tiṇavatthārakavinaya）。草覆地・草掩・布草ともいふ。律部九、註（一三の五三）の本文參照。

【一五五】本言治毘尼（tassapāpiyyasikā vinaya）。求罪自性・覓罪相・伏本語ともいふ。律部九、註（一三の二七）の本文參照。明了論には最惡毘尼といへり。

すべし。大因緣とは惡獸諸難なり、是を大因緣と名く」と』。[一四三]比丘尼は生草菜上に大小便するを除き、餘は皆上の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。衆學竟る

[一四四]初分第八　[一四五]七滅諍法

「應に[一四六]現前毗尼を與ふべきには現前毗尼を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、[一四七]「瞻婆城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、「六群比丘なり」。「應に[一四八]憶念毗尼を與ふべきには憶念毗尼を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、「王舍城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、[一四九]「陀婆力士子なり」。「應に[一五〇]不癡毗尼を與ふべきには不癡毗尼を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、「王舍城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、[一五一]「伽伽比丘なり」。「應に[一五二]自言を與ふべきには自言を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、「舍衛城にて」。「誰に因りて起りや」。答へて言はく、「異比丘に因りて」。「應に[一五三]多人語を與ふべきには多人語を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、舍衛城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、「衆多比丘に因りて」。「應に[一五四]草布地を與ふべきには草布地を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、「舍衛城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、「衆多比丘に因りて」。應に[一五五]本言治を與ふべきには本言治を與へよとは、何の處に於て起りしや」。答へて言はく、「舍衛城にて」。「誰に因りて起りしや」。答へて言はく、「優陀夷なり」。

五分律卷第十

說法戒。Na oguṇṭhit sisassa agilānassa d.d.s.k.

【一三四】衆學法第九十三反抄衣人說法戒。巴利・僧祇解脫戒經になし。其他の諸律及び梵本第九十八條(utkṛṣṭikākṛtasya)に存す。

【一三五】衆學法第九十四左右反抄衣人說法戒。諸律の出沒前條に同じ。梵本第九十九條に paryastikakṛtasya とせり。

【一三六】衆學法第九十五持蓋覆身人說法戒。Na chattapāṇissa agilānassa d.d.s.k.

【一三七】衆學法第九十六騎乘人說法戒。Na yānagatassa agilānassa d.d.s.k.

【一三八】衆學法第九十七拄杖人說法戒、Na daṇḍapāṇissa agilānassa d.d.s.k.

【一三九】衆學法第九十八捉刀人說法戒、Na satthapāṇissa agilānassa d.d.s.k.

【一四〇】衆學法第九十九捉弓箭人說法戒。Na āvudhapāṇissa agilānassa d.d.s.k.

【一四一】衆學法第百條上樹戒、巴利律・僧祇律・優波離問佛經に此戒を缺けるは大に留意すべきなり。

【一四二】新固。いやしみ(吝)いやしむなり。

【一四三】比丘尼衆學法に於ては第八十三條生草菜上大小便戒を除くと記するも、本律第十

是の如くに說くべきなり、「人、胄を現はさんに應に爲に法を說くべからずと應に當に學すべし」と』。諸病人あり法を聞かんと欲せるも、諸比丘は敢へて爲に說かざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『胄を現はせる病人の爲に法を說くを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「人、胄を現はさんに應に爲に法を說くべからずと、病を除き應に當に學すべし」と』。[一二八]人坐して比丘立ち、[一二九]人高坐に在りて比丘下に在り、[一三〇]人臥して比丘坐し、[一三一]人前に在りて比丘後に在り、[一三二]人道中に在りて比丘道外に在り、[一三三]覆頭人の爲に、[一三四]衣を反抄せる人の爲に、[一三五]左右に衣を反抄せる人の爲に、[一三六]蓋を持して身を覆へる人の爲に、[一三七]騎乘人の爲に、[一三八]拄杖人の爲に法を說かんにも皆上に說けるが如し。

佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[一三九]刀を捉り・[一四〇]弓箭を捉れる人の爲に地獄の苦を說き、彼人聞き已りて便ち大に瞋恚して比丘を斫射して比丘卽ちに死せり。諸長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「人、刀を捉らんに應に爲に法を說くべからずと應に當に學すべし。人、弓箭を捉らんに應に爲に法を說くべからずと應に當に學すべし」と』。

[一四一]佛、王舍城に在しき。爾の時六群比丘は十七群比丘の爲に請家に於て食分を取りしに、六群比丘は十七群比丘を[一四二]新固して早く還らざりければ、日、中に逼るに十七群比丘は樹に上りて之を望めり。諸長老比丘見て事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「樹、人に過ぎんに上るを得ざらんと應に當に學すべし」と』。時に比丘あり拘薩羅國に向ひしに道に惡獸に遇ひ、敢へて樹に上らざりければ獸の爲に害せられぬ。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「樹・人に過ぎんに上るを得ざらんと、大因緣を除き應に當に學

【一二二】佛所說(buddhabhāsita)。
【一二三】聲聞所說(sāvakabhāsita)。
【一二四】仙人所說(isibhāsita)。
【一二五】諸天所說(devatābhāsita)。
【一二六】一切如法說者(atthupasaṃhita dhammupasaṃhita)。
【一二七】衆學法第八十六現胄人說法戒。四分・巴利・僧祇・有部・解脫戒經・鼻奈耶戒因緣經に存せず、十誦戒本第九十八條・梵本第百條(atyustikakṛtasya)にあるのみ。
【一二八】衆學法第八十七人坐己立說法戒。Na ṭhito nisinnassa dhammaṃ desessāmīti s. k.
【一二九】衆學法第八十八人高坐己下坐說法戒。Na nīce āsane nisīditvā ucce āsane nisinnassa agilānassa d. d. s. k.
【一三〇】衆學法第八十九人臥己坐說法戒。Na āsane nisīditvā sayanagatassa agilānassa d.d.s.k.
【一三一】衆學法第九十人前己後說法戒。Na pacchato gacchanto purato gacchantassa agilānassa d.d.s.k.
【一三二】衆學法第九十一人道中己道外說法戒。Na uppathena gacchanto pathena gacchantassa agilānassa d.d.s.k.
【一三三】衆學法第九十二覆頭人

の如くに說くべきなり、[一二七]「生草葉上に大小便せざらんと、病を除き應に當に學すべし」と』。若し木上に大小便し、此に因りて草葉上に流れんには不犯なり。

佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[一二八]屐(げき)・[一二九]革屣(かくし)を著けたる人の爲に法を說けり。諸居士見て譏呵して言はく、「是法は尊貴第一微妙なるに、而も諸比丘は屐・革屣を著けたる人の爲に說いて此法を輕慢せり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「屐を著けたる人の爲に法を說かざらんと應に當に學すべし」と』。諸病人あり屐・革屣を脫するを得ざるに而も法を聞かんと欲せるも、諸比丘敢へて說かず、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に屐・革屣を著けたる病人の爲に法を說くを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[一三〇]「人、屐を著けんに應に爲に法を說くべからずと、病を除き應に當に學すべし。[一三一]人、革屣を著けんに應に爲に法を說くべからずと、病を除き應に當に學すべし」と』。法とは、[一三二]佛の所說・[一三三]聲聞(しやうもん)の所說・[一三四]仙人の所說・[一三五]諸天の所說・及び[一三六]一切如法の說者なり。若し多人、屐・革屣を著けて脫せしむる能はざらんに、但著けざる者に因みて爲に說かんには不犯なり。

[一三七]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は現肾人(けんきようにん)……乃至、拄杖人(ちゆうぢやうにん)の爲に法を說きぬ。諸居士見て譏呵せること上の如し。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に

【一二二】 Na ujjhānasaññi paresam pattam olokessāmiti s. k.（不滿なる想ひをなして他比丘の鉢を眺めざらんと應に當に學すべし。）

【一二三】 衆學法第八十一立大小便戒。

【一二三】 Na ṭhito agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā karissāmiti s. k.

【一二四】 衆學法第八十二水中大小便戒。

【一二五】 Na udake agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā khelaṃ vā karissāmiti s. k.（無病にして水中に大小便又は涕唾をなさざらんと應に當に學すべし）。

【一二六】 衆學法第八十三生草葉上大小便戒。

【一二七】 Na harite agilāno uccāraṃ vā……s. k.（無病にして生草菜上に大小便又は涕唾をなさざらんと應に當に學すべし）。

【一二八】 衆學法第八十四著屐人說法戒。

【一二九】 衆學法第八十五著革屣人說法戒。

【一三〇】 Na pādukārūḷhassa agilānassa dhammaṃ desessāmiti s. k.

【一三一】 Na upāhanārūḷhassa agilānassa dhammaṃ desessāmiti s. k.

佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「立ちて大小便せざらんと應に當に學すべし」と』。時に諸比丘病みて地に蹲まる能はず、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『諸比丘に病時には立ちて大小便するを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[一〇三]「立ちて大小便せざらんと、病を除き應に當に學すべし」と』。

[一〇四]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は水中に大小便せり。諸居士譏呵し、長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「水中に大小便せざらんと應に當に學すべし」と』。諸病比丘あり、醫語げて言はく、「汝可しく水中にて大小便すべし、我當に之を視て可治(かぢ)と不(いな)とを知るべし」と。諸比丘敢へてせずして語げて言はく、「願はくは餘方を作さんことを」。醫言はく、「唯此を視て然して後知らんのみ」。諸病比丘是念を作さく、「佛若し水中に大小便するを聽したまはんには乃し當に愈ゆるを得べけん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に語げたまはく、『今病比丘には水中に大小便するを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[一〇五]「淨水中に大小便せざらんと、病を除き應に當に學すべし」と』。若し木上に大小便し、此に因りて水中に流入せんには不犯なり。

[一〇六]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は生草葉上に大小便せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は牛羊に似たり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是

一條と鼻奈耶戒因緣經第六十二條に存するのみ。

【一〇二】衆學法第七十四全呑食戒。四分・巴利・有部・優波離問佛經・解脫戒經に存せず、十誦・梵本第七十四條、僧祇第三十九條、鼻奈耶戒因緣經第六十三條に存するのみ。

【一〇三】衆學法第七十五攪食口中戒。Na piṇḍukkhepakaṃ bhuñjissāmīti s. k.

【一〇四】衆學法第七十六棄洗鉢水戒。

【一〇五】Na sasitthakaṃ pattadhovanaṃ antaraghare chaḍḍessāmīti s. k.

【一〇六】衆學法第七十七飯覆羹戒。

【一〇七】Na sūpaṃ vā byañjanaṃ vā odanena paṭicchādessāmi bhiyyokamyataṃ upādāyā 'ti s. k.（その上更に得んと欲してカレー又は藥味を飯にて覆はざらんと應に當に學すべし）。

【一〇八】衆學法第七十八嫌呵食戒。有部律第五十六條（毀呰食）にあるのみにして餘律になし。

【一〇九】衆學法第七十九爲自索羹飯戒。Na sūpaṃ vā odanaṃ vā attano atthāya viññāpetvā bhuñjissāmīti s. k.

【一一〇】衆學法第八十視比坐鉢戒、

に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に食を嫌呵し、自らに食を益さんことを索むべからず」と。諸比丘便ち敢へて病比丘の爲にも食を益さんことを索めざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『他比丘の爲には食を益さんことを索むるを聽すも、應に自の爲にすべからず。今諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「食を嫌呵せざらんと應に當に學すべし」と』。已の爲に食を益さんことを求めざらんと應に當に學すべし。

二〇。佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は比坐（ひざ）の鉢中の多少を視たるに、諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は小兒の如くに他の鉢中を視て（言はく）、「汝得ること多きに我得ること少し、汝得ること少きも我得ること多し」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に比坐鉢中の多少を視るべからず」と。時に五百比丘一家に在りて食し、食し已りて共に相語げて言はく、「希有なりき、此食は」と。下座比丘言はく、「上座は好を得たるも我等は得ざりき」。諸比丘是念を作さく、「佛、我等に他鉢を視るを聽したまはんには、誰か得て誰か得ざるかを知るを得て、得ざる者には敎へて與へしめんに」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『比坐の鉢を視るを聽さんも嫌心を生ずるを得ざれ。今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、

二一「嫌心にて比坐の鉢を視ざらんと應に當に學すべし」と』。

二二佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は立ちて大小便せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は驢の如く馬の如くなり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。

【九二】衆學法第六十五張口食戒、此戒は諸律になし。

【九三】衆學法第六十六張口待食戒。Na anāhaṭe kabaḷe mukhadvāraṃ vivarissāmīti s. k.（食未だ運ばれざるに口を開かざらんと應に當に學すべし。）

【九四】衆學法第六十七縮鼻食戒。此戒は優波離問佛經と鼻奈耶戒因緣經に存するのみ、餘律になし。

【九五】衆學法第六十八含食語戒。

【九六】Na sakabaḷena mukhena byāharissāmīti s. k.

【九七】衆學法第六十九脹頰食戒。Na avagaṇḍakārakaṃ bhuñjissāmīti s. k.

【九八】衆學法第七十齧半食戒。Na kabaḷāvacchedakaṃ bhuñjissāmīti s. k.

【九九】衆學法第七十一舒臂取食戒。四分・巴利・十誦・僧祇になし、有部第四十二條に行食未至預伸鉢とあり、解脫戒經第三十四條に食未至舒手索とあるに相當するのみ。

【一〇〇】衆學法第七十二振手食戒。Na hatthaniddhunakaṃ bhuñjissāmīti s. k.

【一〇一】衆學法第七十三吐舌食戒、四分・巴利・十誦・有部・解脫戒經に存せず、僧祇律第二十八條と優波離問佛經第四十

や」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に鉢を蕩へる水を以て白衣屋内に瀉ぐべからず」と。諸白衣あり新に屋を作り、比丘鉢中の水を得て地に灑ぎて以て吉祥(きつしやう)と爲さんとせるも、諸比丘敢へて灑がざりき。諸居士言はく、「此諸比丘は人の敬に堪へざるなり」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『諸比丘に鉢中の食なき水を以て用ひて地に灑ぐを聽さん。今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、一〇五「鉢中の食ある水を以て白衣屋内に灑がざらんと應に當に學すべし」と』。

一〇六 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は飯を以て羹を覆ひ、諸白衣は未だ得ざらんと謂ひて更に之に與へしに、既にして知り已りて譏呵して言はく、「此諸比丘は飯を以て羹を覆ひて小兒の如くせり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に飯を以て羹を覆ふべからず」と。諸病比丘あり敢へて飯を以て羹を覆はざりしに、蟲、羹中に落ちて去るを得ること能はざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『飯を以て羹を覆ふを聽さんも、應に更に得んことを望むべからず。今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、一〇七「飯を以て羹を覆ひて更に得んことを望まざらんと應に當に學すべし」と』。

一〇八 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘あり、白衣家に至りて食を嫌呵(けんか)せり。一〇九 復諸比丘あり、自らに食を益さんことを索めぬ。諸居士皆譏呵し、諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實

【七九】衆學法第五十九棄飯食戒。
【八〇】Na sitthāvakārakaṃ bhuñjissāmīti s. k.
【八一】衆學法第六十食手捉淨飲器戒。
【八二】淨飲器。本文には淨飯器とし諸本皆同じきも、淨飲器を正しとす。五分律卷十四(大正藏 22. 100c)比丘尼律衆學法には淨飲器とせり。
【八三】本文に後時諸白衣行飯、比丘以左手受白衣不與作是言不告諸比丘以是白佛：とあり、作是言不告の處文に遺落なきか、譯文に疑あり。
【八四】Na sāmisena hatthena pāniyathālakaṃ paṭiggahessāmīti s. k.
【八五】衆學法第六十一・六十二吸食食戒・嚼飯食作聲戒。
【八六】嗒。舐むるなり。
【八七】Na surusuru kārakaṃ bhuñjissāmīti s. k.
【八八】Na capucapu kārakaṃ bhuñjissāmīti s. k.
【八九】衆學法第六十三舌舐食戒。
【九〇】Na jivhānicchārakaṃ bhuñjissāmīti s. k.
【九一】衆學法第六十四滿手食戒、Nātimahantaṃ kabaḷaṃ karissāmīti s. k.（非常に大なる團飯を作らざらんと應に當に學すべし）。

は應に是の如くに說くべきなり、[九六]「食を含みて語らざらんと應に當に學すべし」と』。諸比丘後の時白衣、食を益めんとて「須うるや不や」と問ふも敢へて答へざりければ、便ち譏呵して言はく、「諸比丘憍慢にして人と語を共にせず」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、「食を益むる時、須・不須を言ふを聽す」と。

[九七] 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は口を滿して食し兩頰脹起せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は獮猴の食するが如くなり」。[九八]復諸比丘あり半を嚙みて食し殘は鉢中に還せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘の飮食は不淨なり」。[九九]復諸比丘あり臂を舒べて食を取れり、諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は象の鼻を用ふるが如くなり」。[一〇〇]復諸比丘あり手を振りて食せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は象の鼻を掉ふが如くなり」。[一〇一]復諸比丘あり舌を吐いて食せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は狗の舌を吐くが如くなり」。[一〇二]復諸比丘あり食を全呑せり。[一〇三]復諸比丘あり飯を揣りて遙に口中に擲げぬ。諸居士見て皆譏呵し、長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「頰を脹りて食せざらんと應に當に學すべし、半を嚙みて食せざらんと應に當に學すべし、臂を舒べて食を取らざらんと應に當に學すべし、手を振りて食せざらんと應に當に學すべし、舌を吐いて食せざらんと應に當に學すべし、全呑して食せざらんと應に當に學すべし、飯を揣りて遙に口中に擲げざらんと應に當に學すべし」と』。

[一〇四] 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は鉢を蕩へる水を以て白衣屋內に瀉げり、諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は鉢を蕩へる惡水の應に瀉ぐべき所の處をすら知らず、況んや遠事を知らん

---

atam patiggahessāmīti s. k.（我れ鉢に滿つるだけの施食を受け取らんと應に當に學すべし）。鉢より溢れず鉢に滿つるだけの分量を受けとらんとの意。

【七二】 衆學法第五十三羹飯俱食戒。Samasūpakam piṇḍapātam bhuñjissāmīti s. k.

【七三】 衆學法第五十四鉢中處々食戒。Sapadānam piṇḍapātam bhuñjissāmīti s. k.

【七四】 衆學法第五十五刳中央食戒。十誦律・僧祇律には偏刳食とす。巴利律になきも梵本に存す、律部九、註(二二の二二)參照。

【七五】 衆學法第五十六指扠鉢食戒。本文に曲指收鉢食とあり、縮藏・新藏・正藏皆收鉢とせるも、扠鉢の寫誤なり、彌沙塞五分戒本には不曲指扠鉢食とせるによりて知るべし。四分律になし、巴利律第五十三條 Na pattanillehakam bhuñjissāmīti s. k.

【七六】 衆學法第五十七齅食食戒。四分・巴利・有部・僧祇の諸律になし。十誦戒本・梵本(ujjighrantaḥ)・解脫戒經にのみ存す。

【七七】 衆學法第五十八諦視鉢食戒。

【七八】 Pattasaññī piṇḍapātam bhuñjissāmīti s. k.

さゞらんと應に當に學すべし」と』。

[八九]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は舐めて食を取り、諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は猶し牛の食するが如くなり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[九〇]「舐め取りて食せざらんと應に當に學すべし」と』。

[九一]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は手に食を滿して食し、棄落して地に墮せり。[九二]復諸比丘あり大に口を張りて食せり。[九三]復諸比丘あり飯未だ至らざるに大に口を張りて待ち、蠅口に入りて食し竟るに多く吐きぬ。[九四]復諸比丘あり鼻を縮めて食せり。諸居士見て皆譏呵し、長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「手に食を滿して食せざらんと應に當に學すべし、大に口を張りて食せざらんと應に當に學すべし、飯未だ至らざるに大に口を張りて待たざらんと應に當に學すべし、鼻を縮めて食せざらんと應に當に學すべし」と』。諸比丘、飯口に至るも猶敢へて開かず、口邊を汙し地に流ち墮ちぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「遠からず近からざらんに便ち應に開くべし」と。

[九五]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は食を含みて語り、食或は地に落ち或は衣上に落ち或は鉢中に落ちぬ。諸居士見て皆譏呵し、諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒

【六三】 衆學法第五十一、一心受食戒。
【六四】 婆伽國(Bhaggā)。
【六五】 首摩羅山(Suṃsumāragira)。失收摩羅山なり、十誦律三十八(張五。四二左)に失守羅とせり。
【六六】 恐怖林 (Bhesakalā)。恐怖鹿鬼林・深林・恐怖稠林・恐怖鹿林ともいふ。十誦律に鞞師藍蜜伽藍とあるは鞞師伽藍は Bhesakalā の略、蜜伽藍は migārāma(鹿園)の音寫にあらざるか。若し然りとせば恐怖鹿林に相應すべし。
【六七】 菩提王太子(Bodhirājakumāra)。十誦律には菩伽王子とす。
【六八】 講堂の名を Kokanada (m. 85. Bodhirājakumāra S.) とせるも、十誦律には菩伽王子家有₂新堂成₁、名₂鳩摩羅₁未₃有₂沙門婆羅門入₁中坐者₁とありて鳩摩羅となす。
【六九】 薩閣子摩納。薩閣子は Sañjikāputta 摩納は māṇavaka にして青年婆羅門のことなり。卽ち薩閣子なる青年婆羅門と解すべきなり。十誦律には薩若羅𡛼路摩牢とせり。菩提王子の臣なり。
【七〇】 Sakkaccaṃ piṇḍapātaṃ paṭiggahessāmīti s. k.
【七一】 衆學法第五十二、溢鉢受食戒。Samatittikaṃ piṇḍap-

や不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「(八〇)飯食を棄てさらんと應に當に學すべし」と』。

(八一)佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は食手を以て(八二)淨飲器を捉り、肥膩にて汙穢しければ餘比丘之を惡み、諸居士見て譏呵して言はく、「云何が食手を以て淨飲器を捉れる」。長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「食時に應に右手を以て淨飲器を捉るべからず」と。(八三)後の時諸白衣は飯を行し比丘左手を以て受けんとせしに、白衣與へずして是言を作さく、「不なり」と。諸比丘に告げて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『應に手を淨洗して飲器を捉るべし。今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、(八四)「食手を以て淨飲器を捉らざらんと應に當に學すべし」と』。食手とは、食するに其手を汚し及び肥膩するなり。

(八五)佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は食を吸うて食せり。復諸比丘あり食を嚼みて聲を作せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は食するに狗の水を(八六)嚃するが如し」と。復婆羅門あり諸比丘を請じて粥を與へしに、諸比丘は粥を歠りて聲を作せり。一比丘ありて言はく、「今諸比丘食するに寒戰時の如くなり」。是語を作し已りて心に疑悔を生ずらく、「我今僧を毀呰せりや」とて、云何せんかを知らず是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝何の心を以て是語を作せる」。答へて言さく、「恨心あり戲心ありき」。佛言はく、「恨心にて呵せるは無犯なるも戲心にて呵せるは突吉羅を犯す」と。諸比丘に告げたまはく、『今諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、(八七)「食を吸うて食せざらんと、(八八)食を嚼むに聲を作

【五七】衆學法第三十九・四十企行入家內(坐家內)戒。企行は跂行にしてつまだて行くなり。四分・巴利・十誦になし。有部第二十一條に足指行、僧祇第九十四條に脚指行とあるは此戒に相當す。

【五八】衆學法第四十一・四十二蹲行入家內(坐家內)戒。na ukkuṭikāya……g. s. k. 巴利律に蹲行坐家內の條文なし。梵本第三十條にあるも逸失せり。

【五九】衆學法第四十三・四十四覆頭入家內(坐家內)戒。na oguṇṭhito……g. (n.) s. k.

【六〇】衆學法第四十五・四十六戲笑入家內(坐家內)戒。na ujjhaggikāya……g.(n.) s. k.

【六一】衆學法第四十七・四十八高聲入家內(坐家內)戒。Appasaddo……g. (n.) s. k. 四分律に寂默入、十誦に小聲入、有部に少語言とあるに相應する條文なり。

【六二】衆學法第四十九・五十序入家內(坐家內)戒。Susaṃvuto……g.(n.)s. k.(巴利律第五・六)。十誦律第二十五・二十六には善好入白衣舍(坐)、有部律第十一條の好正披、僧祇律第二十三條の動手足家內坐及び解脫戒經第三條の正直入白衣舍に相當す。

に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「溢鉢受食せず、羹飯俱に食せん、鉢中處々に於て食を取らざらん、中央を刳りて食せざらん、指を曲げて鉢を抆うて食せざらん、食を齅いで食せざらんと應に當に學すべし」と』。

七七佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は左右顧望して食せるに、諸白衣譏呵すらく、「此諸比丘は狗の如く烏の如し、自ら食しつゝ人を並視せんとは。食するに尙ほ食法を知らず、況んや餘の深理をや」。諸長老比丘聞いて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に左右に顧視して食すべからず」と。時に諸比丘便ち敢へて顧視せず、閉目して食して羹飯を益むるをも見ざりければ、六群比丘は其の可食物を取りしに、目を開いて問うて言はく、「誰ぞ我食を取りしは」。答へて言はく、「汝等自ら視ずして反りて傍人に問はんとは」。餘比丘種々に呵責し已りて佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、七八「鉢を諦視して食せんと應に當に學すべし」と』。鉢を諦視すとは、繫視して鉢に在き益食の時を視るなり。

七九佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は飯食を棄損しければ諸居士譏呵すらく、「此諸比丘は小兒の食するが如し」。復五百比丘あり一居士家に於て食せるに、諸白衣中に「比丘は食するに都べて棄飯せず」と言ふあり、「棄(飯)す」と言ふ者ありて二人遂に共に之を賭け、諸比丘は今日偶棄飯せざりき。後の時餘處に於て食するを見るに棄飯しければ譏呵せることと上の如し。諸比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾り

戒本には第五十五・五十六條(hunatannaplugaikaya……)に存す。

【五一】衆學法第二十七・二十八隱人入家内(坐家内)戒。との戒は諸律になし。但し十誦廣律より集出せる法顯の十誦比丘尼戒本第三十三・三十四條にのみ財隱人肩入白衣舍(坐)とあるは注意すべきなり。

【五二】衆學法第二十九・三十叔膝入家内(坐家内)戒。Khambhukato g. (n.) B. k.

【五三】衆學法第三十一・三十二拄頬入家内(坐家内)戒。四分・巴利・有部・僧祇に此戒なし。十誦戒本・梵本第六十一條に掌扶頬白衣舍坐(panam hattham upadāya)の戒ありて掌扶頬入白衣舍の條文なし。

【五四】衆學法第三十三・三十四掉臂入家内(坐家内)戒。Bāhuppacālakam…g.(n.) B. k.

【五五】衆學法第三十五・三十六高視入家内(坐家内)戒。四分・巴利・僧祇に此戒なし。十誦戒本第二十五・二十六條の自大入(坐)(梵本の此條逸失)有部の高視入白衣舍、解脱戒經の自傲入白衣舍に高視入と相應すべきなり。

【五六】衆學法第三十七・三十八左右顧視入家内(坐家内)戒。Okkhittacakkhu……g.(n.) B. k.

美飲食を辦へ、明日自ら送りて彼講堂に至り、其家の内外に皆雜色の衣を敷き、時至りて佛に白さく、「願はくは威神を屈したまはんことを」。佛、五百比丘と與に前後に圍遶せられて彼講堂に到り階道の下に住まりたまふに、太子偏袒右肩し右膝を地に著け合掌して佛に白さく、「唯願はくは世尊、此階堂に登りて我をして長夜に安樂を受獲せしめたまはんことを」。佛猶ほ上りたまはず、是の如く三たびに至りて最後に請ぜしに、時に佛、阿難を顧視したまへり。阿難は佛の聖旨を承けて太子に語げて言はく、「此雜色の衣を收めよ、佛は上を蹈みたまはず、後世を愍みたまふが故に」。太子即ち勅して衣を收めしめ復前の如くに白すに、是に於て世尊は衆僧と倶に上りて坐に就きたまへり。太子は自ら手づから食を下きしに、諸比丘は一指を以て或は二指を以て鉢を捻みて受け、食を下きて中に著るゝに即ち皆鉢を失して飲食流漫し其水精の地を汚せり。諸居士見て譏呵して言はく、「此諸比丘は正に憍兒の似く、又狡戲の如し」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[七〇]「一心に食を受けんと應に當に學すべし」と』。一心に食を受くとは、左手にて一心に鉢を擎げ右手にて緣を扶くるなり。

[七一]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は溢鉢受食して羹飯を棄損しければ、諸白衣譏呵すらく、「此諸比丘は貪受して厭くなきこと飢餓人の如し」。[七二]復諸比丘あり、白衣家に於て飯食を得ては盡くして羹を待たず、羹を得ては復食し盡くして飯を待たざりき。諸白衣譏呵して言はく、「此諸比丘は食を貪ること狗の如くなり」。[七三]復諸比丘あり、鉢中處々に於て食を取れり。[七四]復諸比丘あり、中央を刳りて食せり。[七五]復諸比丘あり、指を曲げて鉢を扠うて食せり。[七六]復諸比丘あり食を歠ぎて食せり。諸居士見て皆譏呵せしに、長老比丘聞いて是を以て佛に白し、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘

---

tuṅghare gamissāmiti s. k.
【四四】 衆學法第十二好覆身坐家內戒、Supaṭicchanno……nisīdissāmiti s. k.
【四五】 衆學法第十三・十五・十七反抄衣入家內戒。na ukkhittakāya antaraghare gamissāmiti s. k. これに衣を右肩上、左肩上、兩肩上に著して入るの三戒を攝す
【四六】 衆學法第十四・十六・十八反抄衣坐家內戒。na ukkhittakāya……nisīdissāmiti s. k. これにも衣を右肩上・左肩上・兩肩上に著して坐するの三戒を攝す。
【四七】 衆學法第十九・二十搖身入家內(坐家內)戒。Kāyappacālakaṃ……gamissāmiti (nisīdissāmiti) s. k.
【四八】 衆學法第二十一・二十二搖頭入家內(坐家內)戒。sīsappacālakaṃ……s.(n.)s. k.
【四九】 衆學法第二十三・二十四搖肩入家內(坐家內)戒。巴利戒本に此條なきも梵本・十誦戒本には第四十九・五十條(Aṃsapracālaka…)に存す。四分律には搖身、巴里律には搖身・搖頭、五分律には搖身・搖頭・搖肩の三に分てるは注意すべし、
【五〇】 衆學法第二十五・二十六携手入家內坐家內)戒。四分・巴利・僧祇に缺く。梵本・十誦

搖り、[五〇]或は手を携へ、[五一]或は人を隱し、[五二]或は腰に扠し、[五三]或は頰を拄へ、[五四]或は臂を掉りて白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[五五]或は高視し、[五六]或は左右に顧視して白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[五七]或は企行して白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[五八]或は蹲行して白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[五九]或は頭を覆ふて白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[六〇]或は戲笑して白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[六一]或は高聲して白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[六二]或は不庠序に白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐せり。諸居士見て譏呵せること前の如く、諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に衆學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「好く身を覆うて白衣舍に入らんと應に當に學すべし、……乃至、庠序として白衣舍に坐せんと應に當に學すべし」と』。

[六三]佛、[六四]婆伽國に遊びて大比丘僧五百人と倶に[六五]首摩羅山に到りて[六六]恐怖林に住したまへり。爾の時、[六七]菩提王太子あり、此山に於て新に[六八]講堂を立てたるも未だ沙門・婆羅門にして中に入りて坐せる者あらざりき。彼太子、佛來りて此山に到り恐怖林に住したまへりと聞いて、[六九]薩闍子摩納に告ぐらく、『汝、我名を以て世尊を問訊せよ、「病少く惱少くして起居輕利なりや不や。我れ此山に於て新に講堂を立てたるも未だ沙門・婆羅門にして中に入りて坐せる者あらず、唯願はくは世尊及び衆僧と與に先に此堂を受けたまひ、中に於て薄か供養を設けて我をして長夜に安隱ならしめたまはんことを。若し佛、教あらんに我當に諦受すべし」と、此を以て佛に白して速に還りて我に報ぜよ』。摩納教を受けて到り已り、頭面に禮足して却いて一面に住して具に太子が意を宣ぶるに、佛默然して之を受けたまへり。時に薩闍子は佛の許したまへるを知り已りて還りて太子に白すに、太子通夜して多

二一一）參照。

【三四】半壓。宋・元・明・宮本に半壓とす、壓は壓と同じ。

【三五】本文に如圓棕者攝上令圓以攝腹前とあり。宋・元・明・宮本には以攝を似諂とせるも今改めず。解脫戒經（律部十一、註一六四）に發圖の如くすとあるは今の圓棕に相當す。

【三六】細諂、細かくひだを取るなり。四諂を律制とす。

【三七】この突吉羅罪は不故作（故意に作さず）の故に獨り責心悔するなり。

【三八】この突吉羅罪は故作（故意）なる故に一人比丘前に懺悔するなり。

【三九】第十波逸提輕呵戒を犯ず。

【四〇】衆學法第八―十上衣者法戒。太高・太下・參差の三條を攝す。

【四一】この戒文には三條とせるも巴利戒文には parimaṇḍalaṃ pārupissāmiti s.k.（全圓を上衣を以て覆ふべしと應に當に學すべし）とありて一條とし、四分・僧祇と一致す。五分・十誦・有部戒文と相違せり。

【四二】以下白衣家に入り、及び白衣家に坐するに就ての不作法四十條を列ぬ。

【四三】衆學法第十一好覆身入家內戒、Supaṭicchanno an-

く、「此諸沙門は下衣を著するに或は婦人の似く、或は伎兒の似くにして、此を以て好と爲して[三一]風法あることなし、尙ほ著衣を知らず、何に況んや理に於てをや」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に[三二]應學法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[三三]「高からず、下からず、參差ならず、多羅葉の如くならず、象鼻の如くならず、圓椓の如くならず、細襵せずして下衣を著せんと應に當に學すべし」と。高著とは[三四]半踁已上、下著とは踝より已下、參差著とは四角齊しからず、多羅葉の如く著すとは前高く後下く、象鼻の如くとは上の一角を垂れ、[三五]圓椓の如くとは上を撮りて圓からしめ以て腹前に攝し、[三六]細襵とは腰を遶りて細襵を作るなり。[三七]若し解らず問はずして此著を作さんに突吉羅、[三八]若し解りつゝ愼まずして此著を作さんに突吉羅、[三九]若し解りつゝ戒を輕んじ人を輕んじて此著を作さんに波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅、若し病時・泥雨時には不犯なり。

[四〇]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は衣を披るに或は太だ高く、或は太だ下く、或は參差し……居士譏呵……乃至、諸比丘の爲に應學法を結したまへること皆上に說けるが如し……(佛言はく)、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[四一]「高からず、下からず、參差せずして衣を披んと應に當に學すべし」と』。高下參差の義は上に說けるが如し。

[四二]佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[四三]好く身を覆はずして白衣舍に入り[四四]或は此を以て白衣舍に坐し、[四五]或は衣を反抄して右肩上に著けて白衣舍に入り[四六]或は此を以て白衣舍に坐し、或は衣を反抄して左肩上に著けて白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、或は左右に衣を反抄して兩肩上に著けて白衣舍に入り或は此を以て白衣舍に坐し、[四七]或は身を搖り、[四八]或は頭を搖り、[四九]或は肩を

羅葉・象鼻・圓椓・細襵の七條を攝す。

【二九】王舍城。本律衆學法の制處は殆んど王舍城とせるも時に婆伽國を制處とせるあり。四分律と僧祇律とは一切舍衞城とし、十誦律は舍衞城・迦毗羅衞城・王舍城とし、有部律は更に婆羅痆斯・江豬山を加へ、巴利律は殆んど舍衞城なるもKosambi, Bhagga, Bārāṇasīを制處とせるもの二三あり。

【三〇】下衣。(nivāsana)。涅槃僧・泥洹僧・泥婆珊と音寫し、內衣若しは下衣若しは裙とも稱す。下衣を安陀會(antaravāsaka)のこととなりとする場合あり、律部九、註(二一の九〇)內衣の下參照。

【三一】風法。沙門相應の風格。

【三二】應學法。一々戒の終りにある式叉迦羅尼(sikkhā karaṇīya)を譯して今應學法といへり。應に當に學すべきの法との意。

【三三】この內衣著法に七條を攝するも巴利戒文には parimaṇḍalaṃ nivāsessāmīti sikkhā karaṇīyā とありて一條とせり。四分・巴利・僧祇戒文一致せるは注意すべし。parimaṇḍala は全圓卽ち臍と兩膝とにして、齊整にこの三輪を內衣を以て覆ふべしとの義なり。律部九、註(二〇の

賊ありて汝を抄取せんと欲すれば汝等來ること莫れ」。諸女便ち止むるに、諸奴復言はく、「諸釋婦女の來らざる所以は、必らず是れ諸比丘先に往いて之に語げたればなり」。卽ち諸比丘に問ひ、諸比丘は妄語せざれば實を以て答へしに、奴便ち諸比丘を打ち盡く衣鉢を奪ひて死に垂んとして乃し置きぬ。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、『應に賊ありと語ぐべからず、但使して「來る莫れ」と語げよ』と。時に諸比丘は外人の當に來るべきやを知らざりければ、是を以て佛に白すに佛言はく、「應に恒に遠望して若し人の來るを見んに馳せ往いて之に語げ、食あらば爲に取りて速に遣して反らしむべきなり。今より是波羅提提舍尼法は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、阿練若處に住し疑恐怖あらんに、先に伺視せずして僧坊内に在りて自ら手づから食を受けて、外に出でて受けざらんに、是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過せん」と、是を悔過法と名く』と。[二四]人あり食を送りて忽に至り已りて僧坊に入りしに、諸比丘は云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに佛言はく、「一人卽ち爲に受けて、自ら一分を出して餘は衆に行與し、己が一分を以て衆中の一人に從うて貿食して速に去らしむるを聽す。若し去るを得ざらんには應に送食人を藏して賊をして見せしむること勿るべし。若し藏するを得ざらんに、應に袈裟を與へて披せ、送りて去らしむべし。若し復得ざらんに、應に權に頭を剃り法服を著して去らしむべし」と。[二五]沙彌は突吉羅なり。若し軍行經過して食を與へ、若しは賊自ら食を持して與へんには不犯なり。(第四法竟る)

[二六]初分第七　[二七]衆學法

[二八]佛、[二九]王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[三〇]下衣を著するに、或は太だ高く、或は太だ下く、或は參差し、或は多羅葉の如く、或は象鼻の如く、或は圓椽の如く、或は細襵せり。居士見て譏呵して言は

【二四】本文に有人送食忽至已入僧坊、諸比丘不知云何以是白佛、佛言聽一人卽爲受自出一分餘行與衆以己一分從衆中一人貿食令速去、若不得去應藏送食人勿令賊見、若不得藏應與袈裟披送令去、若復不得應權剃頭著法服令去……とあり。傍線せる所難解なり。賊難ある阿練若にては僧坊外に出でて食を受くべきも、今忽に食を持ちて僧坊に入り來りし場合の作法なり。僧中の一人代りて受けて食の一分を出し、餘食を使に持たせて衆僧に行與(廻り施す)し已りて、己が分と衆中の一人と食を交換して後使を去らしむるなり。これ食を受けつゝも受けざる意を作さしめんとの作法なるべし。「披」の字は宋・元・明・宮本に被の字と爲す。

【二五】本文に四悔法竟とあり、宋・元・宮本には四法竟とす。今明本により第四法竟と改む。

【二六】本文に五分律第一分之七衆學法とあり、宋・元・宮本には五分律初分第七衆學法とす。今、明本により初分第七衆學法とす。

【二七】衆學法(sekhiyā dhammā)。律部九、註(二一の八八)參照。

(二八)衆學法第一—第七內衣著法戒。太高・太下・參差・多

事を以て比丘僧を集めて諸比丘に語げたまはく、「若し羯磨學家より食を取りて食せず、而も他に與へて(他が)食せんに皆不犯なり。今より是戒は應に是の如くに説くべきなり」、『諸學家ありて僧、學家羯磨を作さんに、若し比丘無病にして先に請を受けずして、是學家に於て自ら手づから食を受けんに、是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。若し學家の財物竭盡せんに、[20]僧に園田あらば應に與へて知らしめ、常限を畢へたる餘をして以て自に供せしむべきなり。若し園田なきには僧に異供養あらば、時に其學家をして作さしめて遺餘を得せしむべし。若し復此なきには、乞食して得已るに應に其家に就りて食して其所餘を與ふべきなり。若し爾る能はざらんには、應に僧坊に將ゐ至りて其房舍臥具を給し、次第に食を與へ非時漿飲も皆悉く之に與ふべく、若し可分の衣あらば亦應に分を與ふべきなり。彼學家婦女には諸比丘尼は亦應に是の如くに料理すべきなり。沙彌は突吉羅なり。(第三法竟る)

[21]佛、[22]迦維羅衛城尼拘類園に在しき。爾の時諸比丘あり[23]阿練若處に住し、諸白衣は食を餉りて賊の爲に刧かされければ便ち嫌呵して言はく、「何ぞ以て我に語げざる、我若し之を知りたらんに當に杖を持して自ら衞るべく、亦可しく來らざるべかりしに」と。諸比丘、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今諸比丘の爲　波羅提提舍尼法を結せん、今より是戒は應に是の如くに説くべきなり」、『若し比丘、阿練若處に住して疑恐怖あらんに、先に伺視せずして僧坊内に在りて食を受けんに、是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過せん」と、是を悔過法と名く』と。爾の時諸釋の五百奴叛きて阿練若處に住せしに、諸釋の婦女往いて問訊して衆僧に布施せんと欲せり。諸奴聞き已りて共に議して言はく、「我等當に道中に於　抄取すべし」。諸比丘聞いて便ち往いて諸釋婦女に語ぐらく、「此中に

【二〇】本文に僧有園田應與令知使異常限餘以自供とあり。宋・元・明・宮本には異の字を畢とせり、今改む。常限を畢へたる餘とは、常年の收穫程度のものを僧伽の物とし、その殘餘を以て學家居士に與へよとの意なり。

【二一】提舍尼法第四阿蘭若安坐受食戒。僧祇律のみ第一條とす。

【二二】迦維羅衞城尼拘類園(sakkesu Kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme)諸律皆制戒處を同じくせり。

【二三】阿練若處(āraññaka senāsana)、林中寂靜の處。

飯食せざりければ、長者言はく、「我れ三寶に歸して復更に諸餘の福田を求めざれば、願はくは我食を受けたまはんことを」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「鉢中に三分の一を受くるを聽す」。佛既にして三分の一を受くるを聽したまひしに、諸比丘便ち盡く往いて乞ひければ、家財竭盡せること復前より甚しかりき。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に波羅提提舍尼法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『諸學家ありて僧、學家羯磨を作さんに、若し比丘是學家に於て食を受けんに是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。彼の瞿師羅財物未だ盡きざりし時、別に[一九]一出息坫を立てゝ僧中の病比丘を請じて以て之に供養せり。復一藥坫あり亦是の如くせしに、諸病比丘後に慚愧して敢へて受けざりき。長者言はく、「我本僧中病比丘の爲に此財物を出し及び藥坫を立てたれば、若し受けざらしめんには終に持ち歸らじ」。諸比丘是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「是れ彼が財物未だ竭盡せざりし時に請ぜる施なれば、今諸比丘に隨意受を聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『諸學家ありて僧、學家羯磨を作さんに、若し比丘無病にして先に請を受けざるに、是學家に於て食を受けんに是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過せん」と、是を悔過法と名く』と。復一比丘あり無病なるに羯磨學家より食を取り、受け已りて心に疑ふらく、「我故に當に波羅提提舍尼を犯ぜざるべきや」とて、持し還りて餘比丘に與へぬ。餘比丘食し已りて問うて言はく、「汝何の故に食せざる」。答へて言はく、「我れ病たきに羯磨學家より此食を取りたれば、波羅提提舍尼を犯ぜんかを恐れてなり」。彼比丘言はく、「汝が疑ふ所の如くに我も今之を犯ぜるならん」。是を以て佛に白すに、佛は是

【一九】出息坫。金銀錢の交易によりて息を出す店、息は資金の子息即ち利息なり。即ち一定の財物を出し、その出納求利によりて病比丘を請ぜるものなるべし。

「施主厭くことなしと雖受者應に足るを知るべきに、如何が他家を侵損して財物竭盡し、我等食分を以て之に與へしに猶復割奪せる。慈愍心なくして苟めにも快意を欲せること、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘に瞿師羅長者の爲に[一七]學家白二羯磨を作すことを聽さん、……乃至、一比丘も其家に入るを聽さず」と。應に一比丘唱へて言ふべきなり、「大德僧聽きたまへ、此は瞿師羅長者なり、諸比丘往いて其家に到り、種々食を取り滿鉢して還りて遺餘を留めず、遂に其家をして財物竭盡せしめたれば、今學家羯磨を作し、……乃至、一比丘をも復其舍に入るを聽さゞらんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此は瞿師羅長者なり、諸比丘往いて其家に到り、種々食を取り滿鉢して還りて遺餘を留めず、遂に其家をして財物竭盡せしめたれば、今學家羯磨を作し、……乃至、一比丘をも復其舍に入るを聽さゞらんとす、誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ、僧已に瞿師羅の與に學家羯磨を作し竟りぬ、僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。時に諸比丘は便ち處々に餘家の與に學家羯磨を作しければ、是を以て佛に白すに佛言はく、「處々に餘家の與に學家羯磨を作すを聽さず、若し婦は是れ聖人にして壻は是れ凡夫、或は婦は是れ凡夫にして壻は是れ聖人ならんに、皆與に學家羯磨を作すべからず。若し夫婦倶に聖人にして慳貪心なからんに、財物竭盡して然して後乃し與に學家羯磨を作す(べき)なり」。時に諸比丘は皆敢へて復瞿師羅家に往かざりければ、彼家の大小にして見えんことを思はざるはなかりき。時に瞿師羅は僧坊に到り諸比丘に白して言さく、「我れ[一八]三尊に歸して復更に諸餘の福田を求めざれば、願はくは諸大德よ我家に來往したまはんことを」と。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「往くを聽す」。諸比丘は往くと雖而も

【一七】 學家白二羯磨(sekha-sammata ñattidutiya kamma) 律部九、註(二一の七四)學家羯磨の下參照。

【一八】 三尊。佛法僧の三寶。

今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。爾の時五百比丘あり一長者家に在りて食せしに、彼が常に供養する所の比丘尼來りければ、諸比丘は便ち聲を齊しくして言はく、「小らく却け、小らく却け」と。彼比丘尼極めて大に羞恥して卽ち便ち還り去りしに、主人見已りて諸比丘に問ふらく、「此比丘尼は何の相犯せるありてか聲を齊しうして驅遣せる」。或は復言ふあり、「此輩の沙門は比丘尼が其食分を奪ふを恐れて是故に是の如くせり。同じく共に出家しつゝ而も相嫉妬して自ら相喜ばず、況んや餘人に於てをや」。諸長老比丘聞いて、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘食時に、比丘尼が欲・瞋・癡・畏に隨うて敎へて食を益さしめず及び默然住せるに、波羅提提舍尼を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是の波羅提提舍尼法は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、白衣家にて食を請ぜんに、比丘尼あり益食人に敎へて言はく、「是比丘に飯を與へよ、是比丘に羹を與へよ」と。諸比丘は應に是比丘尼に語ぐべし、「姉妹小らく却いて諸比丘の食し竟るを待て」と。若し衆中乃至一人の語ぐる者なからんに、是諸比丘は應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。若し比丘尼あり敎へて比丘に食を益さしめんに、第一上座は應に語ぐべく、若し上座の語を用ひざらんに第二上座は次に應に語ぐべく、是の如く轉下して乃し新受戒者に至るなり。若し式叉摩那・沙彌尼にして敎へて比丘に食を益さしめんに、比丘「小らく却け」と語げざらんには突吉羅なり。若し比丘敎へて比丘に食を益さしめ、不平等にして食せんには突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。（第二法竟る）

[一三]佛、拘舍彌國に在しき。爾の時長者[一四]瞿師羅は佛法を信樂し[一五]見法得果して、常に佛及び比丘僧に供養せり。彼後の時に於て財物竭盡しければ、[一六]中表の親戚食を送りて之に與へしに、諸比丘は猶其家に到り滿鉢を取りて去り、其家內の人飢苦に堪へざりき。隣人之を見て皆譏呵して言はく、

【一三】提舍尼法第三學家受食戒。僧祇律のみ第四條とす。四分は王舍城、十誦・有部は維耶離、巴利・僧祇は舍衛城を制戒處とす。

【一四】瞿師羅（Ghosita）。具史羅とも音寫し、美音と譯す。歸佛の後、瞿師羅園を作りて世尊に奉献せり。十誦には衆師首羅とし、有部には師子長者とし、僧祇には大臣毗闍緣とせり。四分・巴利にはその名を出さず。

【一五】見法得果。三寶及び戒の四法に於て堅固の信を成じ、四諦の道理を諦らめて初果の證位を得たるをいふ。

【一六】中表親戚。中表は中外なり、近遠の親戚をいふ。

諸の油・酥を施せり。諸比丘云何せんかを知らず是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘尼の施食を受くるを聽さん、街巷中に於て受くるを得ざれ。今より是の波羅提提舍尼法は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘無病に[二]街巷中に在りて非親里比丘尼より自ら手づから食を受けんに、是比丘は應に諸比丘に向うて悔過すべきなり、「我れ可呵法に墮せり。今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。若しは比丘聚落外に在り比丘尼聚落內に在りて食を受け、若しは比丘聚落內に在り比丘尼聚落外に在りて食を受け、若しは比丘空に在り比丘尼地に在りて食を受け、若しは比丘地に在り比丘尼空に在りて食を受けんに皆突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。（第一法竟る）

[三]佛、王舍城に在しき。爾の時居士あり二部僧に食を請ぜしに、六群比丘は六群比丘尼と對坐して互に下食人に教へて相益さしめ、餘の善比丘は復食を得ざりければ主人に語げて言はく、「汝今僧を請じつゝ何ぞ食を益さゞる」。答へて言はく、「今此比丘は我意を亂し、誰にか應に益すべからざるかを知らざりき」。主人便ち六群比丘を譏呵して言はく、「此等更相に食を勸むること、正に婦を將ゐて共に人請を受くるに似たり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に波羅提提舍尼法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、白衣家にて食を請ぜんに、是中比丘尼ありて是語を作さく、「是比丘に飯を與へよ、是比丘に羹を與へよ」と。諸比丘は應に是比丘尼に語ぐべし、「姉妹、小らく却きて諸比丘の食し竟るを待て」と。若し比丘の中、乃至一比丘も是比丘尼に「姉妹、小らく却きて諸比丘の食し竟るを待て」と語ぐる者なからんに、是諸比丘は應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、

【二】街巷中。巴利戒文に antaragharaṃ paviṭṭhāya とあれば白衣家中に入りてとの意に解すべきなり。律に唯一家なりとも男女共住せんには村と名くとある故に、今も街巷＝村＝一夫婦居住處＝白衣家なりと解すべきなり。

【三】提舍尼法第二比丘尼偏心授食戒。僧祇律のみ第三條とす。四分・有部のみ舍衞城を制戒處とす。

自ら知量すべきなり。此輩常に少欲知足を說きつゝ、[六]而も今貪取して苟にも同道を困めんとは」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、[七]「今、諸比丘の爲に波羅提々舍尼法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、比丘尼より食を受けんに、是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、[八]「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。諸比丘の親里比丘尼にして能く飮食を得るあり、諸比丘乞食に艱難せるを見て語げて言はく、「自ら苦困すること莫れ、我より之を取りたまへ」。諸比丘言はく、「佛は我等に比丘尼より食を受くるを聽したまはず」。諸比丘尼言はく、「唯親のみ知りて應に與ふべく、知りて應に取るべきなり、願はくは以て佛に白したまはんことを」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘に親里比丘尼より食を受くるを聽さん、今より是の波羅提提舍尼法は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、非親里比丘尼より食を受けんに、是比丘應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く』と。又諸病比丘あり、病を牽いて乞食せしに病輒ち增劇しければ、諸比丘尼語げて言はく、「自ら苦困すること莫れ、我より食を受けよ」。病比丘言はく、「佛は我に非親里比丘尼より食を受くるを聽したまはず」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、病比丘に非親里比丘尼より食を受くるを聽さん、今より是の波羅提提舍尼法は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘無病に非親里比丘尼より食を受けんに、是比丘は應に諸比丘に向うて悔過すべし、「我れ可呵法に墮せり、今諸大德に向うて悔過す」と。是を悔過法と名く』と。時に諸比丘尼は或は僧坊に於て、或は白の住處に於て、或は諸家に在りて、諸比丘の爲に[九]前食・後食・[一〇]怛鉢那及び粥を設け、又與に浴を作し、

【六】本文に而今貪取苟困同道とあり。苟困を元・明本には苦困とせり、今改めず。同道は法を同じくし食を同じくする同法同食の者との意。

【七】本文に今爲諸比丘結波羅提々舍尼法とあるも宋・元・明・宮本には今爲諸比丘結戒とあり。

【八】可呵法に墮せりとは、巴利戒文に…… gārayhaṃ āvuso dhammaṃ āpajjiṃ asappāyaṃ pāṭidesaniyaṃ……（友よ、私は賤しむべき不相應の悔過すべき法に墮ちこみぬ）とあるに相當す。

【九】前食・後食。律部九、註（一六の一一・二〇の八九）參照。

【一〇】怛鉢那（tappana）。本律註（八の一三七）及び律部十、註（二八の四七）野波那食の下參照。

卷の第十　彌沙塞

初分第六[一]　四悔過法[二]

[三]佛、舍衛城に在しき。爾の時[四]和伽羅母優婆夷は佛法を信樂して常に沙門に供養し、人と爲り長雅たりき。其後、信を以て出家しては、少欲知足にして多く供養を致せり。乞食して持し歸るに一比丘を見て問うて言はく、「何の故にか此に行れる」。答へて言はく、「乞食せんとなり」。又問ふらく、「能く我が此食を受くるや不や」。答へて言はく、「能くす」。即ち便ち之に與へ復一家に入りて乞食せしに、彼比丘は餘比丘に語げて言はく、「和伽羅母比丘尼は能く飲食を得れば可しく彼に從うて取むべし」。諸比丘聞いて即ら便ち往いて彼に就るに、比丘尼は食を得ては輒ち復之に與へて是念を作さく、「我れ最後の所得を當に持し歸りて食すべし」。既にして得て持し出づるに復一比丘に逢ひ、前の如くに問訊し、又以て之に與へて空鉢にして還れり。諸比丘は食後に集議して言はく、「彼比丘尼は幸に能く多く飲食を得れば我等何ぞ煩はしく餘處に求乞せん、但當に日々共に其後に隨ふべし」。是に於て明旦聚落中に入り尋いで之に隨ふに、彼比丘尼食を得ては輒ち與へて空鉢にして歸れり。第三日に至り晨朝行いて乞ふに、時に長者あり馬車に乘じて行き、彼比丘尼適之を避けんと欲して即ち便ち地に倒れぬ。時に波斯匿王に令ありき、「若し國内に於て釋子沙門を輕慢せんには當に之を重治すべし」と。彼長者即ち大に惶怖して下車し扶起して謝して言はく、「我れ相犯さゞらんや、何ぞ以て急爾なる」。答へて言はく、「實に犯されじ、我れ飢乏せるが故なれば」。又問ふ、「乞食得ざりしや」。答へて言はく、「我が所得の食は盡く比丘に與へしが故に此惡を致せり」。又言はく、「願はくは我食を受けよ」。[五]默然して之を許ひければ、即ち以て施與せしに、還比丘に與へぬ。長者下車せしに人衆已に多くして皆譏呵して言はく、「此比丘尼施して厭くことなしと雖、受者應に

【一】本文にはゞ一分の六、悔過法とあり、宋・元・宮本には五分律初第六、四悔過法とあるも、今明本によりて改む。宋・元・明・宮本は此處には卷を分たず、註(九の八七)參照。

【二】四悔過法。四波羅提提舍尼法(Cattāro pāṭidesaniyā dhammā)なり。略して提舍尼法ともいひ、比丘に四條ある故に四提舍尼法、譯して四悔過法といふ。對首悔即ち一人の比丘前にて發露悔過すべき罪、五篇、罪の中にては第四位なるも罪體は突吉羅(トキラ＝惡作)罪に同ず。

【三】提舍尼第一受比丘尼食戒。僧祇律は第二條なり。諸律皆舍衛城を制戒處とす。

【四】和伽羅母。傳を明かにせず。四分・十誦・有部は蓮華色比丘尼、僧祇律は尸利摩比丘尼を緣とし、巴利律には名を出さず。

【五】本文に默然許之即以施與還與比丘とあり。宋・元本には即以示還與比丘とあり、明・宮・聖本には即以衣與還比とせり。其意通ぜざれば今改めず。

佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて難陀・跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、檀越にして僧に與へんと欲する物なるを知りて、[129]餘人に迴與せんに波逸提なり」と』。餘は[130]「僧に與へんと欲する物を迴らして已に入るゝ」中に說けるが如し。（九十一事竟る）

五分律卷第九

下參照。優波離陀の兄なる難陀にあらず。

【一二八】波逸提第九十一迴僧物施餘人戒。巴利第八十二條、僧祇第九十一條にして、四分・十誦・有部に此戒存せず。巴利・僧祇は舍衞城を制戒處とす。

【一二九】餘人に迴與せんに(pari-ṇāmeyya)とは、三人二人一人に迴與する意。

【一三〇】本律卷五の註(一一)尼薩耆第十四迴僧物戒なり。

佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、覆瘡衣を作らんに應に量の如くに作すべし、[一二〇]長さ四修伽陀磔手、廣さ二磔手なり、若し過ぎんには波逸提なり」と』。覆瘡衣は瘡を病める時に著し、瘡差えんに應に淨施すべきなり。餘は坐具の中に說けるが如し。（八十八事竟る）

[一二一]佛、舍衞城に在しき。爾の時佛は毗舍佉母に、僧に雨浴衣を施すことを聽したまへり。諸比丘便ち廣大作し、諸居士譏呵し……乃至、諸比丘は是を以て佛に白せること皆上に說けるが如し……諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一二二]雨浴衣を作らんに應に量の如くに作すべし、長さ[一二三]五修伽陀磔手、廣さ二磔手半なり、若し過ぎんには波逸提なり」と』。餘は覆瘡衣中に說けるが如し。（八十九事竟る）

[一二四]佛、舍衞城に在しき。時に諸比丘は修伽陀衣已量衣若しは過(量衣)を作り、居士譏呵し、……乃至、諸比丘は是を以て佛に白せること皆上に說けるが如し……諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一二五]修伽陀衣已量衣若しは過(量衣)を作らんに波逸提なり。修伽陀衣已量とは、長さ[一二六]九修伽陀磔手、廣さ六磔手、是を修伽陀衣已量と名く」と』。[一二七]難陀、佛より短きこと四指にして云何が作衣せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「難陀の衣は佛衣より短きこと二指なるを聽さん」と。復諸比丘あり、短小にして云何が作衣せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「身の長短に隨うて作衣するを聽さん」と。餘は雨浴衣中に說けるが如し。（九十事竟る）

[一二八]佛、王舍城に在しき。爾の時難陀・跋難陀は共に是議を作さく、「世尊は已に僧に與へんと欲する物を廻らして己に入れんに尼薩耆波逸提を犯すと制したまへり。我等今當に廻らして以て相に與ふべし」とて、便ち各諸檀越に說いて更互に之を得たりき。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て

【一二〇】長四修伽陀磔手・廣二磔手、律部九、註（二〇の一七七）參照。

【一二一】波逸提第八十九過量雨浴衣戒。四分・有部第八十九條、巴利第九十一條、僧祇第八十八條、十誦第八十七條なり。

【一二二】十誦・有部は此戒に於て毗舍佉鹿子母の八事請願を說けり。

【一二二】雨浴衣（vassikasāṭika cīvara）。雨期四月に用ふる浴衣。

【一二三】長五修伽陀磔手・廣二磔手半。律部九、註（二〇の一八五）參照。僧祇・有部・四分・十誦・巴利の諸律は皆長六修伽陀磔手とせり。

【一二四】波逸提第九十過量作衣戒。僧祇第八十九條、他は第九十條なり。四分律は迦維羅衞、十誦・毗舍離、其他は舍衞城を制戒處となす。

【一二五】修伽陀衣已量衣（sugatacīvarappamāṇa）。修伽陀衣（世尊衣）と已量（等量）の衣。已の一字不要なるべし、比丘尼戒廣律及び戒本にも此字なし。本律註（一二の一二一）本文參照。

【一二六】長九修伽陀磔手・廣六磔手。律部九、註（二〇の二〇五）參照。

【一二七】難陀（Nanda）。律部九、註（一八の二八）孫陀羅難陀の

集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一二三]尼師檀を作らんに應に量の如くに作るべし、[一二四]長さ二修伽陀磔手、廣さ一磔手半なり、若し過ぎんに波逸提なり」と』。長老優陀夷は身大なりければ、坐具小にして膝を容るゝに足らず、佛、房を按行したまふ時に於て、坐具を牽挽して牽皮法の如くせり。佛問ひたまはく、「何の故にか此を作せる」。答へて言さく、「世尊、我身大にして坐具小なれば、此の牽挽を作して廣長ならしめんと欲してなり」。佛、呵責して言はく、「汝、愚癡人、猶ほ戲笑を離れざらんとは。今、更に[一二五]頭を益すこと一磔手なるを聽さん」と。即ち是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『「今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、尼師檀を作らんに應に量の如くに作すべきなり、長さ二修伽陀磔手、廣さ一磔手半、若しは[一二六]續方一磔手なり、若し過ぎんに波逸提なり」と」』。「續方一磔手」とは、截ちて三分と作して長頭に續ぎ、餘の一分は四角に帖り、帖らざらんには則ち已む。比丘尼・式叉摩那・沙彌尼を除く。餘は牀中に說けるが如し。（八十七事竟る）

[一二七]佛、舍衛城に在しき、爾の時[一二八]毘羅茶比丘の體に癰瘡を生じ、膿血流溢し衣服瘡に著して脫時に剝痛せり。佛、房を行り見て彼比丘に問ひたまはく、「汝、病小しく差えて苦忍ぶべきや不や」。答へて言さく、「病差えざれば苦忍ぶべからず、衣服瘡に著して脫ぐに輒ち剝痛せり」。佛、是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘に護身・護衣・護僧坐褥の故に[一二九]覆瘡衣を畜へて、細滑物を用ひて作るを聽さん」と。諸比丘は是念を作さく、「佛は我等に覆瘡衣を作ることを聽したまへり」とて、便ち大作して頭足を通裹し地に曳いて汚泥せり。諸居士見て種々に譏呵せること、尼師檀中に說けるが如し。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。

【一二三】尼師檀(nisīdana)。律部八、註(八の一三)參照。

【一二四】長二修伽陀磔手・廣一磔手半。律部九、註(二〇ノ一六三)參照。

【一二五】頭を益すとは、尼師檀の緣に一磔手を加ふるをいふ。

【一二六】續方一磔手。巴利戒文の dasā vidatthi (緣に一磔手を加ふ)に相當するもの、四分律には更益廣長各半磔手とあれば長廣合はせて一磔手とせば四方に半磔手づつを益すものと考へらる。十誦律には縷際益一磔手とあり、これも四分律の如く解すべきものなるべし。但有部律には長中更増一張手とあれば長形の坐具となるなり。而して五分律は一磔手を三分して長さの兩頭(ハシ)に三分の二を續け、三分の一を四角に帖れるものゝ如し。かゝる行事上の相違により部派別の不同を生ぜるものなれば、古來此に就て大に論爭せる所である。

【一二七】波逸提第八十八過量覆瘡衣戒。四分・十誦・有部第八十八條、巴利第九十條、僧祇第八十七條なり。十誦律のみ維耶離を制戒處とす。

【一二八】毘羅茶比丘。諸律に此名なし。

【一二九】覆瘡衣(kaṇḍupaṭicchādi)。

牙骨を索めて爲に之を作りしに、是を以て[一〇八]弊を致し、餘人復所作あるを得ざりければ、家人自ら相謂ひて言はく、「若し常に沙門の爲に奴と作らんには、我等便ち應に各生活を分つべし」。隣人語げて言はく、「汝、沙門を信敬せんに方に當に窮困すべし」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、骨牙角を用ひて針筒を作らんに波逸提なり」』と。若し比丘發心し及び方便して作らんと欲せんに突吉羅、成し已らんに波逸提にして、亦應に[一〇九]先に壞して然して後に悔過すべきなり。灌鼻筒を作らんに不犯、餘は牀中に說けるが如し。(八十六事竟る)

二〇 佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は坐具を敷かずして僧の牀褥に坐し、垢膩にて之を汙せり。世尊は復一比丘あり大便を失して是れ[一一一]風出でたりと謂ひ、既にして覺り洗浣して房前に曬せり。世尊は阿難に問ひたまはく、「此は是れ誰が褥なりや」。卽ち具に以て答ふるに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に坐具を敷かずして僧の牀褥に坐すべからず、犯さんには突吉羅なり。今、諸比丘に[一一二]護身・護衣・護僧牀褥の故に坐具を畜ふることを聽さん」と。諸比丘は是念を作さく、「佛已に我等に坐具を作るを聽したまへり」とて、便ち廣大に作り地に垂れて汙涅せり。諸居士見て諸比丘に問ふらく、「此は是れ何衣にして地に垂るゝや」。答へて言はく、「是れ我等が坐具なり」。便ち譏呵して言はく、「大德、何ぞ身を稱らずして之を作れる。復出家なりと雖、財豈に應に惜まざるべけんや。釋子は常に少欲知足を說けり、而も今此の如くなり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を

【一〇八】弊を致すとは、家運衰頹するなり。

【一〇九】先に壞してとは、巴利戒文に bhedanakam)とあるに相當するもの、僧祇律と有部律との戒文にも此語を存す。打ち碎き捨て已りて波逸提悔過すべしとの意なり。

【一一〇】波逸提第八十七過量尼師檀戒。四分・有部第八十七條、巴利・十誦第八十九條、僧祇第八十六條なり。十誦律のみ維耶離を制戒處とす。

【一一一】風。下風なり。

【一一二】護身・護衣・護僧牀褥(kāyaguttiyā, cīvaraguttiyā, senāsanaguttiyā)。

沙彌尼は突吉羅なり。（八十四事竟る）

一〇一 佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は高牀を畜へ、老病比丘上下牀の時地に墮ちて破傷し或は形體を露せり。諸白衣見て譏呵して言はく、「此の諸沙門は王の如く貴人の如くに奢豪にして儉なし」と。時に波斯匿王は所坐の臥牀を以て、跋難陀に與へしに、跋難陀は得已りて房內に敷きぬ。世尊の常法として五日に一たび諸房を按行したまひしに、跋難陀は佛に白して言さく、「我が住の牀を看たまはんことを」。佛呵責して言はく、「汝、愚癡人、如何が生死の窟宅に安んじて[一〇二]出を求むるの意なきや。汝應に自ら高牀を畜へて錦繡の褥を敷くべからず、犯さんには突吉羅なり」。卽ち是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら坐臥の繩牀・木牀を作らんに、足應に高きこと[一〇三]修伽陀八指なるべし、[一〇四]搩に入るを除く、若し過ぎんに波逸提なり」と』。若し自ら牀を作り若しは人をして作らしめんに、若し高きには皆應に截るべく、罪は應に悔過すべきなり。若し高牀の施を得んに、受時に應に是念を作すべきなり、「此牀如法ならざれば我當に更に截るべし」と。若し是念を作さずして受けんに波逸提、亦應に[一〇五]先に截り然して後に悔過すべし。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（八十五事竟る）

一〇六 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は[一〇七]骨・牙・角を用ひて針筒を作らんとて便ち諸處に求め、若しは糞掃中に拾うて用ひて之を作れり。諸居士見て譏呵して言はく、「此の諸沙門は狗の如く鳥の如く牙角師の如くにして不淨惡むべし」。復諸比丘あり屠殺處に至り、殺さんと欲するを見て時に豫じめ從うて之に乞ふに、諸屠殺者は皆譏呵して言はく、「此沙門を觀よ、唯多く殺さんことを欲し、殺を見ては便ち喜べり、晝夜に常に衆生を慈愍護念せんことを說きつゝ而も今仁惻の心あることなし」。時に牙角師あり佛法を信樂して常に諸比丘に供給し、或は自ら牙骨を出して爲に作り、或は

間闍華・波波闍華・離摩華の八種を列ぬ。

【一〇〇】先に棄てゝとは、巴利戒文に uddālanakam とあるに相當するもの、兜羅綿を引きぬきて、然る後に波逸提悔過すべしとの意なり。

【一〇一】波逸提第八十五過量牀脚戒。四分僧祇第八十四條、巴利第八十七條、十誦・有部第八十五條なり。十誦律のみ倶舍彌國を制戒處となす。

【一〇二】出。生死を出離するなり。

【一〇三】修伽陀八指。律部九、註(二〇の一四〇)參照。

【一〇四】搩。律九、(二の一四一)搩の下參照。

【一〇五】先に截るとは、巴利戒文 chedanakam とあるに相當するもの、過量の牀は截り取り已りて而して後に波逸提悔過すべしとの意。

【一〇六】波逸提第八十六骨牙角針筒戒。四分・巴利第八十六條、十誦・有部第八十四條、僧祇第八十三條なり。四分・五分は王舍城、十誦・有部は舍衛城、巴利律は迦維羅衛城を制戒處となす。

【一〇七】骨・牙・角(aṭṭhi, danta, visāṇa)。

事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非時に[95]聚落に入らんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、緣事ありて須らく非時に聚落に入るべかりしに而も敢へて入らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、緣事あらんに非時に聚落に入るを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非時に聚落に入らんに、善比丘に近づき白せざるには、[96]因緣を除き波逸提なり。因緣とは難時なり、是を因緣と名く」と』。沙彌は突吉羅なり。若し行路して聚落を經、若しは暮るゝに往いて宿を須め、若しは[97]八難起らんには皆不犯なり。

(八十三事竟る)

[98]佛、王舍城に在しき。爾の時城を去ること遠からざるに一神樹ありて衆人奉事し、節會時に至り七日して乃し[99]四種兜羅貯薦を止めて之を棄てゝ去りぬ。諸比丘は後に於て收取して以て繩牀・木牀に貯へ及び枕褥を作りして、諸白衣は見て譏呵して言はく、「此物臭穢にして好く諸蟲を生ずるに、云何が比丘其上に坐臥せる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、兜羅を以て坐臥具に貯へんに波逸提なり」と』。兜羅とは、柳華・白楊華・蒲梨華・睒婆華なり。若し發心及び方便して貯へんと欲せんに皆突吉羅、作し成ぜんに波逸提なり。若し壞せずして若しは坐せんに坐々に波逸提、若しは臥せんに臥々に波逸提なり。若し他より與へて受けんに波逸提にして、要らず[100]先に棄てゝ然して後に悔過するを得、若し爾せざらんに罪益深きなり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・

【九五】 非時(vikāla)。正午以後、

【九六】 因緣を除いて。巴利戒文には aññatra tathārūpā accāyikā karaṇīyā (然るべき不時の用務あるを除いて)とあり。

【九七】 八難。病・王・賊・水・火・衣鉢・命・梵行の八難なり。本律註(一一の三二)の本文參照。巴利律 (vp. 1.112) に十難を擧げたり、rāja (王難)・cora (盜難)・aggi(火難)・udaka (水難)・manussa(人難)・amanussa (非人難)・vāḷa (猛獸難)・sirimsapa (蛇難)・jīvita (命難)・brahmacariya(梵行難)。

【九八】 波逸提第八十四兜羅貯褥戒、四分・僧祇第八十五條、巴利第八十八條、十誦・有部第八十六條なり。諸律皆舍衞城を制戒處とす。

【九九】 四種兜羅貯薦。四種の兜羅(tūla)を貯へ入れたるむしろ。兜羅は律部九、註(二〇の一四八)兜羅貯褥の下參照。四種とは後の文の柳華・白揚華・睒婆華なるべく、巴利戒文註釋には三種兜羅(tiri tūlāni)として rukkha, latā, potaki を擧げ、僧祇律 律部九、註二〇の一五〇)本文には阿佉兜羅・婆迦兜羅等七種を擧げ、十誦律(一一八)には柳華・白揚華・阿鳩羅華・波鳩羅華・鳩舍羅華・

他請を受けつゝ、食前・食後に行いて餘家に至りて餘比丘に白せざらんに波逸提なり」と』。或は諸比丘あり、相嫌うて共語せず、或は坐禪し或は熟眠して誰に白すべきかを知らず、門を出でて諸比丘を見んには便ち走せ逐ひ大喚して遙に白せり。諸居士見て呵して言はく、「諸比丘は鹿の走るが如く、兎の走るが如く、禿梟の鳴くが如くなり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『遙に白すべからず、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他の請食を受けつゝ、食前・食後に行いて餘家に到り、餘比丘に近づき白せざらんに波逸提なり」と』。諸比丘是念を作さく、「衣時にも亦當に白すべきや不や」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『衣時を除かん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他請を受けつゝ、[九三]食前・食後に行いて餘家に到り、餘比丘に近づき白せざらんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは衣時なり、是を因緣と名く」』。若し東家に至るを白して西家に至らんに、名けて白せりと爲さず。若し白せずして諸家に到りて一脚、門に入らんに突吉羅、兩脚、門に入らんに波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し白して一家に至り、此に因みて餘家に至らんに不犯、若し比丘の白すべきなきには亦不犯なり。（八十二事竟る）

[九四]佛、拘薩羅國に遊びたまひて大比丘千二百五十人と俱なりしに、諸比丘或は房宿を得、或は樹下を得、或は露地に在りき。時に六群比丘晨朝に衣を著し鉢を持して、街巷中に於て諸白衣と共に世事を論說して日暮に至り、行人之を見て譏呵して言はく、「此れ出家の語論の處に非じ、何ぞ阿練若處に住して諸根を守攝せざる」。或は言ふあり、「此輩は佛法を樂はず、戒律を敬はず、語戲處を得ては便ち日暮を忘るゝならくのみ」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是

【九三】 食前食後。五分廣律には凡て食前食後とあるも、彌沙塞五分戒本には受ニ他請食一前食後食行詣ニ餘家一……とあり。巴利文には purebhattam vā pacchābhattam vā とあれば前食・後食即ち朝食・晝食の義にして五分戒本と相應せり。四分律には前食・後食とし特に小食なる語をも出せり。十誦律には中前中後とし、同戒本には食前食後とせり。更に有部律には食前者謂是午前、食後者謂過午已後となせり。僧祇律は食前食後とし、食し已らば正午までにまだ時間ありとも食後と名くとせり。即ち十誦・有部・僧祇及び五分廣律には食前・食後とあるも四分律・巴利律及び五分戒本は前食・後食とせること明かなり。

【九四】 波逸提第八十三非時入聚落戒。四分第八十三條、巴利第八十五條、十誦・有部・僧祇第八十條なり。

て言はく、「日時過ぎんと欲す、何ぞ下食せざる」。答へて言はく、「我れ跋難陀の爲の故に僧を請ぜしなれば、須らく其到るを待つべし」。時に跋難陀は[九二]中に逼りて方に至りければ、諸比丘には食者あり少食者あり不食者ありき。主人此を以て跋難陀を嫌呵して言はく沙門釋子は何の急事ありてか、先に我請を受けつゝ而も諸家を過り中に逼りて方に來り、諸比丘をして我が所供養食を食するを得ざらしめ、我をして多く飲食を辦へて無用を成ぜしめたる」。諸比丘は種々に跋難陀を呵責して言はく、「汝は佛法を饒益すること能はず、乃し是の如くの、衆僧を苦惱することを作さんとは」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘他請を受けつゝ食前に餘家に至らんに波逸提なり」と』。後の時跋難陀の主人は自ら熟食を擔ひて僧坊に詣り、僧及び跋難陀に供養せしに、跋難陀は食先に竟へて便ち去り行いて餘家に到れり。彼更に集僧して異食を下かんと欲せしに、跋難陀在らざるを以て久しく之を下かず、諸比丘語げて言はく、「日時過ぐるに垂んとせり、何ぞ之を下かざる」。答へて言はく、「我れ本跋難陀の爲に來りて便ち下かんことを須めしなり」。跋難陀竟に來らず遂に下くを得ざりければ、彼れ種々に跋難陀を譏嫌し、諸比丘も亦呵責せり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に然りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他の請食を受けつゝ、食前・食後に行いて餘家に到らんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、僧事・塔事・私事ありて須らく餘家に入るべかりしも散去せざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に餘比丘に白して然して後に去るを得ることを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、

て爲に常に供養する家(upaṭṭhākakula)なり。

【九二】　中に逼りてとは、正午近くになりてとの意。

亦前法の如くに心生口言せよ、「我が此の某衣若干條、今捨す」と。[八一]第二第三も亦是の如くに說き、然して後[八二]所長の衣を受け、亦前法の如くに心生口言せよ、「我が此の某衣若干條、(今)受く」と。第二第三も亦是の如くに說き、是の如く受け已るに、所捨の衣は應に用ひて淨施すべし。復應に前法の如くに心生口言すべし、「我が此の長衣は某甲に淨施す、彼に從うて取用せん」と。若し[八三]易受を須ゐざらんには、所長の衣を應に卽ちに是の如くに淨施すべきなり。[八四]獨淨施法は十一日に至りて復應に前法の如くに心生口言すべきなり、「我が此の長衣は某甲に從うて取り還さん」と。然して後更に前法の如くに受持し淨施するなり。若し對[八五]人淨施には應に展轉淨施を作すべし。前法の如くに衣を捉りて是言を作さく、「我が此の長衣は長老邊に於て淨施を作さん」と。彼比丘應に問うて言ふべし、「長老は此衣を我邊に於て淨施を作せり、我れ持して誰に與ふべきや」。答へて言はく、「五衆中に於て隨意に之に與へよ」。彼比丘卽ち應に語げて言ふべし、「我今某甲に與へん、長老若し須ゐんには、彼に從うて取用して好く之を愛護せよ」と』。彼の[八六]受作淨施比丘は後に此事を以て[八七]所稱名比丘に語げしに、所稱名比丘は長衣罪を犯ぜんかをれて恐れて敢へて受けざりければ云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『應に所稱名比丘に語ぐべからず。今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼に與へて衣を淨施しつゝ還奪せんに波逸提なり」と』。比丘尼も亦是の如し。[八八]若し彼に衣を與へ、彼に從ひ索めて、(彼)還さんに而して取らんには不犯なり。(八十一事竟る)[八九]

[九〇]佛、王舍城に在しき。爾の時跋難陀は常に一家の供養を受けぬ。彼れ後に僧を請ぜしに、時に跋難陀は晨朝に衣を著し鉢を持して城に入り、諸家に到り處々に語說せり。彼れ「時至れり」と唱するや、諸比丘は衣を著し鉢を持して往いて其舍に到れり。衆坐すること已に久しくして[九一]主人に語げ

【八一】第二第三とは三說することなり。
【八二】所長の衣。長衣卽ち三衣以外の餘分の衣。
【八三】易受。今まで受持せる衣を捨して新しき長衣を受持することなり。
【八四】獨淨施法。心念口言して淨施するなり。
【八五】對人淨施。本文に若對人淨施應作展轉淨施如前法捉衣作是言……とあり。對人淨施は對面淨(pārammukhāvi-kappanā)にして眞實淨施なり。但これを眞實淨施とせば文意通ぜず、正しくこれ展轉淨施(sammukhāvikappanā)とすべきなり。律部八、註(八の四〇)淨施法參照。
【八六】受作淨施比丘。展轉淨施作法を受けるたる比丘、第二人者なり。
【八七】所稱名比丘。第三人者なり。
【八八】本文に若與彼衣從索彼還而取不犯とあり。
【八九】宋・元・明・宮本には此處に於て第九卷の終りとなす。
【九〇】波逸提第八十二食前食後至餘家戒。四分第四十二條、巴里第四十六條、十誦・有部・僧祇第八十一條なり、巴利・五分は王舍城、其他は舍衞城を制戒處とす。
【九一】主人。一比丘を信敬し

復是念を作さく、「彼れ我が間に於て浄施衣を作したれば、復之に還さゞらんに以て恥に報ゆるに足らん」とて、便ち復還さゞりき。跋難陀後に從うて衣を索めしに、達摩言はく、「師先に布施せしに、今云何が索むる」。跋難陀言はく、「我れ浄施を作して布施を作さず」。猶ほも之に還さゞりければ、跋難陀便ち強ひて奪ひ取りしに彼便ち大喚せり。諸長老比丘聞いて皆出でて問ふらく、「何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「跋難陀は強ひて我衣を奪ひたれば」。諸長老比丘は跋難陀を呵責すらく、「云何が不可信人に浄施せる、而も復還奪せる」。復達摩を呵責すらく、「人の浄施(物)を汝云何が還さゞる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝、愚癡人、實に不可信人に浄施與せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。復達摩に問ひたまはく、「汝、愚癡人、他の實に汝に浄施せるに、汝は還すことを肯んぜざりしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に五種人に浄施與すべからず、一には相識らず、二には未だ相諳悉せず、三には未だ相狎習せず、四には親友同師に非ず、五には非時類なり。此五法なからんに、然る後可しく以て之に浄施與すべし。復二法あり、應に浄施すべからず、一には人を讃歎すること能はず、二には人の與に好名稱を作すこと能はざるとなり。復二法あり、應に浄施すべからず、一には人の爲に重物の浄施を受けつゝ護ることが己が有の如くする能はず、二には己有の重物にして浄施して彼用ひんに恨ざる能はざるとなり。復二法あり、應に浄施すべからず、一には彼の在世と不とを知らず、二には彼れ道に在ると不とを知らざるとなり」と。諸比丘是念を作さく、「佛、我等に浄施を聽したまへり、便ち父母兄弟姉妹に浄施せん」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に白衣に浄施すべからず、應に五衆に浄施すべし」と。諸比丘あり獨房中に住せしに、長衣あり云何が浄施を作す(べき)かを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に遙示浄施を作すべし。若し三衣中に於て須らく所易あるべきには、應に偏袒右肩し

【七九】浄施衣を作すとは、衣を浄施して (civaram vikappetvā) との意なり。浄施とは律部八、註(八の四〇)參照。

【八〇】遙示浄施。心念口言作法による浄施法。

後に呵せんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。七十九事竟る

[七二]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は一々衣を須めて衆僧已に與へたるに、後の時更に得て現に三衣を成じ、共に議して言はく、「今此衣は應に當に誰にか與ふべき」。或は言ふあり、「應に先に世尊に與ふべし」。或は言ふあり、「應に先に大迦葉に與ふべし、大迦葉は世尊が常に讃歎したまふ所、又是れ上座なれば」。六群比丘言はく、「應に先に　[七三]瞿伽梨に與ふべし」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に問ひたまはく、「[七四]迦葉は少多にも衣を求むるや不や」。答へて言さく、「求めず、與へんに然して後取らん」。佛是に因りて偈を說いて言はく、

「[七五]此衣は無欲の衣なれば　有欲の者に施さゞれ　其意を調ふる能はざらんには　此袈裟に任へじ。　已に能く貪欲を離れ　戒に於て常に一心に　是の如くに調進せん者　乃し此衣に應ぜん」。

佛、諸比丘に語げたまはく、「應に此衣を以て迦葉に與ふべし」と。即ち以て之に與へしに、是に於て六群比丘は是言を作さく、「今、諸比丘は　[七六]知識に隨うて　[七七]僧物を廻らして與へたり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、「諸比丘は知識に隨うて僧物を廻らして與へたり」と是語を作さんに波逸提なり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(八十事竟る)

[七八]佛、舍衞城に在しき。爾の時達摩比丘は是念を作さく、「跋難陀は先に我衣を奪ひしに佛は我を呵責して諸比丘の爲に結戒したまひ、我れ其の、僧伽婆尸沙を犯ぜるを說きしに、彼は復無根僧伽婆尸沙を以て我を謗り、又我食を斷てること三日に至れり、我當に云何がして以て此怨を報ゆべき」。

【七二】 波逸提第八十謗廻衆利物戒。四分第七十四條、巴利第八十一條、十誦・有部・僧祇第九條なり。諸律皆王舍城を制戒處とす。諸律皆沓婆摩羅子比丘と六群比丘を緣とせるも五分律のみ異れるは注意すべし。

【七三】 瞿伽梨(Kokālika)。四人の提婆伴黨の一人なり、律部八、註(七の五八)參照。

【七四】 本文に迦葉少多求衣不答言不求與然後取とあり。

【七五】 此偈は五分律のみに存して諸律になし。

【七六】 知識に隨うて(yathā-saṃstutaṃ)とは、親厚に從うて、即ち僧衆の公利を私的に廻用する意。

【七七】 僧物(saṃghika lābha)。

【七八】 波逸提第八十一不問輙著衣戒。四分・巴利第五十九條、十誦・有部第六十八條、僧祇第六十三條なり。十誦律のみ王舍城を制戒處とす。

く、「得ざりき」。是に於て六群比丘は衣鉢を出して之に示すらく「此は是れ汝が衣鉢なりや非や」。答へて言はく、「是なり」。諸比丘見て種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り。世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら比丘の若しは衣若しは鉢・坐具・針筒の（六五）是の如きの一々生活具を藏し、若しは人をして藏せしめんに波逸提なり」と』。復比丘あり衣鉢什物を擧げず、諸比丘も敢へて爲に擧げざりければ便ち失ひ去り、此を以て疑はれて惡名聲を得たれば是念を作さく、「若し佛、我等に人の爲に衣物を擧ぐることを聽したまはんには、彼既にして失せず我等も此惡名聲を致さゞらん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し藏せんが爲の故ならずして、人の爲に衣を擧げて波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、（六六）戲笑の爲の故に比丘の若しは衣若しは鉢・坐具・針筒の是の如きの一々生活具を（六七）藏し、若しは人をして藏せしめんに波逸提なり」と』。若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼・乃至、畜生物を藏せんに突吉羅なり。若し比丘尼にして比丘・比丘尼物を藏せんに波逸提、餘人物を藏せんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆物を藏せんに突吉羅なり。（七十八事竟る）

（六八）佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘勢力ありて餘の善比丘に勢力なかりしかば、六群比丘は善比丘の羯磨を遮し、……乃至、佛種々に呵責したまひて……皆前の（六九）如法斷事中に說けるが如し……諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧斷事の時（七〇）如法に與欲し竟りつゝ、（七一）後に更に呵せんに波逸提なり」と』。「後に更に呵す」とは、「我れ本より是の如きには與欲を作さゞりしなり」と言ふなり。若し僧、羯磨を作さゞる斷事に、

【六五】巴利戒文には針筒の次に腰帶(kāyabandhana)を舉げり。

【六六】戲笑(hasāpekkhī)。

【六七】藏す(apanidheti)とは隱匿するなり。

【六八】波逸提第七十九與欲後悔戒。四分第七十六條、巴利第七十九條、十誦・有部第五十三條、僧祇第四十三條なり。

【六九】如法斷事中。波逸提第五發諍戒(本律註六の二九)なり。

【七〇】如法に與欲すとは如法の羯磨に於て(dhammikānaṃ kammānaṃ)欲を與へながら(chandaṃ datvā)即ち如法羯磨事に贊意を表しつゝとの意なり。

【七一】後に更に呵すとは、巴利戒文に khiyadhammaṃ āpajjeyya とあるもの、沈憐の狀態に陷りて、即ち後悔して不同意を唱ふる意なり。

に非ずと言ひて遂に敢へて取らざりければ、邏人問ふらく、「何ぞ以て取らざる」。答へて言はく、「我れ自ら衣を識らず、是を以て取らざるなり」。邏人言はく、「次に識る者は取れ」。是に於て外道は便ち比丘の好衣を取り、比丘は後に外道の惡者を得たり。邏人は沙門釋子が皆好衣を著せしに而も今反りて外道の惡服を得たるを知りて語げて言はく、「汝等沙門に何の奇特かあらん、尙ほ衣相すら知らず、云何が心を知らん。若し衣相を知らんに、外道何に由りてか汝が好服を得ん」。諸比丘往いて佛所に到り、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて更に諸比丘に問ひたまはく、「汝實、衣相を識らざりしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、新衣を得んに應に三種色にて[六一]幟を作すべし、若しは靑、若しは黑、若しは木蘭なり。若し三色を以て幟を作さゞらんに波逸提なり」と』。若し幟を作さずして若し著せんに著著に波逸提、若し著せざらんにも宿宿に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。[六二]若し新に衣を得て先に已に幟を作さんには不犯なり。（七十七事竟る）

[六三]佛、舍衞城に在しき。爾の時十七群比丘の衣鉢什物、諸處に布散して收斂するを得ざりしに、六群比丘便ち取りて之を藏せり。彼旣にして失へるを覺りて六群比丘に問うて言はく、「我が是の如き是の如き物、此に在り彼に在りしに誰ぞ去りし者は」。答へて言はく、「向より來れる人一に非ざりし故に當に持ち去らざるべけんや」。卽ち問ふらく、「向に來れる人は皆何處に去りしや」。答へて言はく、「東西南北、之く所を知るなし」。時に十七群比丘四出し追逐して向に來れる人に及びて語げて言はく、「我れ[六四]衣・鉢・坐具・針筒を失へり、可しく以て我に還すべし」。諸人言はく、「大德、我れ法の爲に來りて、偸を作さんが爲ならじ」。此語を得已りて羞慚して反るに、六群比丘問うて言はく、「汝等竟に向に來れる人を見たりや不や」。答へて言はく、「見たり」。「衣を得たりや不や」。答へて言は

【六一】幟(nimitta)。宋・元・明・聖本には誌となし、宮本には識の字と爲す。幟を作すとは點淨するなり。卽ち靑淨・黑淨・木蘭淨するなり。律部九、註(一八の二六)截縷淨と靑淨の下參照。點淨作法は同註(一八の三五―四〇・四六)參照。

【六二】本文に若新得衣先已作幟不作不犯とあるも、宋・元・明・宮本によりて不作の二字を削除せり。

【六三】波逸提第七十八藏他衣鉢戒。四分第五十八條、巴利第六十條、十誦・有部第六十七條、僧祇第六十四條なり。

【六四】衣・鉢・坐具・針筒(cīvara, patta, nisīdana, sūcighara)。

丘に「共に諸家に到りて汝に多美飲食を與へん」と語げつゝ、惱まさんが爲の故に與へずして發遣して還さしめんに波逸提なり』と。諸比丘あり、看病比丘を將ゐて諸家に到り病比丘の爲に食を請じつつ、病人中を失せんを恐れて遣して速かに還らしめ、既にして發遣し已りて便ち慚愧を生ずらく、「我れ故に當に波逸提を犯ぜざるべきや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘、獨食せんが爲の故ならずして、他比丘を發遣して波逸提を犯ずとせんに是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、彼比丘に語ぐらく、「共に諸家に到り汝に多美飲食を與へん」と。既にして到るに與へずして是言を作さく、「汝去れ、汝と共に若しは坐し若しは語るを樂はず、我れ獨坐し獨語を樂ふなり」とて、彼をして惱ましめんと欲せんに波逸提なり』と。若し比丘にして此を作して比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼乃至、畜生を惱まさんに突吉羅。若し比丘尼にして此を作して比丘・比丘尼を惱まさんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼乃至、畜生を惱まさんに突吉羅。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして此を作して五衆を惱まさんに突吉羅なり。(七十六事竟る)

五九 佛、舍衛城に在しき。爾の時衆多比丘は伴と共に行きて拘薩羅國に入りしに、賊の剝脫に遇ひ衣鉢都べて盡きて一邏所に到りぬ。邏將問うて言はく、「大德、何處にてか賊に遇へる」。答へて言はく、「某處にて」。即ち六〇邏人と共に議すらく、「若し王、比丘我等の界に在りて賊に遇へりと聞かんに、必らず當に我を罪すべけん」。便ち比丘に語げて言はく、「大德小らく住せよ、我當に逐うて此賊を取ふべし」。便ち出でて追逐し須臾にして之に及び、即ち便ち重圍して諸衣物を索めて皆悉く之を得、染衣と白衣と各一處に著きて邏人議して言はく、「當に先に誰にか還すべき」。人あり言はく、「應に先に比丘に還すべし、王は佛法を信樂すれば、聞かば必らず喜ばん」。便ち比丘に語げて言はく、「可しく各衣を取るべし。」諸比丘は衣上に於て疑を生じて、或は是れ我衣なりと言ひ或は我衣

【五九】 波逸提第七十七不染壞著新衣戒。四分第六十條、巴利・有部第五十八條、十誦第五十九條、僧祇第四十八條なり。

【六〇】 邏人(rājabhaṭa)。王兵なり。

寺に還るべし」と。彼既に去り已るに所請家に至りて多美食を食し、達摩寺に還るも遂に中に及ばざりき。跋難陀食後に還歸して達摩に問うて言はく、「汝、食に及びしや不や」。答へて言はく、「及ばざりき」。復詐りて慰喩して言はく、「汝今一食を失ふと雖、明當に汝をして極美の者を得せしむべし」。明日も往く所にて亦復上の如くし、是の如くすること三たびに至りて達摩に語げて言はく、「我が比汝を將ゐて詣れる處は皆是れ美食を得るの處なるに、而も之を得ざるは恐らくは是れ汝が先人の責むる所、天神の忿る所ならん、或は復是れ汝が罪業の致す所なれば我を怨むこと勿れ。汝可しく速に歸り中に及びて時に至るべし」。達摩馳せ還りしも復中に及ばず、積日の飢羸にて復起つこと能はざりき。跋難陀食後に所住に還り至りて復問ふらく、「汝、食に及びしや不や」。答へて言はく、「及ばざりき」。便ち語げて言はく、「汝、師を欺誑せんに應に是の如くに治すべし、汝後に若し復び作さんに當に是より劇しからしむべし」。達摩是に於て始めて師の詐を覺りて大喚し瞋言すらく、「云何が比丘、是欺誑を作して我をして三日食を絶して殆死せしめたる」。諸長老比丘問ふらく、「汝、何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「跋難陀は三日我を惱まし我をして食を絶たしめたり」。諸長老比丘種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊。」佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘に共に諸家に到り汝に多美飲食を與へんと語げつゝ、而も與へずして發遣して還さしめんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、諸比丘を將ゐて共に諸家に至りしに、食を得ること能はざりければ慚愧心を生じて是念を作さく、「我將に波逸提を犯ずるなからんとするや」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘、他を惱まさんが爲ならずして食を得ざらんに、波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、彼比

犯なり。(七十四事竟る)

[五四]佛、舍衞城に在しき。爾の時跋難陀は是念を作さく、「達摩比丘は我に共に行かんことを許ひければ衣を以て之に與へ、既にして去くを肯んぜざりければ其衣を還取せしに、世尊は此を以て[五五]見責して諸比丘の爲に結戒したまひ、彼は後に復我罪を出しぬ。我今當に[五六]無根僧伽婆尸沙を以て之を謗るべし」と。是念を作し已りて諸長老比丘に語げて言はく、「我實に女人身に觸れ、麁惡語を作し、自らに身を供養せんことを歎ぜるも、達摩比丘も亦復是の如くせり」。諸比丘問ふらく、「汝云何がして か知れる」。答へて言はく、「我れ共に行いて見たり」。諸比丘呵責して言はく、「汝云何が無根僧伽婆尸沙を以て比丘を謗れる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、無根僧伽婆尸沙を以て比丘を謗らんに波逸提なり」と』。比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を謗らんに突吉羅なり。比丘尼にして比丘・比丘尼を謗らんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼を謗らんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆を謗らんに突吉羅なり。(七十五事竟る)

[五七]佛、舍衞城に在しき、爾の時跋難陀は是念を作さく、「達摩比丘は我に共に行かんことを許ひ……乃至……復我罪を出せり……亦上に說けるが如し。我れ無根僧伽婆尸沙を以て之を謗れるも損あら(しむ)ること能はざりければ、我今當に復餘事を以て之を治すべし」。便ち其所に至り語げて言はく、「汝は是れ我弟子、我は是れ汝が師なるに、汝先に我を犯し、我亦汝を犯せり。今共に和解せん、復相嫌ふこと勿れ。便ち可しく先の如く共に諸家に至りて多美食を食せん」。彼即ち和解し隨從して行きしに、跋難陀輒ち無食處に將ゐ至り、來り請ずる者あらんに便ち眴眼・手語・作相して去らしめ、寺に還るも復[五八]中に及ばざるを籌量して便ち之を發遣して語げて言はく、「此に今食なし、汝可しく

【五四】 波逸提第七十五無根僧殘謗他戒。四分第八十條、巴利第七十六條、十誦・有部第六十九條、僧祇第九十條なり。十誦は維耶離、有部は王舍城を制戒處とし、他は舍衞城とす。

【五五】 見責。見は現の本字、まのあたりにとの意。

【五六】 無根僧伽婆尸沙。律部九、註(二一の八)參照。

【五七】 波逸提第七十六瞋恚驅出聚落戒。四分第四十六條、巴利第四十二條、十誦・有部第五十一條、僧祇第四十四條なり。

【五八】 中に及ばず。正午の食時までに到り得ざる樣にとの意。

「此房中應に何の所畏ありや」。或は敢へて語げず、或は語げ已りて疑懼を生ずらく、「波逸提罪を犯ぜりや」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、故に比丘を恐怖せ(しめ)ずして波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、故に比丘を恐怖せんに波逸提なり」と』。餘は「打比丘」中に說けるが如し。(七十三事竟る)

四九 佛、舍衛城に在しき。爾の時五〇達摩比丘是念を作さく、「跋難陀は先に我衣を奪ひ、佛は是に由りて我を呵責して諸比丘の爲に結戒したまへり。我今當に僧中に於て其の、僧伽婆尸沙を犯ぜるを說くべし」と。念じ已りて卽ち上座比丘所に往いて語げて言はく、「跋難陀は女人身と相觸し、麁惡語し、自に身を供養せんことを讃歎せり」。諸比丘問ふらく、「汝云何がしてか知れる」。答へて言はく、「我れ共に行いて此事を作せるを見たり」。諸長老比丘呵責して言はく、「汝云何が瞋らざる時覆藏し、瞋りて便ち發露せる」。呵し已りて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて達磨に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是くの如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘の五一麁罪を五二覆藏せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、他の所犯にして是れ麁罪なりや(不や)を知らず、後に乃し之を知りて疑悔を生ずらく、「我れ將に波逸提を犯ずるなからんとするや」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘の所犯是れ麁罪なりや(不や)を知らざるに、波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘の、麁罪を犯ぜるを知りつゝ覆藏して一宿を過ぎんに波逸提なり」と』。若し五三平旦より明相未出に至らんに一々時に突吉羅、明相出でんに波逸提なり。沙彌は突吉羅なり。若しは說かんと欲するも人なく、若しは難起らんを恐れて覆藏せんには不

【四九】波逸提第七十四覆他麁罪戒。四分・巴利第六十四條、十誦・有部第五十條、僧祇第六十條なり。

【五〇】達摩比丘。四分・巴利・僧祇に此名を出さず、有部律には難陀の弟子、十誦律には跋難陀の弟子となす。

【五一】麁罪(duṭṭhullāpatti)。四波羅夷法・十三僧殘法等の麁惡罪なり。

【五二】覆藏(paṭicchādana)。罪を覆ひ隱すなり。

【五三】平旦。黎明、明相出でたる後なり。

犯ずとせんに是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、瞋の故に手を以て比丘に擬せんに波逸提なり」と』。若し手及ぶ(處)にて擬せんに波逸提、手及ばざる(處)にて擬せんに突吉羅なり。餘は上の「比丘を打つ」中に說けるが如し。(七十二事竟る)

四八 佛、舍衞城に在しき。爾の時十七群比丘は所作の房を受けしに、六群比丘は上座を以ての故に次に中に入りて住しければ、彼便ち避けて左右の房に在りき。六群比丘是議を作して言はく、「十七群比丘は慚愧畏愼なれば、我に逼近して住せんに必らず我過を見ん、我等當に方便を作して其をして遠く去らしむべし」。便ち往いて語げて言はく、「此は先に是れ空房にして多く恐怖事ありければ、汝等中に於て住すること莫れ」。十七群比丘言はく、「我れ堅く戶を閉さんに何の畏るべき所ぞ」。六群比丘是に於て夜闇中に種々恐畏相を作し、明旦十七群比丘に問ふらく、「汝等昨夜安眠を得しや不や」。答へて言はく、「我等恐畏相を聞きしも、戶を閉ぢて思惟せしに都べて畏るゝ所なかりき」。六群比丘復共に議して言はく、「我等は此を以て其をして恐怖せしむること能はざれば、當に其の外、に出づるを伺うて其牀下に入るべし」と。卽ち便ち夜闇時に盜入して或は其衣を牽き或は其脚を牽き、或は其牀を擧げて異處に移著せしに、是に於て十七群比丘は便ち大に驚喚せり。諸長老比丘來り問ふらく、「何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「此間應に賊あるべからず、知らず誰か我衣を牽き、誰か我脚を牽き、誰か我牀を擧げて異處に移著せるかを」。諸長老比丘卽ち火を持して照すに六群比丘其牀下に蹲れるを見たり。問うて言はく、「汝等何爲ぞ此に在る」。答へて言はく、「十七群比丘を恐怖せんと欲してなり」。諸長老比丘種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘を恐怖せ(しめ)んに波逸提なり」と』。客比丘あり、舊比丘に問うて言はく、

【四八】 波逸提第七十三恐怖他戒 四分・巴利第五十五條、十誦・有部第六十六條、僧祇第六十五條なり。五分・僧祇・有部・巴利は制戒處も制緣人も同一なるに、四分律は波羅梨毗國にて那迦波羅を緣とし、十誦律は維耶離摩倶羅山中にて象守比丘を緣となす。那迦波羅(Nāgapāla)は象守なり。

比丘問ふらく、「何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「六群比丘我を打ちしなり」。諸長老比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘を打たんに波逸提なり」と』。比丘あり食して噎(むせ)び比丘を倩うて背を搥(う)たしめんとせしも、諸比丘敢へてせざりければ便ち死せり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、瞋心を以てせずして比丘を打ちて波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、瞋の故に比丘を打たんに波逸提なり」と』。若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼・餘人及び畜生を打たんに突吉羅なり。若し比丘尼にして比丘・比丘尼を打たんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼・餘人及び畜生を打たんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆・餘人及び畜生を打たんに突吉羅なり。(七十一事竟る)

【四六】佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は復十七群比丘の房中に來りて住せんことを求め、彼れ出づるを肯んぜず、便ち手を以て擬して打相の如くせしに彼れ復大喚せり。諸長老比丘聞いて出で問ふらく、「汝何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「六群比丘は我を打たんと欲したれば」。諸長老比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、【四七】手を以て比丘に擬せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり說法の時手を以て語り或は處所を示して便ち疑悔を生ずらく、「我れ將に波逸提を犯ぜんとするなからんや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、瞋心を以てせずして手もて比丘に擬して波逸提を

【四六】波逸提第七十二搏比丘戒。諸律の戒順は前條に次ぐ。搏は uggirati 卽ち掌を打ち擧げて打相をなすなり。

【四七】手。手掌(talasattika)なり。

し比丘、[41]半月内に浴せんに波逸提なり」と』。諸の病比丘あり、醫は「洗浴せんに乃ち差えん」と言へるに、諸比丘言はく、「佛は我等に數浴することを聽したまはざれば、願はくは餘方を思へ」。醫言はく、「唯洗浴のみありて更に餘法なし」。諸比丘是念を作さく、「佛、病時には數浴することを聽したまはんには、我病便ち差えん」。復、諸比丘あり種々作して遲土にて身を汙し衣被垢穢し、此を以て疲を益しければ是念を作さく、「佛、作時に數浴するを聽したまはんには、疲極必らず差えて衣被淨潔ならん」。復、諸比丘あり路行に在りて疲極し、洗浴せんと欲せるも敢へてせずして是念を作さく、「佛、行路時に數洗浴するを聽したまはんには疲極差ゆるを得ん」。復、諸比丘あり風雨塵坌にて衣服を遲汙しければ是念を作さく、「佛、風雨塵坌にて遲汙せる時數洗浴するを聽したまはんには、塵遲の爲に汙されざるを得べけん」。[42]春餘一月半・夏初一月には諸比丘熱悶して汗出でければ是念を作さく、「佛、[43]熱時に數洗浴するを聽したまはんには、此患なかるべけん」と。各以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に[44]病時・作時・行路時・風雨時・熱時には數洗浴するも犯なきを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、半月内に浴せんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・作時・行路時・風雨時・熱時なり」、是を因緣と名く」と』。「病時」とは、疾病にて浴を須うるなり。「作時」とは、種々事を料理し、乃至、房内の地を掃くなり。「行路時」とは、一由旬二由旬、乃至、行くこと半由旬なり。「風雨時」とは、風雨塵遲の爲に汗遲せらるゝなり。「熱時」とは、熱悶して汗出づるなり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し師及び病人を洗浴して身體已に濕はんに、因りて浴せんには不犯なり。(七十事竟る)

[45]佛、舍衛城に在しき。爾の時十七群比丘は新房を作りしに、六群比丘中に在りて住せんと欲して十七群比丘を驅り、十七群比丘出づるを肯んぜざりければ便ち之を打ち、彼卽ち大喚せり。諸長老

【四一】 半月內(Oren' addha-māsa)。半月を經ざる內にとの意。

【四二】 春餘一月半・夏初一月。律部九、註(一八の八三)參照。

【四三】 熱時。春餘一月半・夏初一月の二月半をいふ。而して春餘一月半を upphasamaya といひ、夏初一月を pariḷāhasamaya といふ。

【四四】 病時・作時・行路時・風雨時。律部九、註(一八の八七―九一)參照。

【四五】 波逸提第七十一瞋打比丘戒。四分第七十八條、巴利第七十四條、十誦・有部第四十八條、僧祇第五十八條なり、十誦律のみ王舍城を制戒處とす。

は應に主人を呼び出して付囑し然して後に去るべきなり、比丘、伴と共に同道して行いて若し物を見んに、應に淨人をして取らしむべく、若し淨人なきには應に自ら取りて之に還すべし。還す時應に衆人を集めて先に問ふべし、「汝、物を失ひしや不や」。若し「失へり」と言はんに。應に「何物なりや」を問ひ、若し其語の如からんに然る後之に還すべきなり。若し伴と別道して行いて相及ばざらんに、聚落に至りて應に信樂の優婆塞に寄ねて之に還すべきなり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(六十九事竟る)

三六 佛、王舍城に在しき。爾の時諸比丘は日に再三浴して多く三七澡豆を用ひければ、諸居士見て譏呵して言はく、「此の諸比丘は數々浴して用ふる所の澡豆は王・大臣の如くなり。其本出家せるは解脫を求めんと欲してなるに、誦經・三八惡露等の觀を念ぜずして反りて日夜に身體を修飾せり、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。時に三九相師あり瓶沙王に語げて言はく、「尋いで當に一不吉星の出づるあるべし、正應に某泉水中に在りて浴して以て其災を禳ふべし、若し爾らざらんには、或は國を失し或は身命を憂ふるを致さん」。王便ち左右に勅して彼泉を料理せしめぬ。卽ち敎を受けて往いて見るに諸比丘中に滿ちて洗浴しければ、還りて以て王に白すに王言はく、「比丘の浴し竟るを待たん」と。是の如く晝夜各三たび四〇遣衆せしに、一去りて一來り都べて空缺なかりき。婆羅門復王に語げて言はく、「此星出づるに垂んとす、若し出でて後浴せんに便ち所益なけん」。王此語を聞いて卽ち便ち嚴駕して出で、泉水所に到り下流に於て浴しぬ。諸臣此を以て譏呵すらく、「沙門釋子は時宜を知らず、勸めず、身の惡露を念觀せず、但、修飾を志して身體を洗浴せり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々呵責し、是を以て佛に白すに、佛は此事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若

【三六】波逸提第七十半月浴戒。四分第五十六條、巴利第五十七條、十誦・有部第六十條、僧祇第五十條なり。諸律皆王舍城を制戒處とす。
【三七】澡豆、蒲桃皮・摩樓皮等と同じく垢を去る物、或は豆粉に香料を雜へたる化粧品なるか。毗尼母論(二)に不レ得下用二雜香澡豆一洗上レ身とあり。
【三八】惡露。不淨觀なり。
【三九】相師。吉凶を判斷する人。
【四〇】遣衆。遣はしうかゞふなり。

敢へて取らざりき」。諸居士言はく、「大德は之を見つゝ如何が取らざらん、可しく以て我に還すべし、出家の人何ぞ此物を須ゐん」。答へて言はく、「我實に取らざりき」。彼遂に信ぜずして便ち比丘の與に惡名聲を作しぬ。復諸比丘あり伴と共に行きて一處に宿せるに、伴中に物を忘れて去れる者あり、比丘見るも敢へて取らざりしに餘人之を取れり。諸伴、比丘に問ふらく、「我是の如き是の如き物を失へり、大德見たりや不や」。答へて言はく、「我見たるも敢へて取らざりき」。諸伴言はく、「大德は之を見つゝ如何が取らざらん、可しく以て我に還さるべし、出家の人何ぞ此物を須ゐん」。答へて言はく、「我實に取らざりき」。彼遂に信ぜずして便ち比丘の與に惡名聲を作しぬ。諸比丘是念を作さく、「若し世尊我等に僧坊内及び宿處に於て、若しは自ら寶を取り若しは人をして取るを聽したまはんには、居士は寶を失はざる可く、亦我等をして惡名を致さざらしめん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に僧坊内若しは宿處に於て、自ら寶を取り若しは人をして取らしむるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、若しは寶若しは寶等物にして若しは自ら取り若しは人をして取らしめんに、僧坊[三三]内及び[三四]宿處を除き波逸提なり。若し僧坊内及び宿處にて寶・寶等の物を取らんに、後に主ありて索めんに應に還すべきなり、是事應爾なり」と』。「寶」とは、[三五]眞珠・摩尼(まに)・琉璃(るり)・珂玉(かぎよく)・金・銀なり。「寶等の物」とは、一切の餘物なり。「僧坊内」とは、僧の住處・僧に屬する地なり。「宿處」とは、僧坊外の他家に宿し及び伴と共に行いて野宿するの處なり。比丘、僧坊内に物を見んに應に淨人をして取らしむべく、若し淨人なきには應に自ら之を取擧すべし。若し人ありて索めんに、應に集僧して其の所失物の相を問ひ然して後之に還すべく、若し取擧し已りて餘行せんと欲せんには應に後人に囑すべきなり。若し比丘、他家に到りて物あるを見んに、應に淨人をして擧げしむべく、若し淨人なきには應に自ら擧ぐべきなり。若し人あらんに應に即ち此人に囑して後去るべく、若し人なきに

【三三】僧坊内（ujjhārāma）。
【三四】宿處（ujjhāvasatha），
【三五】眞珠等。律部八、註（三の一二七―一三一）參照。

門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、前後の事を以て具に世尊に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是く如くに說くべきなり、「若し比丘若しは[二七]寶若しは寶等物を捉らんに波逸提なり」と』。爾の時[二八]毘舍佉母は極上の寶嚴身具を著けて諸親里と與に[二九]園林に遊戯せしに、林、祇洹に近かりければ衆の歡暢未だ已らざるを歡察して是念を作さく、「我今宜しく此放逸に同ずべからず、幸に可しく此に因みて世尊を問訊すべし」。便ち婢を將ゐて祇洹に詣るに、門に到りて復是念を作さく、「我今宜しく此飾好を著して世尊に覩ゆべからず」。即ち寶衣を脫して輭邊に著きしに、時に舍利弗は經行より遙見せり。毘舍佉母前みて佛足を禮し却いて一面に住し、佛爲に種々に法を說きて示教利喜したまひ、須臾にして退きしに所聞を係念して所著の寶を忘れて還りぬ。城門閉ちて後乃し之を憶しければ、是念を作さく、「若し我れ人に此寶を失へりと語げんには或は佛法を損せん」とて默然して曉に至りぬ。時に舍利弗是を以て佛に白すに、佛、舍利弗に告げたまはく、「汝往いて取り來れ」。教を受けて即ち取りしに舍利弗に語げたまはく、「明日晨朝に自ら送りて之に還せ」と。教を受けて即ち送るに毘舍佉母讃じて言はく、「善い哉、我に是の如きの大師及び同梵行あり、若し餘の外道にして此物を得んには何に緣りてか我に還さん。我れ昨夜已に捨しぬれば今應に之を[三〇]卒すべし」と。即ち持して[三一]四方僧に施さんとて舍利弗に白さく、「可しく此を以て[三二]招提僧堂を作らるべし」。舍利弗敢へて受けず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「之を受けよ」。復、諸居士あり五日に一たび僧坊に入りて問訊せしに、或は指環を脫し或は耳寶を脫して、去る時皆忘れぬ。諸比丘見るも敢へて取らず、異人ありて見便ち取りて持ち去れり。諸居士は僧坊に還り入り求覓して諸比丘に問ふらく、「我れ是の如き是の如きの寶を失へり、比丘見たりや不や」。答へて言はく、「我見たるも

【二七】寶・寶等物(ratana, ratanasammata)。律部九、註(一八の六七)名寶の下參照。
【二八】毘舍佉鹿母。律部八、註(七の一四九)參照。此物語は四分・巴利・五分の三律に出づるのみ、十誦・有部・僧祇になし。
【二九】園林(uyyāna)。
【三〇】卒。盡の義、施して無き物となすなり。宋・元・明・宮・聖本には平の字となす。もし平の字とせば正しく處理する意なり。
【三一】四方僧。律部九、註(一四の一四〇)參照。
【三二】招提僧堂。招提は梵音拓鬪提舍の轉訛なりとせらる。拓鬪提舍は巴利語の Cātuddisa(四方)の音寫となし得べく、略して拓提とし、轉じて招提とせるものなるべし、即ち四方より來れる僧の集まり住する堂の意なり。

はく、「不吉利の物よ、何ぞ以て我囊を捉へたる、汝小らく往待せよ、我れ囊中の物を數へん」。比丘答へて言はく、「我れ竟に此囊を解かず、亦之を看ず、若し取らんと欲せば豈ぞ當に汝に示すべき、恐らくは汝之を失せん、故に持して相還さんのみ」。彼人復言はく、「我囊中に千金錢ありき、今五百を少けり可しく以て我に還すべし」。比丘之に答ふること初の如くなるに、彼人便ち强ひて比丘を牽いて斷事人所に到れり。時に斷事人は佛法を信樂せざりければ、便ち非理に斷じて卽ちに取へて反縛し、驢鳴皷を打ちて四衢道頭に於て之を殺さんと欲せり。時に波斯匿王高樓上に在り、遙に見て左右に問うて言はく、「彼は是れ誰なりや」。答へて言はく、「是れ沙門釋子なり」。王卽ち勅すらく、「斷事處に將ゐ還せ、吾當に自ら出づべし」。卽ち出でて彼人に問ふらく、「汝何を以て此比丘を苦むるや」。彼人上の如く王に白すに、王復比丘に問ひ、亦上の如く王に答ふるに、王彼人に問ふらく、「此實に汝が囊なりや非や」。答へて言はく、「是なり」。王卽ち五百金錢を以て彼囊中に盛りて而も囊受けざりければ、王復語げて言はく、「汝は囊中に千金錢ありしと云へり、今何の故に受けざる」。彼人便ち自首して言はく、「本實に五百なりしも我れ瞋の故に比丘を誣ひたるのみ」。王卽ち斷事者に問ふらく、「若し人面に王を欺かんに當に何罪を與ふべき」。斷事人言はく、「此人死に應じ財物、官に沒す」と。王卽ち此法を用ひて其財を藉取し此人を反縛し、驢鳴皷を打ちて四衢道頭に於て之を殺さんとせり。人あり語りて言はく、「汝、沙門釋子を誣ひたれば應に此罪を受くべきなり、若し復誣謗せんに後當に是より劇しかるべし」。或は復言へるあり、「沙門釋子は曾て我寶を取れることありき、恐らくは今も是れ實ならん」。時に比丘王に白して言さく、「願はくは此人の命を賜ひて佛法をして惡名聲を致さしむること勿らんことを」。王卽ち之を放し、斷事人を呵責して言はく、「若し後に復此の如きの斷事あらんに、當に向の如くに汝を治すべし」。諸の佛法を信樂せざる者は種々に譏呵すらく、「我等俗人猶ほ寶を捉るを耻づるに、沙門釋子は何の故にか復爾せる、沙

諸比丘に羹粥を煮るを聽さん、[二四]炙らんが爲なるを得され。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、無病に炙らんが爲の故に火を然さんに波逸提なり」と』。諸比丘、熏鉢せんとて火を然し、及び惡獸を遮せんとて燈燭を然さんと欲せるも云何を知らず是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に是の如きの因緣あらんには自ら火を然し若しは人をして然さしむるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、無病に炙らんが爲の故に自ら火を然し若しは人をして然さしめんに[二五]波逸提なり」と』。若し炙らんが爲に火を然さんに、炎の高さ乃し四指に至らんに波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(六十八事竟る)

[二六]佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は知識家に往き嚴身寶を見て捉へ看て故處に還著せしに、後に人の爲に偸まれ主還りて之を覓めたるも所在を知らざりき。人ありて言はく、「我れ比丘の捉へるを見たり」。便ち往いて比丘に問うて言はく、「我れ是の如き是の如きの寶を失へり、比丘見たりや不や」。答へて言はく、「我向に捉りたるも故處に還著せり」。主言はく、「比丘捉りてより便ち復見ず、可しく以て我に還すべし」。比丘答へて言はく、「我實に取らず」。主信ぜず、便ち比丘の與に惡名聲を作せり。爾の時一外道ありて囊に五百金錢を盛り、水邊に到りて飲みたるに忘れて持ち去らざりき。一比丘あり後より來り見て是念を作さく、「此は是れ誰が物なりや」。即ち四顧望して前なる一人を見て便ち是念を作さく、「必らず是れ彼が許なり、當に持して之に還すべし」。即ち取りて持ち去くに、彼人未だ遠からずして還金囊を憶し即ち馳せ還りければ、比丘問ふらく、「汝何の故にか還れる」。彼人即ち瞋りて言はく、「不吉利の物、何ぞ以て我に問ふや」。比丘言はく、「縱使我れ不吉利なりとも汝應に我に還意を語ぐべし」。彼言はく、「我れ一囊を忘れて水邊に在けるが故に還り覓むるのみ」。比丘即ち出して之に示すらく、「此は是れ汝が囊なりや非や」。彼人既にして囊を見已りて復更に瞋りて言

【二四】炙らんが爲にとは、自の安樂・放逸・樂欲の爲に(visibbanāpekkho = tappitukāmo)との意なり。

【二五】巴利戒文には pācittiyaṃ ti (波逸提)の語の前に aññatra tathārūpappaccayā (然るべき理由あるを除き)の語あり。四分戒文には除時因緣、僧祇戒文には除因緣の語ありて其他の律になし。

【二六】波逸提第六十九提寶戒。四分第八十二條、巴利第八十四條、十誦第五十八條、有部第五十九條、僧祇第四十九條なり。四分・巴利・五分は舍衛城、十誦・有部・僧祇は王舍城を制戒處とす。

何の故にか啼泣せる」。答へて言はく、「此比丘、蚰の爲に齧まれて命過したれば」とて具に上事を說くに、諸長老比丘種々に呵責すらく、「汝等云何が蚰再三出でたるを見つゝ、猶ほ故ほ避けずして齧死せしむることを致せる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、火を然さんに波逸提なり」と』。時に六群比丘は守園人・沙彌をして火を然さしめしに、諸長老比丘見て呵責して言はく、『汝豈に聞かずや、佛は「火を然すを得ず」と制したまへるを』。答へて言はく、「我れ守園人・沙彌をして然さしめたれば有犯と爲すこと非じ」。諸比丘言はく、「自ら然すと人をして然さしむると何等の異かあらん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘自ら火を然し若しは人をして然さしめんに波逸提なり」と』。諸の病比丘あり醫に問ふに、醫言はく、「應に是の如きの藥を服し、火を然して洗浴すべし」。病比丘言はく、「佛は我に自ら火を然し及び人をして然さしむるを聽したまはざれば、願はくは更に我をして餘藥を服せしめよ」。醫言はく、「大德、正に應に此藥を服し火を然して洗浴すべきなり」。諸比丘是念を作さく、「佛若し我に自ら火を然し若しは人をして然さしむるを聽したまはんには病乃し差ゆるを得ん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、病比丘には火を然し若しは人をして然さしむるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、無病に若しは自ら火を然し若しは人をして然さしめんに波逸提なり」と』。諸比丘あり須らく羹粥を煮るべかりしも敢へて火を然さゞりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、

臾にして擧身洞然せしに、婦復語げて言はく、「我語を信ぜずんば復比丘の其身の云何なるを觀せよ」。彼比丘卽ち此三昧力を以て往いて佛所に至り、幷せて前事を以て具に世尊に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と道行を共にせんに波逸提なり」と』。諸比丘あり伴と共に行くに、中道にて諸女人も亦此路を行くを見て心に疑悔を生ずらく、「我等將に波逸提を犯ずるなからんとするや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、期せずして女人と共に道行して波逸提を犯ずとせんに是處あることなけん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と期して道行を共にせんに波逸提なり」と』。諸比丘あり女人と期して道行を共にせんとし、後敢へて去かず或は餘道よりせしも猶ほ疑悔を生ぜり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘先に女人と期して道行を共にせんとせりと雖、竟に去かず或は餘路より去いて波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と期して共に道行し、此聚落より彼聚落に到らんに波逸提なり」と』。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（六十七事竟る）

〔三〕 佛、拘薩羅國に在して大比丘僧千二百五十人と與に人間に遊行したまひしに、諸比丘或は屋中を得、或は樹下にあり、或は露地に在りき。時に六群比丘は十七群比丘と共に、大に薪草を聚めて露地に火を然し、邊に在りて坐して炙れり。時に一蛇あり木孔より出で、諸比丘見て物を以て之に擲げしに蛇卽ち還り入り、熱を得ては復出で諸比丘復更に之に擲げしに蛇復還り入り、須臾の頃に復出でしに擲げたる一比丘之に齧まれて卽死し、諸比丘圍遶して啼泣せり。諸長老比丘問ふらく、「汝等

〔三〕 波逸提第六十八露地燃火戒。四分第五十七條、巴利第五十六條、十誦・有部第五十二條、僧祇第四十一條なり。四分は曠野城、五分・十誦は憍薩羅國遊行中、有部は王舍城、僧祇は舍衞城を制戒處とす。巴利律には Bhaggesu Suṃsumāragire Bhesakaḷāvane migadāye（バッガ國失收摩羅山邑なるベーサカラー林の鹿野苑）に在せし時とす。

なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅。若し諸難起りて共に期行せんには不犯なり。(六十六事竟る)

[一九] 佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は女人と共に道行し、或は一比丘と一女人…乃至衆多と、或は二比丘…乃至衆多と一女人…乃至衆多と共に行いて水を渡り、更相に形を見て染着心を生じ、或は俗に反り(或は)外道と作る者ありき。諸居士見て譏呵して言はく、「沙門釋子は女人と共に同道せり、與に婦を將ゐ行くと何等の異かあらん、誰か此輩梵行を行ずるを知らんや、沙門の行なく沙門の法を破れり」。爾の時一居士あり數其婦を打ち、打ち已りて出行せしに、婦是念を作さく、「夫數我を打つこと[二〇]密ければ能く殺されん、今當に之を避くべし」。是に於て便ち去りて聚落外に出づるに、一比丘を見て往趣して問うて言はく、「大德、何にか行く」。答へて言はく、「某處に至らんと欲す」。是に於て女人便ち後に隨ひ去くに、彼夫是念を作さく、「我向に婦を打てり、或は能く自殺せんか」。即ち便ち家に還りて之を覓むるも見えざりければ隣人に問うて言はく、「我婦を見たりや不や」。皆言はく、「見ざりき」。便ち聚落を出で一外道女を見て問うて言はく、「頗し是の如き是の如きの婦人を見たりや不や」。答へて言はく、「沙門釋子の將ゐ去れるを見たり」。彼人即ちに之を急追し、及び已りて比丘に語げて言はく、「何の故にか我婦を將ゐ走れる」。比丘答へて言はく、「我れ惡業を作さず、汝が婦我と道行を同じくせるのみ」。婦復夫に語げて言はく、「惡心を此比丘に於て生ずること勿れ、我共に同道せるは親の如くにして異なし」。夫、婦言を聞いて是念を作さく、「乃し爾く相欺くなり、必らず已に惡事あらん」とて、便ち比丘を打ち死に垂んとして乃し置けり。彼比丘是念を作さく、「我今[二一]委頓して路を進むに任へず、當に[二二]火光三昧に入り以て自ら消息し、身をして力あらしめ然して後前進すべし」と。念じ已るに衣鉢を收斂し、火光三昧に入りて身中より烟を出せり。彼婦見已りて其夫に語げて言はく、「我語を信ぜずんば彼比丘の身より出す所を觀ぜよ」。彼比丘須

【一九】波逸提第六十七與女期行戒。四分第三十三條、巴利第六十七條、十誦・有部第七十條、僧祇第六十八條なり。四分・巴利・五分は舍衞城、十誦・僧祇は毗舍離、有部は王舍城を制戒處とす。

【二〇】密の字、麗本には容の字となす。

【二一】委頓。疲困なり。

【二二】火光三昧(tejodhātu)。

て言はく、「此賊比丘服を假りたるに、[一七]王は佛法を信樂しければ共之を放せるのみ」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、賊と共に伴行せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり賊と共に道路行しつゝ是れ賊なりと知らず、旣にして知りて便ち慚愧して波逸提を犯ぜりと謂ひ、或は下道して之を避け、或は留まりて後に在りければ、賊卽ち問うて言はく、「汝何の故に爾るか」。答へて言はく、「佛は汝と共に伴行することを聽したまはざるなり」。賊是語を聞いて便ち大に瞋恚し、諸比丘を打ち衣を剝ぎて赤肉にせり。諸比丘は還りて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し是れ賊なりと知らずして共に行いて、波逸提を犯ずとせんに是處あることなけん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、是れ[一八]賊なりと知りつゝ共に伴行せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり道路行に在りて賊と相遇ひ、便ち慚愧を生じ波逸提を犯ぜりと謂ひて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し賊と共に行かんことを期せざるに道路に相遇ひて波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、賊と與に期して伴行を共にせんに波逸提なり」と』。諸比丘あり賊と期して近道を共にして行かんに、去かざる者あり、異道よりせる者ありて皆疑を生ずらく、「我等將に波逸提を犯ずるなからんとするや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『賊と期して近道を共にして行かんとせりと雖、竟に去かず及び異路よりして去いて波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、賊と期して道行を共にし、此聚落より彼聚落に到らんに波逸提なり」と』。若し惡比丘と共に期行せんに突吉羅

【一七】本文に王信樂佛法其於放之とあり。於は連聲上の添語なり。

【一八】賊。賊商旅(theyyasattha)なり。

王宮に入りて後宮の門限を過らんには波逸提なり」と』。爾の時波斯匿王は年々に諸宮女と與に國界處々に出行せり、皆離宮あれば別觀せんとなり。諸比丘あり暮に村落に至りて宿處を求索せしに、諸居士言はく、「王今此宮に在らざれば可しく中に入りて宿すべし、王、佛法を信樂すれば聞いて必らず歡喜せん」。諸比丘敢へてせざりければ便ち宿處なかりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に王の宮に入るを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一一]王未だ寶を出ださず、寶未だ藏せざるに、若し入りて後宮の門限を過らんに波逸提なり」と』。「寶」とは、所重の物及び諸女色を皆名けて寶と爲す。「未だ出ださず」とは、汝、宮中に在りて未だ出ださゞるなり。「未だ藏せず」とは、女、此宮に在りて未だ藏隱せしめざるなり。爾の時後宮の門限に入りて雙脚過ぎんに波逸提、入ること遠近に隨ひ步々に波逸提、若し一脚過ぎんに突吉羅なり。餘の大臣長者家に入り過りて門限に內らんに突吉羅なり。沙彌は突吉羅。若し王請じ入れしんには不犯なり。(六十五事竟る)

[一二]佛、[一三]舍衞城に在しき。爾の時拘薩羅・[一四]摩竭の二國互に相抄掠して、二國中間の道路斷絕しければ、王舍城比丘安居し竟りて是念を作さく、「我今正に當に賊と同作して乃し自ら致すを得て世尊を問訊すべし。設し彼[一五]戍邏にして賊伴と共なるを以て我を收捉せんには、波斯匿王は佛法を信樂すれば必らず罪せられざらん」。便ち賊と俱に彼國界に到るに、果して捉ふる所と爲り邏將所に將ゐて白すらく、「此は是れ賊なり」と。邏將言はく、「袈裟を著せるは復是れ何等なりや」。答へて言はく、「亦是れ賊なり」。比丘便ち自ら說いて言はく、「我は賊に非じ、是れ沙門釋子なり、王舍城に於て安居し竟りて應に世尊を問訊すべきも、道路難嶮の故に與に伴を共にせるのみ」。邏將言はく、「汝は沙門釋子に非じ、必らず此服を假りて來りて[一六]細作を作せるならくのみ」。便ち王所に送りしに、比丘自ら說くこと前の如くなりければ王便ち之を放しぬ。左右群臣にして是沙門を信ぜざる者あり

【一一】本文に王未出寶未藏寶―とあり。彌沙塞五分戒本には寶の字なし。四分律にもなし。有部律には未藏寶及寶類とし、十誦律には夜未過未藏寶とあり。巴利律には anikkhantarājake aniggataratanake (王未だ寢室より出でず、王夫人も續いて出でざるに)の二語を出せり

【一二】波逸提第六十六與賊期行戒。四分第六十七條、巴利第六十六條、十誦・有部第七十一條、僧祇第七十二條なり。

【一三】宋・元・明・宮本には王舍城とす。諸律皆舍衞城なるも十誦律のみ維耶離とせり。

【一四】摩竭。摩揭陀國の略。

【一五】戍邏。國境の守備兵。

【一六】細作。賊の間者。

ければ、晨朝に衣を著け鉢を持して後宮に入りぬ。時に王は末利夫人と同寢して未だ起きず、夫人は阿難の來るを見て卽ち狼狽して衣を被て牀を下りしに、所被の衣極細にして滑かなりければ、覺えず墮落し慚羞して地に蹲まりぬ。王便ち譏呵して言はく、「我れ王事に鞅掌して昏夜に寢息すれば起くるに早きを得ず、如何が比丘晨朝徑に來れる」。阿難慚耻して卽ちに佛所に還り、具に諸比丘の入宮及び己が事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛復自ら阿難の事を說いて種々に呵責して諸比丘に告げたまはく、「王の後宮に入るに[九]十過失あり。一には若し王醉ふ時餘の宮女に近づき醉醒むるに便ち忘れ、彼忽ち娠あらんに必らず比丘を疑はん。二には宮女、比丘を見て或は戲笑するあらんに、情あらんと疑ふが故に。三には若し王に密謀あり外人知るを得んに、便ち當に是れ比丘の傳ふる所ならんと疑ふべし。四には若し王宮內にて寶物を亡失せんに、便ち當に是れ比丘の取る所ならんと疑ふべし。五には若し一臣位を奪はんに、外人必らず比丘に由るが故なりと言はん。六には若し罪に遭ふあらんに、外人必らず比丘の所爲なりと疑はん。七には若し未だ官を得べからざりしに而も王之に與ふるあらんに、亦復是れ比丘の力なりと疑はん。八には若し王好みて出でゝ遊觀し勞貴事多からんに、亦復比丘然らしめたりと疑ひ嫌はん。九には宮內に諸の美色珍玩の服飾多ければ、比丘之を見て必らず染著を生じて犯戒反俗せん。十には若し王子中に反逆せる者あらんに、必らず復是れ比丘の敎ふる所なりと疑はん」と。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、王宮に入りて門限を過らんに波逸提なり」と』。時に諸比丘は佛制戒したまひし後便ち敢へて城門限を踰えて乞食せず、云何を知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、入宮を聽さん、但、[一〇]後宮の門限を過るを得ざれ。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、

第八十三條、十誦・有部・僧祇第八十二條なり。

【九】 入王宮十過失(dasa ādīnavā rājantepurappavesane)。十誦律(一八)・有部律(四五)・巴利律(Iv. 159)。にありて四分律になし。律部九、註(二一〇の一一三)參照。

【一〇】 後宮門限(indakhila)。王及び王夫人の寢室の門限(sayanighara ummāra)なり。門限とは門閫なり。

巻の第九　彌沙塞

初分第五　九十一單提法の四[1]

[2]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は數々犯戒せり。諸比丘諫めて(言はく)、「……乃至、[3]長夜に苦を受くること莫れ」……皆上に說けるが如し。六群比丘問うて言はく、「佛は何處に於て此法を制したまひしや」。諸比丘言はく、「汝知らずや」。答へて言はく、「知らず」。諸比丘言はく、「今當に汝に制法の處所を語ぐべし」とて、說戒時に於て便ち語げて言はく、「佛は此中に於て制法したまへり」。六群比丘言はく、「我今始めて是法[4]半月(半月)布薩戒經中に說けるを知れり」。諸比丘種々に呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきたり」。「『若し比丘、說戒時に是語を作さく、「我今始めて是法半月(半月)布薩[6]戒經中に說けるを知れり」と。[7]諸比丘は是比丘の已に再三に說戒中に坐せるを知らんに、是比丘知らざるを以ての故なりとて脫るゝを得ず、所犯の罪に隨うて如法治し、應に其不知を呵すべきなり、「汝の所作不善なり、說戒時に一心聽せず、心中にち應に敎へて爲に廣く說くべし。若しは二たび若しは三たび說戒中に於て坐しつゝ、若しは知り若著せざらんとは」と。(呵し已らんに)波逸提なり』と。若し比丘、比丘の與に具足戒を受けんに、卽しは知らずして是語を作さんに波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。(六十四事竟る)

[8]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は數波斯匿王宮に入り諸の美女を見、染著心を生じて梵行を修するを樂しまず、或は俗に反り(或は)外道と作る者ありき。諸大臣見て是言を作さく、「王何ぞ以て宮女を深藏せざるに、乃し種々異姓をして之に見えしむる」。爾の時阿難常に王の供養を受け

【一】　本文には第一分之五錄六十四事あるも、明本によりて改む。但、宋・元・明・宮本皆卷を分たず、前註(八の一〇三)參照。
【二】　波逸提第六十四不覺重布薩戒。四分・巴利第七十三條、十誦・有部第八十三條、僧祇第九十二條なり。十誦律のみ倶舍彌國を制戒處とせり。
【三】　本文に莫不長夜受苦とあるも、宋・元・明・宮本によりて不の一字を除けり。
【四】　半月(半月)(anvaddhamāsa)。半月每にとの意。
【五】　布薩戒經。布薩式時に讀誦せらるゝ戒經(pātimokkha)。
【六】　戒經中に說くとは戒經中に攝し含められたり(suttagato suttapariyāpanno)との意なり。
【七】　本文に諸比丘知是比丘已再三說戒中坐、是比丘不以不知故得脫、隨所犯罪如法治應呵其不知(汝)所作不善說戒時不一心聽不著心中(呵已)波逸提とあり。括弧內文字は取意のために補へり。應呵其不知以後の戒文難解なり。其不知(moha)の下に汝の一字を入れたるは後の比丘尼戒文に依りてなり。
【八】　波逸提第六十五突入王宮戒、四分第八十一條、巴利

ら此藥を須うることを知らんには應に自ら取りて服すべく、若し知らざらんには應に醫に問ふべし。若し醫なきには應に和倘・阿闍梨に問ふべし、「我が是の如く、是の如き病には應に何藥を服すべきや」。若し和倘・阿闍梨知らざるには、應に藥を取りて再三服すべく、差えざらんに復應に餘藥を取りて服すべきなり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（六十二事竟る）

[一四七]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は數々犯戒せり。諸比丘諫めて言はく、「汝等は數々犯戒せり、當に自ら見罪して如法悔過すべし。此行を以て人の信施を負ひて長夜に苦を受くること莫れ」。六群比丘言はく、「我れ是戒を學せず、我當に先に持法・持律にして智慧汝に勝るゝ者に問ふべし」。諸比丘種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責したまはく、『汝、愚癡人、應に此惡業を作すべからず。諸比丘は汝と與に布薩・自恣を共にして諸羯磨を作さざらんと欲せるも、汝を愍念するが故に如法に汝を諫めしなり。汝云何が「我れ是戒を學せず、我當に先に持法・持律にして智慧汝に勝るゝ者に問ふべし」と言へる』と。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘數々犯罪して諸比丘如法に諫めんに、「我れ是[一四八]戒を學せず、當に餘比丘の持法・持律者に問ふべし」と、是語を作さんに波逸提なり。比丘にして解を求めんと欲せんには應に持法持律者に問ふべし、是法應爾なり」と』。「持法」とは、佛所說の法を持誦するなり。「持律」とは、五事あり、一には[一四九]四事を誦して二不定法に至り、二には四事を誦して乃し[一五〇]三十事に至り、三には廣く[一五一]二百五十戒を誦し、四には廣く二部戒を誦し、五には廣く一切律を誦するなり。若し比丘、戒を誦せざらんに、安居時に非ざるとは應に前四種の持律（者）に依るべく、安居時には要らず應に廣く一切の律を誦する者に依るべきなり。若し依らざらんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（六十三事竟る）

五分律卷第八

【一四七】波逸提第六十三拒勸學戒。四分・巴利第十一條、有部・十誦・僧祇第七十五條なり。四分・巴利・僧祇は拘睒彌、有部は王舍城、十誦は舍衞城を制戒處とす。

【一四八】戒。戒條（Sikkhāpada）なり。

【一四九】四事。四波羅夷法なり。

【一五〇】三十事。三十尼薩耆波逸提法なり。

【一五一】二百五十戒。五分律戒條は二百五十一戒なり、今略稱せるなり。

を聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、四月自恣請を受けつゝ、若し是を過ぎて受けんに更請・自送請・長請[一四五]を除き波逸提なり」と』 若し人、僧に藥を施さんに、衆事を佐助する比丘は應に問ふべきなり、「此藥は當に聚落中に留むべきや、僧坊內に著くと爲すや」。 若し聚落中に留著すと言はんに、須ゐん時應に請ぐべし、「我れ是の如きの藥を須ゆ、我が爲に辦へて乏くることあらしむる勿れ」。 若し僧坊內に著くと言はんに、應に中央房に著きて取るに得易からしむべく、僧應に白二羯磨を作すべきなり。一比丘唱言すらく、「大德僧聽きたまへ、今某房を以て僧藥を安かんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、今某房を以て僧藥を安かんとす、誰し諸長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某房を用ひて僧藥を安き竟りぬ、僧は忍せり、默然するが故に。是事是の如くに持つ」と。諸比丘は誰か應に僧藥を守るべきかを知らざりければ、是を以て佛に白すに、佛言はく、「僧は應に白二羯磨して、一比丘を差して守藥人と作すべし」。 一比丘唱言すらく、「大德僧聽きたまへ、今某甲比丘を差して僧の爲に守藥人と作さんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、今某甲比丘を差して僧の爲に守藥人と作さんとす、誰し諸長老にして忍せんには默然し、誰し忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘を差して守藥人と作し竟りぬ、僧は忍せり、默然するが故に。是事是の如くに持つ」と。 時に諸比丘は無智比丘を差せしに守藥に堪へざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に無智比丘を差すべからず、若し五法を成就せんに應に差して僧藥を守る人と作すべし。何等をか五とする。愛と恚と癡と畏とに隨はざると藥・非藥を知るとなり」。 彼の僧藥を守る比丘は應に新器を以て呵[一四六]梨勒・阿摩勒・鞞醯勒・畢跋羅・乾薑・甘蔗糖・石蜜を盛るべく、若し器漏らざらんには應に酥・油・蜜を盛るべく、應に皮を持つて口を結び上に題して藥名を作すべきなり。若し病比丘須ゐんには應に歡喜して與ふべく、若し病者自

【一四五】長請(niccapavāraṇā)。長時請即ち盡形壽請なり。

【一四六】呵梨勒・阿摩勒・鞞醯勒・畢跋羅。律部八、註(三の九九—一〇二)參照。

丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一四二]四月自恣請を受けつゝ、若し是を過ぎて受けんに波逸提なり」と』。爾の時諸比丘は秋時病を得しに、釋摩男は房に入り之を見て問うて言はく、「大德、所患何等」。答へて言はく、「我れ秋病を得たり」。卽ち諸比丘を請じて言はく、「可しく我に從うて藥を取らるべし」。諸比丘言はく、「王先に四月を請ぜしも今に於て已に過ぎぬ。佛は我に此を過ぎて藥を受くるを聽したまはず」。卽ち更に一月を請ぜしに、諸比丘言はく、「佛は未だ我に更に請を受くることを聽したまはざれば云何を知らず」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に更に一月請を受くるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、四月自恣請を受けつゝ、是を過ぎて受けんには[一四三]更請を除き波逸提なり」と』。又、諸居士僧房に來り看、諸比丘の秋病を得たるを見て問うて言はく、「何等の藥をか須うる、我當に之を送るべし」。諸比丘言はく、「佛未だ我等に自恣藥を受くるを聽したまはざれば云何を知らず」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に自恣請を受くるを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、四月自恣請を受けつゝ、是を過ぎて受けんに更請・[一四四]自恣請を除き波逸提なり」と』。時に釋摩男是念を作さく、「六群比丘は藥を以ての故に衆人の前に於て我を折辱せり、我今寧ろ可しく多く諸藥を集むべし」。卽ち多く之を集め、集め已りて是念を作さく、「我が此藥の如きは盡壽之を用ふとも盡さしむること能はざれば、我今當に諸比丘に盡壽に藥を與へんことを請ずべし」。卽ち往いて諸比丘を長請せしに、諸比丘言はく、「佛は未だ我等に長請を受くることを聽したまはざれば云何を知らず。」是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に長請を受くること

【一四二】四月自恣請（Cātumāsa-paccayapavāraṇā）、律部九、註（二〇の一一）參照。

【一四三】更請（Punapavāraṇā）。四月自恣請過ぎんに更めて一月、自恣に藥を取らんことを請ずるなり。

【一四四】自恣請。別請卽ち私請なり。

力に隨うて供を設くるに、或は一家にて一日乃至十日を作し、或は二家にて共に一日を作し……乃し十家に至り、或は但前食を作し、或は但後食を作し、或は但[138]怛鉢那を作し、或は但粥を作し、或は浴を作す者、或は[139]過中飲を作す者、或は塗身油及び塗足、然燈油を施す者(ありき)。爾の時[140]釋摩男在らずして未だ其施を受くる者あらざりければ、左右の人に問うて言はく、「竟に誰か我施を受けたりや」。答へて言はく、「未だ受けたる者あらじ」。又問ふ、「佛及僧は未だ何等の施をか受けざりし」。答へて言はく、「唯、未だ藥を受けざりしのみ」。便ち佛及び僧に[141]夏坐藥を施さんことを請じて、或は自ら送り或は人をして送らしめぬ。又六群比丘の所に到りて言はく、「大德、藥を須ゐんに意を恣にして來り取れ」。六群比丘是念を作さく、「今、王は佛及び僧に安居四月給藥を請じて或は人をして送らしめ乃至自ら送りつゝ、而も我等にのみ自ら往いて之を取らしむ。王の此心を觀ずるに、是れ我等を輕んぜるなり、我等當に其五親會時を伺うて最も得難き藥を從ひ索むべし、彼必ず辦へざれば其をして羞恥せしめん」。復是念を作さく、「此王福德あれば或は能く藥として有らざるなけん、先に當に人に無き所の者を訪ね索め、然して後に從ひ乞ふべし」。即ち之を訪ね索むるに唯一種なかりければ、是に於て王の五親會時を伺うて便ち其に從うて乞へり。王即ち人をして國中遍く覓めしむるに悉く得ること能はざりければ、王、六群比丘に語ぐらく、「諸處に求索せしも絕えて得べからず」。六群比丘便ち王に語げて言はく、「王は自ら佛及び僧に四月給藥を請じつゝ、而も今我に一種を與ふること能はざるか」。王言はく、「大德、與ふるを欲せざるに非ず、亦物なきに非ず、但、此藥を訪ね索めしも絕えて得べからざりしなり。又四月已に過ぎたれば、何爲ぞ相苦めんや」。六群比丘便ち衆前に於て王を折辱して言はく、「先に我等に、求むる所に隨うて藥を請じつゝ、而も今此一種をすら得ること能はず」。餘比丘聞いて六群比丘に問ふらく、「汝何等をか說ける」。六群比丘、實を以て答ふるに、諸比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比

【一三八】怛鉢那(tappaṇa)。僧祇律(二八)に哆波那食とせり。乳粥又は和麨なり。律部十、註(一八の四七)參照。

【一三九】過中飲。中(正午)以後の比丘の飲料、八種漿等の非時漿なり。律部八、註(三の六八)夜分藥の下參照。

【一四〇】釋摩男(Mahānāma Sakka)。斛飯王の子、阿那律の兄なり。

【一四一】夏坐藥(Cātumāsa bhesajja)。夏四月安居を夏坐といひ、其間に用ふる藥を夏坐藥といふ。

ち阿難に問ひたまはく、「是れ誰の啼聲ぞや」。阿難具に以て佛に白すに、佛は是事を以て明旦に比丘僧を集めて畢陵伽婆蹉に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責して(言はく)、「汝應に未滿二十の人の與に具足戒を受くべからず、二十に滿たざるには堪へざる所多く破戒あるを致さん」と。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、二十歲に滿たざる人の與に具足戒を受けんに波逸提なり」と』。爾の時、[一三四]童子迦葉は二十に滿たずして具足戒を受けしに、後に方に疑を生じて云何せんかを知らず、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「童子迦葉は所得ありしや不や」。答へて言さく、「須陀洹を得たり」。佛言はく、『此人乃ち是れ第一受具足戒なるも然も白四羯磨如法受戒とは名けず。今胎中の年を數へて足して二十と爲すを聽す。若し猶ほ滿たざるには又閏月を以て足するを聽す。[一三五]若し復滿たざるには又沙門の年を以て足するを聽す。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、二十歲に滿たざるを知りつゝ與に具戒を受けんに波逸提なり」と』。是人得戒せず、諸比丘をも亦呵すべきなり、是法應爾なり」と』。未滿二十に未滿二十想し、未滿二十疑せんに波逸提なり。滿二十に未滿想し、滿二十疑せんに突吉羅なり。若し不滿二十を知りつゝ念を生じて與に具戒を受けんと欲し、及び方便を作して、第四羯磨未竟に至らんに皆突吉羅、第四羯磨竟には和尙は波逸提、[一三六]餘の師と僧とは突吉羅なり。(六十一事竟る)

[一三七]佛、拘薩羅國に在しき。大比丘僧五百人と俱なりて迦維羅衞城に向ひたまひしに、諸釋種は佛、彼國より來りたまふと聞いて共に制を立つるらく、「若し佛を出で迎へざらんに金錢五百を罰せん」と。便ち各大小を將ゐて世尊を出で迎へ、頭面に禮足し却いて一面に住せり。佛爲に法を說いて示敎利喜したまふに、共に佛及び僧に夏四月安居を請じ、世尊は默然して之を許したまへり。諸人各

【一三四】童子迦葉(Kumāra Kassapa)。律部九、註(一九の九二)の本文參照。

【一三五】本文に若復不滿又聽以沙門年足とあり。沙門の年を以て足すとは難解なり。胎中の月及び閏月を數へ加へても未だ滿二十歲とならざる時は、沙門の「年の數へ方」即ち滿二十雨(滿二十年とは異る)になるならば犯なしとの意なり。これ僧祇律の『滿二十雨減二十年なるを「滿二十」と名く』とあるに相當す。律部九、註(一九の一四〇)參照。

【一三六】餘の師僧。羯磨師・敎授師及び七證明師なり。

【一三七】波逸提第六十二請食過受戒。四分・巴利第四十七條、十誦・有部・僧祇は七十四條なり。僧祇律のみ舍衞城とす。

作さんに波逸提なり」と。比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼の語を默聽せんに突吉羅なり。比丘尼にして比丘・比丘尼の語を聽かんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼の語を聽かんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆の語を默聽せんに突吉羅なり(六十事竟る)

〔三〇〕佛、舍衞城に在しき。爾の時十七群童子の父母愛念して、母共言を作さく、「我子は勤苦に〔三一〕慣れず體性軟弱なれば、何の技術を教へてか終に安樂なるを得べき」。父言はく、「當に算計書畫を教ふべし」。母言はく、「若し書畫を教へんに恐らくは其眼を壞らん、若し算せんに恐らくは其指痛まん、若し計せんに恐らくは其心病まん」。復共に議すらく、「當に釋子中に於て出家せしめんに現世無爲に後世安樂なるべし。」彼十七群童子出家せんと欲して共に相語りて言はく、「我れ要らず當に〔三二〕優波離の來るを待ちて與に共に辭別すべし」と。時に優波離、行より還り諸童子の所に到りしに、諸童子言はく、「汝知るや不や、我等は如來法中に於て出家せんと欲し、汝を待ちて辭別せんとす」。優波離聞いて亦共に去かんことを樂ひ、還りて父母に白すに、父母卽ち聽して是念を作さく、「當に誰をか師と作さしむべき」。又是念を作さく、「〔三三〕畢陵伽婆蹉は賊中より其を拔きて將ゐ還れり、今當に與に弟子と爲すべし」。便ち各其子を將ゐて畢陵伽婆蹉に詣りて白して言さく、「大德よ、大德は此兒に於て大恩あり、今以て奉給せん、願はくは納れて弟子と爲したまはんことを」。畢陵伽婆蹉卽ち便ち之を度して與に具足戒を受けぬ。既にして受戒し已るに、夜に獨して廁上及び洗手處に至ること能はず、恒に自ら之を遂れり。時あり闇中に師を見、識らずして卽ち是れ鬼なりと謂ひ、聲を失して大に喚んで言はく、「毗舍遮、毗舍遮」と。師言はく、「怖るゝ莫れ、是れ我にして鬼には非じ」。或は夜に食を索めければ、師言はく、「僧に食あらば曉に當に汝に與ふべし」。又問ふ、「僧に若し食なきには當に何處にか得べき」。師言はく、「僧に若し無きには當に乞食すべし」。是語を聞き已るに便ち大に啼いて言はく、「比丘乞食より還らんに我等已に死なん」。佛、夜に之を聞いて卽

〔三〇〕波逸提第六十一未滿二十受具戒。四分・巴利第六十五條、十誦・有部第七十二條、僧祇第七十一條なり。僧祇・有部は舍衞城、十誦・四分・巴利は王舍城を制戒處とす。

〔三一〕本文に患の字となすも明本によりて慣の字に改めたり。

〔三二〕優波離(Upāli)、十七群童子中の長なり。結集時の優波離に非ず。

〔三三〕畢陵伽婆蹉(pilinda-vaccha)。賊中より拔き還るとは、本律卷二十八(大正藏22, 183a)、有部毗奈耶(張八・二六在)及び巴利律(vp3. 67)神通を以て童子を救ひ出せる記あり。

はく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら地を掘り、若しは人をして掘らしめんに波逸提なり」と』。諸白衣あり、物を送りて僧の爲に房を作りしに、久々に來り視て房成らざるを見て作房比丘に問ふらく、「何ぞ我が爲に速に此福を成ぜざる」。答へて言はく、「佛は我等に自ら地を掘り人をして掘らしむるを聽したまはず、云何が成ずるを得ん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し土を須ゐんには應に淨人に告げて言ふべし、「是を知れ、是を看よ、我れ是を須う、我に是を與へよ」と。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら地を掘り、若しは人をして掘らしめて[一二六]是を掘れと言はんには波逸提なり」と』。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして、事なきに地を掘らんに突吉羅なり。若し[一二七]燥土を取らんに不犯なり。（五十九事竟る）

[一二八]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は諸比丘と共に鬪ひ、共に鬪ひ已りて戶外に在りて語るを聽き、聽き已るに諸比丘に語げて言はく、「汝何を以て是の如きの語を作せる」。問うて言はく、「汝、誰よりか聞ける」。答へて言はく、「我れ戶外に在りて聽けり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や。」答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、屛處に於て他比丘の所說を默聽せんに波逸提なり」と』。時に諸比丘は比丘と與に理を諍ひ是非を辯ぜしに、比丘あり壁を隔でて聽いて疑を生ずらく、「我れ故に當に波逸提を犯ぜざるべきや」とて、或は出罪悔過せる者ありき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘、理を諍ひ是非を辯ぜざるを默聽して波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、共に[一二九]諍ひ已るに默聽して「諸比丘の所說、我當に憶持すべし」と、是念を

【一二六】戒文に是語を挿入せるは五分・十誦・僧祇にして、四分・巴利・有部には是語なし、

【一二七】燥土。生地に對する語、草木の生成し得ざる死地（ajātapathavī）なり、

【一二八】波逸提第六十屛處默聽戒。四分第七十八條、巴利・僧祇第七十八條、十誦・有部第七十六條なり。

【一二九】巴利戒文には bhaṇḍanajātānaṃ kalahajātānaṃ vivādāpannānaṃ（論難し紛擾し競ひ諍ふて）の三語を列せり。

はしむるは突吉羅なり。非酒にして酒色酒香酒味あるも人をして、醉はしめざらんに、飲まんと欲せんには屏處飲を聽す。若し比丘、酒を飲まんに咽咽に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（五十七事竟る）

[一二〇] 佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は和尚阿闍梨を敬はず戒を敬はざりしに、諸比丘あり亦効うて是の如くせりき。諸長老比丘見て種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群及び諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[一二一]師を輕んぜんに波逸提なり」と』。若し比丘、[一二二]三師及び戒を輕んぜんに、一々に波逸提なり。若し餘比丘を輕んぜんに突吉羅なり。乃至、師地を掃かしむるに掃かず、順掃せしむるに而も逆掃せんには皆突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し、式叉摩那・沙彌 沙彌尼は突吉羅なり。五十八事竟る

[一二三] 佛、拘薩羅國に在しき。大比丘僧五百人と倶に[一二四]阿荼脾邑に向ひたまひしに、時に彼の諸比丘は佛當に來りたまふべきを聞いて、堂舍あることなければ便ち共に自ら作らんとて草を伐り地を掘り、……乃至、佛種々に呵責したまへること、[一二五]上の講堂を作る中に說けるが如し、……諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら地を掘り土を取らんに波逸提なり」と』。時に六群比丘は守園人・沙彌をして地を掘り土を取らしめしに、諸比丘見て言はく、「佛は地を掘るを得ずと制したまへるに、汝今云何が此惡業を作せる」。答へて言はく、「我れ人をして掘らしめたり」。諸比丘言はく、「人をして掘らしむると自ら掘ると何等の異ありや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたま

【一二〇】波逸提第五十八輕師戒。四分・巴利第五十四條、十誦・有部第七十八條、僧祇第七十七條なり。四分・巴利・僧祇・十誦は拘睒彌・有部は王舍城とす、而して四分・巴利・僧祇・十誦は闡陀を緣とし、有部は象師子となす。

【一二一】こゝに師を輕んずとあるも、巴利戒文には單に anādariye とあるのみ。四分律には不受諫とせり。

【一二二】三師。受戒時の三師。和上・羯磨師・教授師なり。

【一二三】波逸提第五十九掘地戒。四分・巴利第十條、十誦・有部・僧祇第七十三條なり。

【一二四】阿荼脾邑(Āḷavī) 曠野城なり、律部八、註(六の七七)曠野精舍の下參照。有部律のみ舍衞城とせり。

【一二五】本律卷六、第十一波逸提壞生種戒の初めを略せるなり。

して之を受くるに、諸居士言はく、「大德、何等の食をか須ゆる」。答へて言はく、「我れ白衣の時より性として酒肉を好めり」居士歡喜して卽ち爲に之を辦へしに、沙竭陀(一二七)往いて其家に到り肉を食し酒を飲み、極めて飽滿し已りて拘舍彌に還るに、僧坊外に於て醉臥吐泄して衣鉢縱横たりき。時に世尊は天眼にて遙に見て阿難に告げたまはく、「汝と共に僧坊外に看ん」。敎を受けて佛に從ひ外に出でゝ之を見たれば、佛ば阿難と與に舁ぎ還りて井邊に著き、佛自ら水を汲みて阿難をして洗はしめ、衣を著けて繩牀上に臥せ頭をして佛に向はしめしに、須臾に轉側し脚を伸ばして佛を踏みぬ。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「沙竭陀は先に佛を敬ひしや不や」。答へて言さく、「敬へり」。又問ひたまはく、「今能く敬ふや不や」。答へて言さく「能はず」。又問ひたまはく、「應に是酒を飲みて本性を失ふべきや不や」。答へて言さく、「(失ふ)べからず」。又問ひたまはく、「沙竭陀は先に能く惡龍を伏せしに今能く蝦蟇(一二八)を降すや不や」。答へて言さく、「能はず」。諸比丘は復前事を以て具に世尊に白すに、佛は彼此の因緣を以て種々に諸比丘を呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、飲酒(一二九)せんに波逸提なり」と』。時に沙竭陀は佛戒を制したまひ已るや敢へて復飲まざりしに、先習を以ての故に氣絕して死なんと欲し、飲食不消にして云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに佛言はく、「酒器を齅がしめよ」。酒器を齅ぐも差えざりければ佛言はく、「酒を以て餅中若しは羹粥中に著れて噉はしめよ」。噉ふも差えざりければ佛言はく「酒を以て之に與ふるを聽す」。沙竭陀得已りて便ち差えければ、卽ち以て佛に白すに佛言はく、「已に差えんに應に漸々に之を斷ちて乃し酒器を齅ぐに至るべく、復惡からざらんには復齅ぐを得され」と。酒にして酒色酒味酒香あるあり、酒にして酒色酒香ありて酒味なきあり、酒にして酒色酒味ありて酒香なきあり、酒にして酒色・香・味なきも飲みて人をして醉はしむるあり、若し飲まんに皆波逸提なり。非酒にして酒色酒味酒香あり、飲みて人をして醉

【一二七】沙竭陀の言として「性として酒肉を好む」との語を出すは不相應なり。四分・巴利兩律には六群比丘が傍より黑酒(kāpotikā)は比丘にとりて得難ければ之を供養せよと勸めたりとし、十誦律・有部律には槃中に少量の酒を混ぜるを知らずして飲めりとせるは極めて相應せるが如し。

【一二八】蝦蟇、律部九、註(一四の六七)參照。五分・十誦・僧祇に是語あるも、四分・巴利には小龍となし有部には小蟒(ウミヘビ)となす。

【一二九】飲酒(surāmeraya-pāna)。

壞しければ諸白衣見て譏呵して言はく、「我等白衣にすら尙飮酒せざる者あるに、沙門釋子は累を捨てゝ道を求めつゝ而も皆洪醉せること俗人に過ぎたり、空しく壞色割截衣を著しつゝ沙門の行なく沙門の法を破れり」。爾の時世尊は、拘舍彌國より[一二二]跋陀越邑に往きたまひき。時に彼の[一二三]編髮梵志作處に[一二三]一毒龍あり、常に大雹を雨して諸田苗を壞しければ、彼の諸居民常に是念を作せり、「沙門・婆羅門中、誰か威德ありて能く此龍を降す者やある」と。佛、千二百五十弟子と俱に此邑に來りたまふと聞いて歡喜せざるなく、皆出でゝ奉迎し頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、此邑に常に一の惡毒龍ありて田苗を破壞せり、我恒に大威德の人を得て之を降伏せんと願へり」。時に[一二四]沙竭陀、佛の後に在りて佛を扇ぎしに、佛即ち顧み問ひたまはく、「汝、此の諸居士の所說を聽けりや不や」。答へて言さく、「聽けり」。第二第三に問ひたまひしに、答亦是の如くなりき。沙竭陀是念を作さく、「世尊反覆して三たび問ひたまふは、已に爲に我に此惡龍を降さんことを勅したまへるならん」。即ち前みて佛足を禮し、右遶して去りて彼龍所に向ひ是念を作さく、「我今當に此龍を降さんに形を壞せざらしめて而も其身をして微細なること[一二五]櫡の如からしむべし」と。即ち其室に入り却いて一面に坐するに、龍身便ち烟を出しければ沙竭陀の身よりも亦煙を出し、龍擧身に火を然しければ沙竭陀も亦擧身に火を然し、龍火より五色を出すに沙竭陀の火も亦五色を出せり。是に於て龍身を化して櫡の如からしめ、鉢中に內著して持して佛所に至り佛に白して言さく、「此の惡毒龍は今已に降伏せり、當に何處に著くべき」。佛言はく、「[一二六]世界の中間に著くべし」。沙竭陀、敎を受けて人の伸臂を屈する頃の如くに、持して世界の中間に著き須臾にして便ち還りぬ。是に於て世尊は跋陀越邑より拘舍彌に還らんと欲したまひしに、時に跋陀越邑の諸居士は沙竭陀が惡龍を降伏せるを聞いて皆大に歡喜して諸比丘に問ふらく、「誰か是れ沙竭陀なりや」。時に沙竭陀は佛後に在り、諸比丘言はく、「佛後なるは是なり」。諸居士即ち前み禮足して白言すらく、「願はくは我請を受けたまはんことを」。默然

【一二二】跋陀越邑(Bhaddavatika)。支提國にありし邑。

【一二三】編髮梵志(Jaṭila)。

【一二三】一毒龍。僧祇律に菴婆羅龍とし、十誦律には菴婆羅提他龍とし、巴利律には「Ambatittha(アムバ池)に住める龍」となす。有部律には菴婆林と爲す。

【一二四】沙竭陀(Sāgata)。律部九、註(二〇の三三)尊者善來の下參照。

【一二五】櫡、字彙になし。可洪音義(十六)に櫡は音筯(チヨ)、或作箸也俗とあり、筯は竹筯即ち箸なり。細身なること箸の如くせりとの意。

【一二六】世界中間。難解なり。恐らくは原語は lokantara なりしなるべく、若し然りとせば他世界、餘世界とすべきを、佛陀什誤まりて世界中間と譯せるものなるべし。或は世界の中間とは世界の眞中を意味するにあらずして世界と世界との間(the space between the single worlds)即ち此世界の外を意味するものと考へらる。故に今世界中間とありとも世界の外へ擲出する意と解すべきなり。

情を以て告ぐるに、阿那律言はく、「姉妹、我等は應に此惡業を作すべからず、世尊の制法亦聽さゞる所なり」。寡婦言はく、[105]「我は是れ族姓にして年盛時に在り、禮儀備に擧せて多く財寶に饒なれば、大德の爲に事の所當を給せんと欲す、願はくは見納を垂れられんことを」。阿那律之に答ふるに初の如くなりければ、寡婦復是念を作さく、「男子の惑ふ所は唯色に在り、我當に露形にて其前に在りて立つべし」と。即ち便ち衣を脫し前に立ちて笑語せるに、阿那律便ち閉目正坐して[106]赤骨觀を作せり。寡婦復是念を作さく、「我此の如くすと雖彼猶ほ未だ降らず」と。便ち牀に上りて之と共坐せんと欲せしに、是に於て阿那律は虛空に踊昇せり。寡婦便ち大に羞恥して慚愧心を生じ、疾く還りて衣を著し合掌悔過して白言すらく、「大德、我實に愚癡なりき、今に於ては敢へて復此意を生ぜじ。願はくは哀愍して我が悔過を受けられんことを」。阿那律言はく、「汝が懺悔を受けん」。因みて爲に種々の妙法を說き、初中後善・善義・善味にして、淸白梵行の相を具足せり。寡婦聞き已りて遠塵離垢して法眼淨を得たりき。阿那律即ちに其像の如くにして往いて佛所に至り、兼ぬるに前比丘の事を以て具に世尊に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と與に同室宿せんに波逸提なり」と』。女人・至、初生及び[107]二根女と同室宿せんに皆波逸提なり。室とは、未受具戒人と與に宿する中に說けるが如し。若し非人女・畜生女・黃門と與に同室宿せんに皆突吉羅なり。若しは同覆異隔、若しは大會說法若しは母姉妹近親の疾患に有知男子の自ら伴ふありて臥せざるには皆不犯なり。[108](五十六事竟る)

[109]佛、[110]拘舍彌國に在しき。爾の時世尊は未だ比丘に飲酒を制したまはざりき。諸比丘あり酒肆中或は白衣家に於て飲酒して大醉し、或は坑塹に墮ち、或は壁物を突き、或は衣鉢を破り身體を傷

【一〇五】本文に我是族姓年在盛時禮儀備擧多饒財寶欲爲大德給事所當願垂見納……とあり。

【一〇六】赤骨觀(aṭṭhisaññā)。骨鏁觀なり。

【一〇七】二根女。二形生なり、律部十、註(二三の六二)參照。

【一〇八】宋・元・明・宮本は此處を以て卷第八の終りとす。次の文より宋・元・宮本には卷第九初分單提法の四とし、明本には卷第九初分第五、九十一單提法の四とせり。

【一〇九】波逸提第五十七飲酒戒。四分・巴利第五十一條、十誦・有部第七十九條、僧祇第七十六條なり。

【一一〇】拘舍彌國。僧祇・有部も同じ。四分・巴利・十誦には支陀國(Cetī)とせり。

て共相に澆灒せんに皆波逸提若し雪を、持り及び草頭の露を弄びて戯れんに皆突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌、沙彌尼は突吉羅・若し戯の爲ならざるには皆不犯なり。（五十五事竟る）

[一〇〇]佛、舍衞城に在しき。爾の時世尊は未だ比丘に女人と與に同室宿するを制したまはざりければ、或は一比丘と一女人、或は多比丘と少女人、或は少比丘と多女人と同室宿して染着心を生じ、俗に反る者外道と作る者ありき。諸居士見て譏呵して言はく、「此等沙門は女人と與に同室宿せり、白衣と何ぞ異らん、沙門の行なく沙門の法を破れり」。時に一年少婦人にして夫喪せるあり、是念を作さく、「我今當に何許に於て更に良對を求むべき」。復是念を作さく、「我今門に到り戶に至ること能はざれば、當に[一〇一]一客舍を作り在家出家人をして任意に宿止せしめ、中に於て擇び取るべし」。即ち便ち之を作りて道路に宣令すらく、「宿を須ゐん者は宿れ」。時に[一〇二]阿那律、暮に彼村に至り宿處を借問せしに、人あり語げて言はく、「某甲家にあり」。即ち往いて宿を求めしに、阿那律先に好容貌なりしが既に道を得たる後は顏色常に倍しければ、寡婦之を見て是念を作さく、「我今便ち己が爲に好壻を得たり」。即ち指して處を語ぐらく、「可しく中に於て宿るべし」。阿那律即ち前んで室に入り[一〇三]結跏趺坐せしに、坐すること未だ久しからずして復賈客あり來りて宿を求めぬ。寡婦答へて言はく、「我常に客を宿すと雖、今已に比丘に與へたれば復我に由らず」。賈客便ち主人の語を以てして阿那律に從うて宿を求めしに、阿那律、寡婦に語げて言はく、「若し我に由りてならんには可しく盡く宿を聽すべし」。賈客便ち前みしに寡婦復是念を作さく、「當に更に比丘を迎へて內に入るべし。若し爾らずば後に來らんこと期無ければ」。即ち內に於て更に好牀を敷き然燈して阿那律に語げて言はく、「可しく內に進み入らるべし」。阿那律便ち入りて結跏趺坐し念を繫けて前に在りしに、寡婦、衆人の眠れる後に於て語げて言はく、「大德、我が相[一〇四]邀ふる所以の意を知るや不や」。答へて言はく、「姉妹、汝が意は正に當に福德に在るべし」。寡婦言はく、本、此を以てせざりき」とて、便ち具に

【一〇〇】波逸提第五十六與女人同宿戒、四分第四條、巴利第六條、十誦・有部第六十五條、僧祇第六十九條なり。制戒處・制緣人共に諸律皆同じ。

【一〇一】客舍（avasathāgāra）。

【一〇二】阿那律（Anuruddha）。律部十、註（二七の九八）參照。

【一〇三】結跏趺坐。律部八、註（一の一六）參照。

【一〇四】邀。本文に要（モトム）の字となすも宋・元・明・宮本によりて邀の字に改む。

あり衆と共に擊攊し笑に勝へざるが故に氣絕して死にければ、十七群比丘之が爲に悲哭せり。諸長老比丘問ふらく、「何を以てか悲哭せる」。答へて言はく、「一比丘あり戲笑して命終せり、是を以て悲哭せり」。又問ふ、「何に由りてか此に致らしめたる」。答へて言はく、「我等共に擊攊し、笑うて自ら勝へず、遂に便ち氣絕せしなり」。諸比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて十七群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘を擊攊せんに波逸提なり」と』。比丘にして沙彌乃至畜生を擊攊せんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（五十四事竟る）

九五 佛、舍衞城に在しき。爾の時十七群比丘は阿夷羅河中に至りて水を取め、卽ち洗浴 九六 泅戲沐沒に因みて互相に澆灒せり。時に波斯匿王は 九七 末利夫人と共に樓に登り、遙に見て夫人に語げて言はく、「汝が福田を看よ」。夫人、王に白さく、是れ佛未だ制戒したまはざれば、年少出家の未だ法を解せざるのみ。王よ此を見て不信敬を餘比丘に生じて長夜に苦を受くること莫れ」と。十七群比丘種種に戲れ已りて水上に立ちて衣を著せるに、夫人王に白して言さく、「王よ試みに我が事ふる所の福田を看よ」。九八 衣を著し已りて瓶水を以て空中に擲げ、飛んで之を逐うて樓上より過ぐること猶し雁王の如くなりければ、夫人復王に白さく、「更に看よ、我が事ふる所の福田を」と。王大に歡喜して信敬轉增しぬ。是に於て夫人は 九九 那隣伽婆羅門に告ぐらく、「汝、佛所に往き是を以て佛に白せ」と。卽ち敎を受けて往きしに、佛爲に法を說き示敎利喜して發遣して還らしめたまひ、是事を以て比丘僧を集めて十七群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、水中にて戲れんに波逸提なり」と』。若し水中にて戲れ……乃至器に盛れる水に

【九五】 波逸提第五十五水中戲戒、四分第五十二條、巴利第五十三條・十誦・有部第六十四條、僧祇第六十六條なり。諸律皆舍衞城を制戒處とす。

【九六】 泅戲。泅は水上をうかびゆくなり。

【九七】 末利夫人（Mallikā devī）。波斯匿王の第一夫人にして卽ち勝鬘夫人なり。舍衞城の耶若達婆羅門婢にしてもと黃頭と名け常に末利園を守り、波斯匿王その細軟妙好にして聰明なるを愛し遂に夫人となす。

【九八】 四分・巴利兩律にのみこの神通現の記なきは注意すべきなり。

【九九】 那隣伽婆羅門（Nāḷijaṅgha）。巴利律には波斯匿王自ら十七群比丘に蜜丸（guḷapiṇḍa）を與へて佛世尊に獻上せしむとなし、この婆羅門の名なし。この名の出づるは五分・四分兩律のみ。

しに便ち起ち去りぬ。時に被擯比丘の所に至りて語げて言はく、「汝、愁憂すること莫れ、我已に汝を助けて僧羯磨を遮し、僧我に從はざりしに我便ち起ち去れり、是れ羯磨不成たり」と。復、解羯磨比丘所に至りて語げて言はく、「汝、僧は汝が羯磨を解せりと謂ふこと莫れ、僧の解羯磨の時我已に之を遮し、僧我に從はざりしに我便ち起ち去れり、是れ解羯磨を成ぜざれば、汝今自ら可しく更に僧の解を求むべし」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧斷事の時起ち去らんに波逸提なり」と』。爾の時諸比丘は事ありて去らんと欲しつゝ而も敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に事あらんに[九〇]與欲し竟りて起ち去ることを聽さん。與欲とは、應に一人に語げて言ふべきなり、「長老一心に念じたまへ、僧今斷事せんとす、我は某甲比丘なり、如法僧事中に與欲す」と。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧斷事の時與欲せずして起ち去らんに波逸提なり」と』。「僧斷事」とは、白羯磨・白二・白四羯磨なり。若し屋下にて羯磨せるには幾過出に隨うて、一々出に皆波逸提なり。若し露地にて羯磨せるには出去せんに、僧面を去ること[九一]一尋ならんに波逸提なり。若し神通人去らんに地を離るゝこと[九二]四指ならんに波逸提なり。若し僧、羯磨せざる斷事に出去せんに突吉羅、若し私房の斷事に來りて去らんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。若し僧、羯磨せざる斷事及び私房の斷事、には沙彌も其中に在るを得るも若し起ち去らんには突吉羅なり。式叉摩那・沙彌尼も亦是の如し、若し僧、不如法羯磨せんには與欲せずして起ち去らんに不犯なり。（五十三事竟る）

[九三]佛、舍衞城に在しき。爾の時十七群比丘は六群比丘の住所に至りて共相に[九四]擊擽せにし、一比丘

【九〇】與欲。欲(chanda)を與ふとは、僧伽の決議(斷事=vinicchayakatha)に同意を表する旨を傳ふるなり。律部九、註(二〇の五六)參照

【九一】一尋。露地に於て僧羯磨事(界內の僧を悉く集むる要なき衆法行事の場合)をなす時小は界を結して執行す。小界の廣さは僧坐處の八尺(一尋)以內を範圍とす。故に今の一尋とは小界の界外に出づるをいふ。小界の結法は律部八、註(八の七八)の本文參照。

【九二】四指。四拇指、即ち四寸なり。

【九三】波逸提第五十四擊擽他戒。四分第五十三條、巴利第五十二條、十誦・有部第六十三條、僧祇第六十七條なり。十誦のみ王舍城、其他は舍衞城を制戒處とす。

【九四】擊擽(aṅgulipatodaka)。指にて戲れて腋下をつきくすぐるなり。

は先に善く具足戒を受けたりや……乃至、好く身口を護れりや不や」。答へて言はく、「我等自ら知らず、亦和尚阿闍梨の云何を知らず、我今大德に問はん、大德我に語げよ、「我れ具足戒を受けし時、及び和尙阿闍梨は盡く如法なりしや不や」。答へて言はく、「我若し實語せんに汝會らず信ぜざらん、自ら可しく汝が所信の人に問ふべし」。時に十七群比丘便ち師所に往いて此の如きの事を問ふに、師答ふらく、「汝が事々如法にして、我れ昔受戒せるにも亦復是の如くなりき、誰ぞ汝等の爲に此疑悔を作せるは」。答へて言はく、「六群比丘なり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり「若し比丘、他比丘をして疑悔を生ぜしめんに波逸提なり」』と。「諸比丘あり、罪を犯じて心に疑悔を生じて諸比丘に問ふらく、「是の如き是の如き事を犯ぜんに何等の罪を得るや」。諸比丘是念を作さく、「佛は他比丘をして疑悔を生ぜしむるを聽さずと結戒したまへり」と。便ち答へて言はく、「知らず」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し人をして疑悔を生ぜしめんと欲せずして其所犯を語りて波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、故に比丘をして疑悔を生ぜしめんとて、「是比丘をして乃至、少時にも惱まさしめん」と、是念を作さんに波逸提なり』と。「疑悔」とは、[八五]生處疑・[八六]受戒疑・[八七]犯戒疑・[八八]衣疑なり。若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼をして疑悔せしめんに突吉羅なり。若し比丘尼にして比丘、比丘尼をして疑悔せしめんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼をして疑悔せしめんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆をして疑悔せしめんに皆突吉羅なり。（五十二事竟る）

[八九]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘に勢力ありければ、僧、羯磨及び解羯磨を遮し、僧從はざり

【八五】　生處疑。生時を問うてその滿二十ならざるに具足戒を受けたりと難じ、比丘をして疑悔を起さしむるなり。

【八六】　受戒疑。受戒和上の人格を難じ、羯磨の不如法を難じて、汝の受戒は非法なりとなし、比丘をして疑悔を起さしむるなり。

【八七】　犯戒疑。汝は波羅夷を犯ぜり、過人法を說けり、非時に食せる故に比丘に非ず等と難じ、その比丘をして疑悔を起さしむるなり。

【八八】　衣疑。汝は多く衣を畜へたり、汝は僧伽梨を著せずして村邑に入れりと云ひ、その比丘は我れ迦絺那衣を受けたればと答ふるも尙ほかくの如くするは比丘に非ず沙門に非ずと難じて疑悔を起さしむるなり。（十誦律の解釋に依る）

【八九】　波逸提第五十三默然起去戒。四分第七十五條、巴利第八十條、十誦・有部第七十七條、僧祇七十九條なり。諸律皆舍衞城を制戒處とす。

十法あり、汝等殺さんと欲するや不や」。罪福を信ぜざる者あり答へて言はく、「殺さんと欲す」。卽ち其彈を取りて諸人に語げて言はく、「何處をか彈たんと欲する」。「左眼を彈つべし」と言ふあるに、卽ち左眼に著して死せり。又「右眼を彈つべし」と言ふに、卽ち右眼に著して死せり。是の如くして須臾にして乃し數十に至りしに、諸の、佛法を信樂せざる者は便ち譏呵して言はく、「此輩沙門は常に衆生を慈愍し護念せよと說きつゝ、而も今殘害にして無道たり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて迦留陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、八〇 畜生命を奪はんに波逸提なり」と』。諸比丘ありて道路行に在り、或は材物を牽き、或は八一 熏鉢時に誤りて諸蟲を殺して皆慚愧を生じ、又悔過出罪する者ありき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し衆生を誤殺して波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、「若し比丘、故に畜生命を奪はんに波逸提なり」と』。「畜生」とは、八二 龍を除ける餘の畜生是なり。「故に命を奪ふ」とは、先に殺心ありて其命を斷ずるなり。若し畜生の命を奪はんに、多少に隨ひて一々に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（五十一事竟る）

八三 佛舍衞城に在しき。爾の時十七群比丘は六群比丘の住處に至りしに、六群比丘是念を作さく、「此比丘慚愧ありて少欲知足なり、今來りて此に在らんに必らず我過を見ん。我等當に方便を作して八四 疑悔を生ぜしむべく、疑悔を生じ已らんに必らず師所に還らん」。念じ已りて語げて言はく、「汝等善く具足戒を受けたりや不や。受戒に戒場ありしや不や、羯磨如法なりしや不や、波羅夷・僧伽婆尸沙・波逸提・波羅提提舍尼・突吉羅を犯ぜざりしや不や、好く身口を護りしや不や、汝が和尙・阿闍梨

【八〇】 畜生命（pāṇa=tiracchānagatapāṇa）。
【八一】 熏鉢。麗本に熏鉢とあるも、熏の字、辭書に見えず。
【八二】 こゝに畜生中より龍のみを除けるは、恐らくは龍は變化身を現ずるが故なるべし。
【八三】 波逸提第五十二疑惱比丘戒、四分第六十三條、巴利第七十七條、其他の諸律は第六十二條なり。十誦律のみ王舍城、諸律は舍衞城を制戒處とす。
【八四】 疑悔（kukkucca）。憂悔心なり。

與へ竟んぬ。僧は忍せり、默然するが故に。是事是の如くに持つ」と(唱ふるなり)。彼二沙彌は僧已に滅擯し已るや便ち人間に遊行せしに、時に跋難陀は彼沙彌を畜へて共語・共宿せり。諸比丘語げて言はく、「僧已に羯磨して此沙彌を滅擯したれば、汝畜ふること莫れ、共語すること莫れ、共宿すること莫れ」。跋難陀言はく、「此は是れ我兄の沙彌なり、我若し看ずんば誰か應に視るべき者ぞ、能く孤苦を[七六]護らんに自ら安樂を致さん」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」。『若し沙彌是語を作さん、「我れ佛所說を解する如くんば、五欲を受くるも道を障ふる能はじ」と。諸比丘、是沙彌に語げん、「汝、是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を謗ふること莫れ。佛は五欲障道は、實に能く道を障ふと說きたまへり、汝沙彌よ是の惡邪見を捨てよ」と。是の如く敎ふるも堅持して捨てさらんに、應に第二第三敎すべく、第二第三敎して是事を捨てんには善し、若し捨てさらんには諸比丘は應に是沙彌に語ぐべし、「汝出で去れ、今より佛は是れ我師なりと言ふこと莫れ、比丘の後に在りて行くこと莫れ、餘の沙彌の如きは比丘と共に二宿するを得るも汝に亦是事なし、癡人出で去れ滅し去れ、此中に住すること莫れ」と。若し比丘、如法に、擯せる沙彌なるを知りつゝ、畜使して共住・共語せんには波逸提なり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(五十事竟る)

[七七]佛、舍衛城に在しき。爾の時長老迦留陀夷は惡比丘を見るを憙まざるを以ての故に、亦烏を見るを憙まさりき。諸白衣は[七八]彈を捉りて來り看たるに、時に群烏の屋上に集まるありければ語げて言はく、「此烏は[七九]弊惡比丘の十法を成就せり、一には慳惜、二には貪餘、三には强顏、四には耐辱、五には蛆蠏、六には無慈悲、七には悕望、八には無厭、九には藏積、十には憙忘なり、此烏には是

利・長大とし、十誦律には摩伽の一沙彌、僧祇には阿利吒の沙彌法與、巴利律には Kaṇ-ṭaka の一沙彌とせり。これ四分律の羯那に相當すべく、又刺す、ほじくるの意あれば有部律の利刺に相當すべし。

【七五】滅擯(nāsanā)。惡見不捨滅擯白四羯磨なり。四分律にはこの羯磨唱告の中に「自今已去、佛は是れ我が世尊なりと言ふを得ず、餘比丘に隨逐すべからず、諸の沙彌の如くに比丘と二宿三宿するを得ず、汝出で去れ滅し去れ此に住すべからず」との語を挿入せり。巴利律には白四羯磨の唱告なくして唯此語を說けるのみ。

【七六】護の字、宋・元・明・宮本に誰の字となすも今改めず。

【七七】波逸提第五十一奪畜生命戒。諸律皆第六十一條なり。四分・巴利・五分・有部は舍衛城、僧祇・十誦は毗舍離とす。

【七八】彈。はじき弓。

【七九】弊惡比丘十法。烏の十法と對比するが如きは諸律になき所なり。

責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し諸比丘、彼比丘の[七〇]如法悔せず惡邪見を捨てざるを知りつゝ、[七一]共坐・共語・共宿・共事せんに波逸提なり」と』。久近に隨うて共語せんに語々に波逸提、共坐せんに坐々に波逸提、共宿せんに宿々に波逸提、共事せんに事々に波逸提なり。惡邪見を捨つと雖、僧未だ羯磨を解せざるには亦波逸提なり。若し惡邪見を作して僧未だ羯磨せざるには突吉羅なり、比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し知らざると及び[七二]不如法羯磨せるとには不犯なり。(四十九事竟る)

[七三]佛、舍衞城に在しき。爾の時跋難陀に[七四]二沙彌あり惡邪見を生じて是語を作さく、「我れ佛の所說を解せる如くんば、五欲を受くるも道を障ふる能はじ」と。……乃至、舍利弗は是を以て佛に白すに、……阿梨吒惡邪見を生ぜる中に說けるが如し。佛便ち一比丘に勅したまはく、「汝、彼二沙彌を呼び來れ」。卽ち教を受けて往いて語ぐらく、「大師は汝を呼びたまへり」。二沙彌卽ち教に隨うて來り、佛足を頂禮して却いて一面に住せるに、佛、二沙彌に問ひたまはく、「汝實に是語を作せりや不や。」答へて言さく、「實に爾り、世尊」。又、沙彌に問ひたまはく、「汝云何が我が所說の法を解せる」。沙彌答ふるに亦阿梨吒の所說の如くなりき。佛、諸比丘に告げたまはく、「此沙彌は應に僧中に呼びて捨てしむべし。第二第三教して若し捨てんには善し、捨てざらんには僧應に白四羯磨して[七五]滅擯すべし」。一比丘唱言すらく、「大德僧聽きたまへ、某甲沙彌は惡邪見を捨てざれば今僧與に滅擯を作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」と。復唱ふらく、「大德僧聽きたまへ、某甲沙彌は惡邪見を捨てざれば、今僧與に滅擯を作さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ」と。是の如くに第二第三して、「僧は某甲沙彌に滅擯を

【七〇】 如法悔(akṛtānudhamma)。惡見を捨して如法に波逸提の懺悔をなし、且つ僧伽が惡見不捨擧羯磨を解除する作法をなすをいふ。

【七一】 共坐・共語・共宿・共事・巴利戒文に saṃbhuñjeyya vā saṃvāseyya vā saha vā seyyaṃ kappeyya(共に食し・共に住し・共に宿す)とあるに相應す。共に食すとは法食(dhammasambhoga)・味食(āmisasambhoga)を共にするなり(共坐)。共に住すとは布薩・自恣及び僧伽行事を共にするなり(共語)。共に宿すとは室を同じくして宿するなり(共宿)。五分の共事に相當する語なし。四分には供給所須・共同羯磨・止宿言語とあり、十誦には共事・共住・共同室宿とあり、有部には共爲言說・共住受用・同室而宿の三語を連ねたり。

【七二】 不如法羯磨。僧伽が加すべからざる比丘に對し不如法に惡見不捨擧羯磨を加する如き場合なり。

【七三】 波逸提第五十隨擯沙彌戒。四分・巴利第七十條、十誦・有部第五十七條、僧祇第四十七條なり。諸律皆舍衞城を制戒處とす。

【七四】 二沙彌。四分律には羯那・摩睺迦とし、有部律には利

し捨てざらんには應に[六七]白四羯磨諫すべきなり。一比丘唱へて言はく、『大德僧聽きたまへ、某甲比丘は惡邪見を生じて是語を作さく、「我れ佛の所說を解せる如くんば、障道の法も道を障ふる能はじ」と。僧已に諫むらく、「是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふること莫れ。佛は障道の法は實に能く道を障ふと說きたまへり」と。僧は是の如く諫めたるも堅持して捨てざれば、今僧は羯磨諫せんとす、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し』。白し已るに應に語げて言ふべし、「僧已に白し竟りぬ、汝可しく是惡邪見を捨つべし」と。若し捨てんには、應に四突吉羅悔過を作すべきなり。若し捨てざらんに復應に唱言すべきなり、『大德僧聽きたまへ、此某甲比丘は是語を作さく、「我れ佛の所說を解せる如くんば、障道の法も道を障ふる能はじ」と。僧已に諫むらく、「是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふること莫れ。佛は障道の法は實に能く道を障ふと說きたまへり」と。僧是の如く諫めたるも彼れ堅持して捨てざれば、僧は今羯磨諫せんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ』と。復應に語げて言ふべし、「僧已に一羯磨竟りぬ、汝可しく是惡邪見を捨つべし」と。若し捨てんには、應に五突吉羅悔過を作すべきなり。若し捨てざらんには復第二唱すること上の如くし、第二唱竟るに復應に語ぐべし、「僧已に二羯磨竟りぬ、汝可しく是惡邪見を捨つべし」と。若し捨てんには、應に六突吉羅悔過を作すべきなり。若し捨てざらんには復應に第三唱すべく、第三唱未だ竟らざるに捨てんには亦應に[六八]六突吉羅悔過を作すべきなり。第三羯磨竟らんに、若しは捨て若しは捨てざるにも波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（四十八事竟る）

[六九]佛、舍衛城に在しき。爾の時比丘あり、阿梨吒の惡邪見を捨てざるを知りつゝ、共坐・共語・共宿・共事しければ、餘比丘呵責して言はく、「阿梨吒は惡邪見を捨てざれば僧已に羯磨し竟れるに、汝等云何が共坐・共語・共宿・共事せる」。諸比丘聞くも以て意に介せざりければ、諸長老比丘種々に呵

【六七】白四羯磨諫。白四羯磨を作法により惡見不捨擧羯磨をなして諫止するなり。屏處にて一比丘諫止し、次に二比丘又は三比丘して諫止し、次で四人以上の僧にて諫止し若し惡見を捨つればよきも若し捨てざればこの惡見不捨擧羯磨(pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaniya kamma)をなし、第三羯磨するも捨てざる時は波逸提罪を犯じ、且つ惡見を捨つるまで別住行法を修せしむるなり。

【六八】六突吉羅悔過。宮本には七突吉羅悔過とせり。七突吉羅を正しとするも、今本文のまゝとせり。

【六九】波逸提第四十九隨擧比丘戒。

作せるを見たり、是れ我を謗るとなし是れ我を誣ふると爲す。汝、所住に還れ、我自ら更に餘の諸比丘に問はん」と。阿梨吒去るに、佛は彼比丘の惡邪見を明らめんと欲するが故に諸比丘に問ひたまはく、「汝等我が所說を解すること阿梨吒の如くなりや不や」。諸比丘言はく、「我等は是の如くに解せざるなり」。又問ひたまはく、「云何に」。答へて言さく、「佛は障道の法は實に能く道を障ふと說きたまへり……廣說せること上の如し……」と。佛言はく、「善い哉、汝等は善く我意を解せり」。諸比丘に告げたまはく、『應に一比丘にして、阿梨吒と親善なる者をして、屏處に於て輭語して諫め、「汝、是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふることなかれ。佛は障道の法は實に能く道を障ふと說きたまへり。汝、是惡邪見を捨てよ」と言はしむべく。若し捨てんには善し。若し捨てざらんには應に衆多比丘して往いて諫むること上の如くすべく、若し捨てんには善し。若し捨てざらんには復應に僧往いて諫むること亦上の如くすべく、若し捨てんには善し』と。諸比丘は敎を受けて是の如くに三反せるも堅持して捨てざりければ、諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて遙に阿梨吒を責め已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、是語を作さく、「我れ佛の所說を解する如くんば、障道の法も道を障ふる能はじ」と。諸比丘、是比丘に語ぐらく、「汝是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ、佛を誣ふること莫れ。佛は障道の法は實に能く道を障ふと說きたまへり、汝是惡邪見を捨てよ」と。是の如く諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨つれば善し、捨てざらんには波逸提なり』と。彼比丘、惡邪見を捨てず、諸比丘若しは見若しは聞かんに、一比丘を遣して屏處にて諫めしめ、若し捨てんには應に一突吉羅悔過を作すべきなり。若し捨てざらんには應に衆多比丘往いて諫むべく、若し捨てんには應に二突吉羅悔過を作すべきなり。若し捨てざらんには應に僧往いて諫むべく、若し捨てんには應に三突吉羅悔過すべきなり。若

ゝも、今須陀洹・斯陀含・阿那含道を得たり。又、諸外道は本見を捨せずして正法に於て出家して亦[六二]四沙門果を得たり。是を以ての故に我れ是解を作せるなり」。諸比丘は此惡邪見を捨てしめんと欲せるが故に諫めて言はく、「汝、是語を作すこと莫れ、佛を謗ること莫れ佛を誣ふること莫れ。佛は是語を作したまはじ。應に是惡邪見を捨すべし。佛は種々に方便して[六三]欲を呵し、欲は[六四]赤骨聚の如し……[六五]乃至、毒の如しと說きたまへり。若し五欲を受けんに欲の爲に燒かれ、欲覺に迷はされん。及び諸外道、本見を捨せずして四沙門果を得んとは皆是處なけん」と。諸比丘是の如くに諫めたるも、更に邪見を増し堅持して捨てざりければ、諸比丘は便ち[六六]舍利弗の所に到りて白言すらく、「大德、阿梨吒は是邪見を作せり……具に說くこと上の如し……願はくは哀愍の故に諫喩して捨せしめたまはんことを」と。舍利弗默然して之を許し、卽ちに其所に到りて共に相問訊し、却いて一面に坐して問うて言はく、「汝實に是語を作せりや不や」、答へて言はく、「實に爾り」。……更に廣說せること前の如し……舍利弗諫めて言はく、「汝是語を作すこと莫れ、汝の所說は法に非ず律に非ず」と。種々に呵責せるも彼比丘堅持して捨てざりければ、坐より起ち去り往いて佛所に到り、廣く以て佛に白さく、「唯願はくは世尊、憐愍の故に此比丘をして惡邪見を捨てしめたまはんことを」。佛便ち一比丘に勅したまはく、「汝、阿梨吒を呼び來れ」。卽ち敎を受けて往いて語ぐらく、「大師は汝を呼びたまへり」。阿梨吒卽ち來り頭面に禮足して一面に在りて住せるに、佛、阿梨吒に問ひたまはく、「汝實に是語を作せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛又問ひたまはく、「汝云何が我が所說を解せりと作すや」。答ふるに亦前の如し。佛言はく、「汝、愚癡人、如來を謗ること莫れ、如來を誣ふること莫れ、何を以ての故に、我れ障道の法は實に能く道を障ふと說けり。若し五欲を受けんに欲火に燒かれ欲覺に迷はされん。及び外道にして本見を捨せずして四沙門果を得んとは是處あること無けん」と。世尊爲に說きたまひしも彼猶は捨てざりければ、佛復語げて言はく、「我已に汝が惡邪見を

【六二】　四沙門果(cattāri sāmañña-phalāni)、律部八、註(四の六七―七二)參照。

【六三】　欲(kāmā)、五欲、別しては愛慾なり。

【六四】　赤骨聚(atthikaṅkala)。骸骨なり。四分律に「欲は枯骨の如し」とあり。

【六五】　こゝに乃至せるは欲は段肉の如し(maṃsapesūpamā)・欲は炬火如のし(tiṇukkūpamā)・欲は大火坑の如し(aṅgārakāsūpamā)・欲は夢所見の如し(supinakūpamā)・欲は假借(物)の如し(yācitakūpamā)　欲は果熟の如し(rukkhaphalūpamā)・欲は屠場の如し(asisūnūpamā)・欲は利刀の如し(sattisūlūpamā)・欲等を乃至して、欲は毒(毒蛇頭)の如し(sappasirūpamā)を以て終れる呵欲の辭なり。

【六六】　諸律に舍利弗について の記なし。

ば便ち還りて宿を経るを得ず、若し了せざらんに應に一宿すべく、一宿して了せざらんに應に再宿すべく、若し復了せざらんに應に三宿すべし。若し了すとも了せざるとも三宿より過ぎんには波逸提なり。若し事卽ち了しつゝ、應に宿すべからざるに而も宿せんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(四十六事竟る)

[五六] 佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は軍中に到り再三宿して、軍の著仗列陣乃至戰時を觀ぜしに、戰士之を見て咸瞋忿して言はく、「此の不吉人、已にして復此に來れり、王若し佛法を信樂せざらんには、我當に先に其頭を斷ち然して後に賊を擊つべきに」と。遂に亂戰に因りて諸比丘を射て多く傷害せられ、諸比丘は共に相負輦して所住に還歸せり。路人之を見て亦大に忿りて言はく、「此の如き沙門は正に應に射殺すべし、故なきを以てして戰陣を觀じて何かせん、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、因緣ありて軍中に到りて二三宿せんに、軍陣合戰を觀ぜんには波逸提なり」と』。若し鳥獸の鬪を觀ぜんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(四十七事竟る)

[五七] 佛、舍衞城に在しき。爾の時比丘あり[五八]阿梨吒と名け[五九]惡邪見を生じて言はく、『我れ佛の所說を解せり、佛は「[六〇]障道の法も實には道を障へじ」と說きたまへり』と。諸比丘問うて言はく、『汝實に是語を作せりや不や、「我れ佛の所說を解せり、佛は障道の法も實には道を障へじと說きたまへり」と。』答へて言はく、「是の如し」。諸比丘復問ふらく、「汝云何が是解を作せる」。答へて言はく、「此間に[六一]質多・須達多の二長者及び諸の優婆塞あり、皆五欲に在りて欲の爲に呑まれ、欲の爲に燒かれつ

【五六】波逸提第四十七觀軍戰戒。

【五七】波逸提第四十八惡見違諫戒。四分・巴利第六十八條、僧祇第十誦・有部第五十五條、僧祇第四十五條なり。諸律皆舍衞城を制戒處とす。

【五八】阿梨吒(Ariṭṭha)。律部九、註(一七の一六四)參照、

【五九】惡邪見(pāpikā diṭṭhi)。邪惡なる見解。

【六〇】障道法(antarāyika dhamma)。今は婬欲法なり。

【六一】質多(citta)。舍衞城を距ること三十由旬、マッチカサンダ市(macchikasaṇḍa)に住せる長者、三寶の信と聖戒と聖慧と聖解脫との六法を具足せり家佛は讃歎したまへり。須達多は前註(五三)參照。これ等の在家得道につき阿那含の三果までを得るとして、阿羅漢を得ると說かざるは注意すべし。

若しは聞いて見ざるには皆突吉羅なり。若しは聞き若しは見て軍の容飾を別ち、若しは前み若しは却かんに皆波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若しは行路若しは經行處にて、遇見て住まり看ざるには不犯なり。（四十五事竟る）

[四九]佛、舍衛城に在しき。爾の時異道は是議を作さく、『今、[五〇]波斯匿王及び信法の大臣は皆在らず、今に及んで能く我が與に礙を作す(もの)なければ、我等當に共に力を併せて祇洹中に於て渠を鑿り水を通ずべし」と。諸比丘之を聞いて諸優婆塞・優婆夷に語げて言はく、「可しく往いて王に白すべし、久しく是れ我等が力の能く制する所には非じ」と。會、王及び大臣[五一]乙師達多・[五二]富蘭那・[五三]須達多等は、久しく比丘を見ざればとて使を遣して來り迎へしめしに、諸比丘議して言はく、「若し佛、我に往いて軍中に到ることを聽したまはんには、必らず異道をして祇洹中に於て渠を鑿り水を通ぜしめざらん」と。是を以て佛に白すに、佛言はく、『今、諸比丘に軍中に往くことを聽さんと』。諸比丘は教を奉じて便ち王請を受け、到り已りて具に以て王に白すに、王卽ち令あり、「若し祇洹中に於て渠を通ずる者あらんに、當に之を[五四]族誅すべし」と。然して後諸比丘の爲に種々供養を設けぬ。諸比丘は既にして餚饍を得て便ち復還るを欲せざりければ、軍人譏呵して言はく、「此れ阿練若住處に非ざるに、我等白衣は此沙門を見るゝを得ず何爲ぞ復其中に在りや」。或は復言ふあり、「此輩の比丘は佛法を信樂せず、美食處を得て便ち住するならくのみ、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て諸比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、因緣ありて軍中に到らんに乃し[五五]二三宿に至らん、若し過ぎんには波逸提なり」と』。若し書信を遣して了するを得んには應に書信を遣すべく、要らず須らく自ら往くべからんには然して後往くを得ん、事訖ら

【四九】波逸提第四十六軍中過三宿戒。
【五〇】諸律の戒緣にはかゝる記なし。
【五一】乙師達多（Isidatta）。
【五二】富蘭那（Purāṇa）。
【五三】須達多（Sudatta）。大臣にあらず、有部律戒緣によりて推するに、大福力ありとせられし給孤獨長者なり。律部八、註（九の二〇六）須達居士の下參照。
【五四】族誅。一人の罪によりてその一族を誅するなり。
【五五】二三宿（dvirattatiratta）。四分・十誦は二宿を限りとするも三宿の明相未出までは不犯とし、巴利は五分に同じ、有部は二宿を限り、僧祇は三宿を聽せり。

在らざりければ、共婦と與に露處に共坐せり。……乃至、佛種々に呵責したまへること皆屏處坐中に說けるが如し。……諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と與に獨露處に坐せんに波逸提なり」と』。沙彌は突吉羅なり。（四十四事竟る）

四七 佛、舍衞城に在しき。爾の時邊境に事あり、波斯匿王は四種兵を嚴にして往いて討伐せんと欲せり。六群比丘共に相語げて言はく、『我聞けり、「灌頂王征伐の時軍儀嚴飾なり」と。我等未だ見ざれば、可しく共に往いて觀るべし』。便ち路側を往きしに、前鋒の軍見て皆悉く瞋りて言はく、「今日云何が不吉人を見たる、我等家に在りて此等を見るを厭ひしに、今軍行に於ても復免るを得ざらんとは。若し王敬信せざらんには、當に其頭を斷つべきに」と。時に王も遙に六群比丘を見て亦復憙ばず、卽ち人をして問はしむらく、「諸大德、何を以てか此に在る」と。答へて言はく、『我等聞作けり、灌頂王出軍の時軍容嚴飾なり」と。未だ曾て所見あらざるが故に來り看たるのみ』。王是念をさく、「誰し能く此を以て佛に白さんには」と』。復是念を作さく、「若しは白すとも白さるとも佛自ら當に知りたまふべし」。卽ち石蜜・乾薑を以て六群比丘に寄ねて言はく、「大德、我が爲に此を持し、尊に奉上して敬を致すこと無量ならんことを」。軍盡くるの後各所住に還り、王の所寄を以て佛に奉上して佛に白して言さく、「王、敬を致すこと無量なり」。佛、六群に問ひたまはく、「汝何に由りてか王に見えたる」。具に事を以て答ふるに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に六群比丘を呵責して言はく、「汝等愚癡にして、所作非法なり 四八 軍發行の時以つて沙門を見んに、不吉と爲せば、此れ必らず衆軍瞋嫌し王汝を恨みて故に物を持して我に與へしなり」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、軍發行を觀ぜんに波逸提なり」と』。若し發心して觀ぜんと欲し、及び方便を作し已りて行かんに、歩々に若しは見て聞かず、

【四七】 波逸提第四十五觀軍陣戒。四分・巴利第四十八條、僧祇第五十五條、十誦・有部第四十五條なり。諸律皆舍衞城を制戒處となす。

【四八】 軍發行(uyyutta senā)。

らず、坐しては肯んじ去らず、誰か汝輩の梵行を修することを知らんや」、諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[四三]食家中に女人と與に坐せんに波逸提なり」と』。「食」とは、男女の情にして共に相食するなり。「坐」とは、其事を妨ぐるを知りつゝ故に坐するたり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若しは多人共坐し、若しは障隔あり、若しは夫婦して八戒を受けたる日には不犯なり。(四十二事竟る)

[四四]佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は常に一婆羅門の供養を受けぬ。後に其家に到りしに婆羅門在らざりければ、其婦と與に[四五]屛處に坐せり。婆羅門還りて其婦に語げて言はく、「汝、比丘と與に屛處に坐せるは、我に誠に疑なきも、人見んに必らず當に汝惡を作せりと謂はん、沙門を損毀し、我が門戶を辱しめん」。復、跋難陀に語ぐらく、「我れ誠に大德を疑はざるも、大德は當に此惡名を愼むべきにあらずや」。其婦自ら好顏色力・多兒女力・巧致財力とに猗りて便ち夫を呵して言はく、「我れ比丘と與に坐すとも要らず汝に累せず、汝今須らく此の過言を作すべからず」と。婆羅門便ち大に瞋恚し跋難陀を責めて言はく、「我等白衣すら尙ほ人婦女と與に獨屛處に坐せざるに、汝等沙門は反りて便ち此を作さんとは、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に語げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人と與に獨屛處に坐せんに波逸提なり」と』。沙彌は突吉羅なり。(四十三事竟る)

[四六]佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は常に一婆羅門の供養を受けぬ。後に其家に到りしに婆羅門

【四三】 食家(sabhojana kula)。有食家なり。卽ち夫婦家にして、夫は妻を、妻は夫を食ひあふ故に食家といふとせり。

【四四】 波逸提第四十三食家屛處坐戒。

【四五】 屛處。食家中の屛覆處卽ち raho paṭicchanna āsana なり。

【四六】 波逸提第四十四與女露坐戒。四分 巴利第四十五條、十誦第二十九條、有部第二十八條、僧祇第七十條なり。四分・十誦・有部・僧祇は迦留陀夷を制緣人とするも、巴利・五分は跋難陀となす、諸律皆舍衛城を制戒處とす。

るも敢へて噉はず、或は噉ひ已るに出罪悔過せり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し美食を索めざるに自ら得て噉うて波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、諸白衣家に到りて是の如きの[三八]美食・乳・酪・酥・油・魚・肉を求め、若し得て噉はんには波逸提なり」と』。諸病比丘ありて醫は美食を食せしめんとせるに、諸比丘言はく、「佛は我に索むるを聽したまはざれば云何がして得べきや」。(次で)是念を作さく、「佛、我に此食を索むることを聽したまはんには病乃し差ゆるを得ん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、病比丘に美食を索むることを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し諸の家中に是の如きの美食・乳・酪・酥・油・魚・肉あらんに、若し比丘無病に己の爲に索め得て食せんには波逸提なり」と』。若し病比丘の爲に索め、若しは親里家より若しは知識家に索めんには皆不犯なり。沙彌は突吉羅なり。(四十一事竟る)

[三九]佛、舍衞城に在しき。爾の時[四〇]跋難陀は常に一婆羅門の供養を受けぬ。後の時、衣を著し鉢を持して往いて其家に到りしに、婆羅門在らざりしかば便ち其[四一]婦と獨坐して共語せり。時に婆羅門は婬欲心發りて中道よりして還るに、跋難陀が婦と與に共語せるを見て是念を作さく、「今此の比丘說法せり、行欲の時には非じ」。便ち還外に出でしに欲心轉盛なりければ須臾にして復入りぬ。跋難陀は猶ほ故ほ未だ去らざりければ復前念の如くに抑制して出でしに、須臾にして復入りて其婦に語げて言はく、「速に比丘に食を與へ發遣して去らしめて其行道を廢すること勿らしめよ」。婦、其意を知りたるも、夫をして道に達して欲に從はしむるを欲せずして答へて言はく、「比丘をして徐々に食せしめよ、何の急事かあらん」と。是の如く三反せるも跋難陀猶ほ肯んじ去らず、婆羅門便ち語げて言はく、「我等白衣は諸の緣事多ければ、卒缺の時に於て宜しく[四二]房室に近づくべきなり。汝、時を知

【三八】 美食(paṇītabhojanāni)

【三九】 波逸提第四十二食家婬處强坐戒。四分・巴利第四十三條、十誦・有部第四十二條、僧祇第五十三條なり。諸律皆舍衞城を制戒處となす。

【四〇】 跋難陀 (Upananda Sakyaputta)四分・僧祇・有部は迦留陀夷、巴利・十誦は跋難陀となす。

【四一】 婦(pajāpatī)。

【四二】 房室(sayanighara)。

與ふることを聽さん、但自ら手づから與ふることを莫れ。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら手づから外道・裸形の若しは男若しは女に食を與へんには波逸提なり」と』。若し外道來り乞はんに、應に己が分[三三]一揣を以て別に一處に著き、其をして自ら取らしむべし。應に[三四]僧食を持ちて與ふべからず。[三五]若し乞兒・乞狗・乞烏に乞へんには、應に己が食の多少を量りて分を取り、然して後減じて以て之に乞ふべく、分外を取りて施を爲すを得ざるなり。沙彌は突吉羅なり。若し父母にして是れ外道なるには自ら手づから與ふるも不犯なり。(四十事竟る)

[三六]佛、王舍城に在しき。爾の時諸白衣あり、來りて僧坊に詣り諸比丘に問ふらく、「僧幾人ありや」。諸比丘言はく、「僧若干人あり」。諸白衣言はく、「我等明日盡く衆僧を請ずれば薄食に顧臨したまはんことを」。六群比丘語げて言はく、「汝若し我に[三七]乳・酪・酥・油・魚・肉を與へんには當に汝が請を受くべし」。諸人答へて言はく、「當に須らく假貸・市買して之を辦ふべし」と。語げ已りて各其家に還りしも、或は假貸に果さず、或は市買に得ざりき。明日食具已に辦はり「時到れり」と唱言し、衆僧、衣を著し鉢を持し、往いて其家に詣り座に就て坐しければ、水を行じて食を下さしに六群比丘言はく、「何ぞ以て乳・酪・酥・油・魚・肉あることなきや」。答へて言はく、「假貸に果さず市買に得ざりしなり」。六群比丘便ち鉢を倒にして去りしに、諸白衣咸是言を作さく、「此等の美食を得ずして鉢を倒にして去れるは、是れ國王なりとや爲ん、是れ大臣なりとや爲ん。夫れ出家は解脫を求めんが爲なれば乞食せんに趣ち足らん、而も今云何が反りて美味に著せる、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、白衣家に到りて乳・酪・酥・油・魚・肉を求めんには波逸提なり」と』。後に諸比丘は諸美食を得た

【三二】宮本には親の一字のみ。親里外道なり。
【三三】一揣。宋・元・明・宮本には一摶とす。何れも一にぎりの意。
【三四】僧食(saṃghabhatta)。僧伽の大衆に供養せられたる食。
【三五】本文に若乞乞兒乞狗乞烏應量己食多少取分然後減以乞之……とあり。
【三六】波逸提第四十一索美食戒。四分・十誦・有部第四十條、巴利・僧祇第三十九條なり。四分・巴利・僧祇は舍衞城、十誦・有部は迦維羅衞城を制戒處とす。
【三七】乳(khīra)・酪(dadhi)・酥(sappi)・油(tela)・魚(maccha)・肉(maṃsa)これに蜜(madhu)・石蜜(phāṇita)を加へて八種美食といはるゝも、本律には六種を列ぬるのみ。巴利戒文には。更に navanīta(生酥)を加へて九種美食とせり。

偏りて二餅を與へたり」。復言ふあり、二正に當に其の、兒を抱へたるを以てなるべく、偏しての謂には非じ」。共に諍うて紛紜し遂に坐席を亂しぬ。阿難見已りて心に自ら安からず、便ち佛所に到り、并せて前事を以てして佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて阿難に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[二九]外道の若しは男若しは女に食を與へんに波逸提なり」と』。復、諸比丘あり[三〇]裸形外道に食を與へしに彼れ一裹の餅を裹みて王舍城に入れり。諸人問うて言はく、「何處より來れる」。答へて言はく、「[三一]禿頭居士間より來れり」。復問ふ、「裹中は何物なりや」。答へて言はく、「是れ蜜煎餅なり」。復問ふ、「誰よりか得たる」。答へて言はく、「諸居士は沙門釋子を以て福田と爲し、沙門釋子は復我を以て福田と爲せば、彼より受得せり」。諸人便ち譏呵して言はく、「沙門釋子は節量を知らず、貪受して厭くなし。我等は妻子が身口の分をも減割して以て用ひて供養せるに、乃し持して此邪見惡人に與へんとは。若し應に供養すべくんば我當に供養すべし、何ぞ沙門を假らん」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、此を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責したまはく、「有衣と無衣と何等の異ありや」。種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、外道・裸形の若しは男若しは女に食を與へんに波逸提なり」と』。諸外道あり食時に來り乞ふに、諸比丘は敢へて與へざりければ、便ち瞋罵して言はく、「沙門釋子は人をして布施せしめつゝ而も自ら慳惜せり、何の道かありて而も信敬を致せる」。諸白衣聞いて亦譏呵して言はく、「云何が沙門は恒に人に就て乞ひつゝ而も人に乞へざる」。復、比丘あり外道の[三二]親親來り乞ふも亦敢へて與へざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に外道に食を

【二四】搆乳。宋・元・明・宮本には穀の字となす、搆は牽の義なるも、穀の同音寫なれば乳を取る意なり。

【二五】安那頻頭邑(Andhakavinda)。四分律(十三)波逸提第三十二展轉食戒の下には阿那頻頭國とせり。摩訶迦葉は此邑より王舍城へ布薩會に赴く途中にて河を渡りて法衣を濕ほせるに因みて同一結界內、同一布薩を行ふ所は同じく不失衣界となすと制定したまひたれば王舍城より三由旬以內の地邑たる事明かなり。

【二六】沙門。四分律(十三)には時に婆羅門あり沙菟と名くとあり。巴利律(mv.6.24.6)には或婆羅門とあるのみにして其名を出さず。僧祇律(律部十、註二九の六六)には呵帝欽婆羅門と爲す。

【二七】次(patipāti)次第、供養の順番なり。

【二八】粥及び油蜜の煎餅。巴利律(mv. 6. 24. 3.)にyāguñ ca madhugolakañ ca (粥と蜜丸)とあるに相當す。

【二九】外道男女(Jaribbājakassa vā paribbājikassa vā)

【三〇】裸形外道(acelaka)。無衣外道なり。

【三一】禿頭居士(muṇḍagahapatika)。諸比丘を毀呰して禿頭居士といへるなり。

[二一]四天王・[二二]釋提桓因・[二三]娑婆世界主梵天王も亦佛(所)に來詣し、頭面に禮足して却いて一面に住して上の如くに佛に白すに、佛亦默然して之を許したまへり。是に於て世尊は王舍城より大比丘僧千二百五十人と倶なり、復五百比丘尼・五百優婆塞・五百優婆夷ありて共に摩竭國に遊びたまへり。復外道男女千人・五百乞兒ありて皆佛の後に隨うて殘食を求め乞へり。世尊所至の處は傾竭して供養せざるなく、四遠より供を持ち來れる者は皆設くるを得ざりき。飮食豐長にして極めて所兼ありければ、諸比丘各所食の餘を以て外道男女及び乞人に與へしに、諸白衣見て便ち譏呵して言はく、「沙門釋子、得ては便ち盡く受け、之を食しては盡さずして諸邪見に與ふること、[二四]構乳の人の犢子に留むるを知れるにも如かじ」と。或は復言ふあり、「沙門釋子すら尙外道に供養せり、我等何爲ぞ奉事せざらん」と。是に於て世尊は進んで[二五]安那頻頭邑に至りたまふに、時に大婆羅門あり名けて[二六]沙門と曰ひ、五百乘車を以て飮食を重載して佛を逐ひ、五月餘日、[二七]次に供を設けんことを求めたるに竟に未だ得る能はざりき。其家追言すらく、「農時過ぎんと欲す、可しく還りて業に附ふべし」。時に婆羅門は阿難の所に到りて阿難に語げて言はく、「我れ五百乘車に諸飮食を載せて、佛及び僧に供へんと欲して佛に逐うて已來五月餘日にして猶ほ未だ設くるを得ず、家信に追はれて復住まるを得ざれば、食具を以て道中に敷布して佛及僧をして上を踏み過さしめて、我に於ける宿心便ち爲に遂ぐるを得んと欲す」。阿難答へて言はく、「當に世尊に白すべし」。卽ち以て佛に白すに、佛、阿難に語げたまはく、「汝可しく婆羅門を將ゐて供食家を看るべし、若し無き所あらば敎へて之を作らしめよ」と。阿難、敎を受けて婆羅門を將ゐて供食家を看るに、[二八]粥及油蜜の煎餅あることも無きを見ぬ。彼便ち七種の粥と二種の餅を作して晨朝に佛に白さく、「餅粥已に辦はりぬ」と。佛、阿難に語げたまはく、「汝助けて之を下け」。阿難、敎を受け助けて粥餅を下くに、時に外道の母人一小女を抱へたるあり、阿難は其の、兒あるを以て偏りて二餅を與へしに、諸外道言はく、「此比丘は母人に染著して

頭陀行比丘の意。巴利律には阿難の師たりし(Belaṭṭhasīsa)を絲となす。四分・有部は迦羅比丘、十誦は上勝比丘、僧祇は跋陀利比丘とせり。

【一九】波逸提第四十外道與食戒。四分・巴利第四十一條、十誦・有部第四十四條、僧祇第五十二條なり。五分・有部は王舍城、四分・十誦・僧祇は舍衞城、巴利は毗舍離を制戒處とす。

【二〇】二十八鬼神將軍、金光明經等に出づる二十八部諸鬼神なり、淨天眼を以て贍部衆を觀察し擁護し、經法流傳の爲には說法者を隨逐擁護す。四天王の部下にして、一方に四部、六方にて二十四部、四維各一部を加へて二十八部となす。

【二一】四天王。律部十、註(三四の四四・五六・六六・七六)參照、次第の如く持國天・增長天・廣目天・多聞天なり。

【二二】釋提桓因。律部八、註(一の一五二)參照、

【二三】娑婆世界主梵天王(Mahabrahmā sahampati)律部八、註(一の一五四)帝釋梵王の下參照、大梵天王は千の世界を領す、卽ち千の須彌、千の四洲、千の四王天、千の忉利天、千の化樂天、千の他化自在天、千の梵天界を支配する故に娑婆世界主といへるなり。

突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（三十八事竟る）

[一五]佛、王舍城に在しき。爾の時世尊は未だ比丘の爲に[一六]殘宿食を食することを制したまはざりき。[一七]彼に神廟あり是れ遊戲處にして、衆人競うて美食を賫し、中に就て觀看し或は信宿を經て餚饍豐多なりき。諸比丘は彼に於て食を得て食するに盡す能はず、房中に殷積して處としてあらざるなく、虫鼠を來致して屋壁を穿壞せり。諸居士見て問うて言はく、「誰ぞ此食を積みたるは」。人あり言はく、「沙門釋子なり」。卽ち皆譏呵すらく、「此の禿頭輩、唯、食受を知りて損費を計らず、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。復、[一八]一阿練若比丘あり阿練若處に住して是念を作さく、「日々乞食せんに行道を妨廢せん」と。便ち種々食を併せ乞うて、或は直爾に擧げ或は曝して燥かしめぬ。時に諸比丘遊行して之を見て語げて言はく、『世尊說きたまはざりしや、「衣は趣ち形を蔽ひ、食は趣ち身を支ふ」と。何ぞ以て多く飮食を積み曝曬して狼籍せる』と。彼比丘言はく、「此は村を去ること遠くして、日々乞食せんに行道を妨廢すれば、是を以て併せ乞うて用つて煩勞を息めんとせるなり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、殘宿食を食せんに波逸提なり」と』。殘宿食とは、已受の食の之を留めて宿を經たるを、名けて殘宿食と爲すなり。若し此食を食せんに口々に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（三十九事竟る）

[一九]佛、王舍城に在しき。爾の時此國飢饉にして乞食得難かりければ、[二〇]二十八鬼神將軍は佛所に來詣し頭面に禮足して佛に白して言さく、「世尊、今、世飢饉なれば、願はくは佛、人間に遊行したまはんことを。我等當に衆人を化して善心を發さしめん」と。世尊は默然して之を許したまへり。時に

【一〇】非時に非時想す（vikāle vikālasaññī）とは、午後に於て午後なりとの想ひをなして食せんにとの意。

【一一】非時に非時疑す（vikāle vematiko）とは、午後に於て午後なりや否やと疑ひて食せんにとの意。

【一二】非時に時想す（vikāle kālasaññī）とは、午後に於てまだ午前中なりと想ひて食せんにとの意。

【一三】時に非時想す（kāle vikālasaññī）とは、午前中に於て午後なりとの想をなして食せんにとの意。

【一四】時に時疑す（kāle vematiko）とは、午前中に於て午前中なりや或は午後には非ざるかと疑ひつゝ食せんにとの意なり。

【一五】波逸提第三十九殘宿食戒。諸律皆第三十八條、僧祇第三十七條なり。

【一六】殘宿食（sannidhikāraka bhojana）今日得たる食を明日の用に供せんとて殘し宿せる食。

【一七】本文に彼有神廟是遊戲處衆人競賫美食就中觀看或經信宿餚饍豐多とあり。經信宿を明本には經住宿とせるも今改めず。信宿は二ばんどまりの意。

【一八】一阿練若比丘。阿練若に住して房舍住を作さゞる一

卷の第八 彌沙塞

一初分第五　九十一單提法の三

二佛、王舍城に在しき。爾の時未だ比丘の爲に三非時食を制したまはざりければ、諸比丘は冥夜に於て乞食して、或は溝壍に墮ち或は女人に觸れ或は賊刧に遭ひ或は虫獸の傷害する所と爲り、食に時節なく梵行を修するを廢せり。時に四迦留陀夷は雜色衣を著し面黑く眼赤くして闇中に乞食せしに、一懐姙婦人あり電光中に見て便ち大に驚き喚びて言はく、「五毗舍遮、毗舍遮」と。迦留陀夷言はく、「我は是れ沙門にして乞食せるなり、毗舍遮には非じ」。便ち苦罵して言はく、「汝、何ぞ以て刀を以て腹を決らざる、而も冥夜闇中に於て乞食せんとは。餘の沙門婆羅門は一食にて便ち足するに、汝今云何が食に晝夜なきや」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて迦留陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、非時に食せんに波逸提なり』」と。六爾の時比丘あり吐下藥を服し時に及んで食せずして腹中空悶しければ、諸比丘は云何を知らず是を以て佛に白すに、佛言はく、「酥を以て身に塗れ」。猶ほ故ほ差えざりければ佛言はく、「麨を以て身に塗れ」。猶ほ故ほ差えざりければ佛言はく、「酥に麨を和して身に塗れ」。猶ほ故ほ差えざりければ佛言はく、「煖湯を以て澡洗せよ」。猶ほ故ほ差えざりければ佛言はく、「煖湯飲を與へよ」。猶ほ故ほ差えざりければ佛言はく、「七瓮を以て肥肉汁を盛りて中に坐著せよ」と。此の如き等を以て足して以て曉に至り、一切、時を過ぎては食するを得ざるなり。非時とは、八正中より以後九明相未出に至るを名けて非時と爲す。若し比丘、一〇非時に非時想し・非時疑し・一二非時に時想せんに皆波逸提なり。一三時に非時想し・一四時疑せんに

【一】本文には初分喧法とあるのみ、宋・元・宮本には初分單提法の三とあるも、今明本によりて改む。
【二】波逸提第三十八非時食戒。諸律第三十七條、僧祇第三十六條なり。四分・巴利・五分は王舍城、十誦・有部・僧祇は舍衞城を制戒處となす。
【三】非時食(vikālabhojana)非時に食すること、又は非時に食する者との意にして非時食藥體を指せるに非ず、非時食藥體は非時漿なり、律部八、註(三の二〇〇)參照。
【四】迦留陀夷(Kāḷudāyi)、律部八、註(五の五二)優陀夷の下參照。四分律も此戒緣を優陀夷とせるも、巴利・十誦・有部は十七群比丘(sattarasavaggiyā bhikkhū)とし、僧祇は難陀利(Bhaddālī)となす。
【五】毗舍遮(Piśāca)。律部十、註(二五の一〇七)毗舍遮脚の下參照。
【六】以下の除外例は諸律になきもの、極めて不自然なり。
【七】本文に瓫となすも宋・元・明・宮本によりて瓮字に改む。
【八】正中(majjhantika)。正午なり。
【九】明相未出。律部八、註(八の一一五)參照。

「受」と名く』と。諸比丘は便ち廣く草葉を敷けり。是を以て佛に白すに佛言はく、「應に廣く敷くべからず、敷かんには手の及ぶ所の處を齊る」と。諸白衣あり、比丘を惡賤して親しく授くるを肯んぜず、食を以て比丘前の地に著き、語げて自らをして取らしむるに、諸比丘は云何を知らずして是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し施主惡賤して食を授くるを肯んぜざらんには、亦彼が語を以て取りて受食と爲すことを聽す。四種の受あり、身にて授けて身にて受け、物にて授けて物にて受け、手づから授けて手づから受け、教へて取らしめて受くるとなり」と。鹹水ありしに、比丘受けざるには敢へて飮まざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し鹽を著れずして性鹹なるには、受けずして飮むことを聽す」と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。[12]（三十七事竟る）

【一二】宋・元・明・宮本には此處にて卷を分たず。

五分律卷第七

初分第四、九十一單提法の二

貧窮なるに何よりしてか此を得たる」と。卽ち入定して觀ずるに是れ帝釋なるを知りて語げて言はく、「[一二八]憍尸迦、後に復び作すこと莫れ」とて、遂に敢て食せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今、諸比丘に天よりして食を受くるを聽さん」。爾の時世尊は逈路を行きて暮に[一二九]曠野鬼村に至りたまひしに、時に彼鬼神は佛を見て歡喜し、便ち佛及び僧に明日供を設けんことを請ぜしに、佛默然して之を受けたまへり。鬼卽ち竟夜に種々飲食を作り、晨朝に坐を敷いて佛及び僧を請じぬ。佛、諸比丘に勅したまはく、「共に彼請を受けよ」と。卽ち皆坐に就くや、鬼神は手づから自ら食を下きしに、諸比丘は受くることを敢へてせざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「今、諸比丘に鬼より食を受くるを聽す」と。爾の時世尊は[一三〇]婆羅樹林に遊びたまひしに、時に一獼猴あり、樹上より下りて佛鉢を取りて持ち去らんと欲しければ、諸比丘は捉へて聽さゞりき。佛、比丘に告げたまはく、「獼猴に鉢を取ることを聽せ」。卽ち鉢を持して一樹上に到り、滿鉢の蜜を取りて佛に上るに、佛は虫あるを見て受けたまはず、獼猴諦視して虫を見、卽ち便ち拾ひ去りて復以て佛に上るに、佛爲に之を受けたまへり。是に於て獼猴は歡喜踴躍し、却行して退きぬ。佛は此蜜を持して諸比丘に與へたまふに、諸比丘は敢へて食せざりければ、是を以て佛に白すに、佛言はく、「獼猴の授食を食するを聽す」と。爾の時販馬人ありて佛及び僧を請じて水を行し已るに、人あり語げて言はく、「火、馬屋を燒けり」と。彼れ此を以て食を展授せずして比丘に語げて言はく、「可しく自ら食を取るべし」と、言ひ已りて便ち去りぬ。諸比丘疑うて敢へて食せず、是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し淨人なきには、諸比丘は施主の語を以て食せんに受食と爲すを聽す」と。復諸白衣ありて遙に食を擲げて比丘に與へぬ。比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「遙に擲げたる食を受くるを得ず」と。諸老病比丘あり、但闇くして受食時に淨人の手に觸れ、數洗うて頓勞しければ、是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に草葉を受けて之を敷き、手を以て邊を按へ食をして上に著かしめんに、此も亦

句、七寶を以て飾り、恒河・新頭河・婆叉河・斯陀河の本源にして、この池に棲む龍は熱惱なき故に無熱惱池ともいふ。

【一二七】釋提桓因。律部八、註（一の一五二）參照。

【一二八】憍尸迦（Kosiya）。帝釋天の姓、拘翼とも音譯さる。

【一二九】曠野鬼村。曠野鬼（Āl-avaka）の住む村、卽ち曠野精舍（Aggāḷava cetiya）なり。

【一三〇】婆羅樹林（sālavana）。

告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、食を受けずして口中に著れんに波逸提なり」と』。時に諸比丘、[二二三]作人の爲に食を作すに敢へて嘗めず、或は鹹或は淡なりければ、作人瞋恨して復作すことを肯んぜざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、作人の爲に食を嘗むることを聽す、但咽むを得ず。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、食を受けずして口中に著れんに、食を嘗むるを除き波逸提なり」と』。時に諸比丘は楊枝及び水をも、受けざるには嚼み及び口を漱ぐことを敢てせざりしかば、口臭く眼闇かりき。人と共に語る時人其氣を聞いて問うて言はく、「大德の口は何を以て臭きや」と。諸比丘甚だ羞耻して便ち楊枝及び水を受けんことを乞ふに、諸人言はく、「汝自ら取るに嬾きや、誰か汝が爲に楊枝及び水を惜まんや」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、楊枝及び水を受けざるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、食を受けずして口中に著れんに、[二二四]食を嘗むると[二二五]楊枝及び水とを除き波逸提なり」と』。爾の時舍利弗は風病を得しに目連往いて問ふらく、「汝、家に在りし時曾て此病ありしや不や」。答へて言はく、「有りき」。「何の方にて治し差えたる」。答へて言はく、「藕を食して」。是に於て目連は[二二六]阿耨達池に到りて藕を取りて之に與へしに、舍利弗問ふらく、「何の處にてか此を得たる」。答へて言はく、「阿耨達池にて」。又問ふらく、「誰よりか受けたる」。答へて言はく、「龍より」。便ち敢へて食せざりき。是を以て佛に白すに佛言はく、「龍より食を受くるを聽す」と。時に大迦葉は貧家に從うて乞食せしに、[二二七]釋提桓因是念を作さく、「今、大德迦葉は貧家に從うて乞へり、我今當に方便を作して我食を受けしむべし」と。卽ち迦葉乞食の次に於て、一貧窮の織師と作りて機上に在りて織り、復一女人を化作して其が爲に緯を作ら(しめ)ぬ。迦葉從ひ乞ふに、卽ち鉢を取り百味の飲食を盛りて之に與へぬ。迦葉は得已りて是念を作さく、「此人

強勸已食、比丘食。と加點せるは誤まれり。

【二一八】他をして犯罪せしめんと欲して。他比丘をして不作殘食法戒を犯さしめんと欲してとの意、卽ち「戒に觸犯せしめんと欲して」(āsādanāpekkho)との意なり。

【二一九】本文に若勸已食比丘食不作殘食法食若彼食時口口波逸提とあり。縮藏・新藏・大正藏に若勸已食・比丘食・不作殘食法食。と加點せるは誤まれり。

【二二〇】波逸提第三十七不受食戒。四分・十誦・有部第三十九條、巴利第四十條、僧祇第三十五條なり。巴利律は毗舍離、餘律は舍衞城を制戒處となす、

【二二一】大迦葉。十誦・有部は摩訶哥羅、四分・巴利は一比丘とし、僧祇は尊者阿那律となす。

【二二二】棄去食(vosāṭitaka)。

【二二三】作人(kappiyakāraka)。淨人なり。

【二二四】「食を嘗むる」の語は、巴利戒文になく、四分・十誦・有部・僧祇にもなし。

【二二五】楊枝及び水(udakadantapoṇa) 齒を淨むるもの及び水。

【二二六】阿耨達池(Anotatta)。雪山頂上にあり、縱廣五十由

比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、[一一七]「若し比丘、殘食法を作さずして、强ひて已に食せる比丘に食を勸めて、[一一八]他をして犯罪せしめんと欲せんに波逸提なり」と』。比丘あり足食し已れるに、諸比丘知らずして復呼びて食せしめんとせり。彼比丘言はく、「我已に食し竟れり」。諸比丘便ち疑を生ずらく、「我れ故に當に波逸提を犯ぜざるべきや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し他の食し竟れるを知らずして、呼びて食せ(しめ)て波逸提を犯ずとせんに是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに説くべきなり、「若し比丘、他比丘の食し竟れるを知りつゝ、殘食法を作さずして强ひて勸めて食せしめて、犯罪せしめんと欲せんに波逸提なり」と』。

[一一九]若し已に食せる比丘に殘食法を作さゞる食を食せんことを勸めんに、若し彼れ食せん時は口々に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(三十六事竟る)

[一二〇]佛、王舍城に在しき。爾の時世尊は未だ比丘に食を受けて食せよと制したまはざりければ、諸比丘は各知識家に在りて食を受けずして食せるに、諸白衣譏呵して言はく、「我等は此惡人を見るを憙まず、割截壞色衣を著しつゝ食を受けずして食すれば。食を受けずして食するは、是れ不與取たり」と。爾の時[一二一]大迦葉は糞掃衣を著して、街巷の處々にて棄食を拾うて食せしに、諸居士見て譏呵して言はく、「此沙門は正しく狗に似たり、趣ち食を得ては食すること、不淨惡むべし。云何ぞ彼をして我等が家に入らしめたる」と。諸長老比丘は二事を聞き已りて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて先に諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に食を受けずして食せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて又迦葉に語げたまはく、「汝少欲なりと雖而も人の爲に惡賤せらるれば、應に[一二二]棄去食を食すべからず、若し食せんには突吉羅なり」と。諸比丘に

謂豆豉、乳酪等、第三之一五非時藥體…とあり。āyāmiya の語根は svād にして風味ある、香ばしき食の意、耆夜尼＝耆耶尼＝蘇陀尼は皆同音寫にして巴利律(vp. 1.44)にも出づ、七日藥は律部八、註(三の四三)參照。

【一二三】飯(odana)・乾飯・餅麨・魚(maccha)・肉(maṃsa)を五種蒲闍尼食、(pañca bhojanāni)となす。巴利律の kummāsa, sattu の二は乾飯・餅麨に相當すべきものなるも、配對すること難し。武には聖語藏本に餅麨の餅を除きて麨の一字となす故に kummāsa に相當せしめ得べく、然る時は乾飯は sattu に相當せしめ得べし　律部九、註(一五の九八)參照。大正藏に飯乾・飯餅・麨・魚・肉とせるは誤まれるが如し。

【一二四】殘食作法。

【一二五】波逸提第三十六勸足食戒。四分・巴利第三十六條、十誦・有部第三十五條、僧祇第三十四條なり。諸律皆舍衞城を制戒處となす。

【一二六】非殘食(anatiritta bhojana)殘食法を作さゞる食。

【一二七】本文に若比丘不作殘食法强勸已食比丘食欲使他犯罪波逸提とあり。强勸已食比丘食につき宋藏・新藏・大正藏に

せんに波逸提なり」と』。[一〇九]比丘あり晨朝に諸比丘を請じて[一一〇]小食を作し、[一一一]時飲・佉陀尼食・[一一二]蹂陀尼食を與へしに、諸比丘は已に是れ足食なりと謂ひて敢て復食せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「此は名けて足食と爲さず、五種食あり名けて足食と爲す、[一一三]飯・乾飯・餅麨・魚・肉なり。此五食に於て一々食中に五事あれば、名けて足食と爲す。(五事とは)一には食あり、二には授與し、三には受噉し、四には復び受益せず、五には身、本處を離るゝなり。若し本處を離れ已りて更に時食飯餅を得て、殘食法を作さずして食せんに口々に波逸提なり」と。諸比丘、殘食法を作すを知らず、佛に白すに、佛言はく、[一一四]『食を持して鉢中に著れ、手に擎げ、偏袒右肩し右膝を地に著けて是言を作すなり、「長老一心に念ぜよ、我は某甲なり、食已に足したれば我が爲に殘食法を作したまへ」。彼比丘爲に鉢を取りて問うて言はく、「是食、我に與ふるや」。答へて言はく、「與ふ」。便ち爲に食することと少許にして餘殘は之に還し、若し都べて食せざらんには但取へ已りて之に還して「此は是れ我が殘なり、汝に與へん」と語言せんに、亦「殘食」と名くるなり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(三十五事竟る)

[一一五]佛、王舍城に在しき。爾の時二比丘ありて共に親友たり、一人は聰明、一人は闇鈍なりき。其闇鈍なる者數々惡を犯じければ、其聰明なる者恒に其罪を語げ教へて悔過せしめたるに、其闇鈍なる者心に轉た忿を懐きて是念を作さく、「我今亦當に其過罪を伺ふべし」と。之を伺ふも得ざりければ、便ち彼の食し竟れるに於て、殘食(法)を作さゞる(食)を以て呼びて之を食せしめんとせり。彼比丘、親厚を以ての故に都べて疑を懐かずして卽ち便ち爲に食せしに、食し已るに語げて言はく、「汝、[一一六]非殘食を食して罪を犯ぜり、應に悔すべし、梵行を修せずして長夜に苦を受くること莫れ」と。時に彼比丘呵責して言はく、「我れ汝を益せんと欲せるが故に相敎呵せしに、云何ぞ此を以て恨を見じて我を罪に陷れんとせる」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て

【一〇九】本文に有比丘晨朝請諸比丘作小食與時飲佉陀尼食蹂陀尼食諸比丘謂已是足食不敢復食とあり。作小食與時飲につき縮藏・新藏・大正藏の加點訓點は皆誤れり。作小食與にて切るべきにあらず。

【一一〇】小食(purebhatta)。朝食なり、律部九、註(一六の一一)前食の下參照。

【一一一】時飲。時漿なり。午前中に飲むべき漿類。善見律(十七)によるに、七種穀の漿及び六種果漿は非時に服するを得ずとある故に、これ時中に飲むべき漿なるを知るを得るなり。

【一一二】蹂陀尼食(khādanīya)。消化を助くる爲の四種含消藥卽ち七日藥なり。大正藏に bhojanīya(蒲闍尼食)と註せるは誤まれり。枳橘易土集に舊云ニ耆耶尼一遍檢ニ梵本一全無ニ此名一とあり。四分戒本疏(續藏第六套第四 400a)には律中三名一蒲闍尼謂時藥也、二佉闍尼謂非時藥也、三奢耶尼謂七日藥等、皆號爲ㇾ藥者無ㇾ非ㇾ療ニ患一故也とあり、卽ち七日藥なり。こゝに律中とあるは四分律第十五卷(列三79a)に此語あり。法勵疏卷八(續藏第六五套第四 288b)には十五種食、五蒲奢尼、五佉闍尼、五奢耶尼、前之二五其唯時藥、

なり」と』。爾の時畢陵伽婆蹉等の八十比丘病を得て、諸比丘は其が爲に食を請ぜしに、食盡きずして房前に弃著せり。諸居士見て問うて言はく、「此は是れ何等の食なりや」。答へて言はく、「是れ病比丘の殘食なり」。諸居士言はく、「何ぞ少取せざる」。答へて言はく、「諸病比丘にして或は多食なるあり或は少食なるあれば、我等少取するを得ざる所以なり」。居士復言はく、「今世飢儉なり、一粒の施を以てして乃し天に生ずべきに、云何が之を弃てゝ惠施せざる」。或は復言ふあり、「此輩の沙門は寧ろ地に弃てんとも以て人に施さじ。我等既に已に僧に施さんに一粒地に墮つるにも便ち大罪と謂へるに、如何が比丘は此物を惜まざる」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は阿難に問ひたまはく、「頗し人ありて能く此食を食するや不や」。答へて言さく、「看病比丘は爲に此食を請じつゝ而も其の自食は初めより充足せず、此殘食を噉はんと欲するも而も復敢てせざりしなり」。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘に病比丘の殘食を食するを聽さん」と。爾の時王舍城の衆僧食し竟るに、比丘あり外に於て食を得て持ち還りければ、諸比丘、云何を知らず是を以て佛に白すに、佛言はく、「可しく此食を以て病比丘に與ふべし」と。即ち便ち之に與へしに、病比丘言はく、「此食は病を增せば我等は須ゐじ」。是を以て佛に白すに、佛言はく、「諸比丘に病比丘人邊に於て殘食法を作して食するを聽す」と。爾の時王舍城の衆僧は食し竟りて起ち去りしに、復比丘あり外に於て食を得て持ち還り、病比丘も已に差えたれば云何を知らずして復以て佛に白すに、佛言はく、「應に食未だ竟らざる比丘邊に在りて殘食法を作して食すべし。若し無きには應に未だ食せざる比丘邊に在りて作すべし。若し衆中に未だ食せざる比丘なからんには應に近處に覓むべく、若し近處に復得ざらんには應に具足戒を受くべき沙彌の與に速に戒を受け、然して後是人の邊に於て殘食法を作して食せよ」。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘食し竟り、(一〇八)殘食法を作さずして食

【一〇八】殘食法(atiritta)。

一〇三佛、王舍城に在しき。爾の時諸處飢饉にして乞求得難かりければ、諸比丘は盡く王舍城に還りぬ。王舍城の諸居士は諸比丘に問ふらく、「僧幾人ありて食幾許ありや」。答へて言はく、「僧若干あり食爾許あり」。時に諸居士は共に議を作して言はく、「我等當に諸比丘の爲に力に隨うて食を作すべし」と。是に於て或は一人ありて一比丘食……乃至、十比丘食を作し、或は二人……乃至十人ありて共に一比丘食……乃至、十比丘食を作し、食具を辦へ已りて諸居士主は復是念を作さく、「我等復力に隨うて食を作して一人十人に食すと雖必らずしも周普せざれば、今當に物を斂めて普く爲に食を作すべし、若し足らざらんには我當に之に足すべし」と。即ち便ち斂め取るに共中に貧窮なる者あり、心に惜むことなしと雖而も好米なければ、家の所有に隨うて豆麥の屬を以て此斂に充てぬ。彼居士主即ち差次して之を作すに、飲食麁惡にして老病比丘は皆食する能はず、持して乞人に與へ或は外道に與へて更に一〇四知識家に往いて食しぬ。諸居士知りて便ち譏呵して言はく、「我等は身口妻子の分を減割して一〇五福田の中に種ゑしに、一〇六云何ぞ比丘は我が此食を薄んじて、乞人及び諸外道に乞へて更に美味を求めたる。此輩本解脫を求め老病死を離れんとせるに、如何が今に於て反りて美好を求めんとは。沙門の行なく沙門の法を破れり」と。時に一〇七跋難陀は、主人次至りて食を監せしに、跋難陀、衆中にて食し已りて復其家に就りて美好食を索めければ、彼人問うて言はく、「大德は向に衆中に在りて食せるにあらずや」。答へて言はく、「衆中に在りて食せるも、檀越が別施の福を失はんを恐れ、是を以て更に來りしなり」。彼人便ち譏呵して言はく、「今世飢儉にして衆人罄竭しつゝも共に衆食を作せるに、云何ぞ此を薄んじて更に美好を求めんとせる」。諸比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、食し竟りて更に食せんに波逸提

【一〇三】波逸提第三十五不作餘食法戒、四分・巴利第三十五條、十誦・有部第三十四條、僧祇第三十三條なり。諸律皆舍衞城を制戒處となす。
【一〇四】知識家（ñātikula）。知識せる家、檀越家なり。
【一〇五】福田、律部八、註（二の四二）無上福田の下參照。
【一〇六】本文に云何比丘薄我此食用乞乞人及諸外道更求美味…とあり。
【一〇七】跋難陀（Upananda）。

丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、白衣家に到り[一〇〇]自恣に多く飮食を與へんに、若しは餅若しは麨にして若し須ゐんには二三鉢應に受くべし、是を過ぎて受けんには波逸提なり」と』。諸病比丘あり村に入りて乞食せしに、一居士あり自恣に多く與へしも、二三鉢を過ぎて敢へて復受けざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、病比丘には二三鉢を過ぎて受くるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、白衣家に到り自恣に多く飮食を與へんに、若しは餅若しは麨にして若し須ゐんには[一〇一]二三鉢應に受くべし。若し無病にして是を過ぎて受けんには波逸提なり」と』。諸比丘あり請家に就りて食し、食し已りて復主人より食を索めて持ち去れり。諸比丘是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し請家に就りて食せんに、更に索めて持ち去るを得ず。若し請家に就りて食せざらんには持ち去るを聽す」と。諸比丘あり二三鉢を受けて持ち去り已りつゝ、諸比丘と與に共に食せざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『應に諸比丘と與に共食すべし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、白衣家に到り自恣に多く飮食を與へんに、若しは餅若しは麨にして若し共家に住まりて食せずして、須ゐんには二三鉢應に受けて外に出で、餘比丘と與に共食すべきなり。若し無病に是を過ぎて受け、及び餘比丘と與に共食せざらんには波逸提なり」と』。「自恣に食を與ふ」とは、來り乞ふに輒ち與ふるなり。若し比丘、第一鉢を受けんに、還りて應に餘比丘に語ぐべし、「我已に某家にて一鉢を受けぬ、餘は二鉢在り、須ゐんには往いて取れ」と。若し第二鉢を受けんに、應に言ふべし、「我已に某家にて二鉢を受けぬ、餘は一鉢在り、須ゐんには往いて取れ」と。若し第三鉢を受けんに、應に言ふべし、「我已に某家にて三鉢食を受けぬ、復往いて取ること莫れ」と。[一〇二]若し宣語せざらんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(三十四事竟る)

【一〇〇】自恣。律部八、註(九の四五)の自恣參照。同註(四の二四八)の自恣にあらず。

【一〇一】二三鉢(dvittipattapūra)。

【一〇二】宋・元・明・宮本には此處にて卷第七終とす。次の佛在王舍城以下を卷第八とす。

じて言はく、「我已に更に婚を求めたれば復汝瞎女を用ひず」と。是に於て女家咸瞋恨して言はく、「沙門釋子に由りて我女をして寡たらしめぬ」と。復種々に罵詈して醜言口に溢れければ、隣人語げて言はく、「他が汝の女に薄きなり、何ぞ沙門に預らん」と。卽ち具に以て答ふるに、佛法を信樂せざる者は咸く皆言はく、「快なり、沙門を敬するに由りて此事あるを致せり、若し復親近せんに劇當に是に過ぐべけん」と。爾の時復[九七]賈客主あり諸賈人に語げて言はく、「可しく資糧を辦ふべし、某日は最も吉なれば當に共に發去すべし」と。卽ち皆備に種々飲食を辦へぬ。一比丘あり次第に乞食して一賈人の家に到るに、賈人問うて言はく、「何等をか須ゐんと欲する」。答へて言はく「食を須ゐんとす」。問ふ、「能く餅麨を食するや不や」。答へて言はく、「能くす」。卽ち鉢を取りて盛滿して之に與へしに、比丘得已りて諸比丘に語げて言はく、「某甲家に多く美飲食あり、汝可しく往いて乞ふべし」。諸比丘皆往いて悉く得て糧食遂に盡きぬ。賈客主言はく、「吉日今到れり、應に共に發去すべし」。此賈人言はく、「糧食未だ辦はらず」。賈客主言はく、「我先に宣して備に[九八]糧食を辦へしめたるに、何の故にか今に於て方に未だ辦はらずと言へる」。答へて言はく、「沙門來り乞ひ之に與へて悉く盡きたるなり」。賈客主言はく、「今是れ吉日なれば發たざるを得ず、我便ち先に去らん、汝可しく後より來るべし」。是に於て便ち發ちしに、後も還安隱にして大に宜利を得たり。彼の一賈人後より去りしに、賊に遭ひ物を失して蕩盡せり、便ち啼哭して言はく、「沙門釋子に由りて此[九九]窮厄に遭へり」と。賊問うて言はく、「我れ汝が物を奪ひしに、何ぞ以て人を怨むや」。具に事を以て答ふるに、諸賊聞き已りて復之に語げて言はく、「汝が親近せる沙門は正に應に打ち殺すべく、正に應に物を奪ふべし。若し復親近する者あらんには亦當に是の如くすべけん」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比

【九七】賈客主。隊商者(sattha)なり。僧祇律には無畏商主として名をあぐるも諸律には名を出さず。

【九八】糧食(Mantha)。旅の爲に用意せられたる麨餅類。律部九、註(一七の四七)行粮の下參照。

【九九】窮厄。厄はわざはひなり。

如くなりき。是に於て舍利弗は病を牽いて去りしに、諸比丘は是念を作さく、「若し世尊、病比丘には一食處に於て一食を過ぐるを聽したまはんには便ち此苦なけん」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸病比丘に一食處に於て一食を過ぐるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、無病にして施一食處にて一食を過ぎんには波逸提なり」』と。施一食處にて衆多比丘暮に同時に至らんに、若し檀越[九二]非時漿若しは塗足油を施さば次第して受け、明日次に隨うて食を受くるを聽す。若し無きには則ち止一食し已りて當に應に去るべし。若し檀越留めんには住まるを聽す。若し去り已りて緣事あらんには宜しく還りて當に主人に白すべく、主人住まるを聽さんに則ち住まり、聽さゞらんには應に去るべきなり。若し後來の比丘は應に一食を得て食すべく、餘あらば主人所留の比丘に與ふべきなり。若し比丘來らんに、而も一食處多からんには、諸比丘は應に分張して住まるべし。若し親里家にて一食を過ぎんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し諸難ありて去るを得ざらんには不犯なり。(三十三事竟る)

[九三]佛、王舍城に在しき。時に[九四]女人あり夫家に還らんと欲して種々餠を辦へて以て資糧と爲さんとせり。一比丘あり次第乞食して往いて其舍に到るに、女問うて言はく、「何等をか須ゐんと欲する」。答へて言はく、「食を須ゐんとす」。復問ふ、「能く[九五]佉闍尼を噉ふや不や」。答へて言はく、「能くす」。即ち鉢を取り[九六]種々餠を盛りて之に與へしに、彼比丘得已りて餘比丘に語げて言はく、「某甲家に多く美食あり、汝可しく往いて乞ふべし」。諸比丘聞いて皆往いて從ひ乞ふに、所有熟食は之に施して都べて盡きぬ。時に彼夫家より人を遣して之に催るに、答へて言はく、「資糧未だ辦はらさるなり」と。復、種々食を作して是の如きこと三たびに至り、比丘來り乞うに皆盡く之に與へぬ。夫家より三たび催るに答ふること皆初の如くなりければ、便ち大に瞋恚し、異意ありと謂ひて使を遣し報

【九二】非時漿(vikālapānani)律部八、註(三の四二・六八)夜分藥の下參照。

【九三】波逸提第三十四食過受戒。四分・巴利第三十四條、十誦・有部第三十三條、僧祇第三十八條なり、諸律皆舍衞城を制戒處となす。

【九四】僧祇律に睹眼と名くる女とし、四分律・巴利律には伽若那女(Kāṇā)とし、十誦律には睞眼なりしが故に睞眼と名けたりとす。

【九五】佉闍尼(khādaniya)。律部十一、註(三六の一〇三)佉陀尼食の下參照。

【九六】種々餠。僧祇律の送女食にして贈り物として送るために作られたる煎餠類なり。磨りて細末とせるものより造れる故に佉闍尼食となるなり。律部九、註(一七の四五)送女食の下參照。

紅上行時・大會時・沙門會時なり、是を因縁と名く」と』。「別請衆食」とは、若し衆中に於て四人已上を別請するを、是を別請衆食と名く。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し始に別請衆食を受けて既にして往き、分れて「異請(いしやう)を受けん」と言ひて復[八八]衆を成ぜざらんには不犯なり。(三十二事竟る)

[八九]佛、王舍城に在しき。爾の時諸處飢饉にして乞食得難かりければ、一切比丘盡く王舍城に集まりしに、[九〇]四遠人(をんにん)言はく、「我等先の時朝暮に諸比丘を見たるに、今何ぞ以て斷絕して復之を見ざる」と。人あり言はく、「此間にて乞食得難ければ悉く王舍城に往き、是を以て見ざるなり」。諸人言はく、「我等寧ろ可しく小屋を建立して日(ひゞ)に一比丘一宿一食を作すべし。若し來り食する者なからんに、便ち當に聚集して後來の衆を俟つべし」とて、即ち便ち之を作せり。時に一家あり恒に美食を作せるに、六群比丘人間に遊行して常に其家に住し、餘の諸比丘は都べて復得ざりければ居士に語げて言はく、「汝、僧の爲の故に一宿食を作しつゝ、如何が我をして一預をも得ざらしめたる」。居士答へて言はく、「我本僧の爲に此處所(しよしよ)を作せり、而も六群比丘住して去るを肯んぜざれば、我をして復餘僧に見ゆるを得ざらしめぬ。此は是れ彼が過にして是れ我咎には非ざるなり」と。諸長老比丘聞いて種々に六群比丘を呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[九一]施一食處(せいつじきしよ)にて一食を過ぎんには波逸提なり」と』。時に舍利弗風病を得たるも、一食處に到り一食を食し已りたれば便ち餘行せんと欲せり。諸比丘言はく、「長老の疾患は須らく餘行すべからざれば、我等當に食分を以て相供養すべし」。答へて言はく、「世尊は一宿處にて一食を過ぐるを聽したまはず」。諸居士あり、舍利弗の疾患を聞いて亦共に住せんことを請ぜしに、答ふること亦初の

【八八】衆を成ぜずとは、四人以上の集まりと成らずして三人以下となるをいふ。四人以上の集まりを成ずれば、別僧伽即ち別衆を成じ破和合僧罪となる故なり。

【八九】波逸提第三十三過一宿食戒。四分・巴利・僧祇第三十一條、十誦・有部第三十二條なり。諸律皆舍衞を制戒處となす。

【九〇】四遠人。四方の遠國の人々。

【九一】施一食處(āvasatha)? 律部九、註(一六の三)福舍の下參照。

はず」とて、遂に村に入りて乞ふに諸伴捨て去り、比丘乞食し已るに復伴に及ばずして[八〇]賊剝を被りて赤肉にせり。諸比丘是念を作さく、「世尊若し我に行路時に別請衆食を受くるを聽したまはんには此難に遭はざりしならん」と。諸比丘あり載人舡に寄り、時至りて乞食せしに、舡主捨て去りて諸苦難を致せること亦復上の如し。皆以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今より諸比丘の行路時・舡上行時には別請衆食を受くるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時・作衣時・[八一]行路時・[八二]舡上行時なり、是を因緣と名く」と』。諸佛常法として歲に二大會あり、春と夏との末月にして諸方の比丘は皆來りて問訊す。衆多を以ての故に[八三]次請甚だ疎かにして乞食得難かりければ、諸比丘は是念を作さく、「若し世尊、我等に大會時には別請衆食を受くるを聽したまはんには此苦を致さゞらん」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に大會時には別請衆食を受くるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時・作衣時・行路時・舡上行時・[八四]大會時なり、是を因緣と名く」と』。爾の時[八五]瓶沙王の弟、名けて迦留と曰ひ、一種の道に事へて年年に普く[八六]九十六種沙門を請じて一大會を作せしが、「釋子沙門は別請衆食を受けず」と聞いて、而も力能く廣く衆僧に及ぶを得ず、佛道沙門を闕無せるを以ての故に愁憂し樂まずして是念を作さく、「我當に云何がして沙門釋子に致すべき、唯當に王に委ぬべく、然して後に果すべし」と。便ち以て王に白すに、王は是事を以て卽ちに出で〻佛に詣り、具に弟の情願を說きぬ。王去りての後、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に[八七]沙門會時には別請衆食を受くるを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時・作衣時・行路時・

【八〇】本文に被賊赤肉とあるも、宋・元・明・宮本には被賊剝赤肉とあり。今改む。

【八一】行路時(addhānagamanasamaya)。

【八二】舡上行時(nāvābhirūhanasamaya)。

【八三】次請。僧次請なり、夏數の次第に順うて次々に衆僧中より在家の請食に赴くなり。

【八四】大會時(Mahāsamaya)

【八五】瓶沙王弟。巴利律には Bimbisārassa ñāti sālohita(頻毗娑羅王の身內のもの)とあるのみ、迦留の名を出さず。有部律には影勝王の舅となし、十誦律にも瓶沙王舅とし、四分律には瓶沙王の姉子、迦羅と名くとせり。

【八六】九十六種沙門。律部八、註(一の三四)六師の下、及び同註(一〇の五三)九十六種出家人の下參照。

【八七】沙門會時(samaṇabhattasamaya)、

て四僧或は五或は十を請ぜしめぬ。諸長老比丘は受請比丘を呵責して言はく、「云何が調達を援助せんが爲の故に別請衆食を受けたる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に調達の別請衆食を受けたりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、別請衆食を受けんに波逸提なり」と』。病比丘あり病を牽いて乞食し其患增甚しければ、諸居士語げて言はく、「病を牽いて乞ふこと莫れ、可しく我に就りて食すべし」。答へて言はく、「世尊は我等に別請衆食を受くることを聽さずと結戒したまへり、若し以て衆僧に供養せんに我等便ち自ら分を得ん」。諸居士言はく、「我等が家貧にして廣きを得ることを能はず、正に可しく力辦して病者に供養すべきなり。大德若し須ゐんには便ち可しく來り取るべし」と。諸比丘は云何を知らず是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、病比丘に別請衆食を受くることを聽さん。……衣時・施衣時は「數々食」中に說けるが如し。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時、衣時・施衣時なり、是を因緣と名く」と』。諸比丘あり作衣せんと欲するも、乞食の爲の故に衣即成せず、行道を妨廢しければ是念を作さく、「若し作衣時に佛、我に別請衆食を受くるを聽したまはゞ、衣速成するを得て行道を廢せざらん」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に作衣時には別請衆食を受くるを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、別請衆食を受けんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・施衣時・作衣時なり、是を因緣と名く」と』。諸比丘あり伴と共に行き、一聚落に到りて諸伴に語げて言はく、「我等は村に入りて乞食すれば小らく待たるべし」。答へて言はく、「乞食するを須ゐず、我當に相與ふべし」。比丘言はく、「世尊は我等に別請衆食を受くるを聽したま

【七七】別請衆食(gaṇabhojana)。

【七八】速成。即日に成就するなり。即日はその日の内にとの意。

【七九】作衣時(Cīvarakāramaya)。

り是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘數々食せんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・[六八]衣時なり是を因緣と名く」と』。諸白衣あり比丘の數食するを得ざるを知りて是念を作さく、「我當に方便を作して諸比丘の爲に作衣すべし、比丘來り受けんに幷せて供養を得ん」と。卽ち便ち作衣して諸比丘を請ぜしに、諸比丘言はく、「我等食するを得ず、但我に衣を與へよ」。諸白衣言はく、「大德、若し我が食を受けんに乃し當に衣を與ふべし」。諸比丘是念を作さく、「世尊若し我に施衣を以ての故に數食するを聽したまはんには衣を乏かざるべし」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に施衣の爲には數々食するを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘數々食せんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、病時・衣時・[六九]施衣時なり、是を因緣と名く」と』。爾の時阿難は長者家に詣りしに長者家は諸飲食を設け、阿難は先の受請を忘れて便ち彼が食を受けしに、食するに垂んとして乃し憶して主人に語げて言はく、「可しく還食を擧むべし、我先に受請したれば復食するを得ざるなり」。長者恨んで言はく、「云何ぞ已に我食を受けつゝ而も忽に[七〇]中悔せる」。是に於て阿難馳せ還りて佛に白すに、佛言はく、『若し是の如きの因緣あらんに應に先に[七一]心施して是念を作すべし、「我が請を某甲比丘に分與せん」と、然して後に可しく食すべし。若し施人を念ぜずして食せんには突吉羅なり」と』。爾の時或は前に請じて後に食を設くるあり、或は後に請じて前に食を設くるあり、諸比丘は云何を知らざりければ是を以て佛に白すに、佛言はく、『請時に應に語言すべし、「前に食を設けたる者に隨うて當に食すべし」と』。數々食とは、先に他請を受けて後に餘處に於て食するを是を數々食と名く。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若しは僧所差、若しは[七二]別房食、若しは[七三]白衣來り八戒を受けて供養を設け、若しは[七四]常食は不犯なり。(三十一事竟る)

[七五]佛、王舍城に在しき。爾の時[七六]調達は援助を求めんが爲の故に、諸居士を敎化して或は一家をし

【六八】衣時(cīvarakālasamaya)。律部八、註(一一の六〇)參照。

【六九】施衣時(cīvaradānasamaya)。律部九、註(一六の三九)參照。

【七〇】中悔。請食を受けたるを中途にて悔ゆるなり。

【七一】心施。「彼處の食を誰某に與へん」と心に思ひ構へて(vikappeti)、請食を取除き置くなり。

【七二】別房食。律部九、註(二一の五)參照。

【七三】齋日飲食なり、律部十、註(二七の五六)の下月初日食・八日食・布薩食參照。

【七四】常食(niccabhatta)。常請なり。

【七五】波逸提第三十二別請衆食戒。

【七六】調達(Devadatta)。提婆達多なり。

人之を聞き、出づるに本望に非ざりければ歡喜して還り報ずるに、須臾にして俱に至りて咸言はく、「速に我に食を與へよ、當に厚く相報ゆべし」。答ふるに亦初の如くにして卽ち便ち食を下くに、旣にして飽滿し已りて餘人に借問すらく、「此人何の事業ありてか乃し能く此の如くに種々に施設せる」と。人あり具に事を以て答ふるに、衆賈聞き已りて倍希有を增し、卽ちに百千兩金を斂めて以て其施に酬いぬ。又復借問すらく、「此城の某甲は今在りと爲すや不や」。答へて言はく、「已に死せり」。又問ふ、「彼に子孫ありや不や」。答へて言はく、「向の施主は卽ち是れ其子なり」。諸賈客等之を聞いて依然として貧人に語げて言はく、「汝が父は是れ我等が師なり」とて、又百千兩金を與へて以て舊情を敦くせり。[六一]王舍大臣及び所賃主は此事を聞見して皆歡喜を懷き、復各百千兩金を送りて以て新好を結び、卽日瓶沙王は復[六二]拜して大臣と爲し、一日の中に蔚然として富貴に、國人號して忽起長者と爲せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等は實に人請を受けつゝ而も先に他食を食せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝、愚癡人、云何が已に人請を受けつゝ而も先に他食を食せる」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[六三]數々食せんに波逸提なり」と』。爾の時[六四]畢陵伽婆蹉等八十比丘は皆重病を得て頓食すること能はず、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、病比丘には數々食するを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、數々食せんに、[六五]因緣を除き波逸提なり。因緣とは、[六六]病時なり是を因緣と名く」と』。爾の時世尊は諸比丘に[六七]迦絺那衣を受けんに五事を犯ぜずと聽したまひしに、諸比丘是念を作さく、「是れ衣時には數食を犯ぜずと爲すも、衣竟るにも亦犯ぜざるや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『衣時には不犯なるも、衣時を過ぎんには犯なり。今よ

【六一】王舍大臣。王舍城の大臣。
【六二】拜して。推擧すること。
【六三】數々食（parampara bhojana）。處々食ともいふ。先に他の請待を受け、續いて處々に食供養を受くるなり。
【六四】畢陵伽婆蹉（Pilindavaccha）。天人所愛第一、神通に長ず。律部八、註（一〇の一三〇）及び本律の註（五の八）參照。
【六五】因緣を除く（aññatra samayā）とは、病時衣時等の如き特別の時を除くとの意。
【六六】病時（gilānasamaya）。
【六七】迦絺那衣（kaṭhina）。律部八、註（八の四三）參照。

言せしに、是に於て諸比丘は皆集まりて坐に就き、唯佛のみ房に住まりたまへり。時に彼貧人手づから自ら斟酌し歡喜して食を下さしに、比丘受くると雖所食甚少かりければ、貧人是念を作さく、「諸比丘は是れ我が貧窮を愍み食足らざるを恐れてなりとやせん、是れ食惡にして進噉すべからずとやせん」と。卽ち以て之を問ふに、諸比丘中慚愧少き者答へて言はく、「汝が食少きを恐れしが故に餘家に於て處々に先に食せしなり」と。貧人恨んで言はく、「云何が先に我請を受けつゝ而も餘家にて食せる。我本力を斟めて供養を盡さんことを期せり、今諸大德噉ふ能はずと雖願はくは意に隨うて持ち去りて餘あらしむること勿れ」。諸比丘聞き已りて便ち復强ひて食せるも、然も猶ほ所供の半を盡さゞりき。衆僧食し訖るに貧人復是念を作さく、「我れ强ひて僧に食を勸むるが故に當に罪を得ざるべきや」と。是を以て佛に白すに佛言はく、「善い哉貧士、汝能く人の福を作すを見て傭力もて慕ひ及ばんとせり、人身を受けたりと雖生天の因緣は皆已に具足し、汝が發心して佛及び僧を供養せんと欲せしより已來、事に隨うて皆無量の功德を得たり、正に衆僧をして一粒を食せざらしむとも汝が功德に於ては具足せざるなし、汝今當に復現世の報を得べし」と。貧人聞き已りて歡喜踊躍し、佛更に爲に種々妙法を說きたまひしに、卽ち坐上に於て遠塵離垢して[58]法眼淨を得たりき。彼れ法を見已りて三自歸を受け五戒を奉持し、坐より起ち頭面に禮足して右遶して退きぬ。爾の時五百の賈客あり、[59]優禪那國より來りしに道路迥に絕えて糧を絕つこと三日、前に馬使を遣して熟食を募求せんとて遍く人に語げて言はく、「我等五百賈客は優禪那國より來り糧を絕すること三日、故に先に我を遣して諸の熟食を求むるなり、若し熟せる者あらば價直を計せじ」と。城中の人言はく、「此間に有ることなし、唯一貧人、僧坊に於て會を設けて大に餘長あり、汝往いて之を求めよ、必らず得んこと疑なけん」。是に於て彼使卽ち便ち馳往して具に情を以て告ぐるに、貧人答へて言はく、「我今食を設くるは財利の爲ならじ、但當に速に來るべし、價直を論ずること莫れ」で[60]使

【五八】法眼淨。律部八、註（五の六三）參照。

【五九】優禪那國。律部八、註（二の二・四の六三）參照。

【六〇】本文に我今設食不爲財利但當速來莫論價直使人問之出非本望歡喜還報…とあり。本望は期待なり。必らず食を得べしとの期待をもつて出で來りしに非ざればとの意。

るを知りて食せんに、[五二]檀越先に發心して作せるを除き波逸提なり」と』「讚歎」とは、過人法を得たりと讚歎するなり。若し式叉摩那・沙彌・沙彌尼・比丘の讚歎因縁にて得たる食を食せんには突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。（三十事竟る）

[五三]佛、王舍城に在しき。時に一大臣あり常に佛及び比丘僧に供養せしに、一貧人あり見て是念を作さく、「今、此大臣は大善利を得ん、乃し能く此の如くに佛及び僧に供へたれば。若し我に物あらんに亦當に是の如くすべけん」と。復是念を作さく、「我に今物なければ正に當に傭賃以て用ひて供養すべし」と。即ち便ち[五四]客作して日に一食を食して一食分を留めぬ。[五五]主人問うて言はく、「汝何を以てか一食分を留むる」。答へて言はく、「我れ且く之を留め、後當に幷せ取るべし」。是の如くにして時を經、所得已に足れるを知りて主人に語げて言はく、「可しく盡く以て[五六]直と作し、我が爲に種種食具を辦ふべし」。主人問うて言はく、「汝今貧窮なるに云何が盡く以て直と作して頓に種々飲食の具を辦へんとはする」。答へて言はく、『我れ王舍大臣常に佛及び僧を請じて種々供養せるを見て、我れ是願を作さく、「亦當に是の如くすべし」と。是を以て客作して此意を遂げんと欲し、今計して直と作すに一供養に足れり、今より頓に食具を辦へんとする所以なり』。主人之を聞いて希有心を生ずらく、「是の如きの貧人すら苦身傭賃し少財物を得て尙ほ用ひて供養せんとす、況んや我れ財富にして發心の頃に飲食已に具するに而も爲すこと能はざらんとは」と。即ち數倍を[五七]顧いて其をして意に任せて衆の甘美を辦へしめぬ。時に於て作人即ち財物を持ちて佛所に來詣し、極世の殊味飲食を供辦せるに、其意の至れるを緣じて鬼神來助し、儵忽の頃に自然に都べて辦はれり。正に節日に遇ひて供養多饒く、衆人競ひ來り家に就りて食せんことを請じければ、諸比丘は共に相語言すらく、「今日、貧人力を竭して會を作せり、人々皆當に之が爲に稍食すべし」と。相誨語して所食極少せりと雖、而も請處多くして遂に飽滿するに至れり。時に彼貧人、食具已に辦はり「時到れり」と唱

【五二】除ニ檀越先發心作一（aññatra pubbe gihisamārambā）。

【五三】波逸提第三十一數々食戒。四分・有部は王舍城、巴利は毗舍離、十誦・僧祇は舍衞城を制戒處とす。

【五四】客作。客のために勞作をなす賤人（dalidda kammakāra）。

【五五】主人。巴利律には Kinapatika なる名を出せり。餘律には名を出さず。

【五六】直（vetana）。賃銀なり。

【五七】本文に雇の字となすも明本によりて顧の字と爲す。雇と顧と同音寫なり。

い哉居士、汝今大に福利を得ん、是の如きの大龍比丘を請じたれば」と。居士便ち呵して言はく、「汝向には小德と言ひつゝ今は大龍と言へり、此の[48]反覆を作して如何ぞ恥なきや、今より已去我家に入ること莫れ、我も亦復び汝に供養せじ」と。是に於て居士手づから自ら食を下き、食し竟りて水を行し、小牀を取りて二比丘前に於て坐するに、爲に妙法を說き已りて坐より起ち去れり。還りて佛所に向ふに佛遙に見て便ち語げて言はく、[49]「善來、舍利弗・目犍連、何處よりして[50]客比丘食を食せる」。答へて言さく、「世尊、向に一居士家に到りしに、一比丘尼ありて或は見て名けて小德と爲し、或は見て名けて大龍と爲せり」。佛問ひたまはく、「說く所は何等なりや」。具に事を以て答ふるに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等は實に[51]比丘尼讚歎食を食せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼讚歎食を食せんに波逸提なり」』と。諸比丘尼ありて屏處に於て讚歎せしに、比丘食後に乃し知りて便ち慚愧を生ずらく、「我將に波逸提を犯ずるなからんとするや」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘尼讚歎して得たる食なるを知らずして食して、波逸提を犯ずとせんには是處あること無けん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼讚歎して得たる食なるを知りて食せんに波逸提なり」』と。爾の時一家あり五百比丘に食を請ぜしに、其家に先に供養する所の比丘尼(ありて)是言を作さく、「諸比丘に食を與へよ、時を失せしむること莫れ」と。諸比丘聞いて便ち慚愧を生じて敢て復食せず、還りて以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘尼先に讚歎せず、食時に臨みて是語を作さく、「好く諸比丘に食を與へよ」と。比丘、此食を食して波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼の讚歎因緣にて得たる食な

【四八】反覆。氣まぐれの話(antarākathā)なり。
【四九】善來(sāgata)。歡迎の辭。
【五〇】客比丘食(āgantuka-bhatta)。
【五一】比丘尼讚歎食。律部九、註(一五の一四九)參照。

丘、僧坊に還り到りて諸比丘に向うて說くに、諸比丘將ゐて佛所に到り、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝、愚癡人、云何が比丘尼を捨てゝ賊をして剝脫せしめたる」と。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と與に先に期して船行を共にし若しは[四一]上水し若しは[四二]下水せんに、[四三]直渡を除き波逸提なり」と』。餘は「共道行」中に說けるが如し。(二十九事竟る)

[四四]佛、王舍城に在しき。爾の時難陀・跋難陀は比丘尼の讚歎せる所の食を食し、諸比丘見て種々に呵責せり。時に舍利弗・目犍連は人間に遊行して王舍城に到りしに、一居士ありて二人の來れるを聞き便ち出でゝ之を迎へ、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、爲に妙法を說いて示敎利喜せり。居士卽ち明日、客比丘食を作さんことを請ぜしに、默然して之を受ければ、居士卽ち其家に還りて、種々飮食を辦へて好坐具を敷きぬ。舍利弗・目犍連は時至りて衣を著し鉢を持し往いて其舍に到り、舍利弗前に在りて入らんと欲せしに、偸羅難陀比丘尼先に此家に在り、其語聲を聞くや卽ち住まりて入らざりき、彼比丘尼は種々飮食を辦へ好坐具を敷けるを見て問うて言はく、「王を請ぜんと欲すとやせん、是れ婚姻なりとやせん」。答へて言はく、「今、王を請ぜるにもあらず、亦婚姻にも非じ、尊者舍利弗・大目犍連に供養せんと欲するならくのみ」。比丘尼言はく、「云何が[四五]大龍を請ぜずして此小德を供養せる」。居士問うて言はく、「誰か是れ大龍なる」。答へて言はく、「[四六]六群比丘なり」。又言はく、「若し族姓出家にして頭陀・四念處……乃至、八聖道分を行ぜる須陀洹……乃至、阿羅漢比丘を請ぜんと欲し、[四七]好聳・好兒・生天・解脫・現世富貴を求めんと欲せんには當に六群比丘を供養すべきなり」と。是の如くに讚歎し已りて默然して住せり。舍利弗・目犍連は然る後乃し入りしに、彼比丘尼前んで問訊して言はく、「善い哉尊者、可しく此坐に就くべし」と。復、居士に語げて言はく、「善

【四一】 上水(uddhaṃgāminiṃ)。
【四二】 下水(adhogāminiṃ)。
【四三】 直渡(tiriyaṃtaraṇa)。
【四四】 波逸提第三十食尼讚歎食戒。巴利・五分は制戒處を王舍城とするも、諸律は舍衞城とせり。
【四五】 大龍(mahānāga)。大德なり。巴利律には Sāriputta, Mahāmoggallāna, Mahākaccāna, Mahākoṭṭhita, Mahākappina, Mahācunda, Anuruddha Revata, Upāli, Ānanda, Rāhula, の十一人を列ぬ。律部九、註(一五の一四〇)參照。
【四六】 六群比丘。巴利律には Devadatta, kokālika, Kaṭamorakatissaka, Khaṇḍadeviyā putta, Samuddadatta の五比丘の名を列ぬ。四分律も同じ。律部九、註(一五の一四四)參照。
【四七】 好聳好兒。宋・元・宮・聖本には好眼好兒とし、明本には好眼相貌とせり今改めず。

く過ぐるを得ん」。之に答ふること前の如くにして比丘便ち去りぬ。比丘尼、後に於て賊の爲に剝脫され、裸形にして大喚して言はく、「賊我を剝ぎぬ、賊我を剝ぎぬ」と。彼比丘遙に聞きつゝ所住處に到りて諸比丘に向うて說き、諸比丘は佛所に將ゐ至り是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に若し險難處・有疑畏處にては比丘尼と與に道行を共にするを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と與に[三四]先に期して道行を共にして此聚落より彼聚落に到らんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、若しは多伴なると疑畏ある處となり、是を因緣と名く」と』。若し比丘、比丘尼と與に先に期して道行を共にせんに、[三五]聚落なき處にては[三六]半由旬ならんに波逸提なり。若し式叉摩那・沙彌尼と與に先に期して道行を共にせんにも亦是の如し。沙彌は突吉羅なり。(二十八事竟る)

[三七]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は摩竭提國に於て諸比丘尼と與に船を共にして遊行し、或は一比丘、一比丘尼と與に船を共にして……乃し衆多に至り、船を上下する時形體を相見て……白衣譏呵すらく……諸長老比丘聞きて……乃至、佛、諸比丘に告げたまはく……皆上の「共道行」中に說けるが如し……『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と與に先に期して船行を共にせんに波逸提なり」と』。一比丘尼あり、[三八]阿夷羅河邊に在りて船を待ちて渡らんと欲せり。後に一比丘ありて來りしに比丘尼語げて言はく、「大德、此間は險難なれば可しく共に俱に渡るべし」。比丘答へて言はく、「佛は我等に比丘尼と共に一船に載ることを聽さずと制したまへり」。船師復「但、俱に船に上りて[三九]各一頭に在れ」と言ひしも比丘聽さゞりき。比丘尼言はく、「若し得ざらんには大德先に渡りたまへ」。比丘卽ち前に在りて渡るに、船未だ岸に到らざるに[四〇]比丘尼は賊剝を被りて赤肉にせり。船師之を見て便ち譏呵して言はく、「汝等同じく共に出家たりながら相護ること能はず、況んや餘人に於てをや、沙門の行なく沙門の法を破れり」。彼比

【三四】先に期して(saṃvidhāya)。先に約束して。
【三五】聚落なき處にて(agāmake araññe)とは、阿練若界に於ての意。
【三六】半由旬(addhayojana)
【三七】波逸提第二十九與比丘尼期同船戒。
【三八】阿夷羅河。律部十、註(二七の一二五)參照。
【三九】各一頭。兩端なり。
【四〇】本文に比丘尼被剝赤肉とあり、身を剝がるゝ意なり。宋・元・明・宮本には被賊剝赤肉とあり。今改む。

佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は摩竭提國に於て諸比丘尼と與に人間に遊行し、或は一比丘、一比丘尼と俱なりて……乃し衆多に至り、或は深水を渡り或は高坂を上りて更相に形を見て染著心を生じ、復、梵行を樂修せずして遂に反俗するに至り或は外道と作りければ、諸白衣見て便ち譏呵して言はく、「此輩の沙門は人の婦及び婬女を將ゐて行くが如くなり」。種々に譏呵せること、上の[三三]「獨屛處坐」中に說けるが如し。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と共に道行せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり衆多の伴と共に道行し、諸比丘尼も亦此路を行けるを見て便ち是念を作さく、「我等將に波逸提を犯するなからんとするや」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し先に共に期せざるに波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と與に先に期して、共に道行せんに波逸提なり」と』。諸比丘あり比丘尼と與に先に道行を共にせんことを期しつゝ後に敢て去かず、或は兩に相避けたるも、先期を以て疑を致せり。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し先に比丘尼と與に道行を共にせんことを期しつゝ、若しは去かず若しは兩に相避けたるに波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼と與に先に道行を共にせんことを期して、此聚落より彼聚落に到らんに波逸提なり」と』。爾の時一比丘尼あり、險路中に於て一比丘を見て呼んで言はく、「大德、速に來れ、共に同道し去かん」。彼比丘便ち往いて語げて言はく、「姉妹、佛は比丘尼と與に道行を共にすることを聽さずと制したまへり」。比丘尼言はく、「此路險難にして而も我は女にして弱ければ、大德を依怙として乃し爾

【三三】前註(二〇)の本文參照。

「大德、衣已に成ぜりや未や」。優陀夷言はく、「先に已に[二七]要ありしに何の故にか來り催れる」。答へて言はく、「我れ來參して問ふも敢て相催らず」とて、卽ち所住に還れり。優陀夷、後に於て種々色綖を以て[二八]中葉上に在いて男女[二九]交會時の像を繡作し、成じ已りて比丘尼を呼びて取ら(しむ)るに、卽ち來りて之を取れり。優陀夷語げて言はく、「未だ舒視すべからず、亦人に示すことを莫れ。波闍波提比丘尼、佛所に往詣せん時、[三〇]都路頭に於てして然して後に舒披せよ」と。彼比丘尼、衣を得て持ち去り、竟に舒視せず亦人に示さず。波闍波提比丘尼、佛所に至りし時、乃し都路頭に於て披たるに、路人之を見て撫掌して大笑せざるなく、共に相語りて言はく、「此の比丘尼は乃し能く是の如くに巧に所欲の像を繡作して自ら衣上に著けり」と。彼の比丘尼甚だ大に羞恥して卽ちに所住に還り、波闍波提比丘尼は此衣を卷疊し、持して佛所に到り舒べて以て佛に白さく、「唯願はくは世尊、此の所作を視たまはんことを」と。佛、瞿曇彌の爲に種々に法を說き已りて所住に還らしめ、此事を以て比丘僧を集めて優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責したまはく、「汝、愚癡人、云何が此の[三一]汚辱人衣を作せる」と。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼の爲に衣を作さんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、親里比丘尼にして衣服敗壞せるあり、衣段を乞ひ得たるも而も作すことを知らざりき。諸比丘是念を作さく、「若し世尊、我に親里比丘尼の與に衣を作すを聽したまはんには當に此苦なかるべし」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に親里比丘尼の爲に衣を作すことを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里比丘尼の與に衣を作さんに波逸提なり」と』。比丘にして非親里比丘尼の爲に衣を取らん時突吉羅、割截時・染時には皆[三二]波逸提、縫はん時鍼鍼に波逸提なり。餘は「衣を與ふる」中に說けるが如し。(二十七事竟る)

【二七】要。誓言。
【二八】中葉。袈裟の中央の條と條との間。葉と條との別は律部十、註(二八の六八)參照。
【二九】交會像。surata manjarikammakata。よく調べられたる樂欲圖。
【三〇】都路頭。都は盛なる、人の集まれる意、路頭は路上、人の集まれる路上にてとの意なるべし。
【三一】汚辱人衣。人を汚し辱かしむる衣。
【三二】波逸提第二十八與比丘尼期行戒。

說くべきなり、「若し比丘、比丘尼に衣を與へんに波逸提なり」と』。時に諸比丘に親里比丘尼あり、衣服臥具悉く皆麁弊し疾病醫藥も亦得ること能はざりければ、諸比丘は是念を作さく、「若し世尊我に、親里比丘尼に衣物を與ふることを聽したまはんには當に此苦なかるべけん」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に親里比丘尼に衣物を與ふることを聽さん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[二三]非親里比丘尼に衣を與へんに波逸提なり」と』。爾の時舍衞城の二部僧、已成衣を得て卽ち共に之を分ちしに、或比丘は比丘尼の所宜著を得、或比丘尼は比丘の所宜著を得、共に貿易せんと欲して敢てせざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に比丘尼と衣を貿ふるを聽す。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里比丘尼に衣を與へんに、[二四]貿易を除き波逸提なり」と』。若し破戒邪見の親里比丘尼に衣を與へんに突吉羅、若し非親里の式叉摩那・沙彌尼に衣を與へんに突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。若し料理功業事の爲に、若しは善說經法の爲に、或は多誦經戒の爲に衣を與へんに皆不犯なり。(二十六事竟る)

[二五]佛、舍衞城に在しき。爾の時一[二六]少知識比丘尼あり、未成衣を得て自ら作すことを知らず、諸比丘尼に語げて言はく、「我れ作衣を知らず、願はくは爲に之を作せ」。諸比丘尼言はく、「姉妹、我れ多事にして作すことを得ざれば、宜しく比丘衆中に往いて問ふべし、憐愍心ある者は必らず汝が爲に作さん」。卽ち比丘衆中に往いて言はく、「我れ少知識にして、此の未成衣を得たるも自ら作すことを知らざれば、願はくは我が爲に成じたまはんことを」。諸比丘答ふるに亦上の如くなりき。復長老優陀夷に詣りて之を白すこと上の如くせしに、優陀夷言はく、「我れ能く作さんのみ、數々來り催ること莫れ、我が意の作すに隨はんには當に汝が爲に作すべし」。答へて言はく、「長老が意に隨へ」。是に於て優陀夷は衣を取りて裁縫せしに、時を經るも得ざりければ彼比丘尼來り問ふらく、

[二三] 非親里比丘尼。律部八、註(八の一二三四)參照。

[二四] 貿易(pārivattaka)。交換すること。

[二五] 波逸提第二十七與非親里尼作衣戒。

[二六] 少知識比丘尼。知識せらるゝこと少き、卽ち名聲なき比丘尼の意に解し得るも、今は作衣法をも知らざる愚比丘尼と解すべきなり。

りて禮拜問訊すべし」と。二比丘尼明朝早く往いて比丘所に至りて禮拜問訊せしに、一禮二禮するも皆共語せず、第三禮に至りて乃し「老壽」とのみ言ひければ、二比丘尼禮し竟りて去りぬ。彼比丘後に復村に入りて乞食せるに、二比丘尼は巷中に於て見えて禮拜問訊せしに乃し共に語言せり。二比丘尼は便ち片衣段及び染色縫を以て比丘に布施せしに、比丘之を受けゝれば白して言さく、「大德は疲極せり、我住處に至りて小息し、然して後に乞食したまへ」と。卽ち便ち往いて息ひ、息ひ已りて乞食せんと欲するに臨みて比丘尼復言はく、「此に菜醬あり、若し食を得已らば可しく此に還りて食すべし」。比丘復共語を受け、食を得て持ち還りぬ。是の如きこと一に非ず、或は比丘乞食して前に還りて比丘尼を待ち、或は比丘尼乞食して前に還りて比丘を待ち、遂に他家に至りて更相に讃歎せり。彼比丘後に一好衣を得、便ち諂曲心を生じて是念を作さく、「我今當に此衣を以て彼比丘尼に與へんに彼必らず受けざらん、我幸に(三二)惠施の厚を得べけん」と。是念を作し已りて先に諸比丘の前に於て彼比丘尼を讃じて言はく、「某甲比丘尼は族姓出家にして信心堅正に少欲知足なり」。諸比丘言はく、「夫れ出家は應に當に是の如くに讃ずべきなり」。已にして衣を持して彼比丘尼に與へしに、比丘尼卽ち便ち之を受けゝれば、本所圖を失して心に惱恨を懷き、還りて諸比丘に語ぐらく、「某比丘尼は信心淺薄にして多欲無厭なり」。諸比丘言はく、「汝向に某は少欲知足なりと說きしに、今何を以ての故に復說くこと此の如くなりや」。具に上を以て答ふるに、諸比丘は種々に呵責すらく、「云何が心に物を捨せずして詐りて以て人に施し、其の受けざるを量りて虛しく人感を望める」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝豈に聞かずや、我れ物を捨して人に與へんに然して後大功德を得んと讃歎せるを。汝今云何が心に物を捨せずして詐りて人に與へたる」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに

【三二】惠施の厚を得るとは、ねんごろに惠施したことになるとの意。

や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、「諸比丘は供養利の爲の故に比丘尼を敎誡す」と、是語を作さんに波逸提なり』と。若し「供養利の爲の故に比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を敎誡す」と言はんには突吉羅なり。若し「比丘、十二頭陀を行じ坐禪・誦經して諸の功德を作すは皆供養利の爲の故なり」と言はんに、語々に突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。（二十四事竟る）

三〇 佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は比丘尼と與に獨屛處に坐し、遂に染著を生じて梵行を樂はず、或は反俗せるあり或は外道と作りぬ。諸居士見て皆譏呵して言はく、「此等沙門は比丘尼と與に獨屛處に坐せること、正に白衣の、婬女に對するに似たり。人の信施を食みつゝ而も此事を爲さんこと、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、比丘尼と與に獨屛處に坐せんに三一波逸提なり』」と。式叉摩那・沙彌尼と與に獨屛處に坐せんにも亦是の如し。沙彌は突吉羅なり。若し衆多比丘、比丘尼と共に坐し、若しは諸難起りて與に須らく獨屛處に坐すべからんには皆不犯なり。（二十五事竟る）

佛、舍衞城に在しき。爾の時一阿練若比丘あり、阿練若處に住して初めより一切道俗に親近せざりき。彼比丘晨朝に衣を著し鉢を持し村に入りて乞食せしに、道に二比丘尼に逢へり。一比丘尼は一比丘尼に語げて言はく、「我今此の比丘と相識らんと欲す、汝能く同ずるや不や」。答へて言はく、「甚だ善し」。比丘既にして至るに便ち爲に禮を作せるも、比丘默然して與に共語せざりき。二比丘尼復共に議して言はく、「今、此比丘は道中にて我と與に相識るを欲せざれば、當に共に其住處に至

【三〇】 波逸提第二十五與尼獨屛處坐戒。巴利律には優陀夷と優陀夷の妻なりし比丘尼とを戒緣人とせり。僧祇律には優陀夷と妻たりし善生比丘尼とせり。四分律は偸蘭難陀比丘尼、十誦・有部に掘多比丘尼とせり。

【三一】 波逸提第二十六與非親里尼衣戒。

是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し敎誡因緣の爲ならざるには入るを聽さず、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧差せざるに敎誡因緣を以て比丘尼住處に入らんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、僧差せりと雖猶ほ慚愧して敢て入らず、諸比丘尼は敎誡なき故に空しく所得なかりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『僧所差の比丘は入るを聽す、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧差せざるに敎誡の爲の故に比丘尼住處に入らんに波逸提なり」と』。爾の時[一六]跋陀比丘尼病みければ信を遣して舍利弗に白さく、「願はくは大德、來りて我が爲に最後の說法を作したまはんことを」。舍利弗言はく、「佛は僧差せざるに敎誡の爲の故に比丘尼住處に入るを聽したまはず」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『僧差せざるも病比丘尼の爲には法を說くを聽す、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[一七]「若し比丘、僧差せざるに敎誡の爲の故に比丘尼住處に入らんに、因緣を除き波逸提なり。因緣とは、比丘尼の病なり、是を因緣と名く」と』。若し僧差せざるに敎誡の爲の故に比丘尼住處に入らんに、入ることの多少に隨うて步々に波逸提、若し一脚を門に入れんに突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。（二十三事竟る）

[一八]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸の上座比丘は次第に比丘尼を敎誡せしに、諸比丘尼は或は別請供養し、或は鉢囊を以て、或は腰繩を以て、或は燈油衣食湯藥を以てして用ひて布施せり。時に六群比丘見已りて諸比丘に語ぐらく、「可しく我等を差して敎誡人と爲すべし」と。諸比丘言はく、「佛所說の如くに十法を成就すべきなり、汝等は有ることなきに云何ぞ差せんことを求むるや」。六群比丘便ち是語を作さく、「諸比丘は[一九]供養利の爲の故に比丘尼を敎誡するなり」と。諸比丘種々に呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不

【一六】跋陀比丘尼。跋陀迦毗羅比丘尼ならんか。律部十一、註（三七の五九）參照。僧祇・巴利共に大愛道瞿曇彌（Mahāpajāpati Gotamī）となす。僧祇律は阿難に說法を乞へりとし、巴利律は長老比丘とあるのみ。

【一七】彌沙塞五分戒本には因緣者比丘尼病是名因緣の十一字を插入せず。

【一八】波逸提第二十四識敎尼人戒。五分・巴利・僧祇第二十四條、四分・十誦・有部等は第二十三條なり。十誦律のみ王舍城を制戒處とす。

【一九】供養利の爲に（āmisa-hetu）。法の爲に比丘尼敎誡に行くにあらずして、飲食の供養を得んとて敎誡するなりとの意。

は是事を以て比丘僧を集めて般陀に問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧差して比丘尼を敎誡せんに[一〇]日沒に至らば波逸提なり」と』。「僧差す」とは、白二羯磨して差するなり。若し比丘、僧已に差せんに應に比丘尼に語ぐべし、「姉妹、若し難時にあらざらんに當に敎誡すべく、難時には敎誡するを得じ」と。若し[一一]比丘尼住處に就りて敎誡せんに應に語ぐべし、「汝等は座を敷け、我當に往くべし」。若し往くを得ざらんに、應に所住處に在りて掃灑すべきこと前の如くするなり。[一二]應に大比丘を將ゐて伴と爲すべく、無きを量りて然して後に獨往き、爲に八敬法を說き已りて若し日早からんには能く更に餘法を說くも亦善し。應に日の早晚を籌量して要らず日に及んで所住に至るを得せしむべし。若し法を說き竟らんに應に前に去らんには便ち去るべく、若し恐怖處あらんに比丘は應に比丘尼を送りて所在に至ら(しむ)べきなり。若し比丘、比丘尼を敎誡して日沒に至らんに、語々に波逸提なり。沙彌は突吉羅なり。

(二十二事竟る)

[一三]佛、[一四]舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は次第に比丘尼を敎誡せしに、比丘尼は皆諸禪解脫三昧正受を得たりき。時に六群比丘は僧差せざるに亦往いて敎誡して但麁惡不善の語を說き、諸の長老比丘尼は默然して聽かざりしに[一五]六群比丘尼は讃じて言はく、「善い哉、是に過ぐる者なし」と。是に於て波闍波提比丘尼は五百比丘尼と俱に往いて佛所に到り、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼住處に入らんに波逸提なり」と』。時に諸比丘は因緣事・塔事・僧事・私事ありて應に比丘尼住處に入るべかりしに、慚愧して敢てせず、云何せんかを知らざりき。

【一〇】日沒(atthangate suriye)。

【一一】比丘尼住所(bhikkhunūpassaya)。

【一二】本文に應將大比丘爲伴量無然後獨往……とあり、宋・元・明・宮・聖本には量を良の字となす。良と量と同音寫なり、若し良の字とせば「まことに無きには」と讀むべきなり。

【一三】波逸提第二十三不白往尼精舍戒、僧祇律・巴利律・優波離問佛經・解脫戒經及び本律に存じて餘律になし。

【一四】こゝに舍衞城とせるは僧祇律と同じきも、巴利律は Sakkesu Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme(釋翅瘦迦維羅衞尼拘律園)とせり。

【一五】六群比丘尼。律部九、註(一五の八五)參照。

と。此偈を說き已りて閉目して正坐せり。時に諸比丘尼は竊に相語りて言はく、「此比丘は唯此一偈を知れるのみ、云何ぞ當に能く我等を敎誡すべき」。般陀聞き已りて是念を作さく、「此の諸比丘尼は我を輕賤せり」と。是に於て虛空に踊在して現に一身を分ちて無量身と作し、還合して一と爲し、石壁も皆過ぎり、水を履むこと地の如く、地に入ること水の如く、或は半身を現じ或は全身を現じ、或は身上に烟を出して身下に火然え、或は身上に火然え身下に烟を出し、或は身上に水を出し身下に火を出し、或は身上に火を出し身下に水を出し、或は空中に坐臥すること鳥の飛翔するが如く、或は手にて日月を摸り、或は身平立して梵自在に至り、神變を現じ已り本處に還り坐して偈を說くこと前の如くせり。諸比丘尼は此神變を見て心大に歡喜して白言すらく、「大德、願はくは更に神足を以て敎化したまはんことを」と。是に於て般陀は東に踊りて西に沒し、西に踊りて東に沒し、餘方も亦爾り、是の如くに種々神變を作して然して後に坐に還りて復上偈を說き、乃し日沒に至り然して後に捨て去りぬ。時に諸比丘尼は暮に(九)城門に至るに、城門已に閉ぢたれば門を扣いて入るを索めぬ。守門者問ふらく、「汝は是れ誰なりや」。答へて言はく、「是れ比丘尼なり」。守門者問ふらく、「夜に何處よりか來れる」。答へて言はく、「尊者般陀は我等を敎誡せり、是を以て還ること晚きなり」。守門者言はく、「可しく本來れる處に還るべし、正に王をして來らしむとも亦敢て開かじ」。諸比丘尼既に入るを得ざりければ、或は門下に在り、或は壍邊に在り、或は樹下に依り、夜は蚊䖟風寒の爲に惱まされ、明日門開かるゝや最も前に在りて入りぬ。時に諸居士は自ら相問うて言はく、「此の諸比丘尼は開晨に先んじて入れり、何處よりか來れる」。或は人ありて言はく、「正に當に是れ男子を求めて還りしのみ」。諸の佛法を信樂せざる者は種々に呵責して言はく、「我等白衣は梵行を修せず、汝比丘尼も亦復是の如し、空しく此頭を剃りて壞色衣を著せるのみ」。諸長老比丘聞いて般陀を呵責すらく、「云何が比丘尼を敎誡して乃し日沒に至れる」と。是を以て佛に白すに、佛

【九】城門（nagaradvāra）。舍衛城の外門なり。比丘尼は危難多きが故に城內に住せり。

巻の第七

[一]初分第六　九十一單提法の二

[二]佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は次第に比丘尼を教誡して比丘尼に語げて言はく、「明日、般[三]陀比丘は[四]次に汝を教誡せん、汝當に彼に就て法教を聽受すべし」。是語を作し已りて所住に還り到り般陀に語ぐらく、「汝、明日應に比丘尼を教誡すべし」。長老般陀は明日食時に衣を著し鉢を持し城に入りて乞食し、食後還歸して内外を掃除し、淸淨水を取り手脚巾を辦へ、露地に座を敷き自ら繩牀を取りて邊に於て坐禪せり。時に諸比丘尼は般陀の所に到り頭面に禮足して座に就て坐せり。是に於て般陀は諸比丘尼に問ふらく、「曾て八敬法を聞きしや不や」。答へて言はく、「曾て聞けり」。復語ぐらく、「姉妹更に聽け、一には比丘尼衆は半月(半月)應に比丘衆に從うて教誡人を乞ふべし、二には比丘尼衆安居せん時は要らず當に比丘僧衆に依るべし、三には比丘尼自恣の時應に白二羯磨して三比丘尼を遣して比丘衆に從うて見・聞・疑罪を請ふべし、四には式叉摩那は二歲、[五]六法を學し已るに應に[六]二部衆に於て求めて具足戒を受くべし、五には比丘尼は比丘を罵るを得ず、白衣家に於て比丘の若しは犯戒若しは犯威儀若しは邪見若しは邪命を道說するを得ず、六には比丘尼は比丘の罪を擧ぐるを得ず、而も比丘は比丘尼を呵責するを得、七には比丘尼は麁罪を犯ぜんに應に二部僧中に在りて半月、摩那埵を行ぜんことを求め、摩那埵を行じ已りて次で阿浮呵那せんに應に二十比丘・二十比丘尼衆中に在りて出罪すべし、八には比丘尼先に具戒を受けてより百歲なりと雖故[八]ほ應に[七]新受大戒比丘を禮すべきなり」と。此の八敬法を說き已るに卽ち偈を說いて言はく、

「[九]好心を得んと欲せば放逸すること莫れ　聖人の善法當に勤學すべし　若し智慧一心の人あらんに　乃し能く復憂愁の患なけん」

【一】本文に第一分之五第二十二事とあり、宋・元・宮本には初分單提法の二とあるも、今明本によりて改む。

【二】波逸提第二十二說法至暮戒、

【三】般陀比丘(Cūḷapanthaka)。周利般特なり。諸律皆難陀を緣とするも、五分律と巴利律とは般陀となす。

【四】次。夏數の次第順位なり。

【五】六法。律部八、註(二の二五)式叉摩尼の下參照。

【六】二部衆(ubhatosaṃgha)比丘・比丘尼僧伽なり。

【七】新受大戒比丘(tadahupasampanna bhikkhu)。今、具足戒を受けたる新比丘。

【八】これ拘那含牟尼佛の偈にして五分・巴利のみ引用せり。律部九、註(一五の六四)參照。善見律(十六)には周羅般陀となしつゝも四分律の入寂者歡喜・見法得安樂の偈文を引けるに注意すべし。

をして悪人に親近せしむるとなり。今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧差せざるに比丘尼を教誡せんに波逸提なり」と』。「差せず」とは、白二羯磨差[一二]せざるなり。「教誡」とは、八敬法[一三]を說くなり。差せざるに比丘尼を教誡せんには、語々に波逸提なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼を教誡せんに突吉羅、沙彌は突吉羅なり。(二十一事竟る)

五分律卷第六

【一二】白二羯磨差、白二羯磨作法して教誡比丘尼人を選出するなり。巴利律にては白四羯磨作法なり。
【一三】八敬法（aṭṭha garudhammā）。律部十、註(三〇の四七）以下の本文及び本律第七卷の初參照。

復五百比丘尼と與に往いて佛所に到るに、佛は瞿曇彌に問ひたまはく、「諸比丘は比丘尼を教誡し、爲に法を說けりや不や」。答へて言さく、『諸比丘ありて比丘尼を教誡し爲に法を說いて多く所得ありしも、復六群比丘ありて來り比丘尼をして集めしめ、「當に教誡すべし」と云ひつゝ反りて婬欲麁惡語を說き、六群比丘尼讚じて以て「善く復過ぐる者なし」と爲せり』と。佛は諸比丘尼の爲に法を說き已りて所住に還らしめ、是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し僧、[102]比丘尼を教誡せんことを[103]差せざるに而も教誡せんには[104]波逸提なり」と。時に六群比丘は便ち[105]界場を出でて自ら共相に教誡比丘尼(人)を差して便ち比丘尼住處に往いて語げて言はく、「僧今我を差し來りて汝を教誡す」と。諸比丘尼は上の如く一處に集まるに、六群比丘は復爲に麁惡語を說きぬ。……乃至、波闍波提比丘尼は往いて佛所に到り、……所住に還らしめたまへること亦上に說けるが如し。佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に界場を出でて自ら共相に教誡比丘尼(人)を差せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、[106]『比丘にして十法を成就せんに、僧應に教誡比丘尼(人)に差すべきなり。何等をか十と爲す、一には戒成就・威儀成就して恒に[107]小罪をも畏れ、二には多聞にして諦かに能く了達して佛所說の[108]初中後善・善義・善味を知りて淸白梵行の相を具足し、三には善く能く[109]二部戒律を誦解し、四には善く言說を能くして暢理分明に、五には[110]族姓出家にして諸根殊特に、六には佛法中に於て未だ曾て穢濁せず、七には擧止安庠にして身に傾邪なく被服法衣は淨潔齊整に、八には比丘尼衆の敬重する所と爲り、九には能く隨順說法して示教利喜し、十には滿二十歲若しは[111]過二十なり。五法ありて應に差すべからず、若し已に差せんには應に捨すべきなり。一には所誦の經戒にして悉く忘失し、二には諸根不具、三には多欲、四には現に惡相を爲し、五には比丘尼

【一〇二】比丘尼教誡(bhikkhunovāda)。

【一〇三】差(sammannati)。衆僧の羯磨作法を經て選出し差遣するなり。

【一〇四】宋・元・明・宮本には突吉羅となすも、今改めず。

【一〇五】界場。戒場(upasampadāsīma maṇḍala)なり、後に壇を築きて戒壇と稱するに至る。僧伽の行事多く此處に行はる。今、六群比丘は僧伽より教誡比丘尼人に選出せられざるを以て、別に黨をなして勝手に選出する故に戒場を出づるの要ありしなり。

【一〇六】教誡比丘尼十法成就。十誦律は五法、有部律は七法、巴利律は八法、五分・四分は十法、僧祇律は十二法とす。

【一〇七】小罪(aṇumatta vajja)。

【一〇八】初中後善・善義・善味(ādikalyāṇa majjhe kalyāṇa pariyosānakalyāṇa sāttha sabyañjana)。佛所說の法の初善・中善・後善・善義・善味を了得するなり。

【一〇九】二部戒律(ubhayāni pātimokkhāni)。比丘・比丘尼の二部戒律なり。

【一一〇】族姓出家。良家よりの出家。

【一一一】過二十(atirekavīsativassa)。滿二十歲以上なり。

蟲々に波逸提なり。若し有蟲に蟲想し有蟲に疑はんにも皆波逸提、若し無蟲に蟲想し無蟲に疑はんには皆突吉羅なり。蟲水を用ひんに内外用あり、内用とは飲食の屬、外用とは遲に澆ぎ洗浴し浣濯するの屬なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅、若し諦視して見えず、嚢漉して得ざらんに不犯なり。(二十事竟る)

〔一〇一〕佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は比丘尼を教誡せず說法を爲さず此に由りての故に空しく所得なく、而も反つて訶罵すらく、「汝輩に由りての故に佛正法をして五百歲を減ぜしめ、一切人をして沙門を敬せず比丘を輕賤して供養を加へざらしめたり」と。時に波闍波提比丘尼は五百比丘尼と與に佛所に來詣し、頭面に禮足して却いて一面に住せり。佛、瞿曇彌に問ひたまはく、「頗し(曾て)上座比丘ありて比丘尼を教誡し、爲に法を說いて所得(あること)ありしや不や」。答へて言さく、『無きなり、世尊。諸比丘は教誡せず法を說かざるに由りての故に諸比丘尼は空しく所得なく、而も反つて訶罵すらく、「汝輩に由りての故に佛正法をして五百歲を減ぜしめ、衆人復沙門を恭敬供養せざるなり」と』。是に於て世尊は比丘尼の爲に種々に法を說き、示教利喜したまひ已りて所住に還らしめたまひぬ。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等上座は實に比丘尼を教誡せず說法を爲さずして、而も反りて呵罵せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「應に是の如くに呵罵すべからず、犯さんには突吉羅なり、今より諸比丘は應に比丘尼を教誡すべく、應に爲に法を說くべし」。是に於て諸比丘便ち比丘尼を教誡し爲に法を說くに、卽ち所得ありき。後に六群比丘も亦比丘尼住所に往いて語げて言はく、「諸姊妹集まれ、我當に教誡し說法すべし」と。諸比丘尼卽ち一處に集まり、六群比丘便ち爲に婬欲麁惡語を說きしに、諸比丘尼中、諸禪解脫三昧正受を得たる者ありて皆聽受せざりき。時に六群比丘尼は咸讃歎して言はく、「此の諸比丘は善く能く教誡して復過ぐる者なし」。是に於て波闍波提比丘尼は

【一〇一】波逸提第二十一不差教尼戒。

に壽一劫を住めんと欲し、爲に子孫の計を爲さんと欲す。一兩重の覆にて以て終身に足るに、何爲(なんすれ)ぞ過厚して此の崩倒を致せる」と。復言はく、「此輩の用ふる所は父母を損せざれば、自ら可極意(かごくい)もて此惡業を作せるなり、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて闡陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、大房舍を作らんに、[九六]平地より累ね[九七]窻戶處を留めて極めて堅牢ならしめて再三重覆せよ、若し過ぎんに波逸提なり」と』。若し第四重に至らんに、若しは草若しは瓦若しは板にて覆へる一々の草・瓦・板(每に)皆波逸提なり。方便し及び燒き・斫る時皆突吉羅、覆ひ竟るに波逸提なり。沙彌は突吉羅なり。(十九事竟る)

[九八]佛、拘舍彌國に在しき。爾の時闡陀は大房舍を作るに有蟲水を用ひて泥草に澆ぎ、亦人をして澆がしめ、優陀夷は有蟲水を用ひて飮食し[九九]洗浴せり。諸居士は闡陀が有蟲水を用ひて泥草に澆ぐを見、優陀夷より飮を索めしに蟲水を以て之に與へければ居士語げて言はく、「此水に蟲あり」と。答へて言はく、「但、水を飮みて蟲を飮むこと勿れ」。諸居士言はく、「大德よ、旣に水を飮みつゝ如何ぞ蟲を飮まざらんや」。便ち復答へざりければ諸居士譏呵して言はく、「此等の沙門は常に衆生を慈愍し護念すと說きつゝ、而も今蟲水を以て泥に澆ぎ、飮食洗浴して憐愍心なし、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて闡陀・優陀夷に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、水に蟲あるを知りつゝ、若しは取りて泥に澆ぎ、若しは飮食諸用せんに波逸提なり」と』。[一〇〇]有蟲水とは囊漉の所得、肉眼の所見にして、若しは泥に澆ぎ若しは飮食せんに、

【九六】平地より累ぬとは、草少き地に(appaharite)建つる意なり。
【九七】窻戶處を留めて極めて堅牢ならしめてとは、巴利戒文に yāva dvārakosā aggalaṭṭhapanāya ālokasandhiparikammāya(一には戶口を調へて堅牢ならしめんがため、二には光線の攝取、白黑赤の上塗り、花形・蔓草・摩竭羅魚の牙を彫刻せる裝飾、又は戶柵を施さんが爲に、四方に近接せる戶窓上の横木又は柱を殘して)とあるに相應す。
【九八】波逸提第二十飮用蟲水戒。諸律皆飮蟲水戒と用蟲水戒の二戒に分てるも本律は一戒に合糅せり。卽ち戒緣に闡陀と優陀夷の二人を出せるによりて知るべきなり。されば四分・巴利の第六十二條、十誦・有部の第四十一條、僧祇第五十一條は本律に存せず。制戒處に就ては律部九、註(一五の三三)參照。
【九九】洗浴。本文に澆浴とあるも、宋・元・明・宮・聖本によりて洗浴とせり。
【一〇〇】有蟲水 (sappāṇaka udaka)。

羅なり。(十七事竟る)

[八七]佛、舍衛城に在しき。時に一住處に[八八]重閣屋あり、一比丘ありて其上に止住して[八九]尖脚牀を敷き、常に其念を繫けて坐臥し、上下の初には卒暴せざりき。時に客比丘ありて來り、上座なるを以ての故に轉じて以て之に與へぬ。此比丘の身體重く大にして、其心を一にせずして身を牀上に頓しければ、牀脚下に脫して下比丘の頭を打ち、頭破れて大喚せり。閣上の比丘卽ち下りて辭謝せしに、閣下の比丘呵責して言はく、「先住比丘は我れ初より坐起の聲を聞かざりしに、汝云何が適來りて便ち是事ありしや。汝豈に聞かざらんや、世尊は繫念を讃歎したまへるを」。諸長老比丘聞いて卽ち來りて之に問ふに、答ふるに上事を以てしければ、諸比丘は種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧重閣上にて尖脚の繩牀・木牀に力を用ひて坐臥せんに波逸提なり」と』。閣屋に住せんには應に尖脚牀を以て上に著くべからず、尖脚に非ざるには上に著くべし。若し非尖脚なきには、應に大物を以て支ふべし。若し支なきには應に横を縛るべく、若し横なきには應に地に覆著すべし。若し爾らずして坐臥し、乃至、一脚の尖牀に坐臥せんにも皆波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅。若し板にて閣及び[九〇]木簀を覆ひて、必らず下脫せざるを知らんには不犯なり。(十八事竟る)

[九一]佛、拘舍彌國に在しき。爾の時闡陀比丘常に諸家に出入し、……乃至、其慇懃にして相違逆し難きを見て、……皆上の[九二]「有主にして身の爲に房を作る」中に說けるが如し。闡陀是に於て屋地を求めて一好處を得、便ち高基を起し[九三]墼を以て[九四]薄累して四壁を作し、極重に之を覆ひ、覆重くして壁坦りて一時に崩倒し、塡押して[九五]婆羅門の麥を傷殺しければ、彼便ち瞋呵して言はく、「此沙門輩は爲

【八七】波逸提第十八閣上尖脚牀坐戒。諸律皆第十八條なり。僧祇律のみ制戒處を曠野精舍とす。
【八八】重閣屋。律部九、註(一五の二八)參照。
【八九】尖脚牀(āhaccapādaka-mañca)。
【九〇】木簀。ゆかいた。慧琳音義(五八)に說文を引いて牀棧也、牀板也とせり。
【九一】波逸提第十九覆屋過限戒。巴利律第十九條、餘律第二十條なり。
【九二】僧殘法第七有主房戒なり。
【九三】墼。未だ燒かざる塼坏。
【九四】薄累。おほひ累ぬるなり。宋・元・明・宮本には薄疊とせるも今改めず。
【九五】婆羅門の麥(brāhmaṇassa yavakhetta＝婆羅門の穀田)。是語は五分律と巴利律に存するのみ、餘律に存せず。

比丘先に臥具を敷き已るに、後に來りて復敷かんに波逸提なり」と』。諸比丘あり先に臥具を敷き竟りて蹔く出でたるに、六群比丘後に於て白衣をして復臥具を敷かしめぬ。諸比丘見て問うて言はく、「汝聞かずや、佛は他の、臥具を敷き竟らんに、復敷くを得ずと制したまへるを」。答へて曰はく、「我れ白衣を使ひたれば此制に違せざるなり」。諸比丘言はく、「自ら敷くと人を使ふと何等の異かあらん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、諸比丘先に臥具を敷き竟れるに、後に來りて若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめんに波逸提なり」と』。諸比丘あり先に臥具を敷き竟りて蹔く出でしに、後に來れる比丘知らずして復臥具を敷きぬ。先に臥具を敷ける比丘還りしに、後に臥具を敷ける比丘は便ち疑を生ずらく、「我將に波逸提を犯ぜざらんとするや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘先に臥具を敷けるを知らずして、後に來りて復敷いて波逸提を犯ずとせんとは是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他の、先に臥具を敷けるを知りつゝ、後に來りて若しは自ら敷き若しは人をして敷かしめんに波逸提なり」と』。爾の時大會にて多比丘集まりしに、房舍は大なりと雖而も間數少くして、後來の比丘は住處あることなかりければ、先に臥具を敷ける比丘は呼び入れて共住せんとせしに、彼れ[八五]墮を犯ぜんことを恐れて敢て入らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し相觸惱せざるに墮を犯ずとせんには是處あることなけん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」[八六]『若し比丘、他の、先に臥具を敷けるを知りつゝ、後に來りて强ひて自ら敷き若しは人をして敷かしめて「若し樂まざらんには自ら當に出で去るべし」と、「是念を作さんには波逸提なり」と』。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉

【八五】墮。波逸提（pācittiya）の譯語にして、眞心を覆障し墮獄の報を招く故に墮法といふ。

【八六】本文に若比丘知他先敷臥具後來强自敷若使人敷作是念若不樂者自當出去波逸提とあり。四分戒には波逸提の前に作如是因緣非餘非威儀とあり、十誦律には除彼因緣の四字あり、僧祇律にも作如是因緣不異とあり。五分と有部とには是語なし。律部九、註（一五の一六）參照。

り。若し其所に不喜人を將ゐ來りて房を共にして住せんに、自ら出さしめんと欲せんには、若しは出で若しは出でざるにも皆突吉羅なり。比丘にして比丘尼を牽出せんに突吉羅、比丘尼にして比丘・比丘尼を牽出せんに波逸提、比丘・比丘尼にして式叉摩那・沙彌・沙彌尼を牽出せんに突吉羅、式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆を牽出せんに突吉羅なり。若し無慚愧人を牽き、若しは弟子を降伏せんと欲して牽出せんには皆不犯なり。（十六事竟る）

〔八三〕佛、拘薩羅國に在して大比丘僧千二百五十人と倶なりき。爾の時諸比丘は臥具を分ちしに、或は房中を得、或は樹下を得たりき。六群比丘は時至りて衣を著し鉢を持し村に入りて乞食し、食後、四衢道中に於て諸居士・外道・沙門・婆羅門と共に、王事・鬪戰事・利害事の是の如き等の〔八四〕種々俗事を論說せり。彼諸人等皆譏呵して言はく、「我等俗人は家事因緣の故に此中に在りて論說する所あるに、沙門釋子も亦復此に在りて俗事を論說せり、我と何ぞ異らん」。暮に投じて來りて所住處に還るに、守園人・諸沙彌輩と復更に語說し、乃し夜闇に至りて方に房舍を覓めんとて一屋中に至りて先住比丘に問ふらく、「汝等は幾歲なりや」。答へて言はく、「我は若干歲なり」。六群比丘言はく、「汝小なり出で去れ、上座應に住すべきなり」。諸比丘言はく、「長老、何の意にてか闇に來れる」。答へて言はく、「我れ佛の後に隨うて來れり」。諸比丘言はく、「我も亦佛の後に隨うて來れり、我若し更に餘房を索めんに復應に諸比丘を惱ますべし、如今長老、我を惱觸せよ」。六群比丘便ち臥具を敷いて其中に在りて住し、初夜後夜に高聲に經唄し更相に問難し、中夜に鼾睡して諸比丘の坐禪行道を妨げぬ。諸長老比丘聞いて種々に六群比丘を呵責すらく、「汝、此の、諸比丘を惱ますことを作せること、佛法を惜むに非じ」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、諸

【八三】波逸提第十七强敷坐戒。四分・巴利第十六條、餘律は第十七條なり。僧祇律のみ制戒處を拘睒彌とす。諸律に明す戒緣は皆簡明なるも本律は冗長なり。

【八四】種々俗事。律部九、註（二〇の六三）世俗の談話の下參照。

比丘を呵責すらく、「汝、云何が强ひて人を牽出せる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧房中に於て强ひて比丘を牽出せんに波逸提なり」と』。六群比丘旣にして自ら牽くを得ざれば、便ち守園人・沙彌をして牽出せしめぬ。諸比丘見て問うて言はく、「佛は比丘を牽いて僧房より出すを制したまはざりしや」。答へて言はく、「我れ自ら牽かざりき」。諸比丘言はく、「自ら牽くと人をして（牽か）しむると何等の異ありや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧房中に於て比丘を牽出せんに、若しは自ら牽き若しは人をして牽かしめんに波逸提なり」と』。病比丘ありて房に在り、庭中に出でんと欲するも起居すること能はざりければ諸比丘に語ぐらく、「善い哉、長老、我を牽いて房より出せ」。諸比丘言はく、「佛は我に比丘を牽いて房より出すを聽したまはず」と。復比丘あり、浴室中に浴し熱悶して地に倒れしも、諸比丘は敢て牽出せざりければ氣絕して死にき。幷せて以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「若し病人にして房より牽出すべきを牽出して波逸提を犯すとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘[八一]瞋り喜ばずして僧房中に於て自ら比丘を牽き出し、若しは人をして牽かしめて、[八二]「出で去れ滅し去れ、此中に住する莫れ」と、是語を作さんに波逸提なり」と』。

若し後屋より牽いて前屋に至り、若しは前屋より牽いて戸外に出し、若しは戸外より牽いて庭中に至り、若しは庭中より牽いて庭外に出ださんに皆波逸提なり。若し其衣鉢を牽出せんに突吉羅な

【八一】瞋不喜(kupita anattamana)
【八二】是語は僧祇・十誦戒文に存するのみ、餘律になし。

に房を開き、臥具處を示せ」と。舊比丘即ち十七群比丘の安居せし所の房を開いて之に與へしに、入り已り手にて揬るに臥具爛壞して土を成じければ、舊比丘に問ふらく、「先に此に住せるは誰なりしや」。答ふ、「十七群比丘なり」。是に於て六群比丘は種々に十七群比丘を呵責し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて十七群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[七九]僧房內に於て自ら僧臥具を敷き、若しは人をして敷かしめ、若しは他の敷きたるに若しは坐し若しは臥しつゝ、去る時、自ら擧げず、人をして擧げしめず、擧げんことを囑せざらんに波逸提なり」と』。餘は皆「露地に臥具を敷く」中に說けるが如し。（十五事竟る）

[八〇]佛、舍衛城に在しき。爾の時十七群比丘は新に房舍を作りしに、六群比丘後より來りて舊住比丘に語げて言はく、「我が爲に次第に房を開け」と。舊比丘問ふらく、「汝、何者を樂ふや」。答へて言はく、「我れ十七群比丘が作る所の新屋を樂ふ」。便ち差して之に與へしに、六群比丘即ち其所に到りて語げて言はく、「汝、出で去れ、我等當に中に於て住すべし」と。十七群比丘言はく、「此房は幸に大なり、自ら可しく共住すべし」。時に六群比丘是念を作さく、「此の諸比丘は慚愧ありて戒法を學し、初夜後夜に睡らず臥せざれば必らず我罪を見ん、宜しく共住すべからず」とて、便ち語げて言はく、「我等は共住するを樂はず、汝可しく更に餘房を索むべし」。十七群比丘言はく、「若し共住を樂はざらんには上座は可しく前房に在るべく、我等は後屋に住せん」。六群比丘言はく、「此も亦得じ」。復、簷下庭中に在りて露住せんことを求めしも皆悉く聽さゞりき。彼れ既に聽さず、此れ去ることを肯んぜざりければ、便ち强ひて牽出せしに十七群比丘即ち大喚せり。諸比丘出でて問ふらく、「汝、何の故にか大喚せる」。答へて言はく、「六群比丘强ひて我を牽出したればなり」。諸比丘は六群

【七九】僧房內（saṅghike vihāre）。

【八〇】波逸提第十六牽出房戒。四分・巴利第十七條、餘は第十六條なり。

り。是を以て佛に白すに、佛言はく、「與ふるを聽す」。既にして與へしに、早く擧ぐるを得んと欲して敎令して速かに去らしめしに白衣は復瞋りぬ。是を以て佛に白すに、佛言はく、「敎令して速かに去らしむべからず、應に去る時を伺候して擧ぐべく、若し擧げざらんに波逸提なり」。復白衣ありて僧を請ぜんとて僧臥具を借りて家に於て之を敷き、諸比丘坐しつゝ去るに擧げざりき。佛言はく、「應に擧ぐべし、若し擧げざらんに波逸提なり。若し諸比丘、比丘尼僧坊に到り露地に比丘尼僧臥具を敷きつゝ、僧臥具に非ずと謂ひて擧げざらんには亦波逸提なり」と。復諸比丘あり自ら牀席を擔ひしに、諸居士譏呵して言はく、「此の諸沙門は諸伎兒の如く作幻人の如し」と。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「自ら擔ふを聽さず、犯さんには突吉羅なり」と。又大會時に露地に僧臥具を敷きしに、諸比丘は一坐一起して輒ち皆之を擧げ、是に由りて速かに壞れぬ。是を以て佛に白すに佛言はく、「若し雨らざらんには事都べて畢り然して後に之を擧ぐるを聽す」。と佛既にして囑するを聽したまふに、後に來りて臥具に坐臥せる比丘にして便ち和尙・阿闍梨・同和尙阿闍梨等の諸大德及び病比丘に囑せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「和尙・阿闍梨・同和尙阿闍梨等の諸大德及び病比丘に囑するを聽さず。犯さんには突吉羅なり」と。諸比丘、一比丘に囑せしに、一比丘は獨して擧げて疲頓せり。是を以て佛に白すに、佛言はく、「臥具の多少に隨ひ、若し少きには少比丘に囑し、若し多きには多比丘に囑せよ」。諸比丘は云何が受囑と名け不受囑と（名くるか）を知らざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「彼をして[七六]知受せしめんに、是を受囑と名く」と。若し自ら擧げず、人をして擧げしめず、擧ぐることを囑せずして、一脚、界外に出でんに突吉羅、兩脚出でんに波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり（十四事竟る）

[七七]佛、毘舍離に在しき。一住處あり下濕なりき。時に[七八]十七群比丘は一房中に在りて安居し、去る時僧臥具を擧げざりければ悉く皆爛壞せり。後に六群比丘來り舊住比丘に語げて言はく、「我が爲

【七六】知受。あづかり受くるなり。

【七七】波逸提第十五覆處敷僧物戒。諸律皆第十五條なり。制戒處は諸律皆舍衞城とす。

【七八】十七群比丘（sattarasavaggiyābhikkhū）。律部九、註（一四の一四一）十六群比丘の下參照。

は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、露地に於て自ら僧臥具を敷き若しは人をして敷かしめ、去る時自ら擧げず人をして擧げしめざらんに波逸提なり」と』。諸比丘あり露地に於て僧臥具を敷き、六群比丘後に來りて臥具上に於て或は坐し、或は臥しつゝ去る時擧げざりければ、前比丘は六群比丘に謂はく、「應に擧ぐべし」と。六群比丘、前比丘に謂はく、「應に擧ぐべし」と。諸比丘は云何を知らずして是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『前比丘は應に後比丘に囑すべく、後比丘は應に擧ぐべきなり。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、露地に於て自ら僧臥具を敷き若し人をして敷かしめ若しは他が敷かんに、若しは坐し若しは臥しつゝ、去る時自ら擧げず人をして擧げしめず、擧ぐるを囑せざらんに波逸提なり」と』。

諸比丘あり、僧臥具の汙泥不淨なるを見て、或は灰土を以て或は牛屎を以て上に著けて之を曬しければ、界內に在りて敢へて遠離せざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し雨收むるを得んに離るゝを聽す」と。諸比丘あり、僧臥具を曬しければ敢へて界外に出でざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し[七五]審還して雨らざらんには界外に出づるを聽す」と。復諸比丘あり、僧臥具を曬しつゝ邊に在りて坐禪し或は熟眠寢語せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「臥具を曬しつゝ邊に於て坐禪し熟眠するを聽さず、犯さんには突吉羅なり」と。復諸比丘あり、僧臥具を曬して卽ちに收擧せず、日に曝して損壞せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し時に收擧せざらんに突吉羅なり」と。復諸比丘あり、僧臥具の敷いて露地に在るを見つゝ、自ら敷かず人をして敷かしめざりしを以て、已てゝ坐臥せず而も收擧せざりき。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し僧臥具の敷いて露地に在るを見つゝ而も擧げざらんには波逸提なり」と。諸白衣あり、僧坊に來り入りて僧臥具を索めて露地に敷かんと欲せしに、諸比丘與へざりければ便ち大に譏嫌せ

【七五】審還。審かに顧みめぐらすなり。

し、白四羯磨して差せる所の人を、而も「此人、欲・瞋・癡・畏に隨へり」と誣說せんに語々に皆波逸提なり。若し僧、差して而も羯磨せざるに、及び餘人の此誣說を作さんに語々に突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し實に欲・恚・癡・畏に隨ひ、語げて「我當に說くべし」と言はんに、彼聽せるには不犯なり。（十三事竟る）

[七一]佛、毘舍離に在しき。一住處の下濕なるあり、比丘ありて下濕房を得たれば、臥具を露地に出して敷曬し、時至りて衣を著し鉢を持して城に入りて乞食せり。去りて後大雨し水漲りて漂沒し、食より還りて見ず、卽ち便ち急覓せしに、或は大牀を得、或は小牀を得、或は[七二]拘攝を得、或は被褥を得たり。諸比丘見て問うて言はく、「汝何よりして此の臥具諸物を得たりや」。答ふるに上事を以てせしに諸長老比丘呵責して言はく、[七三]「汝の所作非法なり、僧の爲の作臥具人得難く、旣にして敷きて又能く隨うて收斂する者なきに、云何が去る時擧げずして漂沒せしむることを致せる、若し當に遂に失すべかりしならんには便ち此一房を空しくせしならん」と。訶し已りて佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に上の如くに呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[七四]露地に僧臥具を敷いて、去る時擧げざらんに波逸提なり」と』。爾の時六群比丘は守園人・沙彌をして露地に僧臥具を敷かしめ、去る時擧げしめずして鳥の爲に啄嚙せられ遲雨に爛破せり。諸長老比丘見て語げて言はく、「汝聞かずや、佛は露地に僧臥具を敷きつゝ去る時擧げざるを聽さずと制したまへるを」。答へて言はく、「我れ人をして敷かしめたれば佛制に違せざるなり」。諸比丘言はく、「自ら敷くと人をして（敷か）しむると何等の異ありや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒

【七一】波逸提第十四露敷僧物戒。諸律皆第十四條なり。五分・僧祇のみ制處を毘舍離とするも、其他の諸律は舍衞城とせり。

【七二】拘攝。巴利戒文に mañcaṃ vā pīṭhaṃ vā bhisiṃ vā kocchaṃ vā として一連に記し、四分律戒文には繩牀・木牀・臥具・坐褥とし、十誦律戒文には細繩牀・麤繩牀・褥被とし、僧祇律戒文には臥床・坐床・褥・枕とせり。今の拘攝は拘䅲とも拘氀とも音譯され kocchaṃ に相當し、四分律の坐褥に相應する語なりと考へらる。註釋には樹皮・香ある木の根・ムンジャ草・麤なる草を以て中に滿したるものとあれば、下に敷くもの卽ち敷具に相當するものなるべし。從つて次の被褥は bhisiṃ に相當し、上に被る臥具に相當すべし。律部八、註（三の一二四）拘氀枕の下參照。

【七三】本文に汝所作非法爲僧作臥具人難得旣敷又無能隨收斂者云何去時不擧致使漂沒若當遂失便空此一房……とあり。

【七四】露地（ajjhokāsa）。

不隨順答を聽さずと制戒したまへり、汝何の故にか默然せる」。六群比丘言はく、「佛は不隨順答を制したまへるも、我今語らずとも何等の罪かある」。諸比丘言はく、「餘語と不語と何等の異ありや」とて、種々に呵責し已りて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「餘語と不語と何等の異ありや」と。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、故に問に隨うて答へざらんに波逸提なり」と』。若し問に隨うて答へざらんに、問々に皆波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し他語を誤り取りて答へんに、及び先に相恨みて共語せざるが故に答へざらんには不犯なり。（十二事竟る）

[六六] 佛、王舍城に在しき、爾の時[六七]慈地比丘は是語を作さく、「[六八]陀婆比丘は欲・恚・癡・畏に隨へり」と。諸比丘聞いて呵責して言はく、『汝何ぞ以て「[六九]僧所差人は欲・恚・癡・畏に隨へり」と[七〇]誣說せる』と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて慈地比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、人前にて僧所差人を誣說せんに波逸提なり」と』。是に於て慈地は復び人前に在りて誣說するを得ず、便ち獨處にて誣說すらく、「陀婆比丘は欲・恚・癡・畏に隨へり」と。諸長老比丘聞いて呵責して言はく、「佛已に前に制したまひしに、汝何の故にか猶ほ僧所差人を誣說せる」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて慈地に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「人前と獨語と何等の異ありや」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧所差人を誣說せんに波逸提なり」と』。若し僧、白羯磨し、白二羯磨

【六六】 波逸提第十三嫌罵知事人戒。四分・巴利・僧祇第十三條、十誦・有部第十二條なり。

【六七】 慈地比丘。慈比丘・地比丘なり、律部八、註（六の一九一）參照。

【六八】 陀婆比丘。律部八、註（六の一七〇）陀驃摩羅子の下參照。

【六九】 僧所差人。僧伽の羯磨作法により選出（差）せる人、即ち知事人なり。律部八、註（九の五四、五五）維那及び知牀褥人の下參照。

【七〇】 誣說。巴利戒文には ujjhāpanake khiyanake の二語を用ひ、梵本には avadhyānakṣepaṇāt の語を用ひたり。

[六〇]『四種種子あり、根種子・莖種子・節種子・實種子にして、凡る諸草木は四種子より生ず。若し比丘一々の所須には淨人に語げて言へ、「[六一]汝是を知れ」と。若し解せざらんに復語げて言へ、「汝是を看よ」と。若し解せざらんに復語げて言へ、「我是を須ゐん」と。若し解せざらんに復語げて言へ、「我に是を與へよ」と。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、自ら鬼村を伐り[六二]若しは人をして(伐らしめて)「是を伐れ」と言はんに波逸提なり」と』。若し生草に生草想・生草疑せんに皆波逸提、乾草に生草想・乾草疑せんに突吉羅、乾草に乾草想せるは不犯なり。若し刀斧を以て斫らんに、斫斫に波逸提なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして故なくして生草木を殺さんに突吉羅なり。若しは火に燒かれ、若しは折り若しは斫らんに必ず生ぜざるを知らんには不犯なり。

(十一事竟る)

[六三]佛、[六四]舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は數々犯罪して上牀下牀に皆如法ならず、數々食し・別衆食し・非時に聚落に入るに善比丘に白せざりき。諸比丘は見て語言すらく、「汝等數々此の諸罪を犯すこと莫れ、當に自ら見罪して人に向うて悔過すべし、信施に負きて長夜に苦を受くること勿れ」。六群比丘言はく、「我れ何罪をか犯ぜる」。諸比丘言はく、「汝は是の如き是の如きの罪を犯ぜり」。六群比丘は犯不犯を答へずして更に餘事を說きしに、諸比丘言はく、「我れ汝に問はざるに汝何ぞ以て犯不犯を答へずして是事を說ける」。六群比丘言はく、「我れ汝等が是事を問はざるを知れるも我自ら說けるのみ」。諸比丘種々呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[六五]隨順答せずして餘語を作さんに波逸提なり」と』。時に六群比丘は猶ほ前惡を犯じければ、諸比丘復上の如くに教誨せしに、六群比丘默然して應へざりき。諸比丘問うて言はく、「佛は

【六〇】四種種子。諸律皆五種種子とせるに本律のみ四種としてagga-bījaに相當するものを缺く。前註(五七)の下參照。

【六一】「汝是を知れ」等とは律の淨語にして、「伐れ」といふが如き殘忍なる語を使用するを禁ぜり。

【六二】本文に若使(伐)人言伐是波逸提とあり。五分戒本には是語を缺けり。括孤內の伐の一字補へり。

【六三】波逸提第十二異語惱他戒。十誦・有部第十三條、四分・巴利・僧祇第十二條なり。

【六四】舍衞城。四分・巴利・僧祇・十誦・有部の諸律皆拘睒彌瞿師羅園とせり。

【六五】隨順答。問に隨順せる答。次の不隨順答は問に隨順して答へずして異事を以て答ふるなり。

きを聞いて是念を作さく、「此諸居士は佛法を信樂せず大講堂も無ければ、佛は大衆と與に當に何に於て住したまふべき」。卽ち集まりて共に議し、便ち自ら草木を斫伐して之を營理せり。時に諸居士譏呵して言はく、「我等白衣は草木を斫伐するも、出家の人何に緣りてか復爾せる。此等は常に衆生を慈忍し護念すと說きつゝ、而も今斫伐傷害して道なし、沙門の行なく沙門の法を破れり」。佛旣にして至り已りて新講堂に到り、座に就いて坐して諸比丘に問ひたまはく、「此堂は誰が造りしや」。答へて言さく、「我等が所造なり」。又問ひたまはく、「草木は誰の斫伐せる所なりや」。答へて言さく、「亦是れ我等なり」。佛種々に呵責して言はく、「汝愚癡人、應に此を作すべからず。草木の中に人は命想を生ずれば、汝此事を作さんに人をして惡を懷かしめん」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[五八]生草木を殺さんに波逸提なり」と』。時に諸比丘は守園人若しは沙彌をして草木を斫伐せしめしに、諸長老比丘問うて言はく、「佛豈に生草木を殺すことを制したまはざりしや」。答へて言はく、「我等は人をして之を爲さしめたれば佛制に違せざるなり」。諸長老比丘言はく、「自ら殺すと人をして殺さしむると何等の異ありや」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら生草木を殺し若しは人をして殺さしめんに波逸提なり」と』。時に諸比丘は新房舍を作らんとせしに、諸居士あり所住を案行して比丘に語げて言はく、「善い哉大德、此房舍物は皆我が施す所、速に之を作成して我等をして施用の福を得せしめよ」。諸比丘言はく、「佛は、我に自ら草木を殺し若しは人をして殺さしむるを聽したまはざれば、云何がして成ずるを得んや」。是に於て諸比丘は房舍住なく、庭草人を沒し又[五九]齒木を缺いて云何せんかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、

【五八】 生草木、(bhūtagāma)。四分律に鬼神村、十誦廣律に鬼村・種子、有部律に種子・有情村、僧祇律に種子・鬼村、解脫戒經にも種子・鬼神村とせり。梵本戒本には bījagrāma bhūtagrāma pātanat として種子有情の二語を出せり。巴利律に bījagāma の語なきは注意すべし。但し十誦比丘戒本及び羅什譯（推定）十誦比丘尼戒本には衆草木とせり。尙巴利戒文註釋には bhūtagāma とは五生種(pañca bījajātāni)なりとして、根種(mūlabīja)・莖種(khandhabīja)・節種(phalubīja)・心種(aggabīja)・子種(bījabīja)・を列ぬる故に、bhūtagāma=bījagāma なれば、戒文に二語を出す要なきなり。

【五九】 齒木(dantapoṇa)。齒を淸むるもの。

り」。六群比丘言はく、「[五四]雜碎戒を誦習するを用ひて何か爲ん、何ぞ五陰六入等の諸義經を誦習せざる、毘尼を誦するも四事・十三事・二不定法に過ぎざれば何ぞ多知を用ひん、多知多見は人疑を増益せんのみ」と。諸比丘言はく、「多知は多疑なりとは我も亦爾謂へり」とて、便ち復誦習せざりき。六群比丘自ら相謂ひて言はく、「彼の諸比丘は復毘尼を誦習せざれば、我等泰然として快く安樂を得ん」。諸比丘聞いて問うて言はく、「汝等の所說何ん」。卽ち實の如くに答ふるに、時に諸長老比丘種々に呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、「是の雜碎戒を用ひて何か爲ん」と是語を作し、是戒を說く時人をして[五五]憂惱せしめんに、是の如きの[五六]毀呰戒を作さんには波逸提なり」と』。「戒」とは、波羅提木叉にして半月(半月)布薩所說の戒經なり。若し比丘發心作念して、人をして毘尼を遠離し・誦せず・讀まざらしめんとて戒を毀呰せんに波逸提なり。若し比丘發心して是念を作さく、「我當に毀呰して波羅提木叉をして久住するを得ざらしめん」とて戒を毀呰せんに偸羅遮なり。若し人をして佛所說の諸經を遠離せしめんとて毀呰せんには波逸提なり。若し法をして久住せざらしめんと欲して毀呰せんには偸羅遮なり。若し比丘にして比丘戒を毀呰せんに波逸提、比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼戒を毀呰せんに突吉羅なり。若し比丘尼にして比丘・比丘尼戒を毀呰せんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼戒を毀呰せんに突吉羅なり。若し式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆戒を毀呰せんに皆突吉羅なり。若し五衆にして優婆塞・優婆夷の戒を毀呰せんに皆突吉羅なり。若し新受戒人にして疑廢退の心を生ぜんことを恐れて、教へて誦戒を可さゞるは不犯なり。(十事竟る)

[五七]佛、拘薩羅國より五百比丘と倶に阿荼脾邑に向ひたまへり。時に彼の比丘は佛當に來りたまふべ

【五四】雜碎戒(khuddānukhuddaka sikkhāpada)。小々戒とも譯され、通常三十尼薩耆波逸提以下の諸戒を輕毀せる語なりとす。

【五五】憂惱。疑悔の意なり。律部九、註(一四の二四)參照

【五六】毀呰戒(sikkhāpadavivaṇṇaka)。戒を輕呵するなり。

【五七】波逸提第十一壞生種戒。諸律皆第十一條なり。

僧に勅して羯磨して舍利弗を差し、調達衆中に往いて唱言せ(しめ)たまはく、「若し調達の五法を受くる者あらんに、彼は佛法僧を見ざると爲す」と。諸比丘は是念を作さく、「若し未受具戒人に向うて他の麁罪を說かんに、羯磨を須うるを要すとやせん、必せずとやせん」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し僧、羯磨せざらんに未受具戒人に向うて他の麁罪を說くを得ず。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他の比丘の麁罪を知りて未受具戒人に向うて說かんに、僧羯磨せるを除き波逸提なり」と』。「麁罪」とは、若しは波羅夷若しは僧伽婆尸沙なり。[四九]僧所羯磨人は當に僧所教に隨ふべし。若し甲に向うて說かしめたるに而も乙に向うて說き、此罪を說かしめたるに而も彼罪を說かんに皆波逸提なり。比丘にして比丘尼の麁罪を說かんに突吉羅、比丘尼にして比丘・比丘尼の麁罪を說かんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして比丘・比丘尼の麁罪を說かんに突吉羅なり。若し未受具戒人にして已に彼比丘の麁罪を犯ぜるを聞いて比丘に問ふに、比丘は「汝が所聞云何」と反問し、彼れ「我れ聞くことと是の如く是の如し」と言はんに、然して後に「我れ聞くことも亦是の如し」と言ふは不犯なり。(九事竟る)

[五〇]佛、舍衛城に在しき。[五一]爾の時世尊は種々に毘尼を讚歎し、毘尼を誦するを讚歎し、毗尼を持するを讚歎し優波離を讚歎して說きたまはく、「[五二]持律比丘に五功德あり、一に自ら堅く戒品を護り、二に能く慚[五三]愧者の疑を斷じ、三に自ら正法中に住し、四に僧中の所說に於て畏れなく、五に怨敵を降伏す」と。時に諸比丘は是念を作さく、「佛は我等が爲に是の如きの說を作したまへり、我等云何がして毘尼を勤修し誦問せざらんや」と。即ち苦に誦習して晝夜に懈らざりき。時に六群比丘は是念を作さく、「今、諸比丘は晝夜に毘尼を勤受し誦問せり、必らず大に聰明にして諸の罪相を解し、我等が過を見て終に我損を爲さん、我今當に共に毘尼を毀呰し、毘尼を學する者をして其をして業を廢して復誦習せざらしむべし」と。便ち諸比丘の所に往いて問うて言はく、「汝、何等をか誦習せる」。答へて言はく、「毘尼な

【四九】僧所羯磨人。僧伽が羯磨を加して推擧したる人、卽ち一比丘の非梵行羯磨を說示する人なり。

【五〇】波逸提第十輕呵戒。四分・巴利第七十二條、其餘の諸律は第十條なり。

【五一】巴利律文に tena kho pana samayena bhagavā bhikkhūnaṃ anekapariyāyena vinayakathaṃ katheti vinayassa vaṇṇaṃ bhāsati vinayapariyattiyā vaṇṇaṃ bhāsati ādissa ādissa āyasmato Upālissa vaṇṇaṃ bhāsati.(その時又世尊は比丘達に種々に律についての話を物語りたまひ、律の功德を讚じ、律の任持の功德等を讚じたまひて、かくて尊者優波離の功德を讚歎したまへり)とあり。此戒の最初に於てかくの如きの書きぶりは實に五分律と巴利律とのみにして、四分等の諸律は遙かに相異れり。但、次の持律比丘五功德の如きは巴利律文になし。

【五二】持律比丘五功德。

【五三】慚愧者。罪に就て慚ぢ畏るゝ者、卽ち愼み深く諸根を擁護する者、律行の人なり。

相觸れ、或は女人に向うて麁惡語し、或は女人に向うて自らに身を供養することを歎じて、僧に從うて[四四]別住を乞ひ僧、別住を與ふる者あり、或は[四五]摩那埵を行じ、或は[四六]本日を行じ、或は[四七]出罪する者ありき。時に六群比丘は僧中に於て皆之を調弄せしに、諸比丘は倍羞恥を増せり。復、一比丘あり故出不淨を犯じて僧は別住を與へしに、時に彼比丘の檀越は僧中食を請じ、別に彼比丘の爲に好坐具を敷けり。六群比丘先に請家に往いて好坐具上に在りて坐せるに、居士言はく、「是處に坐する莫れ、我が供養比丘當に上に於て坐すべければ」。六群比丘言はく、「彼比丘應に此に坐すべからず」。居士言はく、「應と不應と我自ら之を知れり」。六群比丘言はく、「先には應に此に坐すべかりしも、而も今は乃ち應に最下に在りて坐すべきなり」。居士復問ふらく、「何の故に是の如きや」。答へて言はく、「彼比丘は罪あれば」。居士復問ふらく、「何罪をか犯ぜりと爲す」。答へて言はく、「故出不淨を犯ぜり」。居士便ち譏呵して言はく、『此等沙門は常に說けり、「欲想を除き欲熱を滅し欲覺を斷ぜり」と。而も今此の如くに道を爲めつゝ穢を作さんとは。沙門の行なく沙門の法を破れり』と。諸長老比丘聞いて種々に六群比丘を呵責すらく、「汝等云何が未受具戒人に向うて他の[四八]麁罪を說ける」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、未受具戒人に向うて他の麁罪を說かんに波逸提なり」と』。諸比丘あり、是れ麁罪なるを知らずして未受具戒人に向うて說き、後知りて疑を生ずらく、「我れ將に波逸提を犯ずるなからんとするや」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、他の是れ麁罪なるを知らずして未受具戒人に向うて說いて、波逸提を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、他の麁罪を知りて未受具戒人に向うて說かんに波逸提なり」と』。爾の時世尊は

【四四】 別住。律部八、註(五の二九) 波利婆沙(parivāsa)の下參照。

【四五】 摩那埵(mānatta)。律部八、註(五の二三)參照。

【四六】 本日。本日治なり、僧殘罪を犯して覆藏せんに、その覆藏せる日數の間別住行法を修し、その修せる中間に復僧殘罪を犯じたる場合、本日治羯磨を乞うて改めて最初より別住行法を修せしむるなり。

【四七】 出罪。律部八、註(五の二五)參照。

【四八】 麁罪(duṭṭhulla āpatti)。僧殘罪なり。律部九、註(一四の五)參照。

り是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、未受具戒人と與に宿して二夜を過えんに波逸提なり」と』。「共宿」とは、共に一房に宿するなり。若し上に覆あり四壁あり、或は上に覆ありて一壁二壁なきにも皆波逸提、三壁なきには不犯なり。若し四壁ありて上は已に半を覆ひ、若しは未だ半ならず、若しは半を過ぎんに皆波逸提、若し少多覆ならんには不犯なり。此の諸處に於て若し二宿を過えて後夜時に至らんに、脇を以て牀に著け及び轉側せんに皆波逸提なり。不犯とは、同覆なるも各隔あり、若しは病にて起居する能はず、若しは諸難あり、若しは常坐して臥せず、若しは彼臥して比丘坐し、彼坐して比丘臥するなり。比丘尼も亦是の如し。（七事竟る）

四二 佛、毘舍離に在しき。時に世飢饉にして乞求得難かりければ、諸比丘に告げたまはく、「各知識に隨うて安居せよ」と。諸比丘にして婆求末河邊に在りて安居せる者ありき。……種々因緣は「自稱得過人法」の中に說けるが如し……乃至、佛問ひたまはく、「汝等更相に讃歎せるは實なりとやせん虛なりとやせん」。答へて言さく、「實なるあり虛なるありき」。佛言はく、「虛ならんには波羅夷を得ん」。（次に）實に有りとせる比丘を種々に呵責して言はく、「汝等云何が未受具戒人に向うて自ら過人法を得たりと說ける」。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、未受具戒人に向うて自ら過人法を得たりと說いて、我れ是の如くに知り是の如くに見たりと言はんに、實ならんには波逸提なり」と』。「過人法」とは、上に說けるが如し。若し未受具戒人に向うて自ら過人法を得たりと說かんに、語々に波逸提なり。若し大戒を受けたる人に、問はざるに而も向うて說かんに、語々に突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは、泥洹時に說くと、受具戒人の問うて後に說くとなり。（八事竟る）

四三 佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は僧伽婆尸沙罪を犯じ、或は故に不淨を出し、或は女人身と

【四二】 波逸提第八實得道戒。四分・巴利・有部第八條、其他は第七條なり。

【四三】 波逸提第九說麤罪戒。四分・有部第七、巴利第九、其他は第八條なり。

べけんや」。諸居士中の勢力ある者は便ち房に突入せしに、諸比丘は制止すること能はず、便ち出でて露宿し蚊虻風雨塵土の爲に困しまされぬ。時に佛は阿荼脾邑より拘舍彌國瞿師羅園に到りたまひしに、羅睺羅は別れて[三九]婆耆羅僧坊に到り、一房を掃灑して臥具を敷き水を取り竟りて戸を閉ぢて佛所に至れり。去りての後、[四〇]分臥具比丘は更に餘人に與へ、彼比丘即ち房に入りて住せり。羅睺羅は初夜に聽法し已りて所得の房に還りしに、彼比丘聞いて問うて言はく、「是は誰なりや」。答へて言はく、「是は羅睺羅なり」。彼比丘言はく、「汝何ぞ以て來れる」。答へて言はく、「此は是れ我房なり」。彼比丘言はく、「分臥具比丘は此を以て我に與へしなり」。羅睺羅言はく、「我先に掃除し臥具を敷置して暫く佛所に至りて法教を聽受せしに、如何が便ち復我に還さざらんと欲するや」。彼比丘言はく、「汝、料理せりと雖、我は是れ上座なれば應に此住を得べきなり」。羅睺羅言はく、「我と共に住するを得るや不や」。彼言はく、「得じ」。入りて坐立し及び簷前に住せんことを求むるも、皆亦得ざりき。是に於て羅睺羅は是念を作さく、「我れ餘房に至らんも亦當に是の如くなるべし、唯、廁上ありて乃し安きを得んのみ」と。便ち廁中に往きしに、爾の時廁中に一黑蛇ありき。佛、天眼にて見て念言したまはく、「我れ若し往かざらんに、羅睺羅は須臾の間に蛇の爲に殺されん」と。便ち廁前に往いて[四一]彈指謦咳したまふに、羅睺羅も亦聲を作して應へぬ。佛問うて言はく、「汝は是れ誰なりや」。答へて言さく、「是れ羅睺羅なり」。又問ひたまはく、「何ぞ以て此に在る」。具に事を以て答へしに、是に於て世尊は羅睺羅を將ゐて所住の房に還り、夜に於て過ぎ已りて比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に羅睺羅を容さざりしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝愚癡人、云何が野狐にして師子を驅逐せる」。時に諸比丘は此に因みて復上の諸居士、房に入り（比丘の）露宿せることを以て佛に白すに、佛種々に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘に未受具戒人と共に二宿するを聽さん、今よ

【三九】 波耆羅僧坊(Badarikārāma)。跋陀利園なり、瞿師羅園(Ghositārāma)の附近なり。四分律に此名を出さず、有部律には憍閃毗妙音園（瞿師羅なり）とせり。

【四〇】 分臥具比丘。僧祇律の知床褥人(senāsanapaññāpaka)にして、床褥を曲知する人、即ち知事比丘なり。

【四一】 彈指(angulipothana)。律部九、註(一九の四九)參照。

て乃し當に教授すべき」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『「今、未受具戒人に誦經を教ふるを聽す、竝誦するを得されｚ。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、未受具戒人に經を教へんに、竝誦せんには波逸提なり」と』。「竝誦」とは、俱時に誦し、或は授聲未だ絕えざるに彼已に誦し、或は彼誦して未だ竟らざるに、此復授けんに、句句に皆波逸提なり。先に應に教言すべし、「我語竟るを待ちて然して後に誦せよ」と。比丘尼も亦是の如し、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。（六事竟る）

三八 佛、阿荼脾邑に在しき。彼諸居士は佛當に去りたまふべきを以て皆比丘所に來至し、諸比丘と共に同屋に坐禪し或は共に經行して、初夜後夜に都べて睡臥せざりき。時に諸比丘は五日に則ち一たび竟夜に說法し疲極して臥せるに、一比丘あり專ら繫念せずして便ち大に睡眠し、衣を踰りて身より離れ形起りて露現せり。居士之を見て衣を以て還覆し、是の如きこと三たびに至るに便ち瞋呵して言はく、「此等は常に種々に欲を呵したまへるを聞きつゝ而も今形を發露して起せること是の如し、若し道を樂しまずんば何ぞ俗に還らざる」と。彼比丘聞いて羞耻の心を生じ、諸長老比丘聞いて亦大に慚愧し是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に彼比丘を呵責したまはく、「我常に不亂心眠に五惡あること無しと讚歎せしに、汝今何ぞ以て繫念せざる。若し比丘、經行・坐禪・坐立臥處に於て非威儀を作さんに、人見て喜ばず信心を生ぜず已信の者は退き、則ち世の爲に而も大明と作るには非ざらん」と。諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、未受具戒人と共宿せんに波逸提なり」と』。後に諸居士は復諸比丘に就いて坐禪行道せんと欲せしに、諸比丘驅出して聽さゞりき。諸居士言はく、「大德、驅遣せらるゝこと莫れ、我等は餘の福田を求めず、唯大德に歸す、豈ぞ一人の過あるを以てして都べて棄忽せらる

【三八】　波逸提第七未具同宿戒。四分・巴利第五、十誦・有部第五十四、僧祇第四十二條なり。

如くに說くべきなり、『若し比丘、僧如法に斷事し竟れるを知りて還發起せんには波逸提なり』と』。若し僧如法に斷事せるに而も發起せんには波逸提、若し僧羯磨せずして斷事せるを而も發起せんには突吉羅、若し私事を發起せんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如くにして、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(五事竟る)

三六 佛、舍衞城に在しき。五百比丘僧と與に阿荼脾邑に至りたまひしに、時に彼の居士是念を作さく、『佛久しくして乃し此に來りたまひしも尋いで當に復去りたまふべし、我等應に諸比丘に親近して經偈を學誦し解せざる所を問ふべし、世尊去りたまひし後も所怙あるを得ん』と。卽ち諸比丘の所に到りて是語を作さく、『大德、我に經偈を誦讀することを敎へたまへ』。諸比丘言はく、『佛未だ我等に白衣に誦經を敎ふることを聽したまはず』。是を以て佛に白すに佛言はく、『白衣に誦經を敎ふることを聽す』と。時に諸比丘は種々國より出家して經偈を誦讀するに音句正しからざりければ、諸居士便ち譏呵して言はく、『云何が比丘は晝夜に親承しつゝ而も男女・黃門・二根人の語及び多少の語法を知らざる』。諸比丘聞いて各各羞耻し、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、『汝等實に爾りや不や』。答へて言さく、『實に爾り、世尊』。佛卽ち遙に諸居士を責めたまはく、『汝愚癡人、如何が異國の誦經音句の不正なるを譏呵せる』。諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、[三七]未受具戒人に誦經を敎へんに波逸提なり』と』。後に復諸居士ありて誦經を受けんことを求めしに、諸比丘言はく、『汝等が輩は我が音句を嫌へり、我より受けざれ、汝今復來るとも徒に自ら勞苦せんのみ』。答へて言はく、『大德、我れ佛法を毀らず餘の福田を求めず、豈ぞ彼人の過あるを以てして我に敎へざるべけんや』。復、諸沙彌あり亦經を受けんことを欲せしに、諸比丘言はく、『具戒を受くるを須ちて當に汝に敎授すべし』。諸沙彌言はく、『我等出家は應に經偈を誦すべきなり、如何が具戒を受け

【三六】波逸提第六未具同誦戒。諸律皆第六條、巴利律第四條。

【三七】未受具戒人。律部九、註(一三の七九)參照。

可しく來るべし、僧今集會せり」。六群比丘言はく、「我等に事あれば今遣して囑授せしめん」。即ち一比丘に囑授し大衆に來詣せ(しめ)たるに、僧應に與に五種羯磨を作すべき者には與に五種羯磨を作し、應に與に五種羯磨を解くべきには與に五種羯磨を解きぬ。羯磨し已りて囑授せられし比丘は六群比丘の所に還り到るに、六群問うて言はく、「僧は何事を作せりや」。答へて言はく、「我等が欲せる所の羯磨は僧都べて作さず、欲せざる所の者を僧は反りて之を作せり」。六群比丘便ち〔三五〕被羯磨比丘の所に往いて語げて言はく、「汝等愁ふる莫れ、我當に汝が與に力と作るべし、我向には汝が爲に羯磨を作さんことを知らざりしが故に囑授せしのみ、若し知りたらんには當に事を廢して往くべかりしなり、何に緣りてか彼をして此羯磨を成ぜしめん」。復、解羯磨比丘の所に往いて語げて言はく、「我れ汝に解羯磨を與へず、汝が懺悔を受けじ」。諸長老比丘聞いて六群比丘を呵責すらく、「云何が僧如法に斷事し竟れるに還發起せる」。將ゐて佛所に至り是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり「若し比丘、僧の斷事し竟れるに還發起せんには波逸提なり」と』。時に諸比丘は僧の斷事し竟れるを知らずして還發起し、後に知りて慚愧心を生じて或は出罪悔過せる者ありき。諸長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく『若し僧の斷事し竟れるを知らずして還發起せんに波逸提を犯すとせんには是處あることとなし。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり「若し比丘、僧の斷事し竟れるを知りて還發起せんに波逸提なり」と』。復、不如法に斷事せるあり、諸比丘是念を作さく、「佛若し我等に不如法の斷事には還發起せんことを聽したまはんには善からん」と。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今、僧の不如法に斷事せるには還發起するを聽さん。今より是戒は應に是の

〔三五〕被羯磨比丘。本文に彼の字と爲すも後の解羯磨比丘に對する語なれば被の字に改めたり。羯磨を加せられたる比丘なり。

を聽したまへりと雖、而も有知男子を知ると雖遇ひ難かりければ復爲に說かざりき」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今より善惡語を別知する男子に因みて女人の爲に法を說くことを聽す。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人の爲に法を說いて五六語を過ぎんに、善惡語を別知する男子あるを除き波逸提なり」と』。爾の時優婆塞あり法を奉ぜざる家の女を娶りて婦と爲して諸比丘に語ぐらく、「大德、我婦の爲に法を說いて三寶を信樂せしめ、爲に三歸・五戒・八分戒を受け、爲に[二八]十善・十不善道を說きたまはんことを」。諸比丘は悉く爲に說かず、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より女人の與に三歸・五戒・八分戒を受け、十善・十不善道を說くことを聽す」と。比丘尼も亦是の如し、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。「五語」とは、色無常、受・想・行・識無常なり。「六語」とは、眼無我、耳・鼻・舌・身・心無我なり。若し比丘、女人の爲に五六語を說き竟りて語げて言はく、「姉妹、法正に此を齊りとす」とて坐より起ち去り、更に因緣あり還復來り坐して爲に說かんに不犯なり。若し五六語を說き竟り更に女人ありて來らんに、後の女人の爲に說き、是の如くに相續して無量の女人の爲に說かんに皆不犯なり。若し自ら經を誦するに女人來聽し、若しは女人義を問うて解を得せしめんことを要めんに、五六語を過ぎんにも皆不犯なり。(四事竟る)

[二九]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘に勢力ありて餘の善比丘に勢力なかりければ、六群比丘は恒に共の五種羯磨を遮しぬ。(五種羯磨とは)[三〇]呵責羯磨・[三一]驅出羯磨・[三二]依止羯磨・[三三]擧罪羯磨・[三四]下意羯磨なり。若し比丘、五種羯磨を被り、僧解かんと欲するにも亦遮して聽さゞりき。後に六群比丘に勢力なく諸の善比丘に勢力あり、衆僧應に羯磨事あるべかりしに六群比丘は作衣時至れり。諸比丘言はく、「今當に六群比丘を呼びて共に僧事を行ずべし、若し衣を捨して來らざらんには自ら當に囑授すべし、我等便ち如法行事を得ん」と。即ち便ち集僧して人を遣して六群比丘に語ぐらく、「汝等

【二八】十善十不善道。律部八、註(四の一九六)十善行跡、註(二の一四九)十惡の下參照。

【二九】波逸提第五發諍戒。四分第六十六、巴利第六十三、諸律第四條なり。

【三〇】呵責羯磨。律部八、註(七の四八)折伏羯磨の下參照。

【三一】驅出羯磨。同註(七の五一)擯出羯磨の下參照。

【三二】依止羯磨(nissayakamma)。愚癡不聰明にして犯罪多く、諸比丘を煩はすこと多き比丘に對し、他に依止せしめてその行ふ所を監視せん爲にこの羯磨を加す。

【三三】擧罪羯磨。同註(七の五二)擧羯磨の下參照。

【三四】下意羯磨。同註(七の五〇)發喜羯磨の下參照。

命を沒するに至らんとも應に犯あるべからじ」と。便ち答へて言はく、「姉妹、且らく安んぜよ、說あることを得じ」と。語げ已りて去るに、去ること未だ久しからずして婦人果して(刀)風發りて死にき。比丘之を愍みて僧房に還り至りて餘人に向うて說き、諸比丘は佛所に將ゐ至りて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛又比丘に問ひたまはく、「汝若し爲に法を說かんに、幾語にて解を得せ(しむ)るや」。答へて言さく、「五六語にて」。是に於て佛は少欲知足を讃じ戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より諸比丘に女人の爲に法を說くこと五六語に至るを聽さん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人の爲に法を說いて[二六]五六語を過ぎんに波逸提なり」と』。爾の時諸比丘は他家に入り婦人、法を說かんことを請ぜしに、比丘爲に五六語を說き已りて默然して住しぬ。諸婦人言はく、「我等未だ解せず、願はくは更に之を說きたまはんことを」。諸比丘言はく、「姉妹、佛は我等に女人の爲に法を說くに五六語を過ぐるを聽したまはず」。諸婦人言はく、「可しく餘比丘の爲に說くべし、我れ因りて解を得ん」。諸比丘言はく、「佛は未だ我等に比丘に因みて女人の爲に法を說くを聽したまはず」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より比丘に因みて女人の爲に法を說くことを聽す」と。爾の時一比丘あり大臣家に入り比丘の伴なかりしに、諸婦人は法を說かんことを請ぜり。答へて言はく、「佛は我に女人の爲に法を說くこと五六語を過ぐるを聽したまはず」。諸婦人は卽ち小兒を呼び前に在りて立てゝ白して言さく、「大德、可しく此兒の爲に法を說きたまふべし、我れ因りて解を得ん」。答へて言はく、「佛未だ我に小兒に因みて女人の爲に法を說くことを聽したまはず」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「今より[二七]有知男子に因みて女人の爲に法を說くことを聽す」と。時に諸比丘は是念を作さく、「佛は我に有知男子に因みて女人の爲に法を說く

【二六】過五六語(uttarichap-pañcavācā)。

【二七】有知男子。男女好惡の語を解し得る男子、これ女人に說法する時の淨人なり。この時の淨人とは比丘をして淨語說法をなさしむる人との意なり。

意を間てんとせるを　若し遂に恨情を懷かんに　終に當に怨結を成ずべし　此を推する
に他あるには非じ、　必らず是れ野狐の讒なり　下賤にして吾が好を離さんとす　今當に
之を殺し去るべし」

と』。諸比丘に告げたまはく、『畜生すら尙ほ鬪亂を以て非と爲せり、況んや人に於てをや。今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、兩舌して比丘を鬪亂せんに波逸提なり」と』。餘は「毀呰」中に說けるが如し。（三事竟る）

[二四]佛、舍衞城に在しき。爾の時[二五]跋難陀は常に一居士家に出入し、其が爲に法を說き官事を斷理し諸の病苦を救へり。其家後の時衰喪して殆んど盡きんとし、餘は唯婦と姑との二人のみなりき。時に跋難陀は親厚の意を以て姑の爲に法を說きて婦來るに則ち止め、婦の爲に法を說きて姑來るに亦爾りければ、各疑意を生じて其必らず不淨行を作さんと欲せるなりと謂ひ、遂に相道說して遠近に聞えぬ。諸の佛法を信樂せざる者は便ち譏呵して言はく、「沙門釋子にして非法を行ぜること世間蕩逸の人に過ぎたり、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、女人の爲に法を說かんに波逸提なり」と』。爾の時大威德の比丘あり、時至りて衣を著し鉢を持し城に入りて食を乞うて次に一家に到るに、婦人出でて爲に座を敷いて美飲食を設け、食し訖るに小牀を以て前に坐し白して言さく、「大德、我が爲に法を說きたまはんことを」。比丘之を觀ずるに此婦人須臾の間に刀風當に發りて死して地獄に墮すべく、若し爲に法を說かんに便ち座上に於て、塵を遠ざけ垢を離れんことを知りぬ。此を見知せりと雖而も是念を作さく、「佛は女人の爲に法を說くことを聽さずと制したまひければ、乃し

【二四】波逸提第四與女說法戒。四分第九、巴利第七、餘律第五條なり。
【二五】跋難陀。諸律皆優陀夷となす。

諸比丘に問ふらく、「汝等は何の故にか我と共に語らざる」。比丘答へて言はく、『人ありて云へり、「汝は我惡を道說せり」と』。彼言はく、「誰が道へる」。答へて言はく、「六群比丘なり」。彼言はく、『六群比丘は亦云へり、「汝等は我惡を道說せり」と』。諸長老比丘聞いて種々に六群比丘を呵責すらく、「汝等は云何が〔三二〕兩舌鬪亂せる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝愚癡人、如何が同じく一法に在りつゝ而も兩舌鬪亂せる」。諸比丘に告げたまはく、『〔三三〕過去世の時に師子あり名けて善牙と曰ひ、虎あり名けて善抓と曰ひ共に親厚作りき。一野狐あり常に隨うて食を覓めしも、師子及び虎は與に共語せざりければ、野狐後の時是念を作さく、「今此の二獸甚だ相愛重せり、我當に鬪亂して各をして食を求めしむべく、所殘必らず多からんに我當に之を得べけん」と。便ち虎邊に至りて偈を說いて言はく、

「善抓よ、汝雄猛にして　生處より色力妙なるに　善牙は汝が惡を說けり　我聞いて心に喜ばざりき」。

復、師子邊に至り亦偈を說いて言はく、

「善牙よ、汝雄猛にして　生處より色力妙なるに　善抓は汝が惡を說けり　我聞いて心に喜ばざりき」。

二獸は偈を聞いて各相喜ばざりしも、善牙聰明なりければ尋いで是念を作さく、「善抓の、我と與に語らざるは、必らず是れ野狐の鬪亂の致す所ならん」と。後に一犢を得て虎に與へしに、虎は食ふことを肯んぜざりき。是に於て善牙卽ち偈を以て問ふらく、

「我を輟めて持して相與へしに　何の故にか而も食はざる　親厚、過ぐる（もの）なしと謂へるに　反りて更に相喜ばざらんとは。將に狐言を信ずるなからんとするや　以て吾子が

〔三二〕兩舌鬪亂（pesuñña）。離間語ともいふ、兩者を離間し鬪亂せしめんとて各々に一方の惡口を言ふなり。

〔三三〕これ僧祇律に三獸本生經と名くるもの、漢譯諸律には皆此戒の下に出せるに巴利律には缺けり。律部十、註（一二の三二）參照。

が行歩周正にして形體姝好に、百車を峻坂に閑挽す」と。是に於て更に賭けしに、果して便ち勝を得たり』と。佛は是事に因りて卽ち偈を說いて言はく、

「當に[17]可意言を說くべし　不可語を爲すこと勿れ　畜生聞いて尙ほ悅び　重を引いて
峻坂を拔き　是に由りて敵あることなく　倍を獲て歡喜を生ぜり　何に況んや人倫に於
て　毀譽せんに增損なからんや」。

『諸比丘よ、彼の畜生すら毀呰語を聞いて猶ほ尙ほ力を失へり、況んや人に於てをや。今、諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘を[18]毀呰せんに波逸提なり」と』。

「毀呰」とは、「下賤の工師種なり……」と、是の如き等を言ふなり。說くこと實なりと雖而も之を毀たんと欲せんには、若し彼聞いて解せんに語々に波逸提なり。若し聞かず解せざらんには突吉維なり。若し「汝は是れ下賤なり」と言ひて而も彼れ「非なり」と言はんに、猶ほ證して「是なり」と爲さんに語々に波逸提なり。若し比丘にして比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰せんに突吉維なり。比丘尼にして比丘・比丘尼を毀呰せんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼を毀呰せんに突吉維なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして五衆を毀呰せんに突吉維なり。不犯とは、[19]利益せんと欲せる語・[20]教誡語・同意語なり。(二事竟る)

[21]佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は精勤し學び問ひしに……「毀呰」中に說けるが如し……六群比丘は復已に勝れんことを恐れ便ち之を鬪亂せんとて此の比丘間に至りて語げて言はく、『「汝は我と知ること厚きに而も彼は汝を「是れ下賤の種姓・工師小人なり、曾て大惡を作して仁善の行なし」と說けり。我れ其語を聞いて我を說けると異なかりき』と。彼の比丘間に至りても亦復是の如くせるに、彼此之れを聞いて心皆散亂して學業を廢退し、更相に忿恚して復共語せざりき。一比丘あり

と毀呰せる語なり。痛與は、與は及なり、「早く走り及べ」と叱し追ふなり。

【一六】 觜角。捲ける角。

【一七】 可意言。意に適へる、こゝろよき(manāpa)言葉。

【一八】 毀呰(omasavāda)。諸律に種類形相語と譯せるもの、種姓・家庭・職業・技藝・病・面貌・煩惱・犯罪等によりて毀呰して人心を傷つくるをいふ。律部十、註(一二の一四―二四)の本文參照。

【一九】 利益語 (atthapurekkhāra)。他人の善からんことを望みて、その利益の爲にわざと毀呰するなり。

【二〇】 教誡語 (anusāsanipurekkhāra)。他人の善からんことを望みて教誡せんとてわざと毀呰するなり。

【二一】 波逸提第三兩舌語戒。

[八]佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は[九]和尚・[一〇]阿闍梨・[一一]同和尚阿闍梨と共に勤め學び問うて初夜後夜に未だ曾て睡眠せざりしに、六群比丘是念を作さく、「今、諸比丘は展轉相教して晝夜に廢せず、是の如くんば久しからずして當に我等に勝るべく、當に我過を見るべく、當に我失を求むべければ、我等は當に共に毀呰し惱まして業を廢せしむべし」と。便ち往いて語げて言はく、「汝は是れ下賤の種姓なり、工師小人なり、汝曾て諸の大惡を作して仁善の行なかりき」と。諸比丘聞いて便ち憂惱を生じ學業を廢退せり。六群比丘、餘人に語げて言はく、「我已に彼が讀誦・坐禪・行道を壞せり」と。諸長老比丘種々に呵責すらく、「汝云何が諸比丘を毀壞して學業を廢せしめたる」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『往昔に城あり[一二]得叉尸羅と名けぬ。時に彼城中の婆羅門は[一三]一特牛を有し、行くこと疾くして多力なりき。亦居士あり亦一牛を有して彼と異なかりき。二人便ち共に二牛力を捔べんとて、「如かざりし者は金錢[一四]五千を賭けん」と要せしに、彼の婆羅門の牛は卽ち便ち勝を得たり。是に於て居士は金錢を失へるを耻ぢ、更に一牛の、前に倍勝せる者を得て重ねて倍賭を斷めぬ。彼の婆羅門卽ち牛に語げて言はく、「彼の居士更に一牛を得て其力非凡にして之に倍賭せんと欲せり、汝能く爲すや不や」。答へて言はく、「我れ能くす」。卽ち一處に集まりて二牛力を捔べしに、時に婆羅門は牛の如かざらんを恐れて便ち毀呰し摧督すらく、「曲角痛挽せよ、[一五]薄領痛與せよ、汝今行歩するに何ぞ以て不正なる」と。牛、此語を聞き便ち大に力を失ひて彼牛に如かざりき。彼の婆羅門、物を倍輸し已りて牛に問うて言はく、「汝向には能くすと云ひつゝ今何の故に如かざりしや」。答へて言はく、「我實に能くするに堪へたるも、毀呰を聞きしが故に力便ち都べて盡きぬ。可しく更に賭を斷めて復上に倍せしめ、百車を牽いて峻坂に上らんことを要すべし。當に力を捔ぶる時美言もて誘はるべく、可しく言ふべし、[一六]「觭角よ、汝

【八】 波逸提第二毀呰語戒。
【九】 和尚（upajjhāya）。法臘十歳以上の有德有智の比丘にして、持戒して破らず、多聞にして、如法に弟子の憂悔を除き、能く弟子の惡邪を除きうるもの。律部十、註（二八の一一二）和上十法具足の本文參照。
【一〇】 阿闍梨（ācariya）。法臘十歳以上の比丘にして明律なる者、弟子の行爲を矯正し、その師範となりて教授しうべき師をいふ。律部十、註（二八の一一四）四種阿闍梨の本文及びその直前の本文參照。五分律（一六）には出家阿闍梨を加へて五種となせり。
【一一】 同和尚阿闍梨（Upajjhāyamatta, ācariyamatta）。その夏數及び德行に於て和上に等しき長老、阿闍梨に等しき長老なる意。
【一二】 得叉尸羅（Takkasilā）
【一三】 一特牛。すぐれたる牡牛。僧祇律に雖提本生經なる語を出し、巴利律には Nandivisāla なる名を出せり。律部十、註（二一の一二）參照。
【一四】 本文に五十とあるも宋・元・明・宮本によりて五千と改む。賭の字、宋・元・宮本に屣とし明本に輸となすも今改めず。
【一五】 薄領。領はくび、うなじ。瘦せくび、瘦せうなじ等

卷の第六

初分第五[一]　九十一[二]單提法の一

[三]佛、舍衞城に在しき。爾の時法師比丘あり[四]沙蘭と名け、聰明才辯にして一切四衆・外道・沙門・婆羅門の能く及ぶ者なく、遂に乃し非を以て是と爲し是を以て非と爲し、知を非知と言ひ非知を知と言ひ、恒に辯巧を以て人の口に勝ち、諸比丘見て歎伏せざるは莫かりき。問うて言はく、「汝は人と與に論議して非を以て是と爲せるは、意に是と謂へりとやせん非と知れりとやせん」。答ふ、「我實には非なるを知るも[五]負處に墮するを耻づるが故に妄語せるのみ」。諸長老比丘は種々に呵責すらく、「佛常に不妄語を讃歎し亦人をして不妄語せしめたまへり、汝今云何が勝負の爲の故に此妄語を作せる」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて沙蘭に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘、妄語せんに波逸提なり』」と。爾の時諸比丘は比丘尼を見て是れ比丘なりと言ひ、比丘を見て是れ比丘尼なりと言ひ、或は男を見て女なりと言ひ、或は女を見て男なりと言ひ、或は外道を見て是れ釋子なりと言ひ、或は釋子を見て是れ外道なりと言ひ、是の如くに種々に見異り言異りて便ち慚愧を生ずらく、「我等將に波逸提を犯ずることなからんとするや」。是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘、心想に從うて說いて波逸提を犯ずとせんには是處あること無けん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[六]故に妄語せんに波逸提なり」と』。「故妄語」とは、「[七]妄語得過人法」中に說けるが如し。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。(一事竟る)

【一】本文に初分之五墮初とあり、宋・元・宮本には初分第五、九十一單提法とあるも今明本によりて改む。
【二】單提法。律部九、註(一二の一)參照。
【三】波逸提第一故妄語戒。
【四】沙蘭。四分律は象力比丘、十誦律は訶多釋子比丘(Hatthaka sakyaputta)とせり。僧祇律は尸利耶婆、有部律は羅怙羅となせり。
【五】負處に墮す。論議に破るゝをいふ。
【六】故妄語(sampajānamusāvāda)。
【七】妄語得過人法。過人法を得たりと妄語する第四波羅夷法なり。

聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて難陀・跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘自ら[一二五]金銀及び錢を捉へ、若しは人をして捉へしめ、若しは發心して受けんに尼薩耆波逸提なり」と』。餘は用金銀錢中に說けるが如し。

五分律卷第五

【一二五】金銀及び錢（jātarūpa-rajata）。僧祇律に生色（jātarūpa）・似色（rajata）とせり。rajata は銀及び一切錢の總稱なり。錢の種類については律部八、註（一〇の一〇）參照。

遭はん」と。種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[二二]金銀及び錢を以て種々に賣買せんに尼薩耆波逸提なり」と』。

[二二]應に僧中に捨すべく、一・二・三人に與ふるを得ず。是比丘應に僧に白して言ふべし、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、金銀及び錢を以て賣買して捨墮を犯ぜり。今、僧中に於て捨す、白すること是の如し」。僧は應に白二羯磨して一比丘を差して[二三]棄金銀及錢人と作すべきなり。一比丘白して言はく、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、金銀及び錢を用ひて賣買し、捨墮を犯じて今僧に捨與せり。僧は某甲比丘を差して棄金銀及錢人と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、金銀及び錢を用ひて賣買し、捨墮を犯じて今僧に捨與せり。僧は某甲比丘を差して棄金銀及錢人と作さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧は已に某甲比丘を差して棄金銀及錢人と作し竟りぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。彼比丘は應に此物を棄てんに、坑中・火中・流水中・曠野中に著くべく、應に處を記すべからず。若し捉りて餘處に著かんに、更に捉るべからず。彼比丘は應に僧に問ふべからず、「此物當に云何がすべき」と。僧も亦應に敎ふべからず、「是に作せ、是に作せ」と。若し棄てず、僧に問はずして、淨人をして以て僧の衣食する所の物に貿へ來らしめて僧に與へんに、僧は受くるを得ん。若し分たんには唯犯罪人のみは分を受くるを得ず。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは、比丘に施すと雖比丘知らず、淨人之を受けて爲に淨物を買ふなり。

[二四]佛、王舍城に在しき。爾の時難陀・跋難陀は手づから自ら金銀及び錢を捉へ、人をして捉へしめ、人に施すに亦受けたり。諸居士見て譏呵すらく、『…… 擔羊毛中に說けるが如し……』。諸長老比丘

【二二】巴利戒文に nānappakārakaṃ rūpiyasaṃvohāraṃ samāpajjeyya(種々なる方法にて寶物の買賣に從事せんには)とあり。

【二三】錢財捨法。

【二三】棄金銀及錢人(rūpiya-chaḍḍaka)。僧伽の推擧によりて金、銀及び錢を捨棄する人。

【二四】尼薩耆第三十受畜錢寶戒。諸律第十八條なり。四分・僧祇・有部には金錢の受畜につき周羅聚落主と世尊との問答を記するも、五分・巴利兩律はこの說話を七百集法の下に引けり。

ければ、諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、〔一〇八〕種々に販買して利を求めんに尼薩耆波逸提なり」と』。

〔一〇九〕作を以て作に易へ、作を以て未作に易へ、作を以て作未作に易へ、未作を以て未作に易へ、未作を以て作に易へ、未作を以て作未作に易へ、作未作を以て作未作に易へ、作未作を以て作に易へ、作未作を以て未作に易へんに皆尼薩耆波逸提なり。若し比丘、貿易せんと欲せんに、應に淨人をして語げて言はしむべし、「我が爲に此物を以て彼物に易へよ」と。又應に心念すべし、「寧ろ彼をして我利を得せしむとも、我は彼利を得ざらん」と。若し自ら貿易せんには應に五衆中に於てすべし、若し白衣と貿易せんには突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

〔一一〇〕佛、王舍城に在しき。爾の時難陀・跋難陀は金・銀・金銀錢・雜錢を用ひて、物を買ひ亦物を賣りて之を取りぬ。時に群劫あり王舍城に到りて富室を伺覓せしに、一比丘の大に金銀及び錢を以て物を買ひ又物を賣りて之を取れるを見て便ち共に議して言はく、「此邑里を觀ずるに沙門釋子の富に勝るゝなければ、阿練若處にて之を劫ひ又易へん」と。便ち後の日に於て阿練若處に至り、諸比丘を捉へて金銀及び諸錢物を拷責せしに、諸比丘言はく、「我等は已に金銀及び錢を離れたれば、復此の不淨物を受畜せざるなり」。劫言はく、「汝等妄語せり、我親しく比丘の用ひて以て賣買せるを見たり」と、之を拷ちて死に垂んとし、盡く衣鉢を奪うて去りぬ。此諸比丘卽ち遙に難陀・跋難陀を呵責すらく、「如何が出家にして齎物を積畜し以て我等に殃せる」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて難陀・跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝愚癡人、若し是を作さゞりせば、彼諸比丘は何に由りてか此に

【一〇八】販買（krayavikkaya）。種々なる方法にて物品の賣買に從事するなり。種々なる方法とは作（kata）・未作（akata）・作未作（katakata）の物品を以て種々に交易するなり。

【一〇九】「作を以て作に易ふ」とは、物品の交易に於て四分律等の戒文解釋によるに、已成物を以て已成物に易ふるなり。次の未作とは、已成物を以て未成物に易ふるなり。作未作とは已成物及び未成物の兩種を以て未成物の一種と易ふるなり。

【一一〇】尼薩耆第二十九用金銀錢戒、諸律第十九條なり。

しめんに尼薩耆波逸提なり」と』。餘は上の浣故衣中に說けるが如し。

一〇六 佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は種々に貿易して、能く人利を得て人能く其利を得る者なかりき。一外道あり未成衣を得て持して外道家に到り語げて言はく、「我が爲に縫成せよ」。諸人答へて言はく、「我家務多ければ之を作すことを得ず、沙門釋子は閑逸無事にして又、施衣多ければ可しく就りて借倩すべく、亦貿易すべし。然れども彼沙門は常に能く大名の估客より强得すれば、汝往かんに宜しく愼しむべし」。是に於て外道は持して僧坊に至り訪ね問うて言はく、「誰か能く我が爲に此衣を縫ふ者やある」。皆言はく、「能はず」。又、跋難陀に白さく、『我れ聞く、大德には已成衣多し」と。可しく一衣を以て我と貿ふるや不や」。答へて言はく、『汝諸外道は心堅正ならず變悔常なければ、既に得んに便ち、「貴賤等しからず」と言はん、若し後に言なくんば當に以て相與ふべけん』。答へて言はく、「餘人は或は爾らんも、我れ終に悔いじ」。是に於て跋難陀は濁染汁を以て染めたる麁劫貝に、濕打し緻密なら(しめ)て以て之に與へぬ。彼れ衣を得已りて外道衆に還るに、外道問うて言はく、「成衣を得たりや不や」。答へて言はく、「已に貿易するを得たり」。「取り來れ、之を看ん」。彼卽ち出し示すに、諸外道見て咸言はく、「咄なる哉、大價衣を失して此弊服を得んとは。是れ五倍六倍の一〇七校には非じ、可しく之を還し取るべし、當に共に事を廢して汝の爲に縫成せん」。彼卽ち持し還りて跋難陀に語げて言はく、「汝、釋種子よ、云何が此弊服を以て我を欺誑せる、可しく以て還さるべくんば汝が惡を揚さゞらん」。跋難陀言はく、「我れ外道の心堅正ならず變悔常なきを知りて相與ふるを欲せざりしに、汝は「悔いず」と云へり、是故に相從ひしなり、云何が今に於て方に此言を作せる」とて、遂に之に與へざりき。彼便大哭せるに諸居士問ふらく、「汝何の故にか哭せる」。具に事を以て答ふるに、諸居士便ち譏呵して言はく、「白衣の賣買は七日なるも猶ほ悔ゆるに、如何が沙門は須臾に得ざる。形服は人と異りつゝ而も販賣は人に過ぎたり」。是の如きの惡名、遠近に流佈し

【一〇六】尼薩耆第二十八種々販賣戒。諸律第二十條なり。

【一〇七】校。比なり。

自ら作ることを知らず、餘比丘を倩はんと欲せしに敢て受けざりければ、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「倩はんと欲する所の人は此を去ること遠きや近きや」。答へて言さく、「此を去ること三由旬なり」。是に於て世尊は少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、羊毛を得て須ゐんとて持ちて至る所あり、若し自ら持たんに乃し[一〇一]三由旬に至れ、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」と』。

比丘、羊毛を得て須ゐんとて持ちて至る所あらんに、應に[一〇二]淨人をして擔はしむべし。若し淨人なきには乃し自ら持つを聽すも、擔ひ擔ぎ頭に戴せ背に負ふを得ず、犯ぜんには突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。「不犯」とは、三由旬內にて若しは展轉して持ち、若しは人ありて代り、若しは三由旬に於て持ち反り、及び[一〇三]五六波羅を持ちて腰繩・帽綖等を作らんが爲なるとなり。

[一〇四]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は比丘尼をして羺羊毛を[一〇五]浣・染・擘せしめしに、諸比丘尼は供養の爲の故に敢て辭憚せざりしかば、便ち多事多務にして讀誦・坐禪・行道を妨廢せり。諸居士は見聞きて譏呵せしに、波闍波提比丘尼は五百比丘尼と倶に往いて佛所に到り、……亦上の浣故衣の中に說けるが如し……。是に於て世尊は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼をして羺羊毛を浣・染・擘せしめんに尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時諸比丘に親里比丘尼あり、……亦上の浣故衣中に說けるが如し……。卽ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきたり、「若し比丘、非親里比丘尼をして羺羊毛を浣ひ、若しは染め、若しは擘せ

【一〇一】三由旬（tiyojanaparamaṃ）。由旬とは律部八、註(二の一四六)參照。

【一〇二】淨人(kappiyakāraka)。律部八、註(五の九五)參照。

【一〇三】五六波羅。五六兩なり。前註(八六)參照。

【一〇四】尼薩耆第二十七使非親尼浣染羊毛戒。試律第十七條なり。五分・十誦・有部は制戒處を舍衞城とし、僧祇は毘舍離とするも、四分・巴利は釋翅瘦迦維羅衞尼拘律園(Sakkesu Kapilavatthusmiṃ Nigrodhārāme)とせるは注意すべし。

【一〇五】浣・染・擘（dhovana, rajana, vijaṭana）。擘はほどきさばくなり。

を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、純黑羺羊毛にて新尼師檀を作らんに、應に[九五]故尼師檀の[九六]一修伽陀磔手を用ひて[九七]好色を壞すべし。若し壞せざらんに尼薩耆波逸提なり」と』。「一修伽陀磔手」とは、方二尺なり。「好色を壞す」とは、意に隨うて新者の上に裂ふなり。餘は純黑羊毛臥具中に說けるが如し。

[九八]佛、舍衞城に在しき。爾の時諸比丘は羊毛を擔負して路に隨うて行きしに、路人之を見て皆譏呵して言はく、「我等が家累は羊毛を擔負せるに諸比丘も亦復是の如きなり、徒に[九九]壞色割截衣を著し、剃頭乞食すとも我と何ぞ異らん、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。一比丘の、山居に[一〇〇]慣樂せるあり、羊毛を擔負して道路に疲極し、既にして僧坊に至り庭中にて地に倒れぬ。諸比丘見て是れ鬼著なりと謂ひ、卽ち小便を以て之に灑ぐに、彼言はく、「長老、何ぞ以て灑がるゝや」。答へて言はく、「恐らくは鬼著せられしならんとて、是を以て灑げるのみ」。彼言はく、「我れ鬼著には非じ、羊毛の重きを擔ひて道路に疲頓し熱悶せる故ならくのみ」。諸比丘言はく、「佛は比丘に三衣・鉢を畜ふること、譬へば飛鳥の毛羽と倶なるが如くせよと制したまひしに、汝豈に聞かざりしや、而も猶ほ此を擔はんとは」。種々に呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、羊毛を擔ひて道路行せんに尼薩耆波逸提なり」と』。時に居士あり僧の爲に一房を作りて念言すらく、「若し比丘、此房中に來らんには、我當に食を供へ亦衣を給施すべし」と。一比丘あり、來りて其房に止まりたれば、便ち羊毛を施せしに比丘受けざりき。居士言はく、「我れ羊毛を集むるは本比丘の爲にして自ら身の爲ならじ」。比丘答へて言はく、「佛は我に自ら羊毛を擔ふことを聽したまはざれば如何ぞ受くるを得んや」。復比丘あり羊毛を須ゐて臥具を作らんとして

【九五】故尼師檀。古い方の坐具なり。巴利戒文には puran-asanthata とあるも、nisidan-asanthata のことなり。
【九六】一修伽陀磔手。律部八、註(九の一九七)方一修伽陀磔手の下參照。
【九七】好色を壞すとは、律部八、註(九の一九八)參照。
【九八】尼薩耆第二十六持羊毛戒。諸律第十六條なり。
【九九】壞色割截衣。壞色し割截せる衣、沙門相應の衣なり。壞色は三種壞色にして律部九、註(一八の三二・三三)參照。割截は同註(一八の二六)截縷淨と青淨の下參照。
【一〇〇】本文に山居串樂とあるも、宋・元・明・宮本によりて改む。

白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『此比丘、婆竭陀邑に至らんと欲するも臥具重く、中利を見て捨すること能はず復持ち去くこと能はさらんに、僧は應に[九一]白二羯磨して與に輕者に易ふべきなり。彼比丘は應に僧に從うて乞言すべし、「我は某甲比丘なり、自ら臥具の中利を見るを畜へたり、今某處に遊行せんと欲するも重きを以ての故に持ち去くこと能はず、願はくは僧、我が與に僧の輕者に易へたまはんことを」と。是の如く第二第三に乞ふに、僧中にて應に一比丘白すべし、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、自ら臥具の中利を見るを畜へたり、今某處に遊行せんと欲するも重きを以ての故に持ち去くこと能はざれば、僧に從うて輕者に易へんことを乞へり、僧は今與に易へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ。白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、自ら臥具の中利を見るを畜へたり、某處に遊行せんと欲するも重きを以ての故に持ち去くこと能はざれば、僧に從うて輕者に易へんことを乞へり、僧今與に易へんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧は已に某甲比丘の與に僧の輕臥具に易へ竟りぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、新臥具を作らんに應に六年畜ふべし。未だ六年に滿たずして若しは捨し、若しは捨せずして更に新臥具を作らんに、僧羯磨せるを除き尼薩耆波逸提なり」と』。[九二]「六年」とは、日を數へて六年に滿つるなり。餘は純黑羊毛臥具中に說けるが如し。

[九三]佛、拘舍彌城に在しき。爾の時諸の跋耆子は純黑羺羊毛の[九四]尼師檀を作りければ、跋耆の比丘も亦乞うて之を作るに、諸居士は乞索を厭患せり。後の日、僧房に到り看るに、諸比丘が純黑羺羊毛の坐褥を多く畜へたるを見て便ち譏呵すらく、「……純黑臥具中に說けるが如し……」。諸長老比丘聞きて是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利

【九一】 氈衣白二羯磨。僧祇律(九)にこの羯磨を氈衣羯磨と名け、巴利律に santhatasammuti となせり。輕き氈衣を持ち行くにつき僧伽の容認を與ふる羯磨なり。四分律には新臥具羯磨とす。

【九二】 六年(chabbassāni)。僧祇律(九)に六年とは六夏なりとせり。五分律には日を數へて滿六年とすとあれば僧祇部主の解釋とは相違せり。

【九三】 尼薩耆第二十五不貼坐具戒、諸律第十五條なり。但し巴利律には此戒の下に於て世尊が upasenavangantaputta(和先跋陀子)なる頭陀行比丘と對坐したまふの記を出せり。

【九四】 尼師檀。坐具なり、律部八、註(三の一一一)參照。

れたれば復純黑なるには非じ」。諸比丘言はく、「純黑なると少しく雜へたると何ぞ異と爲すに足らん」と。種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、諸比丘に告げたまはく、『今より諸比丘にして臥具を作らんに、[八七]「二分は純黑羺羊毛、第三分は白、第四分は下を用ふることを聽さん。十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、新臥具を作らんに、應に二分は純黑羺羊毛、第三分は白、第四分は下を用ふべし。若し是を過ぎて作らんに尼薩耆波逸提なり」と』。若し比丘、四十[八八]波羅臥具を作らんに、應に二十波羅は純黑、十波羅は白、十波羅は下を用ふべし。若し黑長ずること一波羅ならんに尼薩耆波逸提なり。餘は純黑羊毛臥具中に說けるが如し。

[八九]佛、拘舍彌城に在しき。爾の時跋耆諸比丘は是念を作さく、「佛は我等に二分は純黑羺羊毛、第三分は白、第四分は下を用ひて臥具を作るを聽したまへり」とて、便ち多く三色毛を乞うて自ら作り人をして作らしめ、所住の處に於て處としてあらざるはなかりき。諸居士來り看、見て問うて言はく、「此は是れ誰が物ぞ」。答へて言はく、「跋耆の比丘なり」。諸居士譏呵すらく、「……長鉢中に說けるが如し……」。長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、新臥具を作らんに、應に六年畜ふべし。未だ六年に滿たざるに若しは捨し、若しは捨せずして更に新臥具を作らんに尼薩耆波逸提なり」と』。[九〇]爾の時一比丘糞掃臥具の中利を見るを畜へしが、舍衛城より娑竭陀邑に至らんと欲せるも、臥具重くして持ち去くこと能はず、云何せんかを知らざりき。是を以て諸比丘に白し、諸比丘は將ゐて佛所に到り是を以て佛に

【八七】二分純黑羺羊毛・第三分白・第四分下。律部八、註(九の一五五—一五七)參照。

【八八】波羅(pala)。一鉢羅は四兩なり、律部十一、律二十二明了論の註(一二一)參照。

【八九】尼薩耆第二十四六年敷具戒。諸律第十四條なり。

【九〇】本文に爾時一比丘畜糞掃臥具見中利、從舍衞城至娑竭陀邑臥具重不能持去不知云何……とあり。後の文にも臥具重見中利不能捨復不能持去或は自畜臥具見中利今欲遊行其處……とあり。見中利の意味難解なり、四分律に有小因緣欲至人間遊行……とあるより推して中利とは大利に對する語なれば小因緣事の意ならんかと考へらるゝも、今は、まだ受用するに堪へ得る故に捨て難しとの意に解せり。

「憍賒耶」とは、蠶より作れる所の綿なり。「臥具」とは、臥褥……乃至、始めて成じて三たび振るも壞せざらんに名けて臥具と爲す。應に僧に捨與すべく、餘人に捨與するを得ず。僧は以て地に敷き、若しは繩牀及び臥床上に敷くなり。[八一]捨墮比丘を除ける餘の一切僧は[八二]次に隨うて坐臥するなり。心を發して作らんと欲し、及び方便せんに皆突吉羅、作り成ぜんに尼薩耆波逸提なり。自ら作らず人をして作らしめずと雖、他が施して而も受けんに尼薩耆波逸提なり。沙彌は突吉羅なり。

[八三]佛、拘舍彌城に在しき。時に衆多の[八四]跋耆子は純黑毛氈の光澤愛すべきを用ひて、皆悉く以て服飾臥具と爲しければ、跋耆の諸比丘も亦效うて之を作れり。時に諸居士は房に入りて觀見して便ち大に畏怖して是れ跋耆豪族の遊集なりと謂ひ、便ち行人に問ふらく、「此は是れ何等の貴人服飾なる」。答へて言はく、「貴人物には非じ、是れ跋耆比丘の許ならくのみ」。諸居士便ち譏呵して言はく、『諸比丘は國王の如く大臣の如く豪族の如し、車馬に乘ずる時に服飾する所たり。我れ聞く、「比丘は割截衣を著し無爲の道を求む」と、而るに今此の如し、沙門の行なく沙門の法を破れり』。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[八五]純黑糯羊毛にて新臥具を作らんに尼薩耆波逸提なり」と』。

「純黑」とは、生黑及び染黑なり。應に僧に捨與すべく、僧は以て繩牀・臥牀上に敷くなり、地に敷くを得ず。餘は憍賒耶臥具中に說けるが如し。

[八六]佛、拘舍彌城に在しき。爾の時跋耆諸比丘は黑羊糯毛の臥具に少しく白色及び下色毛を著れたるを作りて便ち言はく、「已に淨せり」と。時に諸長老比丘見て問うて言はく、「汝聞かずや、佛は純黑糯羊毛にて臥具を作るを制したまへるを」。答へて言はく、「聞けり、但、我已に白色及び下色毛を著

【八一】捨墮比丘。蠶綿にて作りて捨墮罪を犯ぜる褥を僧中に捨せる比丘。

【八二】次。夏數の次第。

【八三】尼薩耆第二十二黑毛敷具戒。僧祇第十一條、諸律第十二條なり、

【八四】跋耆子(Vajjiputta)。跋耆族の人々。

【八五】純黑糯羊毛(suddhakā-lakā eḷakaloma)。糯羊とは胡羊にして領の皮肉の垂れ下れる羊。

【八六】尼薩耆第二十三雜黑毛敷具戒。僧祇第十二條、諸律第十三條なり。

比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝は他に鉢を與へてより幾日して後鉢破れしや」。答へて言さく、「十日なり」。佛は少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、長鉢は乃し十日に至り、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」と』。

二鉢を得んに應に和尙・阿闍梨に問ふべし、「此二鉢は何者か勝れたる」と。若し和尙・阿闍梨にして善く分別せざらんには、應に各五日を用ひて自ら勝者を知りて受持し、不如の者は人に與ふべきなり。沙彌は突吉羅なり。

[七八] 佛、[七九] 阿茶脾邑に在しき。爾の時諸比丘は身の爲に [八〇] 憍賒耶臥具を作らんとて、自ら作り亦人をして作らしめ、自ら蠶を擔ひ亦人をして擔はしめ、自ら煮亦人をして賷らしめぬ。諸居士見て是言を作さく、「我等蠶を煮るに比丘も亦爾り、沙門釋子は我と何ぞ異らん。此等は常に衆生を慈忍せよと說きつゝ、而も今親しく自ら蠶を煮たり、沙門の行なく沙門の法を破れり」と。一比丘あり成擘せる野蠶綿を以て諸比丘を傭うて臥具を作り、綿少しく足らざりければ便ち綿家に到りて語げて言はく、「我が臥具の綿少し、少多を布施せよ」。彼人答へて言はく、「未だ成綿あらず」。比丘復言はく、「可しく我が爲に作るべし」。彼人卽ち比丘の前に於て蠶を煮て踊動して聲を作せるに、比丘教へて言はく、「湯中に按著せよ」と。彼人卽ち呵罵して言はく、「汝常に不殺生法を說きつゝ、而も今人をして殺生せしむ、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、新憍賒耶にて臥具を作らんに尼薩耆波逸提なり。」と』。

【七八】尼薩耆第二十一蠶綿敷具戒。僧祇律第十三條、諸律第十一條な。

【七九】阿茶脾邑。僧祇は毗舍離、有部は舍衞城、十誦は拘睒彌とせるも四分・五分・巴利は皆阿荼脾とせり。

【八〇】憍賒耶(kosəyya)。繭より作られたるもの、絹糸なり。

に至り、「是鉢を須ふるや不や」と問ふべきなり。若し「須ゐん」と言はんに、應に上座の鉢を取りて看るべし。若しは無(綴)鉢、若しは太だ大、若しは太だ小、若しは穿缺、若しは[七四]喎斜ならんには應に與ふべからず。若し五事なきには應に與ふべし。與へ竟りて上座の鉢を取りて行じ、第二上座より乃し新受具足戒人の前に至りて亦是の如くにし、僧應に最後鉢を取りて捨鉢比丘に與ふべきなり。若し行鉢して都べて人の取るなきには、還して之に與ふるを聽し、僧は應に教へ言ふべし、「此は是れ汝が鉢なり、好く之を愛護せよ、地に著くこと莫れ、用ひて糞掃を除くこと莫れ、用ひて[七五]殘宿食を盛ること莫れ、用ひて湯を煖むること莫れ、用ひて香を盛ること莫れ、用ひて藥を盛ること莫れ。是の如くに愛護して若し破れんには、汝更に乞ふことを聽さん」と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[七六]佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は多く諸鉢を得て、五六日用ひては便ち擧置し、是の如くして故鉢、處々に皆有りき。諸長者見て問うて言はく、「誰ぞ此を積聚せるは」。人あり言はく、「是れ跋難陀なり」。諸長者言はく、「沙門釋子は常に少欲知足を說けるに、而も今厭くこと無くして收斂積聚せること販賣人の如くたり、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[七七]長鉢を畜へて一宿するに至らんに尼薩耆波逸提なり」」と」。爾の時一比丘あり、獨二鉢を得て是念を作さく、「佛は我に長鉢を畜ふること一宿するをも聽したまはず」とて、卽ち一鉢を持して餘比丘に施し、施して後鉢破れたれば無鉢にて遊行せり。諸比丘問うて言はく、「汝先に二鉢を得たるに今何の故に無きや」。答ふるに上事を以てせしに、諸比丘は是を以て佛に白し、佛は是事を以て

【七四】 喎斜。喎は咼なり、口まがりて正しからざるなり。

【七五】 殘宿食。律部九、註(一七の一六)停食食の下參照。

【七六】 尼薩耆第二十長鉢戒。諸律皆第二十一條なり。

【七七】 長鉢(atirekapatta)。受持以外の餘分の鉢。受持とは受持作法を經て受持するなり、律部八、註(一〇の九五)參照。

へて言さく、「是なり」。諸比丘に告げたまはく、「無綴・一綴……乃至、四綴は是鉢にして五綴なるは非鉢なり。十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、鉢未だ[六七]五綴に滿たざるに、更に新鉢を乞ひ、好の爲の故ならんに尼薩耆波逸提なり。[六八]是鉢應に僧中に捨すべく、僧は應に衆中の[六九]最下鉢を取り、之に與へて語げて言ふべし、「汝、是鉢を受けて乃し破るゝに至れ」と。是法應爾なり』と。

「鉢」に三種あり、鐵鉢・[七〇]蘇摩鉢・瓦鉢なり。復、三種あり、上・中・下なり。上とは、[七一]三鉢他飯を受くるなり、下とは、[七二]一鉢他飯を受くるなり、中とは、上下の中(間)なり。「好の爲め」とは、牢きを求め勝れたるを求むるなり。若し已に無綴鉢……乃至、四綴鉢を有しつゝ、更に無綴……(乃)至、四綴(鉢)を乞うて得んには皆尼薩耆波逸提なり。若し已に無綴鉢……乃至四綴鉢を有しつゝ、更に五綴鉢を乞うて得んには皆突吉羅なり。「應に僧中に捨すべし」とは、所得の新鉢は應に衆僧に捨與すべく、一・二・三人に捨與するを得ず。捨法せんには應に僧中に到りて白言すべきなり、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、鉢あり未だ五綴に滿たざるに更に新鉢を乞うて捨墮を犯ぜり、今、僧に捨與せん、白すること是の如し」と。僧は應に白二羯磨して知法の比丘を差し、僧中に於て之を行ずべきなり。一比丘唱へて言はく、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、鉢未だ五綴に滿たざるに更に新鉢を乞ひ、今僧に捨與せり。僧は今某甲比丘を差して[七三]行鉢人と作さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、鉢未だ五綴に滿たざるに更に新鉢を乞ひ、今僧に捨與せり。僧は今某甲比丘を差して行鉢人と作さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘を差して行鉢人と作し竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是比丘應に唱へて諸比丘をして各鉢を持ち出さしめ、然して後捨する所の鉢を持して上座の前

【六七】不滿五綴。律部八、註(一〇の一〇八)減五綴の下參照。
【六八】五分比丘尼廣律及び戒本には以下の戒文を出さず。大正藏にこの文を尼薩耆波逸提の下に屬せずして改行せるは誤まれり。
【六九】最下鉢(pattapariyanta)。上中下三種の下鉢意にあらず、比丘中の最下座なる比丘の鉢なり。
【七〇】蘇摩鉢。蘇摩國に產する貴價の鉢なり。僧祇律・四分律には諸國の鉢名を列ぬるもその地理的位置明かならず。律部八、註(一〇の九六)參照。
【七一】三鉢他飯、律部八、註(一〇の一〇一)阿羅の下參照。
【七二】一鉢他飯。律部八、註(一〇の一〇四)參照。
【七三】行鉢(Pattagāhāpaka)。律部八、註(一〇の一一七)參照。

是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、前後安居して十日未だ自恣に至らずして急施衣を得んに、若し須ゐんには應に受けて乃し衣時に至るべし、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」と』。「急施衣」とは、若しは軍行、若しは垂產婦の是の如き等の急時の施にして、時を過ぎては復施さゞるなり。「衣時」とは、迦絺那衣を受けたる時にして、迦絺那衣を捨し已らんに非衣時と名く。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

六五 佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は一估客より非時に鉢を乞はんとて語げて言はく、「我今須うれば可しく以て與へらるべし」。答へて言はく、「大德、小らく待て、今諸估客は會せり、若し及ばざらんには金錢五百を罰せられん」。跋難陀言はく、『我れ聞く、「汝精進して行道に供給せり」と』。而るに今云何が功德業を捨てゝ俗事を先にせんとせる』。估客聞き已りて是念を作さく、「正しく罰せられしむとも、要らず當に先に施すべし」とて、便ち爲に鉢を買ひ之に與へて乃し往きしに、遂に期に及ばざりき。衆人見已りて皆言はく、「應に罰すべし」と。估客言はく、「我れ私を以てして衆人の制に違せるには非じ、沙門は我より鉢を乞ひ、捨つるを得ること能はず、故に及ばざりしのみ」。佛法を信樂せざる者は皆言はく、「一沙門の爲に衆制に公違せるは正に應に苦罰すべきなり」とて、卽ち便ち之を罰しぬ。估客既にして罰せられ已るに便ち瞋恚して言はく、「沙門釋子は時宜を知らず、小らく待た(しむ)るに肯んぜずして我をして罰せられしめぬ」。諸人も種々に譏呵すらく、『此輩の沙門は常に「時を知り、少欲知足なり」と說きつゝ、而も今非時に強ひて人より乞へり、沙門の行なく沙門の法を破れり』と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に問ひたまはく、「意に於て云何、鉢に綴なきは六六是鉢なりや不や」。答へて言さく、「是なり」。復問ひたまはく、「一綴……乃至、五綴なるは是鉢たりや不や」。答

【六五】尼薩耆第十九乞新鉢戒。諸律皆第二十二條なり。

【六六】是鉢。非鉢に對する語、沙門の受用に相應する鉢なり。

に告げたまはく、「今より安居內に於て安居施を受くるを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」と。爾の時、波斯匿王は邊境に賊ありければ、乙師達多[60]と、富蘭那[61]とを遣して往いて之を討伐せしめしに、二人共に議すらく、「我等今行かんに或は能く命を沒せん、當に共に物を出して比丘に供養すべし」と。卽ち財物を持して比丘の所に詣り語げて言はく、「我今賊を討たんとす、恐らくは還るを得ざれば此物を以て施さん、願はくは爲に之を受けたまはんことを」と。諸比丘是念を作さく、「世尊は我等に安居內に安居施を受くることを聽したまはざれば、知らず云何せんかを」。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて阿難に問うて言はく、「自恣[62]まで幾日餘れりや」。答へて言さく、「十日を餘せり」。佛種々に少欲知足を讚じ、戒を讚じ、持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に前後安居して未だ自恣に至らざること十日ならんに、急施衣[63]を受くるを聽さん」と。佛既にして急施衣を受くるを聽したまふや、諸比丘便ち常に畜へて受持せず、人に施さず、淨施せずして、重きを擔ぎ衣を擔うて處々に遊行せり。諸長老比丘見て問うて言はく、「汝聞かずや、佛は長衣を畜ふることを制したまへるを」。答へて言はく、「佛は制したまふことありと雖、而も急施衣を受くるを聽したまへり」。諸比丘又問ふらく、「汝等は常に急施衣を畜へて受持せず、人に施さず、淨施せざりしや」。答へて言はく、「是の如し」。諸長老比丘種々に呵責して是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より常に急施衣を畜へて受持せず、人に施さず、淨施せざるを聽さず。[64]衣時に至るを聽す」と。既にして衣時に至るを聽したまひしに、諸比丘は猶ほ衣時を過ぎて畜へければ、長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より

【六〇】乙師達多(Isidatta)。
【六一】富蘭那(Purāṇa)。兩人共に波斯匿王の將臣にして信佛の念厚かりき。四分律（一五）には二人は兄弟なりとせり。
【六二】自恣。律部八、註（四の二四八）參照。
【六三】急施衣(accekacīvara)。律部八、註（一一の五八）參照。
【六四】衣時。律部八、註（一一の六〇）參照。

施さんことを許へる者あらんには、知識比丘應に爲に往いて語言すべし、「今是れ雨浴衣を縫ひ・染め・作すの時なり」と。若し得んには善し、若し得ざらんには應に更に爲に語ぐべし、「諸處皆已に雨浴衣を縫ひ・染め・作せり」と。若し得んには善し、若し得ざらんには復應に爲に語ぐべし、「汝先に某比丘に雨浴衣を與へんことを許へり、今正に是れ時なり」と。若し得んには善し、若し得ざらんには彼比丘は應に更に餘處に乞ふべきなり。畜ふること[五六]八月半に至り、百三十五日持するなり、[五七]若し此を過ぎんに、餘衣と作して受持せず、人に施さず、淨施せざらんに突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。

[五八]佛、舍衞城に在しき。爾の時六群比丘は估客村に到りしに、估客言はく、「長老、此に住まりて安居せよ、我等行より還りて當に安居物を施すべし」。六群比丘言はく、「我をして住まらしめんと欲せんには、便ち可しく我に施すべし、我れ安居中に衣と作し、安居竟るに著して佛を問訊せん」。估客共に議すらく、「我等先に安居物を施さんに、比丘は當に住すべく、家中の大小は法言を聞くを得、[五九]八分戒を受けて身口意を淨めん」と。便ち物を斂めて之に與へ、然して後乃し行きぬ。時に六群比丘は安居施物を得たるに、估客去いて後便ち餘處に至れり。時に諸估客は利を得て還歸して家人に語げて言はく、「我先に諸比丘に安居物を施せりと雖、今既にして利を得て安隱に來り還りたれば當に更に供養すべし、汝等意を安んじて聽法せよ」と。家人答へて言はく、「諸比丘は行いて後便ち去れり」。諸估客更に近處に於て諸比丘を請ぜしに、諸比丘答へて言はく、「汝可しく先に請ぜる所の者に供養すべし、我等は汝の供養を受くるを得じ」。時に諸估客便ち瞋恚して言はく、「我れ本自ら施せるは此に住まりて安居すればなり、物を受けつゝ而も去れるは偸と何ぞ異らん」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘

【五六】八月半。四月一日より雨浴衣を受用して八月十五日に捨する故に、四ヶ月半即ち百三十五日の間受用するなり。

【五七】本文に若過此不作餘衣不受持不施人不淨施突吉羅とあり。宋・元・明・宮本によりて不受持の不の一字を削除せり。

【五八】尼薩耆第十八急施衣戒。四分・巴利・僧祇第二十八條、其他は第二十七條又は二十六條なり。

【五九】八分戒 (aṭṭhaṅgika-uposatha)。八齋戒なり、律部八、註(四の一五〇)參照。

さん、『彼比丘は必らずや曾て我が……乃至、一種供養を受けしならん』と。便ち歡喜を生じ、善根を增益せん』と。是に於て世尊は毗舍佉に語げたまはく、「汝に八願を聽さん、[五二]一願は得べからじ」。時に毗舍佉は小牀を取りて佛前に於て坐するに、佛爲に[五三]隨喜偈を說きたまはく、

「歡喜して飮食を　佛及び聖弟子に施さんに　福を設けて慳貪を破り　報を受けて常に欣樂せん。天に生じては壽命長く　此に還りては染塵を離れ　行法の大果として　長く淨天の樂に處らん。」

爾の時世尊は更に爲に種々の妙法を說き、示敎利喜して祇洹に還りたまひ、諸比丘を集めて少欲知足を讚じ、戒を讚じ、持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘は雨浴衣を受け、諸比丘尼は水浴衣を受け、隨病藥・隨病食・看病人食・客比丘食・遠行比丘食及び粥を受くるを聽さん」と。時に諸比丘は是念を作さく、「佛は我等に雨浴衣を畜ふるを聽したまへり」とて、便ち常に乞畜して受持せず、人に施さず、淨施せず、重きを擔ぎ衣を擔ひて行けり。諸比丘見て問うて言はく、「汝聞かずや、佛は長衣を畜ふることを制したまひしを」。答へて言はく、「佛は制したまふことありと雖、而も雨浴衣を畜ふるを聽したまへり」。諸比丘又問ふらく、「汝等常に雨浴衣を畜へて受持せず、人に施さず、淨施せざるや」。答へて言はく、「是の如し」。諸長老比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、[五四]春餘一月に應に雨浴衣を求むべく、[五五]餘の半月に應に持つべし。若し未だ一月に至らざるに求め、半月より先に持たんに尼薩耆波逸提なり」と』。

「雨浴衣」とは、雨浴時に用ひ、夏浴時にも亦用ふるなり。若し春餘一月に至りて、先に雨浴衣を

註（四の六七―七二）參照。

【五二】一願は得べからずとは、第九の盡命に如來に衣食湯藥を施しまつらんとの願なり。

【五三】隨喜偈（anumodana）。律部八、註（一一の八七）咒願の下參照。

【五四】春餘一月。三月十六日より四月十五日までなり。律部八、註（一一の二〇）春殘一月の下參照。

【五五】餘半月。四月一日より四月十五日までなり。律部八、註（一一の二一）半月の下、及び（一一の二三）殘半月の下參照。

を聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の諸比丘尼に水浴衣を供給せん』と。又言さく、『佛は三種の病ありと說きたまへり、「一種は藥を得るも藥を得ざるも死なん、二種は藥を得るも藥を得ざるも差え、三種は藥を得んに差え藥を得ざらんに死なん」と。願はくは諸比丘に諸藥を服せんことを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の諸比丘に[四〇]藥を供給せん』と。又言さく、『佛は三種の病を說きたまへり、「一種は[四一]隨病食を得るも隨病を得ざるも死なん、二種は隨病食を得るも隨病食を得ざるも活き、三種は隨病食を得んに活き隨病食を得ざるに死なん」と。願はくは諸比丘に隨病食を食せんことを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の諸比丘に隨病食を供給せん』と。又言さく、「看病人にして若し乞食せんに則ち所廢あらん。願はくは諸比丘に[四二]看病人食を受くることを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の看病人に食を供給せん」と。又言さく、「客來比丘行路して疲極し、始めて至りて何處に食を乞ふべきかを知らざれば、願はくは諸比丘に我が[四三]客比丘食を受けて疲極を息め乞食處を知らしめんことを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の客比丘に食を供給せん」と。又言さく、「若し遠行比丘あり村に入りて乞食せんに、便ち伴に及ばずして逈追中に至り、或は八月賊に遇ひ、或は道徑を失せん。願はくは遠行比丘に我が[四四]遠行食を受くるを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の遠行比丘に食を供給せん」と。又言さく、『我れ聞く、「世尊は[四五]阿那頻頭國にて諸比丘に粥を食するを聽したまへり」と。願はくは諸比丘に我粥を受くるを聽したまはんことを。我亦盡命に舍衞城の諸比丘に[四六]粥を供給せん』と。又、佛に白して言さく、「願はくは世尊、我が盡命の[四七]衣食湯藥を受けたまはんことを」と。佛、毗舍佉に問ひたまはく、「汝何の義利を見て是九願を索むるや」。答へて言さく、『此國は當に諸方の比丘ありて來りて世尊を問訊すべし。若し「彼處の某甲比丘は命過せり[四八]須陀洹・[四九]斯陀含・[五〇]阿那含・[五一]阿羅漢を得たり」と云はんに、我當に之に問ふべし、「彼比丘は曾て此に來りしや不や」と。答へて「曾て來れり」と言はんに、我れ是念を作

【四〇】藥（gilānabhesajja）。第三願病比丘藥なり。
【四一】隨病食（gilānabhatta）。病に祖應する食、第四願なり。
【四二】看病人食（gilānupaṭṭhākabhatta）第五願なり。
【四三】客比丘食（āgantukabhatta）。第六願なり。
【四四】遠行食（gamikabhatta）。第七願なり。
【四五】阿那頻頭國（Andhakavinda）。四分（一〇）巴利（mv.8.15.10）共に此邑にて粥を聽したまへりとせり。（mv.2.12.1）には此邑より王舍城へ布薩に赴かんとせる途中にて河を渡りて法衣濕ひしため同一結界地内にては不失衣界と定むとの制定あり。されば王舍城を去ること三由旬以内にある村なりと推せらる。
【四六】粥（dhuvayāgu）。常恒粥なり、第八願。
【四七】衣食湯藥（cīvarapiṇḍapāta gilānapaccayabhesajja）。第九願なり。
【四八】須陀洹（sotāpattiphala）。
【四九】斯陀含（sakadāgāmiphala）。
【五〇】阿那含（anāgāmiphala）。
【五一】阿羅漢（arahattaphala）。四沙門果の解釋は律部八、

滿てる外道は今復見えず」とて、即ち便ち還歸して復白すること是の如くせり。毗舍佉復是念を作さく、「必らず是れ比丘なり、浴し竟りて宴息せるなり」と。復更に遣して言はく、「汝可しく門に入り庭中に於て唱ふべし」。即ち復敎を受けて祇洹門に入り庭中にて之を唱へしに、佛は唱聲を聞しめして諸比丘に告げたまはく、『毗舍佉は已に「時到れり」と白せり、汝等皆衣を著し鉢を持して共に彼請を受けよ』と。諸比丘は勅を奉じて盡く普會講堂に集まるに、婢方に前に進みて更に佛に白して言さく、「食具已に辦れり、唯聖、時を知りたまはんことを」。佛言はく、「汝可しく先に去るべし、當に後に隨うて到るべし」。是に於て世尊は力士の、伸べたる臂を屈する頃の如くに、諸比丘と與に普會講堂より沒して毗舍佉が敷く所の座上に踊出したまひて衣服濕はざりき。毗舍佉は佛及び僧の忽然として座に在りて衣服濕はざるを見て是念を作さく、「我れ善利を得ん、是の如き聖師及び聖弟子に供養せんには。天雨洪注せるに而も衣服濕さゞりき」と。歡喜踊躍して種々の美食を手づから自ら之を下き、食畢りて水を行し、叉手合掌して一面に在りて立ちて佛に白して言さく、「願はくは世尊、我に[三三]願を與したまはんことを」。佛、毗舍佉に告げたまはく、「佛は世間に於て[三四]諸願永く離れたり」。毗舍佉復白して言さく、「願はくは佛、我に[三五]清淨可得の願を與したまはんことを」。佛言はく、「大に善し」。毗舍佉、佛に白して言さく、『世尊、我れ晨朝に婢を遣して「食具已に辦はれり」と白さしめしに、諸比丘皆裸形浴せるを見て便ち還りて我に語ぐらく、「祇洹の中は盡く諸外道にして比丘あることなし」と。世尊、云何が比丘にして和尙・阿闍梨の前に於て裸形浴せる。願はくは佛、諸比丘に[三六]雨浴衣を畜ふることを聽したまはんことを。我當に盡命に舍衛城の諸比丘に雨浴衣を供給すべけん』と。又言さく、『我れ近ごろ小緣にて[三七]阿夷羅河に至りしに、諸比丘尼の河中に在りて裸形洗浴せるを見たり。時に人之を見て咸く[三八]形笑して言はく、「女人は衣を著するも猶ほ尙ほ好なし、況んや出家人にして裸形體なるをや。願はくは佛、亦諸比丘尼に[三九]水浴衣を畜ふること

【三三】願(Vara)。
【三四】諸願永離(atikkantavarā)。
【三五】淸淨可得(kappiya)。正しき相應せる(願)の意。五分律に九願とせるも四分・巴利共に八願(aṭṭha varāni)とせり。
【三六】雨浴衣(Vassikasāṭikacīvara)。雨に浴する時に着する衣。第一願なり。
【三七】阿夷羅河(Aciravatī)。舍衛城の東を流るゝ河。
【三八】形笑。毀呰し笑ふなり。
【三九】水浴衣(udakasāṭikā)。比丘尼が河中に浴する時の衣。第二願なり。

て恐怖あらば、一々衣を寄ねて界内白衣家に著くを聽さん。若し因縁ありて界外に出でんに、此衣を離れて宿すること乃し六夜に至り、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」と』。

「安居三月」とは、前安居なり。「未滿八月」とは、後安居なり。「一々衣」とは、若しは僧伽梨、若しは優多羅僧なり。所重に隨うて一衣を寄ねよ。安陀會を寄ぬるを得ず、身に著するを以ての故に。禮拜・入僧・乞食に單著するを得ざるが故に、二を寄ぬるを得ざるなり。「因縁ありて界外に出でて六宿す」とは、若し塔事・和尚阿闍梨(事)及以他事ありて、一々衣を白衣家に留めて界外に出でんに、極まること六宿に至るなり。若し一宿二宿……乃至、五宿して事訖りつゝ、還らさらんに突吉羅なり。

沙彌は突吉羅なり。

三〇 佛、舍衛城に在しき。爾の時、[三一]毘舍佉鹿子母は佛及び僧に明日、食を設けんことを請ぜり。其日正に遇天恐怖して雨し、其兩力士の、伸べたる臂を屈する頃の如くに便ち一鉢に滿ち、地、此水を受くること一渧の油の熱沙聚に落つるが如くにして、若し爾らさらんには浩く大海を成ぜしならん。佛、諸比丘に告げたまはく、「如今、祇洹中雨りて遍し、[三二]閻浮提も亦復是の如くなり、汝等可しく出でて中に於て洗浴すべし、此は是れ最後平等の雨なり」と。諸比丘は卽ち雨中に出で裸形にて浴せり。時に毘舍佉は婢を遣して佛に白さしむらく、「食具已に辦はれり」。婢、祇洹に至り、諸比丘皆裸形浴せるを見て是念を作さく、「此は是れ外道にして是れ比丘には非じ」とて、還りて白するに是の如くせり。毘舍佉是念を作さく、「必らず是れ比丘にして露地に洗浴せるを、癡婢知らずして是れ外道なりと謂ひしなり」と。卽ち復遣して言はく、『汝、祇洹門に至りて是の如きの唱を作せ、「食具已に辦れり、唯聖、時を知りたまはんことを」と』。婢卽ち復往いて祇洹門に至り、勅の如くに唱へんと欲せしに、時に諸比丘は浴し竟りて房に還り一人をも見ざりければ、復是念を作さく、「向の中に

【三〇】尼薩耆第十七雨浴衣戒。四分・解脫第二十七條、巴利第二十四條、十誦・有部第二十八條、僧祇第二十五條なり。

【三一】毘舍佉鹿子母因緣。雨浴衣を緣として八種常恒施を請願せる因緣なり。巴利律にはこの戒の下にその因緣を記さず Mv. 8.15 に引用せり。律部八、註(一一の一七)參照。

【三二】閻浮提。律部八、註(一の一六一・四の一七七)參照。

賊即ち之を殺して血を須うるは血を取り、肉を須うるは肉を割きぬ。餘の死せざりし者は是念を作さく、「世尊若し我等に[二八]滿八月日まで、一々衣を寄ねて界內白衣家に著くことを聽したまはんには、此難に遭はざりしならん」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸の阿練若處比丘に聽さん

[二九]安居三月未滿八月に一々衣を寄ねて界內白衣家に著きて離宿せんに無罪なり」と。諸比丘あり聚落に近く住しつゝ、亦一々衣を寄ねて界內白衣家に著きて離宿せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「聚落に近く住しつゝ衣を離れて宿するを聽さず」と。復比丘あり、阿練若にして恐怖なき處に於て衣を離れて宿せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「亦、阿練若にして恐怖なき處にて衣を離れて宿するを聽さず、恐畏ありやと疑ふことあらんに、然して後乃し聽さん」と。時に諸比丘は衣を他家に寄ねつゝ、都べて往いて視ざること日久しくして、濕穢し虫嚙し腐爛せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「應に往視して曬すべし」。時に諸比丘は便ち數々往きしに、居士は惡厭せり。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛言はく、「十日に一視するを聽す」。時に諸比丘は僧事・塔事・和尙阿闍梨事・及以他事ありて、須らく界外に出づべかりしに、衣の爲の故に敢て出でざりき。是を以て佛に白すに、佛言はく、「若し事要ありて須らく自ら界外に出づべからんには、衣を離れて一宿するを聽さん」。諸比丘は界外に出でて一宿せしに、其事未だ畢らざりければ、復還りて佛に白すに、佛言はく「六宿するを聽さん」。既にして六宿を聽したまひしに諸比丘は便ち麁弊衣を著し行いて六宿を過えたる者ありき。長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、阿練若處に住せんに、安居三月未滿八月に、若し處とし

【二八】滿八月日。本文に未滿八月日とあるも宋・元・明・宮本には滿八月日とあれば今改めたり。滿八月(kattikapuṇṇama)日とは八月十五日滿月の日までとの意なり。

【二九】安居三月未滿八月。七月十五日に前安居三月竟るも、後安居者は未だ八月を滿ぜざれば歲を得ざる故に其間靜修する者に於てはとの意なり。十誦律には若比丘三月過未レ至二八月一未レ滿レ歲とあり。有部律には若復衆多苾芻在二阿練若處一住作二後安居一有二驚怖畏難處一とあり。四分律には若比丘夏三月竟後迦提一月滿サントテ在二阿蘭若一有二疑恐懼一處住とあり。何れも後安居者に就てなり。故に本律の註解にも未滿八月者後安居とあるなり。されば巴利戒文にもupavassaṃ kho pana kattikapuṇṇamaṃ yāni kho pana tāni…(安居過ぎて後、迦提月滿ずるまでそれまでは…)とあり。

して、乃し六夜に至るを聽さん」と。時に諸比丘は復六夜を過えぬ。長老比丘種々に呵責し是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘病みて四種含消藥、酥・油・蜜・石蜜を服せんに、一たび受けて乃し七日に至るを得ん、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」』。

若し一日に得て受け、二日に更に得て受け、七日に至りて更に得て受けんに、留めて八日明相出時に至らんには、皆尼薩耆波逸提なり。應に白して僧に捨與し僧は白衣・沙彌に捨與し、若しは用ひて燈を然し、若しは用ひて足に塗るべきなり、唯、捨藥比丘は用ふるを得ず。一切比丘は噉ふを得ず。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[二六]佛、舍衞城に在しき。爾時、[二七]八月賊あり、常に人を伺捕し殺して以て天を祠りければ、一切人民及び諸比丘驚怖せざるはなかりき。祠日至るに垂んとして未だ獲る所あらざりしかば、賊共に議して言はく、「阿練若處には必らず比丘あれば、之を取へんに得易からん」。卽ち一處に往きしに、諸比丘聞いて各各逃走して賊は得る所なかりき。復共に議して言はく、「當に餘處に至るべし、懈惰して以て祠日を失するを得ざれ」。時に彼衆中に一の罷道者あり、衆人に語げて言はく、『我れ聞く、「佛の敎には比丘は衣を離れて一宿するを聽さゞれば、但共に之を守らんとて曉に向ふに必らず還るなり」と』。衆人言はく、「若し彼還らざらんには便ち當に汝を殺すべし、汝若し恨まずんば吾等當に住まるべし」。答へて言はく、「甚だ善し」。是に於て群賊便ち住まるに、時に諸比丘は離衣宿罪を犯ぜんことを懼れて後夜に悉く還りければ、賊問うて言はく、「汝は吾已に去れりと謂ひしや」。答へて言はく、「我れ汝の在るを知れるも、佛は我に離衣宿を聽したまはざれば是故に還れるのみ」。

【二六】尼薩耆第十六阿練若離衣戒し四分・巴利・僧祇第二十九條、其他の諸律は第二十七條若しは第二十八條なり。
【二七】八月賊(kattikacoraka)ステッド氏巴利辭典には安居竟りて比丘等は多くの衣物の分配を受くれば、その時を伺ひて比丘を襲ふを八月賊といふとあり、然れども本律の記によるに天を祠る爲の犧牲にせんとて人を殺すを八月賊とする故に强ち衣物を奪ふ目的のみにはあらざるなり。

言はく、「王に由れり」。畢陵伽即ち爲に滅し已り飛びて王所に往いて空中に住するに、時に王は高樓上に在り、見て卽ち作禮して問うて言はく、「大德、何を以ての故に來れる」。答へて言はく、「守園人繫られて獄に在れば、我が來れる所以なり、願はくは爲に放し出さんことを」。王言はく、「彼人は好伏藏を得たり、若し以て我に示さんに乃し出づるを得んのみ」。畢陵伽言はく、「我れ草を結ひて作せるなり、是れ伏藏には非じ」。王言はく、「草を結ひて金と作さんこと、是處あることなけん」。時に畢陵伽は便ち杖を以て王の樓柱を叩き、卽ちに化して金樓を成じて問うて言はく、「王よ、此の高樓は何物を用ひて作れる」。王見て歡喜し、卽ちに勅して之を放せり。畢陵伽は是の如くに展轉して四たび神足を現ぜしに、時に諸人民は[一五]神變を聞見して佛法衆に於て信樂心を生じ、僧に[一六]前食・後食・[一七]怛鉢那・[一八]非時漿・洗浴衆具・塗身塗足及び然燈油を施しぬ。爾の時衆僧多く[一九]生[二〇]熟の酥・[二一]油・[二二]蜜・[二三]石蜜を得て、食盡くすこと能はずして積聚して地に在きしに、處々に流漫して衣服牀席・臥具を汚涅せり。諸居士見て問うて言はく、「此は是れ誰が物なりや」。人あり答へて言はく、「是は沙門釋子の稸積せる所なり」。諸居士言はく、「沙門釋子は自ら節食せりと言ひつゝ、積聚すること此の如くにして意を恣にして之を噉ふなり。此等は解脫を求め生老死を離れんが爲なるに、而も今は但此の如きの美味を求むるのみ、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等は實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より[二四]宿受の酥・油・蜜・石蜜を食するを聽さず、犯ぜんには突吉羅なり」。[二五]時に衆多比丘病みたるに、淨人を得て從うて日々に受くること能はず、亦錢直なく、又買處もなかりければ、諸比丘は云何すべきかを知らざりき。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて、諸比丘に告げたまはく、「今より諸病比丘には宿受の酥・油・蜜・不蜜を食

【一五】神變(iddhipāṭihāriya)。
【一六】前食・後食。律部九、註(一六の一一・二〇の八九)參照。
【一七】怛鉢那(tappana)。乳粥又は和麨なり。律部十、註(二八の四七)哆波那食の下參照。
【一八】非時漿。律部八、註(三の四二・六八)夜分藥の下參照。
【一九】生酥(navanīta)。
【二〇】熟酥(sappi)。
【二一】油(tela)。
【二二】蜜(madhu)。蜂蜜なり。
【二三】石蜜(phāṇita)。律部八、註(一〇の一八四)黑石蜜の下參照。
【二四】宿受。一宿を經たる、卽ち昨日受けたる酥・油・蜜等との意なり。
【二五】本文に時衆多比丘病不能得淨人從日々受亦無錢直…とあり。

て語げて言はく、「天下に二種の金ありて勝る、[一三]閻浮檀金と及び神足の化する所となり、汝可しく此を持ちて女に與へて著けしむべし」。彼女得已りて極大歡喜し、便ち著けて出入するに人羨まざるはなかりき。時に一人あり、見て憎嫉を生じて卽ち瓶沙王に白して言さく、「某村某家は好き伏藏を得たり、其女の著くる所の華鬘は天下に比なけん、大王が[一四]後宮にも未だ有らざる所なり」。王卽ち呼びて語ぐらく、「汝、伏藏を得たらんには可しく以て我に示すべし」。答へて言さく、「我實に得ざるなり」。王復問ふらく、「汝が女の著くる所は何處にて之を得たりや」。答へて言さく、「是れ畢陵伽が草を結ひ一化作せるなり」。王は是語を聞いて極めて大に嗔り恠しむらく、「云何が草を化して金鬘を成ずるを得ん」。便ち有司に勅し收繫して獄に著きぬ。畢陵伽は後の時復彼村に至りしに、先なる女人の方に大啼哭せるを見て問うて言はく、「汝今何の故にか復大啼哭せる」。答へて言はく、「家親、獄に在ればなり」。問うて言はく、「何等の罪を爲せりや」。答へて言はく、「大德が金華鬘を施せるに由りてなり」。語げて言はく、「哭すること莫れ、我當に汝が爲に尋いで出づるを得せしむべし」と。畢陵伽卽ち便ち先に典獄官所に往きしに、典獄官見て皆問訊して言はく、「大德、何の故にか枉屈して此に來れる」。答へて言はく、「守園人繫られて獄に在れば、我が來る所以なり、汝今爲に之を放し出すべきや不や」。答へて言はく、「此人は好伏藏を得つゝ以て王に示さゞりき。若し以て王に示さんに乃し出づるを得べし」。畢陵伽言はく、「我れ草を結ひて作せるなり、是れ伏藏には非じ」。彼人言はく、「草を結ひて金と作さんこと、是處あることとなけん」。畢陵伽卽ち其の所坐を變じて皆金牀と作して語げて言はく、「汝今自ら何座に坐せるかを見よ」。卽ち皆自ら金牀上に坐せるを見て便ち大に惶怖し、下牀叩頭して(言はく)、「願はくは垂恕せられんことを、速に爲に之を解きたまへ、若し王にして我れ金牀上に坐せるを聞かんに、必らず重く罪せられん」。畢陵伽言はく、「守園人を放せ、然して後に汝を解かん」。彼言はく、「此には由を見ず」。問うて言はく、「誰にか由る」。答へて

【一三】　閻浮檀金(Jambunada-suvaṇṇa)、閻浮那提金にして、閻浮樹の下に河あり閻浮檀といふ、此河中より金を出す故に閻浮河金ともいふ。

【一四】　後宮(antepura)。

那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若しは僧に白して僧與へんに、若しは施主自ら僧に與へんと欲する物を廻らして已に與へんには不犯なり。

[九]佛、王舍城に在しき。爾時、畢陵伽婆蹉は[一〇]楞求羅山に住し、空中に飛在して所住の房を塗灑せり。時に瓶沙王往いて彼山に至りしに、畢陵伽は王の來るを見て忽ち還りて地に在りて白して言さく、『何の故にか自ら作せる、「善來大王、可しく此坐に就かるべし」。王坐し已りて問うて言はく、「何の故にか自ら作せる、守園人なきや」。答へて言はく、「無し」。王即ち一臣に語ぐらく、「可しく此比丘に守園人を給すべし」。畢陵伽言はく、「佛は、我に守園人を畜ふることを聽したまはず」。王言はく、「可しく以て佛に白すべし」。王去りて後便ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、少欲知足を讃じ、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より諸比丘に守園人を畜ふることを聽さん」。王所勅の臣は佛法を信樂せざりければ竟に之に與へず、畢陵伽も亦從ひ索めざりき。後の時、衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せしに、王は群臣と與に樓上より遙に見て便ち是念を生ずらく、「我先に彼比丘に守園人を許ひしも、知らず、得たりや未やを」。即ち前の所勅の臣に問ふに臣言はく、「未だ與へざりき」。王復問うて言はく、「吾勅してより來幾日なりや」。臣言はく、「已に五百日なり」。王言はく、「此日數に隨うて之に與へよ」。大臣教を奉じて即ち五百家々の一人を以て之に與へぬ。時に五百家は日に一人を差して、房舍を掃除し所爲を承受せり。時に彼村人、[一一]節會日に至り、男女莊飾し衣服璨麗にして出で行いて遊戲せしに、一貧女あり行りて大啼哭せり。時に畢陵伽は村に入りて乞食せしに、女の啼哭せるを見て其母に問うて言はく、「汝が女何の故に啼哭すること是の如きや」。答へて言はく、「今日諸人は皆服飾を盛ひ出で行いて遊戲せるに、我家、貧窮にして人に及ばず、是を以て悲哭せるのみ」。時に畢陵伽は牛の、草を噉へるを見て其母に語げて言はく、「少草を取り來れ」。即ち取りて之に與ふるに、畢陵伽は便ち草を結びて一一の[一二]金華鬘を變成し、彼女の母に與へ

【八】 尼薩耆第十五長藥戒。四分第二十六條、巴利・僧祇第二十三條、其他の諸律は第三十條なり。

【九】 畢陵伽婆蹉（Pilinda-vaccha）。この戒緣起につきては巴利と五分と最も善く一致せり、律部八、註（一〇の一三〇）參照。

【一〇】 楞求羅山。王舍城五山の一にはあらず。本律第十八卷にも此語あるも、宋・元・明・宮本には慢求羅山とせり。巴利律には Rājagahe pabbhāraṃ sodhāpeti leṇaṃ kattukāmo（王舍城のほとりにて巖室を作らんとて洞窟を掃はしめたり）とあるのみ、山名を出さず。五分律は空中に飛在して自ら塗灑せる記述と巴利律の人をして掃はしめたる記述とは相違せり。五分律の記は誇大なり。

【一一】 節會日（Ussava）。

【一二】 金華鬘（Suvaṇṇamālā）。

言はく、「我等今日、食備はらざるなきに、某等故なくして僧物を持施して獨一人に與へければ、此達[五]嚫を闕けり、寧んぞ慚愧なからんや」。諸比丘問ふらく、「汝等竊語せるは何の所說と爲すや」。具に事を以て答ふるに、諸比丘種々に跋難陀を呵責すらく、「汝愚癡人、云何が僧物を迴與して自ら以て己に入れたる」。爾の時、世尊は諸居士の爲に妙法を說き已り、坐よりして起ち去りたまへり。諸長老比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、僧物を迴與して己に入れんに尼薩耆波逸提なり」と』。諸比丘ありて是れ僧に與ふる物なるを知らずして、迴らして以て己に入れしに、後に知りて慚愧を生じ、或は已に悔過せり。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に語げたまはく、『若し僧に與ふる物なるを知らずして、迴らして己に入れて捨墮を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、檀越の僧に與へんと欲する物なるを知りつゝ、迴らして以て己に入れんに尼薩耆波逸提なり」と』。

「知りて」とは、若しは自ら知り、若しは他よりして聞くなり。「僧に與へんと欲する物」とは、若し人發心して是語を作すなり、「我當に此物を持ちて彼衆僧に與へん」と。若し僧に與へんと欲する物を迴らして、餘人に與へんには波逸提なり。餘僧・比丘尼僧・二部僧[六]・四方僧[七]に與へ、塔に與へんに皆突吉羅なり。若し比丘尼僧・二部僧・四方僧に與へんと欲する物を迴らさんにも亦是の如し。若し塔に與へんと欲する物を迴らして己に入れ、比丘僧・比丘尼僧・二部僧・四方僧・餘人・餘塔に與へんには皆突吉羅なり。若し人に與へんと欲する物を迴らさんにも亦是の如くにして、……乃至、此畜生に與ふる一摶飯を迴與して彼畜生に與へんにも亦突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩

【五】　達嚫(dakkhiṇā)。檀親ともいひ財施の義なり。また右手の義なり、右手を以て施物を受くる故なり。然るに食後の說法を達嚫とせり、これ財施の義を轉じて法施とせしなり。咒願と同じきも咒願は別して所爲を述べ、達嚫は通じて說法するをいふ。

【六】　二部僧(ubhatosaṃgha)。比丘・比丘尼の二部僧伽なり。

【七】　四方僧　律部九、註(一四の一四〇)參照。

卷の第五

[一]初分第四　三十捨墮法の二

[二]佛、王舍城に在しき。爾の時衆多居士は共に佛及び僧を請ぜんとせしに、其中に薪を破る者水を取る者・地を掃灑する者・坐具を敷く者・華を敷く者・高座を敷く者・食を辦具する者ありき。時に跋難陀は晨朝に衣を著し鉢を持して、先に請家に往いて諸人の所に至り、其の所爲に隨うて之を讃歎し、復語げて言はく、「汝今作す所に歡喜して善好なり」。諸人言はく、「我實に歡喜して諸の供養を作り、務めて飲食をして種々に甘美ならしめ、亦當に衣を以て衆僧に布施すべけん」。跋難陀言はく、「衆人して僧に衣物を施すこと甚だ多きに、汝若し復施さんには正に當に積聚して無用物を成ずべし、何爲ぞ徒に有用の福を去てゝ我に與へざる。若し我に與へんには、我當に自ら著して恒に相憶念すべく、疾病・官事は當に相料理すべけん」。諸人聞き已りて便ち共に集まり議るに、其中に言へる(者)あり、「若し僧須ゐざらんには可しく以て之に施して、我等をして施用の福を得せしむべし」と。或は復言へる(者)あり、「本爲に僧に施さんとなり、如何が復迴して一人に與ふるを得ん」と。「與へよ」と言ふ者衆くして、遂に便ち之に與へぬ。時に跋難陀は重きを擔ぎ衣を擔ひて僧坊に還歸せしに、諸比丘歎ずらく、「汝は福德人なり、如何ぞ暫し出でて乃し此衣を得んとは」跋難陀言はく、「巧辯して獲たる所、福德ありてには非ざるなり」。卽ち便ち具に得衣の所由を說きしに、諸の長老比丘聞いて種々に呵責すらく、「汝愚癡人、云何が[三]僧物を迴與して自ら已に入れたる」。時に彼居士は食具已に辦へぬれば、使を遣して佛に白すに、是に於て世尊は衣を著し鉢を持し、比丘僧と與に前後に圍遶せられ、往いて其家に詣り座に就て坐したまへり。諸居士は手づから自ら食を下き、食し畢りて[四]水を行せるに而も布施(物)なかりき。先に跋難陀に與ふるを欲せざりし者竊に共に議して

【一】本文に初分捨墮法下とあり、宋・元・宮本には初分第四捨墮法下とし、聖本には第一分之五とあるも、今明本によりて改む。
【二】尼薩耆第十四廻僧物戒。四分・巴利・僧祇第三十條、その他の諸律は第二十九條なり。
【三】僧物(saṃghika lābha)。
【四】水を行すとは、本律第十五卷に食已行ニ澡水ー畢…とあれば、手を洗ひ口を澡ぐ水を行す意なり。こゝに行の字を用ひたるは、僧衆全體にめぐりほどこす意なり。

佛種々に二比丘を呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘に衣を與へつゝ、還奪はんには尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時六群比丘は諸比丘に衣を與へつゝ、復沙彌・守園人[一二一]をして奪はしめしに、諸比丘問うて言はく、『汝聞かずや、佛は「比丘に衣を與へつゝ還奪ふを得ず」と制したまへるを』。答へて言はく、「聞けるも、我は今沙彌守園人をして奪はしめたれば佛の教に違せじ」。諸比丘言はく、「自ら奪ふと人をして(奪は)しむると何等の異かあらん」。種々に呵責し已りて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群の比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘に衣を與へつゝ、若しは自ら奪ひ、若しは人をして奪はしめんに尼薩耆波逸提なり」と』。諸の客比丘[一二二]ありて舊住比丘[一二三]に衣を寄ね、行より還るに日久しかりければ、此戒を犯ぜんことを恐れて敢て復索めざりき。復、諸比丘あり、路行に在りて比丘に衣を寄ね、行路旣にして遠かりければ、此戒を犯ぜんことを恐れて亦復び索めず、或は已に索めたるは便ち慚愧を生じて、此戒を犯ぜりと謂ひて捨墮悔過[一二四]を作せる者ありき。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「若し寄衣を索めて捨墮を犯ずとせんには、是處あることなし、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、比丘に衣を與へつゝ、後に瞋り喜ばずして若しは自ら奪ひ、若しは人をして奪はしめて、「我に衣を還せ、汝に與へじ」と是語を作さんに尼薩耆波逸提なり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

五分律卷第四

【一二一】守園人(ārāmika)。律部八、註(六の二〇三)參照。

【一二二】客比丘(āgantukabhikkhū)。客來比丘・新來比丘なり。

【一二三】舊住比丘(āvāsikabhikkhū)。

【一二四】捨墮悔過。捨墮罪即ち尼薩耆波逸提罪につきての懺悔なり。

比丘先に自恣請せざるに便ち織師の所に到りて是言を作さく、「汝知れりや不や、此衣は我が爲に作れるを。汝好く我が爲に織りて極めて緻廣ならしめよ、常に別に相報ゆべし」と。後に若しは一食、若しは[一〇八]一食直を與へて得んには尼薩耆波逸提なり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[一〇九]佛、舍衛城に在しき。爾の時跋難陀は弟子[一一〇]達摩に語げて言はく、「今汝と與に遊行して拘薩羅國に到らんと欲す」。達摩言はく、「彼は寒し、衣なければ去くことを得る能はず」。跋難陀言はく、「若し能く去かんには當に汝に衣を與ふべし」。達摩言はく、「先に我に衣を與へよ、然して後に當に去くべけん」。卽ち便ち之に與へしに、旣にして衣を得已るに便ち去くことを肯んぜざりき。跋難陀言はく、「汝は衣を得んに當に去くべしと言ひつゝ、如何が衣を得つゝ而も復肯んぜざる。若し去くこと能はざらんには衣を以て我に還せ」。達摩言はく、「師已に施されしに、云何が復索むるや」。跋難陀言はく、「我れ汝に施せるには非じ、共に遊行せんと欲せるが故に相與へしのみ、汝今去かざらんに何の理を以てして我に還さゞらんと欲するや」。便ち强ひて之より奪ひしに、彼卽ち高聲に大哭せり。長老比丘問ふらく、「汝何の故に哭するや」。答へて言はく、「師は我衣を奪ひしなり」。諸比丘種々に跋難陀を呵責すらく、「云何が比丘と名けん、强ひて人衣を奪はんとは」。答へて言はく、「我れ共に行いて拘薩羅國に至らんと欲して衣を以て之に雇ひしに、彼旣にして衣を得つゝ便ち去くを肯んぜざりければ、是を以て之を取りしなり、强奪を爲せるには非じ」。諸比丘復種々に達摩を呵責すらく、「汝云何が師を欺ける、衣を索めて行くを許ひつゝ、得て而も去かざらんとは」。便ち二人を將ゐて同じく佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に衣を以て弟子に與へつゝ還奪ひ取りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は復達摩に問ひたまはく、「汝實に師を誑せりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。

[一〇八] 一食直(piṇḍapātamatta)。一食に相應する價の物。
[一〇九] 尼薩耆第十三瞋恚奪衣戒。僧祇第二十四條、他の諸律は第二十五條なり。
[一一〇] 達摩。十誦・有部は難陀の共行弟子とせり。

語げて言はく、「跋難陀は我に於て恩あれば、可しく此縷を以て織師に雇いて衣を作すべし、我還りて當に與ふべし」。行いて後、婦便ち縷を持して織師の所に詣り、雇うて之を作さしめんと語げて言はく、「籌量して足せしめ、[一〇七]少長ならしむる勿れ」。跋難陀は聞いて卽ち其家に往きしに、婦出でて問訊して言はく、「我夫は我をして大德の爲に衣を作さしめ、我已に人に雇いて作さしめぬ」。跋難陀言はく、「汝、誰を雇ひて作さ(しめ)たる」。答へて言はく、「某甲なり」。跋難陀便ち織師の所に往いて語げて言はく、「汝知れりや不や、此衣我が爲に作せるを、汝好く織りて緻廣ならしめよ、自ら當に少多を私に相報ゆべし」。織師言はく、『彼婦我に語ぐらく、「籌量して足せしめよ」と。我今云何がして緻廣なるを得せしめん』。跋難陀言はく、「但好く之を作せ、若し縱足らざらんには我意を持して索めんに自ら當に汝に與ふべし」。織師は語に隨うて用ひ盡し往いて索めしに、估客婦言はく、『我先に汝に、「籌量して足せしめよ」と語げしに、何の故に復索むるや』。織師具に事を以て答ふるに、婦便ち更に與へぬ。估客は行より還り婦に問うて言はく、「我先に汝をして跋難陀の爲に衣を作さしめぬ、已に作せりと爲すや未だしや」。答へて言はく、「已に作せり、可しく取り來りて看るべし」。婦卽ち取りて示すに、衣甚だ緻好なりければ問うて言はく、「少許の縷を用ひつゝ那ぞ此の如きを得たる」。答へて言はく、「跋難陀更に來りて縷を取め、所以に爾るを得たり」。估客便ち瞋罵して言はく、「跋難陀は養め難く、滿ち難く、厭足あることなし、我が本意の如きよりは此衣數倍せり、先には恩ありと雖今よりは絕せん」とて遂に之に與へざりき。是の如きの惡聲、遠近に流布しければ、長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し居士・居士婦にして比丘の爲に織師をして織りて衣を作らしめんに、是

【一〇七】少長。少は不足、長は餘殘なり。

はく、「我れ衣を須う、我れ衣を須う」。若し得んには善し、若し得ざらんには四返五返六返して執事前に到りて默然立せよ。若し得んには善し、若し過ぎて求め得んには尼薩耆波逸提なり。若し衣を得ざらんには、使の來處に隨ひて若しは自ら往き、若しは信を遣して語げて、「汝は某甲比丘の爲に衣直を送りたるも、是比丘竟に得ざれば、汝還自ら索めて失せしむること莫れ」と言はしめんに
[一〇三] 是事應爾なり』と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[一〇四] 佛、舍衞國に在しき。爾の時衆僧多く縷施を得て卽ち共に之を分ちしに、諸比丘は用ひて僧伽梨・優多羅僧・安陀會・一切の餘衣を縫ひ、又、腰繩・禪帶……戸紐と作せるも、猶ほ故ほ盡きざりき。時に六群比丘便ち織師に[一〇五]雇いて織りて一衣を作せるに、猶ほ餘縷ありければ復更に顧いて作さんとして縷少しく足らず、便ち行いて長者居士に求め乞ひしに、悉く皆之に與へぬ。是に於て六群比丘は是念を作さく、「我れ善利を得たり、今よりは但當に恒に此業を作すべし」と。便ち多く縷を乞ひ、一切の織師は悉く皆雇織せり。時に居士あり、一織師に詣り雇織して衣を作らんとせしに、答へて言はく、「我已に比丘に許ひたれば復作すことを得じ」。遍く餘處に詣るに皆亦是の如くなりき。是に於て居士便ち瞋罵して言はく、「沙門釋子は少欲知足なるに、而も今遍く一切織師を雇うて厭足あることなし、世の貪人と何等の異かあらん、沙門の行なく沙門の法を破れり」。諸長老比丘聞いて種々に呵責し事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘自ら行いて縷を乞ひ、織師に雇いて織りて衣と作さんに尼薩耆波逸提なり』」と。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[一〇六] 佛、舍衞城に在しき。爾の時跋難陀は常に一估客家に出入して法を說き病を治せり。估客は婦に

【一〇三】是事應爾。律部八、註(九の一〇二)參照。
【一〇四】尼薩耆第十一乞縷戒。此戒より五分律條の順位は諸律と相違せり。卽ち四分・十誦・有部第二十三條、巴利・僧祇第二十六條なり。
【一〇五】雇。宋・元・明本には顧とせり。
【一〇六】尼薩耆第十二勸織戒。四分・十誦・有部第二十四條、巴利・僧祇第二十七條なり。

に往赴すべきなり、若し期に及ばざらんには便ち應に我に金錢五百を罰すべけん」。跋難陀言はく、「汝常に信樂して法緣に勤なりしに、今日何の故にか忽に俗事を重んぜる」。彼れ此語を聞いて便ち是念を作さく、「正に彼をして罰せしむとも、要らず當に衣を付へて然して後乃し去るべし」と。卽ち便ち料理して之に與へ、[一〇三]事畢りて星馳せるに、已に稽を遂げたる後なりければ、衆人問うて言はく、「汝來ること何ぞ晩きや」。答へて言はく、「跋難陀が衣を索めければ、料理して之に還さんとて此に致せる所以なり」。衆人咸言はく、「一比丘の爲に而も衆制を輕んぜるは、理、恕すべからず」とて、卽ち便ち之を罰しぬ。彼既にして罰を得たれば便ち瞋恨して言はく、「沙門釋子は自ら道ありて物を利益すと言ひつゝ、而も今乃ち反りて我をして罰を得せしめたり」と。佛法を信樂せざる者は咸く皆語げて言はく、「汝は沙門を信敬して此重罰を致せり、若し復親近せんには當に是より劇しかるべし」と。惡名流布して舍衞城に遍かりければ、諸長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、「若しは王、若しは大臣・婆羅門・居士にして、比丘の爲に故に使を遣して衣直を送り、使、比丘の所に到りて言はく、「大德、彼王・大臣・婆羅門・居士は此衣直を送れり、大德之を受けたまはんことを」。是比丘言はく、「我れ應に衣直を受くべからず、若し淨衣を得んには當に手づから受持すべけん」。便ち言はく、「大德、執事人ありや不や」。比丘卽ち處を指示するに、使便ち執事所に到りて語げて言はく、「某王・大臣は此衣直を送りて某甲比丘に與へぬ、汝爲に受作し、取らんには便ち之に與へよ」。使既にして與へ已りて比丘所に還り白して言さく、「大德が示せる所の執事人に我已に與へ竟りぬ、大德、衣を須ゐんには便ち可しく往いて取りたまふべし」。是比丘一返二返して執事所に到りて語げて言

【一〇三】本文に事畢星馳已遂稽後衆人問言……とあり。已遂の二字を宋・元・宮本には已墜とし、明本には以墜とせるも、今改めず。星馳はいそぎはしるなり。稽の字は議（はかりごと）の意、

與ふべし」と。是比丘先に自恣請せざるに便ち往いて居士・居士婦に問うて言はく、「汝各我が爲に是の如きの衣直を以て衣を作さんとするや不や」。答へて「是の如し」と言はんに、便ち「善い哉、居士・居士婦よ、可しく一衣を合作して我に與ふべし、好の爲の故に」と言はんには尼薩耆波逸提なり」と。

比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[九九] 佛、王舍城に在しき。爾の時[一〇〇]王舍大臣は左右の人に語げて言はく、「汝、跋難陀の所に往いて、我が名字を以て禮を作し問訊して、此衣直を持ちて之に供養せよ」と。使、勅を受けて跋難陀の所に至り語げて言はく、「某甲大臣は起居を問訊し此衣直を送りて大德に供養せり、大德、之を受けたまはんことを」。跋難陀言はく、「我は應に此衣直を受くべからず、若し淨衣を得んには當に手づから受持すべけん」。使言はく、「大德に[一〇一]執事人ありや不や」。跋難陀卽ち處を指示せしに、使卽ち執事人の所に到り語げて言はく、「某甲大臣は此衣直を送りて跋難陀に與へぬ、汝爲に受けて作り、來りて取らんには便ち與へよ」。使既に與へ已りて跋難陀の所に還り白して言さく、「大德が示せる所の執事人に我已に與へ竟りぬ、大德、衣を須ゐんには便ち可しく往いて取るべし」と、白し已りて便ち還りぬ。大臣後の時復更に信を遣して跋難陀に問ふらく、「我れ近ごろ使を遣して衣直を送りて某執事に付へしめぬ、大德は爲に已に此衣を著せりや未だしや」。跋難陀言はく、「我れ未だ取著せず」。還りて白すること此の如くせしに、大臣是念を作さく、「我れ衣を作りて已に久しきに而も猶ほ未だ取らず、必らず我衣を薄んじて故に此の如きを致せるなり」。卽ち復信を遣し跋難陀に語げて言はく、「我衣を送りて已に久しきに何の故にか著せざる、若し須ゐさらんには可しく以て我に還すべし」。跋難陀言はく、「我れ甚だ之を須う」とて、便ち非時に於て執事人の所に到りて語げて言はく、「我今衣を須う、可しく以て與へらるべし」。答へて言はく、「小らく待て、今衆人會するあれば我應

【九九】尼薩耆第十忽切索衣戒。

【一〇〇】王舍大臣。王舍城の大臣なり、僧祇律には尼提(Sunidha)と婆利沙(Vassakāra)の二大臣とし、有部律には行雨婆羅門とせり。

【一〇一】執事人(Veyyāvaccakara)。律部八、註(九の九九)參照。

きの[九五]衣直を以て衣を作りて某甲比丘に與へん」と。是比丘先に[九六]自恣請せざるに便ち往いて居士・居士婦に問うて言はく、「汝は我が爲に是の如きの衣直を以て衣を作らんとするや不や」。答へて「是の如し」と言はんに、便ち「善い哉、居士・居士婦よ、可しく是の如きの衣を作して我に與ふべし、[九七]好の爲の故に」と言はんには尼薩耆波逸提なり』と。

「先に自恣請せざるに」とは、先に比丘に「何の衣を須うると爲すや」と問はざるなり。「好の爲に」とは、極好にして先の所許より勝れしめんことを求むるなり。若し親里より好衣を索めんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[九八]佛、舍衞城に在しき。跋難陀には復常に出入せる家ありき。其夫婦共に議すらく、「我當に各跋難陀の爲に是の如きの衣直を以て衣を作りて之に與ふべし」と。乞食比丘聞いて復之に語ぐるに、跋難陀は即ち往いて居士・居士婦に問うて言はく、「我れ聞く、汝等は我が爲に各是の如きの衣直を以て衣を作さんとすと。實に爾りと爲すや不や」。答へて言はく、「是の如し」。跋難陀言はく、「可しく合せて一衣と作して極好ならしむべし。若し極好ならんには我當に自ら著して常に汝を憶念すべく、若し好ならざらんには當に器用に置くべし、徒に此物を去てゝ施用の福なけん」と。時に居士・居士婦便ち大に瞋りて言はく、「此人厭くことなく、養ひ難く、滿ち難し。一衣を合作せんことを求むと雖、而も我が發心し許せる所よりも五倍六倍せるに猶ほ意に愜らざるなり。此の如きの惡人は存在するに足らず」と。是に於て復び來往するを聽さゞりき。時に諸長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し非親里居士・居士婦共に議すらく、「我當に各是の如きの衣直を以て衣を作りて某甲比丘に

【九五】 衣直(cīvaracetāpanna)。衣を交易すべき物品。
【九六】 先に自恣請せざるに。巴利戒文には pubbe appavārito(前に請待せざるに)とあれば、居士・居士婦より前以て如何樣なる衣を欲するかとの尋ねもなきにとの意なり。
【九七】 好の爲の故に。律部八、註(九の七九)參照。
【九八】 尼薩耆第九勸二人增價戒。

んに、若し居士・居士婦にして多く衣を與へんと欲するも、是比丘應に[九三]二衣を受くべし、若し是を過ぎて受けんに尼薩耆波逸提なり」と』。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[九四]佛、舍衞城に在しき。爾の時跋難陀は常に一居士家に出入して爲に法を説き、疾病・官事と皆爲に料理せり。一比丘あり、晨朝に衣を著し鉢を持し、城に入り乞食して遇ま此家に到るに、其夫婦の共に議せるを聞けり、「跋難陀は我に於て恩あれば、當に是の如きの衣直を以て衣を作りて之に與ふべし」と。彼比丘乞食より還りて跋難陀に語ぐらく、「汝に福德あり」。跋難陀言はく、「何の福德ありや」。答へて言はく、『我今乞食して某居士家に到りしに、夫婦して共に議せるを聞けり、「跋難陀は我に於て恩あれば、當に是の如きの衣直を以て衣を作りて之に與ふべし」と。汝今彼に往かんに、必らず得んこと疑なからん』。跋難陀は明旦食時に衣を著し鉢を持して往いて其の家に到るに、居士卽ち出でて問訊しければ、跋難陀言はく、「汝は我が爲に是の如きの衣直を以て衣を作さんとするや」。答へて言はく、「是の如し」。跋難陀言はく、「汝自ら知らん、我れ惡衣を著せざるを。若し好衣を作さんに我當に自ら著して常に汝を憶念すべく、疾病・官事は當に相料理すべし。若し好ならざらんには、當に弟子に與へ、或は器中に藏すべく、徒に此物を去てゝ施用の福なけん」。時に彼居士は左右に語げて言はく、「此人は厭くなく、養ひ難く、滿ち難し。我れ發心して與へんとせし所に五倍六倍せるも猶ほ意に愜らざるなり、先に厚善なりしと雖今に於ては薄し」とて、遂に之に與へざりき。時に諸の長老比丘は聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是くの如くに說くべきなり」、『若し比丘、非親里居士・居士婦の共に議すらく、「當に是の如

【九三】二衣。巴利戒文に santaruttaraparamaṃ (内外に局り)とあれば、内衣(安陀會)と上衣(鬱多羅僧か僧伽梨)との二衣を齊るとの意なり。
【九四】尼薩耆第八勸增衣價戒。

り。因緣とは、奪衣・失衣・燒衣・漂衣・衣壞なり、是を因緣と名く」と』。

若し奪衣……乃至、衣壞するも、故餘衣あり及び衣ありて餘處に在らんには皆乞ふことを得ず。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

[九一]佛、舍衞城に在しき。爾時、衆多比丘は波利邑より來りて佛所に向ひしに、劫に遇ひ衣を失して共に是言を作さく、「佛は五事因緣あらんには非親里居士・居士婦より衣を乞ふことを得と聽したまへり』と雖、我今當に誰より乞ふべきかを知らず」。時に六群比丘は是念を作さく、「此の諸比丘は衣を失して誰より乞ふべきかを知らざれば、我當に爲に索むべし。若し長あらんには當に自ら之を取るべし」と。念じ已りて即ち是語を以て失衣比丘に語ぐるに、失衣比丘言はく、「大に善し」。是に於て六群比丘は遍く城中の諸の居士・居士婦に語げて言はく、「諸比丘あり、波利邑より來りて世尊を覲たてまつらんと欲して、劫に遇ひて衣を失せり、汝等可しく共に減割して之に施すべし」。諸の居士・居士婦聞き已りて各各減割し、大に衣服を得て人々皆足しぬ。失衣比丘言はく、「我等已に足しぬ、更に乞ふを須ゐず」。六群比丘言はく、「汝等に乞衣の因緣あり、而して我等に[九二]德なければ、我れ汝の因緣を以てして更に乞ふ所あらんとす」。失衣比丘言はく、「長老の意に隨へ」。時に六群比丘は復更に遍く乞うて、衣を得ること甚だ多かりき。時に諸居士集まり共に議して言はく、「失衣比丘にして未だ有らざるは幾人ありや。我等城中の男女大小は減割して布施し已りぬ、應に過足たるべきに何ぞ以て復索むるや、將に以て積畜して販賣貿易して梵行を修せざらんと欲するなからんとするや」。時に諸の長老比丘聞いて種々に呵責し、事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、奪衣・失衣・燒衣・漂衣・衣壞して非親里居士・居士婦より衣を乞は

【九一】尼薩耆第七過分取衣戒。

【九二】德。本文には聽の字となすも、今宋・元・明・宮本によりて德の字と爲せり。聽の字ならば五事因緣の聽許なければとの意なるも、今は不德にして衣物の供養なければとの意に解せり。

り取るべけん」。 諸の親里言はく、「我れ正しく比丘に與へんと欲す、僧に與へ餘人に得せしむるを欲せざるなり」。 諸比丘言はく、「若し佛、我に親里居士・居士婦に從うて衣を乞ふを聽したまはんには、亦當に此の如きの弊惡を著せざるべけん」。 諸の親里言はく、「唯親のみ、可を知りて與へ、可を知りて取らん、願はくは以て佛に白さんことを」。 諸比丘即ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞はんに尼薩耆波逸提なり」と』。 爾の時衆多比丘は估客に隨うて行き、道を失し劫に遇ひて剝奪せられ、赤肉裸形にして舍衛城に還り向ふに、行者問うて言はく、「汝は是れ何人なりや」。 答へて言はく、「我は是れ沙門釋子なり」。 復問ふ、「汝が衣鉢は何に在りや」。 答へて言はく、「劫の爲に奪はれしなり」。 進みて祇洹に到りしに、諸比丘との問答も亦是の如くなりき。 又問ふらく、「汝若し是れ比丘ならんには、云何が受戒・布薩・自恣せしや」。 答へて言はく、「是の如くに受戒・布薩・自恣せり」。諸比丘は竟に衣を與へずして便ち佛所に至るに、佛呵責して言はく、「汝等何ぞ以て裸形にて佛に見ゆるや、豈に樹葉及び草を得て以て身を蔽ふこと能はざらんや」。 諸比丘に告げたまはく、「今より裸形にて佛前に至らんには突吉羅なり」。 と諸比丘佛に白さく、「佛は我に非親里居士・居士婦より衣を乞ふを聽したまはず、我等の親里は此を去ること甚だ遠し、云何がして衣を得んや」。 佛言はく、「汝等已に舊比丘の所に到りしや未だしや」。 答へて言さく、「已に到れり」。 又問ひたまはく、「何を以て汝に衣を與へざりしや」。 答へて言さく、『諸比丘は方に共に問はるらく、「云何が受戒・布薩・自恣せりや」と』。 如法に答へたりと雖、猶ほ與へられざりき。 佛遙に舊住比丘を呵責したまはく、「云何が比丘の裸形なるを眼見しつゝ而も矜恤[九〇]せざる」。失衣比丘の爲に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞はんに、因緣を除き尼薩耆波逸提な

【九〇】矜恤。本文及び宋・宮本には經恤とあるも今元・明本によりて改めたり。聖本には經鄙とせり。

說いて示教利喜したまへり。已にして頂禮辭歸せんとして、跋難陀に(あひ)、跋難陀復爲に法を說けり。別るゝに臨みて白して言さく、[八七]「長老、明日蔬食を顧みられんことを」。答へて言はく、「我れ食に乏しからざるも衣服なきを苦しめり、汝、我に身上の一衣を與ふることを能くするや不や」。

[八八]長者言はく、「當に與ふべけんも、家に至りて籌量せん、便うて相與ふるを得じ」。跋難陀言はく、「我れ聞く、長者は好布施を憙むと。如何が我に於て獨り疎薄なる」。[八九]又言はく、「我れ法を說くは能く生老病死憂悲苦惱を離れて度せんが爲なり、汝等は癡して營まざるのみ、汝今云何が此一衣を惜める」。是に於て長者は卽ち脫して之に與へ、去りて城門に至るに守門者問ふらく、「汝向に重衣にて出でしに而も今輕還せり、女人に與へたりとやせん、劫奪に遇へりとやせん」。答へて言はく、「我れ女人に與へず亦劫にも遇はず、沙門釋子の爲に强ひて乞はれしのみ」。守門者言はく、「是語を作すこと莫れ、我れ聞く、沙門釋子は少欲知足にして、若し人布施せんにも尙肯受せず、如何が今に於て强ひて人物を乞はんや」。之に答ふるに上の如くなりければ、佛法を信樂せざる者あり聞いて便ち唱言すらく、「快なり、正に應に奪ふべし、汝若し更に親近せんに當に復剝しかるべし。是沙門釋子は常に布施を歎じて不與取を毀ちしに、而も今人の衣物を强奪せること何ぞ劫に異ならん」。長者家に還るに家中の問答も亦皆上の如くなりき。諸の長老比丘聞いて種々に呵責し已り、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、居士・居士婦より衣を乞はんに尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時諸比丘は弊衣を著せしに、諸の親里見て語げて言はく、「何を以てか此壞衣を著しつゝ我に從うて取らざる」。答へて言はく、「佛は我等に居士・居士婦に就りて衣を乞ふを聽したまはざればなり、可しく以て僧に與ふべし、當に僧よ

【八七】本文に長老明日見顧蔬食とあり。蔬は疎・麤に通ず。
【八八】本文に長者言當與至家籌量不得便相與とあり。宋・元・明・宮・聖本共に至の字なきも今削除せず、便の字、今直ちにとの義に解すべきなり。
【八九】本文に又言我說法能離生老病死憂悲苦惱爲度汝等癡不營已とあり。

白さんことを」。諸比丘卽ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里比丘尼をして故衣を浣ひ、若しは染め、若しは打たしめんに尼薩耆波逸提なり」と』。

「故衣」とは、[八四]經體に垢あり、若しは浣はしめんに浣うて染めず打たず、若しは染めしめんに染めて浣はず打たず、若しは打たしめんに打ちて浣はず染めず、若しは浣ひ染めしめんに浣ひ染めて打たず、若しは浣ひ打たしめんに浣ひ打ちて染めず、若しは染め打たしめんに染め打ちて浣はず、若しは浣ひ染め打たしめんに浣ひ染め打たんには、皆尼薩耆波逸提なり。若しは浣はしめんに浣はずして染め、若しは浣はしめんに浣はずして打ち、若しは浣はしめんに浣はずして染め打たんには皆突吉羅、染めしむるに染めずして浣ひ、(染めず)して打ち、(染めず)して浣ひ打たんに、打たしむるに打たずして浣ひ、(打たず)して染め、(打たず)して浣ひ染めんに、浣ひ染めしむるに浣ひ染めずして打たんに、浣ひ打たしむるに浣ひ打たずして染めんに、染め打たしむるに染め打たずして浣はんにも亦是の如し。若しは非親里をして浣ひ染め打たしめて而も親里浣ひ染め打たんに、若しは非親里をして浣ひ染め打たしめて而も親里・非親里して共に浣ひ染め打たんに、若しは親里・非親里をして共に浣ひ染め打たしめて而も親里浣ひ染め打たんに、若しは親里・非親里をして共に浣ひ染め打たしめて而も非親里浣ひ染め打たんに、若しは親里・非親里をして共に浣ひ染め打たしめて而も親里・非親里して共に浣ひ染め打たんに皆尼薩耆波逸提なり。若し衣未だ浣ひ染め打つべからざるに而も非親里をして浣ひ染め打たんに突吉羅なり。若し親里をして浣ひ染め打たしめて而も非親里浣ひ染め打たんには不犯なり。餘は皆取衣の中に說けるが如し。

[八五]佛、舍衞城に在しき。爾の時城中に[八六]好衣長者あり、佛法を信樂して常に往いて聽受せり。時に彼長者は好衣を重著し諸の儐從を將ゐて城中より出で、世尊及び諸比丘を問訊せるに、佛爲に法を

【八四】經體。經は織物、卽ち衣體なり。

【八五】尼薩耆第六乞衣戒。

【八六】好衣長者。僧祇律には阿跋吒となし、巴利律には長者子とせり。

「非親里」とは、父母……乃至、七世に於て親なきなり。「貿易」とは、彼此益あらんに、又各宜しき所に隨ふなり。式叉摩那・沙彌尼より衣を取らんに突吉羅、若し親里にして犯戒・邪見ならんには從うて衣を取らんに突吉羅、沙彌にして比丘尼・式叉摩那・沙彌尼より衣を取らんに突吉羅なり。若し心に求むることなくして自ら布施せんに、彼に長あるを知りて乃し取らんには不犯なり。

[八二]佛、舍衞城に在しき。爾の時跋難陀は晨朝に衣を著し鉢を持して、偸羅難陀比丘尼の所に往きしに、坐起に輕脫して覺えず形を露はし、跋難陀見て不淨を失せり。比丘尼知りて語げて言はく、「長老、我に衣を與へよ、洗はん」。便ち脫して之に與ふるに、彼旣にして衣を得て卽ち不淨を以て自ら形中に內れき。又、諸比丘も亦諸比丘尼に衣を與へて、浣ひ染め打たしめぬ。時に諸比丘尼は此を以て多事にして、誦讀・坐禪・行道を妨廢しければ、諸白衣見て種々に呵責して言はく、「諸比丘尼は常に衣を浣ひ染め打つを以て業と爲せり、在家人と何等の異かあらん」。時に波闍波提比丘尼は五百の比丘尼と倶に佛所に詣り、頭面に禮足して却いて一面に坐せり。佛、瞿曇彌に問ひたまはく、「諸比丘尼の手足何の故に盡く染色ありや」。具に事を以て答ふるに、佛は諸比丘尼の爲に妙法を說き已りて各所住に還ら(しめ)たまひ、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等は實に比丘尼をして衣を浣ひ染め打たしめたりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。諸比丘は此に因みて跋難陀の事を以て佛に白すに、佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼をして[八三]故衣を洗ひ、若しは染め、若しは打たしめんに尼薩耆波逸提なり」と』。諸の老病比丘ありて自ら衣を浣ひ染め打つこと能はざりしに、親里比丘尼にして浣ひ染め打つを能くせるあり、皆來りて從ひ索めて爲に之を作さんと欲せしに、諸比丘言はく、「佛は我等に比丘尼をして衣を浣ひ染め打たしむるを聽したまはず」。諸比丘尼言はく、「唯親のみ可を知り不可を知らん、願はくは以て佛に

【八二】 尼薩耆第五浣故衣戒。

【八三】 故衣 (purāṇa cīvara)。故は古なり、よごれたる衣、唯一度身に著けたるものも故衣なり。

故にか此の弊壞衣を著せる」。答ふるに上事を以てせしに、佛爲に法を說いて所住に還らしめたまへり。佛は是事を以て比丘僧を集めて彼比丘に問ひたまはく、「汝實に麁弊衣を以て比丘尼に與へて好衣に易へたりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責したまはく、「汝愚癡人、應に多欲なるべからず」。諸比丘は此に因みて跋難陀の事を以て佛に白すに、佛、跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、比丘尼より衣を取らんに尼薩耆波逸提なり」と』。諸比丘あり、親里の比丘尼あり諸知識多く能く衣物を得たるも、而も諸比丘は麁弊衣を著しければ、諸比丘尼問うて言はく、「何の故にか此惡衣を著せる」。答へて言はく、「得處あることなきなり」。語げて言はく、「何ぞ我に就いて取らざる」。答へて言はく、「佛は比丘尼に就いて衣を取るを聽さずと制したまへり」。諸比丘尼言はく「(八〇)唯親のみ、可を知りて取り、可を知りて與ふるなり。願はくは以て佛に白さんことを」。諸比丘卽ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に少欲知足を讚じ、戒を讚じ、持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、(八一)非親里比丘尼より衣を取らんに尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時舍衞城の比丘・比丘尼は共に衣施を得て便ち共に之を分ちしに、或比丘の宜著は比丘尼の得る所、或比丘尼の宜著は比丘の得る所たりければ、諸比丘尼は諸比丘に白さく、「我と與に衣を易へよ」。答へて言はく、「佛は我に非親里比丘尼より衣を取るを聽したまはず」。諸比丘尼言はく、『衣を以て衣に易ふるに、如何が「取る」と言ふや』。便ち往いて佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に少欲知足を讚じ、戒を讚じ、持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、非親里比丘尼より衣を取らんに、貿易を除き尼薩耆波逸提なり」と』。

【八〇】本文に唯親知可取知可與願以白佛とあり。次戒には唯親知可知不可とあり、此に依りて今も可を知りて取り、可を知りて與ふとせり。
【八一】非親里比丘尼、律部八、註(八の二三四)參照。

若・[六八]乞食・[六九]一坐食・[七〇]一種食・[七一]一受食・[七二]次第乞食・[七三]塚間・[七四]糞掃衣・[七五]三衣・[七六]隨敷坐・[七七]樹下坐・[七八]露坐を作すべし」と。世尊、若し人能く盡形壽に此の如きの法を行ぜんには我衆に入るを得、我れ與に師と作るなり』。佛歎じて言はく、「善哉、善哉、汝の如きは善く徒衆を敎ふと謂つべし」。復問ひたまはく、「汝、此の衆僧に制あるを知れりや不や」。答へて言さく、『知らず。何を以ての故に、我れ佛より聞けり、「佛未だ制せざるに輒ち制するを得ず、已に制せんに應に奉行すべし」と』。佛具に上事を以て之に語げたまふに、答へて言さく、「我れ僧制に隨うて波逸提悔過すること能はじ」。佛言はく、「善い哉、汝が所說の如し」。時に舊住比丘は房前に住立して、優波斯那の出づるを待ちて語げて言はく、「汝は僧制を犯せり、應に波逸提悔過を作すべし」。答へて言はく、「我れ何の波逸提を犯ぜしや」。諸比丘は具に上事を說くに、答へて言はく、『我れ僧制に隨うて悔過せじ、何を以ての故に、我親しく佛より聞けり、「佛若し制せざるに僧制するを得ず、若し佛制し已らんに僧違ふを得ず」と』。是に於て佛自ら出でて諸比丘に語げたまはく、「今より若し阿練若比丘ありて優波斯那の如からんには、我所に至るを聽さん」と。諸比丘聞き已りて是念を作さく、「我も亦當に此頭陀を行ずべし、輒ち佛所に至るを得べければ」とて、便ち各修行しぬ。時に諸居士は所設の房舍を供養せんとして復人の受くる(もの)なかりければ、是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に語げたまはく、「今より四衆は自在に我に見ゆるを聽さん」と。時に波闍波提比丘尼は、佛の此敎を聞いて便ち五百比丘尼と與に來りて佛所に向ひ、中路にて優波斯那に逢へり。優波斯那衆中の一比丘、衣麁にして弊壞しければ、問うて言はく、「長老、何の故にか此を著せる」。答へて言はく、「餘衣あることなければなり」。比丘尼便ち已が衣を指して語げて言はく、「此を著するを能くするや不や」。答へて言はく、「能くす」。又問ふらく、「長老が著くる所を我に與ふるを能くするや不や」。答へて言はく、「能くす」。卽ち便ち之を易へて前みて佛所に至り、頭面に禮足して却いて一面に坐せるに、佛、[七九]瞿曇彌に問ひたまはく、「汝何の

【六七】 阿練若(āraññika)。林中寂靜處に住す。
【六八】 乞食(piṇḍapātika。)常乞食して供養食を受けず。
【六九】 一坐食(ekāsanika)。大食のみにして小食をも食せず。
【七〇】 一種食(pattapiṇḍika)。節量食又は一揣食に相當すべし。
【七一】 一受食(khalupacchābhattika)。不作餘食法に相當すべし。
【七二】 次第乞食(sapadānacārika)。貧富を簡ばず、家々に七軒まで次第に乞ひ行くなり。
【七三】 塚間(sosānika)。
【七四】 糞掃衣(paṃsukūlika)。
【七五】 三衣(tecivarika)。但三衣行者なり。
【七六】 隨敷坐(yathāsanthatika)。草地あるに隨うて住す。
【七七】 樹下坐(rukkhamūlika)。
【七八】 露坐(abbhokāsika)。露地坐なり。
【七九】 瞿曇彌、律部八、註(九の四)參照。

園の樹上に往いて之を取り、明日食時に所得の食を以て、長老[六〇]優波斯那及び[六一]跋難陀の爲に供を設けぬ。時至りて皆往くに種々食を下き、食し訖りて水を行し、小牀を取りて衆前に坐して妙法を說かんことを請ぜり。優波斯那は爲に法を說き已りて坐よりして去りしに、跋難陀は後に留まりて蓮華色に語げて言はく、「姉妹、何れよりして此美食を得たる」。蓮華色具に事を以て答ふるに、跋難陀言はく、「我に衣を示すべし」。即ち以て之を示すに、跋難陀見て便ち貪著を生じ、即ち從うて之を索めぬ。蓮華色言はく、「此は得べからじ、何を以ての故に、女人、薄福なるに應に[六二]五衣を畜ふべければ」。跋難陀言はく、「人、象馬を以て布施しつゝ[六三]鞍韉を與へざるが如し、汝も亦是の如し、云何が種種に餚饍供養しつゝ此一衣を惜みて與へられざる」。是の如くに無數に方便苦索しければ、遂に已むことを獲ずして便ち持して之に與へぬ。跋難陀は衣を得て所住に還歸せしに、諸比丘は見て語げて言はく、「汝は福德の人なり、此好衣を得んとは」。答へて言はく、「我に福德なし、强ひて比丘尼を說き、僅にして乃し之を得しなり」。諸比丘聞いて種々に呵責すらく、「汝云何が强說して比丘尼より衣を奪へる」と。

爾の時世尊は[六四]四衆來往して憒鬧なるを患ひて諸比丘に告げたまはく、「我今三月、靜室に入らんと欲すれば、人ありて來らんに我所に至るを聽さず、一送食比丘を除く。汝等も亦當に相與に制を立つべし」と。（比丘等は）敎を奉じて即ちに立つるらく、「今より輒ち佛所に至るを聽さず、唯一送食比丘を除く、犯さんには波逸提なり」と。時に長老優波斯那は僧制を聞かざりければ、後に舍衛城に到りて異比丘に問ふらく、「佛何の房に在せりや」比丘指示せしに、即ち房前に至り手を以て房を叩き、佛自ら爲に開きたまひければ、前んで佛足を禮し却いて一面に坐しぬ。佛、優波斯那に問ひたまはく、「汝が衆は淸淨にして威儀具足せり、云何が敎化して此の如きを得たりや」。答へて言さく、「若し人、我に從うて出家を求めんには[六五]十二頭陀を行ぜしむらく、「汝當に[六六]盡形壽[六七]阿練

【六〇】優波斯那。優波斯那婆檀提子或は和先跋檀陀子(Upasena vaṅgan'aputta)にして、舍利弗の弟なり。世尊が三月靜坐思惟の際に頭陀行者にのみ面謁を聽したまひ、此比丘と對坐したまへりとの記は巴利律尼薩耆第十五條に出でたり。四分律には四十一卷に出づ。律部十、註(二三の二二)の優波斯那とは相違す。

【六一】跋難陀。律部八、註(八の五)參照。巴利律に優陀夷とせり。

【六二】五衣。三衣と覆肩衣と雨浴衣となり。五衣に異說あること、律部十、註(三〇の六八・八七)參照。

【六三】鞍韉。鞍とその下に敷くしたぐら。

【六四】四衆。比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷なり。

【六五】頭陀(dhūta)。衣食住の三法に於て貪著する煩惱をふりはらふ義、その頭陀行法に十二、巴利には更に nesajjika (常坐不臥)を加へて十三頭陀となす。(Vism. 59)。解脫道論卷二(藏三、26b)も十三頭陀にして衣相應の二、食相應の五、坐臥相應の五、勇猛相應の一(常坐不臥)となり。

【六六】盡形壽。(yāvajjivikam)一生涯の間。

て乞食せしに、一婆羅門見て樂著を生じて心に是念を作さく、「此比丘尼は今得べからず、唯當に其住處を尋ねて方便して之を圖るべし」。蓮華色乞食し畢りて安陀園[五八]に還りて所住の房に入るに、彼婆羅門は後に隨ひ之を窺うて其住處を知り、後の日、時到りて復行いて乞食せるに、彼婆羅門は後に於て逃れ入りて其牀下に伏しぬ。是日諸比丘尼は竟夜に說法しければ、疲極して房に還り仰臥して熟眠せり。是に於て婆羅門は牀下より出でて不淨行を作さんとせしに、比丘尼卽ち覺めて虛空に踊昇せり。時に婆羅門便ち牀上より生きながら地獄に入りぬ。蓮華色は因りて空中より往いて佛所に詣り、頭面に禮足して是を以て佛に白すに、佛問ひたまはく、「汝爾の時に當りて意に云何と爲せる」。答へて言さく、「燒鐵にて身を爍くが如くなりき」。佛言はく、「此の如からんには無罪なり」。復佛に白して言さく、「獨宿せんに當に犯あるべきや不や」。佛言はく、「道を得たらんには無犯なり」。時に群賊あり聚まりて共に議して言はく、「我等當に何の處に於てか分物し、用つて美食し易く、又好色を得べき」。咸言はく、「此の安陀園比丘尼住處には必らず好色あり、亦當に多く上美の供養あるべし、彼に往いて分物せんに必らず欲する所を得ん」。時に彼[五九]賊帥、佛法を信樂しければ、此を聞いて悅ばずして卽ち是念を作さく、「此の諸人等は必らず當に諸比丘尼を惱亂すべけん、我當に密に一人を遣して先に往いて告げ語らしむべし」とて、卽ち便ち之を遣して比丘尼に語げて言はく、「暮に當に惡人ありて往くべし、恐らくは必らず相惱まさん、幸に可しく避去すべし」。諸比丘尼聞いて卽ち舍衞城に入るに、彼、城の大臣先に一宅を以て比丘僧に施せるも而も僧の住するなければ、諸比丘尼暮に到りて往いて宿せり。時に彼群賊、夜に安陀園に入るに都べて所見なかりければ、賊帥歡喜して念言すらく、「比丘尼は此艱難を脫れたり、何ぞ其れ快きや」とて、卽ち最上の衣を以て生熟の上美なる飲食を盛り、樹枝に懸著して念言すらく、「若し得道神通の比丘尼あらんには此衣食を取れ」と、是に於て蓮華色比丘尼は力士の伸臂を屈するが如き頃に、舍衞城より安陀

【五八】　安陀園(Andhavana)。律部八、註(一の一二八)開眼林の下參照。

【五九】　賊帥(coragāmaṇika)。

むるに、父は長者の才明にして大富なるを以て歡喜して之に與へぬ。債索既にして畢りぬれば、將ゐて本國に還り、別宅に安處して然して後乃し歸るに、晨に出でては暮に反りて在昔に異りたれば、蓮華色之を怪しみて密に從人に問ふに、從人答へて言はく、「外に少婦あり、是故に此の如きなり」。其夫暮に還るに蓮華色問ふらく、「君に新室あるに何の故にか藏隱して我をして見えしめざる」。答へて言はく、「卿に恨まれんを恐るれば、是故に外に留めしなり」。婦言はく、「我に嫉妬たきこと神明鑒識したまへり、便ち可しく呼び歸して君が料理を助け(しむ)べし」。即ち便ち將ゐ還るに、乃ち是れ其女にして母子相見ゆるも復相識らざりき。後に沐頭に因みて形相を諦觀して、乃し是れ女ならんかと疑ひて便ち鄕邦・父母・姓族を問ひ、女具に以て答ふるに、爾く乃し之を知りて母驚惋すらく、「昔日は母と夫を共にし、今は女と壻を同じくす、生死迷亂乃し此に至れるか、愛欲を斷じて出家學道せずんば、此の如きの倒惑何に由りてか息むを得ん」と。便ち委てゝ去りて祇洹門に到り、飢渴疲極して一樹下に坐せり。爾の時世尊は無央數の衆圍遶の與に法を說きたまへり。蓮華色は衆多人の往反出入せるを見て、「是れ節會なり、當に飲食あるべし」と謂ひて便ち精舍に入るに、佛世尊が衆の爲に法を說きたまへるを見、法を聞いて開解するに飢渴消除せり。是に於て世尊は遍く衆會を觀じたまひて、「誰か應に度するを得べき、唯、蓮華色のみ應に道果を得べし」とて、即ち爲に四眞諦法なる苦集盡道を說きたまふに、便ち坐上に於て遠塵離苦して法眼淨を得たりき。既にして果を得已りて一心に合掌して佛に向うて住せり。佛の說法已りて衆會各還るに、蓮華色前んで佛足を禮し長跪合掌して佛に白して言さく、「佛法の中に於て願はくは出家を得せ(しめ)たまはんことを」。佛即ち之を許して[五七]波闍波提比丘尼に告げたまはく、「汝今可しく此女を度して道を爲め(しむ)べし」。教を受けて即ち度して出家受戒を與へしに、勤行精進して遂に羅漢を成じぬ。羅漢を成じ已りて諸禪解脫に遊戲せるに、顏容光發して倍 昔に勝れたり。時到りて鉢を持し城に入り

【五七】波闍波提比丘尼、Mahā-lajāpati)。律部八、註(九の三・四)參照。

四九 佛、舍衞城に在しき。爾時、五〇 優善那邑に年少の居士あり出行遊戲して、一女人の 五一 蓮華色と名け色は桃華の如くにして女相具足せるを見て、情に相敬重し卽ち娉りて婦と爲せり。其後少時にして婦便ち 五二 身ありければ、其家に送歸し月滿ちて女を生めり。婦、産に在るを以て附しみ近づくを得ず、遂に乃ち私竊に其母に通ぜり。蓮華色知りて便ち之を委ねて夫婦の道を絕たんと欲せしも、父母を累はさんことを恐れ、嬰孩を顧愍して、耻愧を呑忍して夫家に還り女を養ふこと八歲、然して後乃し去りて 五三 波羅奈に至り、飢渴疲極して水邊に坐せり。時に彼の長者出行遊觀せしに、見て甚だ重愛して卽ち鄕居・父母・氏族を問うて(言はく)、「今、誰に係りてか而も獨此に在りと爲すや」。蓮華色言はく、「我は某氏の女、今所屬なし」。長者復問ふらく、「若し所屬なからんに、能く我が爲に正室と作るや不や」。答へて言はく、「女人、夫ありとも何爲ぞ可ならざる」。卽ち便ち載せ歸り拜して正婦と爲せるに、蓮華色は其家を料理して大小を允和し、夫婦相重んじて八年に至れり。爾の時長者は其婦に語げて言はく、「我に 五四 出息ありて優善那邑に在り、復債斂せざること今に八年なり、生長を考計するに乃し億數あらん、今往いて債せんと欲すれば汝と暫く乖かん」。婦言はく、「彼邑の風俗として女人放逸なり、君往かんに或は能く丈夫の操を失せん、財物は糞土なり亦何ぞ計るに足らん」。答へて言はく、「吾れ短闇なりと雖此亂に至らじ」。婦復言はく、「若し必らず去るべからんには一誓を思聞せよ」。答へて言はく、「甚だ善し」とて便ち言はく、「五五 若し我れ此を發ちてより還りて門に入るに至るまで、一たびも邪心を生ぜんには念と與に同じく滅せん」と。是に於て別れ去りて彼邑に到るに、債斂處多くして遂に年歲を經たり。家を去りてより日久しければ、室を思ふこと轉深くして是思惟を作さく、「我當に云何がすべき、先誓に違せずして而も今情を遂げんには」。復是念を作さく、「我若し邪婬せんに乃し本誓に負かん、更に別室を取らんに 五六 違要と爲さゞらん」と。是に於て推訪するに遇一女を見たり、顏容雅妙にして視瞻邪ならず、甚だ相敬愛して便ち往いて婚を求

【四九】 尼薩耆第四取非親尼衣戒。

【五〇】 優善那邑(Ujjeni)。律部八、註(二の二)參照。

【五一】 蓮華色(Uppalavaṇṇā)。律部八、註(八の二二三)參照。

【五二】 身。娠の同音寫なり。

【五三】 波羅奈。律部八、註(一の三六)參照。

【五四】 出息。利息を出す貸金なり。

【五五】 本文に若我發此至還入門一生邪心與念同滅とあり。

【五六】 違要。約束に違ふなり。

ひたまはく、「汝更に衣を望得するの處ありや不や」。答へて言さく、「有り」。又問ひたまはく、「幾時にて得べきや」。答へて言さく、「若しは一月、若しは減一月なり」。佛は是事を以て種々に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より非時衣にして足せざるを畜へんに、望足して一月に至るを聽さん」と。佛既にして非時不足衣を畜ふることを聽したまふに、諸比丘は便ち此衣を持し、遊行して一月を過せり。諸比丘は見て問うて言はく、「非時不足衣を畜ふること一月を過ぐるを聽したまはざるに、汝等は云何が此衣を擔ぎ、遊行して一月を過せる」と。種種に呵責して將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に語げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘三衣竟り迦絺那衣を捨し已りて非時衣を得んに、若し須ゐんには應に受けて速かに作して受持すべし。若し足せんには善し、[四八]若し足せざらんには望みて更に得るあるの處にて具足せしめて成ぜんに乃し一月に至れ、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり」と』。

「非時衣」とは、迦絺那衣を捨し已りて所得の衣あらんに、皆非時衣と名く。「須う」とは、三衣の中に故壞せるあらんに、須ゐて以て補易するなり。「望みて更に得るあるの處」とは、應に更に衣を得るあるの處に一日……乃至、一月して得んと望むべきなり。若し比丘一日に不具足衣を得んに、即日に望ありて若し得んに、應に足し成じて受持し、若しは人に施し、若しは淨施すべし。若し受持せず、人に施さず、淨施せずして十一日明相出時に至らんに尼薩耆波逸提なり。二日……乃至、十日も亦是の如し。十一日に望ありて若し得んに、即ちに此日に應に足し成じて受持し、若しは人に施し、若しは淨施すべし。若し受持せず、人に施さず、淨施せずして十二日明相出時に至らんに尼薩耆波逸提にして、……乃し三十日に至らんにも亦是の如し。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

【四八】本文に若不足望更有得處令具足成乃至一月若過尼薩耆波逸提とあり。

【四五】佛、舍衛城に在しき。爾の時諸比丘は三衣竟り迦絺那衣を捨し已りて【四六】非時衣を得たるに、諸比丘は慚愧して言はく、「佛未だ我等に非時衣を受くるを聽したまはず」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等は實に非時衣を得つゝも慚愧して「佛は未だ我等に非時衣を受くるを聽したまはず」と言へりや不や。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より非時衣を受くるを聽さん」と。時に六群比丘は是念を作さく、「世尊は我等に非時衣を受くること聽したまへり、便ち多く受けて受持せず、人に施さず、浄施せざらん」と。諸比丘は見て問うて言はく、「汝聞かずや、世尊は長衣を畜ふるを得ずと制したまひしを」。答へて言はく、「佛は長衣を畜ふることを制したまへりと雖、而も非時衣を受くるを聽したまへり」。又問ふらく、「汝等は一切時に非時衣を畜へて、受持せず、人に施さず、浄施せざるや」。答へて言はく、「是の如し」。諸長老比丘は種々に呵責して事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝愚癡人、應に多求多欲なるべからず、外道法の中には受者厭くことなきも施者は籌量せり、我が正法の中には少欲知足にして、施者は厭くことなきも受者は應に少取すべきなり」と。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し比丘、非時衣を得て受持せず、人に施さず、浄施せずして乃し一宿に至らんに突吉羅なり」。爾の時一住處ありて諸比丘は多く衣を得て、受持し、人に施し、浄施して、餘段は諸比丘に與へしに、諸比丘受けずして言はく、「佛未だ我等に不具足衣を受くるを聽したまはず」。語げて言はく、「且らく受けて當に足して足せしむべし」。時に【四七】長老伽毘は一狹短衣を得て、日々に舒挽して廣長ならしめんと欲せり。佛常に五日に諸房を案行したまふに、伽毘の、衣を牽挽するを見て問うて言はく、「汝何等をか作せる」。答へて言さく、「此衣を得たるも小にして受持するを得ざれば」。佛復問

【四五】尼薩耆第三月望衣戒。
【四六】非時衣。律部八、註(八の二〇四)參照。
【四七】長老伽毘。僧祇律には阿那律とし、其他の諸律には六群比丘又は諸比丘に據るとせり。

からず。此の二は非法羯磨にして、比丘及び僧は二突吉羅、此羯磨を以て離衣宿して一衣にて一宿せんに皆失衣罪を犯ずるなり。今諸比丘に羯磨留衣を聽さんに、[三八]前安居者には[三九]九月日、後安居者には[四〇]八月日なり。羯磨すとも僧伽梨・安陀會を留むるを得ず、優多羅僧に羯磨するを聽すなり。賊難處あらんに、三衣中にて[四一]割截衣の最勝なるは隨處に留むるを聽す。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、三衣竟り迦絺那衣を捨し已りて、三衣中若し一々衣を離れて宿して一夜を過ぎんに、僧羯磨を除き尼薩耆波逸提なり」と』。

「離衣」とは、(1)園同界異界、(2)屋同界異界、(3)比丘尼精舍同界異界、(4)聚落同界異界、(5)重屋同界異界、(6)乘同界異界、(7)船同界異界、(8)場同界異界、(9)樹下同界異界、(10)露地同界異界、(11)行道同界異界なり。(1)園同界とは、僧、羯磨して[四二]不失衣界と作し、而して中に於て自在往反を得るなり。[四三](園)異界とは、僧、羯磨せずして不失衣界と作し、作すと雖而も中に於て自在往反を得ざるなり。(2)屋・(3)比丘尼精舍・(4)聚落・(5)重屋も亦是の如し。(6)乘同界とは、中に於て自在に若しは取り若しは擧ぐるを得るなり。(乘)異界とは、中に於て自在に若しは取り若しは擧ぐるを得ざるなり。(7)船も亦是の如し。(8)場同界とは、穀麥を踐む處にして自在に取るを得るなり。(場)異界とは、自在に取るを得ざるなり。(9)樹下同界とは、樹蔭に覆はれたる處なり。(樹下)異界とは、樹蔭に覆はれざる處なり。(10)露地同界とは、結跏趺坐するに面に去ること七尺なり。(露地)異界とは、七尺の外なり。(11)行道同界とは、面に身を去ること[四四]七弓なり。(行道)異界とは、七弓の外なり。明相出時に至りて、時に比丘還りて界に到らんとて、乃し一脚を界に入るゝに至らんに衣を失せず。若し「我れ是衣を捨せん」と口言せんにも、亦衣を失せず。若し言に捨せずして明相出時に至らんに、尼薩耆波夜提なり。比丘、三衣外の餘の受用する所の衣は、離宿せんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。

【三八】前安居。律部八、註(八の一四七)參照。
【三九】九月日。七月十六日より四月十五日までなり。
【四〇】八月日。後安居者は前安居者より一ケ月を遲るゝ故に八月十六日より四月十五日までの八ケ月間なり。
【四一】割截衣。律部八、註(八の二一三)小割截衣の下參照。
【四二】不失衣界。攝衣界なり、律部八、註(八の一〇四)不離衣宿界の下參照。
【四三】本文に(園)異界者僧不羯磨作不失衣界雖作而於中不得自在往反とあり。
【四四】七弓。律部八、註(八の一九七)五肘弓量の下參照。

呵責したまはく、『汝等愚癡なり、我が說けるを聞かざりしや、「比丘は應に三衣・鉢と俱なるべきこと、譬へば鳥飛ぶに毛羽自ら隨ふが如くなり」と』。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、三衣竟り迦絺那衣を捨し已るに、三衣の中若し一々衣を離れて宿して一夜を過ぎんに尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時一[三五]糞掃衣比丘あり、[三六]婆竭陀邑に向はんと欲せるも、衣重くして持ち去ること能はず、捨せんと欲せるも云何がすべきかを知らざりき。是を以て諸比丘に白すに、諸比丘は將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『若し比丘にして糞掃衣の重きを持し、餘處に遊行せんと欲して持ち去ること能はざらんには、是比丘應に僧に從うて[三七]不失衣羯磨を乞ふべきなり』と。革屣を脫し頭面に禮足して胡跪合掌して是言を作さく、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、某處に遊行せんと欲するも、糞掃衣重くして持ち去ること能はざれば、留めんと欲して今僧に從うて不失衣羯磨を乞はんとす」。是の如く第二第三に乞ひ已るに、僧中の一比丘唱へて言はく、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、某處に遊行せんと欲するも、糞掃衣重くして持ち去ること能はざれば、留めんと欲して僧と從うて不失衣羯磨を乞へり。今僧與に不失衣羯磨を作さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧已に某甲比丘の與に不失衣羯磨を作し竟りぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。時に諸比丘は世尊が羯磨離衣を聽したまへるを見て、便ち常に羯磨して離衣宿を作し、亦羯磨せんに盡く三衣を離れ弊壞せる衣を著して行けり。長老比丘見て問うて言はく、「汝何の故に弊壞衣を著して行ける」。答へて言はく、「佛は羯磨離衣を聽したまへり、是故に我等常に羯磨して離衣宿せり、亦羯磨せんに盡く三衣を離れたり」。諸比丘は種々に呵責して將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛言はく、『汝等應に常に羯磨して離衣宿し、及び羯磨せんに盡く三衣を離るゝべ

【三五】　糞掃衣比丘（paṃsukūlika）。生涯糞掃衣を著して、居士よりの施衣を受けざる頭陀行者。

【三六】　婆竭陀邑。沙祇國・娑鞞陀と同じとすべきか、明かならず。

【三七】　不失衣羯磨（ticīvarena avippavāsasammuti）。三衣を離れて遠く去るとも、三衣を怨にせるにあらずとの僧伽の承認を乞ふ作法。

諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、[二四]三衣竟り迦絺那衣を捨し已らんに、長衣乃し十日に至り、若し過ぎんに尼薩耆波逸提なり」と』。

「三衣竟りて」とは、浣ひ、染め、縫ひ竟るなり。「迦絺那衣を捨す」とは、白二羯磨して捨するなり。「長」とは、三衣の外を皆長と名く。「衣」とは、[二五]劫貝衣・[二六]欽婆羅衣・[二七]野蠶綿衣・[二八]紵衣・[二九]麻衣なり。「十日」とは、若し一日に衣を得んに、應に即日に捨し、若しは受持し、若しは人に施し、若しは[三〇]淨施すべし。若し即日に捨せずして二日更に衣を得んに、應に此日に皆捨すべし。若し此日に捨せずして、三日……乃至、十日に更に衣を得んに、亦應に此日に皆捨すべし。若し此日に捨せずして十一日[三一]明相出時に至らんに、十日中の所得の衣は皆尼薩耆波逸提なり。若し十日を過ぎたる衣あらんに、應に捨して比丘僧に與へ、若しは一・二・三比丘に與ふべく、捨して餘人及び非人に與ふるを得ず、捨し已りて然して後に悔過するなり。若し捨せずして悔過せんには罪益深し。長三衣を除きて、若し長餘衣……乃至、手巾は十日を過ぎんに皆突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。若し淨施せんに不犯なり。

[三二]佛、舍衞城に在しき。爾の時[三三]十七群比丘は安居し竟り遊行せんと欲して是念を作さく、「我れ尋いで此に還れば一衣にて便ち足る、多きを須ゐて何かせん」。是念を作し已りて即ち襆にて餘衣を結ね、架上に置きて住比丘に寄ね、是に於て去りぬ。時に六群比丘は他處より還りて住比丘に語げて言はく、「[三四]房を差して我に與へよ」。時に住比丘は即ち十七群が衣を置ける所の房を差して之に與へしに、六群比丘は架上の衣を見て問うて言はく、「汝、何を以ての故に此長衣を畜ふるや」。答へて言はく、「此は是れ十七群比丘の安居し竟り人間に遊行せんとて、持ち去ること能はずして留めて我に寄ねしのみ」。時に六群比丘は種々に呵責して事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて十七群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に

律部八、註（八の四三）參照。

【二四】三衣竟り迦絺那衣を捨し已らんに。律部八、註（八の四二・四三）參照。

【二五】劫貝衣（kappāsika）。

【二六】欽婆羅衣（kambala）。

【二七】野蠶綿衣（koseyya）。

【二八】紵衣（sāṇa）。粗布衣。

【二九】麻衣（bhaṅga）。

【三〇】淨施。律部八、註（八の四〇）參照。

【三一】明相出時。律部八、註（八の一一五）參照。

【三二】尼薩耆第二離衣宿戒。

【三三】十七群比丘。律部九、註（一四の一四一）十六群比丘の下參照。

【三四】房を差すとは、夏數の次第に從うて住房を選び與ふるなり。

言はく、「汝が衣弊壞せり、何ぞ僧より取りて作りて一日に成ぜしめざる」。阿那律言はく、「我れ敢て取らじ、恐らくは一日して成ぜざるに尼薩耆波逸提罪を犯ぜん」。爾の時[一九]波利邑の諸比丘は舍衞城に來りて[二〇]後安居せんと欲せしに、時到りて及ばず、便ち[二一]娑鞞陀邑に於て結坐して安居し訖り、十六日に便ち佛所に進まんとて、道に遲水を經しに、三衣麁重にして極大疲極して到り、佛足を禮して却いて一面に坐せり。佛、諸比丘に問ひたまはく、「安居和合し、乞食乏しからず、道路疲れざりしや」。答へて言さく、「安居和合し、乞食乏しからざりしも、我等先に波利邑に住し、此に來りて安居せんと欲せるも、諸知識多くして早發するを得ず、[二二]後坐に及ばんとして而も復及ばず、遂に娑鞞陀に住して結坐し、安居し訖りて十六日に便ち來るに、道に遲水を經て三衣麁重にて極大疲苦せり」と。諸比丘は是に因みて具に阿那律の事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまひ、少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今より[二三]迦絺那衣を受けんに五事を犯ぜざるを得ることを聽さん、一には別衆食、二には數々食、三には食前食後に、行いて餘家に至らんに餘比丘に白せず、四には長衣を畜へ、五には別宿するも三衣を失せざるとなり」と。時に諸比丘は是念を作さく、「佛は迦絺那衣を受くるを以て長衣を畜ふるを聽したまへるも、幾時を得ると爲すや」。念じ已りて佛に白すに、佛言はく、「迦絺那衣を受くる時は畜ふるを聽す、今より是戒は應に是の如くに說くべし、『若し比丘、三衣竟りて迦絺那衣を捨し已らんに、長衣一宿を過ぎんに尼薩耆波逸提なり』」と。爾の時阿難は二張の劫貝を得て舍利弗の爲の故に受けたるも、時に舍利弗異處に住しければ阿難は是念を作さく、「世尊は長衣を畜ふること一宿を過ぐるを聽したまはざるに、舍利弗は今此に在らず、此當に云何がすべき」。念じ已りて佛に申すに、佛、阿難に問ひたまはく、「舍利弗幾日して當に還るべき」。答へて言さく、「或は十日、或は十日に至らざらんか」。佛は是事を以て比丘僧を集めて種々に少欲知足を讃じ、戒を讃じ、持戒を讃じ已りて

ば五衆の孰れかに淨施畜するなり。こゝに長衣戒制定以前に五衆畜の語を出せるは早計なり。

【一九】 波利邑諸比丘。(pāṭheyyakā bhikkhū)。pāṭheyyakā=pāveyyakā=pīvā (波婆・波旬・波利)にしてクシナガラ城近くの邑とする說あるも正否明らめ難し。四分律にも波離國とあり、智度論(往2.41b)にも波利國四十比丘とあり。波利→沙鞞陀→舍衞城の旅程なりしとせば、本律註(一の一三)の波利國は巴利律に照合するに uttarāpatha(北路)なれば、今の波利邑も北路とすべく、クシナガラ城近くとするは甚だ危險なりと考へらる。

【二〇】 後安居。律部八、註(八の一四八)參照。

【二一】 娑鞞陀邑。沙祇國(Sāketa)ならんか。大正藏の註にも Sāketa とし、巴利律には阿那律の緣を出さゞるも阿難と舍利弗の緣を出して Sāketa の名を出せり。但し後註(三六)の沙竭陀邑をも Sāketa とすべきか明らめ難し。律部八、註(一一の七七)參照

【二二】 後坐。後安居結日(五月十六日)なり。

【二三】 迦絺那衣(kaṭhina)。

だ應に治すべからず、復應に輭語して問ふべし、「汝は女人と與に獨屏處に坐し麁惡語して婬欲を行ぜしや不や」。若し「不なり」と言はんに、上座下座の比丘は應に切語して問ふべし、「汝實語して妄語すること莫れ、優婆夷の說の如くなりや不や」。若し「優婆夷の說の如し」と言はんに、然る後乃し應に所說の法に隨うて治すべきなり。沙彌は突吉羅なり。

第二不定法は、女人と與に[九]露處に在りて坐せるなり。若し波羅夷ならんを除いて餘は皆上に說けるが如し。「露處」とは、眼所見の處なり。

初分第四　三十[一〇]捨墮法の一

[一一]佛、舍衛城に在しき。爾の時世尊は諸比丘をして唯[一二]三衣を畜へしめたまへり。而るに六群比丘は食前・食後・[一三]晡時に皆異衣を著しければ、諸比丘は見て問うて言はく、「世尊は[一四]長衣を畜ふるを聽したまはざるを汝聞かざりしや」。答へて言はく、「我亦之を聞けり、但、我が此衣は或は[一五]僧中得、或は[一六]居士間得、或は是れ[一七]糞掃衣なり。彼は著せんを以ての故に我に與へしなり、我をして[一八]五衆畜を爲さしめんとにはあらじ」。諸比丘は種々に呵責して將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝等聞かずや、我先に少欲知足にして衣は裁ちて形を蔽ひ食は命を支ふるに足るを讃歎せしを。譬へば衆鳥の毛羽の自ら隨ふが如し、比丘は是の如くに三衣常に倶なるべきに、汝今云何が非法を畜積せる」と。種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、長衣を畜へて一宿を過さんに尼薩耆波逸提なり」と』。爾の時諸比丘は若し一々衣を須ゐんに、衆僧羯磨して所應分物を之に與へぬ。時に阿那律の衣、麁にして弊壞しければ、諸比丘語げて

【九】露處。露-處不可婬處なり、律部八、註(七の一六〇)參照。
【一〇】捨墮法。尼薩耆波逸提法なり、律部八、註(八の一)參照。本文には五分律第一分之四捨墮法とあり、宋・元・宮本には五分律初分第四三十捨墮法とあり、今明本によりて改む。
【一一】尼薩耆第一長衣戒。
【一二】三衣。律部八、註(八の一三—一六)參照。
【一三】晡時。律部八、註(一の一九)參照。
【一四】長衣。律部八、註(八の三二)餘長の下參照。
【一五】僧中得。安居竟れる時在家人が衣を布施せんに、僧中に於て分衣作法して得たる衣。
【一六】居士間得。(gahapati-cīvara) 居士が特に一比丘に供養して得たる衣。
【一七】糞掃衣。(paṃsukūla)。火燒衣・牛嚼衣・死人衣・月水衣等、巷野又は塚間に捨てられたるものを浣染し補衲して餘業を施せるもの。
【一八】五衆畜。本文に五家畜とあり、諸本また五家斎とせるも、恐らくは五衆の寫誤なるべきが故に今改めたり。五衆は比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして、餘衣あら

卷の第四　彌沙塞

初分第三　二[一]不定法

[二]佛、舍衞城に在しき。爾の時、[三]跋難陀は常に一居士家に出入せり。晨朝に衣を著し鉢を持し、往いて其舍に到りて[四]尼師檀を敷き、居士の婦と與に獨り屏處に坐して婬欲麁惡語を說けり。時に[五]毘舍佉鹿子母は跋難陀が居士の婦と與に獨り屏處に坐して婬欲麁惡語を說けるを聞いて念言すらく、「若し居士還り見んに必らず惡心を生じて、餘比丘に向うて其をして長夜に諸の苦痛を受けしめん。我當に人を遣し往いて世尊に白すべし」と。即ちに常供養の婆羅門[六]那隣伽に語げて言はく、「汝、佛所に往いて頭面に禮足して廣く此事を說んことを」と。婆羅門即ち往いて佛に白すに、佛は爲に種々に妙法を說き、已にして發遣して還さしめたまひ、佛は是事を以て比丘僧を集めて跋難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまへること、婬事の中に說けるが如し。已にして諸比丘に告げたまはく『十利を以ての故に諸比丘の爲に不定法を結せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、一女人と共に獨り[七]屏處可婬處に坐し、[八]可信優婆夷見て三法の中の一々法に於て說かんに、若しは波羅夷・若しは僧伽婆尸沙・若しは波逸提なり、若し比丘、優婆夷の所說の如しと言はんに、應に三法の中、所說の法に隨うて治すべきたり、是を不定法と名く」と』。

「獨」とは、一比丘と一女人とにして更に第三人なきなり。「屏處」とは、眼に見えざる所の處なり。「可信」とは、四眞諦を見て、身の爲にせず人の爲にせず、利の爲に而も妄語を作さざるなり。「優婆夷」とは、三自歸を受けて邪道を絕せるなり。「不定」とは、若し三法の中に於て一事を說かんに、諸の上座比丘は應に是比丘に問ふべきなり、「汝、彼家に往けりや不や」。若し「往けり」と言はんに來

【一】不定法、律部八、註(七の一四五)參照。本文には第一分之三不定法とあるも、今宋・元・明・宮本によりて改む。聖本には第一分之四とあるのみ。
【二】不定法第一屏處可婬處坐戒。
【三】跋難陀(Upananda)。諸律皆優陀夷となす。
【四】尼師檀。律部八、註(八の一二)參照。
【五】毘舍佉鹿子母。律部八、註(七の一四九)參照。
【六】那隣伽。(Nālijaṅgha)諸律の戒緣に此名を出さず。波斯匿王に仕へし宮臣にして、末利夫人の命を受け佛に使して質疑を呈せる婆羅門なり。
【七】屏處可婬處。律部八、註(七の一五八)參照。
【八】可信優婆夷。律部八、註(七の一五九)參照。

惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せり、汝出で去れ、應に此中に住すべからず」と。彼比丘言はん、「諸大德は愛・恚・癡・畏に隨へり、何を以ての故に、是の如き等の同罪の比丘あるに驅者と不驅者とあり」と。諸比丘は復語げて言はん、『汝、是語を作すこと莫れ、「諸大德は愛・恚・癡・畏に隨へり、是の如き等の同罪の比丘あるに驅者と不驅者とあり」と。汝は惡行を行じ他家を汚し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せり。汝、是の愛・恚・癡・畏に隨へりとの語を捨てよ、汝出で去れ、應に此中に住すべからず』と。是の如くに諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには善し、捨てざらんには僧伽婆尸沙なり』と。

「惡行を行ず」とは、身口意に惡行を作すなり。「他家を汚す」とは、他家をして復佛法を信樂せざらしむるなり。「見」とは、眼にて自ら見るなり。「聞」とは、可信人より聞くなり。「知」とは、遠近に皆知るなり。一の親厚(比丘)を差して諫めんに、若し捨てんには一突吉羅悔するなり、……乃至、諫めざるに自ら捨てんには……皆上に說けるが如し。

聽きたまへ、此は某甲比丘なり、惡行を行じ他家を汚し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せり。僧は今此邑より驅出せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、惡行を行じ他家を汚し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せり。僧は今此邑より驅出せんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。……是の如くに第二第三して……僧已に某甲を驅出し竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。阿難は教を受け五百比丘を將ゐて往いて彼邑に到るに、諸居士は阿難が五百比丘と與に來れりと聞いて、出で丶迎へ問訊して頭面に禮足し却いて一面に住しぬ。阿難卽ちに衆を集め……乃至、羯磨せり。羯磨し竟るに彼の二比丘は猶ほ故ほ去らざりければ、諸比丘問ふらく、「汝何の故にか去らざる」。答へて言はく、「阿難等は愛・恚・癡・畏に隨ひたれば是故に去らざるなり。何を以ての故に。是の如き等の同罪の比丘あるに、驅者と不驅者とあればなり」。諸比丘言はく、「汝、阿難等は愛・恚・癡・畏に隨へり、是の如き等の同罪の比丘あるに驅者と不驅者とあり」と說くこと莫れ。汝等は惡行を行じ他家を汚し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せり、汝出で去れ、應に此に住すべからず」と。諸比丘是の如く諫むるも堅持して捨てざりしかば、是事を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に遙に彼比丘を責め已りて諸比丘に語げたまはく、「應に一の、彼の親厚ある比丘を差して往いて諫むべし、……次いで衆多比丘、次いで僧を（遣して諫むべし）」。諸比丘は教を受けて三反せしも受けざりければ、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集め、重ねて遙に責め已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、「若し比丘、聚落に依りて住して惡行を行じ〔一四二〕他家を汚し、惡行を行ぜるを皆見・聞・知し、他家を汚せるをも亦見・聞・知せんに、諸比丘は彼比丘に語げん、「汝、惡行を行じ他家を汚し、

【一四二】他家を汚す（kuladūsaka）とは、三寶に對する他家の尊敬心を損減せしむる意なり。

諸居士は皆大小を將ゐて迎逆問訊し、頭面に禮足して却いて一面に坐せり。是に於て目連は爲に神變を現じて身を百千に分ち還合して一と爲し、石壁も皆過ぎり水を履むことも地の如く、空中に坐臥しては鳥の飛翔するが如く、身は梵天に到りて手にて日月を捫り、身上より火を出して身下より水を出し、身上より水を出して身下より火を出し、或は半身を現じ或は全身を現じ、東踊西沒・西踊東沒・南踊北沒・北踊南沒・中踊邊沒・邊踊中沒し、神變を現じ已りて還本處に坐せり。時に諸居士は竊に相謂ひて言はく、「目連善く幻術を知るとは、此則ち然るなり」と。是に於て舍利弗爲に妙法を說き、初・中・後に善く善義・善味にして、淸白梵行の相を具足し、是法を說き已るに默然して住せり。時に諸居士は亦復相語ぐらく、「舍利弗善く呪法を知るとは、亦復驗なり」と。是に於て衆人都べて信受せず、供養あることなかりき。爾の時彼邑に二優婆塞あり、一を〔一四〇〕富闍と名け、二を優樓伽と名け、佛法を信樂して見諦得果し、常に布施を好みて沙門に供養せり。舍利弗・目連、迦夷より來ると聞き、共に出でゝ之を迎へて頭面に禮足しければ、爲に妙法を說いて示教利喜せしに、法を聞き已りて舍利弗に白して言さく、「此邑に二比丘ありて常に種々に非威儀事を作せり、……廣說せること上の如し……近五百の比丘あり威儀庠序として村に入りて乞食せしも空鉢にして出でぬ。唯願はくは大德、此を以て佛に白したまはんことを」と。是に於て二人は優婆塞の爲に更に妙法を說き、示教利喜し已りて舍衞城に還りて具に以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて阿難に告げたまはく、「汝、彼邑に往いて二比丘の與に〔一四一〕驅出羯磨を作せ」と。阿難、佛に白さく、「彼の惡比丘は沙門に非ざるに自ら沙門と言ひて常に不淨を作し、心已に敗壞せり。我若し獨往かんに彼必らず惡を肆にして意に隨うて我を惱まさん」。佛、阿難に告げたまはく、『是の如し是の如し、汝が所說の如し、汝今便ち可しく諸比丘を將うること意の多少に隨ひ、彼に到りて衆を集め、然して後乃し頞脾等の罪を擧げ、白四羯磨して彼邑より驅出すべし」と。一比丘唱へて言はん、「大德僧

なることを知り得べし。

〔一四〇〕富闍・優樓伽。四分・巴利・僧祇に此名を出さず、十誦律に爾時有賢者名憂樓伽とあり、有部律には時此會中有鄔波索迦名曰水羅とあるも、本律の如く二優婆塞名を出さゞるは注意すべし。

〔一四一〕驅出羯磨（Pabbājaniya kamma）。汙家惡行の比丘に對して、其住處より驅出して他に移住せしむる羯磨。

善し、捨てざらんには僧伽婆尸沙なり』と。

「惡性にして共語し難くす」とは、教誨を受けず、恭敬心なく、自らを是とし彼を非とするなり。「同じく經戒を學す」とは、經とは謂はく一切佛教、戒とは謂はく波羅提木叉なり。一親厚の(比丘)を差して諫め、若し捨てんには一突吉羅悔……乃至、諫めざるに自ら捨てんに……皆上に說けるが如し。

[一三一]佛、舍衛城に在しき。爾の時[一三二]吉羅邑に二比丘あり、一を[一三三]頞髀と名け、二を分那婆と名け、數惡行を行じて他家を汚し、種々の[一三四]非威儀事を作し、自ら華鬘を結び亦人をして結ばしめ、自ら著し人をして著せしめ、女人と同牀に坐し、盤を共にして食し、飲酒噉肉し、歌舞伎樂し、諸鳥獸の種々の聲を作し、亦鳥獸の鬪諍を作す時[一三五]摴博に傚りて嬉戲し、倒行し・擲絕し・[一三六]彈指し・眴眼し、女人に向うて面目を[一三七]角戾し、舌を吐き口を張り、是の如き等の身口意の惡を作し、戒・見・威儀・正命を破れり。時に[一三八]五百の比丘は威儀具足して迦夷國より來りて此邑に到り、時至りて鉢を持し村に入りて乞食せるに、諸居士見て咸是言を作さく、「此の諸比丘は何處より來れる、低頭默然せること狀[一三九]孝子の如くにして、人と交接言語するを知らず。我が此(處)には自ら二賢比丘あり、多才多藝にして善く人心を悅ばせり、何ぞ此輩を用ひん」と。久しく邑里に留まるも並に食を與へざりければ、空鉢にして出でぬ。時に舍利弗・目連も亦迦夷より來りて此邑に向ひしに、頞髀等聞いて是念を作さく、「此二人來らんに必らず我等が爲に惡名聲を作して我供養を斷ぜん」と。便ち往いて諸居士に語げて言はく、「須臾にして當に二比丘の來るあり、一を目連と名け善く幻術を知りて種々變を現じ、二を舍利弗と名け善く呪法を知り巧言して人を惑はさん。汝若し心を同じくして彼の爲に惑はされざらんには我當に此に住すべけんも、若し能はざらんには正に爾く便ち去らんのみ」と。諸居士言はく、「長老、安住せよ、我終に彼の惑はす所と爲らざらん」。二人既にして到るに、

【一三一】僧殘法第十三汚家惡行擯謗違諫戒。
【一三二】吉羅邑。Kitāgiri の音略にして迦尸國に在り、僧祇律には迦尸黑山聚落とせり。有部に枳吒山とせるは音譯、譯して黑山となす。四分律に騎連とせるは吉羅とせると同じく音略なり。
【一三三】頞髀・分那婆(Assaji-Punabbasuka)。馬宿・滿宿なり。僧祇律には六群比丘とせり、律部八、註(七の九八)參照。
【一三四】非威儀事(anācāra)。行住坐臥の四法に於て身口に不如法をなすなり。
【一三五】蒲博。博奕、蒲戲、樗蒲に同じ。
【一三六】彈指。律部九、註(一九の四九)參照。
【一三七】角戾。好醜をくらべさだむるなり。
【一三八】四分律には衆多比丘、巴利律には或比丘、十誦律・有部律には阿難となす。
【一三九】孝子。憂惱に沈める者との意なり。敦煌出土十誦比丘尼戒本(羅什譯推定)第百十九波逸提に若比丘尼息思憂惱女人作㆓眷屬㆒者波逸提とあり。これに相當する十誦律の比丘尼戒第百十八波逸提には若比丘尼畜㆓孝女㆒爲㆑衆波逸提とあり。此等より推して今の孝女とは憂惱に沈める者との義

王は是れ我が主なり、法、我より出でゝ大德に豫るなし。譬へば大風の、諸の草穢を吹かんに一處に幷聚するが如く、諸大德等も種々姓・種々家・種々國より出家せること亦復是の如し、云何がしてか我を教誡せんと欲せる。諸大德よ、我が若しは好若しは惡を語ぐる莫れ、我亦大德の若しは好若しは惡を語げじ」。諸比丘復闡陀に語ぐらく、「自ら我に〔一三〇〕不可共語を作すこと莫れ、汝當に諸比丘の若しは好若しは惡を語ぐべし、諸比丘も亦當に汝が若しは好若しは惡を語ぐべし。是の如く展轉して相敎へんに轉相出罪して如來衆を成ぜん」。諸比丘是の如くに諫めしも堅持して捨てざりければ、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて闡陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝、愚癡人、應に不可共語を作すべからず、諸比丘は汝の犯罪せるを見て、汝と共に布薩・自恣・羯磨・常所行事せざらんと欲せるも、汝を哀愍するが故に汝を呵諫せるなり。汝今云何がしてか信受せざる」。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に語げたまはく、「應に一比丘の、闡陀と親善せる者を差して往いて諫め(しむ)べし。……上の如し。次で衆多比丘、次で僧を(遣して往いて諫めしむべし)」と。諸比丘は敎を受け三反せるも受けざりければ、是を以て佛に白すに佛は是事を以て比丘僧を集め、更に種々に遙に闡陀を責め已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、惡性にして共語し難くし、諸比丘と與に同じく經・戒を學しつゝ數々犯罪せんに、諸比丘は法の如く律の如くに共所犯を諫むるも答へて言はん、「大德、汝、我が若しは好若しは惡を語ぐること莫れ、我も亦好惡を以て汝に語げじ」と。諸比丘復語げて言はん、「汝、自ら我に不可共語を作すこと莫れ、汝當に諸比丘の爲に如法を說くべし、諸比丘も亦當に汝が爲に如法を說くべし、是の如くに展轉して相敎へんに轉相出罪して如來衆を成ぜん」と。是の如くに諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨てんには

【一三〇】不可共語(avacanīya)。我れ自らよりして佛以外のものゝ訓誨を拒否して語らしめざるなり。

達比丘悉く皆受けざりければ、諸比丘は種々に呵責し已りて事を以て佛に白せり。佛は是事を以て比丘僧を集め、更に種々に遙に助調達比丘を責め已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、破和合僧を助けて、若しは一若しは二若しは衆多にして諸比丘に語げて言はん、「是比丘の所說は是れ說を知りて說を知らざるに非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なり」と。諸比丘は彼諸比丘に語ぐらく、「汝、是語を作すこと莫れ、是比丘の所說は是れ說を知りて說を知らざるに非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なりと。何を以ての故に、是比丘は說を知れるに非ず、法を說かず、律を說かざればなり。汝、破和合僧を樂助すること莫れ、當に和合僧を樂助すべし。僧和合するが故に歡喜して諍ふなく、心を一にし學を一にして水乳の合するが如く、共に師教を弘めて安樂に行ぜん」と。是の如くに諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨つれば善し、捨てざらんに僧伽婆尸沙なり』と。

「破を助く」とは、破僧の因緣を助成するなり。「和合」とは、布薩・自恣を同じくするなり。一親厚を差して諫めんに、若し捨せんには一突吉羅悔、……乃至、諫めざるに自ら捨せんに……皆上に說けるが如し。

[一二五]佛、拘舍彌國に在しき。爾時、[一二六]闡陀比丘は數々犯罪して、白衣舍に入りて上牀下牀するに皆如法ならず、[一二七]別衆食し・[一二八]數々食し・[一二九]非時に聚落に入るに善比丘に白せざりしかば、諸比丘見て語げて言はく、「汝は是の如き是の如きの罪を犯ぜり、汝應に見罪悔過すべし、不淸淨にて梵行を修すること莫れ、長夜に諸苦惱を受くるを得ることなく、施主をして大功德を失せしむること勿れ」。答へて言はく、「大德、汝等は應に我に敎ふべからず、我應に汝に敎ふべきなり。何を以ての故に、我師法

【一二五】僧殘法第十二惡性拒諫戒。此戒は五分・巴利・僧祇の三律以外は皆僧殘法第十三條とせり。
【一二六】闡陀比丘。律部八、註(六の一四七)參照。
【一二七】別衆食、波逸提第三十二條。
【一二八】數々食。波逸提第三十一條。
【一二九】非時入聚落不白善比丘。波逸提第八十三條。

に彼比丘に語ぐべし、「僧は已に一羯磨し竟りぬ、餘は二羯磨の在るあり、汝當に是事を捨つべし、僧伽婆尸沙を犯ずること莫れ」と。彼若し捨せんに應に三突吉羅・二偸蘭遮悔過すべきなり。若し捨せざらんに復應に上の如くに第二羯磨すべし。第二羯磨竟らんに、復應に上の如くに語ぐべく、若し捨せんに應に三突吉羅・三偸蘭遮悔過すべきなり。若し捨せざらんに復應に上の如くに第三羯磨すべし。第三羯磨未だ竟らざるに捨せんには、三突吉羅・三偸蘭遮悔過すべきなり。第三羯磨竟らんには、捨するも捨せざるも皆僧伽婆尸沙なり。比丘尼も亦是の如し、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。〔一二二〕若しは白成ぜず三羯磨皆成ぜざらんに、若しは餘の羯磨(卽ち)遮羯磨・非法羯磨を作さんに、(若しは)諫せざるに自ら捨せんには皆不犯たり。

〔一二三〕佛、王舍城に在しき。爾の時〔一二四〕助調達比丘は諸比丘に語げて言はく、「調達の所說は是れ說を知りて說を知らざるに非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なり」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責すらく、「汝云何が調達の所說は是れ說を知りて說を知らざるに非ず、法を說いて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なりと言へる」と。呵責し已りて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に遙に助調達比丘を責め已りて諸比丘に語げたまはく、『應に一比丘の、助調達比丘と親厚ある者を差し往いて諫め(しむ)べし、「調達の所說は是れ說を知りて說を知らざるに非ず、法を說きて非法を說かず、律を說いて非律を說かず、皆是れ我等が心に忍樂する所なりと言ふこと莫れ。何を以ての故に、調達は說を知れるに非ず、法を說けるに非ず、律を說けるには非じ。汝等、破和合僧を助くること勿れ、當に和合僧を助くべし、僧和合するが故に歡喜して諍ふなく、心を一にし學を一にして水乳の合するが如く、共に師教を弘めて安樂に行ぜん」と。若し受けんには善し、若し受けざらんに應に衆多比丘及び僧を遣して往いて諫むべし』と。諸比丘は教を受けて是の如くに三反せるに、助調

【一二二】本文に若白不成三羯磨皆不成若作餘羯磨遮羯磨非法羯磨不諫自捨皆不犯とあり。譯文少しく括弧內に補うて取意せり。

【一二三】僧殘法第十一助破僧違諫戒。

【一二四】助調達比丘。提婆(調達)の反逆を援助せる比丘なり。四分律・巴利律には三聞達多等の四人の伴黨の名を擧げたり。律部八、註(七の五八)六群比丘の下參照。

く受けざりければ、諸比丘は種々に呵責し已りて是を以て佛に白せり。佛は是事を以て比丘僧を集め、更に種々に遙に調達を責め已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、和合僧を破らんが爲に勤方便すること莫れ、當に僧と與に和合すべし、僧和合するが故に歡喜して諍ふなく、心を一にし學を一にして水乳の合するが如く、共に師教を弘めて安樂に行ぜん」と。是の如くに諫むるも堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。第二第三諫して是事を捨つれば善し、捨てざらんには僧伽婆尸沙なり』と。

「破らんが爲に」とは、求めて破僧の因緣を爲すなり。「和合」とは、布薩[128]・自恣[129]・羯磨[130]・常所行事を一にするなり。「僧」とは、四人より已上なり。彼比丘、破僧せんと欲せんに、餘僧、見・聞・知して一の與に親厚せる比丘を差し往いて諫めしめんに、若し捨せんには應に一突吉羅[131]悔過すべきなり。若し捨せざらんに、應に衆多比丘を遣し往いて諫め(しめ)んに、若し捨せんには應に二突吉羅悔過すべきなり。若し復捨せざらんに、應に僧往いて諫むべく、若し捨せんには應に三突吉羅悔過すべきなり。若し捨せざらんに復應に白四羯磨して諫むべきなり。一比丘唱へて言はく、『大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり。破和合僧を爲さんとて勤方便せり。僧已に諫むらく、「汝、破和合僧を爲さんとて勤方便すること莫れ」と。是の如くに諫めたるも堅持して捨てざれば、僧は今羯磨諫せんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し』。白し已るに應に彼比丘に語ぐべし、「僧は已に白し竟れり、餘は三羯磨の在るあり、汝當に是事を捨つべし、僧伽婆尸沙を犯ずること莫れ」と。彼若し捨てんに、應に三突吉羅・一偸羅遮悔過すべきなり。若し捨てざらんに復應に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり。破和合僧を爲さんとて勤方便せり、……乃至、僧今羯磨諫せんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ」。復應

【一二八】布薩。律部八、註（二の五四）中間布薩の下參照。
【一二九】自恣。律部八、註（四の二四八）參照。
【一三〇】羯磨。律部八、註（二の二一）一白三羯磨の下參照。
【一三一】突吉羅悔過。不故作の輕き惡作罪は心念口言して責心懺悔し、故作なる惡作罪は對首懺といひて一人の比丘前に向うて懺悔するなり。

嵐と名け、之を接けて遠く棄て、片迸りて佛に著して足の大指を傷へり。世尊は見已りて調達に語げて言はく、「汝今便ち[一四]無間罪を得たり、若し惡心を以て佛身より血を出さんに、必らず[一五]無間阿鼻地獄に墮せん」。調達復是念を作さく、「我既に佛を害することを得る能はざれば、唯當に其の[一六]和合僧を破るべきのみ。佛は大神力なれば、若し我れ能く其僧を破せんに名は必らず遠く振はん」。佛、其意を知りて調達に語げて言はく、「汝、和合僧を破ること莫れ、若し僧已に破れたるを能く和合せんには、其人、天に生じて[一七]一劫の(間)樂を受けん。若し僧和合せるを而も之を破らんには、地獄の中に墮して一劫の(間)苦を受けん」。調達聞き已りて誓く是心を捨せるも、後尋いで復上の如きの所念を生ぜり。佛止めたまふこと初の如くにして便ち偈を說いて言はく、

「衆聚りて和合すれば樂しく、　和合せんには常に安隱なり、　若し和合僧を破らんに、　一劫の(間)地獄にて苦しまん。　衆聚りて和合すれば樂しく、　和合せんには常に安隱なり、　若し破僧を和合せんに、　一劫の(間)天に生じて樂しまん。　若し部を分ちて分別し、　常に不善語を作し、　以て和合僧を破らんに、　一劫の(間)地獄にて苦しまん。　部を分ちて分別せず、　常に能く善法を說き、　以て破僧を和合せんに、　一劫の(間)天に生じて樂しまん」。

調達聞き已りて復誓く是心を捨せるに、後尋いで復生じて方便せること前に過ぎたり。時に諸比丘は調達が和合僧を破らんと欲すと聞いて即ちに往いて佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に遙かに調達を責め已りて諸比丘に語げたまはく、『應に一比丘の、調達と親厚ある者を差し往いて諫言せ(しむ)べし、「汝、和合僧を破する莫れ、破僧事を作すこと莫れ、當に僧と與に和合すべし、僧和合するが故に歡喜して諍ふなく、心を一にし學を一にして水乳の合するが如く、共に師教を弘めて安樂に行ぜん」と。若し受けんには善し、若し受けざらんには應に衆多比丘を遣はすべく、若し復受けざらんには應に僧往いて諫むべし』と。諸比丘は教を受けて是の如くに三反せるに皆悉

に此名を出さず。

【一四】無間罪(ānantarika-kamma)。無間地獄に墮つべき罪業。

【一五】無間阿鼻地獄(Avīci-niraya)。苦痛間斷なき故に無間地獄とも阿鼻地獄ともいひ、漢梵並稱せるなり。

【一六】和合僧(samagga saṃgha)。律部八、註(七の一二)參照。

【一七】一劫受樂。律部八、註(三一の六八)及び律部十、註(三二の八〇・七七)參照。

いて佛に趣き頭面に禮足して佛に白して言さく、「我今癡狂にて世尊を害せんと欲せり、自ら過重きを知りぬ、願はくは懺悔を聽したまはんことを」。佛言はく、「汝實に愚癡なりき、云何が貨の爲に如來を害せんと欲せる。我が法中に於て若し罪あるを知りて懺悔せんには善根を增長せん」と。次いで爲に法を說きたまへり。所謂、[一〇五]施論・戒論・生天の論、(並に)在家の染果と出要の樂たるとなり。彼人、内に喜びければ、佛其意を知りて更に爲に法を說きたまへり、所謂、[一〇六]苦集盡道なり。法を聞いて開解し、諸法の中に於て遠塵離垢して[一〇七]法眼淨を得、見法得果し已るに自ら[一〇八]尊に歸し[一〇九]五戒を受持せり。世尊は發遣して異路より歸らしめたまひしに、調達は復二人を募りて前人を殺さしめ、以て惡聲を滅せんとせり。復四人を遣し、是の如く展轉して乃し三十二人に至り、皆前んで佛所に至るに、佛亦前の如くに次第して法を說きたまふに、盡く[一一〇]須陀洹果を得たりき。時に諸比丘は調達が人を遣して佛を害せしむと聞いて、皆器仗を持して世尊を衞護し、部を分ち相著きて各一面に在りき。諸佛常法として日に再び房を出でたまへり、晨朝に出でたまふに諸比丘悉く左右に在るを見て問うて言はく、「汝等何の故にか仗を持して此に住せる」。諸比丘言さく、「調達、人を遣して世尊を害せんと欲すと聞いて自ら安んずる能はず、所以に此に住せり」。佛、比丘に告げたまはく、「若し如來橫死せんに是處あることなし、世間の五師ならんには須らく防護すべきのみ、我れ汝を須ゐず、各所安に隨うて自ら其心を護れ」。調達知り已りて復是念を作さく、[一一一]「我復此を以て佛を害すること能はざれば、當に更に人を覓めて躬自ら將ゐ去くべし、故應に果を必すべし」と。即ち一人を得て共に耆闍崛山に上るに、爾の時世尊は山下の石上に在りて經行したまひければ、調達便ち彼人をして石を推して佛を害せしめぬ。其人發心して石を推さんとするに四支便ち擧ぐるを得ず、心に佛の功德大なるを念ずるに手足還復せり。調達此を見て益瞋忿して言はく、「汝何ぞ[一一二]儜困せる、速に疾く滅し去れ」とて、即ち自ら大石を捉り下に推して佛を害せんとせり。山下に神あり[一一三]金鞞

【一〇五】施論・戒論・生天論(dāna-kathā, sīla-k., sagga-k.)。布施・持戒の功德及び生天の果について、世尊が人人を誘化したふにつきての說法の次第順位なり。

【一〇六】苦集盡道。苦集滅道の四諦の法なり。律部八、註(四の二一六)四聖諦の下參照。即ち施論・戒論・生天論により て人々を開化し、其心開けたるを見て正法を說きたまふ、これを magga-kathā(道論)といひ、前の三論とを合せて anupubbi-kathā(次第說法)と稱せり。

【一〇七】法眼淨。律部八、註(五の六三)參照。

【一〇八】三尊。佛・法・僧の三寶。

【一〇九】五戒。律部八、註(一〇の六)律部九・註(一九の一二)參照。

【一一〇】須陀洹果。律部八、註(四の六七)參照。

【一一一】本文に我復不能以此害佛當更覓人躬自將去故應必果とあり。世故即ち世事とする如くに、故の字を事の義に解せり。

【一一二】儜困。弱り苦しむ貌。

【一一三】金鞞盧(Kimbīla)。十誦律(三六)に欽婆羅夜叉が兩手を以て石を捺けて餘處に擲つとあり。即ち金鞞盧神とは欽婆羅夜叉なり。四分・巴利

を見て、耳を奮ひ鼻を鳴して大走して佛に向ふに、阿難怖懼恍惚して覺らず佛の腋下に入りぬ。佛阿難に語げたまはく、「汝向に三たび「苦なし」と(言へるを)聞きつゝ、如何が信ぜずして猶ほ此懼を作せる」。佛、象の來るを見て慈心三昧に入りて偈を說いて言はく、

「汝、大龍を害すること莫れ、　大龍世に出づること難し、　若し大龍を害せんには、　後生に惡道に墮せん」。

象は偈を聞き已るに、鼻を以て地に布きて世尊の足を抱へ、須臾にして三反上下して佛を覩じ、右遶三匝して却行して去りぬ。是より已後遂に善象と成りければ、雅奇とせざるはなく、同聲に歎じて言はく、「瞿曇沙門は刀杖を用ひずして此惡象を伏したまひ、國中の人民復恐怖なし、何ぞ其れ快き哉」と。諸の外道輩は皆悉く慚愧し、佛弟子衆は踴躍歡喜し、金錢七十餘萬を[一〇二]歛得せり。佛旣にして象を降したまひて復偈を說いて言はく、

「象醉うて瞋恚を含み、　來りて[一〇三]天中の天に向ふに、　[一〇四]百姓覩ざるなく、　錢を歛めて勝負を賭せり。　其形大山の如く、　力は六十象に勝れ　聲響人心に振ひ、　一吼するに敵陣を破る。　大力なる天中の天は、　衆を愍みて世に出で、　惡象を度せんと欲するが故に、　住立して其前に在りき。　象伏するに衆人見て、　道俗皆踴躍し、　佛、惡象を降すに、　猶し師子王の如しと歎ぜり」。

時に調達は見已りて是念を作さく、「今、此事を以て佛を害するを得ざれば、當に更に凶人にして佛を識らざる者を求め、厚く相貨ひて誘ひ、往いて之を殺さしむべし」と。卽ち四出して求索するに一壯夫を見たれば、便ち之に語げて言はく、「汝、我が爲に佛を殺さんに、當に厚く相報ゆべし」。其人貨を貪り募に應じて去りぬ。爾の時世尊は露處に在りて經行したまひしに、遙に彼人を見て慈心三昧を以て其身に遍滿して手を擧げて之を呼びたまへり。是に於て彼人覺えず刀を捨て、疾く行

【一〇二】歛得。歛は斂の寫誤なり、あつめ得ての意。
【一〇三】天中天。世尊なり。
【一〇四】百姓。種々の階級の人々。

すべし。王教勅あらんに當に之を奉行すべし」。是議を作し已りて便ち以て王に白すに、王問ふらく、「汝等衆臣の議、意云何」。卽ち具に上を以て答ふるに、王卽ち第一議の者・第二議の者を斥逐して所居の官を免じ、第三議の者には其名位を加して更に群臣に命じて共に此事を議せしめたるに、諸臣咸言はく、「上の第二の議は並に允合すと謂へるも而も王は乃し所居の位を免ぜり、王の聖心を觀るに有害に忍びざるならん、正刑既に弛まんに當に下計に從ふべし。王、太子を立つるは本國嗣の爲なり、速に王たらんと志せるが故に此逆を懷けり、位を遜りて之に與へんに其惡必らず息まん」と。議、王の心に合ひて卽ち便ち位を捨し、之を拜して王と爲して阿闍世と號せり。初めて王位に登りて五欲の樂を受くるに、殺逆の心は便ち暫息を得たりしも、是の如きこと少時にして乃し事なきを以てして而も父命を害しぬ。

爾の時阿闍世王に[九九]大惡象あり、調達密に象師の所に至りて語げ言はく、「明日、[一〇〇]瞿曇は當に此路を行くべければ、汝可しく吾が爲に象に飲して醉はしめて道に放走すべし、佛は慢心多ければ必らず之を避けざらん、此に因りて蹹殺せん に厚く汝に物を雇いん」と。世尊は明日食時に衣を著し鉢を持し五百の弟子を從へて城に入りて乞食したまふに、象師先に已に象に飲して醉はしめ、遙に佛の來りたまへるを見て卽ち便ち之を放つに、佛法を信樂せる者は醉象を放てるを見て皆往いて佛に白さく、「唯願はくは世尊、更に餘の路に從ひたまはんことを」と。五百の弟子及び阿難も亦是の如くに白すに、佛は皆之に答へて三たび「苦なし、[一〇一]龍は我を害せじ」と言へり。諸の弟子衆は皆覺えず佛を捨てゝ餘の路に從うて去りしに、唯、阿難のみありて獨り後に從ひ行けり。時に觀る者四塞して各々議して言はく、「今二龍鬪はんとす、誰が勝を得るかを看よ」と。外道の輩言はく、「象龍力大にして必らず人に勝らん」。佛弟子言はく、「人龍は道の尊なれば象必らず降伏せん」。空辯するも徵なければ、遂に乃し金錢を積斂して共に勝負を賭けぬ。是に於て醉象遙に佛の來りたまへる

【九九】大惡象、巴利律に Nālāgiri なる惡象とせり。
【一〇〇】瞿曇（Gotama）。律部八、註（八の一九四）參照、
【一〇一】龍（nāga）。强きもの、象徵、今は象なり。次の二龍、象龍と人龍も同義にして那羅者利象と世尊となり。

て舍利弗は調達衆中に往いて高聲に唱言すらく、「若し調達の五法教を受けんには、彼を佛法僧を見ざると爲す」と。時に彼衆會して皆悉く唱言すらく、「沙門釋子は更相に憎嫉し、調達多く供養を得るを見て便ち是語を作すならくのみ」。時に瓶沙王は彼衆中に在りて卽ちに宣令して言はく、「此語を作すこと莫れ、所以は何、佛衆は淸淨にして憎嫉なきが故に」。是に於て調達便ち衆人に語ぐらく、「天上の[九五]曼陀羅華を見んと欲するや不や」。咸言はく、「見んと欲す」。調達卽ち衆前より沒して華池邊に到り、適華を取らんと欲して便ち神足を失しぬ。還りて本坐に在るに調達既に神足を失しければ便ち惡心を生じ、佛を害せんと欲して太子に白して言さく、「今汝が父王は正法もて世を御せり、我が所見の如くんば衰喪せんこと期なけん、人命無常にして眴息保ち難し、何ぞ必らずしも長年して此王位を剋せん、自ら可しく之を圖りて早く四海を有つべし、我當に佛を害して代りて法王と爲るべし、新王・新佛にて摩竭國に於て共に道化を弘めんに亦善からざらんや」。太子答へて言はく、「父母の恩重くして[九六]二儀に過ぎたり、長育に[九七]顧復して[九八]罔極に報ぜんと欲するに、汝今云何が吾に此逆を導ふるや」。調達之を聞くも心に慚愧なく、猶も巧言を以て其意を引誘せしに、遂に便ち迷沒して其語を受悅せり。太子後の時蜜に利劒を帶して王門に向ふに、内に惡逆を懷きければ覺えず戰慄し、王門の前に於て地に倒れては復起きぬ。門官見已りて便ち是念を作さく、「太子常に來るに威儀庠序たり、今日此の如きは必らず當に故あるべし」とて、卽ち往いて之を問ふに、太子答へて言はく、「我れ王を殺さんと欲す、是故に此の如きなり」。又問ふ、「太子、誰が教を受けたりと爲すや」。答へて言はく、「調達なり」。門官共に議すらく、「當に之を如何がすべき」。第一の議に言はく、「一切沙門と太子衆樂と皆應に之を殺すべし」。第二の議に言はく、「佛は已に先に舍利弗を遣して其惡逆を唱へしめたるに、云何ぞ乃し沙門を濫殺せんと欲せる、罪正しく應に天子と調達との二人に止むべきのみ」。第三の議に言はく、「我等應に輒ち此罪を判すべからず、當に以て王に白

【九五】曼陀羅華(Mandārava-puppha)。天上の五種華の一にして、天妙華、柔軟華、雜色華ともいひ、見る者心悅ぶが故に適意華ともいふ。
【九六】二儀。天と地。
【九七】顧復。顧み報ゆるなり。
【九八】罔極。極まりなき恩。

彼は吾畏れんを請ひて必らず師子をして先に吼えしめて後に戰はん。王は戰日に至らんに、當に城内に勅して皆耳を塞がしむべし』と。王は其語を用ひ、使を遣して期を克め並びに上願を求めぬ。戰日に至りて復使を遣して求め、然して後に軍を出せり。兵鋒を交へんと欲して野狐は果して師子をして先に吼えしめしに、野狐之を聞いて心破れて七分し、便ち象上より地に墜落しければ、是に於て群獸一時に散走せり』と。佛は是事を以て偈を說いて言はく、

『野狐憍慢に盛(み)ち、其眷屬を求めんと欲して、行いて迦夷城に到り、自ら稱すらく「是れ獸王なり」と。人の憍も亦是の如し、徒衆を規請せんとして、摩竭(まかだ)に在りて、法主以て自ら號せり』。

諸比丘に告げたまはく、『爾時の迦夷王とは我が是なり、聰叡の大臣とは舍利弗是なり、野狐王とは調達是なり』。諸比丘よ、調達は往昔に詐りて眷屬を得しに今も亦是の如し。舍利弗よ、汝、調達の衆中に往いて是唱言を作せ、「若し調達の【九四】五法教を受けんには、彼れ佛法僧を見ざると爲す」と。舍利弗言はく、『我昔(さき)に已に曾て調達を讃歎せしに、今日云何が復毀呰するを得ん』。佛言はく、『汝昔に讃歎せるは是れ實なりと爲すや不や』。答へて言さく、『是れ實なりき』。佛言はく、『今應に毀呰すべし、而して毀呰も亦復是れ實なり』と。諸比丘に告げたまはく、『今僧に白して羯磨して舍利弗を差し、調達衆中に往いて調達を毀呰せ(しむ)べきなり』と。一比丘唱言すらく、『大德僧聽きたまへ、今、舍利弗を差し調達衆中に往いて是言を作さ(しめ)んとす、「若し調達の五法教を受けんには、彼れ佛法僧を見ざるとなす」と。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し』。『大德僧聽きたまへ、今、舍利弗を差して調達衆中に往いて是言を作さ(しめ)ん、「若し調達の五法教を受けんには、彼れ佛法僧を見ざるとなす」と。誰(た)れか諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧已に舍利弗を差し竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。是に於

【九四】五法教(pañca vatthūni)。提婆の五邪法なり。本律第二十五卷(大正藏164b)に不食酥鹽・不食酥乳・不食魚肉・乞食・春夏八月日露坐冬四月草屋住の五となす。巴利律には終林住して村里に入らず、終生乞食して招待を受けず、終生糞掃衣を著して居士よりの施衣を受けず、終生樹下に住して個蓋等の屋ある家に入らず、終生魚肉を食はずとの五法なり(Cv.7.3.14)。四分律には盡形壽乞食・著糞掃衣・露坐・不食酥鹽・不食魚肉とし、十誦律は衲衣・乞食・一食・露地坐・斷肉・として諸律不同なり。

を得たるのみにはあらじ、過去世の時も亦曾て此の諸比丘を得たりき。乃し往古昔に[九一]一摩納あり山窟中に在りて[九三]刹利書を誦せしに、一野狐あり其左右に住して專ら書を誦するを聽き心に解する所ありて是念を作さく、「我が如きは此の書語を解すれば、諸獸中の王と作るに足らん」と。是念を作し已りて便ち起ちて遊行せしに、一の羸痩せる野狐に逢ひて便ち之を殺さんと欲せり。彼言はく、「何の故にか我を殺さんとする」。答へて言はく、「我は是れ獸王なるに汝は我に伏せざれば、是を以て相殺さんとす」。彼言はく、「願はくは我を殺すこと莫れ、我當に隨從すべし」と。是に於て二狐便ち共に遊行せしに、復一狐に逢ひければ又之を殺さんと欲せり。問答すること上の如くして、亦「隨從せん」と言へり。是の如くに展轉して一切の狐を伏し、便ち群狐を以て一切の象を伏し、復衆象を以て一切の虎を伏し、復衆虎を以て一切の師子を伏し、遂に便ち權に、獸中の王と作るを得たりき。既にして王と作り已りて復是念を作さく、「我今獸王たり、應に獸を以て婦と爲すべからず」とて、便ち白象に乘じ諸群獸の稱數すべからざるを帥ゐて、迦夷城を圍むこと數百千匝せりき。王、使を遣して問ふらく、「汝諸群獸何の故にか是の如くせる」。野狐答へて言はく、「我は是れ獸王なり、應に汝が女を取るべし、我に與へんには善し、若し與へざらんに我當に汝が國を滅すべし」。還り白すること此の如きに、王は群臣を集めて共に議せり。唯、一臣を除いて皆云はく、「應に與ふべし、所以は何、國の恃む所は唯象馬に賴る、我に象馬あるも彼に師子あり、象馬は氣を聞かんに惶怖して地に伏し、戰必らず如かずして獸の爲に滅されん、何ぞ一女を惜みて一國を喪はんや」。時に一大臣、聰叡にして遠略あるが王に白して言さく、「臣、古今を觀ずるに未だ曾て人王の女を下賤の獸に與へたるを聞見せじ。臣、弱昧なりと雖要らず此狐を殺して諸群獸をして各各散走せしめん」。王卽ち問うて言はく、「計將に焉に出でんとするや」。大臣答へて言はく、『王よ、但使を遣して期を刻め、戰ふの日先に當に彼より一願を求索すべし、「願はくは師子をして先に戰うて後に吼えしめよ」』と。

【九〇】涎唾を食ふ。巴利律(Cv.7.3.1)には Chavassakheḷakapa（痰を食ふこと六年）とせり。
【九一】提婆達多比丘本生譚。巴利律になし。
【九二】摩納(māṇavaka)。年少の淨行者一類の外道なり。
【九三】刹利書。刹帝利(Khattiya)族に敎ふる武器の映陀類ならんか。

如し。清淨の行を修せずして、而も學徒を招かんと志し、衆人の上に居らんと欲し、一切の歸宗を望む。人あり利養を求め、或はあり泥洹を求む、利養は淸白を傷ひ、寂滅は慳貪を却く」。

復、諸比丘に告げたまはく、「芭蕉・竹蘆は以て實に死し、[八七]駏驉は懷妊して亦其身を喪ふ、今、調達の利養を貪求するも亦復是の如し」。爾の時世尊は重ねて此義を宣べんと欲して偈を說いて言はく、

[八八]「芭蕉は以て實るに死し、竹蘆も實に亦然り、駏驉は妊に坐りて死し、士は貪を以て自ら喪ふ」。

是に於て世尊は拘舍彌國より漸漸に游行して、王舍城に向うて耆闍崛山に住したまひ、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・國王・大臣・沙門・婆羅門・梵志・居士の爲に供養恭敬尊重讚歎せられたまへるも、衣食・臥具及び諸の醫藥に染著せらるゝ所なく猶し蓮華の如くなりき。爾の時世尊は[八九]無央數の大衆の與に圍遶せられて法を說きたまふに、調達便ち坐より起ちて更に衣服を整へ偏袒右肩し、頭面に禮足し胡跪合掌して佛に白して言さく、「世尊、唯願はくは安住したまはんことを。我今より自ら當に衆僧を領理すべし」。佛、調達に語げたまはく、「舍利弗・目連にてすら猶ほ尙ほ我が徒衆を領する能はざるに、況んや汝愚癡にして[九〇]涎唾を食へるをや」。是に於て調達は忿恨心を生ずらく、「云何が世尊は大衆の前に於て乃し此の如き底下の呵辱を作したまへる」と。惡心を生じて佛に向へるを以ての故に初に神足を損せり。復是念を作さく、「佛は舍利弗・目連を稱讚して我を毀呰したまへり」と。復、惡心を生じて舍利弗・目連に向ひたれば、是れ第二に其神足を損ぜり。便ち所住に還りて國王大衆の爲に圍遶せられて說法せしに、其衆中より一比丘あり來りて佛に白して言さく、「今、調達は國王大衆の爲に圍遶せられて說法せり」と。佛、比丘に告げたまはく、[九一]「調達は但に今世に此大衆

命終して化自在天中に生じ、夜に大目犍連所に至るとあり。

【八〇】阿那含果。律部八、註(四の七一)參照。

【八一】五種の師。Cv.7.2.3—4參照。

【八二】戒不淸淨(aparisuddhasila)。

【八三】邪命諂曲(aparisuddhājīva)。

【八四】所說不善(aparisuddhadhammadesana)。

【八五】見不淸淨。巴利律同處には aparisuddhañāṇadassana(智見不淸淨)とせり。

【八六】非法非律。巴利律同處には aparisuddhaveyyākaraṇa(說義不淸淨)とせり。

【八七】駏驉。牝騾と牡馬の間の子、騾馬に似たる小さき馬。玄應音義(十八)には似騾而小牛父馬子也とせり。

【八八】巴利律(Cv. 7. 2.5)に相當偈あり。phalaṃ ve kadaliṃ hanti phalaṃ veḷuṃ phalaṃ naḷaṃ, sakkāro kāpurisaṃ hanti gabbho assatariṃ yathā 'ti「芭蕉は實るに害ひ、竹も蘆も實るに(害ひ)、牝驢ははらむに(害ふ)が如く、卑しき人は供養を(貪るに)害ふ」。

【八九】無央數。央は盡なり、盡くることなき數卽ち無量の義なり。

現ぜり、恐らくは其れ必らず徒衆を招引して和合僧を破らんと欲せん」と、是語を作し已りて忽然として現はれざりき。是に於て目連晨朝に衣服を整へ、往いて佛所に詣りて柯休の言を以て具に以て佛に白すに、佛は目連に問ひたまはく、「汝が意に云何、當に審に柯休の語の如からんと謂へりや不や」。答へて言さく、「意に以て然りと爲す」。佛、目連に告げたまはく、「此語を說くことなかれ、所以は何、天上天下に於て沙門・婆羅門・諸天・魔・梵にして佛の徒衆を領するを能くする者あるを見じ」。又目連に告げたまはく、「[八一]世間に五種の師ありて今皆現在せり。一には[八二]戒不清淨なるに自ら戒淨なりと言ひ、其の諸弟子は實の如く之を知るも其過を覆藏して以て利養を望むなり。二には[八三]邪命諂曲なるに自ら正直なりと言ひ、而も諸弟子も亦之を覆藏するなり。三には[八四]所說不善なるに自ら善說なりと言ひ、而も諸弟子は歎じて以て善と爲すなり。四には[八五]見不清淨なるに自ら清淨なりと言ひ、而も諸弟子も見淨なりと稱言するなり。五には[八六]非法(非)律を說いて是法・(是)律なりと言ひ、而も諸弟子も亦是れ法なりと云ひつゝ而も智者をして信受せしむること能はざるなり。目連、如來は戒淨にして諂曲あることなく、言に不善なく、知見清淨にして、所說は是れ法にして智者信受し、弟子の共に相稱覆するを須ゐざるなり」と

爾の時異比丘あり、王舍城に於て安居し竟り、衣を著し鉢を持し、來りて佛所に詣り佛に白して言さく、「世尊、調達は衆樂太子を化せんとて現じて小兒と作り、……乃至、種々餚饍以て供養せり」と。佛、比丘に告げたまはく、「調達が此變化を作して以て利養を致せるを羨むことなかれ、若し之に恭敬供養する者あらんも、其が長夜に諸苦痛を受くるを增さんこと、猶し惡狗の、杖を以て之を打たんに更に其惡を增さんが如し。調達も是の如し、多く供養を得んに煩惱轉增さん」と。爾の時世尊は重ねて此義を宣べんと欲して偈を說いて言はく、

『愚人、其惡を增すは、　利養に由りて生ず、　癡は清白の法を斷ず、　猶し身首の分るゝが

羅留支、此云二折指一、亦名二善見一とあり。而して翻梵語(一一)に婆羅者勝、留支者樂とあれば勝樂と譯するを得る故に、こゝに衆樂とせるは勝樂、即ち婆羅留支(Paraluci)なる語を譯せるものと考へらる。

【七六】 歎。字書に音數使、犬聲とあり、指を吸ふて音あらしむるなり。

【七七】 瞿師羅園 (Ghositārāma)。拘舍彌國の瞿師羅長者即ち美音長者の故宅にして、長く苦行者を供養せしも後舍衞城に往き佛に見えて佛に歸依し、歸りてこの精舍を造りて佛僧伽に獻ぜり、世親菩薩嘗て此に住して唯識論を作れりと傳ふ。

【七八】 憍陳如。五比丘の一人なる阿若憍陳如(Aññātakoṇḍañña)には非ざるべし、S. 2. 2.8. には Kakudha 天子は目連の僕の子、幼にして目連に從ひ禪定に入り、死して梵界に生るとあればなり。

【七九】 柯休(Kakudha)。巴利律(Cv. 7.2.2)には拘利那族の子にして目連の侍者たりし者、死して意所生の身を稟け摩揭陀の村田二三面の大さにその身を變じ、而も之によりて自身又は他身を進ることなかりし天子なりと記せり。四分律第四(列3. 22a)に迦休拘羅子

けず、　已に寂滅の處に息し、　永く苦樂の報なし。　無學智に住し、　此身は最後邊にして、
　梵行は堅固に立し、　諸の不可信なし。　天上天下の中、　復諸の欲樂なし。　此を師子吼
　せんに能く勝つなき佛者と名く」[七三]。

是に於て世尊は諸大德聲聞と與に[七四]阿耨達龍王の請を受けたまふに、調達は未だ神通を得されば去くことを得る能はず、羞恥益深くして便ち是念を作さく、「我今當に神通を修するの道を問むべし」と。便ち往いて佛に白さく、「願はくは佛、我が爲に神通を修する快を說きたまへ」。佛卽ち爲に說きたまふに、調達、學を受けて安居の中に便ち神通を獲、神通を獲已りて是思惟を作さく、「誰をか應に先に化すべき」。復是念を作さく、「[七五]瓶沙王の太子を名けて衆樂と曰ふ、先に之を化導せんに、然して後に餘人は乃し我敎に從はん」と。是念を作し已りて卽ち網林下より沒して太子の牀上に在りて現はれ、小兒と作り指を[七六]嗽うて仰臥せり。太子之を見て卽ち大に惶怖して問うて言はく、「汝は是れ天とやせん、是れ鬼神とやせん」。答へて言はく、「我は是れ調達なり、恐るゝ勿れ怖るゝ勿れ」。太子語げて言はく、「若し是れ調達ならんには汝が本形に復せよ」。卽ち自ら變じて復するに威儀本の如くなりければ、太子歡喜して之に師事し、日に出でゝ問訊するに五百乘車に乘じぬ。調達復化して五百小兒と作り、車上に在りて仰臥して指を嗽ひしに、復五百乘車を以て上美食の種々餚饍を載せて之を供養せり。時に諸の國人は希有心を生じて是言を作さく、「調達は大神力ありて此變化を作し、太子をして日に出でゝ問訊し種々餚饍以て供養せしむ」と。是に於て調達は遂に自ら量らず、便ち招引して徒衆を畜養せんと欲せり。爾の時世尊は網林より出でゝ人間に遊行し、拘舍彌國に到りて[七七]瞿師羅園に住したまへり。爾の時目連は一別處に住せしに、此國に先に[七八]憍陳如の子あり名けて[七九]柯休と曰ひ、梵行を淨修して[八〇]阿那含果を得て梵天に生ぜしが、中夜寂靜に天より下り大光明を放ちて目連の所に詣り、頭面に禮足して白して言さく、「調達は今衆樂太子を化して諸の神變を

【七二】　十種の分。十無學法等なるべし　律部八、註（四の二四一…二四三）參照。

【七三】　跋提が林中快哉と絕叫せるにつき本律にてはかくも長き隨喜偈を說きたまへりとなすも、巴利律 cv. 7.1.6 には唯一偈を述べたまへりとし、四分律には相應の偈なきは注意すべきなり。"yassa antarato na santi kopā itibhavābhavatañ ca vītivatto taṃ vigatabhayaṃ sukhiṃ asokaṃ devā nānubhavanti dassanāyā 'ti. 內心に忿怒なく（之に）よりて有非有を超越したる、此の怖畏を離れたる安樂、無憂（の人）は諸天も之を窺ふこと能はず」（立花氏譯に依る）。

【七四】　阿耨達龍王（Anotatta-nāgarāja）。雪山頂上にある池、縱廣五十由旬、東の象口より恒伽河、南の牛口より辛頭河、西の馬口より縛叉河、北の師子口より斯陀河を出し、八地の菩薩願力を以て化して龍王と爲り中に潛宅す。諸龍皆熱沙の苦を受くるも此龍のみ是苦なしといはる。

【七五】　瓶沙王太子衆樂。瓶沙王卽ち頻毗娑羅王の太子は阿闍世（Ajātasattu＝未生怨）なり。増一阿含（脉1. 20 b）には阿闍世王を婆羅留支とし、一切經音義（二五）には亦名ニ婆

り、「眼は無常なり、色は無常なり、眼識・眼觸・眼觸の因緣にて受を生ずるも無常なり、……六四乃至、意は無常なり、法は無常なり、意識・意觸・意觸の因緣にて受を生ずるも無常なり。汝、聖弟子よ、應に是觀を作すべし、厭離心を生じて解脫の智を得、所作已に辨じ梵行已に立して後身を受けざらん」と。是法を說きたまひし時、六五六人は漏盡きて阿羅漢を得、阿難は佛に侍せんとて諸漏を盡さず、調達一人は空しく所獲なかりき。跋提王は旣にして羅漢を得、心淨にして無畏なりければ、若し樹下に在りて六六露處に經行せんに、輒ち自慶して言へり、六七「快き哉快き哉」と。異比丘あり此聲を聞き已りて是念を作さく、「跋提比丘は必らず世樂を憶して梵行を樂しまざるなり」と。即ち往いて佛に白さく、『我れ向に彼に於て跋提が「快き哉決き哉」と言へるを聞けり、必らず王たりし時の樂を憶して梵行を樂まざるならん』と。佛、比丘に告げたまはく、「汝可しく呼び來るべし」。便ち往いて語げて言はく、「大師は汝を呼びたまへり」。跋提即ち佛所に到り頭面に禮足して却いて一面に住せるに、佛、跋提に問ひたまはく、『汝實に「快き哉」と言ひしや不や』。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。又跋提に問ひたまはく、『汝は何の義を見て「快き哉」と言ひしや』。跋提白して言さく、『我れ昔に家に在りし(時)は、七重の城壍の裏に住し、七行の衆・七行の馬・七行の車・七行の歩の四兵に圍遶せられつゝも忽ち異聲を聞くに心驚いて毛竪ちしに、今樹下空露の地に在りながら坦然として憂なし、是故に「快きかな」と稱せしなり』と。佛、比丘に告げたまはく、「跋提は已に羅漢を得たれば、梵行を樂しまずと(いふこと)是處あることなし」。爾の時世尊は跋提に因みて偈を說いて言はく、

快きかな阿羅漢や、　復恩愛の縛なく、　已に欲・恚・癡を破し、　復諸の六八結網なし。　既に
して六九泥洹に到りて、　穢濁の心あることなく、　世に染著せず、　解脫して諸漏なし。七〇五
陰を了達し、七一七法の林に遊び、　大龍所行の處、　已に諸の恐怖を伏す。七二十種の分、龍德
三昧禪を成就し、　一切有漏盡きて、　世間の第一なり。動ぜず畏るゝ所なく、　復後身を受

長者文荼(旻荼—meṇḍaka)この邑に住せりと爲す。

【六三】網林。本律第二十二卷には罔林とす、同音寫なり。巴利律(mv. 6.34.10)にはBhaddiya なる Jātiyāvana (自生林)に住したまへりとせり。さればこのjātiをjāta-jāla (網)と誤想して網林といへるものなるべし。

【六四】耳・鼻・舌・身を乃至せり。

【六五】六人は漏(煩惱なり)盡きて阿羅漢を得たりと記するも、cv. 7.1.4には跋提は三明に達し、阿那律は天眼を得、阿難陀は預流果を得、提婆達多は凡夫位の神通を成就せりとあり。四分律(四)には諸釋子は增上地を證し、提婆達多は神足證を得たりとせり。

【六六】露處。本文に露坐とあるも宋・元・明・宮本によりて露處と改めたり。

【六七】aho sukhaṃ aho sukhan ti.

【六八】結網。煩惱なり。

【六九】泥洹(nibbāna)。律部八、註(一の一四九)參照。

【七〇】五陰。律部八、註(八の一二五)陰の下參照。

【七一】七法の林。七覺分(律部八、註四の一六一、根力覺道の下)若しは七漏盡力(律部八、註四の二三〇)なるべし。

願は乃し果し(得)ん。寵榮に貪著せんには吾則ち永く淪まん。願はくは王三思して先誓に違はざらんことを」。王言はく、「當に汝が願に從ふべけんも我に七年を寛せ、然して後、汝と共に出家學道せん」。阿那律言はく、「却後七年せんに佛必らずしも在まさじ、又、我れ危脆にして性命保ち難し、王今云何が此を以て期と爲せる」。王復言はく、「七年若しは六年を遠ざけんに可ならんか」。答ふるに亦上の如し。五・四・三・二(年)より一年に至り、……七月より一月に至り、……七日より一日に至りしに、(答ふるに)皆亦是の如くなりき。王言はく、「我等長者は如何ぞ便ち率爾にして去ることを得んや、當に方便を設けて嚴駕出遊し、此に因みて微行して乃し得べきのみ。汝今便ち阿難陀等に語げて此意を知らしむべし」と。阿那律即ち宣べて五人に語ぐるに、五人は欣然として心に逆らふことなかりき。即ち便ち竟夜に[五九]四種兵を嚴り、極世の儀飾にて晨朝に出遊し、盡く遊觀し已るに密に[六〇]剃頭人優波離を將ゐて諸の儐從を捨てゝ隱僻處に至り、寶衣を之に與へて其をして剃髮せしめ、變服して去りぬ。去ること未だ久しからずして優波離は是念を作さく、「諸釋は豪強なれば、若し諸人の髮を剃れるを知らんには必らず當に我を殺すべし。此の如きの貴族すら尙ほ能く捨家せしに、我今何爲ぞ剃具及び諸の寶衣を捨てゝ彼に隨うて去らざる」と。即ちに自ら頭を剃り、諸の寶衣を以て樹上に掛著して是念を作さく、「須ゐん者は之を取れ」と。是に於て疾く行いて須臾にして相及び七人に語げて言はく、「我も今亦相隨うて出家せんと欲す」と。七人即ち受して同じく佛所に詣り頭面に禮足して白して言さく、「世尊、我等今出家し梵行を淨修せんと欲す。而して優波離は是れ我等の僕なるも、願はくは佛、先に與に具足戒を受け然して後に我(等)を度して、當に我等及び諸の釋種をして彼人所に於て大憍慢を破らしめたまはるべし」と。佛即ち先に度して七人は後に度したまひぬ。爾の時世尊は是念を作したまはく、「迦維羅衛は此を去ること遠からざれば、諸釋知らんには或は[六一]留難あらん」。即ち八人を將ゐて[六二]跋提羅城に詣り、[六三]網林樹下に住して爲に妙法を說きたまへ

婆・金毘盧・調達及び優波離剃髮師の七人出家する相狀を記し、mv. 10. 4. 1には婆婆の修行の相及び阿那律・跋提・金毘盧の和合修行の相を記せり。本律卷十五には甘露飯王の子にして跋提と兄弟なりとす。こゝに七人とあるも本律後文に八人を將ゐて跋提羅城に詣りたまへりとあれば、難提をも含めるものと考ふべきなり。四分律には優波難陀とにて九人とせり。

【五八】 金毘盧(Kimbila)。

【五九】 四種兵(Caturaṅginī senā)。象(hatthi)・馬(assa)・車(ratha)・步(patti)の四種軍なり。

【六〇】 剃頭人優波離(Upālikappaka)。律部八、註(一の一九〇)參照。

【六一】 留難。出家するを思ひとゞまらしめんとする障難。

【六二】 跋提羅城(Bhaddiyanagara)。四分律(四)・巴利律(cv. 7.1.4)の相當記事には此城名を出さず。されど四分律(列三 21 b)に「爾時世尊度二諸釋子一已遣レ詣二占波國一」とあれば、これ鴦伽國の首都瞻波城に赴かしめたまひしなり。今の跋提羅はこれ摩揭陀國領となれる鴦伽國の一邑なり。本律第二十二卷(大正藏150c)には跋提城閻林樹下と爲し、大德

如し。

[四九]佛、[五〇]彌那邑阿㝹林下に在しき。爾の時貴族諸釋種の子は多く佛所に於て出家學道せり。時に[五一]釋摩男は[五二]阿那律に語げて言はく、「今諸貴族は並に皆出家して梵行を修せり、我等兄弟如何が獨りせざらんや。我れ若し出家せんに汝家事を知れ、汝若し家を捨てんに我當に斷理すべけん」。阿那律言はく、「願はくは兄は出家せよ、我れ家事を知らん」。釋摩男言はく、「汝先に我に由りて家に在りて樂を受けて艱難を知らず、然も出家して道を行ぜんこと亦復辛苦なり、汝今家に住せよ、吾當に汝に營家の法を語ぐべし」と。便ち種々に之に語ぐらく、「晝は應に爾すべし、夜は應に爾すべし」とて、田商・貨殖・驅役の法は悉く以て之に語げしに、阿那律言はく、「若し家を營まんに此の如くして乃し成立するを得んには、我れ乃し一日も之を爲むる能はじ。願はくは兄は家に住せよ、我當に道を修むべし」。釋摩男言はく、「諸佛世尊の（法）は父母聽さゞらんに道を爲むるを得ざれば、汝今自ら可しく母に啓白すべし」。阿那律即ち便ち往いて啓さく、「我れ佛法に於て出家學道せんと欲す」。母言はく、「我に唯汝兄弟二人あるのみにして愛念の情重きに、如何ぞ生離せん。汝が家は大富なれば、快く功德を修めよ、何ぞ出家して吾が此意を奪ふを須ゐんや」。苦に請ふこと三たびに至るに母乃ち答へて言はく、「若し[五三]跋提王にして出家せんには、我も亦汝を聽さん」。時に跋提王は阿那律・[五四]阿難・[五五]難提・[五六]調達・[五七]婆婆・[五八]金鞞盧等と甚だ相愛重しければ、若し所爲あらんに誓うて相違はざりき。是に於て阿那律は往いて跋提王に白して言さく、「今微願あり、願はくは必らず從はれんことを」。王言はく、「吾等本要誓して相違はじ、若し相違はんには頭破れて七分せん、但卿が願を令せよ、必らず從ふべきのみ」。阿那律即ち母の言を以て王に白すに、王言はく、「卿が此願の如きは我未だ從ふ能はじ、所以は何、我れ王と作らんことを願うて今日始めて果せり、親族は富貴にして外憂あることなし、何ぞ能く此を捨てゝ出家學道せん」。阿那律言はく、「若し王にして出家せんに吾

【四九】僧殘法第十破僧違諫戒。
【五〇】彌那邑阿㝹林、四分律には彌尼搜國阿奴夷界或は阿㝹夷彌尼國とせり。阿㝹・阿奴夷共に Anupiyā の音寫にして末羅族の邑なり。世尊成道後に歸城して、それより此邑に到りたまひし時にして、迦毗羅衞城を去ること三十由旬なり。阿㝹林は阿㝹界にある㮈樹林(ambavana)と解すべきなり。
【五一】釋摩男(Mahānāma)。阿那律の兄にして、釋尊の叔父廿露飯王の子なり。釋は釋種、摩男は摩訶男の略なり。
【五二】阿那律(Anuruddha)。世尊の從弟、天眼第一なり。
【五三】跋提王 (Bhaddiya)。釋迦王族の人にして難陀等出家して後釋迦族の王となる。阿那律に促されて出家して間もなく阿羅漢果を證し、林中に住してあゝ樂しと絶叫して出家の樂を喜べり。
【五四】阿難、律部八、註(二の一一〇)參照。
【五五】難提(Nandiya)。釋迦王族の出、阿那律・金鞞盧等と共に出家し相助けて道を修せり。
【五六】調達(Devadatta)。律部八、註(七の一一)參照。
【五七】婆婆(Bhagu)。cv.7.1.4には跋提・阿那律・阿難陀・婆

語げて言はく、「我先に無根法を以て陀婆を謗れるも、今親しく自ら偷羅難陀と與に不淨行を作せるを見たり」。諸比丘は是を以て佛に白すに、佛、諸比丘に告げたまはく、『應に集僧して慈地を撿問すべし、「汝は言へり、先には無根法を以て陀婆を謗れるも、今親しく自ら偷羅難陀と與に不淨行を作せるを見たりと、實とや爲ん虛とや爲ん」と』。諸比丘は敎を受けて集僧して慈地に問ふらく、「……乃至、汝更に說くべし、實とや爲ん虛とや爲ん」と、皆上に說けるが如し。是の如く問ひ已るに慈地言はく、「我れ實には陀婆が不淨行を作せるを見ず、我れ偷羅難陀が數陀婆の所に來往せるを見て、意に之を謗らんと欲して耆闍崛山より下るに、獼猴の雄雌共合せるを見て我便ち假に雄なるに名けて陀婆と爲し、雌なるを偷羅難陀と爲せり。故に親しく不淨行を爲せるを見たりと言へるのみ」。諸比丘は種々に呵責すらく、「汝云何が[四八]異分中に於て片若しは似片を取りて波羅夷と作して無波羅夷比丘を謗れる」とて、將ゐて佛所に至りて事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて慈地に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘自ら如法ならずして惡瞋の故に、異分中に於て片若しは似片を取りて波羅夷と作し、無波羅夷比丘を謗りて彼梵行を破らんと欲せんに、是比丘後の時に若しは問ひ若しは問はれざるに、「我が是事は異分中に片若しは似片を取りて瞋に任せるが故に謗れり」と言はんに僧伽婆尸沙なり』と。

「事」とは、言諍事・敎誡諍事・犯罪諍事・事諍事なり。若し比丘、他が僧伽婆尸沙を犯ぜるを見て、定んで僧伽婆尸沙想を生じつゝ、瞋の故に異分中に於て片若しは似片を取りて無波羅夷比丘を謗らんにも僧伽婆尸沙なり。聞・疑も亦是の如し。他が偷羅遮を犯じ、波逸提を犯じ、波羅提提舍尼を犯じ、突吉羅を犯ぜるを見・聞・疑して、波羅夷を以て謗らんにも亦是の如し。餘は上に說けるが

【四七】二獼猴。四分律には大羝羊共母羊行婬とあり、巴利律にも Ohakalakam ajikāya vippatipajjantam とせり。

【四八】異分中。律部八、註(七の六)參照。

人は必らず地獄に墮するなり。汝今云何が此惡事を作せる」と。佛更に種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、自ら如法ならずして惡瞋の故に無根波羅夷を以て無波羅夷比丘を謗りて彼梵行を破らんと欲せんに、是比丘後時に若しは問ひ若しは問はれざるにも、「我が是事は無根なるも瞋に住せるが故に謗れり」と言はんに僧伽婆尸沙なり』。

「自ら如法ならず」とは、自ら已に事々に如法ならざるなり。「惡瞋」とは、[三八]九惱なり。「無根」とは、見ず・聞かず・疑はざるなり。「無波羅夷」とは、四波羅夷の一々に於て犯なきなり。「彼梵行を破らんと欲す」とは、俗に還り若しは外道と作らしめんと欲するなり。「後時に若しは問ひ若しは問はれざるに」とは、後に何の處・何の時・云何が見しやと撿校するなり。「事」とは四種あり、[三九]言諍事・[四〇]教誡諍事・[四一]犯罪諍事・[四二]事諍事なり。若し比丘にして他が波羅夷を犯ぜるを見ず聞かず疑はざるに、若し此を以て謗らんに僧伽婆尸沙、[四三]見疑・聞疑・疑疑・見忘・聞忘・疑忘なるに而も無根法を以て謗らんに僧伽婆尸沙、若し面前にて謗りて解せんには僧伽婆尸沙、解せざらんには偸羅遮なり。若し書・使・相・相似語・手語して謗らんに解せんには偸羅遮、解せざらんには突吉羅なり。若し比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼を謗らんに突吉羅なり。比丘尼にして比丘尼を謗らんに僧伽婆尸沙、比丘を謗らんに波逸提、式叉摩那・沙彌・沙彌尼を謗らんに突吉羅なり。式叉摩那・沙彌・沙彌尼にして[四四]五衆を謗らんに皆突吉羅なり。

[四五]佛、王舍城に在しき。爾の時[四六]偸羅難陀比丘尼は陀婆比丘神通大德たるを以ての故に、數來りて問訊し共に一處に坐して法教を聽受せしに、慈地は之を見て復誹謗せんと欲せり。後に耆闍崛山より下りて[四七]二獼猴の合會行欲せるを見て便ち念言を作さく、「我今當に彼の二獼猴の與に假に名字を作るべし、雄なるを陀婆と名け、雌なるを偸羅難陀と名けん」と。是念を作し已りて便ち諸長老比丘に

【三八】 九惱。律部八、註(六の二〇一)參照。

【三九】 言諍事(vivādādhikarana)。相言諍にして法相の是非についての諍なり。

【四〇】 教誡諍事(anuvādādhikarana)。誹謗諍にして見ず聞かず疑はざるに波羅夷・僧殘等を以て謗りて諍を生ずるをいふ。

【四一】 犯罪諍事(āpattādhikarana)。犯罪の重輕につき諍を生ずるをいふ。

【四二】 事諍事(kiccādhikarana)、常所行事諍にして僧伽所作の法事に於て如法不如法につきての諍なり。

【四三】 見忘・聞忘・疑忘。僧祇律卷六(律部八、二〇一頁十六行)の本文によるに見妄聞妄疑妄とすべき所なるも諸本皆忘の字となすを以て今改めず。但し見妄等として解すべきなり。

【四四】 五衆。比丘・比丘尼・式叉摩那・沙彌・沙彌尼なり。優婆塞・優婆夷を加へて七衆とす。

【四五】 僧殘法第九異分事波羅夷法謗他戒。

【四六】 偸羅難陀比丘尼。律部八、註(八の二三〇)參照。四分・巴利共に慈比丘尼(Mettiyā bhikkhunī)とせり。律部八、註(七の三)參照。

の如くに第二第三して……僧は已に彌多羅比丘尼に自言滅擯を與へ竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。彌多羅比丘尼は滅擯せられ已りて人間に出遊せるに、慈地兄弟は猶ほ諸比丘に語げて言はく、「陀婆力士子は我妹の梵行を壞しつゝ故ほ是の如からしむるを致せり」。諸比丘復以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、『汝等應に慈地を撿問すべし、「汝、陀婆は汝の妹の梵行を壞せりと言へるは實とやせん虚とやせん」と』。諸比丘は敎を受けて卽ち慈地に問ふに、慈地答へて言はく、「我言は是れ實なり」。僧復問ふらく、「汝何の處に見、何の時に見、云何が見しや」。答へて言はく、「我れ某處に見、某時に見、是の如くに見たり」。僧次いで陀婆に問ふらく、「汝爾の時何處に在りしと爲すや」。答へて言はく「我れ某處に在りき」。僧復、慈地に語ぐらく、「處相應せず、時相應せざるに、汝云何が某處某時に是の如くに見たりと言へる」。復、慈地に語ぐらく、『若し一堅信の比丘前に於て妄語せんに、罪、無數の衆生を傷殺するよりも重く、一堅法に於て其の獲る所の罪は百の堅信に過ぎたり、……是の如く展轉して、僧前に於て妄語せんに、其罪、百の阿羅漢に(妄語する)よりも重し』。又、慈地に語ぐらく、「僧今集會して愛・恚・癡・畏に隨はされば、汝可しく更に實たりや虚たりやを說くべし」。慈地言はく、「陀婆は愛・恚・癡・畏に隨へるが故に我れ是語を作せるなり」。諸比丘は種々に呵責して將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて慈地に問ひたまはく、「汝實に[三六]無根波羅夷を以て陀婆を謗れりや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、『汝、愚癡人、云何が無根波羅夷を以て淸淨梵行の比丘を謗れる。汝豈に聞かざりしや、三種の人は地獄に墮するを。一には戒を犯じ沙門の法なきに自ら已に有りと言ひ、梵行を修せざるに、自ら已に修せりと言ふもの、佛法の中に於ては猶ほし敗種の如しとす。二には「婬欲は惡に非ず」と、是の如きの見、是の如きの說を作して而も放逸を爲すなり。三には無根波羅夷を以て淸淨梵行の比丘を謗るなり。此三種[三七]の

【三六】　無根波羅夷。律部八、註(六の一九六)參照。

【三七】　こゝに三種の墮獄人を記せるは十誦律・有部律と合せり、然るに四分律には第一と第三との二種人とし、巴利律・僧祇律には何等記する所なきは注意すべし。

何の依る所かある」。慈地等言はく、「我當に汝に陀婆を擯するを證すべし、何に緣りてか汝をして自言擯を得せしむべき」。彌多羅言はく、「若し僧にして陀婆を擯せんには、我豈に異しむを得んや」。慈地等言はく、「但、世尊をして陀婆を斥逐せしめよ、吾が爲に擯を受けんに亦復何の苦かあらん、我等自ら當に好く安處を相すべし」。妹は兄を敬重して敢て命に違せず、便ち佛所に到りて上の如くに佛に白しぬ。爾の時陀婆及び〔三三〕羅睺羅は佛の左右に在りき。佛、陀婆に問ひたまはく、「汝、彌多羅の所説を聞けりや不や」。答へて言さく、「已に聞きぬ、佛は自ら之を知りたまはん」。是の如く三たび問ひたまふに、答も亦是の如くなりき。是に於て羅睺羅は佛に白して言さく、「世尊、何ぞ三たび陀婆に問ふを須ゐん、但當に此の比丘尼を斥擯したまふべし」。佛言はく、「若し彌多羅が此を以て汝を謗らんに汝當に云何がすべき」。答へて言さく、「當に言ふべし、此事、佛自ら之を知りたまはん」と。佛言はく、「汝可しく是の如くなるべくんば陀婆も亦然らんか」。佛、陀婆に語げたまはく、『汝起ちて自ら明かにせよ、今默する時には非じ、汝當に憶念すべし、有らば當に有りと言ふべく、無くば當に無しと言ふべし、直に「佛自ら之を知しめさん」と言ふを得ざれ』と。陀婆便ち座より起ちて更に衣服を整へ、長跪合掌して佛に白して言さく、「世尊、我れ生まれてより來、未だ曾て夢中にだにも此念想あらじ、今に於て云何が憶知あるを得ん」。佛讃じて言はく、「善哉善哉、汝快く自ら明かにせり、自ら明かにせんと欲せんには、應に當に此の如くなるべきなり」。佛、諸比丘に告げたまはく、「應に陀婆に〔三四〕憶念比尼を與ふべし、〔三五〕擧事すべからず、應に彌多羅に白四羯磨自言滅擯を與ふべし」と。一比丘唱へて言はく、『大德僧聽きたまへ、此の彌多羅比丘尼は「陀婆は我を汙せり」と自言しければ、僧は今自言滅擯を與へんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し』。『大德僧聽きたまへ、此の彌多羅比丘尼は「陀婆は我を汙せり」と自言しければ、僧は今自言滅擯を與へんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。……是

【三三】羅睺羅(Rāhula)。律部八、註(三の一八七)參照。

【三四】憶念比尼(sativinaya)。本文に比尼を比丘とし、宋・元・明本に比尼を比丘尼とせるは誤まれり。宮本には毗尼とす。平生の所作、品性の優秀なるを憶念して罪諍を滅するなり。律部九、註(一二の七三)の本文參照。

【三五】擧事(ukkhipati)。罪を摘發するなり。

幸に遇其家に差至せるに、善飯知り已りて便ち是念を生ずらく、「此等の惡人には清淨行なし、云何が我が上美の供養を受けんや」とて、卽ち便ち還歸して其婦に語げて言はく、「汝可しく更に麁惡の食を作すべし、慈地等來らんに門外に座を敷き婢をして之を下かしめよ」。婦卽ち教を受けて麁惡なるを設辦し、慈地兄弟時至りて鉢を持して善飯家に到り座に就て坐せるに、群婢は是に於て麁食を持して出でぬ。慈地見て便ち問うて言はく、「姉妹、汝が家は常に好食を作せるに、今何の故にか麁なる」。婢言はく、「我れ是れ下人なれば所以を知らず」。食し訖りて便ち還るに、道中にて陀婆力士子を行罵すらく、『要らず當に汝をして苦劇を受けしむべし。我れ所住に到り已るに諸の上座に向うて言はん、「陀婆力士子は[三〇]愛・瞋・癡・畏に隨へり、若し畏るゝには好を與へ、畏れざるには惡を與ふ」と』。諸比丘言はく、『汝等是語を作すこと莫れ、「陀婆比丘は愛・恚・癡・畏に隨へり」と。何を以ての故に、陀婆比丘は阿羅漢を得、六神通を備へたれば、愛・恚・癡・畏に隨ふこと是處あることなし』。慈地言はく、『正しく神通を得たるを以ての故に、諸家に好あり惡あるを觀見して、好なるは餘人に與へ惡なるは輒ち我に差せり。是故に我は「愛・恚・癡・畏に隨へり」と言へるなり』。是語を作し已りて餘處に出で、先に陀婆の爲に惡名聲を作して、然して後に王舍城に至りて其妹尼なる[三一]彌多羅の所に到るに、彌多羅は二兄の來れるを見て迎禮問訊せるも、慈地兄弟は皆共語せざりき。彌多羅言はく、「犯を憶せざるに、兄よ何故に此の如きや」。慈地答へて言はく、「汝は我を助けざるが故に、陀婆をして我を苦しましむること是の如きを致せり」。彌多羅言はく、「兄は我をして云何が相助せしめんと欲するや」。答へて言はく、『汝若し我を助けんには可しく佛所に到りて白言すべし、「世尊、恐懼なき中に反つて怖畏を致せり、我今處するに而も安隱を得るなし。本、陀婆は是れ梵行人と謂ひしに、忽に來りて我を汚して波羅夷を犯ぜり」と』。彌多羅言はく、「陀婆は清淨なれば我若し之を謗らんに、僧は必らず當に[三二]自言を作して我を擯すべし。我旣にして衆より出でんに、當に

（六の一九一）參照。

【二九】 階次。夏數の次第。

【三〇】 愛・瞋・癡・畏。不公平なる處置を難ずる時の語なり、律部八、註（七の一二一）參照。

【三一】 彌多羅尼（Mettiyā bhikkhunī）。

【三二】 自言擯。僧衆の前に於て罪を自言自白せしめて驅出するなり。律部九、註（一三の二一）自言治毘尼の本文參照。

諸比丘の所に詣りて先の所願を說くに、諸比丘は卽ち以て佛に白し、佛は是事を以て比丘僧を集めて陀婆に問ひたまはく、「汝實に僧の爲に差會及び分臥具人と作らんと欲するや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に少欲知足を讃じ戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまはく、「今、陀婆に僧の爲に差會及び分臥具人と作ることを聽さん、僧は應に[一四]白二羯磨して差すべし」と。一比丘白言すらく、「大德僧聽きたまへ、今此の陀婆比丘は僧の爲に差會及び分臥具人と作らんと欲せり。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此の陀婆比丘は僧の爲に差會及び分臥具人と作らんと欲す、誰し諸長老にして忍せんには默然し、若し忍せざらんには說きたまへ。僧は已に陀婆比丘に差會及び分臥具人と作ることを忍し竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是に於て陀婆は卽ち僧の爲に差會及び分臥具(人)と作り、臥具を分つ時、少欲知足は少欲知足と共に、[一五]樂靜は樂靜と共に、[一六]誦修多羅は誦修多羅と共に、[一七]持律は持律と共に、[一八]法師は法師と共に、[一九]唄匿は唄匿と共に、[二〇]阿練若は阿練若と共に、[二一]乞食は乞食と共に、[二二]坐禪は坐禪と共にして、是の如き等の衆行不同なるを各其類を得て、宜しきに隨うて諸の房舍處を示導し、一切比丘咸く所安を得たりき。諸方の比丘の暮に至る者あり輙ち陀婆に詣りて住止處を求めんに、陀婆卽ち[二三]火光三昧に入りて左手より光を出し、右手にて臥具處を示すに允合せざるはなかりき。時に諸の遠方(比丘)は陀婆比丘が王舍城僧の差會及び分臥具(人)と爲りて是の如きの德ありと聞いて、皆是念を作さく、「我當に彼に往いて世尊を問訊し並に陀婆に見え及び神力を視るべし」と。是に於て發ちて來り投じて暮に城に到り、陀婆の所に至りて住止處を求むるに、陀婆は皆悉く如法に安處せり。[二四]次差會人としても亦復是の如くなりき。

時に王舍城に[二五]善飯長者ありて[二六]見法得果し、[二七]日に二比丘の爲に上美食を作りて自ら來りて之を請ぜり。[二八]慈地兄弟は並びて福德薄くして、分臥具・差會時にも常に麁惡を得たりき。[二九]階次にて

【一四】白二羯磨(Ñattidutiyakamma)。一白一羯磨を白二羯磨といふ。今は知事人選出作法の白二羯磨なり。
【一五】樂靜。相當語を配し難し。塚間坐者にあらざるか。
【一六】誦修多羅(suttantika)。經を知り經を誦する者。
【一七】持律(vinayadhara)。律に精通し任持する者。
【一八】法師(dhammakathika)。法を宣說する者。
【一九】唄匿(pātha)。梵音偈頌を聲を引いて詠ずるなり。
【二〇】阿練若(āraññaka)。寂靜處に住するを樂しみて房舍住をなさゞる者。
【二一】乞食(piṇḍapātika)。常乞食して請待供養の食を受けざる比丘。
【二二】坐禪(jhāyino)。坐禪者なり。
【二三】火光三昧(tejodhātu)。
【二四】次差會人。前註(一二)の差次會者に同じ。
【二五】善飯長者(kalyāṇabhattiko gahapati)。美饌居士なり。四分律には一檀越あり一年に再び肥美飯食を作して供養せりとあり。
【二六】見法得果。見諦得果にして初果位を證せるをいふ。
【二七】日(々)(niccabhatta)。常請なり。
【二八】慈地兄弟。律部八、註

呵罵して言はく、「沙門釋子は無道も甚し、苟も自利せんと欲して天人を傷害せんとは」。佛法を信樂せる者は便ち言はく、「此樹に神ありて衆人畏敬し、夙夜に虔恭して墮慢せざりしに、而も諸比丘は之を伐りて疑なく、[六]一切の色心は晏安として故の如し、可しく大神と謂ひつべし、貴むべし重んずべし」。毀譽の聲國内に充滿しければ、諸長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて闡陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、[七]有主に身の爲に房を作らんに、應に諸比丘を將ゐて作處を求むべく、諸比丘は應に作處・無難處・有行處を示すべし。若し諸比丘を將ゐて作處を求めざらんには僧伽婆尸沙なり」と』。

「有主」とは、檀越あるなり。餘は上の無主の中に說けるが如し。

[八]佛、王舍城に在しき。爾時、瓶沙王は日日に五百僧食を次請し、城内の臣民も亦復是の如くなりき。時に諸比丘は各々道を行じて未だ專ら[九]次請に差するを知る者あらざりければ、[一〇]六群比丘は常に好處に往きぬ。諸人問うて言はく、「我等は僧の爲に次第設食せるに、何の故にか長老常に來りて餘人に見えしめざる」と、是の如くに呵責せしも而も猶ほ已めざりき。時に[一一]陀婆力士子、年十四にして出家して道を爲め、靜處に在りて是念を作さく、「今、瓶沙王は日々に五百僧食を次請し、城内の臣民も亦復是の如くせるに、而も僧に[一二]差次會者あることなくして、六群をして好處を選擇せしむるに致し、以て衆望を失し人の施意を喪へり。若し我れ二十にして具足戒を受け、阿羅漢を得、六神通を獲んに、當に衆僧の爲に差會及び[一三]分臥具人と作るべけん」。年十六に至りて便ち羅漢を成じ六神通を得て、年滿二十にして具足戒を受けしに便ち是念を作さく、「我先に衆僧の爲に差會及び分臥具人と作らんことを願へり、今時已に至りたれば便ち應に之を作すべし」。即ち王舍城の

【六】本文に一切色心晏安如故可謂大神大貴可重とあり。宋・元・明・宮本には色心を危心とし、明本には晏安を晏居とせるも今改めず。宋・元・明・宮本には大貴を可貴とせり、今改む。晏安はやはらぎ安んずる貌。

【七】有主（sassāmika）。施房者なり。

【八】僧殘法第八無根波羅夷法謗他戒、

【九】次請に差すとは、夏數の順位によりて請食に赴くことを配對するなり。

【一〇】六群比丘。律部八、（註六の一九二）參照。

【一一】陀婆力士子（Dabba Mallaputta）。僧祇律には陀驃摩羅子とせり。

【一二】差次會者（bhattuddesaka）。五百僧請食の會に夏次に隨うて赴くことを差配する者。卽ち食物の分配を典知する者なり。

【一三】分臥具人（Senāsanapaññāpaka）。房舍臥縟を管理し混亂を整理して不公平ならざらしむることを典知する人。

卷の第三 彌沙塞

[一]初分第二　十三僧殘法の二

[二]佛、[三]拘舍彌國に在しき。爾の時[四]闡陀比丘は常に諸家に出入して爲に法を說き、官事を料理し、衆病を療治しければ、國王大臣長者居士の親敬せざるはなかりき。諸人等あり同じく來り問訊せんとして、經行處に於て遇ひ頭面に禮足せしに、爲に妙法を說いて示教利喜し、已にして各其家に歸りければ、闡陀便ち還るに上座は已に其房に據れり。是の如くして展轉して乃し小房に至りしに、亦復是の如くなりき。既にして住を得ざりければ、便ち人間に遊びぬ。後に諸人等は復來りて問訊せんとして、諸比丘が露處にて經行せるを見て問うて言はく、「我師闡陀は今何處に在りや」。諸比丘言はく、「我等知らず」。遍く求むるに得ざりければ、便ち各還歸せり。闡陀(遊)行より還り、衣を著し鉢を持して往いて其家に到るに、皆出でゝ問訊して白して言さく、「長老、我等近ごろ僧房に至りしに相見ゆるを得ざりしに今何よりか來れる」。答へて言はく、「我は最下座にして、一切諸房は上座にて已に滿ちたれば、是故に遊行して此の乖互を致せるなり」。諸人白して言さく、「可しく屋處を求むべし、我等當に長老の爲に之を作るべし、既にして福せられしを以て長老をして安隱住なるを得せしめ、又我等をして問訊するに乖かざらしめん」。闡陀答へて言はく、「我れ自ら作りて以て道を行ずるを廢する能はず、年長は自ら當に次を以て之を得べけん」。諸人又言はく、「我れ幸に物あり及び善心あり、財物無常にして善心保ち難し、願はくは爲に處を求めよ、必らず之を作さんと欲すれば」。闡陀は其の慇懃にして相違逆し難きを見て、即ち便ち遊行して作屋地を求めしに、[五]神樹の處最も建立し(う)べきを見て即ち便ち之を伐りぬ。此樹に神ありて國人の奉ずる所、諸の祈請者は多く如願を得たれば、忽ちに斫伐せるを見て驚恠せざるはなく、佛法を信樂せざる者は皆

【一】本文に第一分之二第七事とあるも、宋・元本には初分十三僧殘法之餘とあり、宮本には十三僧殘法之餘とあるも、今明本によりて改めたり。
【二】僧殘法第七有主作房戒。
【三】拘舍彌國(Kosambi)。律部八、註(六の一四六)參照。
【四】闡陀比丘(Channa)。律部八、註(六の一四七)參照。
【五】神樹(Cetiyarukkha)。

が作處を示すべきなり。「諸比丘は應に作處・無難處・有行處を示すべし」とは、難處とは四衢道中・多人聚戲處・婬女處・市肆處・放牧處・師子虎狼惡獸處・嶮岸處・水蕩湥處（八〇）・社樹大樹處・好園田處・墳墓處、或は村に逼り、或は村を去ること遠くして道路嶮巇なるを、是を難處と名け、此の諸難なきを是を無難處と名く。「有行處」とは、四邊を遶りて車を通ずるを得るを、是を有行處と名く。若し上の諸難處あり（若しは）行處なきには、諸比丘は應に是比丘に語ぐべし、「汝、是處を取ること莫れ」と。若し上の諸難處なく行處あらんには、諸比丘は應に是比丘に語ぐべし、「汝、是處を取れ」と。是比丘應に僧に從うて作處を示さんことを乞はんには、偏袒右肩して革屣を脫し胡跪合掌して是の如きの言を作すべきなり、「大德僧聽きたまへ、我は某甲比丘なり、自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり。今、僧に從うて作處を示さんことを乞ふ、願はくは僧現前して我に作處を示したまはんことを」と。是の如くに三たび乞ふに、僧中にて應に一人白すべきなり、「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、自ら乞うて房を作さんとす、無主にして身の爲なり、僧に從うて作處を示さんことを乞へり。今僧は某甲の爲に作處・無難處・有行處を示さんとす。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、白すること是の如し」。「大德僧聽きたまへ、此は某甲比丘なり、自ら乞うて房を作らんとす、無主にして身の爲なり、僧に從うて作處を示さんことを乞へり。今僧は某甲の爲に作處・無難處・有行處を示さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ。僧は已に某甲の爲に作處・無難處・有行處を示し竟んぬ。僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。若し僧、難處・無行處を示さんに僧は突吉羅にして、若し此處に於て作らんには亦是の如し。若し諸比丘を將ゐて作處を示さゞらんに、發心よりして治地に及び（八一）麤泥に至らんに皆突吉羅、細泥せんに偸羅遮、作り竟らんに僧伽婆尸沙なり。金銀珍寶を雜へて作り、及び瓦屋を完成し、……乃至、僧地の中に作らんに皆偸羅遮なり。沙彌は突吉羅なり。

五分律卷第二

【八〇】水蕩湥處。本文には湯湥、宋・宮本に湯突、元・明本には蕩突とす。今元・明本により湯を蕩に改めて蕩湥とせり。蕩は洗ふなり、湥は流るゝなり。

【八一】麤泥。あらぬりの壁、細泥はうはぬりの壁。

處にて便ち取らんに、既にして人の善を成じ、而も自ら長く安樂ならん。乞ふは德を傷つくるの行に非じ、亦身口の過なけん、有を損てゝ以て無を補ふなり、何爲ぞ而も索めざる」。梵志復偈を以て答ふらく、「賢人は乞ふことを言はず、乞ふことを言はんに必らず賢ならじ、默然して求むることあらざるを、是を謂ひて大人と爲す」。時に王は賢人の偈を說くを聞いて心大に歡喜し、卽ちに牛王一頭及び餘の千牛を以て之に施與せり。諸比丘に告げん、「王と梵志とは相愛重せりと雖、猶ほ求むることあること難かりき。況んや諸居士は汝に於て愛なきに而も多くを求むるをや」と』。又、比丘に告げたまはく、『昔、[七五]族姓子あり、[七六]羅吒波羅と名けて父母重愛せしも、自ら以て出家して(より)は父母に從うて求索する所あらざりき。時に父母は亦偈を以て問ふらく、「人皆遠きより來らんに、無方に吾に從うて乞へり、汝が親にして吾が愛子なるに求めざるは何の意ありや」。羅吒波羅卽ち偈を以て答ふらく、「乞はんには人憙まず、與へざらんに怨憎を致さん、我れ既に已に出家せり、應に復求むることあるべからず」。諸比丘よ、羅吒波羅は父母愛重せしに、尙以に出家しては還求索せざりき。況んや諸居士は汝に於て親なきに而も多くを求むるをや』と。是の如くに種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら乞うて房を作らんに、無主にして身の爲ならんに應に量の如くに作すべし、長さ佛の十二[七七]磔手、廣さ七磔手なり、應に諸比丘を將ゐて作處を求むべし。諸比丘は應に作處・[七八]無難處・[七九]有行處を示すべし。若しは諸比丘を將ゐて作處を求めず、若しは過量ならんには僧伽婆尸沙なり」と』。

「自ら乞ふ」とは、比丘已の爲に他より乞ふなり。「房」とは、中に於て行立坐臥して四威儀を行じ得べきなり。「無主」とは、檀越あることなきなり。「身の爲」とは、已の爲にして人の爲ならず、亦僧の爲ならざるなり。「應に諸比丘を將ゐて作處を求むべし」とは、應に知法持律の比丘を將ゐて已

【七五】族姓子(kulaputta)。良家の子なり。
【七六】羅吒波羅(Raṭṭhapāla)。
【七七】磔手(vidatthi)。律部八、註(六の一〇九)修伽陀磔手の下參照。
【七八】無難處。律部八、註(六の一一一)參照。
【七九】有行處。律部八、註(六の一一二)無妨處の下參照。宋・元・明・宮本には有作處とせるも今改めず。以下皆然り。

と」。　是に於て世尊は古説偈を引きたまはく、「乞はんには人愛せず、數なれば怨憎を致さん、龍王は乞聲を聞いて、一たび去りて復還らざりき」と。　又比丘に告げたまはく、「龍王、自然の業報を受けつゝも尙ほ乞聲を聞くを憙まず、今諸居士は營求して孜孜として困苦して得たる所なるに、汝等は云何が數々從ひ乞へる」。　又、比丘に告げたまはく、『吾れ昔一時舍衞城に在りき。比丘あり安居竟りて我が所に來至せるに、我れ時に問うて言はく、「何處にて安居せしや、安居安隱にして乞食得易く道路疲れざりしや」。　彼れ我に答へて言はく、(七二)「雪山脇林下に在りて安居し、安居安隱にして乞食得易く行路疲れざりしも、唯、衆鳥夜鳴して亂され專一に坐禪思惟するを得ざりき」。　我れ比丘に問ふらく、「汝等は今猶ほ彼林を樂しむや不や」。　答へて言さく、「甚だ樂めり」。　我言はく、「汝、便ち彼に還りて衆鳥暮に來らんに、合掌して向うて言へ、我今汝の毛羽を須ゐん、可しく以て與へらるべしと。中夜・後夜も亦復是の如くせよ」。　比丘、敎を受けて勅の如くに從ひ乞ふに、是に於て衆鳥夜に共に議して言はく、「今此の比丘は我等より乞へり、當に與ふべしと爲すや不や」。　皆曰はく、「不可なり」とて、便ち飛びて去り、永く復還らざりき。諸比丘に告げん、「鳥猶ほ乞聲あるを聞くを喜まず、況んや人に於てをや」と』。　又、比丘に告げたまはく、『過去世の時に(七三)迦夷國王あり、好く布施を憙みて諸の窮乏に給せり。時に梵志あり、王甚だ愛重せしに未だ嘗て王に從うて求乞する所あらざりき。爾の時彼王は爲に偈を說いて言はく、「人皆遠きより來らんに、(七四)無方に吾に從うて乞へり、而るに汝今此に在りつゝも、求めざるは何の意ありや」。　梵志卽ち偈を以て答ふらく、「乞はんには人喜ばず、與へざらんに怨憎を致さん、所以に默して求むるなし、親愛の情を離るゝを恐るればなり」。　王復偈を說くらく、「智者は乞ふを惡まず、來り求むるの聲を聞かんことを思ふ、況んや汝は親愛する所、豈に悋心あるべけんや。貧を守りて求むるあるを愧ぢ、應に得べきの處にて取らざらんに、人の虛心の福を喪ひ、而も自ら己を困めん。貧に安んじつゝ求むるを恥ぢず、應に得べきの

【七二】　雪山脇林下。雪山の側(Himavantapassa)なる林樹下なり。

【七三】　迦夷國(Kāsi)。律部八、註(一の三七・三六)參照。此本生譚は四分・巴利兩律になし。

【七四】　無方。自由に、ほしいまゝに。

げたまはく、「某處に大樹ありて未だ所屬あらざれば、汝可しく之に依るべし」と。教を受けて卽ちに往きぬ。是に於て世尊は漸々に遊行して阿荼脾邑に到りたまへり。長老[六八]大迦葉は晨朝に衣を著し鉢を持し城に入りて乞食せしに、居士之を見て悉く皆逃走しければ、迦葉之を恠みて行人に問へり。行人答へて言はく、「此の諸比丘は房舍を造作せんとて乞求して厭くことなければ邑人患苦せり、所以に仁を見て皆悉く逃去せるなり」。迦葉食後に還りて佛所に到り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝等は應に少欲知足を修すべし、應に事を多くして乞求無厭なるべからず」。又比丘に告げたまはく、[六九]『乃し過去世に[七〇]恒水邊に於て一仙人あり石窟に住せり。爾時、[七一]龍王日に水より出で、身を以て七匝して仙人を圍遶し、頭を舒べて上に在き、下より向ひて敬視せり。仙人、後の時人間に遊行して弟子窟を守るに、龍亦前の如くに日に來りて恭敬しければ、弟子怖畏して卽ち大に羸痩せり。我れ爾時に於て菩薩道を行ぜしが、恒水邊に遊びて其此の如きを見て其故を問ふに、具に答ふること是の如くなりき。我復問うて言はく、「汝今復龍を見ざらんと欲するや」。答へて言はく、「爾り」。又問ふらく、「汝、龍の咽下に何等の物あるかを見しや」。答へて言はく、「摩尼珠あり」。吾復語げて言はく、「龍若し來らん時、汝便ち合掌して龍に向うて是の如きの語を作せ、我今汝が咽下の摩尼を須ゐん、願はくは以て我に施さんことを」と。爾の時仙人弟子は我語を聞き已り、龍、水より出づるに便ち從うて之を索めしに、龍は珠を乞ふを聞いて前まず却かず默然して住せり。時に仙人弟子は復龍王の爲に此偈を說いて言はく、「龍王、今汝が咽下の摩尼珠を須ゐん、意甚だ之を愛樂せり、如何が默して言ふなきや」。龍卽ち偈を以て答ふらく、「我が一切の所須は、皆此珠に由りて得たるに、汝今吾より乞はんとは、永く絕して復來らざらん、火急の爆聲の、人心をして恐懼せしむるが如く、我今汝が言を聞くに、悍怖すること是に踰えたり」

【六八】大迦葉。律部九、註(一四の七一)參照。
【六九】龍王惜寶珠本生譚。
【七〇】恒水。恒河なり。僧祇律には雪山中の泉水とす。
【七一】龍王(nāgarāja)。四分・巴利には摩尼犍太(Maṇika-ṇṭha)として龍王の名を示せり。此等の前生物語は四分・巴利・五分僧祇にありて有部・十誦になし。

至、作信女に語げんにも亦是の如し。若し比丘、父母所護の女……乃至、作信女の語を受けて、父母所護の男に語げ、……乃至、作信男に語げんにも亦是の如し。[六四]六種語あり、自・使・書・使使・相似語・相なり。若し比丘、自語を受けて彼に自語し、自ら還り報ぜんに僧伽婆尸沙なり。若し比丘、自語を受けて彼に使語して自ら還り報じ、自語を受けて彼に自語し使もて還り報じ、自語を受けて彼に使語し使もて還り報ぜんに皆僧伽婆尸沙なり。自語……乃至、相語を受けて彼れ相もて還り報ぜんにも亦是の如し。若し比丘、……乃至、相語を受けんにも亦是の如し。若し比丘、人男の爲に人女邊に媒法を行ぜんに僧伽婆尸沙、人男の(爲に)非人女邊に媒法を行ぜんに偸羅遮、人男の(爲に)畜生女邊に媒法を行ぜんに突吉羅にして、人女の爲にも亦是の如し。非人男の爲に人女邊に媒法を行ぜんに偸羅遮、畜生男の(爲に)人女邊に媒法を行ぜんに突吉羅、人女の爲に黄門邊に媒法を行ぜんに突吉羅なり。若し比丘、男の爲に女を借し、女の爲に男を借して長く使はんに偸羅遮なり。比丘尼も亦是の如し。式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは、和合の爲の故なり。

[六五]佛、舍衞城に在しき。爾時、[六六]阿荼脾邑の諸比丘は自ら乞うて房を作らんとて、諸居士より車を求め、[六七]車直を求め、人を求め、人直を求め、材木草竹皆從ひ求索せしに、居士之を厭ひ、見ては皆逃避して、諸比丘は乞ふも復得ること能はざりければ、便ち自ら草木を斫伐し地を掘り土を取りぬ。一大德の比丘あり自ら神樹を斫りしに、樹神の小兒、時に樹間に戲れしが其指を斫斷しければ、樹神痛惱して便ち惡意を興し、來りて之を打たんと欲せしも復是念を作さく、「此は大威德なり、若し我れ打たんには或は之を以て死なんも、我をして長夜に諸の苦惱を受けしめん」と。又是念を作さく、「世尊は今此城に在せり、當に往いて之を白すべく、佛、敎勅あらんに我當に奉行すべし」とて、卽ち祇洹に詣り具に以て佛に白すに、爾の時世尊は樹神を讃歎したまはく、「善哉、善哉、汝の所念や善し、今此比丘は實に威德あれば、若し當に打たんには必らず苦報を受くべけん」。復、樹神に告

【六四】本文に有六種語自使書使使相似語相若比丘受自語自語彼自還報僧伽婆尸沙若比丘受自語使語彼自還報受自語彼使還報受自語使語彼使還報皆僧伽婆尸沙受自語乃至相語彼相還報亦如是若比丘乃至受相語亦如是とあり。難解なり。

【六五】僧殘法第六無主作房戒

【六六】阿荼脾邑(Āḷavī)。律部八、註(六の七七)曠野精舍の下參照。

【六七】車直。車を賃ふ價直なり。

若し物を須ゐんには一日一宿……乃至、一會して爲に幾許をも須ゐよ」。六群比丘卽ち諸女に詣り具に意を以て問ふに、人あり之を見て皆共に譏論すらく、「沙門釋子は梵行を淨修せるに、而も今云何が此惡業を行ぜる。邪非を構合するは白衣も耻づる所なるに、此の諸沙門は慚愧あることなし」。諸の長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて六群比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、媒法を行じ、若しは私通事を爲して男意を持して女邊に至り、女意を持して男邊に至りて乃し一交會に至らんに僧伽婆尸沙なり」」と』。

(六二)十種女・十種男あり。十種女とは、父母所護・兄姉所護・親里所護・自護・法護・自任・衣物・共誓・有主・作信なり。父母所護とは、女に父母あり、父母能く與へ能く奪ふなり。兄姉・親里も亦是の如し。自護とは、身、自在を得て自ら與へ自ら奪ふなり。法護とは、正法出家して梵行を修行するなり。自任とは、自ら所樂に隨ふなり。衣物とは、他より衣物を受くるなり。共誓とは、人と要誓するなり。有主とは、女人にして夫に屬せるなり。作信とは、他の(六三)片致を受けて一日・一月・……乃至、一交會を要するなり。十種男も亦是の如し。若し比丘、父母所護の男語を受けんに突吉羅、父母所護の女……乃至、作信女に語げんに偸羅遮、許(うべな)はざるを還り報ぜんに偸羅遮、許へるを還り報ぜんに僧伽婆尸沙なり。若し比丘、父母所護の男語を受けて父母所護の女に語げ、女は、「可しく我が父母に語ぐべし」と言はんに、比丘此語を以て還り報ぜんに偸羅遮なり。父母所護の男にして又比丘をして彼女の父母に語げしめんに、此語を受けんに突吉羅、彼女の父母に語げんに及び許はざるを還り報ぜんに偸羅遮、許へるを還り報ぜんに僧伽婆尸沙なり。父母所護の男語を受けて兄姉・親里所護の女に語げんにも亦是の如し。乃至、作信男の語を受けて父母所護の女に語げ、……乃

【六二】十種女(dasa itthiyo)。四分律に女人に二十種ありとして十種女十種婢を列ぬるは巴利律と最もよく相似せり。

【六三】片致。一方の傳言。

を去てんとするや」。 寡婦此を聞いて僶俛[六〇]して從許しければ、迦留還り報じて即ち婚を成じぬ。其後、夫家は婦を遇すること甚だ苦かりければ、信を遣して母に白さく、「願はくは夫家に語げて小らく閑樂を得せしめよ」。 母、女に報じて言はく、「迦留の來るを須て、當に使して之に語げしむべし」。 迦留、後日に寡婦家に到るに、寡婦具に女の辛苦を白して（言はく）、「婚本相由れり、願はくは爲に之に語げよ」。 迦留答へて言はく、「此女は福なければ此の苦劇を致せり、若し福あらんには何に緣りてか此に至らん、我は沙門なり、法として應に人の此世俗事に知るに應ぜず」と。 寡婦罵りて言はく、「先には人事を知りつゝ今應ぜずといふ、此の如きの惡人は終に不吉ならしめん」とて、種々に呪罵し言辭苦切なりければ、隣人之を聞いて咸く來りて諫めて言はく、「汝の女薄相なれば此苦劇を致せるなり、何ぞ沙門に預らん、而も苦く呪罵せんとは」。 寡婦答へて言はく、「汝豈に知らざらんや、此沙門に由りて我が稚女をして此苦劇を致さしめたるを」。 時に佛法を信樂せざる者は皆是言を作さく、「汝、沙門を信じて女をして此苦を受け（しめ）しなり、若し復其語を用ひんには方に當に是より劇しかるべけん」。 復呵罵して言はく、「我等白衣は媒嫁法を行ぜるに、沙門釋子も亦復是の如し、徒に此頭を剃りて壞色衣を著しつゝ、所行此の如くならんには我と何ぞ異らんや」。 是に於て惡名遠近に流布しければ、諸の長老比丘は聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて迦留に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。 答へて言さく、「實に爾り、世尊」。 佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、媒法[六一]を行ぜんに僧伽婆尸沙なり」と」。

爾時、舍衛城中の諸豪姓は年長の童女を得て共に私通を行ぜんと欲せるも、自ら意を宣ぶるを耻ぢければ因みて行く人なかりき。 便ち六群比丘に語ぐらく、「汝可しく我が爲に此意旨を宣ぶべし、

【六〇】 僶俛。心に欲せざる所を强ひてつとめてとの意。

【六一】 媒法(sancritta)。

り。五事を以て自ら身を供養せんことを讃ぜんに、女女想と人女と活女と心染と親近の情を以て婬欲供養是れ第一供養と言ふとなり、解せんには僧伽婆尸沙、解せざらんには偸羅遮なり。女女想……乃至、二根二根想、遣使……乃至、相似語して、面に女と與に語らんに、……非人女・畜生女に向ひても皆上に說けるが如し。沙彌は突吉羅なり。

五七 佛、舍衞城に在しき。爾時、長者あり五八迦留と名け、聰明利根にして善く人の疑を斷ぜり。舍衞城の人凡そ所作あらんに、……乃至、婚姻せんに諮問せざるなく、與へよと言はんに便ち與へ、與へざれと(言はんに)便ち與へざりき。好を得たる者は言はく、「迦留に由るが故に我れ是好を得たり、當に迦留をして亦是樂を得せしむべし」と。惡を得たる者は言はく、「迦留に由るが故に我れ是惡を得たり、亦迦留をして是苦劇を受けしめん」と。是の如くして醜名と善譽とは一國に充塞せりき。迦留、後時に信を以て出家せしに、諸の諮問者は日に月に更に甚しく、乃し波斯匿王も亦自ら親しく詣りて國事を諮問するに至り、喜怒の聲轉前に倍せり。時に寡婦あり、其女の色貌邑里第一にして婚を求むる者衆かりしに、皆之を許さずして答へて言はく、「若し我が居に就りて子法の如くせんには乃し當に相與ふべし」と。時に婆羅門あり財富無量なり、寡婦に語げて言はく、「我兒に汝が女を婚せよ、長く安樂に處するを得べし」。答ふるに亦初の如し。是に於て婆羅門便ち衆人に訪ふらく、「誰ぞ、數此人の家に來往する者は」。人あり語げて言はく、「沙門迦留は此家と數せり」。即ち迦留を請じて之に長供養し、既にして相狎習せるに便ち事を以て白さく、「我れ兒の爲に某甲の女を求めんと欲せり、願はくは屈げて大德の我が爲に之に語げたまはんことを」。迦留便ち衣を著し鉢を持し往いて彼舍に到るに、寡婦即ち出でゝ禮拜問訊せり。迦留語げて言はく、「汝可しく女を以て某甲と與に婚すべし、其家饒富なれば必らず安樂なるを得ん」。答ふることは初の如くなりければ、迦留復言はく、「若し與へざらんには此女後大に必らず當に五九委叛すべし。何爲ぞ、女を失ひ又好壻

【五七】僧殘法第五媒嫁戒。

【五八】迦留。巴利律には Udāyi とせるも漢譯諸律は皆迦留又は迦羅とせり。十誦律に鹿子長者の兒迦羅と名くとあり、四分律には王舍城大臣たりし迦羅とあれば、迦毗羅衞城大臣の子たりし迦留陀夷には非ざるべし。

【五九】委叛。棄てそむくなり。

せざらんには偷羅遮なり。「毀」とは、女人の三處の若しは小、若しは大、(若しは)形色の惡なるを毀呰するなり。「譽」とは、女人の三處の小ならず、大ならず、形色の好なるを讃歎するなり。「乞」とは、女人に從うて三處を乞うて、「若し能く我に與へんに我能く汝が意に隨はん」と(言ふなり)。「願」とは、「汝の三處を得ん、汝の三處を得んに是れ福樂の人なり」と願ふなり。「問」とは、「汝が夫は三處中に於て幾種行欲し幾時作すや」と問ふなり。「反問」とは、「汝が夫は三處中に於て是の如く作さゞるや」と問ふなり。「教」とは、「汝三處を以て男子の意に從はんに、則ち男子の敬愛する所と爲らん」と教言するなり。女に女想し……乃至、二根に二根想せんに皆上に說くが如し。又五種あり、遣使と書と作相と動手と相似語とにして、彼れ解せんには偷羅遮、解せざらんに突吉羅なり。比丘面に人女と麁惡語せんに、解せんには僧伽婆尸沙、解せざらんには偷羅遮、非人女に向うて麁惡語せんに偷羅遮、畜生女に向うて麁惡語せんに突吉羅なり。沙彌は突吉羅なり。

[五五]佛、舍衛城に在しき。爾時、長老優陀夷は欲火の爲に燒かれて是念を作さく、「故に不淨を出すと女身を摩觸するとは女人に向うて麁惡語するとは佛皆已に制したまへり、我今當に女人に向うて自ら身を供養することを讃じて悅意の樂を取るべし」と。又房を掃灑して種々に……上の如くし、便ち房内に於て女人に語げて言はく、「姉妹、汝、沙門・婆羅門……乃至、禪定に入れる、四道果を得たる(者)に供養せんには、婬欲を以て持戒者に供養するに加かじ」と。諸女人聞いて喜べると喜ばざるとあり……乃至、佛種々に呵責せること皆上に說けるが如し。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、欲盛變心にて女人に向うて自ら身を供養せんことを讃じて、姉妹、[五六]婬欲供養は是れ第一供養なりと言はんに僧伽婆尸沙なり」と』。若し種々語を作して欲供養身を讃ぜんに語々に突吉羅、若し婬欲を以て供養するに加かずと言はんに語々に偷羅遮、若し婬欲供養は是れ第一供養なりと言はんに僧伽婆尸沙な

【五五】僧殘法第四歎身索供養戒。

【五六】婬欲供養 (attakāma-pāricariyā)。

女人と相觸れんに偸羅遮、女人、無衣の比丘を捉へんに僧伽婆尸沙、有衣の比丘を捉へんに偸羅遮、比丘と女人と倶に有衣にして相觸れんに突吉羅なり。比丘、女人の衣を捉へ、女人、衣を捨てゝ比丘と(觸れんに)偸羅遮なり。女人、比丘の衣を捉へ、比丘、衣を捨てずして女人と(觸れんに)突吉羅なり。比丘、死人女・非人女に觸れんに偸羅遮、畜生女を捉へんに突吉羅なり。沙彌(女人に觸れんに)突吉羅なり。

[五三]佛、舍衛城に在しき。爾時、長老優陀夷は欲火の爲に燒かれて是念を作さく、「故に不淨を出すと女人の身に觸るゝとは世尊已に制したまへり、今當に更に方便を作して諸女人に向うて麁惡語を作して悅欲の樂を取るべし」とて、復房を掃灑して露地に於て坐し、女人來觀するに將ゐ入れて戶を閉せること皆上に說くが如くせり。便ち房內に於て女人と與に種々麁惡語して是の如きの問を作さく、「汝の手脚髀膊腹頸乳頭面爪髮大小便處は何似」。復言はく、「姉妹、汝の手脚……乃至、大小便處は惡なり」。又言はく、「姉妹、汝の手脚……乃至、大小便處は好なり」。又問ふらく、「汝が夫、汝に近く時云何」。又、「汝に敎へん、若し我意に隨はんに汝に珍寶を與へん」。又從ひ乞ふらく、「願はくは我と與に事に從へ、一切天神は皆我心を證せり」と。諸女人聞いて喜(者)と不喜者とありしこと亦上に說けるが如し。長老比丘聞いて種々に呵責して事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、欲盛變心にて女人に向うて[五四]麁惡語して婬欲法に隨うて說かんに僧伽婆尸沙なり」と』。

是中、犯とは、毀・譽・乞・願・問・反問・敎なり。比丘、五事に女人と麁惡語せんに、女女想と人女と活女と心染と親近の情を以て從うて毀譽し……乃至敎ふるとなり、彼れ解せんには僧伽婆尸沙、解

【五三】僧殘法第三麁惡語戒。

【五四】麁惡語。律部八、註(五の一三三)醜惡語の下參照。

は我婦を摩觸せり」と。諸の、佛法を信ぜざる者は種々に呵罵すらく、「沙門釋子にして惡を行ぜること此の如きに、云何が梵行を淨修せりと自稱せる」。諸長老比丘は聞いて種々に呵罵し具に以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の與に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘、[五〇]欲盛變心にて女人の身に觸れ、若しは手を捉り若しは髮を捉り、若しは一々身分を捉りて摩して細滑に著せんに僧伽婆尸沙なり」と」。

「欲盛變心」とは、向に欲心深發して心事幾ど成じ、善法・無記法を變じて不善處に墮せるなり。

「女人」とは、人女……乃至、初生なり。「觸るゝ」とは、身上の處々を種々に摩觸し、乃し一髮に至るなり。[五一]比丘、五事に女人に觸れんに僧伽婆尸沙なり、女女想と人女と活女と心染と、親近の情を以て摩觸するとにして、(觸を)覺えて(樂を)受けんに、……乃し髮に觸るゝに至らんにも亦是の如し。五事に女人に觸れんに偸羅遮なり、女女想と人女と活女と心染と、親近の情を以て摩觸せざるとにして(觸を)覺えて(樂を)受けんに、……乃し髮に觸るゝに至らんにも亦是の如し。女人、比丘に觸るゝにも是の如し。五事に女人に觸れんに不犯なり、女女想と人女と活女と心染と、親近の情を以てせずして而も女人、比丘を捉へんに比丘方便を作して脫を求めんとするとにして、觸を覺ゆと雖而も(樂を)受けざらんに、……乃し髮に觸るるに至らんにも亦是の如し。又、[五二]女女想し女疑し女無根想し女二根想して觸れんに僧伽婆尸沙、女男想し女黃門想して觸れんに偸羅遮、男男想し男疑し男黃門想して觸れんに突吉羅なり。男女想し男無根想し男二根想して觸れんに偸羅遮、黃門も亦是の如し。無根無根想、無根疑し無根二根想し無根女想して觸れんに僧伽婆尸沙、無根男想し無根黃門想して觸れんに偸遮、二根も亦是の如し。比丘、無衣の女人と相觸れんに僧伽婆尸沙、有衣の

【五〇】欲盛變心。律部八、註(五の七八)婬欲變心の下參照。

【五一】本文に比丘五事觸女人僧伽婆尸沙女女想人女活女心染以親近情摩觸覺而受乃至觸髮亦如是五事觸女人偸羅遮女女想人女活女心染不以親近情摩觸覺而受乃至觸髮亦如是とあり。譯文少しく補へり。女女想は女に女なりとの想ひするなり。人女は非人女又は畜生女に對し、活女は死女に對するなり。

【五二】女女想は女に女なりとの想をなし、女疑は女に女なりやとの疑をなし、女無根想は女に女根なき想をなし、女二根想は女に二根なりとの想をなして觸れんに僧殘なりとの意なり。以下皆之に準ず。

四九 佛、舍衛城に在しき。爾時、長老優陀夷は欲火の爲に燒かれて是念を作さく、「故に不淨を出すことは世尊已に制したまへり、今當に方便して女人と相觸れて細滑の樂を取るべし」とて、便ち房內を掃灑して好牀座を敷き、一小牀を取りて露地に於て坐せり。諸女人あり同じく來り遊觀して優陀夷に語げて言はく、「我等故に來れるは房舍を看んと欲すればなり」。答へて言はく、「姉妹、意に隨うて之を看よ」と。便ち將ゐて房に入り、戶を閉ぢ牕を開いて種々に摩觸し、或は捉へ或は抱へ、或は案へ或は摩し、或は上に擧げ或は下に擧げ、或は騎り或は越えぬ。其中、喜べる者便ち之に語げて言はく、「何ぞ正しく作さゞる、徒に此を用ひて(何か)爲ん」。優陀夷言はく、「佛は我に根本事を作すを聽したまはざれば」。其喜ばざる者は便ち瞋恚して言はく、「本、此處は安隱なりと謂ひしに而も今反つて恐怖の地を成ぜり、水中に火然ゆるの(喩も)未だ喩と爲すに足らじ、白衣在家すら猶ほ此事を耻づるに、云何が比丘にして乃し此惡を作せる」と。卽ち、其家に歸り人々に宣べ語ぐるに、諸の、佛法を信樂せざる者は種々に呵罵して言はく、「我等白衣は女身を摩觸するも、沙門釋子も亦復是の如きか、徒に此頭を剃りて我と何ぞ異らん、沙門の行なく沙門の法を破れり」と、是の如くして惡名天下に流布せり。復一婆羅門あり婦を將ゐて遊觀し、次で優陀夷の房に到り語げて言はく、「我れ婦と與に同じく房舍を看んと欲す」。優陀夷言はく、「一時なるを得ず、可しく前後して入るべし」。婆羅門言はく、「若し俱なるを得ざらんには婦先に入るを聽せ」。婦旣にして房に入るに、優陀夷は亦復前の如くに種々に摩觸し、久しく久しくして乃し出でぬ。夫、婦に語げて言はく、「何ぞ以て乃し久しき、復餘の房舍を看るを欲せざるや」。婦言はく、「止みね止みね、是語を作すこと莫れ、但、一房に入りてすら死に垂んとして出づるを得たり、何ぞ應に復諸餘の房舍を看るべき」。夫、所以を問うて婦具に以て答ふるに、時に婆羅門卽ち罵りて言はく、「沙門釋子にして云何が乃し此の如きの惡業を作せる」とて、舍衛城に入り四衢道中・街巷市里にて處々に唱言すらく、「沙門釋子

【四九】僧殘法第二摩觸女人戒。

欲・恚・癡を離れざるに、散亂心にて眠らんに必らず不淨を失せん。未だ(欲を)離るゝ能はずと雖、[四六]繫念心を以て眠らんには是過あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘故に不淨を出さんに、夢中を除き僧伽婆尸沙なり」と』。

「故に不淨を出す」とは、發心して身を動じて不淨を出すなり。「僧伽婆尸沙」とは、此罪殘ありて猶ほ因緣あり、尙ほ治すべく恃怙あり、僧中に在りて除滅を求むるを得るなり。[四七]「不淨」とは十種あり、一には青色、二には黃色、三には紅色、四には黑色、五には赤色、六には白色、七には乳色、八には酥色、九には油色、十には蜜色なり。若し發心して身を動じ、青色を出さんと欲して而も黃色……乃至、蜜色出でんに皆僧伽婆尸沙なり。若し發心して身を動じ、黃色……乃至、蜜色を出さんと欲して而も餘色出でんにも亦是の如し。十種の發心ありて身を動じて不淨を出さんに皆僧伽婆尸沙なり。一には自ら試み、二には病を除き、三には顏色の爲に、四には力の爲に、五には樂の爲に、六には布施の爲に、七には生天の爲に、八には外道祠天會の爲に、九には種子の爲に、十には[四八]火祠の爲なり。五種の發心ありて身を動じて不淨を出さんに皆僧伽婆尸沙なり、內色と外色と虛空と風と水となり。內色とは己身、外色とは他身、虛空とは空中にて身を動じ、風とは風に向うて行き、水とは水に逆うて行くなり。又五種發心ありて身を動じて不淨を出さんに僧伽婆尸沙なり、大便盛と小便盛と風盛と虫嚙と欲盛となり。若し發心するも身を動ぜず不淨を出さず、發心するも身を動ぜずして不淨を出さんに皆突吉羅、發心し身を動じて不淨を出さゞらんに偸羅遮、發心せずして身を動じて不淨を出さず、發心せずして身を動じて不淨を出し、發心せず身を動ぜずして不淨を出さんには皆不犯なり。眠時に不淨を出し覺時に發心して身を動ぜんに偸羅遮、眠時に身を動じ覺時に發心して不淨を出さんに突吉羅、眠時に發心し覺時に身を動ぜずして不淨を出さんに不犯、沙彌は突吉羅なり。

【四六】繫念心。明相に念を繫けて正念に眠るなり。

【四七】十種不淨(dasa sukkāni)。十誦律に五種、四分律に七種を列ね、轉輪聖王の精は青色にして……斯陀含人の精は酪漿色なり等と區別せり。僧祇律に八種を列ぬ、律部八、註(五の三九—四三)參照。

【四八】火祠。宋・元・明・宮本には大祠とす。

りしに、手を以て不淨を出して安樂住なるを得たりき。異比丘あり亦復羸痩しければ、優陀夷問ふらく、「汝何の故に爾りや」。答へて言はく、「長老、我れ欲火の爲に燒かれ、是故に是の如きなり」。優陀夷言はく、「我も先に亦爾りしに、手を以て不淨を出して安樂住なるを得たりき。汝若し我に[四〇]法はんに、亦當に是の如くすべし」。彼比丘言はく、「汝が所作は非法なり、清淨行に非ず、沙門の法を破り、道に隨順せず。世尊は種々に欲・欲想・欲覺・欲熱を呵して欲想を斷ち・欲覺を除き・欲熱を滅せよ、欲は赤骨の如し、欲は毒藥の如しと說きたまへり。汝今云何が此手を以て不淨を出しつゝ人の信施を受け、復以て人に敎ふるや」と、呵責し已りて將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて優陀夷に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛亦種々に上の如くに呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘故に[四一]不淨を出さんに僧伽婆尸沙なり」と』。

爾の時諸比丘は其心を一にせずして夢に不淨を失せしに覺めて是念を作さく、「我れ夢中にも亦心あり亦身を動して不淨を失せり、將に僧伽婆尸沙を犯ずるなからんとするや」とて、或は發露する者あり、或は[四二]摩那埵を行ずる者あり、或は[四三]出罪する者あり、或は直に佛に白す者ありき。佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責したまはく、「汝等應に散亂心にて眠るべからず、若し散亂心にて眠らんに突吉羅を犯ぜん。散亂心にて眠らんに[四四]五の過失あり、一には惡夢、二には善神護らず、三には明想を得ず、四には覺法心なく、五には不淨を失す。不散亂心にて眠らんに五德あり、惡夢なく、善神護り、明想を得、覺法心あり、不淨を失せず。五因緣ありて眠時に[四五]形起る、一には大便盛、二には小便盛、三には風盛、四には虫嚙、五には欲盛なり」。復諸比丘に告げたまはく、「若し未だ

【四〇】本文に汝若法我亦當如是とあり、法我の法は從ひのつとる意。

【四一】不淨。asuci なるも戒文には出精として sukkavissaṭṭhi の語を用ひたり。

【四二】摩那埵。律部八、註(五の二三)參照。

【四三】出罪。律部八、註(五の二五)參照。

【四四】散亂心眠五種過失。四分律には惡夢・諸天不護・心不入法・不思惟明相・夢中失精とせり。五分律の不得明想とは明相を繫念するを得ずとの意なり。巴利律には pañca ādīnavā (五種過患) として dukkhaṃ supati (寐ねて苦しく)。dukkhaṃ paṭibujjhati (寤めて苦しく)。pāpakaṃ supinaṃ passati (惡夢を見)。devatā na rakkhanti (諸天は護らず)。asuci muccati (不淨を漏らす) の五種となす(Mv. 8, 16, 3)。四分・五分の五種と相違せり。

【四五】形起五因緣。

復六種ありて波羅夷を得ん、五は上に說くが如し、六には忍を異にしつゝ過人法を說くなり。復七種ありて波羅夷を得ん、六は上に說くが如し、七には樂を異にしつゝ過人法を說くたり。復八種ありて波羅夷を得ん、七は上に說くが如し、八には問に隨うて答へずして過人法を說くとなり。四種の非聖語と四種の聖語とあり。(四)非聖語とは、見ざるに見たりと言ひ、聞かざるに聞けりと言ひ、覺らざるに覺れりと言ひ、知らざるに知れりと言ふなり。(四)聖語とは、見たるを見たりと言ひ、聞けるを聞けりと言ひ、覺れるを覺れりと言ひ、知れるを知れりと言ふなり。又、八種非聖語と八種聖語とあり。(八)非聖語とは、見ざるに見たりと言ひ、見たるに見ずと言ひ、聞かざるに聞けりと言ひ、聞けるに聞かずと言ひ、覺らざるに覺れりと言ひ、覺れるに覺らずといひ、知らざるに知れりと言ひ、知れるに知らずと言ふなり。上に反するを八聖語と名く。又、十六非聖語と十六聖語と(あり)。(十六)非聖語とは、見ざるに見たりと言ひ、聞かざるに聞けりと言ひ、覺らざるに覺れりと言ひ、知らざるに知れりと言ひ、見たるに見ずと言ひ、聞けるに聞かずと言ひ、覺れるに覺らずと言ひ、知れるに知らずと言ひ、見、疑なるに疑ならずと言ひ、聞、疑なるに疑ならずと言ひ、覺、疑なるに疑ならずと言ひ、知、疑なるに疑ならずと言ひ、見、不疑なるに疑なりと言ひ、聞、不疑なるに疑なりと言ひ、覺、不疑なるに疑なりと言ひ、知、不疑なるに疑なりと言ふなり。上に反せるを十六聖語と名く。若し比丘、人に向うて自ら過人法を得たりと稱せんに、解せんには波羅夷、解せざらんには偸羅遮なり。非人に向うて說かんに偸羅遮、畜生に向うて說かんに突吉羅なり。比丘尼も亦是の如し、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは、實語するなり。

[三七] 初分第二　十三僧殘法の一

[三八] 佛、舍衛城に在しき。爾時、長老[三九]優陀夷は欲火の爲に燒かれ、身體羸瘦して纔に氣息あるのみな

【三七】本文に五分律第一分之二僧殘法とあり、宋・元・宮本に五分律初分第二十三僧殘法とあるも、今明本によりて改めたり。僧殘とは律部八、註(五の一)參照。
【三八】僧殘法第一故出不淨戒。
【三九】優陀夷(Udāyi)。巴利律には Seyyasaka とし僧祇律には尸利耶婆比丘を緣と爲す。律部八、註(五の五二)參照。

所に至り具に以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、各其事に隨うて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、諸比丘に告げたまはく、「五種ありて過人法を現ず、一には愚癡、二には亂心、三には隨惡、四には增上慢、五には實有となり。若し愚癡・亂心・增上慢・實有にて、自ら我れ得たりと言ひて波羅夷を犯ずとせんには是處あることなけん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、過人法聖利滿足を知らず見ざるに、自ら我是の如くに知り是の如くに見たりと稱し、是比丘後の時若しは問ひ若しは問はれざるにも出罪清淨を求めんが爲の故に是言を作さく、「我知らざるに知れりと言ひ、見ざるに見たりと言へり」とて虛誑妄語せんに、增上慢を除いて是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

「知らず見ず」とは、過人法を知らず見ざるなり。一切の出要法[三六]、謂はく諸禪解脫・三昧正受・諸聖道果を、是を過人法と名く。佛所說の苦集滅道に於て已に辨じ已に足して更に求むる所なきを、是を聖利滿足と名く。自ら「我是の如くに法を知見し、法も亦我を知見せり」と說かんに、是を「自ら我是の如くに知り是の如くに見たりと稱す」と名く。若しは一月乃至一歲の後に「汝、云何がして得たる、何處にて得たる、誰より得たる、何の法を以て得たる」と問ひ若しは問はれざるに、而も自ら所犯を發露して戒淨・心淨・見淨・疑淨を求めんとて「我れ苦集滅道を知らず見ざるに知れりと言ひ見たりと言へり」と言ひて虛誑妄語せんに、此の如きの發露を作すと雖故ほ波羅夷を得るなり。

是中、犯とは、二種ありて波羅夷を得ん。一には先に是念を作さく、「我當に過人法を得たりと虛說すべし」と。二には說時に當りて是念を作さく、「我今、過人法を得たりと虛說せん」と。復三種ありて波羅夷を得ん、二は上に說くが如し、三には是念を作さく、「我已に過人法を得たりと虛說せり」と。復四種ありて波羅夷を得ん、三は上に說くが如し、四には見を異にしつゝ過人法を說くなり。復五種ありて波羅夷を得ん、四は上に說くが如し、五には想を異にしつゝ過人法を說くなり。

【三六】出要法。生死を出離するの要法。

る」。復呵責して言はく、「諸比丘よ、世間に[三二]五大賊あり、一には百人(乃)至千人の主と作りて城・聚落を破り人を害し物を取り、二には惡比丘あり諸比丘を將ゐて人間に遊行して邪命説法し、三には惡比丘あり佛所説の法に於て自ら是れ我が所造なりと稱し、四には惡比丘あり梵行を修せざるに自ら我れ梵行を修せりと言ひ、五には惡比丘あり利養の爲の故に空しく過人法なきに自ら我れ得たりと稱するなり。此の第五賊を名けて[三三]一切世間・天・人・魔・梵・沙門・婆羅門中の最大賊と爲す。汝等は云何が小利養の爲に最大賊を作せる」と。是の如く呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり」、『若し比丘、[三四]過人法聖利滿足を知らず見ざるに、自ら我れ是の如く知り是の如く見たりと稱し、後の時若しは問ひ若しは問はざるに出罪淸淨を求めんが爲の故に是言を作さく、「我知らざるに知れりと言ひ、見ざるに見たりと言へり」とて虛誑妄語せんに、是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ』と。

佛、舍衛城に在しき。衆多の少聞の比丘あり、學ばず問はず過人法なきに、自ら我知れり我見たり我證せりと謂へり。彼れ後時に於て諸比丘が得道・未得道の相を講論するを聞いて、乃し道に非ざりしを悟り慚愧心を生じて是念を作さく、「我等先に未だ得ざるに得たりと謂へり、將に波羅夷罪を犯するなからんとするや」と。復、少聞の比丘あり、學ばず問はず過人法なきに、自ら我知れり我見たり我證せりと謂へり。彼れ後時に於て廣く諸經を學びて慚愧心を生じて是念を作さく、「我れ今佛所說の法を解する如くんば、先には未だ得ざるに得たりと謂へるは是れ[三五]增上慢なりき、將に波羅夷罪を犯するなからんとするや」と。復、少聞の比丘あり、學ばず問はず過人法なきに、自ら我知れり我見たり我證せりと謂へり。彼れ後時に於て廣く梵行を修して道果に入るを得るや慚愧心を生じて是念を作さく、「我先に未だ得ざるに得たりと謂へるは是れ增上慢なりき。將に波羅夷罪を犯するなからんとするや」と。諸比丘は念じ已りて各阿難の(所に)詣り皆以て之を問ひ、阿難は將ゐて佛

み。

【三〇】本律には摩竭國に安居せる諸比丘となせるも、四分巴利兩律には毗舍離の左右にありて安居せりと爲す。

【三一】過人法。律部八、註(四の一四〇)參照。

【三二】五大賊。巴利律にも五大賊とし、四分律は二大賊とし、十誦律は三種大賊とせり。

【三三】一切世間等。律部十、註(一二三の四二)諸天世間……の本文參照。

【三四】過人法聖利滿足。過人法なる聖知見殊勝を具足せるをいふ。律部八、註(四の一六〇)參照。

【三五】增上慢。律部八、註(四の一六五)參照。

至[二一]、八正道分・[二二]三解脫門を得たり、我も亦是の如し。某は[二三]八解脫・[二四]九次第定・[二五]十一切入・[二六]十直道を得たり、我も亦是の如し。某は[二七]堅信・堅法・[二八]四沙門果・[二九]三明・六神通を得たり、我も亦是の如し」と。諸居士は聞いて必らず希有心を生じて是語を作さん、「我れ善利を得たり、乃し是の如きの得道の聖人ありて我邑に安居せり」とて、便ち當に諸の餚饍を具して我等を供養すべく、我等は乏しきことなくして安樂住を得ん』と。議し已りて卽ち便ち城に入り、諸の富家に到りて共に相稱讚せること上の所說の如くして語げて言はく、「汝、大利を得ん、聖衆福田は汝が聚落に依ればなり」と。諸居士聞いて希有心を生じて未曾遇と歎じ、皆己分を減じ・復祭祠せず・餘人に施すを斷ちて並せて以て供養せり。諸佛常法として二時に大會す、春夏の末月なり、諸方の比丘皆來りて問訊す。[三〇]摩竭國の諸比丘は安居竟りて羸瘦憔悴して佛所に來詣し、佛足を頂禮して却いて一面に住しぬ。諸佛常法として客比丘來らんに皆慰問を加して問うて言はく、「汝等は安居和合し、乞食得易く、道路疲れざりしや」と。諸比丘言さく、「安居和合し、道路疲れざりしも、但、乞食得難かりき」。時に佛は爲に種々に妙法を說きて示敎利喜して隨所に住せしめたまへり。婆求末河の諸比丘は身體充悅して佛所に來詣し、佛足を頂禮して却いて一面に住せり。佛亦上の如くに慰問したまふに、諸比丘白して言さく、「安居和合し、乞食得易く、道路疲れざりき」。佛卽ち問うて言はく、「今世飢饉にて乞求得難きに、汝等は云何がして獨易しと言へる」。諸比丘佛に白さく、「我等彼に在りて乞食得難かりしを以て更相に讚歎すらく……」と、具に說けること上の如くせしに、佛卽ち問うて言はく、「汝等の讚歎せるは實ありとや爲ん虛なりとや爲ん」。比丘、佛に白さく、「實なるありき虛なるありき」。佛種々に虛なる者を呵責したまはく、「汝等は非法なり道に隨順せじ、出家の人の作すべからざる所、寧ろ燒石を噉ひ洋銅を呑飮すとも、虛妄を以て人の信施を食せざれ。汝等は豈に我が妄語の罪を毀呰して種々に不妄語の德を讚歎せしを聞かざらんや。而るに今云何が利養の爲の故に虛誑して自ら[三一]過人法を說け

【二一】　八正道分。律部八、註(四の一六一)根力覺道の下參照。
【二二】　三解脫門。律部八、註(四の二〇六)三三昧の下參照。
【二三】　八解脫。律部八、註(四の二三四)參照。
【二四】　九次第定。律部八、註(四の二三九)參照。
【二五】　十一切入。律部八、註(四の二四一)參照。
【二六】　十直道。明かならず、或は八聖道に無學の正智及び無學の正解脫を加へたる十無學法ならんか。律部八、註(四の二四三)參照。
【二七】　堅信・堅法。資持第二十二卷に堅信比丘とは內凡已去、堅法比丘とは初果已去と釋せり。
【二八】　四沙門果。律部八、註(四の六七—七二)參照。
【二九】　三明六神通。律部八、註(四の二〇七・二の一七二)參照。巴利律には僅に四禪と四沙門果と三明六通とを擧ぐるのみ。廣略の別あるも十誦・五分・巴利の三律は同樣の形式を以て述べ、僧祇律は一層詳しく、四分は一切名目を列ねずして念在身・正憶念・持戒・不放逸・精進・得定・……見たり、得たり、果せり等の語を列ぬるの

には是れ戯言なりしと雖、今意實に爾り、汝可しく自殺すべし」と、此に因りて死なんには波羅夷なり。(24)色とは、若し比丘、呪術[二二]を作して惡色鬼神を召き人をして恐怖せしめんに、此に因りて死なんには波羅夷なり。(25)聲とは、若し比丘是語を作さく、「汝が父母兒女は已に死して財物破散せり」と。是の如きの語を作して憂惱して自殺せしめんと欲せんに、此に因りて死なんには波羅夷なり。(26)香とは、毒を以て諸香に合和して齅ぎて便ち死なしめんに、是に因りて死なんには波羅夷なり。(27)味とは、毒を以て食中に著れて食せしめ、是に因りて死なんには波羅夷なり。(28)觸とは、迦毘毒藥を以て身に塗りて殺さんに、是に因りて死なんには波羅夷なり。(29)優波頭[二三]とは、一切の衆生の爲に穽を作して殺さんに、若し人墮ちて死なんに波羅夷、非人墮ちて死なんに偸羅遮、畜生墮ちて死なんに波逸提なり。(30)優波奢[二四]とは、弱牀を作りて其上を薄覆し、下に殺具を安じて人をして上に坐せしめんに、是に因りて死なんには波羅夷なり。(31)優波害[二五]とは、蠱毒を作して殺さんとし、是に因りて死なんには波羅夷なり。若し比丘是念を作さく、「我當に彼人を殺すべし」と、發心の時は突吉羅、方便を作す時は偸羅遮、死なんには波羅夷なり。若し非人を殺さんに偸羅遮、若し畜生を殺さんに波逸提、比丘尼も亦是の如くにして、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。不犯とは、慈愍心・無殺心にてなり。

[二六]佛、毘舍離に在しき。時に世飢饉にて乞食するに得難く、諸比丘は城に入りて分衞せるに都べて獲る所なかりき。爾の時世尊は諸比丘に告げたまはく、「汝等各知識(家)に隨うて彼に就りて安居せよ、此に住して飢饉の苦を受くること莫れ」と。比丘、教を受けて摩竭國に往ける者あり、婆求末河邊の聚落中に往ける者ありき。河邊に往ける諸比丘集まり共に議して言はく、「今乞食するも得難ければ、此聚落中の信樂ある者に我等當に共に更相に讃歎すべし、「某は初禪を得たり、我も亦之を得たり。某は二禪・三禪・四禪[二七]・四無量處[二八]・四無色定[二九]を得たり、我も亦是の如し。某は四念處[三〇]・…乃

【二二】 呪術。これ毗陀羅呪なり、律部八、註(四の七六)參照。

【二三】 優波頭。opāta (陷穽)の音寫なるべし。

【二四】 優波奢。upasayya (刺を以て滿せる枕褥)の音寫なるべし。

【二五】 優波害。明かならず。蠱毒とは律部八、註(四の六五)の本文參照。

【二六】 波羅夷第四大妄語戒。

【二七】 四禪。律部八、註(四の二一一)參照。

【二八】 四無量處。律部八、註(四の二一二)四無量心の下參照。

【二九】 四無色定。律部八、註(四の二一三)參照。

【三〇】 四念處。律部八、註(四の二〇八)參照。

死ぬべし」と、彼れ是に因りて死なんには波羅夷なり。(8)向眠說とは、眠人に向うて是語を作さく、「汝の功德は已に成ぜり、可しく刀等を以て自殺すべし、鬼神、眠中に聞かしむるなり」と。即ち覺むるに問うて言はく、「汝何の故にか此を說ける」。答へて言はく、「汝が眠時に我れ汝を利益せんと欲せるが故に是語を作せり、汝今覺めたり、亦是語を作さん、汝可しく我語に隨うて死ぬべし」と、是に因りて死なんには波羅夷なり。(9)醉時說とは、醉中に先の所念を說いて言はく、「汝の功德は已に成ぜり、應に刀等を以て自殺すべし」と。彼人聞き已りて醒むるを待ちて問うて言はく、「汝何の故にか此を說ける」。答へて言はく、「我れ醉時にすら汝を利益せんと欲せるが故に是語を作せり、今醒むるも亦是語を作さん、汝可しく我語に隨うて死ぬべし」と、是に因りて死せんには波羅夷なり。(10)向醉說とは、是言を作さく、「汝が功德は已に成ぜり、汝可しく刀等を以て自殺すべし」と。醉醒め已るに問うて言はく、「汝何の故にか此を說ける」。答へて言はく、「我れ汝を利益せんと欲せるが故に、汝が醉時に是語を作せり、汝今醒めたり亦是語を作さん、汝可しく我語に隨うて死ぬべし」と、此に因りて死なんには波羅夷なり。(11)狂時說・(12)向狂說・(13)亂心說・(14)向亂心說・(15)病壞心說・(16)向病壞心說も亦是の如し。(17)遺書とは、比丘書を遺して殺さしめんとて、彼れ書を作さんに字字に偸羅遮、書彼に至り彼れ是に因りて殺さんに、死なんには波羅夷なり。(18)作相とは、比丘、人に語げて言はく、「汝、我が坐起し擧手し下手するを看、口に寒暑を言はん時に便ち彼を殺せ」と。彼れ相を見て便ち殺さんに、死なんには波羅夷なり。(19)手語とは、手語を作して人をして殺さしめ、彼れ此に隨うて殺さんに、死なんには波羅夷なり。(20)相似語とは、比丘、相似語を作して人をして殺さしめ、彼れ此に隨うて殺さんに、死なんには波羅夷なり。(21)獨獨想せんには突吉羅、(22)不獨獨想・獨不獨想せんには偸羅遮なり。(23)戲語とは、比丘戲笑して語ぐらく、「汝が功德は已に成ぜり、可しく應に自殺すべし」と。彼人問うて言はく、「何の故にか此を說ける」。比丘答へて言はく、「我先

に、是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ』と。

母胎に入り已りて後四十九日に至れるを名けて「似人」と爲し、此を過ぎ已れる後を盡く名けて「人」と爲す。自ら手足刀杖毒藥等を以て殺すを、是を「自ら殺す」と名け、彼自ら殺さんと欲して殺具を求めて之に與ふるを、是を「刀藥を與へて殺す」と名く。人をして殺さしむるを、是を「人をして殺さしむ」と名く。人をして死を取らしむるを、是を「自殺せしむ」と名く。死は生に勝らんと言ふを、是を「死を譽め死を讃ず」と名く。心に隨うて諸鬼神を遣はして殺さしむるを、是を「是心を作して心に隨うて殺す」と名く。

是中、犯とは、(1)自殺・(2)遣使・(3)展轉使・(4)重遣使・(5)指示・(6)言説・(7)眠時説・(8)向眠説・(9)醉時説・(10)向醉説・(11)狂時説・(12)向狂説・(13)亂心説・(14)向亂心説・(15)病壞心説・(16)向病壞心説・(17)遣書・(18)作相・(19)手語・(20)相似語・(21)獨獨想・(22)不獨獨想・獨不獨想・(23)戲語・(24)色・(25)聲・(26)香・(27)味・(28)觸・(29)優波頭・(30)優波奢・(31)優波害なり。(1)自殺とは、自ら手足刀杖等を以て殺し、彼人死せんには波羅夷なり。(2)遣使とは、使を遣して彼人を殺さしめんに、彼人死なんには波羅夷なり。(3)展轉使とは、某甲を遣して殺さしめんに、某甲は自ら殺さずして轉じて乙をして殺さしめて死なんには波羅夷なり。(4)重遣とは、始に使を受けたる人、殺すを得ずして比丘に還り報ぜんに、比丘更に使を遣して殺さしめて死なんには波羅夷なり。(5)指示とは、日月星宿を指示して人に語げて言はく、「汝が禍に(より)應に彼に生ずべし、汝可しく自殺すべし」と、從うて死なんには波羅夷なり。(6)言説とは、生の過惡なるを説いて死の好なるを讃歎し、此に因りて死なんには波羅夷なり。(7)眠時説とは、比丘、眠中に先の所念を説いて言はく、「汝の功德は已に成ぜり、應に可しく自殺すべし」と。彼人聞き已りて覺むるを待ちて問うて言はく、「汝何の故にか此を説ける」。答へて言はく、「我れ眠中にすら汝を利益せんと欲せるが故に是語を作せり、汝よ、今覺めたるにも亦是語を作さん、汝可しく我語に從うて

自殺せしむると何等の異かあらん、而も汝比丘にして此悪業を爲さんとは」と。諸長老比丘聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責して(言はく)、『汝等愚癡なり、自ら手づから人を殺すと、人をして自殺せしむると何等の異かあらん。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら手づから人を殺し、人をして自殺せしめんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。復比丘あり重病を得、諸比丘問訊せること上の如くにして亦病者に語げて言はく、「汝等梵行已に立しぬれば死して天樂を受けん、何ぞ久しく此の如きの病苦を受くるを用ひて而も自殺せざる」。病比丘言はく、「我等爾りと雖自殺すること能はじ、何を以ての故に、佛は自殺せんに偷羅遮を犯ぜんと制したまひたれば。又、我病差えんに梵行を修するを得ん」と。爾時、彼國に又賊難ありて、諸白衣の骨肉分離して諸の痛惱を備へければ、比丘語げて言はく、「汝等已に生天の福業を修せり、何ぞ此骨肉の生離憂悲の苦を受くるを用ひて而も自殺せざる」と。答へて言はく、「我れ憂悲すと雖自殺すること能はじ、何を以ての故に、在世に苦に遭ひてこそ道業を修するを(得るを)知れば」と。又呵して言はく、「沙門の道は衆生を慈忍するにあり、云何が死を讃じて人の自殺せんことを欲せる。自ら殺すと死を讃すると何等の異かあらん」。諸長老比丘は聞いて種々に呵責し、將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責したまはく、「汝が所作は非法なり、自ら殺すと死を讃すると何等の異かあらん。今より是戒は應に是の如くに說くべし」、『若し比丘、若しは人若しは【一〇】似人を、若しは自ら殺し、若しは刀藥を與へて殺し、若しは人をして殺さしめ、若しは自殺せしめ、死を譽め死を讃じて、「咄、人、惡活を用ひて爲ん、死は生に勝らん」と(言ひ)、【一一】是心を作して心に隨うて殺し、是の如くに種々に因緣して彼れ是に因りて死なん

【一〇】似人。四分・僧祇巴利戒文に相當語なし、十誦律には若人若人類とし、有部律に若人若人胎とし、解脫戒經に似人とせり。
【一一】本文に作是心隨心殺とあり、隨心殺とは後の解釋によるに心に隨うて諸鬼神を遣はして殺さしむる意とせり。

を斷ぜり。諸比丘は其死を見已りて便ち悔心を生じて以て阿難に白し、阿難は將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝等實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責して(言はく)、『汝等愚癡なり、自ら人命を斷ずると刀を與へて死せしむると何等の異ありや。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘、自ら人命を斷じ、刀を持して授與せんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。復比丘あり重病を得、諸比丘來り問訊せること上の如くせしに諸比丘に語ぐらく、「我に刀繩毒藥を與へよ」と。諸比丘言はく、「佛は我に、人に自殺の具を與ふるを聽したまはず。然れども我に知識せる獵師あり、當に汝の爲に喚びて汝が命を斷ぜしむべし」。病比丘言はく、「我が爲に速に呼べ」。彼比丘走りて獵師に語げて言はく、「此に比丘あり重病を得て復生くるを樂はず、汝爲に命を斷ぜんに大福を得べけん」。獵師言はく、「若し殺生して大福を得んには、屠膾の人こそ大福を得ん。汝等比丘は自ら慈悲心ありと言ひつゝ、今人をして殺さしめんとす。人をして殺さしむると自ら殺すと何等の異かあらん」。時に諸比丘は皆悔心を生じて往いて阿難に白し、阿難は將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛種々に呵責して諸比丘に語げて言はく、『自ら殺すと人をして殺さしむると何等の異かあらん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘自ら殺し、人をして殺さしめんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。復比丘あり重病を得、諸比丘問訊せること上の如くにして病者に語げて言はく、「汝等は戒行具足したれば應に天福を受くべし。若し自殺せんには必らず生天を得んに、是の如くに久しく苦を受くるを用ひて何かせん」。病比丘言はく、「若し當に是の如くなるべけんも、此苦ありと雖も自殺すること能はじ。何を以ての故に、若し自殺せんには偷羅遮罪を犯ぜん。又復、廣く梵行を修するを得ず」と。又呵して言はく、「自ら手づから人を殺すと、人をして

を厭惡せる者は、皆出でて之に就るに尋いで其命を斷じ、一日の中に十・二十、……乃至、六十を殺せり。是因緣を以て僧數減少し、大德の聲聞は悉く復現ぜざりき。爾時、世尊は三昧より起ちて露處に在りて坐して大衆に圍遶せ(られ)たまひ、僧衆を觀視して阿難に告げて言はく、「今日僧衆何の故にか減少せる」。阿難、佛に白さく、「世尊、一時諸比丘の爲に不淨觀を說きたまひしに、比丘修習して身苦を厭惡して轉相殘殺し、……乃至、彌隣は一日の中に梵行(者)六十人の命を傷害せり、是故に今日僧衆減少せるなり。善い哉世尊、唯願はくは更に餘の善道法を說いて、諸比丘をして安樂住を得せしめたまはんことを」。佛、阿難に告げたまはく、「汝今毘舍離に依止せる比丘に宣令して皆、[八]普會講堂に來集せしめよ」。阿難は敎を受けて卽ちに呼びて來集せ(しめ)、集め已るに白して言さく、「唯、聖時を知りたまへ」。世尊は坐より起ちて講堂に至り、座に就いて坐して卽ち諸比丘に問ひたまはく、「實に上事ありしや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまはく、「汝等愚癡にして所作非法なり、豈に『衆生を慈忍し護念せよ』との我が所說を聞かざらんや。而も今云何が此法を憶せざる」と。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「若し自ら身を殺さんに偸蘭遮罪を得ん」と。又告げたまはく、「今より已後、應に[九]安般安念を修して淨觀を樂しみ喜觀を樂しむべし。觀已に生ぜんに、惡不善法は卽ちに能く除滅せん。十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、『若し比丘手づから自から人を殺して其命を斷ぜんに、是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ』と」。爾時、衆多比丘重病を得たりしに、諸比丘あり來り問訊して言はく、「大德、病寧んぞ損ありや、苦、忍ぶべきや不や」。病比丘言はく、「病猶ほ未だ損せず、苦忍ぶべからず」。便ち諸比丘に語ぐらく、「我に刀繩を與へよ、我に毒藥を與へよ、我に增病食を與へよ、我を將ゐて高岸邊に至れ」。時に諸比丘は皆隨うて之に與へしに、病比丘は或は刀を以て自ら刺し、或は繩を以て自ら絞り、或は毒藥を服し、或は增病食を食し、或は高岸より墜ちて自ら其命

【八】普會講堂(upaṭṭhāna-sālā)。

【九】安般安念(ānāpānasati-samādhi)。數息觀なり、律部八、註(四の四一)參照。本文に從今已後應修安般念樂淨觀樂喜觀觀已生惡不善法卽能除滅とあり。宋・元・明・宮本によりて安般安念とせり。

卷の第二　彌沙塞

初分第一　四波羅夷法の二[一]

[二]佛、毘舍離に在しき。爾の時、世尊は諸比丘に告げたまはく、「[三]不淨觀を修せんに大果利を得ん」と。時に諸比丘は卽ち皆修習せしに、深く厭惡に入りて此身を恥愧せり。譬へば少年、淨潔を好憙して澡浴塗身して新淨衣を著するに、忽ち三屍を以て其頸に[四]瓔加し、膿血、身に偏く虫流れて體に滿ち、其人苦毒にて復餘想なく、但、何がして當に此恥辱を脫るべきかを念ずるが如くにして、諸比丘も此身を厭惡せること亦復是の如くなりき。其中或は自ら殺し、展轉相害し、或は刀繩を索め、或は毒藥を服せるありき。一比丘あり、身を厭惡し已りて便ち[五]彌隣旃陀羅の所に往いて語げて言はく、「我が爲に命を斷ぜよ、衣鉢相與へん」。時に旃陀羅は衣鉢の爲の故に卽ち利刀を以て其命を斷じ、血に汚れたる刀を有りて、持ちて[六]婆求末河に至りて之を洗ふに、尋いで悔心を生じて是念を作さく、「我今不善なり、云何が小利の爲の故に而も持戒沙門の性命を斷じて無量の罪を得んとせる」と。時に[七]自在天魔は其心念を知りて、譬へば壯士の、伸臂を屈する頃の如くに、其前に來至して水より踊出して水上に立ちて讚じて言はく、「善い哉、汝大利を得ん、持戒沙門の命を斷じて未だ度せざる者を度せること福慶無量なれば天神記錄せり、故に來りて汝に告ぐるなり」。時に旃陀羅は便ち惡邪見を生じ心大に歡喜すらく、「我今當に更に未だ度せざる者を度すべし」。彼の旃陀羅善く厭身と未厭身との相を知るらく、「若し凡夫比丘の未だ欲を離れずして、刀を擧げて向ふ時心に恐怖せんには是れ未厭身なれば、我若し之を殺さんに福を得ること甚だ少し、我今當に已に道果を得たる恐怖なき者を求むべし」と。是に於て手に長刀を執りて房より房に至り、經行處より經行處に至りて高聲に唱言すらく、「滅度せんと欲せんには我當に之を度すべし」と。時に諸比丘にして身

【一】本文に第一分初第三事とあり、宋・元・宮本に初分波羅夷法之餘とあるも、今、明本によりて改む。
【二】波羅夷第三殺生戒。
【三】不淨觀。律部八、註(四の二二)參照。
【四】瓔加。繞らし加ふるなり。
【五】彌隣旃陀羅(Migalaṇḍika samaṇakuttaka)。律部八、註(四の一〇)鹿杖外道の下參照。
【六】婆求末河(Vaggumudā)。
【七】自在天魔。四分律には天魔とし、僧祇律には魔天神波旬とし、十誦律には魔天神とし、巴利律には Mārakāyikā devatā とす。

には波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。若し人物にして不與取せんに五錢已上ならんに比丘・比丘尼は波羅夷、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅にして驅出するなり。非人物にして不與取せんに、比丘・比丘尼は偸羅遮、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅なり。畜生物にして不與取せんには皆突吉羅なり。四種ありて人重物を取らんに不犯なり、自想取と同意取と暫用取と非盜心取となり。

[一六七] 五分律巻第一

【一六七】宋・元・明・宮本には彌沙塞部和醯の六字を補へり。以下諸本の題號に具略あるも凡て略題とせり。

て、比丘念を作して、「我當に是乘を盜むべし」とて發心及び方便し、……乃至、捉へん時皆突吉羅、物を動ぜんに偸羅遮、本處を離さんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。(15)乘物[一五八]とは乘上所有の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり(16)擔[一五九]とは、頭に戴き肩に擔ひ背に負ひ手に提げたるを盡く名けて擔と爲し、比丘念を作して、「我當に是擔を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、動ぜん時偸羅遮、本處を離さんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんには偸羅遮なり(17)擔物[一六〇]とは擔中所有の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(18)船[一六一]とは、皮船・瓶船・木船・箄筏を盡く名けて船と爲し比丘念を作して、「我當に是船を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、動ぜん時偸羅遮、本處を離さんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。(19)船物[一六二]とは船上所有の物にして、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(20)池とは陂[一六三]・湖の諸水を盡く名けて池と爲し、比丘念を作して、「我當に是池を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、杙を打たんに椎椎に波逸提、繩量して評得せんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。(21)池物とは池所出の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(22)寄[一六四]とは人の比丘に寄ねたる物にして、盜心にて還さず、物主心に捨せんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。(23)寄還とは、比丘、他寄物を受けつゝ、盜心にて彼人に與へざらんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偸羅遮なり。(24)遮路とは、比丘、賊の爲に路を遮りて異人の來るを聽さゞるなり。(25)伺路[一六五]とは、伺候して人を見んに便ち往いて賊に語ぐるなり。(26)示處とは比丘、賊に路處を示すなり。(27)導道とは、比丘、賊の前に在りて導くなり。(28)教取とは、賊に物を取るの方を教ふるなり。(29)共取とは、賊と共に物を取るなり(30)不輸稅[一六六]とは、比丘、應輸稅(物)なるに而も(稅を)輸さゞるなり。上の諸事の如く物を取らんに直五錢ならん

【一五八】乘物(yānaṭṭha)。
【一五九】擔(bhāra)。
【一六〇】擔物(bhāraṭṭha)。
【一六一】船(nāvā)。
【一六二】船物(nāvaṭṭha)。
【一六三】陂。貯水池なり。
【一六四】寄(oṇirakkha)。
【一六五】伺路(ocaraka)。
【一六六】不輸稅、巴利律には suṅkaghāta（邊境に於ける關稅）とせり。

如き等を盡く地上物と名け、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて發心及び方便し、……乃至、物を捉へんに皆突吉羅、物を動ぜんに偷羅遮、本處を離さんに直五錢なるには波羅夷、減五錢なるには偷羅遮なり。(3)[一五〇]虚空物とは、若し神力を以て物を空中に置き、或は主あるを鳥銜み、或は風吹き來れるを、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、物を動ぜんに偷羅遮、本處を離さんに直五錢なるには波羅夷、減五錢なるには偷羅遮なり。(4)聚落とは、周圍三由旬……乃至、一屋處にして、比丘念を作して、「我當に是聚落を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、[一五一]杙を打たんに椎椎に波夜提、繩量して評得せんに直五錢ならんには波羅夷、減五錢ならんに偷羅遮なり。(5)[一五二]聚落物とは聚落中所有の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(6)店とは、比丘念を作して、「我當に是店を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、杙を打たんに椎椎に波夜提、繩量して評得せんに波羅夷なり。(7)店物とは店中所有の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(8)[一五三]田とは、水陸の諸田にして、比丘念を作して、「我當に是田を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、杙を打たんに椎椎に波逸提、繩量して評得せんに波羅夷なり。(9)[一五四]田物とは田中所出の五穀諸物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(10)[一五五]園とは菓菜諸園にして、比丘念を作して、「我當に是園を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、杙を打たんに椎椎に波逸提、繩量して評得せんに波羅夷なり。(11)[一五六]園物とは園中所出の物に隨うて、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(12)屋とは、在家・出家人所居の屋若しは重屋にして、比丘念を作して、「我當に是屋を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、杙を打たんに椎椎に波逸提、繩量して評得せんに波羅夷なり。(13)屋物とは屋中所有の物にして、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて得んには波羅夷なり。(14)[一五七]乘とは、象馬車輦の諸乘にし

【一五〇】虚空物(ākāsaṭṭha)。

【一五一】本文に打杙椎椎波夜提とあり、椎は擊つなり、一擊一擊に波夜提なりとの意。

【一五二】聚落物(gāmaṭṭha)。

【一五三】田(khetta)。

【一五四】田物(khettaṭṭha)。

【一五五】園(ārāma)。

【一五六】園物(ārāmaṭṭha)。

【一五七】乘(yāna)。

はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責して(言はく)、「聚落と空地と何等の異ありや」と。呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘にして若しは聚落、若しは[一四二]空地にて盜心にて不與取せんに、若しは王、若しは大臣にして若しは捉へ、若しは縛り、若しは殺し、若しは擯けて、汝賊なり、汝[一四三]小なり、汝癡なりと語言せんに、是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

若しは城塹、若しは籬柵にて周迴圍遶せること[一四四]三由旬より……乃至一屋をも是を聚落と名け、聚落外にして[一四五]聚落所行處を除けるを是を空地と名く。聚落外[一四六]盡一箭の道を、有慚愧人の便利する所の處を、是を聚落所行處と名く。物、他に屬し他の所護なるを、與へざるに取らんに是を盜心と名く。又、諂心・曲心・瞋恚心・恐怖心を以て他物を取らんに、亦盜心と名く。若しは自ら取り、若しは人をして取らしめて物、本處を離れんに、是を不與取と名く。國主・聚落主・灌頂王・轉輪王を名けて主と爲し、國事を典領する者を名けて大臣と爲す。其の手髮を捉ふるを名けて捉と爲し、杻械枷鏁を名けて縛と爲し、刀杖等を以て其命を斷するを名けて殺と爲し、一住處より……乃至一國より驅出するを名けて擯と爲す。善法・無記法より離れて不善處に墮するを名けて賊と爲し、識らるゝなきを名けて小々爲し、黑闇に入るを名けて癡と爲す。

[一四七]是中、犯とは(1)地中物・(2)地上物・(3)虛空物・(4)聚落・(5)聚落物・(6)店・(7)店物・(8)田・(9)田物・(10)園・(11)園物・(12)・屋・(13)屋物・(14)乘・(15)乘物・(16)擔・(17)・擔物・(18)船・(19)船物・(20)池・(21)・池物・(22)寄・(23)(寄)還・(24)遮路・(25)伺路・(26)示處・(27)導道・(28)敎取・(29)共取・(30)不輸稅なり。(1)[一四八]地中物とは、若し物地中に在り、比丘念を作して、「我當に是物を盜むべし」とて發心及び方便せんに皆突吉羅、地を掘らんに波夜提、物を捉へんに突吉羅、物を動ぜんに偷羅遮、本處を離さんに直五錢なるには、波羅夷、減五錢なるには偷羅遮なり。(2)[一四九]地上物とは、物、地上若しは牀架机橙戸楣梁棟、……乃至、屋上樹上に在る是の

【一四二】空地(arañña)。律部八、註(二の一八一)參照。
【一四三】「汝小なり」とは、巴利戒文には bālo asi とあるに相當し、四分戒文によるに汝無所知とあるもの、語るに足らざる者との意なり。
【一四四】由旬、律部八、註(二の一四六)參照。
【一四五】聚落所行處、聚落界(gāmupacāra)なり。律部八、註(三の三六)參照。
【一四六】盡一箭、矢を射て落下せる處までの距離をいふ。
【一四七】こゝに三十種を列ぬるも巴利律とは大に出沒あり、四分律最もよく巴利律に合す。此中の坫坫物とあるを宋・元・明・宮本によりて店店物に改む。以下皆然り。
【一四八】地中物(bhummaṭṭha)。
【一四九】地上物(thalaṭṭha)。

んに自ら當に法を以て汝を治すべけん」と。時に有聞の者は皆驚愕して言はく、「達尼迦の犯罪は死に應ぜるに、云何ぞ呵責せるのみにして便ち放遣せる、此の如くして脫るゝを得んには誰か盜を爲さゞらん」。又譏呵して言はく、「沙門釋子は親しく王供を受けつゝ而も王材を盜めり、況んや復我等は當に無畏を得べけんや。沙門釋子は常に不盜を讃歎し、人をして布施せしめしに、如何が今に於て躬ら賊法を行ぜる。此等には沙門の行なく沙門の法を破れり」と。此の如きの惡聲展轉流布せしに、國中の、佛法を信樂せざる長者・居士・婆羅門等は、遙に沙門を見ては輙ち種々に罵りぬ。諸比丘聞いて更に相問ふて言はく、「誰ぞ王材を盜みて是惡聲を致せるは」。達尼迦言はく、「是れ我が所作なり」。時に諸比丘は種々に呵責すらく、「汝が所作は非法なり、道に隨順せじ。世尊は種々に[一三七]不與取を毀呰して不盜を讃歎したまひしに、汝今云何ぞ躬ら賊法を行ぜる」。諸比丘は是の如くに呵責し已りて將ゐて佛所に詣り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて達尼迦に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛は種々に呵責したまへること須提那の如くなりき。爾時、[一三八]摩竭大臣にして出家修道して佛の左右に侍せるあり、佛、比丘に問ひたまはく、「[一三九]阿闍世王の（法として）人盜まんに幾を齊りて便ち死罪を得るや」。比丘、佛に白さく、「[一四〇]五錢已上ならんに便ち死罪を得ん」。佛復此を以て更に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん、今より是戒は應に是の如くに說くべし、「若し比丘にして五錢已上を盜まんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

佛、舍衞城に在しき。時に衆多比丘ありて是語を作さく、「佛所制の戒は聚落中物の爲にして空地を謂へるには非じ」と。又、[一四一]諸比丘ありて是語を作さく、「犯と非犯と、制と不制と（何かあらん）、但、取らんに苦なけん」と。便ち各盜心を以て空地の有主・無主の物を取り、取り已りて各疑悔を生じて阿難の所に到りて阿難に問ひ、阿難卽ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて問うて言

【一三七】不與取。律部八、註（一一の一二八）參照。

【一三八】摩竭大臣（Magadhamahāmatta）、摩竭陀國の大臣。

【一三九】阿闍世王。律部八、註（一の一九二）參照。巴利・四分・僧祇の諸律には頻毗娑羅王とし、本律及び十誦・有部の諸律には阿闍世王と爲す。

【一四〇】五錢（pañcamāsaka）。律部八、註（三の五）罽利沙槃の下參照。

【一四一】本文に又有諸比丘作是語犯與非犯制與不制但取無苦とあり。譯文少しく補ひたり。

住するを得て復苦惱なけん」復是念を作さく「王舍城の[一二一]典材令は是れ我が知識なり當に往いて從ひ索むべきなり」と。念じ已るに便ち往いて語げて言はく、「我れ材木を須う、可しく以て我に與ふべし」。典材令言はく、「我れ材木に於て自由なるを得ず」。問うて言はく、「誰にか由れる」。答へて言はく、「王に由れり」。達尼迦言はく、「王は已に我に與へぬ」。典材令言はく、「若し王已に相與へんには意に隨うて之を取れ」。達尼迦便ち[一二二]城防の大材を取り斷截して持ち去れり。時に[一二三]雨舍大臣は諸處を案行せしに、遇道に於て見て卽ち典材令に問ふらく、「何ぞ以て乃し城防の大材を持つて彼比丘に與へたる」。答へて言はく、「是れ我が與へたるには非じ」。復問ふ、「是れ誰なりや」。答へて言はく、「是れ王なり」。雨舍卽ち啓すらく、「不審なり大王、何ぞ以て乃し城防の大材を以て達尼迦に與へられたる」。王言はく、「誰ぞ我れ與へたりと道ひしは」。雨舍言はく、「是れ典材令なり」。王卽ち左右に勅して典材令を收へ(しめ)敎を受けて卽ちに收へて將に王所に詣らんとせしに、時に達尼迦、城に入りて食を乞はんとして道路に之を見て問うて言はく、「汝何の所犯にてか繫縛せ(らる)ゝこと乃し爾りや」。答へて言はく、「大德に由りての故に此大罪を致せり、[一二四]願はくは救免して其性命を全から(しめ)られんことを」。達尼迦言はく、「汝且らく前に在れ、吾尋いで後に到らん」。時に典材令既にして王所に至るに王問ふらく、「汝何ぞ以て乃し城防の大材を持ちて達尼迦に與へたる」。白して言さく、『大王、敢て專輙せじ。達尼迦言へり、「王敎へて與へしめたり」と』。王便ち勅して呼ば(しむ)るに、時に達尼迦已に門外に在りければ、王勅して前ましめ、卽ち前みて王に見ゆるに王問うて言はく、「我れ何の時を以て比丘に材を與へしや」。達尼迦言はく、「王豈に[一二五]初登位の時一切境內の草木及び水を沙門・婆羅門に施せるを憶せざらんや」。王言はく、「我れ本施せる所は有主に及ぼさゞりしに、恠しい哉、比丘は乃し此方便を作して而して人物を取らんとは」。復語げて言はく、「我は是れ[一二六]灌頂王なり、如何ぞ當に沙門を囚殺すべき。汝今便ち速に還るべし、佛法王に詣ら

瓦屋一偷羅遮、自現工巧突吉羅とあり。
【一二一】典材令（dārugahagaṇika）。材を典る人。
【一二二】城防の大材（devaga-hadāruni nagarapaṭisaṃk-hārikāni）。四分律には王所留要材とあるのみ。
【一二三】雨舍大臣（Vassakāra）。四分律には一大臣とあるのみ。
【一二四】本文に願見救免全其性命とあり。宋・元・聖本には免を勉とし、元・明本には全を令とせるも今改めず。
【一二五】初登位。律部八、註（二の一二五・一二七）參照。
【一二六】灌頂王。律部九、註（二〇の一一五）刹利灌頂王の下參照。

戒と皆是の如くなれば悉く復出さす。

[二二〇]佛、王舍城に在しき。爾時、比丘あり[二二一]達尼迦と名け、是れ陶家の子にして、[二二二]乙師羅山に於て[二二三]草菴を作りて住せり。時至り鉢を持し城に入りて食を乞ふに、取樵人は後に於て輙に其菴を壞して材木を持ち去りければ、食後に還り已りて復更に之を治しぬ。是の如くすること三たびに至るに、心に轉恨を懷いて便ち是念を作さく、「我身は幸に能く和泥を善くす、何すれぞ瓦屋を完成して以て斯患を[二二四]免るゝことを作さゞる」と。卽ち便ち之が脊棟[二二五]櫨栿榱柱桁梁[二二六]綺疏牖戶を作りて巧妙なること神の若く、薪を積みて燒き成ずるに色赤くして嚴好に、大風吹く時は[二二七]箜篌の聲を作せり。

佛、[二二八]耆闍崛山に在して遙に其屋の種々に刻畫し色赤くして嚴好なるを見て阿難に問うて言はく「彼は是れ何屋なりや」阿難、佛に白さく、是れ達尼迦が身力の所作なり」。佛、阿難に告げたまはく、「是の達尼迦の所作は非法なり、云何が出家にして此の惡業を爲し、物命を殘害して哀愍なきや。我先に種々に慈忍法を說けるに、如何が比丘にして此慈心なきや」と。世尊は是の如くに種々に呵し已りて諸比丘に告げたまはく、「汝等彼に往いて其所作を破せよ」。比丘、敎を受けて卽ちに屋所に往きしに時に、達尼迦は屋內より出でゝ諸比丘に問ふらく、「我れ相犯さゞるに何ぞ群黨を爲して我屋を破らんと欲せる」。諸比丘言はく、「世尊の勑を奉じてなり、我等が心には非じ」。達尼迦言はく、[二二九]「法王の壞せ(しめ)たまふ所ならんには我復何をか言はん」。諸比丘卽ち共に之を破り、達尼迦を將ゐて佛所に還り至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて達尼迦に問ひたまはく、「汝實に作せりや不や」。答へて言さく、「實に作せり、世尊」。佛、種々に上の如くに呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、「今より若し比丘にして[二三〇]燒成の瓦屋を作らんに偸羅遮、自ら現に工巧せんに突吉羅なり」。時に達尼迦は復是念を作さく、「我先に草菴を結びしに輙ち樵人の爲に壞せられ、後に瓦屋を作りしに復法王出家の體に違へり。今寧ろ可しく更に好材を求めて大屋を建立すべし、必らず久

【二二〇】波羅夷第二盜戒。
【二二一】達尼迦(Dhaniya)。
【二二二】乙師羅山(Isigiripassa)。王舍城五山の一。本文に乙羅山とあるのみ、宋・元・明・宮・聖本によりて乙師羅山と改む。
【二二三】草菴(tiṇakuṭikā)。
【二二四】本文に勉となすも、宋・元・明・宮・聖本によりて免に改む、勉は免の同音寫なり。
【二二五】櫨栿榱柱。櫨はますがた、栿は小木を以て大木上に附くるもの、榱はたるき。
【二二六】綺疏牖戶。美しく飾り畫ける窓及び戶。
【二二七】箜篌。くだらごと、二十三絃あり。巴利律には kiṅkiṇikasaddo とせり。
【二二八】耆闍崛山。律部八、註(一の一七四)參照。
【二二九】Bhindathāvuso sace dhammasāmī bhedāpetīti.(友よ、若し法王の壞せしめたまふ所ならんには壞せよ)。
【二三〇】四分律には自今已去不ㇾ得ㇾ作ニ赤色全成瓦屋一作者突吉羅とあり。巴利律にも na ca bhikkhave sabbamattikāmayā kuṭikā kātabbā. yo kareyya, āpatti dukkaṭassā 'ti (比丘等よ全成の瓦屋を作りてはならぬ、若し作らんには突吉羅罪を犯ず)とあり。然るに五分律は若比丘作ニ燒成

復活くべからざるが如く、石破るゝに復合すべからざるが如く、多羅樹心[一二四]を斷たんに復生ずべからざるが如し」と。是中、比丘にして三種の衆生と婬を行ぜんに波羅夷を犯す、人と非人と畜生となり。比丘にして三種の女と婬を行ぜんに波羅夷を犯す、[一二五]人女と非人女と畜生女となり。三種の男、人男と非人男と畜生男と、三種の[一二六]黃門、人黃門と非人黃門と畜生黃門と、三種の無根、人無根と非人無根と畜生無根と、三種の[一二七]二根、人二根と非人二根と畜生二根と與に婬を行ぜんにも亦是の如し。比丘にして人女・非人女・畜生女と三處に婬を行ぜんに、大小行處と口中となり、眠時・醉時・狂時・散亂心時・病壞心時・死時・[一二八]噉半時にも波羅夷、過半時・骨時には不淨を出さんに僧伽婆尸沙、不淨を出さゞらんに偸羅遮、無根女にして時に二根なるにも亦是の如し。比丘にして人男・非人男・畜生男と二處に婬を行ぜんに、大行處と口中となり、眠時……乃至、噉半時にも波羅夷、過半時・骨時には不淨を出さんに僧伽婆尸沙、不淨を出さゞらんに偸羅遮なり。無根男にして時に黃門なるにも亦是の如し。上の諸處に於て婬を行ぜんに、外に方便して內に不淨を出し、內に方便して外に不淨を出さんに、眠時……乃至、噉半時にも波羅夷、過半時・骨時に不淨を出さんに僧伽婆尸沙、不淨を出さゞらんに偸羅遮なり。比丘若し强力の爲に逼られて上の諸處に於て婬を行ぜんに、入時に樂を受けて出と住とに受けず、出時に樂を受けて入と住とに受けず、住時に樂を受けて出と入とに樂を受けて住時に受けず、入と住とに樂を受けて出時に受けず、出と住とに樂を受けて入時に受けず、出と入と住時とに樂を受けんに、眠時……乃至、噉半時にも波羅夷、過半時・骨時に不淨を出さんに僧伽婆尸沙、不淨を出さゞらんに偸羅遮、出入住時に都べて樂を受けざらんに不犯なり。若し比丘、婬欲心にて男根を以て上の諸處に內るゝことと一分ならんに皆波羅夷、若し指(等)の一切外物を以て上の諸處に內れんに皆偸羅遮なり。比丘尼も亦波羅夷、式叉摩那・沙彌・沙彌尼は突吉羅にして驅出するなり。不犯とは、狂心と亂心と病壞心と[一二九]初作との此四種は不犯なり。下の一切諸

不餘羯磨と分ち、學にも說戒にもこの四を分てるは諸律になき所、雜解の文なり。

【一二三】針鼻缺。針の穴缺けて用を爲さず、比丘婬法を行ぜんに比丘の用を爲さゞるに喩へしなり。本文に針鼻決とあるも、宋・元・明・宮本によりて針鼻缺と改む。

【一二四】多羅樹心。心は幹なり、律部八、註(九の一二七)參照。

【一二五】人女・非人女・畜生女(Manussitthi, amanussitthi, tiracchānagatitthi)。

【一二六】黃門。律部八、註(一の一八四)參照。

【一二七】二根(ubhatovyañjanaka)。兩性所持者。

【一二八】噉半時。惡獸によりて噉はれたる場合に三道未だ多く壞れざる時行婬せんには波羅夷罪、又の過半時は三道多く壞れたる時にしてそこに行婬せんには僧殘罪となるとの意なり。

【一二九】初作(ādikammika)。最初未だ戒を制せざる時の行婬なり。

と作らんと欲す、……乃至外道梵志・非沙門釋子と作らんと欲す」と。復是念を作さく、「我れ今佛法僧を捨て、戒を捨て、毘尼を捨て、波羅提木叉を捨て、和尙・阿闍梨・同和尙・(同)阿闍梨を捨て、同梵行人を捨てんと欲す」とて、即ち是言を作さく、「我れ今佛を捨てん、佛を用ひて何かせん、佛に何の義ありや、我れ今佛より脫るゝを得たり」、……乃至言はく、「我れ今同梵行人より脫るゝを得たり」と。復是言を作さく、「非沙門釋子と作りて我を畜はん」と。是の如くに佛法僧を謗り、……乃至、同梵行人を謗ることを作して、是の如き等の心念口言を作して人に向うて說くを、是を「捨戒にして戒羸に非ず」と名く。云何が戒羸にして亦捨戒なる。若し比丘にして梵行を修するを樂はずして少しく佛法僧を敬ひ、……乃至、少しく同梵行人を敬ひつゝ鄕土……乃至、奴婢を憶念して是念を作さく、「我れ今佛法僧を捨て、……乃至同梵行人を捨てんと欲す」とて、即ち是言を作さく、「我れ今佛を捨てん、佛を用ひて何かせん、佛に何の義ありや、我れ今佛より脫るゝを得たり、……乃至、同梵行人より脫るゝを(得たり)」と。復是言を作さく、「非沙門釋子と作りて我を畜はん」と。是の如くに佛法僧を謗り、……乃至、同梵行人を謗ることを作して、是の如き等の心念口言を作して人に向うて說くを、是を「戒羸にして亦捨戒なり」と名く。云何が戒羸に非ず捨戒に非ざる。若し比丘にして所受の戒に於て堅持して捨てず動ぜず轉ぜざるを、是を「戒羸に非ず捨戒に非ず」と名く。「婬法を行ず」とは、[一〇六]婬法とは[一〇七]非梵行・法[一〇八]懈怠法・[一〇九]狗法・可惡法に名け、二身交會して不淨を出すを、是を「婬法を行ず」と名く。「波羅夷」とは、名けて墮法と爲し、名けて惡法と爲し、[一一〇]斷頭法と名け、[一一一]非沙門法と名く。[一一二]「共住せざれ」とは、先の白衣時の如くに比丘と共に學・等學・不等學・不餘學を一にするを得ず、比丘と共に羯磨・等羯磨・不等羯磨・不餘羯磨を一にするを得ず、比丘と共に說戒・等說戒・不等說戒・不餘說戒を一にするを得ず、是を「共住せざれ」と名く。諸佛世尊は善く正法を說き、亦善く譬說を說きたまへり、「婬を犯ぜんには[一一三]針鼻缺くるに復用ふべからざるが如く、人命盡くるに

註(一二三の九)參照。
【一〇二】如法白四羯磨受戒比丘。律部八、註(二の二一)一白三羯磨及び同註(二の二三)滿十僧の下參照。
【一〇三】盡形壽(yāvajīvam)。形壽を盡すまで、生涯を終るまで。
【一〇四】定共戒。靜慮生律儀と名け、初禪二禪等の諸禪定に入れば自然に防非止惡の戒體を成じて身口の所作盡く律儀に契ふをいふ。
【一〇五】獨りにて捨戒し、獨りに獨りの想をなし、獨りならざる想をなし、獨りならざるに獨りの想をなして捨戒するなり。
【一〇六】婬法(Methunadhamma)。
【一〇七】非梵行法(asaddhamma)、非清淨の行ひ。
【一〇八】懈怠法(gāmadhamma)。賤劣なる行ひ。
【一〇九】狗法(vasaladhamma)。狗は卑なり、卑劣なる行ひ。
【一一〇】斷頭法(sīsacchinna)。
【一一一】非沙門法(assamaṇa)。
【一一二】本文に如先白衣時不得與比丘共一學・等學・不等學・不餘學、不與比丘共一羯磨・等羯磨・不等羯磨・不餘羯磨、不與比丘共一說戒・等說戒・不等說戒・不餘說戒是名不共住とあり。羯磨・等羯磨・不等羯磨・

ずして婬法を行じ、……、乃至、畜生と共にせんに、是比丘は波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

「比丘」とは、[九二]乞比丘・[九三]壞色割截衣を持せる比丘・[九四]破惡比丘・[九五]實比丘・[九六]堅固比丘・[九七]見過比丘・[九八]一語受戒比丘・[九九]二語受戒比丘・[一〇〇]三語受戒比丘・[一〇一]善來受戒比丘・[一〇二]如法白四羯磨受戒比丘なり、是を比丘と名く。「學を同じくす」とは、佛所説の如くに、[一〇三]盡形壽に犯さずして同じく是學を學するを、是を同學と名く。「戒法」とは、所受不缺戒・不生惡法戒・成就善法戒・[一〇四]定共戒なり。「戒羸きに捨せず」とは、睡眠して捨戒し睡眠人に向うて捨戒せんに捨戒とは名けず、醉うて捨戒し醉人に向うて捨戒し、狂うて捨戒し狂人に向うて捨戒し、散亂心にて捨戒し散亂心人に向うて捨戒し、病壞心にて捨戒し病壞心人に向うて捨戒し、非衆生に向ひ非人に向ひ畜生に向うて捨戒し、使を遣はし書を遣はして捨戒し、作相して捨戒し、動手して捨戒し、相似語にて捨戒し、[一〇五]獨・獨想・獨不獨想・不獨獨想にて捨戒し、中國語にて邊地人に向ひ、邊地語にて中國人に向うて捨戒し、戲笑して捨戒し、不定語にて捨戒し、瞋心にて捨戒し、強逼せ(られ)て捨戒し、向うて捨戒すべからざるに而も向うて捨戒せるは皆捨戒とは名けず。言に發せずして捨戒せんに捨戒とは名けず。是を「不捨戒」と名け、上に反せるを「捨戒」と名く。或は戒羸にして捨戒に非ず、或は捨戒にして戒羸に非ず、或は戒羸にして亦捨戒、或は戒羸に非ず捨戒に非ざるとなり。云何が戒羸にして捨戒に非ざる。若し比丘にして梵行を修するを樂はず、梵行を修するを樂はずして已けつゝも猶佛法僧を敬ひ、戒を敬ひ、沙門法を敬ひ、比丘法を敬ひ、毘尼を敬ひ、波羅提木叉を敬ひ、和尙・阿闍梨・同和尙(同)阿闍梨を敬ひ、同梵行人を敬ひ、三尊を謗らず、而も鄕土の園觀・浴池・山林樹木・父母兄弟・姉妹兒女……乃至、奴婢を憶し、是の如くに憶念し愁憂して樂まず、而も盡形壽に梵行を犯ざざるを、是を「戒羸にして捨戒に非ず」と名く。云何が捨戒にして戒羸に非ざる。若し比丘にして梵行を修するを樂はず、梵行を修するを樂はずして已けつゝも猶佛を敬ひ……乃至、同梵行人を敬ひて彼れ是念を作さく、「沙彌若しは優婆塞

---

sājīvasamāpanno といふとあり。されば道德的の戒(sīla)と律法的の學處(sikkhāpada)との兩義を含むものと解すべきなり。四分律戒文は同戒、十誦律戒文は同入比丘學法、有部律戒文は同得學處、僧祇律戒又は受具足戒とあるのみ。增上戒學については律部八、註(二の四六)參照、後の五分律の戒文解釋と巴利律の戒文註釋とは相反せり。

【九二】乞比丘(bhikkhaka)。

【九三】壞色割截衣を持せる比丘、壞色は律部八、註(九の六一)・律部九、註(一八の三二・三三)參照、割截衣(bhinna-paṭa)は律部八、註(一の五六)弊衲衣の下參照。

【九四】破惡比丘。四分律の破結使比丘なり。

【九五】實比丘。四分律の名字比丘に對する語なるべし。

【九六】堅固比丘。四分律の相似比丘に對する語なるべし。

【九七】見過比丘。明かならず。

【九八】一語受戒比丘。歸依佛の一語にて受戒せる比丘。

【九九】二語受戒比丘。歸依佛・歸依法の二語にて受戒せる比丘。

【一〇〇】三語受戒比丘。歸依佛・歸依法・歸依僧の三語にて受戒せる比丘。

【一〇一】善來受戒比丘。律部十、

うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛、種々に呵責して(言はく)、『汝等は應に共に是語を作すべからず、「外道の儀法・白衣の儀法を行ぜん」と。若し「外道の儀法を行ぜん」と言はんに語々に[八三]偸羅遮にして、「白衣の儀法を(行ぜん)」と(言はんに)[八四]突吉羅なり』と。

佛、王舍城に在しき。時に[八五]跋耆邑の比丘あり[八六]孫陀羅難陀と名け、衆に知識せられて供養恭敬せられしも、梵行を修するを樂しまずして外道の儀法・白衣の儀法を作し、殺・盜・婬の種々惡事を行じければ、彼の諸居士にして佛法を信樂せざる者は呵責して言はく、「云何が沙門釋子にして此の如きの惡を作せる」と。處々に咸言へり、「孫陀羅比丘も亦五欲の樂を受けぬ。此等の比丘には沙門の行なく、婆羅門の行なく、沙門の法を受けず婆羅門の法を受けず、此等の比丘の遊(行)せざる所の處は皆善利を得ん」とて、惡聲流布して遍く天下に聞えぬ。時に孫陀羅は衆中に還り至りて是言を作さく、「我に出家受戒を與へよ」。諸比丘言はく、「須らく世尊に白すべし」。卽ち以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて諸比丘に告げたまはく、「孫陀羅比丘にして若し已に受戒せんには應に[八七]白四羯磨して[八八]滅擯を作すべし」。若しは上座若しは[八九]上座等にして法と律とを知れる者は應に是の如くに白すべきなり、「大德僧聽きたまへ、孫陀羅比丘は[九〇]戒羸にて捨せずして婬法を行ぜり、今僧は孫陀羅比丘の與に滅擯を作さんとす。若し僧時到らば僧よ忍聽したまへ、白是の如し。大德僧聽きたまへ、孫陀羅比丘は戒羸にて捨せずして婬法を行ぜり、今僧は孫陀羅比丘の與に滅擯を作さんとす。誰し諸長老にして忍せんには默然し、忍せざらんには說きたまへ」と。第二第三も亦是の如くにして、「僧は孫陀羅比丘の與に滅擯を作し竟りぬ、僧は忍せり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。佛、比丘に告げたまはく、『若し比丘にして「白衣の儀法・外道の儀法を行ぜん」と言はんには捨戒とは名けず、若し口に「我れ捨戒せん」と言はんには名けて捨戒と爲すなり。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、[九一]「若し比丘にして諸比丘と共に學・戒法を同じくしつゝ、戒羸きに捨せ

【八三】偸羅遮。律部八、註(一の一二二)參照。
【八四】突吉羅。律部八、註(二の三五)越毘尼罪の下參照。
【八五】跋耆邑比丘(Vesālikā-Vajjiputtakā bhikkhū)。毘舍離なる跋耆族より出家せる比丘達。
【八六】孫陀羅難陀。巴利律に是名を出さず。律部九、註(一八の二八)參照。
【八七】白四羯磨(ñatti-catuttha-kamma)。律部八、註(二の二一)「白三羯磨」の下參照。
【八八】滅擯。律部八、註(一の一三四)驅出の下參照。
【八九】上座等。同上座なり、その夏數及びその德行に於て上座に等しき長老をいふ。上座とは律部八、註(二の九六)參照。
【九〇】戒羸。律部八、註(一の一二四)參照。
【九一】戒文に若比丘共諸比丘同學戒法戒羸不捨行婬法乃至共畜生是比丘得波羅夷不共住とあり。學戒法を同じくするとは學を同じくし戒法を同じくすることなり。巴利戒文には sikkhāsājīva samāpanno ……とせり。sikkhā は註釋に增上戒學(adhisīlasikkhā)とし、sājīvaṃ とは世尊の說示されし戒法 (sikkhāpada) にして、それを學し具足するを

佛、舍衞城に在しき。[八〇]阿練若比丘あり空閑處に在りて住せしに、獼猴群ありて彼の左右に住せり。時に一比丘あり雌獼猴を念じて食を以て之を誘ひ遂に共に欲を行ぜり。後に衆多比丘、[八一]臥具を案行して共住所に到れり。時に彼比丘、城に入りて食を乞ふに、雌獼猴來りて婬欲相を現じければ、諸比丘は共に是語を作さく、「此の獼猴を觀ずるに必らず當に故あるべし、共に之を伺察せんに其狀必らず現はれん」。先住比丘須臾にして來り還るに、獼猴卽ちに往いで受欲の相を現じければ、時に彼比丘便ち共に欲を行ぜり。諸比丘見て語げて言はく、『汝聞かずや、佛は「比丘にして婬を行ぜんに波羅夷を得ん」と結戒したまひしを』。答へて言はく、「佛は人女を制して畜生を制したまはず」。諸比丘言はく、「人女と畜生と何等の異ありや、汝が所作は不善なり、清淨行に非ず、沙門法に非ず、道に隨順せず、此れ未信者をして信ぜしむる能はず、已信者をして退かしめん。汝聞かずや、世尊は種々に欲・欲想・欲覺・欲熱を呵したまひしを」。……具に說けること上の如し。呵し已りて將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝愚癡人、所作非法なり、……」と、種々に呵責したまへること亦上に說けるが如し。呵し已りて諸比丘に告げたまはく、『今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘にして婬法を行じ、乃し畜生と共にするに至らんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

佛、舍衞城に在しき。爾時、衆多比丘は梵行を修するを樂しまずして共に是語を作さく、「佛法の出家は甚だ大苦たり、我等當に共に　[八二]白衣の儀法・外道の儀法を行ずべし」とて、白衣事・外道事を行じ、時にも亦村に入り非時にも亦村に入りて、殺・盜・婬を行じ、酒を飲み肉を食ひ、晝夜に伎歌謠を觀じて自ら娛しみ、數是語を作して慚愧あることなかりき。時に持戒の比丘にして少欲知足なるあり、種々に呵責し已りて將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めて問

【八〇】　阿練若比丘(araññaka)、阿練若(寂靜處)に住して生涯房舍住をなさゞる比丘。

【八一】　臥具を案行するとは、巴利文に senāsanacārikaṃ āhiṇḍati とあるもの、住處・宿處を巡行すること、卽ち房舍に異狀なきかを見廻り歩むなり。

【八二】　白衣儀法。在家の所作なり、律部八、註(一の一九五)參照。外道儀法は外道の所作なり。

[七一]金剛神ありて左右に侍衞し、若し佛問ひたまふこと三反して實を以て答へざらんに、頭破れて七分するなり。佛、比丘に問ひたまはく、「何の所說あらんと欲するや」。諸比丘重ねて以て佛に白すに、佛、須提那に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、『汝愚癡人 所作不善にして淸淨行に非ず、沙門法に非ず、道に隨順せじ。此れ未信者をして信ぜしむる能はず、信者をして退かしめん。汝聞かざりしや、我れ種々に[七二]欲・[七三]欲想・[七四]欲覺・[七五]欲熱を呵して、欲を斷ち・欲想を離れ・欲覺を除き・欲熱を滅せんことを讃歎せしを。[七六]我れ常に說けり、「欲は赤骨聚の如く大火坑の如し、利刀の如く利箭の如し、毒蛇の如く毒藥の如し、幻の如く夢の如くにして人を誑惑す」と。汝今云何が此の大惡を作せる、汝豈に聞かざりしや我が所說の法を。未だ欲を離れざらんには能く欲を離れしめ、已に放逸ならんに放逸ならざらしめ、能く渴愛を斷じて有爲の法を離れ(しめ)、無學離欲にして無爲の道に向は(しめ)、人に正要を示して泥洹を畢竟せ(しめ)たりしを。汝豈に三惡道の苦を畏れざらんや。汝若し此の大惡を作さゞりしならんには、佛の正法中にて必ず無量の諸善功德を得たりしならんに、汝初めて漏門を開いて此の大惡を爲せり。波旬は常に諸比丘の短を伺へり、汝今便ち爲に魔の徑路を開き、法幢を摧折して魔麾を建立せり。須提那、寧ろ[七七]身分を以て大火坑若しは毒蛇の口に內るゝとも、應に此を以て女人の身に觸るゝべからず。汝が所犯の惡は永く生死に淪みて、終に復善法を長養すること能はじ』と。佛、種々に呵責し已りて諸比丘に告げたまはく、[七八]『十利を以ての故に諸比丘の爲に結戒せん。何等をか十とする、所謂、僧和合の故に、僧を攝せんが故に、惡人を調伏せんが故に、慚愧者は安樂を得んが故に、現世の漏を斷ぜんが故に、後世の漏を滅せんが故に、未信者をして信ぜしめんが故に、已信者を增廣せしめんが故に、法を久住せんが故に、[七九]毗尼を分別して梵行を久住せんが故に。今より是戒は應に是の如くに說くべきなり、「若し比丘にして婬法を行ぜんに波羅夷を得ん、共住せざれ」と』。

【七一】 金剛神(Vajira-pāṇi)。金剛手、密迹金剛、密迹力士ともいひ、常に世尊を守護する夜叉なり。佛と薩遮尼犍子(Saccaka nigaṇṭhaputta)との論議に於て、若し妄語を言はゞ其頭を七裂すべしと威赫せるが如し(m. 35. Cūḷasaccaka S.)。大なる燃えたてる鐵棒を手にし、空中に立ちて敵を監視し佛を守護す。

【七二】 欲(kāma)。

【七三】 欲想(kāmasaññā)。

【七四】 欲覺(kāmavitakka)。

【七五】 欲熱(kāmapariḷāha)。

【七六】 呵欲の辭の連續なるも、四分・巴・の呵欲の辭は能く符合せり、本律後註(八の六三)以下參照。

【七七】 身分(aṅgajāta)。身生又は形なり。

【七八】 十利。律部八、註(一の五一)參照。

【七九】 毗尼。毗奈耶(Vinaya)なり、調伏と譯す。比丘の行狀規定、教團の統制慣習等に就ての一々の律制をいひ、その戒條のみならず其他の律制の集大成を毗奈耶藏とも律藏ともいふ。

せん、汝が家は財富にして天下の知る所、但我が私實すら人首を積沒す、況んや父母物は誰か能く量計せん、汝可しく家に還り意を恣にして善を修し、現世に受樂して後に福慶を享くべし」。父母に白して言さく、「子の所見の如くんば五欲は德を傷け、歡樂は電の如くにして憂苦は延長す、終に此を以て梵行を修するを損はじ」。是の如く三たびに至り答啓す。彌〻厲しかりければ、父母復言はく、[六二]「爾は吾子なりと雖今は釋種たり、我に違ふとも道を以へり夫復何をか言はん。但、祖宗の繼嗣は人倫の責重く、王憲は嗣絶えんに財物官に沒す、吾之に備へんとす。汝豈に知らずや、餘願の期する所は汝の續種に在ることを、汝其れ之を思へ、吾言は盡きぬ」。時に須提那は誨を聞いて悲泣し、默然して命を奉じて便ち婦と與に同じく歸り、本室に在りて三反欲を行ぜしに乃し神ありて降り、時に[六三]兜率陀大威德天は命終して受胎せりき。爾時、[六四]地神は、[六五]虛空神に告げて言はく、「迦蘭陀子は未曾(有)僧中に於て未曾有事を作せり」と。虛空神は[六六]四天王に告げ、四天王は[六七]忉利天に告げ、[六八]展轉相告して乃し梵天に至れり。其婦月滿ちて子を生み聰達なりき。名けて[六九]續種と曰ひ、年大にして出家して阿羅漢を成じぬ。時に須提那は此惡を犯じ已りて即ち自ら悔責すらく、「我今利を失せり、云何が佛の正法に於て出家しつゝ而も究竟して梵行を修せざりしや」とて、羸瘦憔悴して纔に氣息あるのみなりき。諸比丘見て問うて言はく、「汝先に好顏色なりしに今何ぞ憔悴せる、將に梵行を樂まずして惡罪を犯ずること無からんとするや」。答へて言はく、「我れ惡罪を犯ぜり」。是故に爾るのみ」。即ち問ふらく、「汝何罪を犯ぜしや」。答へて言はく、「我れ[七〇]本二と共に不淨行を作せり」。諸比丘言はく、「汝の所作は不善なり、清淨行に非ず、沙門法に非ず、道に隨順せず」と。種々に呵責せること佛の所說の如くし、呵責し已りて將ゐて佛所に至り事を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集めたまへり。諸佛の常法として、知りて而して故に問ひ知りて而して問はず、時を知りて問うて非時に問はず、益あるには問ひ益なきには問ひたまはざるなり。諸佛の常法として五百

【六二】 本文に「爾雖吾子今爲釋種違我以道夫復何言、但祖宗繼祠人倫情重王憲嗣絕財物沒官吾備之矣汝豈不知餘願所期在汝續種汝其思之吾言盡矣」とあり。宋・元・明・宮本によりて繼祠を繼嗣と改め、宋・元・明・宮・聖本によりて人倫情重を人倫責重と改めたり。

【六三】 兜率陀大威德天。兜率陀天子(Tusitā devā)なり。四分律には闍中有鬼命終卽處其胎とせり。巴利律にも是語なし。

【六四】 地神(Bhummā devā)。

【六五】 虛空神。巴利律に是語なし。

【六六】 四天王(Cātumahārājikā devā)。律部十一、註(三四の四四・五六・六六・七六)參照。

【六七】 忉利天(Tāvatiṃsā devā)。

【六八】 展轉相告。忉利天より夜摩天(Yāmā devā)、夜摩天より兜率陀天(Tusitā devā)、兜率陀天より化樂天(Nimmānaratī devā)、化樂天より他化自在天(Paranimmitavasavattī devā)、他化自在天より梵天(Brahmakāyikā devā)に相告せるなり。

【六九】 續種(Bījaka)。

【七〇】 本二(purāṇadutiyikā)。前に二つでありし者、即ち妻なり。

但、我が爲に共に要[五八]せよ、「時に還りて相見えん」と』。親友聞き已りて皆大に歡喜し、復其所に至りて語げて言はく、『汝の父母は已に汝に出家を許すらく、「時に歸るを忘れざらんには便ち去るを得ん」と』。須提那卽ち大に歡喜して父母の所に至り白して言さく、「我今佛に詣りて出家修道せん」。父母悲泣して答へて言はく、『汝出家して廣く梵行を修するを聽さんも、但、「時に還りて我に見えん」との要を忘るゝこと勿れ』と。是に於て須提那は父母を拜辭し遶ること三匝して去り、佛所に還り至り佛足を頂禮して佛に白して言さく、「世尊、父母已に聽せり、唯願はくは我に出家受戒を與へたまはんことを」。佛言はく、「善來、比丘よ、諸の梵行を修せよ、我善く法を說けば一切苦を斷ぜよ」。佛是を說きたまひ已るに、須提那は鬚髮自ら落ち、袈裟身に著して鉢盂[五九]手に在り、卽ちに沙門を成じて具足戒[六〇]を得たりき。出家未だ久しからずして時に世飢饉に、諸比丘、城に入りて分衞する者都べて獲る所なかりければ、須提那は閑靜處に在りて是念を作さく、「今此れ飢饉にして乞求するも得難し、我が所生の處は飲食豐樂なれば當に諸比丘と將に我が本邑に還りて供養を得せしめ、幷に彼を福度せん」。便ち坐より起ちて諸比丘と與に本邑に還り到りて林樹下に住せしに、父母之を聞いて其婦に勅して言はく、「汝可しく莊嚴して吾子家に在りし(時)の所好の服餝の如くすべし」。莊嚴既に畢り父母之を將ゐて同じく彼林に詣れり。時に須提那は父母の來るを見て起迎問訊せるに、父母語げて言はく、「汝、毀形[六一]して林樹間に在るを用ひて何かせん、可しく還りて道を捨し家に在りて善を修すべし」。父母に白して言さく、「道を捨し還りて下賤に就ること能はじ」。是の如く三たびに至るも執心彌固かりければ、父母嗚咽して之を捨てゝ家に還れり。須提那の婦、數日の中に便ち月水あり、卽ち以て姑に白すに、姑歡喜して言はく、「是れ子あるの相なり」と。卽ち勅して莊嚴せ(しむ)ること前の服餝の如くし、父母復將ゐて共に彼林に詣れり。時に須提那問訊して上の如くせしに、父母復言はく、『汝、毀形して林樹間に在りて此の風露飢寒困苦を受くるを用ひて何か

【五四】盡壽。盡形壽ともいふ、身を終ふるまでの意。

【五五】右遶三匝。律部八、註(五の六四)參照。

【五六】本文に若聽出家猶可時見不樂道者歸來有期絕食六日餘命漏剋數日之間當棄中野鵄鳥呑啄虎狼競食人父人母胡寧忍此とあり。漏剋は漏刻にして水時計のことなるべきも今は餘命あます所僅かにして必らず數日の間なりとの意に解せり。

【五七】銜涙。哭泣しつゝも聲を出さざるをいふ。

【五八】要。誓約するなり。

【五九】鉢盂。鉢は鉢多羅(pātra)の略、盂は飯器にして鉢多羅の譯、梵漢並擧なり。上中下の三鉢あり、律部八、註(一〇の一〇〇)以下參照。

【六〇】具足戒。律部八、註(一〇の一〇〇)參照。

【六一】毀形。出家なり。

著なきこと譬ふるに虚空の如くなり、我今寧ろ可しく家の信を以てして出家して道を修すべきなり」と。世尊、我に是念あり、今出家せんと欲す、唯願はくは我が與に出家して戒を受けたまはんことを」。佛言はく、「甚だ善し、汝が父母聽せりや未だしや」。答へて言さく、「未だ聽さず」。佛言はく、「一切佛法、父母聽さゞらんには道を爲むるを得じ」。即ち佛に白して言さく、「我今當に還りて父母に啓白すべし」。佛言はく、「今正に是れ時なり」。是に於て須提那は便ち坐より起ち右遶[五五]三匝して家に還りて父母に白して言さく、「我れ佛の法を聞くに在家は縛著なれば今出家して廣く梵行を修せんと欲す」。父母答へて言はく、「止みね須提那、是語を作すこと莫れ。吾先に子なかりければ神祇に禱祠して僅にして汝ありしなり、一子の愛は情念實に重くして死すとも相遠ざけざるに如何ぞ生離せん。汝が家は饒富なれば金銀寶物は汝が修德に恣にして現世に受樂せよ、何すれぞ出家して吾が情志を奪ふことを用ひん」。苦請三たびに至るも父母許さゞりければ、便ち坐より起ちて別處に住して是誓言を作さく、「若し出家するを得ずんば、終に復食せずして此に於て死せん、何ぞ徒に生くるを用ひん」と。即ち便ち食せざること六日に至るに、親戚之を聞いて咸く來りて慰喩して言はく、「汝が父母は唯汝一子のみ、愛念の情重くして死すとも尙遠ざけざるに況んや生離を聞くをや。汝が家は大富なれば可しく以て德を樹つべし、道は心に由りて形服に存せず、何ぞ必ずしも生を傷ひて父母に苦違せんや」。是の如きこと三たびに至るも默然して受けざりき。又時に諸友亦來りて之を諫めて苦言せること上の如くせしに、亦復是の如くなりければ各之を捨て去り父母の所に至りて咸く是言を作さく、「我が所見の如くんば復轉ずべからず、[五六]若し出家を聽さんには猶ほ時に見え(う)べく、道を樂まざらんには歸り來らんこと期あり。飡を絕すること六日、餘命漏るゝこと刻ならず數日の間にして、當に中野に棄てゝ鵄烏呑啄し虎狼競食すべきこと人父・人母として胡寧此に忍びんや」。父母聞き已りて銜涙[五七]して答へて言はく、『子の出家して梵行を修するを聽さんも、

り。

【四二】劫貝四張革屣一緉、律部八、註(六の三三)及び律部九、註(一七の二七)参照。

【四三】安居施。福德の爲に特に安居中の比丘及び安居竟れる比丘に供養する施物。

【四四】隨喜偈。律部八、註(一の八七)咒願の下参照。この偈、巴利律(mv. 6. 35.8.)・十誦律(十四)第四十四波逸提を明す下に出づ。

【四五】奉事火(aggiparicāriyā)。梨火に事ふるなり。此に事ふる人を事火外道(aggika, jaṭilaka)といふ。

【四六】薩婆帝(sāvitthī)。吠陀頌中の最上なるもの。十誦律に薩毗帝とす。

【四七】轉輪王。律部八、註(一の二五)参照。

【四八】佛福田。律部八、註(二の四二)無上福田の下参照。

【四九】僧伽尸國(Saṅkassa)。

【五〇】毘舍離(Vesālī)。

【五一】獼猴河邊重閣講堂(梵 Markaṭahradatīre Kūṭāgāraśālā)。巴利律には Mahāvana Kūṭāgārasālā(大林重閣精舍)とせり。

【五二】波羅夷第一婬戒。

【五三】須提那(Sudinna)。迦蘭陀邑(Kalandakagāma)なる迦蘭陀長者の子なり。僧祇律には耶舍とせり。

夜に種々の餚饍を具辦し、[四一]明、食時に至りて便ち牀座を敷いて「時已に到れり」と白すに、世尊は衆弟子と倶に往いて坐に就きたまへり。彼婆羅門卽ちに所供を設け手づから自ら食を斟酌し畢りて水を行し、[四二]劫貝四張、革屣一緉を以て世尊に奉上し、僧には各兩張・革屣一緉を[四三]安居施と爲せり。諸比丘言はく、「佛は未だ我等に安居施を受くることを聽したまはざるなり」。此を以て佛に白すに、佛は種々に少欲知足を讚歎し、戒を讚じ、持戒を讚じ已りて諸比丘に告げたまはく、「毗蘭若に因みて今より已後は安居施を受くるを聽す」。卽ち皆之を受けしに、是に於て婆羅門は心に大に歡喜し、小牀を取りて佛前に坐するに、佛復爲に[四四]隨喜偈を說きたまへり、

「一切の天祠の中　[四五]奉事火を最と爲す　一切の異學の中　[四六]薩婆帝を最と爲す　一切の衆人の中
[四七]轉輪王を最と爲す　一切の衆流の中　大海水を最と爲す　一切の照明の中　日月光を最と爲す　天上天下の中　[四八]佛福田を最と爲す」。

爾時、世尊は此偈を說き已りて更に爲に法を說いて示教利喜したまひ、坐よりして起ちて[四九]僧伽尸國に向ひ、展轉遊歷して後に[五〇]毘舍離に之き[五一]獼猴河邊の重閣講堂に住したまふに、諸の四衆、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷、(並に)國王・大臣・沙門・婆羅門の爲に供養恭敬尊重讚歎せられたまひぬ。[五二]爾時、迦蘭陀邑の諸長者は事緣ありて城に入り、佛世尊は重閣講堂に在せりと聞いて皆佛所に詣りしに、佛世尊が無量の衆の與に圍遶せられて法を說きたまへるを見たりき。時に彼衆中に長者迦蘭陀の子ありて[五三]須提那と名け、法を聞き歡喜して卽ち是念を作さく、「我が佛所說を解する如くんば、夫在家は恩愛に縛られて[五四]盡壽廣く梵行を修するを得ず、出家は著なきこと譬ふるに虛空の如くなり、我今寧ろ可しく家の信を以てして出家して道を修すべきなり」と。衆會して各歸るに前んで佛所に至り、佛足を頂禮して佛に白して言さく『世尊、我向に佛の說法を聞いて是の如きの念を作せり、「我が佛所說を解する如くんば、夫在家は恩愛に縛せられて盡壽廣く梵行を修するを得ず、出家は

照。
【三三】恐怖林(Bhiṃsanaka-vanasaṇḍa)。四分律に恐畏林とす。
【三四】未離欲(avītarāga)。未だ煩惱を離れざるをいふ。
【三五】漏盡意解。煩惱盡きて意に解脫するなり。
【三六】阿羅漢道。阿羅漢果なり、律部八、註(四の七二)參照。
【三七】修多羅等。十二分敎なり、巴利律には修多羅(sutta)・祇夜(geyya)・受記(veyyākaraṇa)・伽陀(gāthā)・憂陀那(Udāna)・育多伽(itivuttaka)・本生(jātaka)・毘富羅(vedalla)・未曾有(abbhutadhamma)の九分を列ねて尼陀那と阿婆陀那と憂波提舍とを缺く。律部八、註(一の二〇)以下參照。
【三八】種々名姓。巴利律には nānānāmā nānāgottā nānājaccā nānākulā ……とせり。
【三九】須陀洹。律部八、(註四の六七)參照。
【四〇】本文には我愚癡人請佛安居竟不設供非情中悔亦非無物正自迷忘不復憶念…とあり。悔は吝の義、情中悔は意識して請食せるを悔い吝むなり。
【四一】本文に至明食時便敷牀座日時已到世尊與衆弟子倶往就坐とあり。宋・元・明・宮本により日時を白時と改めた

行久住する所以なり」と。舍利弗、佛に白して言さく、「世尊、若し廣く法を說かず、戒を結せず、波羅提木叉を說かざらんに梵行久住せざらんには、唯願はくは世尊、諸弟子の爲に廣く法を說き、戒を結し、波羅提木叉を說きたまはんことを、今正に是れ時なり」。佛言はく、「且く止めよ、我自ら時を知れり。舍利弗、我が此衆は(淸)淨にして未だ未曾有法あらず、我が此衆中の最小の者も〔三九〕須陀洹を得たり。諸佛如來は未だ有漏法あらざるを以てして弟子の爲に戒を結したまふことあらじ。我が此衆中には未だ多聞を恃む人あらざるが故に諸漏を生ぜず、未だ利養名稱あらざるが故に、未だ多欲人あらざるが故に、未だ神足を現じて天人の爲に知識せらるゝことあらざるが故に諸漏を生ぜざるなり」。爾の時世尊は三月安居し竟りて便ち阿難に告げたまはく、「汝來れ阿難、共に毗蘭若の所に至らん」。阿難は敎を受けて衣服を整へ佛に從うて其門下に至るに、時に婆羅門は高樓上に在りて五欲自ら娛しめるに、遙に世尊を見て卽ち便ち憶悟して疾く疾く來り下り、席を拭うて坐を整へ、五體投地して佛の爲に禮を作し悔過して自ら責むらく、「我は愚癡人なり、佛に安居を請じつゝ竟に供を設けざりき。〔四〇〕情中に悔めるに非ず、亦物なきにも非ず、正に自ら迷忘して復憶念せざりしなり。唯願はくは世尊、我が悔過を受けたまはんことを」。佛言はく、「汝實に愚癡なりき、佛及び僧を請じつゝも竟に供養せざりしは理應に悔過すべきなり、今當に衆と與に汝が懺悔を受くべし」。又、婆羅門に告げたまはく、「我が聖法中にて懺悔を知る者は善法を增長せん」。彼婆羅門復佛に白して言さく、「願はくは佛及び僧は留住すること一月して我が供養を受けたまはんことを」。佛之を受けずして告げて言はく、「汝婆羅門は信を異にし見を異にしつゝも、但能く佛を請ぜること已に是れ大事なりき」。是の如く三たびに至るに佛又受けずして告げて言はく、「我已に此に在りて安居三月したれば今應に遊行すべし、復住まるを得じ」。彼婆羅門復佛に白して言さく、「唯願はくは世尊、我が明日の餞送供養を受けたまはんことを」。佛便ち默然して之を受けたまへり。時に婆羅門は竟

七佛の第二。

【三六】隨葉佛(Vessabhū)。毗舍浮佛なり、過去七佛の第三。五分律には上の三佛の梵行久住せずとするも、四分律は隨葉佛と拘那含牟尼佛との梵行は久住せずとなす。巴利律と五分律とは一致せり。

【三七】拘樓孫佛(Kakusandha)。過去七佛の第四。

【三八】拘那含牟尼佛(Konāgamana)。過去七佛の第五。

【三九】迦葉佛(Kassapa)　過去七佛の第六。

【三〇】戒を結せずとは、巴利文に appaññattaṃ sāvakānaṃ sikkhāpadaṃ（弟子の爲に一々戒條を設立せず）とあれば、この戒は sīla(德行・品性又は德目)を意味せるには非ず。

【三一】波羅提木叉を說かずとは、巴利文に anuddiṭṭhaṃ pātimokkhaṃ（波羅提木叉を說示せず）とあり。波羅提木叉とは戒條を總集せる戒本なり、律部八、註(一の二三)參照。本律第十八卷には此戒を以て諸根を防護して善法を增長す。諸の善法に於て最も初門と爲すが故に名けて波羅提木叉と爲すとあり。

【三二】般泥洹(parinibbāna)。般涅槃にして圓寂と譯す。律部八、註(三の二〇八)の下參

り起ちて佛所に至り、佛足を頂禮して却いて一面に住して佛に白して言さく、『我向に是念を作せり、「過去諸佛の(中)、何佛の梵行か久住せず、何佛の梵行か久住せる」と』。爾の時佛、舍利弗を讃じて言はく、「善哉、善哉、汝が念ぜる所善く、問ふ所も亦善し。舍利弗、[二四]維衞佛・[二五]尸棄佛・[二六]隨葉佛の梵行は久住せず、[二七]拘樓孫佛・[二八]拘那含牟尼佛・[二九]迦葉佛の梵行は久住せり」。舍利弗、佛に白して言さく、「世尊、何の因緣を以て三佛の梵行は久住せず、三佛の梵行は久住せりや」。佛、舍利弗に告げたまはく、「三佛は弟子の爲に廣く法を說かず、[三〇]戒を結せず、[三一]波羅提木叉を說かざれば、佛及び弟子の[三二]般泥洹せる後は、諸弟子は種々名姓より出家して速に梵行を滅するなり。譬へば槃に盛りたる散花にして四衢道に置かんに、四方より風吹かば風に隨うて飄落するが如くなり。何を以ての故に、綖にて持つことなきが故なり。是の如くに舍利弗、三佛は弟子の爲に廣く法を說かず、戒を結せず、波羅提木叉を說かざれば、梵行は久住するを得ざる所以なり。又、舍利弗、隨葉佛は千弟子と與に[三三]恐怖林に遊びしも、……名けて恐怖林と曰ふ所以は[三四]未離欲の人にして此林中に入らんに衣毛皆竪つれば是故に名けて恐怖林と曰ふなり……彼佛は弟子の爲に心念に法を說いて口に言ふ所なかりき、「諸比丘、當に是を思ふべし是を思はざれ、當に是を念ずべし是を念ぜざれ、當に是を斷ずべし當に是を修すべし當に是に依りて行ずべし」と。諸比丘は心に是を知り已りて[三五]漏盡意解して[三六]阿羅漢道を得たりき。舍利弗、拘樓孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛は、廣く弟子の爲に法を說いて疲厭あること無く、……所謂、[三七]修多羅・祇夜・受記・伽陀・憂陀那・尼陀那・育多伽・本生・毘富羅・未曾有・阿婆陀那・憂波提舍なり……戒を結し、波羅提木叉を說きたれば、佛及び弟子の般泥洹せる後も諸弟子は[三八]種々名姓より出家すと雖速に梵行を滅せざるなり。譬へば雜華にして綖を以て之を連ねて四衢道に置かんに、四方より風吹かんも散ぜしむる能はざるが如くなり。何を以ての故に、綖にて持たるゝが故なり。是の如くに舍利弗、三佛は廣く弟子の爲に說けること上法の如し、是故に梵

【一四】 波利國。四分律に波離國とす。巴利律には Uttarāpatha(北路)とし、十誦律(一四)には波羅奈國とせり。

【一五】 販馬師(assavāṇija)。

【一六】 夏初。夏とは四月十六日より八月十五日までなれば、夏初とは四月中旬をいふ。

【一七】 熱時。三月一日より五月十五日までの二月半をいふ。律部九、註(一八の八三)春後一月半夏初一月の下參照。

【一八】 減半分一㪷。一㪷の半分以內なるも、四分律には比丘に五㪷、佛に一斗を日々に供養すとする故に、半分一㪷は半分一斗の誤りにあらざるか。こゝに一斗とあるも今の一㪷五合程なり。律部八、註(一〇の一〇二)「阿羅の下參照。

【一九】 阿難(Ānanda)。律部八、註(二の一一〇)參照。

【二〇】 目犍連(Mahāmoggallāna)。律部八、註(四の一三九)參照。

【二一】 欝單越。律部九、註(一四の一一〇)參照。

【二二】 宿對の因緣。宿命因緣諸對なり。

【二三】 舍利弗(Sāriputta)。律部八、註(一の一五)參照。

【二四】 維衞佛(Vipassī)毘婆尸佛なり、過去七佛の第一。

【二五】 尸棄佛(Sikhī)。過去

宮に入りて五欲の樂を受けんとて守門者に勅すらく、「我今遊宴して三月内に在らん、外事の好惡は一として白するを得ざれ」とて、都べて復佛及び僧を請ぜるを憶せざりき。爾の時彼國は邪道に信向して邑里に未だ精舍講堂あらず、城北に山ありて林流淸淨なりければ、佛は大衆と與に卽ちに安居したまへり。時に世飢饉にて乞求するも得難く、里に入りて[一三]分衞するに都べて獲る所なかりき。時に[一四]波利國に[一五]販馬師あり、五百匹の馬を驅りて[一六]夏初に來至し、[一七]熱時已に到りたれば此邑淸涼にして水草豐茂せるを見て便ち共に停止して諸馬を養食せり。時に諸比丘は馬師の所に至り默然して立つに、時に彼馬師は佛を信じて心淨なりければ、比丘の乞求して獲るなきを愍念して便ち是言を作さく、「正に馬麥あり、若し能く食せんには當に[一八]減半分一弁を相與ふべし、以て身を支ふるに足り以て道を行ず可けん」。諸比丘言はく、「佛は未だ我に馬分を食するを聽したまはざれば」と。是を以て佛に白すに、佛は是事を以て比丘僧を集め、種々に少欲知足を讚歎して諸比丘に告げたまはく、「今より已後馬分を食するを聽さん」。時に[一九]阿難は卽ちに佛分を取り、人を倩うて麨と爲さしめて世尊に供養し、諸の比丘衆は舂煮して食せり。時に尊者[二〇]目犍連は靜處に在りて是念を作さく、「今此の國中にて乞食するに得難し、我今當に神通を得たる者と與に[二一]欝單越に到りて自然の粳米を食せん」。念じ已りて卽ち坐より起ちて佛所に至り、佛足を頂禮して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、我向に是念を作せり、『今此の國中は乞食するに得難ければ、當に神通を得たる者と與に欝單越に到りて自然の粳米を食せん』と」。佛、目連に告げたまはく、「汝等は爾る可けんも凡夫比丘は當に之を如何せん」。目連、佛に白さく、「我當に神力を以て之を接すべし」。佛言はく、「止みね、止みね、汝は是れ神力ありと雖、[二二]宿對の因緣何の所にか置かんと欲する、又將來の諸の凡夫を奈何せん」。目連敎を受けて默然して止みぬ。時に尊者[二三]舍利弗は靜處に在りて是念を作さく、「過去諸佛の(中)、何佛の梵行か久住せず、何佛の梵行か久住せる」。念じ已るに卽ち坐よ

せり。巴利律(III.11.)にはVerañjāyaよりSoreyya, Saṃkassa, Kaṇṇakujjaを經てpayāgaよりガンジス河を渡りてBārāṇasīに赴き、それよりVesālīに遊行したまへりとせり。善見律(六)Samantap. (1.201)にも同記あり。されば須賴婆(蘇羅婆)は須離卽ちSoreyyaの音寫にあらざるなきか。

【一七】毘蘭若邑(Verañjā)。

【一八】林樹下。四分律には那鄰羅濱洲曼陀羅樹下とし、巴利律にもNaḷerupucimandamūle とせり。

【一九】毘蘭若。十誦律(十四)には毗羅然國に婆羅門王あり、阿耆達と名くとせり。四分・五分・巴利の三律には最初に於て毘蘭若婆羅門の記あるも十誦律は卷十四、波逸提第四十四與外道食戒の戒緣に出せり。

【二〇】安居。律部八、註(一の一一八)參照。

【二一】魔波旬。律部八、註(一の六五)參照。

【二二】厭蠱。本文には䃺蠱となせるも宋・元・明・宮本によりて厭蠱と改む。厭は魅なり。蠱は惑はすなり。次下の䃺をも厭と改めて魘の義に解せり。

【二三】分衞(piṇḍapāta)。食を乞ふなり。

彌沙塞部和醯五分律[一]

宋罽賓三藏[二] 佛陀什[三]、竺道生[四]等と共に譯す。

卷の第一

初分第一[五] 四波羅夷法の一

佛[六]須賴婆國に在しき。大比丘衆五百人と倶なりて[七]毘蘭若邑に詣り[八]林樹下に住したまへり。

其邑に婆羅門あり[九]毘蘭若と名け、波斯匿王は此邑を以て之に封ぜしが、佛、釋種より出家學道して如來・應供・等正覺・明行足・善逝・世間解・無上調御士・天人師・佛・世尊と成り、普く世間一切の心念を知しめして爲に正法を說きたまふに、初中後に善にして善義善味に、淸白梵行の相を具足して諸弟子と與に此邑に來遊したまへりと聞いて歎じて言はく、「善哉、我願はくは佛を見まつらん」と。即ちに五百の眷屬と與に前後に圍遶せられて出でて佛所に詣りしに、遙に世尊が林樹下に在して諸根寂靜に光明殊特なるを見て歡喜踴躍し、車を下りて步み進み、住立問訊して却いて一面に坐しぬ。爾の時世尊は爲に妙法を說いて示敎利喜したまふに、聞法歡悅して即ち佛に白して言さく、「願はくは佛及び僧は我が[一〇]安居三月供養を受けたまはんことを」。佛言はく、「我が此衆は多し、而も汝は信を異にし見を異にし樂を異にして奉事する所異れり」。復、佛に白して言さく、「我れ信を異にし見を異にし樂を異にすと雖、世尊の此衆を以て多しと爲さじ」と。是の如く三たびに至りて佛乃し之を受けたまふに、即ち坐より起ちて右遶して去りぬ。家に還りて安居供養を辦具せるに、時に[一一]魔波旬は是念を作さく、「今、婆羅門は佛及び僧に安居三月を請ぜり、我當に[一二]厭蠱して其意を迷亂すべし」と。念じ已り即ちに來りて之を厭ふに、彼の婆羅門は魔の爲に厭はれ、即ち後

【一】彌沙塞部和醯五分律(Mahīśāsaka-nikāya-pañca-varga-vinaya)。解題參照。

【二】宋罽賓三藏。宋は劉宋の少帝景平年代なり。罽賓三藏はカシュミールの人、三藏精通の學者をいふ。

【三】佛陀什(Buddhajīva)。覺壽と言ひ、彌沙塞部律に精通す。景平元年(西紀四二三)楊都に達せり。

【四】竺道生。羅什門下四哲の一なり。佛陀什梵文を執り、于塡沙門智勝傳語し、竺道生は東安寺沙門慧嚴と共に筆受して本律を譯出せり。

【五】本文に第一分初波羅夷法とし、宋・元本には初分四波羅夷法初とあるも、今、明本によりて改む。四波羅夷法とは婬盜殺妄の四重罪なり、律部八、註(一の六)參照。

【六】須賴婆國。大正藏の註(六)にはSāvatthiとせるも疑なき能はず。第一に五分律中に須賴婆國なる語は此の一ヶ處のみにして他は皆舍衞城とせり。須賴婆は梵音のŚrāvastiの音寫に類似せるも何の故に此處にのみ此音寫を出すの必要ありや。況んや四分律には蘇羅婆國とせるに於てをや。第二に後の文に佛は毘蘭若邑より僧伽尸國に向ひ、展轉して毘舍離に向ひたまへりと記

りとも、一に權方便大慈等流の攝化と心得て形軀の律儀を味得すべく、さりとて戒律偏重の戒禁取見に墮すべきにあらず、隨犯隨制の息世譏嫌戒なりとはいへ自然なる世間建立規定なれば、未達の比丘は努めて之を行じて道果に登るべく、已達の比丘は任運に任持して還相敎化に從事すべきである。實に智論の文の如く「聲聞經を以て菩薩道を行じ、……八十部律即ち是れ戒波羅蜜なり」と領得し得るもの、何等そこに排除し棄捨すべき何物もなく、未達已達を問はず、律藏所說のありのまゝに任持する所に戒德自ら發輝するものなれば空しき謗言を放ちて此を輕忽にすべきではない。佛法は智慧を以て先とする故に形軀を苦しむるを以て先と爲す道理はない。されば佛敎の戒律は決して草衣木皮を著する必要もなく、或は一生水を飲み氣を服して以て戒と爲すものでもない、不苦不樂の中道の具體的制規でありて何等の無理もなきものである。さればこそ八十部律が即ち尸羅波羅蜜なりと心得うるのである。かくて大士は戒を持つこと愈々嚴且つ微にして、身命を失ふとも小戒をも毀破せざらんとする。これ殊更なる努力にあらずして自然任運に法德として斯くあらざるを得ざらしむるのである。況んや下根下機の人士は何によりて修行精進を完ふするを得るか。次第に證悟に進ましめんが爲の託心の境として設立したまへる戒法なれば一戒をも疎かにせざらんと留意し、もつて聖智見殊勝の體得に資すべきである。されば戒疏にも「依㆓大慈門㆒曲授㆓秘方㆒偏賜㆓內衆㆒」と讃歎しておる。こゝに漸受門に於ては戒を第一とする故に、戒は佛法の平地、戒は佛法の瓔珞、戒は佛法の壽、戒の莊嚴なきは佛敎に非ずと誡しむるのである。今の五分律等の諸律は皆多少戒緣・持犯・行事に於て相違する所あるも、孰れも佛道修成の入門でもあり、また是れ佛道の終極でもある。されば諸律甚だ繁鎖なる感をなすものありとも、そは行なきによりて爾く感ずるに過ぎざるもの、初心託心の依境として實修に志す下根下機の人々は、此等律藏の今日まで現存して今吾々の前に展開されある不可思議の因緣に大に慶喜すべきである。「戒律は穢なきもの」と考ふる人、或は欲事行爲の抄出を以て律藏の本質なるが如くに考ふる人々は、これ佛敎を誣謗するの人にして論外である。

昭和六年十二月十三日

譯者　西本龍山　識

本律戒分別分は無論のこと、犍度分に於ける受戒・布薩等の種々の作法、並に衣藥臥具等の衣食住の一々に皆夫々の規定ありてそれに準據し、妄りに後人の開聽を許さぬ所に戒律の戒律たる所以があるのである。智度論第六十八卷(大正藏25, 536a)には「以二聲聞經一行二菩薩道一…八十部律即是尸羅波羅蜜」とあり、これ形式的なる律儀の實行が卽ち菩薩道に外ならぬことを示せるもの、形軀に拘はる枝末の法なりとして侮蔑することは甚しい誤想である。且又これ立戒の佛意を思慮せざるの言である。資持記卷二十三(續藏第六九套第四冊 364b)には「毘尼制教隨二順世諦一從レ權建立不レ可下橫以二眞理一而難中俗事上以下化就二蕩相一制是建立上故」と述べておる。これ智度論第四十卷(大正藏25, 353c)に「爲二世諦一故結戒、非二第一義一」とあるに同ずるものにして學律者は須らく此二點に留意すべきである。此意を以て五分律文を見るに本律第八卷に出づる未滿二十受具足戒(張 1, 58b)に於て、童子迦葉に未滿二十歲なるに具足戒を授けたるを以て後に疑悔心を生じて世尊に之を尋ぬるに、佛は「童子迦葉は所得ありしや不や」と問ひたまひ、「須陀洹を得たり」と答ふるに、佛は「此人乃ち是れ第一受具足戒なり、然も白四羯磨如法受戒とは名けじ……」と答へたまへりと記しておる。卽ち受戒せんには三師七證前に於て白四羯磨作法を經なければならぬといふことは僧伽の通規ではあるが、しかも智慧勝れて道果を證せるものは卽ち是れ道共戒を自ら獲得せるものなれば、能く諸惡をして自在を得ざらしむる律儀戒にもあらず、能く內樂を得て諸の煩惱を遮する定共戒にもあらず、正しく諸惡煩惱の根本を拔く道共戒卽ち無漏律儀を發得せる故に今第一受具足戒とのたまへるものである。これ形軀に拘はる律儀戒は其自體に於ては息世譏嫌戒とも言はるゝほどなれば權化施設の致す所にして究竟的のものにあらざるが如くに見ゆるも、その究極の眞精神に至りては戒定慧三學未分の境なる眞の諦理を證するに在りて、其實德等流して自らに威儀具足する所に存する。されば一途に僧寶といふとも未だ諦理を證せず實德具備せずして單に律儀規定を尊重するは是れ外凡假名の僧寶である。若し諦理の一分を見るは煖頂忍等の內凡位にして多く定心にあるもの、是れ內凡和合の僧寶である。若し童子迦葉の如く初果已去の聖者に至りては眞諦の理を證する故に自然に戒德具足せる眞實の僧寶にして卽ちこれこそ第一僧寶といふべきであらう。されば律藏所說の綿密なる戒行も、思ひ様によりては煩はしく、「是を行ずべし、是を行ずべからず……」等の須跋陀の暴言或は雜碎戒・小々戒・微細戒等と貶言するものあ

四種壹(婬法・耽酒・邪命・畜金銀錢)——波利邑六十比丘來二向毘舍離一皆阿難弟子——波利邑三十比丘在二摩偸羅國一——波利邑三十比丘在二阿臘脾邑一——三浮陀在二阿呼山上一——長老離婆多在二拘舍彌一——沙蘭比丘依二經律一思惟判二不如法一——離婆多弟子達磨勸レ助二非法人一——離婆多往二毘舍離城一——一切去阿難最大弟子先住二毘舍離一——離婆多遊二慈定一一切去遊二空觀一——空三昧是大人法——衆中求二四人僧一——跋耆比丘選出四人(一切去・離婆多・不闍宗・修摩那)——波利邑比丘選出四人(三浮陀・沙蘭・長髮・婆沙藍)——被選差比丘往二毘羅耶女所施園一問二答十事一——離婆多於二大衆中一再與二一切去一問二答十事一——四上座(一切去百三十六臘・離婆多百二十臘・三浮陀百十臘・耶舍百十臘)。

右に摘出せる中比丘尼法(第五分の八)に於て「云何受具足戒、云何著衣、云何食、云何布薩、云何結安居、云何自恣、云何受迦絺那衣、云何畜皮革、云何滅諍」とあるは特に留意すべきである。これ比丘犍度の項目を列擧し、以て比丘尼犍度は「比丘法の如し」として略せるもの、是れ阿波陀那本生を含む摩偸羅國毘尼(僧祇律の如し)に八十部ありといへるが如く、罽賓國毘尼なる本律にも八十部があつたのであるとの文證と見るべきものであらう。更に比丘犍度の一々の終に優波離の問あるあり、これ十誦律の優波離問部を想起せしむるものにして注意に價する。最後に七百集法に於て一切去が空觀に遊び、空三昧は是れ大人法なりと記する所は、これ出三藏記第三(結1, 17a)に「彌沙塞者……不レ作二地相・水・火・風相・虚空・識相一是故名爲 彌沙塞部一」とあり、舍利弗問經(寒10, 19a)に「彌沙塞部、禪思入レ微究暢幽密、應レ著二青袈裟一」とあるに相應するものであらう。

八、律藏任持の精神

戒律は形式一邊のものに過ぎないから研究の價値なきものであるとの考は今も可なりに根强い。又欲事行爲に關する制規及び其因緣に於ては極めて穿つた記事に富んでおる爲に、「戒律は穢い」との考をもつておる人も相當多い樣であり、其等の記事のみを抄出してそれが律藏の本質なるが如くに考へておる人々も見受けられる。戒律は形式一邊に過ぎないとの考は傳教大師以來の獨菩薩思想の傳統であるのみならず、釋尊在世中より既に生じておつたのであるから一應は首肯し得る所である。しかし戒律は形式的なる所にその特長があるのであつて之を除いてはその眞義が隱沒してしまふのである。

別住比丘行法。

第五分の七　調伏法

優波離問四波羅夷・僧殘法犯不犯——善輕優婆夷婬欲供養——死馬行婬比丘波羅夷羯磨——波羅夷（學悔）比丘行法——十七群童子爲賊所抄——盜他經計紙筆書功直——阿酬比丘——阿難阿酬六年不和——毘羅荼私呵比丘生五百癰瘡——蓮華色自說本生譚——目連神通豫言。

第五分の八　比丘尼法

大愛道出家因緣——八不可越法——云何受具足戒——云何著衣——云何食——云何布薩——云何結安居——云何自恣——云何受迦絺那衣——云何畜皮革云何滅諍（こゝに云何受具足戒以下比丘犍度の項目を列擧せるは最も注意すべく、これ比丘尼犍度を略するの意に外ならず）——比丘尼遮難法——半迦尸女遣信受戒——比丘尼受戒法（八墮法・四譬喩法・八不可越法・四依法）——光色衣禁——畫眼禁——圎中落胎——諸比丘尼以鉢盛胎晨朝棄之波斯王臣譏呵。

第五分の九　五百集法

世尊泥洹四衆哀號——跋難陀歡喜——佛雖泥洹毘尼現在——阿難聞跋耆比丘所說偈精進——五百阿羅漢集王舍城——優波離誦出毘尼藏——阿難誦出經藏——阿難六突吉羅悔過——(1)小々戒——(2)縫世尊僧伽梨以脚指押——(3)三請女人出家——(4)不請住世一劫——(5)世尊三反索水不奉——(6)聽女人先禮舍利——富蘭那異議七條（內宿・內熟・自熟・自持食從人受・自取果食・就池水受・無淨人淨果除核食之）——梵壇罰——結集毘尼法時八上座（阿若憍陳如・富蘭那・曇彌・陀婆迦葉・跋陀迦葉・大迦葉・優波離・阿那律）。

第五分の十　七百集法

佛泥洹後百歲——毘舍離跋耆比丘十種非法（鹽薑合共宿淨——受畜金銀錢）——長老耶舍難非法——珠髻大臣問佛——

目連簷下宿――四方僧五種物不可分――經營比丘十二年住聽許。

第五分の三　雜　法

食手惡觸禁――五種不應禮――五種應禮――養髮禁――剃髮制――鑷・挑耳物・摘齒物聽許――鉢坯――熏鉢――金銀石鉢・木鉢・外道白銅鉢禁――栴檀鉢聽許――四大聲聞（迦葉・阿難・阿那律・賓頭盧）――跋提長者並姉歸佛――神足禁――食未淨果禁――五種子――沙門五種淨――八種蛇――呪蛇――浴室・浴衣聽許――裸形浴禁――諸去垢物聽許（蒲桃皮・摩樓皮澡豆）――跋難陀四脚行――机聽許――棄虱法――寒時房內燃火聽許――過中用鉢禁――鹽・抄鹽物・攏恣聽許――佛、都夷婆羅門聚落微笑緣――禁寐王十一種夢――迦葉佛全身舍利――迦葉佛塔最初興起――起塔四種人――造塔法――養爪禁――上樹聽許――漉水囊制緣――齋藥聽許（舍利弗本生譚あり）――扇拂・鉢支・㪷斛升合聽許――田宅店肆禁――種々卜禁――迷人呪・起死人呪禁――欲レ知ニ自吉凶一禁――讀ニ誦外書一禁――闡陀吠陀書――佛言聽下隨ニ國音一讀誦上但不レ得レ違ニ失佛意一不レ聽下以ニ佛語一作中外書語上犯者偷蘭遮――腰繩制――鉤紐制――覆鉢白二羯磨（盧夷力士子の爲に）――老病比丘拄杖絡囊盛鉢乞食聽許――蓋方圓隨意――瞿夷比丘輒呵――火神本生譚――蒜禁――噉蒜比丘行法――小便法――楊枝五功德――風病乾蝦蟇薰鼻――染衣法――左遶塔禁――歌舞禁。

第五分の四　威　儀　法

便厠法――裸形上厠禁――散亂心上厠禁――厠草――灰土牛屎作淨――楊枝法――乞食比丘法――洗鉢法――持鉢法――受食法――客舊比丘法――入聚落法――難睺羅食ニ澤枯㮈一――阿練若比丘行法。

第五分の五　遮　布　薩　法

世尊遍ニ觀衆僧一默然住――目連牽ニ出不清淨比丘一――大海八未曾有法。

第五分の六　別　住　法

第三分の九　迦絺那衣法

迦絺那衣聽許因緣――五事放捨（別衆食・數々食・不白余比丘行入聚落・畜長衣・離衣宿）――白二羯磨與二衆中少衣者一――即日浣染打縫し衆作助す――迦絺那衣受法式――錦綺衣迦絺那禁――八事失迦絺那衣――受捨期間。

第四分の一　滅諍法

僧伽四種諍論（言諍・教誡諍・犯罪諍・事諍）――七毘尼（現前毘尼・多人語毗尼・憶念毘尼・不癡毘尼・自言毘尼・本言治毘尼・草布地毘尼）。

第四分の二　羯磨法

（上）僧殘罪悔過法――六夜摩那埵白四羯磨――摩那埵行法――阿浮呵那――一夜覆藏一夜別住――中間犯罪悔過法。

（下）拘睒彌比丘鬪諍――不見罪擧羯磨――長壽王物語――世尊遠二離鬪諍一赴二跋陀婆羅樹下一――一大象離レ群亦向二跋陀婆羅樹下一――摩訶波闍波提比丘尼・給孤獨長者・阿難問二佛拘舍彌鬪諍比丘處理法一――瞻波國諸比丘悔過――遙作羯磨制禁――遙作結界解界禁――非法別衆羯磨・非法和合羯磨・如法別衆羯磨制禁――五種僧羯磨秉法差別――盤那・盧醯二比丘鬪諍――下意白四羯磨（質多羅長者、善法比丘を罵る）。

第五分の一　破僧法

提婆達多徒黨――五法教――五百比丘隨從――舍利弗・目連說法教化――五百比丘偸蘭遮悔過――調達墮二苦處一本生譚――調達憍慢本生譚――舍利弗一說法破二調達衆一本生譚――調達生身墮二地獄一本生譚。

第五分の二　臥具法

頞鞞比丘威儀如法――房舍受用――宿世善知識神令二須達多見一レ佛――祇園精舍建立――築墻聽許――掘井――淨池――得法――分臥具規定――繩牀木牀聽許――住處庭中草令二淨人知一――溫室聽許――阿難羅睺羅二比丘鬪諍本生譚――舍利弗

蟵・敷經行處衣・障壁虱衣・單敷衣・坐臭・護髀衣・護蹲衣・護頭衣・拭鬚巾・拭手面巾・針綖囊・鉢囊・革屣囊・漉水囊聽許——白衣儀法禁——僧祇支制——九種得施——亡人物分物白二羯磨——看病人聽許——畢陵伽婆蹉父母貧窮、佛勸レ報レ恩。

（下）毘瑠璃王物語——佛坐ニ無蔭舍夷樹下一——十種糞掃衣——離ニ雨浴衣一五因緣。

第三分の六　皮　法

迦旃延と沙門億耳——邊方五事聽許——億耳於ニ佛前一說ニ十六義品經一——異形異色革屣禁——馬皮・人皮・象皮革屣禁——跋難陀求ニ斑色犢子皮一——乘ニ雌畜生一禁——瞻波城長者子首樓那足下生レ毛——娑竭陀現ニ神通一——二十億本生譚——彈琴喩——一重革屣聽許——木屐木履禁——富羅聽許——新革屣淨人著行ニ七步一然後著レ之。

第三分の七　藥　法

酥・油・蜜・石蜜聽許——油・麻・甘蔗・牛驢駱駝鱣脂・一切根藥・一切華藥・草藥・赤白鹽聽許——合ニ和小便油・灰・苦酒一用摩ニ身體一——節量食・隨病食——眼藥聽許——離婆多非時食ニ石蜜一——合藥聽許。

第三分の八　食　法

（四分律巴利律には藥法中に攝して此法を分たず）

五比丘問ニ如法食一——種々飯・餅・麨・熟麥豆・燒麥・糯米・羹・苦酒・醬・肉・魚・乳・酪・菜・藕根等・甘蔗等種々莖・菴羅椰子等種々果——飢饉時共レ食一處・住處作レ食・自作レ食・自持從レ人受・取ニ木果一・就ニ池水一受ニ池果一・無ニ淨人淨レ果先除レ核食聽許——藥粥聽許——人肉禁（須卑優婆夷送ニ自肉一）・象肉・馬肉・師子肉・虎肉・豹肉・熊肉・狗肉・蛇肉禁——別衆食禁——强粥禁（妙少大臣の緣による）——象行長者奉ニ少石蜜一遍ニ佛大衆一猶故不レ盡——見聞疑三種肉禁（師子將軍の緣による）——安食淨處制定——跋提長者文荼並其本生譚——無限施——罽那編髮外道住處にて非時漿聽許——仙人食聽許（㮈・栗・稗・莠・拘留米飯）——阿牟聚落剃頭師父子出家——剃頭禁——盧夷（阿難の親友）歸佛——佉陀尼食聽許——毘舍佉母齊限施——隨意施禁——金銀寶物女色施禁——差受請人白二羯磨——上樹觸果禁——淨地非淨地——選差分果人白二羯磨。

佛。出ニ現於世一の文あり）——龍王三自歸——摩納出家——同友三十人出家——六十人出家——一百五十一阿羅漢。

（中）三迦葉教化——三事教誡——優波提舍・拘律陀出家——和上法制——白四羯磨受戒——大界結作法——十二法（四墮法・四喩法・四依法）——五種阿闍梨法——弟子法——畜弟子法——和上十法成就——受戒遮難法。

（下）依止法——羅睺羅出家——三獸本生經（雉・獼猴・象）。

第三分の二　布薩法

月八日・十四日說法十五日布薩制定——布薩作法——布薩堂聽許——劫賓那不ㇾ敬ニ布薩一——五種布薩——結布薩處白二羯磨——集僧法——行籌法——不ㇾ聽ニ白衣・沙彌共聽一——廣略布薩——結界量制定——解界法——伽伽比丘狂白二羯磨——清淨欲——優陀延王夫人月光教ニ化王一——略說戒十因緣。

第三分の三　安居法

一切時遊行禁——結ニ安居一法——諸種不法安居——阿耨達龍王請ニ安居一——二種安居——七日受日法制定——過七日白二羯磨出界行——破安居。

第三分の四　自恣法

恣法——說罪人五法成就——僧自恣說ニ見聞疑罪一——夏三月竟自恣——自恣作法——自恣人選差白二羯磨。

第三分の五　衣法

（上）乳母洗ニ浴耆域一有ニ恨色一——耆域得ニ法眼淨一受ニ五戒一——耆域解ニ知五人髑髏音聲一（地獄・畜生・餓鬼・人道・天上の五趣に生ぜるを解知す）——羅漢髑髏無ㇾ有ニ生處一——世尊三十行下——耆域奉ニ上一貴價衣一——居士施衣聽許——壞色法——捉ニ死人手一突吉羅——糞掃衣——阿范和利見佛供養——三衣制定——拘修羅衣・貫頭衣・有袖衣・外道衣禁——靑・黑・木蘭幟制——阿難割ニ截衣一如ニ水田法一——禪帶——割截僧伽梨・割截優多羅僧・漫安陀會——襯身衣・被衣・雨浴衣・覆瘡衣・蚊

士居士兒一共住作二不隨順行一、余比丘尼諫二此比丘尼一言、妹汝莫下親二近居士居士兒一共住作中不隨順行上、妹汝可二別住一、若別住於二佛法中一有二增益一安樂住、彼比丘尼諫二此比丘尼一時堅持不レ捨彼比丘尼應二三諫一捨二此事一故、乃至二三諫一捨二此事一善、若不レ捨者波逸提」とあり、巴利律第三十六條(百六條相當)も亦戒文甚だ長くして四分律と合し、特に三諫不捨の語は四分・巴利兩律に存するのみにして五分律並に餘律になきは大に注意すべきなり。十誦律第百六十三條には「若比丘尼與二男子一共行說二俗事一波逸提」、羅什譯比丘尼戒本第百六十四條には「若比丘尼以二邪念一共二男子一行步視瞻者波逸提」、僧祇律第八十六條には「若比丘尼與二俗人外道一習近住若竟日若須臾下至二園民沙彌一波逸提」とあるのみ。以て四分・巴利最もよく相應して五分律等と大に相違あるを知るべきなり。

以上は五分・巴利兩律戒文並に註解の一致不一致の數點を擧げたるに過ぎず、是が精細なる比較は他日を期せねばならぬ。且又是が比較によりてその成立の時、成立の前後を推定することが出來ると考へたのであるが遺憾ながら益々迷宮に入るのみである。たゞ五分律と巴利律とが最も類似してゐるとの學界一般の考は甚だ怪しむべく、寧ろ諸戒の順位、諸戒の條數、諸戒戒文、或は戒文註解・因緣・制處・制緣人若しは犍度の順位、其挿話・持犯・行事等よりして巴利・四分兩律こそ最も相似せるものなることを斷定し得ると信ずるのである。

七、五分律の組織(一)

五分律と巴利律との類似よりも更に一層四分律と巴利律とが最も類似せるものなりとの論證に於て、本律第一分・第二分の比丘・比丘尼戒條の比較と同樣に、第三分・第四分・第五分即ち犍度分の比較によりても論證し得ると信ずる。しかし此事は本律國譯第二卷の註解に讓りて此處には本律犍度分の概要を摘記して其內容の一般を觀るに止めておく。

第三分の一　受戒法

(上)釋尊の王系——出家成道(如二瑞應本起中說一の語あり)——順逆十二因緣觀——離謂・波利二賈客供養——四天王石鉢——文鱗龍王——須闍陀二自歸最初優婆夷——梵天勸請說法——優婆耆婆梵志問答——五比丘善來受具——長者子耶舍出家——耶舍母三自歸受五戒——耶舍四友人出家——耶舍交友五十人出家——伊羅鉢龍王へ授記(當來過百千億萬歲有二彌勒

分・巴利兩律戒文には是比丘尼波羅夷不共住 (ayaṃ pi pārājikā hoti asaṃvāsā) の次に是身相觸也 (Ubbhajānumaṇḍalikā 'ti)、犯八事故(aṭṭhavatthukā 'ti)犯隨擧(ukkhittānuvattikā 'ti)、覆重罪故(vajjapaṭicchādikā 'ti) の語あるに、五分律並に諸律戒文に此等の語を缺けり。(註一一の一四・一六・二五・三〇參照)。

(8)比丘尼波逸提法戒文。本律波逸提法第九十九種々遊看戒文には若比丘尼種々遊看波逸提」とあるのみなるに、四分律波逸提法第百條戒文に若比丘尼往觀ニ王宮文飾畫堂園林浴池一者波逸提」とあり、巴利律波逸提法第四十一條（百十一條に相當）には……rājāgāraṃ vā cittāgāraṃ vā ārāmaṃ vā uyyānaṃ vā pokkharaṇiṃ vā dassanāya gaccheyya……(王宮・畫舍・果樹園・王園・蓮池を觀んとて往くならば……）とありて、四分戒文と一致して五分戒文と大差あり。十誦戒文第九十九條には「若比丘尼故往看ニ書舍一波逸提」、羅什譯比丘尼戒文第九十九條にも「故往觀ニ綵畫舍一」とあり、有部・僧祇兩律に此戒なし。本律尼波逸提第百六十六條自煮作食戒は四分律第七十六條並に餘律戒文も極めて簡略なるに、巴利律波逸提第七條（七十七條相當）には āmakadhaññaṃ viññitvā vā viññāpetvā vā bhajjitvā vā bhajjāpetvā vā hoṭṭitvā vā koṭṭāpetvā vā pacitvā vā pacāpetvā vā bhuñjeyya……（自ら生穀を乞ひ又は乞はしめ、焙り又は焙らしめ、搗き又は搗かしめ、煮又は煮らしめて食はんには……）とありて、五分律並諸律と大に異れるは注意すべきである。本律尼波逸提第百六十八條不白衆輒使男子破癰戒は「不レ白レ僧輒使ニ男子治レ病波逸提」とあるに、四分律波逸提第百四十七條には「身生ニ癰及種々瘡一不レ白ニ衆及餘人一輒使ニ男子破若裹一者波迦提」とあり、羅什譯比丘尼戒本第百六十三條には「若比丘尼若癰若瘡（瘡の同音寫）若使ニ男子若裹若解一者波逸提」とあり、巴利律第六十條（第百三十條相當）には yā pana bhikkhunī pasākhe jātaṃ gaṇḍaṃ vā rūhitaṃ vā anapaloketvā saṃghaṃ vā gaṇaṃ vā purisena saddhiṃ eken' ekā bhedāpeyya vā phālāpeyya vā dhovāpeyya vā ālimpāpeyya vā bandhāpeyya vā mocāpeyya vā, pācittiyan ti （若し又比丘尼にして膝以上の隱處に生じたる癰若しは腫物を僧伽若しは別人を顧みずして（問はずして）男子と共に向ひあつて若しは破らしめ若しは發出せしめ若しは洗はしめ若しは油を注がしめ若しは縛らしめ若しは解かしむるならば波逸提なり）とありて、五分戒文の簡略なるに比して甚だ精細である。更に本律波逸提第二百十條に「若比丘尼隨ニ世俗論一者波逸提」とあるも、四分律第九十九條には「若比丘尼親ニ近居

(3)金錢七十餘萬。本律僧殘法第十破僧違諫戒(註三の四九)の下提婆の反逆を述べ、世尊と醉象との鬪に金錢を積歛して勝負を賭け、世尊勝ちたまふや佛弟子衆は踊躍歡喜し、金錢七十餘萬（註三の一〇二の本文)を歛得せりと記せり。四分・巴利兩律にかゝる記なく他律にもなし。

(4)提婆五法敎。本律の註(三の九四)に五法敎なる語あり、これ提婆新敎團樹立に際して宣べたる五邪法にして、本律第二十五卷に不食酥鹽・不食酥乳・不食魚肉・乞食・春夏八月日露坐冬四月草庵住の五となせり。然るに四分律には盡形壽乞食・著糞掃衣・露坐・不食酥鹽・不食魚肉とし、巴利律には終生林住・終生乞食・終生糞掃衣・終生樹下住・終生魚肉を食はずとの五法となす。十誦律には衲衣・乞食・一食・露地坐・斷肉とせり。提婆の五法敎の如きは諸律皆一様に傳持さるべき筈なるに此の如く諸律皆差異あるは極めて不審なり。

(5)飮酒戒制緣。本律第五十七波逸提飮酒戒制處を拘舍彌國とし僧祇・有部兩律亦同處なるに、四分・巴利・十誦の三律は支提國とせり(註八の一〇九)。更に沙伽陀は龍を降して楮の如くし、次で世界の中間に之を棄つるの記（註八の一一五)、及び「我れ白衣の時より性として酒肉を好めり」の記(註八の一一六)、並に「酒器を喿がしめよ」等の記はあまりに不自然なりといふべく、之に反して四分・巴利兩律には、六群比丘が傍より「黑酒(kāpotikā)は比丘にとりて得難ければ之を供養せよ」と勸めたりと記し、十誦・有部兩律には「漿中に少量の酒を混ぜるを知らずして飮めり」と記せる如きは極めて相應せるものといふべきなり。更に註(八の一一七)の本文に「能く蝦蟆を降すや不や」の記は十誦・僧祇にも存するも、四分・巴利兩律には「小龍」となし有部律には小鱓となせり。

(6)六群比丘。本律波逸提法第三十一比丘尼讃歎食戒に於て「大龍とは六群比丘なり」(註七の四六)とあり。六群比丘の名に就ては諸律相違し（律部八、註六の一九二參照)、五分律また其名を示さず。或は本律第二十五卷の初に提婆の眷屬徒黨として頞鞞・分那婆藪・般那・盧醯・迦盧帝舍・瞿伽離・騫荼陀婆・三聞達多の八名を列ぬる中初の六人をいへるには非ざるなきか。而して四分・巴利・十誦三律の比丘尼讃歎食戒下には提婆達(Devadatta)・三聞陀羅達(Samuddadatta)・騫馱羅達婆(Khaṇḍadeviyāputta)・瞿婆離(Kokālika)・迦留羅提舍(Kaṭamorakatissaka)の提婆達多部黨の名を列ねたり。四分律には次に梨師達多尊者の因緣を記するも巴利律には其名を示さず。

(7)比丘尼波羅夷法戒文。比丘尼波羅夷法中、第五・六・七・八の四條に於て、四

戒は十誦・有部・僧祇の諸律も第十條にして、四分・巴利兩律のみ第七十二條なり。然るに此戒戒緣の記述に於て「世尊は種々に毘尼を讃歎し、毘尼を誦するを讃歎し、毘尼を持するを讃歎し……」とあり、巴利律(vp. 4. 142)にも tena kho pana samayena bhagavā bhikkhūnaṃ anekapariyāyena vinayakathaṃ katheti vinayassa vaṇṇaṃ bhāsati vinayapariyattiyā vaṇṇaṃ bhāsati ādissa ādissa āyasmato Upālissa vaṇṇaṃ bhāsati (その時又世尊は比丘達に種々に律についての話を物語りたまひ、律の功德を讃じ、律の任持の功德等を讃じたまひて、かくて尊者優波離の功德を讃歎したまへり)と記せり。此戒の最初に於てかくの如きの書きぶりは實に五分律と巴利律とのみにして四分律等の諸律は遙かに異れり。五分律には次に持律比丘の五功德を記するも巴利律には此記なし。

已上は五分・巴利兩律の一致せる諸點の一分を擧げたのであるが、次に五分・巴利不一致についての五六を列ねて見る。

(1)過人法。本律波羅夷法第四妄語戒に於て過人法を列ぬる中「某は初禪を得たり……」と述べて四禪・四無量處・四無色定・四念處……乃至八正道分・三解脫門・八解脫・九次第定・十一切入・十直道・堅信・堅法・四沙門果・三明・六神通の名を擧げたるも、巴利律(vp. 3, 87)には僅かに「某は初禪を得たり……」と述べて四禪と四沙門果と三明六通とを擧ぐるのみ。十誦律にも「某は是れ阿羅漢なり……」として向阿羅漢・阿那含・向阿那含・斯陀含・向斯陀含・須陀洹・向須陀洹・初禪・二禪・三禪・四禪・無量慈心・悲心・喜心・捨心・無量空處・識處・無所有處・非有想非無想處・不淨觀・阿那般那念を列ぬ。

僧祇律(律部八、註四の一九八已下)には更に多くの名目を列ぬるも四分律には念在身・正憶念・持戒・不放逸・精進・得定・得正受・有道・修習・有慧・見・得・果の語を擧ぐるのみ。

(2)二十八鬼神將軍。本律波逸提第四十與外道食戒の戒緣(註八の二〇)の初に於て、王舍城飢饉にて乞求得難かりし時此等鬼神將軍あらはれて世尊に人間遊行を勸め、四天王・釋提桓因・娑婆世界主梵天王も亦來りて人間遊行したまはんことを勸むと記せり。巴利律波逸提第四十一には制戒處を毘舍離とし四分律波逸提第四十一には拘薩羅國より舍衞國への遊行の途中に於てとなすの相違あるも其他の緣起大略同じくして五分律の緣起とは大に相違せり。五分律は更に誇張せる記事を爲して、王舍城より大比丘僧千二百五十人と俱なり五百比丘尼・五百優婆塞・五百優婆夷と共に摩竭國に遊行したまへりと記せり。五分律には往々かゝる誇張的記事存す。

は維衛佛・尸棄佛・隨葉佛の三佛の梵行は久住せず、拘樓孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛の三佛の梵行は久住すと説き、巴利律(vp. 3, 7)また五分律所說と同じきに、四分律には隨葉佛と拘那含牟尼佛との二佛の梵行は久住せず、毘婆尸佛・式佛・拘留孫佛・迦葉佛の四佛の梵行は久住すとなせり。僧祇律には佛名を出さず。

(2)婆耆羅僧房。本律波逸提第七未具同誦戒に於て羅睺羅が婆耆羅僧房を掃灑せる記を出せり。巴利律波逸提第五(vp. 4, 16)にも同記あるに四分律には「時羅云無㆓屋住㆒往㆓厠上㆒宿」とあるのみにして此語なく、諸律にも亦此語なし。

(3)尼薩耆第十五長藥戒制緣。四分・五分・巴利・十誦・有部の諸律(僧祇を除く)に畢陵伽婆娑の緣を出せるも、四分・十誦・有部は其弟子が諸美食を畜へたるにより此制戒ありとするに、五分律と巴利律とは畢陵伽婆蹉と瓶沙王との對話、守園人の制定、大臣が王の命を實施せざりしことと五百日なりし故にその日數に從うて五百の守園人を給せしめたる事、及び節會日に當り一貧女の啼哭、金鬘の化作等全く同じ。但し此因緣談は巴利律大品(mv. 6)にも引用せるも五分律及び四分律の藥犍度には引用せず。

(4)婆羅門麥。五分律波逸提第十九覆屋過限戒の戒緣(註六の九三)に於て婆羅門の麥を傷殺せりとの語あり。巴利律波逸提第十九條(vp. 4. 47)に brāhmaṇassa yavakhetta(婆羅門の穀田)の語ありて諸律に此語なし。而して五分律の次下の文に「此沙門輩は爲に壽一劫を住めんと欲し、爲に子孫の計を爲さんと欲す。一兩重の覆にて以て終身に足るに何爲ぞ過厚にして此の崩倒を致せる」と述べておるも、巴利律には此等の文句を有せず。

(5)周羅聚落主問答。五分律尼薩耆波逸提第三十受畜錢寶戒戒緣に於ては、四分・僧祇・有部に引用せる周羅聚落主と世尊との金銀受畜に關する問答を記さず、巴利律亦之を記さずして、兩律共に七百集法の下即ち五分律第三十(張 2.70a)、巴利律小品(cv. 7.1.4)に引用せり。

(6)般陀比丘。五分律波逸提第二十二說法至暮戒戒緣に般陀比丘の名を出し、巴利律亦 Cūḷapanthaka(周利般特)となす。諸律は皆難陀を緣と爲せり。而して般陀は比丘尼の爲に八敬法を說き已りて拘那含牟尼佛の偈なる「欲㆑得㆓好心㆒莫㆓放逸㆒ 聖人善法當㆓勸學㆒若有㆓智慧㆒一心人㆒ 乃能無㆓復憂愁患㆒」の一偈を說いて閉目正坐すと記せり。巴利律また八敬法(aṭṭha garudhammā)を說き已りて此偈を繰返し說けりとせり。善見律(十六)には周羅般陀となしつゝ偈文は四分律第二十一波逸提不差教誡比丘尼戒に引ける入寂者歡喜 見法得安樂…の文を引けり。

(7)輕呵戒戒緣。五分律波逸提第十輕呵

くも五分律には第百四十四條誦ニ治病經方一第百九十條誦ニ外道呪術一の二條を分出せり。或は四分第百五十七條畜ニ婦女莊嚴身具一戒（巴利第八十七條即ち第百五十七條相當・itthālaṃkāraṃ dhāreyya）は諸律また一條のみにして僧祇には缺くも、五分律には第百五十五條畜ニ華鬘一・第百五十六條著ニ寶瓔珞一・第百五十七條畜ニ種々嚴身具一の三條を分出せり。かくの如きはこれ諸部律主が共に「削除せり」と考ふるよりも五分律主が諸戒より分出せしめたと考ふる方が妥當であらう。其他第八十二條離ニ水浴衣一行者、第八十八條斷ニ施レ人物一與レ僧者、第百五十九條畜レ髮者、第百六十條髮長者、第百八十八條作ニ外道事火法一燃レ火者、第百九十九條自作ニ己像一若使ニ人作一者、第二百一條水中逆レ流行者、第二百二條仰ニ臥水來下處一者、第二百八條照レ鏡者、第二百九條自卜若就レ他卜者等の諸戒は五分部主の大增補に依れるものにして皆諸律になきものである。されば前の比丘波逸提法第二十三條と第九十一條とが巴利律第二十三條と第八十二條に共通する故に五分律と巴利律とは最も類似せりと斷ずる如きは早計である。況んや僧祇律及び優波離問佛經にも共通の條目あり、特に五分律が九十一波逸提なるに僧祇律が九十二波逸提を算し得て巴利律と總數に於て一致するものあるに於てをや。まして比丘尼波逸提法の大增補より照顧する時は巴利律と五分律と最も近接するものなりとの考は當を得ざるものであるのみならず、寧ろ巴利律と四分律とこそは最も近接せるものなりと斷ずべきである。ひとり波逸提法の比較よりのみならず、衆學法の比較對照上よりも同樣に論證し得るが此には省略する。更に善見律毘婆娑論は巴利律の註釋であることは明かであるが、しかし四分律戒本にのみ存する敬塔法二十六條につき、「佛塔中止宿及藏物此二戒梵本無レ有」といひ或は「著ニ革屣一入ニ佛塔一等此二十戒梵本無レ有」と註釋せるは注意すべきである。善見律が巴利律の註釋のみならばかゝる註解を爲す必要は全然なき筈である。此によりても巴利律なるものは四分律と本來同系にして且つ最もよく相似するものたるを證し得るのである。

六、五分律の組織(d)

五分律藏全般に亘りて諸部律藏特に四分・五分・巴利三律の比較を試むることは原始律藏想定の上に重要なることであるが今は其機を得ざれば他日に讓り、こゝには五六の點に就てのみ述ぶることゝする。

(1)三佛梵行久住。僧祇・四分・五分・巴利の四律は律藏の最初に於て舍利弗の制戒勸請の記を出せるも十誦・有部兩律には此記なし。而して本律（註一の二五）に

いて、巴利・四分の類似する所更に一層多きを說かざるは不審である。卽ち波逸提法に於て五分第五十六條女人同室宿戒の如きは、諸律また第六十五條・六十七條・六十九條等の大數を示せるに、四分律は第四條・巴利律は第六條にして五分律と大差あり。五分第五十九條掘地戒は諸律また第七十三條の大數なるに、四分・巴利兩律は第十條なり。五分第五條發諍戒は諸律また第四條とせるに、四分律は第六十六條・巴利律は第六十三條なり。五分第十條輕呵毘尼戒は諸律また第十條なるに、四分・巴利共に第七十二條なり。四分・巴利兩律第六十二條飲虫水戒は諸律にては第四十一條若しは第五十一條なるに、五分律は此を缺きて第十二條用虫水戒に合制せるは特に留意すべきである。而して巴利第二十三條往比丘尼住所戒と第八十二條廻僧物與餘人戒の二條は、五分・僧祇兩律の第二十三條と第九十一條とに存し、更に優波離問佛經の第二十四條と第十條とに相當して、四分・十誦・有部に無し。これ巴利・五分兩律類似を强調せらるゝ所以の一であるが、飲虫水戒の如きは本來諸律にありしを五分は略し、往比丘尼住所戒・廻僧物與餘人戒の如きは本來四分・十誦・鼻奈耶戒因緣經・有部になきに巴利・五分・僧祇・優波離問佛經に增補(前戒より分出せる意)せるものと考へてよからうと思ふ。卽ち諸律が飲虫水戒を用虫水戒より分出し、四分十誦・鼻奈耶戒因緣經が往比丘尼住所戒・廻僧物與餘人戒を削除せりと考ふるよりも、五分律が飲虫水戒を削除して用虫水戒に合せしめ、巴利・五分・僧祇・優波離問佛經が往比丘尼住所戒・廻僧物與餘人戒を前戒(五分律第廿一條不差敎比丘尼戒及び五分律尼薩耆波逸提法第十四條)より開出せりと考ふる方が寧ろ當然なるべしと想はれる。この事は戒の性質及び戒緣並に註解の具略等よりして推し得るが更に比丘尼戒によりて立證し得られると思ふ。卽ち四分比丘尼波逸提第七十一條剃三處毛戒(巴利第二條＝第七十二條に相當す)にて於僧祇律は之を缺き、五分律は第七十四條に存しつゝ更に第百八十條に燒隱處毛戒を開出しておる。四分第七十八條不看牆外棄大小便戒は巴利第八條戒文(第七十八條相當)には uccāraṃvā passāvaṃ vā saṃkāraṃ vā vighāsaṃ vā……(大便・小便・糞掃・殘食)とあるもの、僧祇律には第百三十八條に存し、五分律には第百三十五條に棄二屎尿一、第百三十六條に棄二糞掃・殘食一との二條に分てり。四分第百一條裸形浴戒(巴利第二十一條卽ち第九十一條相當)は五分第八十一條に存しつゝ更に第百八十九條に有人處浴戒を開出せり。四分第百十七條誦二習世俗呪術一戒(巴利第四十九條卽ち第百十九條相當・tiracchānavijjaṃ pariyāpuṇeyya)は諸律皆一條にして僧祇には缺

り見て皆部派分立後の所作と見るべきも而もその部派分立以前の本實一文の律藏を推想する時智論に謂ふ所の八十部律なるには非ざるかと考へらる。從つて十誦律が比較的八十部律の面影を備ふるよりして根本律藏の相狀の幾分を推し得るとせば、智度論の記の如く阿波陀那本生を有する僧祇律の如きは無論のこと、更に本律及び四分・巴利律にも其面影を見得べき道理であると考へられるのである。

然し十誦律に分類せらるゝ八十部なるものは部派分立せる後の增補追加なりと考へらるゝ所多きが故に、直に十誦の八十部を以て原初律藏の形態なりと斷ずることは危い。唯、龍樹が亦二分ありとして阿波陀那本生を含める律と、含まざる律とに八十部ありとせる文によりて、阿波陀那本生を含める僧祇律の如きも比丘尼雜跋渠より顧照して八十部あるべきものなるべしと想定し、從つて罽賓三藏佛陀什によりて譯せられたる五分律にも、ひいては四分律・巴利律にも現在略されあるとはいへ十誦律の八十部とは異れる別の八十部あるべきなりと想定し得るにあらざるかと考ふるのである。

【註 二】 龍樹が罽賓國毘尼といふたのは强ち十誦律のみを指示したものではなく、律藏の組織上本生譚の有無によりて摩偸羅國毘尼と罽賓國毘尼とに分てる故に、罽賓國毘尼なる語の中には十誦律・五分律等を含むものと解すべきである。現に五分律の譯者佛陀什は罽賓三藏なるによりて推せらる。而して十誦律に八十部を見得るが故に五分律にも八十部を見得べき道理である。從つて五分律と四分律・巴利律とが最も類似點多きよりして、四分・巴利律にも八十部ありといはねばならぬ。但し龍樹の依用した律は主として十誦律でありて其に僧祇律を多少參酌したのではないかと考へられる。十誦律依用については智度論第十(大正藏25,131a)達に貳迦比丘赤色瓦窟の記ありて十誦律特に有部律に合するものあるも、同第二卷(大正藏25, 70c)蘇泮案についての偈文・舍利弗和上・波斯匿王・毒蛇因緣の記は全く十誦律(張七、37b)の記に相似し、更に同第二卷(大正藏 25, 63c)結集記事に五怖五罪五怨を說き次で五戒を說くことは十誦律(張七、25b)の記に同ず。其他百一羯磨(智論第三卷)及び二百五十戒義作㆓三部七法八法比丘尼毘尼增一憂波利問雜部善部如是等八十部作㆓毘尼藏㆒(第二卷)の語によりて正しく十誦律を依用せるを推し得る。而して蘇泮案については五分律第二十七卷、僧祇律第四十卷、十誦第六十一卷に引用され、畢陵伽婆蹉が恒水に對し「小婢住莫ㇾ流ㇾ水」と話せるの記は智論第二卷(大正藏25, 71a)に出づるものにして僧祇律第三十卷(律部十、註三〇の二)にも存し、且つは「摩偸羅國毘尼」と言へるより推して僧祇律をも參考にせるものなるべしと考へらるゝのである。

五、五分律の組織 (c)

諸律戒條の順位の如きはさまで問題とするに足らぬとも言ひ得るであらう。しかし師々口傳して相承し來れる戒本の說戒會誦讀に於て、順位の相違は教團の統制上大問題であらねばならぬ。從つて戒條順位の相違は勢ひ部派の相違を想はしむる。此點に於て本律の戒順は十誦・有部・僧祇等の律に異る所多くして四分・巴利兩律に相似しておる。而して學者多くは巴利・五分兩律の類似する所あるを說

かくもあらんかと想像し得る文あることである。即ち龍樹の智度論第一百巻末に、「……略說有二八十部一、亦有二二分一一者摩偸羅國毘尼含二阿波陀那本生一有二八十部一、二者　罽賓國毘尼除二却本生阿波陀那一但取二要用一作二十部一……」とある。こゝに摩偸羅國毘尼とあるは余は僧祇律（松本博士は有部律なるべしとせらる。佛教研究第三巻第一號）を指示せるものならんかと推想する。即ち僧祇律第三十三巻七百集法に於て「陀娑婆羅は摩偸羅國に在り、耶舍即ち往いて彼に至りて是言を作さく……」（律部十一、註三三の八及びその本文參照）とあるによりてなり。而して陀娑婆羅は僧祇律に於ては律傳承の第三師にして優波離面授の比丘となす。されば摩偸羅國毘尼とは大衆部僧祇律を言へるものなりと推定し得べし。而して律藏中、僧祇律の如きは實に多くの說話と本生譚とによりて構成されてある。此に反して本律及び四分・十誦・巴利律の如きは本生譚は極めて少數にして、本生阿波陀那を除却せる律と言ふとも過言でない。本より迦葉結集時に多數の本生譚を含める律藏が結集せられたとは考へ得られないから、僧祇律の如き多數の本生譚を含める律藏なるものは僧祇部主の意圖に出でたものと解すべきであらう。されば本律及び四分・十誦・巴利律等に「本生譚を除却せり」といふとも、これ本生譚を含有せる律藏に對比して「除却せり」と言へるまでゝ、却つて本生譚を含まざる律藏こそ律藏の原初態なりといふべきであらう。而してこの智論の文は阿波陀那本生譚の有無によりて八十部と十部との具略ありとなせる文の如くに見ゆるが、これは阿波陀那本生を含める律も八十部あり、また阿波陀那を除いて十部類とした律にも八十部ありとの意に解すべきである。松本博士は此意を以て八十部律なるものは、智度論にいふ十部類律が今の十誦律であつて、この中に八十部を見ることが出來ると推定された（佛教研究第三巻第一號）。從つて「阿波陀那本生を含める律に八十部あり」といふことは、阿波陀本生を除くとも八十部あることになる故に、多數の本生譚を含める僧祇律にして假令その本生譚を除くとするもまた八十部律に相違なかるべしと解すべきであらう。この事は僧祇律巻四十（律部十一、註四〇の二九）の比丘尼雜跋渠は比丘の雜誦跋渠形式に準ぜるもの、特に註（四〇の八三）及び其本文に餘盡同二比丘尼一とあるにより、比丘尼雜誦跋渠も相當多かりしことを推し得るを以てゞある。しかし今僧祇律全體を分折して八十部律なることを論證することは到底困難の事に屬するも、ともかくかゝる推論によりて大衆部律にも上座部律にも八十部ありしとせば現存諸律藏の戒條の參差削繁せるよ

即ち諸部の比丘戒に於て波逸提法と衆學法とに相違あり、更に比丘尼戒に於ては僧殘法・尼薩耆波逸提法・波逸提法・提舍尼法・衆學法に大差あり、從うて戒條總數に著しい相違を來しておる。しかし衆學法に於て錫蘭上座部なる巴利比丘戒本が75條、大衆部僧祇比丘戒本が66條（僧祇比丘尼衆學は77條なるも比丘衆學第一第二條を細分して十五條とせる故に77－13＝64となる。而して生草菜上大小便戒と水中大小便戒の二條は比丘尼に制する必要なしとする故に比丘戒66條より二條を減じて64條となるなり）、而して薩婆多部系と推し得べき優波離問佛經が72條、四分比丘戒本衆學法中塔に關する26條（四分律にのみありて他律になし）を除けば74條となるより推して、分派以前の衆學法なるものは大略七十條前後なりしものならんかと考へられる。更に波逸提法に於ても巴利戒本が92條、彌沙塞部五分戒本が91條（第二十條用虫水戒に合制せる飲虫水戒を分出するとき92條となるなり）、優波離問佛經が92條、僧祇律が92條なるより推するに上座部にも大衆部にも共に92條を算し得るものあるは興味あり。しかし90條・91條・92條を算するに至れる經過について、その孰れが先にして孰れが後なるか、92條なりしを90條若しは91條に減縮せるものか、或は90條より91條若しは92條に增補せるものなるかは容易に定め難きも、その戒の性質及び由來緣起の記述の具略等より推して、90條の方が分派以前の波逸提の戒數なりしものなるべしと考へられる。しかして現存諸律條數に甚しき相違あるはこれ部派分出に際し妄に增減せるの結果にして、迦葉結集に際して唱言せりと稱する「非制に制すべからず、制に排すべからず」との嚴訓に背くといふべきである。これ或は迦葉結集當時に於て雜碎戒棄捨問答（律部八、解題二の註（二）參照）ありしが如き、或は本律第二十二卷（大正藏 22,153a）に隨方毘尼の文證ともすべき「復告二諸比丘一雖二是我所制一而於二餘方一不三以爲二淸淨一者皆不レ應レ用、雖レ非二我所制一而於二餘方一必應レ行者皆不レ得レ不レ行」の文により、各部派主は妄に增減を行ひて律藏原始の形を失ひしものと推せられる。されば道宣律師の行事鈔（續藏第六九套第一冊8a下）にも「統明二律藏一本實一文、但爲二機悟不同一致レ令三諸計岳立一、所以隨二其樂欲一成二立己宗一、競二采大衆之文一用集二一家之典一、故有二輕重異一レ勢持犯分レ塗有無遞出廢興互顯二」と述べておる。この本實一文（資持記には迦葉結集時の八十誦律なりとせり）とは、これ律藏原始の形である。以上は諸部分出律藏中の條數の相違よりしてその孰れが原始の律典なるかを推定し難きを述べたのであるが、こゝに見逃し得ざることは律藏全體の構成上よりして原始の形を

諸部僧尼戒本條數表

（戒本の部派別に就ては尚推敲を要するものあるべきも、諸戒本對照より得たる結果の一として余はこの配分を試みざるを得ないのである。）

部派	戒本	僧尼	波羅夷法	僧伽婆尸沙法	不定法	尼薩耆波逸提法	波逸提法	波羅提提舍尼法	衆學法	七滅諍法	合數
法藏部系	四分戒本	比丘	4	13	2	30	90	4	100	7	250
		比丘尼	8	17	0	30	178	8	100	7	348
	巴利戒本	比丘	4	13	2	30	92	4	75	7	227
		比丘尼	8	17	0	30	166	8	75	7	311
化地部	彌沙塞五分戒本	比丘	4	13	2	30	91	4	100	7	251
		比丘尼	8	17	0	30	210 207 (廣律)	8	100	缺	373 370 (廣律)
薩婆多部系	十誦戒本	比丘	4	13	2	30	90	4	113	7	263
		比丘尼	8	17	0	30	178	8	106	7	354
	敦煌出土戒本	比丘尼	8	17	0	30	178	8	110	7	358
	梵本	比丘	4	13	2	30	90	4	113	7	263
	五分戒本	比丘	4	13	2	30	90	4	108	7	258
	優波離問佛經	比丘	4	13	缺	30	92	4	72	缺	215
	鼻奈耶戒因緣經	比丘	4	13	2	30	90	4	113	7	263
迦葉毘部	解脫戒經	比丘	4	13	2	30	90	4	96	7	246
大衆部	僧祇戒本	比丘	4	13	2	30	92	4	66	7	218
		比丘尼	8	19	0	30	141	8	77	7	290
根本說一切有部	有部戒本	比丘	4	13	2	30	90	4	99	7	249
		比丘尼	8	20	0	33	180	11	99	7	358
	西藏戒本	比丘	4	13	2	30	90	4	107	7	257
		比丘尼	8	20	0	33	180	11	112	7	371

の五分律の組織の下參照。

三、五分律の組織(a)

迦葉結集して優波離が律を誦出せる時は本より四分・五分・十誦の名なく皆總じて一大毘尼藏なりしも、部派分出するに至りて諸部皆各三藏を有せることは玄奘の將來目錄によりても知られうる。從つて律に於ても各部多少の相違を來して四分・十誦等の別あるに至つた。今の五分律は次の如くに本律三十卷を五分に分ち其中に細目を分つてある。

第一分（第一卷より第十卷まで）
- 一、四波羅夷法
- 二、十三僧殘法
- 三、二不定法
- 四、三十捨墮法
- 五、九十一墮法
- 六、四悔過法
- 七、百衆學法
- 八、七滅諍法

第二分（第十一卷より第十四卷まで）
- 一、尼律八波羅夷法
- 二、尼律十七僧殘法
- 三、尼律三十捨墮法
- 四、尼律二百七（異本二百十）墮法
- 五、尼律八悔過法
- 六、尼律百衆學法

第三分（第十五卷より第二十二卷まで）
- 一、受戒法（上・中・下）
- 二、布薩法
- 三、安居法
- 四、自恣法
- 五、衣法（上・下）
- 六、皮革法
- 七、藥法
- 八、食法
- 九、迦絺那衣法

第四分（第二十三・四卷 兩卷）
- 一、滅諍法
- 二、羯磨法（上・下）

第五分（第二十五卷より第三十卷まで）
- 一、破僧法
- 二、臥具法
- 三、雜法
- 四、威儀法
- 五、遮布薩法
- 六、別住法
- 七、調伏法
- 八、比丘尼法
- 九、五百集法
- 十、七百集法

右の五分中第一分第二分は比丘戒二百五十一條・比丘尼戒三百七十三條（廣律三百七十條）の註解卽ち巴利律の經分別（Suttavibhaṅga）に相當するもの、第三分以下は犍度分（Khandhaka）にして、中に於て第三分は大略巴利律の大品（Mahāvagga）に相當し、第四・五分は小品（Cullavagga）に相當する。四大廣律中、四分律には五百結集・七百結集記事を除きて二十項を列ぬる故に通常二十犍度と稱しており、巴利律は多少順次に相違する所あるも亦二十犍度と稱し得る。しかし五分律並に十誦律、特に僧祇律に至りては甚しく略攝されておるから二十犍度と稱することが出來ない（犍度分の具略については律部八、摩訶僧祇律解題の五參照）。Beal 氏が（vp. 序）五分律犍度と巴利律犍度との類似を認めて、四分律犍度と巴利律犍度の更に一層類似せるものなるを言はざりしは甚だ遺憾である。

四、五分律の組織(b)

五分律第三十五百結集記事に「若佛所レ不レ制不レ應二妄制一、若已制不レ得レ有レ違、如二佛所敎一應二謹學一レ之」とあり。迦葉結集時に於ける此唱言を以て眞實なりしとせば、戒文の解釋に諸律相違する所あるは或は許し得べけんも戒條その物に妄に增減あるべきではない。然るに本律第一分・第二分なる比丘・比丘尼戒と諸律戒條とに甚しき相違あるはいかに解すべきであるか。今、便宜上現存の諸部比丘・比丘尼戒本の條數を圖示する。

その五部とは、曇摩崛多・彌沙塞・迦葉維・薩婆多・摩訶僧祇にして、彌沙塞とは部主の名なりとせり。卽ち毘尼母經五（洪9,20c）には尊者彌沙塞說曰莎提比丘小々因酒長養……尊者迦葉維說曰……尊者薩婆多說曰……と言ひ、一切經音義卷五十（爲9,99b）には「……人名也、但此羅漢在俗爲王……」とあり。されば派祖の名をとりて彌沙塞部といひ、此部に傳持し誦讀せらるゝ律なる故に彌沙塞部律と名けしなり懷素の四分律開宗記卷一（續藏第六六套第四冊 345 b）には經論（舍利弗問經・宗輪論等）に二十部分派の記あるに五部分張の說（大集經・舍利弗問經・遺敎三昧經・三千威儀經等）あるは如何が會通すべきやとの疑問をあげて、「約二離分一有二二十部一、望二其久後流行一、但有二五部一、餘懸記文據二斯義一說……」と答へておる。しかし二十部分派といひ五部分派といひ、各その據る所ありて述べたる說にして、更に善見律（一）には優波離・大象拘・蘇那拘・悉伽符・目犍連子帝須の五法師が閻浮利地に於て律藏を次第相付して第三集律藏に至り、次で阿育王の兒なる摩哂陀に附屬し、摩哂陀は律藏を持して師子國に至り、次で弟子阿栗咤に付屬し……次に私婆（Śiva）に付屬せりとして二十四人を出し、僧祇律（三二）には優波離・陀娑婆羅等より道力に至る二十七人相承を出せる等より推して、諸說區々なれば强ち會通するの要なきものなるを知るべきである。

次に本律題に和醯の二字あるは解し難し。歷代經錄中にも此二字なく、出三藏記（三）には彌沙塞律三十四卷、同（一五）法顯傳にも彌沙塞律・長阿含等、衆經目錄（五）には彌沙塞律三十卷、大周刊定衆經目錄（一〇）には彌沙塞五分律一部三十四卷、內典錄（四）には彌沙塞律三十四卷、同（七）には彌沙塞五分律三十卷、開元錄（五）に彌沙塞律梵本、同（一三）には五分律三十卷、玄應音義・慧琳音義にも五分律とあるのみ。唯可洪音義（爲3,49b）に「和醯（呼兮反正作醯）」とあるのみ、而も其義知り難し。されば律題に此二字を加へたるは何人にして何時代に揷入せるかは詳かならず。或は和は梵の va に當り、醯は梵の hi に當る故に和醯は vahi と見るを得べし。而して原音の va とma とは轉用すること數々なれば vahi は卽ち mahi にして、mahīśāsaka の初の二綴音のみを寫せるものにあらざるかとは荻原博士の說である。若し然りとせば律題に此二字を加ふるは當を得ざるものといふべきである。

次に五分律の語は四分律が梵本四夾なりしにより一部律藏を四分して四分律と名け、十誦律が律の要用を撮りて十部として十誦律と名けたるが如くに、梵本の五夾なりしに由りてそれによりて組織分類して五分律と名けたるものである。後

の戒律を求めんとせる求法の熱誠尋常にあらざりしを見るべきである。しかし法顯三藏がかくまでにして求め得たる僧祇・五分の二律も譯出後此を講ずるもの尠く、十誦・四分二律の講場は度々開かれ、その註疏亦多く、受戒隨行は專ら兩律によりて行はれたるも、僧祇・五分兩律は唯僅かに此等註疏中に例用せられて行事上の補ひをなせるに過ぎなかつたのである。これ實際律行の上より四分・十誦が最も精細にして且つ佛意を得ておるが爲でありて、五分・僧祇によりては充分なる隨行の依據となすを得ざる憾あるが爲であるといはねばならぬ。

【註二】藏經中に二本あり、一は彌沙塞五分戒本、一は五分戒本にして共に佛陀什譯とせり。佛陀什譯戒本は正しく彌沙塞五分戒本にして、五分戒本は佛陀什譯にあらず。即ち彌沙塞五分戒本は廣律に合する戒本にして波逸提法は九十一條を、衆學法は百條を示す。五分戒本は波逸提法九十條、衆學法百八條にして且つ諸戒の順位は羅什譯戒本と比較的に並行して進み、その譯語の上よりも全く十誦系の戒本と見られ得る程に類似せり。彌沙塞五分戒本の終りに「十誦比丘波羅提木叉戒本鳩摩羅什譯者、錯重寫爲二五分戒本一而云二佛陀什譯一、其間雖レ有二小不同處一但是筆者之錯耳」と斷りておる。この五分戒本を十誦系とは云ひ得ない。譯語譯文の上よりして羅什譯の優雅なる情調あるものとは到底對比し得べきでなく、且つ戒文の上に何等の實行上の妙味顯はれおらず、唯條箇を集めたに過ぎぬ憾みあり、或は僞作にあらざるかと怪しまざるを得ない。かゝる品位なき戒本を羅什譯なりとせる入藏者の考は誤まつておる。

二、本律の名稱

本律を彌沙塞部和醯五分律（Mahīśāsaka nikāya pañcavarga vinaya）と稱す。彌沙塞は一切經音義第五十によるに彌嬉捨婆柯・摩醯奢婆迦と音譯し、或は略して彌沙塞・尼沙塞・彌沙となし、化地・正地・大不可棄と譯す。異部宗輪論（藏 4,78b）には化地部、部執異論（藏 4,80b）には正地部、文殊師利問經（列 1,88a）には

大不可棄部、十八部論（藏 4,78b. 79a）には彌沙又は彌沙塞とし、佛本行集經卷四（辰 7,15b）には尼沙塞と稱せり。此部は宗輪論にては三百年中に有部より犢子部・化地部を、三百年末には飲光部を、四百年時には經量部を出せりとなし、化地部より更に法藏部を出せりとす。舍利弗問經（寒 10,18b）にも有部よりの分派となせるも、南方傳（Mah. V, 6）には犢子部と共に上座部よりの直接の分派とせり。本律が後に述ぶる如く特種の用語に於て巴利律即ち錫蘭上座部律と類似する所多きより見るに、彌沙塞部を以て上座部よりの直接分派とする方正しきが如し。但、古來五部の律なる語ありて律の相承を明すに、迦葉・阿難・末田地・商那和修・優婆鞠多の異世の五師住世各二十年を經て、第五優婆鞠多に至り五大羅漢ありて五部分張すと傳へておる（律部八、解題の三、婆麤富羅律と僧祇律の下參照）。

彌沙塞部和醯五分律解題

一、梵本の將來

摩訶僧祇律梵本は法顯三藏が求法入竺して巴連弗摩訶衍僧伽藍にて得たるもの、五分律亦三藏が師子國(錫蘭島)より將來せるものである。法顯の師子國滯在は西紀四一〇――四一二にして、其間に無畏山僧伽藍・佛齒僧伽藍・支提山精舍・摩訶毘訶羅等に詣で、親しく諸師を訪ひ諸法事を看、長阿含・雜阿含・雜藏及び本律梵本を得て歸れるものである。されば法顯は其間に於て當時巴利三藏の註釋に從事せる佛音(Buddhaghosa)にも會逅したであらうと察せられる。四大廣律中、十誦・四分の兩律は法顯三藏の入竺中に一は弗若多羅(西紀四〇四)により一は佛陀耶舍(西紀四一二)によりて師々口傳して誦出せられたのであるが、僧祇・五分の二律は法顯將來の功によりて東土に傳はり茲に正しく譯出さるゝに至れるものである。但、僧祇律は三藏が佛陀跋陀羅と共に譯出せるも、本律は法顯未だ譯するに至らずして遷化せる故に罽賓國三藏佛陀什卽ち覺壽によりて譯出されたのである。佛陀什は早くより業を彌沙塞部の僧に受けて專ら律品に精しく兼ぬるに禪要に達せる人、宋の景平元年七月(西紀四二三)楊州に達し、その年十一月より明年四月までに龍光寺にて譯して三十四卷(出三藏記卷二には三四卷とし開元錄卷五には三〇卷とす、現行本は三〇卷なり。)と爲し、次で本律より比丘戒心及び羯磨文を抄出せり。戒本は現存せるも羯磨文は闕失せり、現存の羯磨本は大開業寺沙門釋愛同の抄出なり。(開元錄九、結 4,83a)而して五分比丘尼戒本は明徽の抄出なり。開元錄六(結 4,53a)に「沙門釋明徽、梁建初寺僧、戒行精苦習二彌沙塞部一……但出二比丘戒本一而無二尼戒一、遂以二武帝普通三年壬寅(西紀五二二)歲一、於二大律內一抄二出尼戒一卷一、卽今見行者是」とある。

法顯三藏入寂の年時は明かならざるも、出三藏記(一五)法顯法師傳には春秋八十有二とあり、高僧傳卷三・開元錄卷三には八十六歲とせり。而して本律は法顯譯出に至らずして入寂せる故に佛陀什代りて譯出せるものなれば、僧祇律譯了の年卽ち西紀四一八年より五分律譯出の年卽ち西紀四二三年の間に入寂せるものと推し得る。今假に西紀四一八年に入寂せりとし八十二歲說をとりて僧祇律譯了の年を算するに七十二歲の時に相當し、戒律を求めんとて求法入竺の旅に出でたるを弘始元年(西紀三九九)とするに法顯が五十二歲の頃なりと推し得べく、以てそ

卷の第八 ……〔一八八——二一八〕…… 二一三
初分第五、九十一單提法の三 …… 二二三
卷の第九 ……〔二一九——二五〇〕…… 二四三
初分第五、九十一單提法の四 …… 二四三
卷の第十 ……〔二五一——二七一〕…… 二七五
初分第六、四悔過法 …… 二七五
初分第七、衆學法 …… 二八二
卷の第十一 ……〔二七二——二九一〕…… 三一五
第二分の初、尼律波羅夷法 …… 二九七
第二分の二、尼律僧殘法 …… 三〇二
卷の第十二 ……〔二九二——三一二〕…… 三一六
第二分の三、尼律捨墮法 …… 三一六
第二分の四、尼律墮法の一 …… 三二三
卷の第十三 ……〔三一三——三三一〕…… 三三七
第二分の四、尼律墮法の二 …… 三三七
卷の第十四 ……〔三三二——三五三〕…… 三五六
第二分の四、尼律墮法の三 …… 三五六
第二分の五、尼律悔過法 …… 三七四
第二分の六、尼律衆學法 …… 三七五

◇　◇

索引 …… 卷末

目次

（本丁）（通頁）
彌沙塞部和醯五分律解題……〔一―二三〕……一
彌沙塞部和醯五分律（全三十巻中自巻第一至巻第十四）……〔一―三五三〕……二五
巻の第一……〔一―三二〕……二五
初分第一、四波羅夷法の一……二五
巻の第二……〔三三―四六〕……四六
初分第一、四波羅夷法の二……四六
初分第二、十三僧残法の一……五六
巻の第三……〔四七―七五〕……七一
初分第二、十三僧残法の二……七一
巻の第四……〔七六―一〇二〕……一〇〇
初分第三、二不定法……一〇〇
巻の第五……〔一〇三―一二八〕……一二七
初分第四、三十捨墮法の二……一二七
巻の第六……〔一二九―一五八〕……一五三
初分第五、九十一單提法の一……一五三
巻の第七……〔一五九―一八七〕……一八三
初分第六、九十一單提法の二……一八三

律部十三

西本龍山譯

LIB...
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版